

平成23年(2011年)産業連関表

2011 Input-Output Tables

総合解説編

Explanatory Report

共同編集

総務省・内閣府・金融庁・財務省
文部科学省・厚生労働省・農林水産省
経済産業省・国土交通省・環境省

平成 27 年 6 月

June 2015

総 務 省

Ministry of Internal Affairs
and Communications

Japan

は し が き

経済を構成する各産業は、相互に密接な取引関係を結びながら財・サービスの生産活動を行っています。「産業連関表」は、国又は地域において1年間に行われたこれら財・サービスの生産状況や、産業相互間の取引状況などを行列形式でまとめた統計です。

我が国の統一的な産業連関表は、昭和30年（1955年）を対象としたもの以来、おおむね5年ごとに、関係府省庁の共同事業として作成してきました。今回取りまとめた平成23年（2011年）産業連関表は、その12回目に当たるものであり、総務省、内閣府、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の10府省庁の協力の下、作成に取り組んできました。そして、この度、その結果を報告書として取りまとめました。

報告書は、総合解説編及び計数編（1～4）の5分冊からなっています。

総合解説編では、平成23年（2011年）産業連関表からみた平成23年当時の我が国の経済構造に始まり、産業連関表の基礎的な理論、部門別の概念・定義・範囲及び推計方法等を掲載しています。計数編では、基本分類（518部門×397部門）による取引基本表、統合分類による取引基本表及び各種係数表のほか、各種付帯表等を掲載しています。

産業連関表は、様々な生産活動を幅広く対象としており、我が国の経済構造を明らかにする基礎統計として、また、経済の波及効果分析などのツールとして、さらには、他の経済統計の基準値として幅広く利用されています。今後とも、産業連関表が、関係各方面において広く利用されることを期待しています。

最後になりましたが、産業連関表の作成に御協力いただいた方々に深く感謝するとともに、共同事業に参画された関係府省庁の方々に敬意を表する次第です。

平成27年6月

産業連関部局長会議を代表して

総務省政策統括官（統計基準担当）

田 家 修

平成23年（2011年）産業連関表報告書の構成と掲載内容

報告書の名称	掲 載 内 容	
総合解説編	<p>第1部 平成23年（2011年）産業連関表の推計結果の概要</p> <p>第1章 平成23年（2011年）産業連関表からみた我が国の経済構造</p> <p>第2章 平成23年（2011年）産業連関表</p> <p>1 13部門分類</p> <p>2 統合大分類（37部門）</p> <p>第2部 産業連関表の概要</p> <p>第3章 平成23年（2011年）産業連関表の作成作業</p> <p>第1節 作成機関</p> <p>第2節 作成作業の概要</p> <p>第3節 取引基本表の基本フレーム</p> <p>〔参考1〕 産業連関表の沿革と我が国における作成状況</p> <p>第4章 産業連関表の理論</p> <p>第1節 産業連関表の構造と見方</p> <p>第2節 産業連関表（取引基本表）の基礎的理論</p> <p>〔参考2〕 産業連関表（取引基本表）と国民経済計算との相違</p> <p>第5章 産業連関分析のための各種係数の内容と計算方法</p> <p>第1節 投入係数</p> <p>第2節 逆行列係数</p> <p>第3節 最終需要と国内生産額との関係</p> <p>第4節 最終需要と粗付加価値との関係</p> <p>第5節 最終需要と輸入との関係</p> <p>第6節 労働力の産業連関分析係数</p> <p>第7節 部門統合の問題</p> <p>第6章 産業連関分析の方法</p> <p>第1節 経済構造の将来予測</p> <p>第2節 価格分析</p> <p>第3節 変動要因分析</p> <p>第7章 付帯表の種類とその内容</p> <p>1 物量表</p> <p>2 屑・副産物発生及び投入表</p> <p>3 雇用表（生産活動部門別従業者内訳表）</p>	<p>4 雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表）</p> <p>5 固定資本マトリックス</p> <p>6 産業別商品産出表（V表）</p> <p>7 自家輸送マトリックス</p> <p>〔参考3〕 商業マージン表及び国内貨物運賃表</p> <p>〔参考4〕 輸入表</p> <p>第3部 産業連関表で用いる部門分類表及び部門別概念・定義・範囲</p> <p>第8章 部門分類表</p> <p>〔参考5〕 部門名の五十音順一覧</p> <p>〔参考6〕 府省庁番号</p> <p>〔参考7〕 部門名の日英対応表</p> <p>第9章 部門別概念・定義・範囲</p> <p>第1節 内生部門</p> <p>第2節 最終需要部門</p> <p>第3節 粗付加価値部門</p> <p>〔参考8〕 平成23年（2011年）産業連関表における中央政府、地方政府、独立行政法人、特殊法人、認可法人等の扱い</p> <p>〔参考9〕 平成17年（2005年）－平成23年（2011年）産業連関表部門分類対照表</p> <p>〔参考10〕 平成23年（2011年）産業連関表基本分類－日本標準産業分類（平成19年（2007年）改定）細分類対応表</p> <p>〔参考11〕 平成23年（2011年）産業連関表統合小分類－国際標準産業分類（第4次改定版）細分類対応表</p> <p>第4部 部門別の推計方法</p> <p>第10章 部門別の推計方法</p> <p>第1節 内生部門</p> <p>第2節 最終需要部門</p> <p>第3節 粗付加価値部門</p>
計数編（1）	第1部 取引基本表 産出表（基本分類（518部門×397部門））	
計数編（2）	第2部 取引基本表 投入表（基本分類（518部門×397部門））	第3部 部門別品目別国内生産額表
計数編（3）	<p>第4部 取引基本表及び各種係数表（統合小分類（190部門））</p> <p>1 産出表</p> <p>2 投入表</p> <p>3 投入係数表</p> <p>4 逆行列係数表</p> <p>5 最終需要項目別生産誘発額・生産誘発係数・生産誘発依存度</p>	<p>6 最終需要項目別粗付加価値誘発額・粗付加価値誘発係数・粗付加価値誘発依存度</p> <p>7 最終需要項目別輸入誘発額・輸入誘発係数・輸入誘発依存度</p> <p>8 輸入係数・輸入品投入係数・総合輸入係数及び総合粗付加価値係数</p>
計数編（4）	<p>第5部 取引基本表及び各種係数表（統集中分類（108部門））</p> <p>1 生産者価格評価表</p> <p>2 購入者価格評価表</p> <p>3 投入係数表</p> <p>4 逆行列係数表</p> <p>5 最終需要項目別生産誘発額・生産誘発係数・生産誘発依存度</p> <p>6 最終需要項目別粗付加価値誘発額・粗付加価値誘発係数・粗付加価値誘発依存度</p> <p>7 最終需要項目別輸入誘発額・輸入誘発係数・輸入誘発依存度</p> <p>8 輸入係数・輸入品投入係数・総合輸入係数及び総合粗付加価値係数</p>	<p>第6部 付帯表</p> <p>1 物量表</p> <p>2 屑・副産物発生及び投入表</p> <p>3 雇用表（生産活動部門別従業者内訳表）</p> <p>4 雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表）</p> <p>5 固定資本マトリックス</p> <p>6 産業別商品産出表（V表）</p> <p>7 自家輸送マトリックス</p>

（注） 計数編の各報告書にも、部門分類表を掲載している。

問い合わせ先

産業連関表は、10府省庁の共同事業として作成しており、各府省庁の業務分担は、下記のとおりです^(注)。
したがって、この報告書についての全般的な御質問は、総務省政策統括官付統計審査官室へお問い合わせください。また、各部門についての具体的な御質問については、下記の府省庁へお問い合わせください。
なお、この冊子のPDFファイル及び統計表のデータについては、総務省HPで提供しています。

総務省HP : http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/data/io/index.htm

産業連関表

検索

(注) 各府省庁の業務分担は、大枠を示したものとなっています。

記

総務省

〔政策統括官付統計審査官室（産業連関表担当） TEL(03)5273-1088（直）〕

- 立案、連絡、調整及び公表の総括
- 映像・音声・文字情報制作業
- 最終需要部門のうち輸出入

〔統計局統計調査部調査企画課 TEL(03)5273-2024（直）〕

- 郵便・信書便、通信、放送、インターネット附随サービス

内閣府

〔経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課 TEL(03)6257-1634（直）〕

- 下水道、公務、その他の非営利団体サービス
- 対個人サービス（他省が担当する部門を除く。）
- 最終需要部門（輸出入を除く。）
- 粗付加価値部門（雇用者所得を除く。）

金融庁

〔総務企画局企画課調査室 TEL(03)3506-6211（直）〕

- 金融・保険

財務省

〔大臣官房総合政策課 TEL(03)3581-5767（直）〕

- 塩、酒類、たばこ、法務・財務・会計サービス

文部科学省

〔生涯学習政策局政策課調査統計企画室 TEL(03)5253-4111内線2266〕

- 学校給食、教育・研究

厚生労働省

〔大臣官房統計情報部企画課審査解析室 TEL(03)5253-1111内線7390〕

- 医薬品、上水道・簡易水道
- 医療・福祉、保健衛生、社会保険・社会福祉、介護
- 労働者派遣サービス、建物サービス
- 宿泊業、飲食サービス、洗濯・理容・美容・浴場業、映画館、冠婚葬祭業
- 粗付加価値部門のうち雇用者所得

農林水産省

〔大臣官房統計部統計企画管理官 TEL(03)3502-5631（直）〕

- 農林水産業
- 飲食料品製造業（学校給食、酒類及びたばこを除く。）、木材

経済産業省

〔大臣官房調査統計グループ経済解析室 TEL(03)3501-6648（直）〕

- 鉱業、製造業（他府省が担当する部門を除く。）
- 電力・ガス・熱供給、工業用水、商業
- 情報サービス、新聞、出版
- 対事業所サービス（他府省が担当する部門を除く。）
- 事務用品

国土交通省

〔総合政策局情報政策本部情報政策課建設経済統計調査室 TEL(03)5253-8342（直）〕

- 建設、不動産、土木建築サービス

〔総合政策局情報政策本部情報政策課 TEL(03)5253-8340（直）〕

- 運輸、船舶・同修理、鉄道車両・同修理

環境省

〔大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 TEL(03)3581-3351内線6879〕

- 廃棄物処理

平成23年(2011年)産業連関表 — 総合解説編 —

— 目 次 —

はしがき

平成23年(2011年)産業連関表報告書の構成と掲載内容

問い合わせ先

第1部 平成23年(2011年)産業連関表の推計結果の概要 1

第1章 平成23年(2011年)産業連関表からみた我が国の経済構造 3

- 1 概況 4
- 2 総供給の構成と伸び 10
- 3 総需要の構成と伸び 11
- 4 国内生産額の産業別構成 12
参考 国内生産額の時系列推移 13
- 5 国内生産額の産業別の伸び 14
- 6 中間投入と粗付加価値 15
- 7 産業別中間投入率 16
- 8 国内生産額に占めるサービスの中間投入率 17
- 9 粗付加価値の構成と伸び 18
- 10 最終需要の構成と伸び 19
- 11 輸出の産業(商品)別の構成と伸び 20
- 12 産業(商品)別の国内生産額に占める輸出割合 21
- 13 輸入の産業(商品)別の構成と伸び 22
- 14 産業(商品)別の国内需要に占める輸入割合 23
- 15 生産波及の大きさ 24
- 16 最終需要と生産誘発 25
- 17 最終需要と粗付加価値誘発 26
- 18 最終需要と輸入誘発 27

第2章 平成23年(2011年)産業連関表 29

- 1 13部門分類 29
- 2 統合大分類(37部門) 37

第2部 産業連関表の概要 53

第3章 平成23年(2011年)産業連関表の作成作業 55

- 第1節 作成機関 55
 - 1 共同事業体制 55
 - 2 事業組織及び作業分担 55
 - 3 事業予算 55

第2節 作成作業の概要	55
1 基本方針の決定	58
2 基本要綱の決定等	58
(1) 基本要綱の決定	58
(2) 部門分類の変更	58
(3) 統計法第26条に基づく作成方法の通知	58
3 基礎資料の収集・整備	59
4 計数の推計・調整	60
(1) 国内生産額の推計	61
(2) 投入額の推計	61
(3) 産出額の推計	61
(4) 投入額と産出額の計数調整	61
5 各種係数表の作成	62
6 各種付帯表の作成	62
7 推計結果の公表	62
8 接続産業連関表の作成・公表	62
第3節 取引基本表の基本フレーム	63
1 対象期間及び記録の時点	63
2 評価方法	63
3 取引基本表の基本構造	64
4 部門分類	64
(1) 部門分類の原則	64
(2) 基本分類及び統合分類	64
(3) 最終需要部門と粗付加価値部門	65
5 特殊な取扱い	65
(1) 帰属計算	65
(2) 仮設部門の設定	65
(3) 物品賃貸業の取扱い	65
〔参考1〕 産業連関表の沿革と我が国における作成状況	66
第4章 産業連関表の理論	79
第1節 産業連関表の構造と見方	79
1 産業連関表の構造	79
(1) 産業連関表の全体的な構造	79
(2) 投入及び産出の構成	80
(3) 投入と産出とのバランス	80
2 産業連関表の見方	81
(1) 簡単な数値事例による概念の整理	81
(2) 実際の産業連関表の見方	83
3 産業連関表の特徴	83
4 産業連関表の利用	84
5 国民経済計算との関係	84
第2節 産業連関表（取引基本表）の基礎的理論	85
1 対象期間	85
2 地域的範囲	85

(1) 国内概念と国民概念	85
(2) 我が国の取引基本表での扱い	85
3 記録の時点	86
(1) 発生主義と現金主義	86
(2) 我が国の取引基本表での扱い	86
4 評価の単位	86
5 部門分類	87
(1) 部門分類の概念	87
(2) 部門分類の原則	87
(3) 生産活動主体分類	87
(4) 部門分類の種類及び分類コード	90
(5) 最終需要部門と粗付加価値部門	91
6 取引基本表の基本構造	91
(1) 価格評価と表形式（生産者価格評価表と購入者価格評価表）	91
(2) 消費税の扱い	93
(3) 輸入の扱いと表形式	95
7 国内生産額の価格評価	95
(1) 国内生産額の重要性	95
(2) 国内生産額に関する価格評価	96
(3) 国内生産額の重複計算	97
8 内生部門及び最終需要部門の取引の計上方法	98
(1) 内生部門	98
(2) 資本財の取引	98
(3) 在庫	99
9 輸出及び輸入の価格評価	99
(1) 普通貿易の輸出品	99
(2) 普通貿易の輸入品	99
(3) 特殊貿易及び直接購入の輸出入	100
10 取引基本表作成上の特殊な取扱い	100
(1) 商業部門及び運輸部門	100
(2) コスト商業とコスト運賃	100
(3) 屑・副産物	101
(4) 帰属計算を行う部門	105
(5) 仮設部門	106
(6) 使用者主義と所有者主義	108
(7) 非営利活動（政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の活動）	109

【参考2】 産業連関表（取引基本表）と国民経済計算との相違	110
-------------------------------	-----

第5章 産業連関分析のための各種係数の内容と計算方法 112

第1節 投入係数	112
1 投入係数の計算方法	112
2 投入係数の意味	113
(1) 投入係数による生産波及の測定	113
(2) 生産波及の数学的計算	113
3 投入係数の安定性	113

(1) 生産技術水準の不変性	113
(2) 生産規模に関する一定性	114
(3) 投入係数の変動要因	114
第2節 逆行列係数	114
1 逆行列係数の意味と計算方法	114
2 逆行列係数の類型（輸入の扱い）	115
(1) $(I - A)^{-1}$ 型	116
(2) $[I - (I - \hat{M})A]^{-1}$ 型	116
(3) $(I - A^d)^{-1}$ 型	117
3 影響力係数と感応度係数	118
(1) 影響力係数	118
(2) 感応度係数	118
(3) 影響力係数と感応度係数による機能分析	119
第3節 最終需要と国内生産額との関係	120
1 最終需要項目別生産誘発額	120
2 最終需要項目別生産誘発係数	120
3 最終需要項目別生産誘発依存度	121
第4節 最終需要と粗付加価値との関係	121
第5節 最終需要と輸入との関係	122
1 最終需要項目別輸入誘発額、同誘発係数及び同誘発依存度	122
2 総合輸入係数	122
第6節 労働力の産業連関分析係数	122
1 労働誘発係数	122
2 労働誘発に関する影響力係数と感応度係数	123
(1) 労働誘発に関する影響力係数	124
(2) 労働誘発に関する感応度係数	124
3 職業誘発係数	124
4 最終需要項目別労働誘発係数及び同職業誘発係数	125
第7節 部門統合の問題	125
1 はじめに	125
2 部門統合の理論的側面	125
(1) 2部門を統合する場合	125
(2) 部門統合に伴う他部門での生産誘発における影響	126
(3) 統合により生産波及に影響を生じさせないための条件	127
3 部門統合の実例	128
4 まとめ	128
第6章 産業連関分析の方法	130
第1節 経済構造の将来予測	130
1 最終需要額を与えた場合の国内生産額の将来予測	130
(1) 分析用のモデル式	130
(2) 入力係数行列 \hat{M} 及び投入係数行列 A の修正方法	130
(3) 与件として作成する最終需要額	130
(4) 注意すべき点	131
(5) 粗付加価値額及びその内訳の予測	131

(6) 産業連関分析モデルによる解	131
2 生産額を与えた場合の最終需要額水準の将来予測	131
第2節 価格分析	132
1 円価値単位	132
2 モデル式	132
3 留意すべき点	133
第3節 変動要因分析	133
1 基本的な変動要因分析モデル	133
2 最終需要額の要因分解	134
第7章 付帯表の種類とその内容	135
1 物量表	135
(1) 物量表の概念	135
(2) 物量表の作成方法	135
(3) 利用上の留意点	136
2 屑・副産物発生及び投入表	136
(1) 屑・副産物発生及び投入表の概念	136
(2) 屑・副産物発生及び投入表の作成方法	136
3 雇用表（生産活動部門別従業者内訳表）	137
(1) 雇用表の概念	137
(2) 雇用表の作成方法	138
4 雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表）	138
(1) 雇用マトリックスの概念	138
(2) 雇用マトリックスの作成方法	138
5 固定資本マトリックス	139
(1) 固定資本マトリックスの概念	139
(2) 固定資本マトリックスの作成方法	140
6 産業別商品産出表（V表）	140
(1) 産業別商品産出表の概念	140
(2) 産業別商品産出表の作成方法	140
7 自家輸送マトリックス	141
(1) 自家輸送マトリックスの概念	141
(2) 自家輸送マトリックスの作成方法	141
〔参考3〕 商業マージン表及び国内貨物運賃表	143
〔参考4〕 輸入表	146
第3部 産業連関表で用いる部門分類表及び部門別概念・定義・範囲	147
第8章 部門分類表	149
1 内生部門	149
2 最終需要部門	157
3 粗付加価値部門	157
4 13部門分類と統合大分類の対応	158

〔参考5〕	部門名の五十音順一覧	159
〔参考6〕	府省庁番号	167
〔参考7〕	部門名の日英対応表	168
第9章	部門別概念・定義・範囲	184
第1節	内生部門（注：各項目番号は、統合大分類の分類コード）	185
01	農林水産業	185
06	鉱業	190
11	飲食料品	191
15	繊維製品	197
16	パルプ・紙・木製品	200
20	化学製品	203
21	石油・石炭製品	209
22	プラスチック・ゴム	210
25	窯業・土石製品	212
26	鉄鋼	214
27	非鉄金属	217
28	金属製品	219
29	はん用機械	221
30	生産用機械	223
31	業務用機械	228
32	電子部品	230
33	電気機械	232
34	情報・通信機器	235
35	輸送機械	238
39	その他の製造工業製品	241
41	建設	245
46	電気・ガス・熱供給	249
47	水道	250
48	廃棄物処理	251
51	商業	251
53	金融・保険	252
55	不動産	254
57	運輸・郵便	255
59	情報通信	260
61	公務	263
63	教育・研究	264
64	医療・福祉	267
65	その他の非営利団体サービス	271
66	対事業所サービス	272
67	対個人サービス	275
68	事務用品	280
69	分類不明	280
第2節	最終需要部門	281
第3節	粗付加価値部門	290

〔参考8〕平成23年(2011年)産業連関表における中央政府、地方政府、独立行政法人、 特殊法人、認可法人等の扱い	295
〔参考9〕平成17年(2005年)－平成23年(2011年)産業連関表部門分類対照表	314
〔参考10〕平成23年(2011年)産業連関表基本分類－ 日本標準産業分類(平成19年(2007年)改定)細分類対応表	332
〔参考11〕平成23年(2011年)産業連関表統合小分類－ 国際標準産業分類(第4次改定版)細分類対応表	352

第4部 部門別の推計方法	361
--------------	-----

第10章 部門別の推計方法	363
---------------	-----

第1節 内生部門	369
1 農林水産省担当部門	369
2 経済産業省担当部門	382
3 文部科学省担当部門	396
4 財務省担当部門	399
5 厚生労働省担当部門	400
6 国土交通省(運輸)担当部門	414
7 国土交通省(建設)担当部門	433
8 内閣府担当部門	440
9 環境省担当部門	446
10 金融庁担当部門	447
11 総務省担当部門	448
第2節 最終需要部門	451
1 内閣府担当部門	451
2 総務省担当部門	457
第3節 粗付加価値部門	460
1 内閣府担当部門	460
2 厚生労働省担当部門	463
索引	465

第 1 部

平成23年（2011年）産業連関表の 推計結果の概要

第1章 平成23年(2011年)産業連関表からみた我が国の経済構造

1	概況	4
2	総供給の構成と伸び	10
3	総需要の構成と伸び	11
4	国内生産額の産業別構成	12
	参考 国内生産額の時系列推移	13
5	国内生産額の産業別の伸び	14
6	中間投入と粗付加価値	15
7	産業別中間投入率	16
8	国内生産額に占めるサービスの中間投入率	17
9	粗付加価値の構成と伸び	18
10	最終需要の構成と伸び	19
11	輸出の産業(商品)別の構成と伸び	20
12	産業(商品)別の国内生産額に占める輸出割合	21
13	輸入の産業(商品)別の構成と伸び	22
14	産業(商品)別の国内需要に占める輸入割合	23
15	生産波及の大きさ	24
16	最終需要と生産誘発	25
17	最終需要と粗付加価値誘発	26
18	最終需要と輸入誘発	27

〔留意点〕

- 過去の表(平成12年表及び平成17年表)の計数について
 - 本章において、時系列比較のために参考計上している前回表(平成17年表)及び前々回表(平成12年表)の計数は、平成23年表の部門分類コードとの対応関係を勘案して簡易に組替集計した名目値である。部門ごとの概念・定義・範囲の詳細な変更を反映した表については、「平成12-17-23年接続産業連関表」(平成28年度公表予定)において作成することとしている。
 - 平成23年表は、全産業を対象として平成24年に初めて実施された「経済センサス-活動調査」のデータを重要な基礎資料として新たに用いるなど、利用したデータに変更が生じているほか、これらデータの変更に伴い、推計方法についても見直している部門が少なくない。そのため、過去の計数との比較には注意を要する。
- 各種計数については、100万円単位の計数に基づいて算出し、各統計表における表章単位で四捨五入していることから、内訳の合算値が合計と一致しない場合がある。
- 本章の説明中において、部門の名称(合計項目を除く。)に相当するものについては、「」を付して表記している。

1 概況

産業連関表は、国内経済において一定期間（通常1年間）に行われた財・サービスの産業間取引等を行列形式で示した統計表である。表1-1は、平成23年（2011年）産業連関表（以下「平成23年表」という。）の全体像を示した表（13部門分類）である。^(注)

産業連関表は、部門ごとにタテ方向（列部門）の計数を読むと、その部門の財・サービスの国内生産額とその生産に用いられた投入費用の内訳に関する情報が得られる。また、部門ごとにヨコ方向（行部門）の計数を読むと、その部門の財・サービスの国内生産額及び輸入額についての産出（販売）先の内訳に関する情報が得られる。このため、産業連関表は「投入産出表」（Input-Output Tables、略してI-O表）とも呼ばれている。

今回取りまとめた平成23年表から日本経済をみると、以下のとおりである（図1-1を参照）。

日本経済を供給側からみると、平成23年の財・サービスの総供給は1022兆8329億円となった。このうち、国内生産額は939兆6749億円（総供給額に占める割合91.9%）、輸入は83兆1581億円（同8.1%）となった。これを平成17年（2005年）産業連関表と比べると、輸入は14.7%増加したものの、国内生産額は3.3%減少したため、総供給は2.1%の減少となった。

国内生産額の費用構成をみると、生産に用いられた原材料・燃料等の財・サービスの中間投入は462兆7696億円で、国内生産額に占める割合を示す中間投入率は、平成17年の48.0%から49.2%に上昇した。

国内生産額のもう一つの構成要素である粗付加価値は、476兆9053億円で国内生産額に占める割合を示す粗付加価値率は50.8%となった。また、粗付加価値に占める主な項目の構成比は、「雇用者所得」が52.1%、「営業余剰」が18.2%、「資本減耗引当」が20.9%であり、平成17年と比べると、「雇用者所得」及び「資本減耗引当」が上昇し、「営業余剰」が低下した。

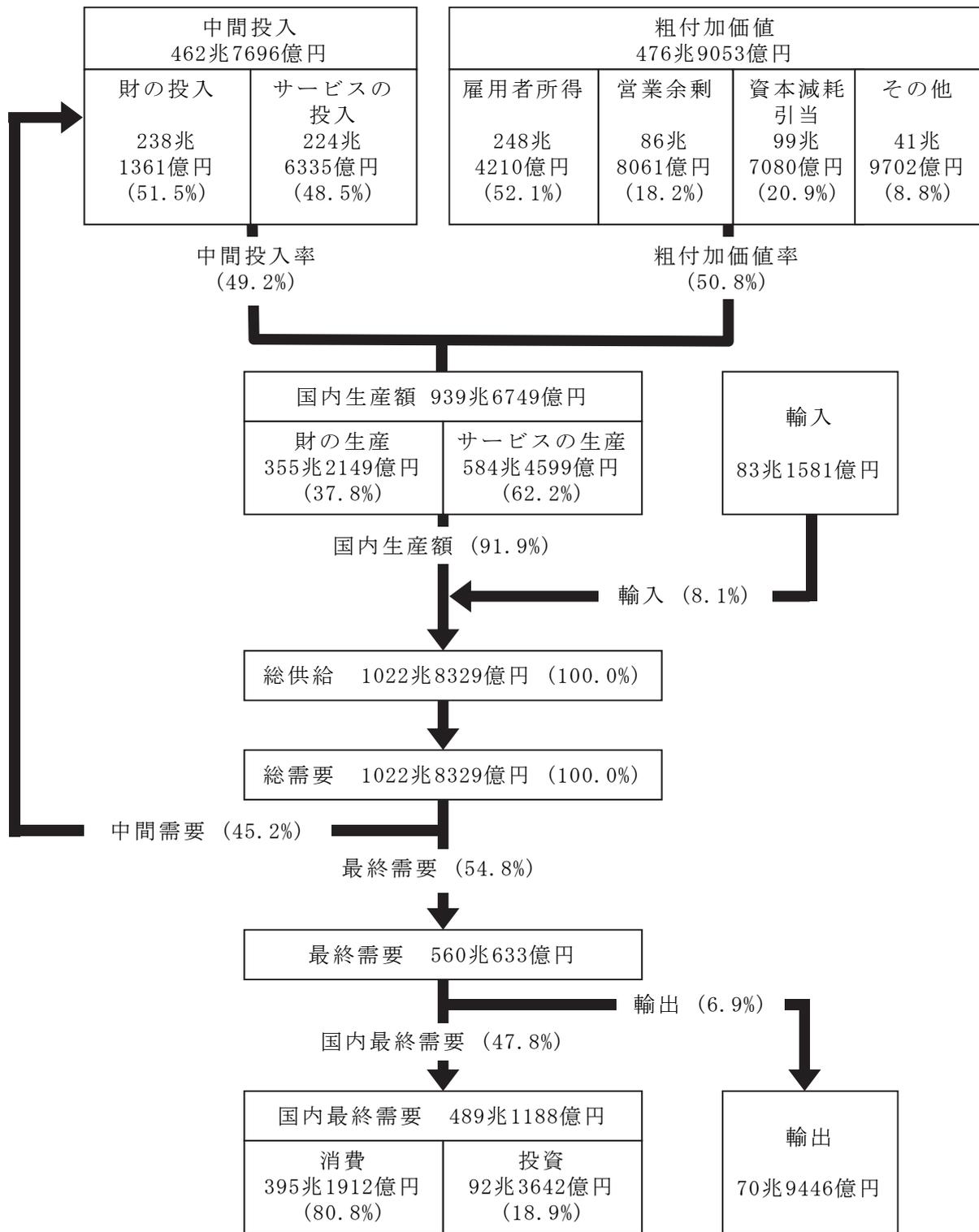
次に、需要側からみると、平成23年の財・サービスの総需要は1022兆8329億円で、このうち、生産活動用の原材料・燃料等の財・サービスに対する中間需要は462兆7696億円（総需要に占める割合45.2%）、国内最終需要が489兆1188億円（同47.8%）、輸出が70兆9446億円（同6.9%）となった。さらに、国内最終需要の内訳をみると、消費が395兆1912億円（国内最終需要に占める割合80.8%）、投資が92兆3642億円（同18.9%）となった。

これを平成17年と比べると、中間需要は0.7%の減少となった。国内最終需要のうち、消費は1.7%の増加となったが、投資は20.3%の減少となった。輸出は0.9%の減少となったが、総需要に占める輸出の割合は6.9%と、平成17年と同率となった。

以下、次項から各項目について説明する。

(注) 表1-1は、取引を生産者の出荷価格で評価した「生産者価格評価表」であり、表1-2は、出荷価格に流通経費（商業マージン及び国内貨物運賃）を含めた価格で評価した「購入者価格評価表」である。本章では特に注記しない場合、生産者価格評価表に基づき述べる。

図 1 — 1 平成23年（2011年）産業連関表からみた我が国経済の全体像



(注) 1 この図において、「財」は、統合大分類の分類コード01～41及び68、「サービス」は同じく46～67及び69の合計である。

2 この図において、消費とは、「家計外消費支出」、「民間消費支出」及び「一般政府消費支出」の合計、投資とは「国内総固定資本形成」及び「在庫純増」の合計である。なお、「国内最終需要」には、消費及び投資のほか、「調整項」の額を含む。

3 四捨五入していることから、内訳は必ずしも合計と一致しない。

4 () は、構成比を示す。

表 1 - 1 平成23年（2011年）産業連関表

生産者価格評価表(13部門分類)

		中 間 需 要											
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12
		農 林 水産業	鉱業	製造業	建設	電力・ ガス・ 水道	商業	金融・ 保 険	不動産	運輸・ 郵便	情報通信	公務	サービス
中 間 投 入	01 農 林 水 産 業	1,456.6	0.1	7,793.6	56.9	0.0	8.8	0.0	0.2	2.1	0.0	1.8	1,360.9
	02 鉱 業	0.2	1.5	16,858.0	326.1	6,905.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.3	1.2
	03 製 造 業	2,645.0	67.5	128,796.5	14,427.3	2,267.6	3,078.1	990.7	195.7	7,050.1	2,300.8	2,621.8	28,693.2
	04 建 設	70.6	6.1	1,340.6	74.1	1,179.5	644.8	188.4	3,155.7	687.0	322.8	810.3	1,293.5
	05 電力・ガス・水道	129.0	29.5	5,433.5	279.2	2,867.1	2,104.8	181.0	420.8	676.7	399.0	538.5	4,649.1
	06 商 業	659.2	19.2	16,320.0	3,707.6	398.9	1,925.9	216.7	113.9	1,325.4	674.6	507.2	9,410.4
	07 金 融 ・ 保 険	70.6	26.9	1,667.2	705.5	415.8	1,595.8	2,012.3	5,383.1	995.8	219.7	1,629.2	1,858.0
	08 不 動 産	25.5	7.5	590.0	243.7	175.2	3,217.4	631.5	1,562.0	1,016.7	1,214.7	61.2	2,961.1
	09 運 輸 ・ 郵 便	621.4	194.9	7,634.2	2,238.9	901.2	5,274.3	1,087.0	175.9	5,126.1	1,166.1	1,359.0	4,930.4
	10 情 報 通 信	40.9	7.8	1,897.0	473.7	451.1	3,758.5	1,901.8	287.0	542.6	7,022.4	1,045.6	7,819.1
	11 公 務	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	12 サ ー ビ ス	317.2	53.1	18,174.6	5,486.0	3,124.1	7,262.1	3,640.9	2,168.7	6,185.2	8,276.3	3,864.6	21,267.1
	13 分 類 不 明	161.5	5.8	832.6	783.3	109.8	672.8	126.3	344.6	373.7	303.2	33.9	1,279.9
	内 生 部 門 計	6,197.6	419.9	207,337.6	28,802.3	18,795.4	29,543.2	10,976.6	13,807.4	23,981.4	21,899.5	12,473.3	85,523.9
粗 付 加 価 値	家 計 外 消 費 支 出	75.6	36.5	3,319.8	969.2	305.0	2,111.2	952.2	272.1	823.8	861.5	397.1	3,493.0
	雇 用 者 所 得	1,352.3	143.6	43,270.0	18,409.8	2,498.2	37,017.8	9,836.1	3,947.9	14,100.8	10,648.0	14,501.4	92,516.6
	営 業 余 剰	2,857.9	44.5	7,886.2	1,031.4	-2,386.1	15,042.5	7,138.1	29,708.2	2,228.6	7,885.4	0.0	13,887.1
	資 本 減 耗 引 当	1,723.1	74.2	17,789.2	1,654.5	5,669.9	6,512.9	3,493.6	19,495.2	5,328.2	3,978.6	11,911.0	21,802.5
	間 接 税 (関 税 ・ 輸 入 品 商 品 税 を 除 く 。)	524.7	42.3	10,487.2	1,947.0	1,140.5	3,480.1	545.2	3,998.1	1,996.4	889.5	122.5	6,714.2
	(控 除) 経 常 補 助 金	-695.2	-0.9	-185.6	-299.7	-268.3	-51.9	-847.8	-41.4	-225.1	-2.2	0.0	-979.1
	粗 付 加 価 値 部 門 計	5,838.4	340.1	82,566.9	23,712.2	6,959.2	64,112.7	21,117.3	57,380.1	24,252.6	24,260.8	26,931.9	137,434.4
国 内 生 産 額	12,036.0	760.0	289,904.5	52,514.5	25,754.7	93,655.8	32,093.9	71,187.5	48,234.0	46,160.3	39,405.2	222,958.2	

(単位:10億円)

13 分類不明	最 終 需 要									需要合計	(控除) 輸入計	国 内 生産額
	内 生 部門計	家 計 外 消費支出	民 間 消費支出	一般政府 消費支出	国 内 総 固 定 資 本 形 成	在 庫 純 増	国 内 最 終 需 要 計	輸 出 計	最 終 需 要 計			
0.0	10,681.0	63.4	3,389.1	0.0	168.3	246.8	3,869.9	47.9	3,917.8	14,598.8	-2,562.8	12,036.0
0.5	24,092.8	-5.4	-6.1	0.0	-7.0	-42.0	-58.8	35.6	-23.2	24,069.6	-23,309.6	760.0
454.8	193,589.1	1,639.1	55,177.6	242.9	31,026.7	598.3	90,241.8	54,437.7	144,679.5	338,268.6	-48,364.1	289,904.5
0.0	9,773.2	0.0	0.0	0.0	42,741.3	0.0	42,741.3	0.0	42,741.3	52,514.5	0.0	52,514.5
64.9	17,773.1	7.9	8,201.9	-261.4	0.0	0.0	7,948.4	35.3	7,983.7	25,756.8	-2.1	25,754.7
76.1	35,355.0	1,552.4	43,597.2	9.8	6,388.2	150.7	51,698.2	7,591.5	59,289.7	94,644.7	-988.9	93,655.8
24.1	16,604.0	0.2	15,558.2	0.0	0.0	0.0	15,558.3	838.2	16,396.5	33,000.6	-906.6	32,093.9
195.3	11,901.6	0.0	59,204.5	61.3	0.0	0.0	59,265.8	21.8	59,287.6	71,189.2	-1.7	71,187.5
397.5	31,107.0	399.2	13,784.9	-53.2	661.2	37.9	14,830.0	5,759.5	20,589.5	51,696.5	-3,462.5	48,234.0
212.2	25,459.6	161.4	12,722.9	35.8	8,217.0	-11.8	21,126.1	289.7	21,415.8	46,875.4	-715.2	46,160.3
1,136.6	1,136.6	0.0	1,115.2	37,153.5	0.0	0.0	38,268.6	0.0	38,268.6	39,405.2	0.0	39,405.2
449.5	80,269.4	9,815.0	70,057.3	61,547.9	2,188.8	0.0	143,610.3	1,883.7	145,493.9	225,763.3	-2,805.1	222,958.2
0.0	5,027.3	0.0	18.9	0.0	0.0	0.0	18.9	3.7	22.6	5,049.8	-39.5	5,010.3
3,011.5	462,769.6	13,633.3	282,821.4	98,736.5	91,384.4	979.8	489,118.8	70,944.6	560,063.3	1,022,832.9	-83,158.1	939,674.9
16.3	13,633.3											
178.7	248,421.0											
1,482.2	86,806.1											
275.0	99,708.0											
46.5	31,934.1											
-0.0	-3,597.2											
1,998.7	476,905.3											
5,010.3	939,674.9											

(注) 1 四捨五入していることから、内訳は必ずしも合計と一致しない。
2 各取引額は、消費税込みである。ただし、輸出は免税であるため消費税を含まない。
3 国内最終需要計には、消費及び投資のほか、「調整項」の額も含んでいるため、内訳の合計と一致しない。

表 1 - 2 平成23年（2011年）産業連関表

購入者価格評価表(13部門分類)

		中 間 需 要											
		01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12
		農 林 水産業	鉱業	製造業	建設	電力・ ガス・ 水道	商業	金融・ 保 険	不動産	運輸・ 郵便	情報通信	公務	サービス
中 間 投 入	01 農 林 水 産 業	1,567.5	0.1	9,417.2	127.9	0.0	20.0	0.0	0.4	3.4	0.0	2.9	2,305.0
	02 鉱 業	0.3	2.1	17,712.7	499.5	7,727.6	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.5	1.5
	03 製 造 業	3,447.6	88.4	147,113.4	18,890.1	2,519.3	4,013.1	1,203.1	282.8	8,475.5	3,014.4	3,080.9	37,878.2
	04 建 設	70.6	6.1	1,340.6	74.1	1,179.5	644.8	188.4	3,155.7	687.0	322.8	810.3	1,293.5
	05 電 力 ・ ガ ス ・ 水 道	129.0	29.5	5,433.5	279.2	2,867.1	2,104.8	181.0	420.8	676.7	399.0	538.5	4,649.1
	06 商 業	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	988.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	07 金 融 ・ 保 険	70.6	26.9	1,667.2	705.5	415.8	1,595.8	2,012.3	5,383.1	995.8	219.7	1,629.2	1,858.0
	08 不 動 産	25.5	7.5	590.0	243.7	175.2	3,217.4	631.5	1,562.0	1,016.7	1,214.7	61.2	2,961.1
	09 運 輸 ・ 郵 便	353.7	191.8	2,935.0	1,154.0	216.7	5,088.5	1,039.6	155.6	4,958.7	1,012.3	1,271.0	3,668.2
	10 情 報 通 信	45.7	8.3	2,051.6	516.6	457.1	3,905.2	1,946.6	315.3	588.9	7,123.2	1,179.0	8,303.4
	11 公 務	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	12 サ ー ビ ス	317.2	53.1	18,174.6	5,486.0	3,124.1	7,262.1	3,640.9	2,168.7	6,185.2	8,276.3	3,864.6	21,267.1
	13 分 類 不 明	169.9	6.0	902.0	825.7	112.9	702.6	133.2	363.1	393.5	317.0	35.2	1,338.8
	内 生 部 門 計	6,197.6	419.9	207,337.6	28,802.3	18,795.4	29,543.2	10,976.6	13,807.4	23,981.4	21,899.5	12,473.3	85,523.9
粗 付 加 価 値	家 計 外 消 費 支 出	75.6	36.5	3,319.8	969.2	305.0	2,111.2	952.2	272.1	823.8	861.5	397.1	3,493.0
	雇 用 者 所 得	1,352.3	143.6	43,270.0	18,409.8	2,498.2	37,017.8	9,836.1	3,947.9	14,100.8	10,648.0	14,501.4	92,516.6
	営 業 余 剰	2,857.9	44.5	7,886.2	1,031.4	-2,386.1	15,042.5	7,138.1	29,708.2	2,228.6	7,885.4	0.0	13,887.1
	資 本 減 耗 引 当	1,723.1	74.2	17,789.2	1,654.5	5,669.9	6,512.9	3,493.6	19,495.2	5,328.2	3,978.6	11,911.0	21,802.5
	間 接 税 (関 税 ・ 輸 入 品 商 品 税 を 除 く 。)	524.7	42.3	10,487.2	1,947.0	1,140.5	3,480.1	545.2	3,998.1	1,996.4	889.5	122.5	6,714.2
	(控 除) 経 常 補 助 金	-695.2	-0.9	-185.6	-299.7	-268.3	-51.9	-847.8	-41.4	-225.1	-2.2	0.0	-979.1
粗 付 加 価 値 部 門 計	5,838.4	340.1	82,566.9	23,712.2	6,959.2	64,112.7	21,117.3	57,380.1	24,252.6	24,260.8	26,931.9	137,434.4	
国 内 生 産 額	12,036.0	760.0	289,904.5	52,514.5	25,754.7	93,655.8	32,093.9	71,187.5	48,234.0	46,160.3	39,405.2	222,958.2	

(単位:10億円)

		最 終 需 要								需要合計	(控除) 輸入計	(控除) 商 業 マージン	(控除) 貨 物 運 賃	国 内 生産額
13 分類不明	内 生 部門計	家 計 外 消費支出	民 間 消費支出	一般政府 消費支出	国 内 総 固 定 資 本 形 成	在庫純増	国内最終 需 要 計	輸出計	最終需要 計					
0.0	13,444.4	135.7	6,291.9	0.0	168.3	256.7	6,854.9	75.1	6,930.0	20,374.4	-2,562.8	-4,997.2	-778.4	12,036.0
0.7	25,945.1	-5.4	-5.6	0.0	-7.0	-34.8	-51.1	39.3	-11.7	25,933.3	-23,309.6	-410.2	-1,453.5	760.0
545.5	230,552.3	3,171.2	96,033.5	251.3	37,710.9	766.0	139,490.1	62,402.2	201,892.3	432,444.6	-48,364.1	-83,912.0	-10,263.9	289,904.5
0.0	9,773.2	0.0	0.0	0.0	42,741.3	0.0	42,741.3	0.0	42,741.3	52,514.5	0.0	0.0	0.0	52,514.5
64.9	17,773.1	7.9	8,201.9	-261.4	0.0	0.0	7,948.4	35.3	7,983.7	25,756.8	-2.1	0.0	0.0	25,754.7
0.0	988.9	0.0	754.8	0.0	217.7	0.0	972.4	798.9	1,771.4	2,760.3	-988.9	91,884.4	0.0	93,655.8
24.1	16,604.0	0.2	15,558.2	0.0	0.0	0.0	15,558.3	838.2	16,396.5	33,000.6	-906.6	0.0	0.0	32,093.9
195.3	11,901.6	0.0	59,204.5	61.3	0.0	0.0	59,265.8	21.8	59,287.6	71,189.2	-1.7	0.0	0.0	71,187.5
380.9	22,425.9	315.3	11,623.8	-56.3	0.0	0.0	11,882.8	4,549.8	16,432.6	38,858.5	-3,462.5	0.0	12,837.9	48,234.0
214.1	26,655.1	193.3	13,966.3	40.3	8,364.5	-8.1	22,557.1	294.9	22,852.0	49,507.1	-715.2	-2,427.3	-204.4	46,160.3
1,136.6	1,136.6	0.0	1,115.2	37,153.5	0.0	0.0	38,268.6	0.0	38,268.6	39,405.2	0.0	0.0	0.0	39,405.2
449.5	80,269.4	9,815.0	70,057.3	61,547.9	2,188.8	0.0	143,610.3	1,885.1	145,495.4	225,764.7	-2,805.1	-1.2	-0.2	222,958.2
0.0	5,300.0	0.0	19.8	0.0	0.0	0.0	19.8	3.9	23.7	5,323.7	-39.5	-136.5	-137.5	5,010.3
3,011.5	462,769.6	13,633.3	282,821.4	98,736.5	91,384.4	979.8	489,118.8	70,944.6	560,063.3	1,022,832.9	-83,158.1	0.0	0.0	939,674.9
16.3	13,633.3													
178.7	248,421.0													
1,482.2	86,806.1													
275.0	99,708.0													
46.5	31,934.1													
-0.0	-3,597.2													
1,998.7	476,905.3													
5,010.3	939,674.9													

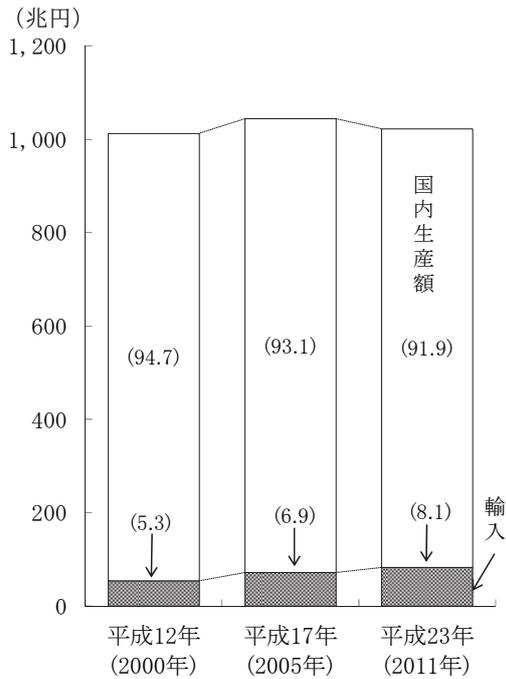
(注) 1 四捨五入していることから、内訳は必ずしも合計と一致しない。
2 消費税等の扱い等については、生産者価格評価表と同じである。

2 総供給の構成と伸び

国内生産額と輸入を合わせた総供給は1022兆8329億円で、そのうち国内生産額は、939兆6749億円（構成比91.9%）、輸入は83兆1581億円（同8.1%）であった。総供給の構成を平成17年と比べると、国内生産額は1.2ポイント低下した。

平成17年に対する伸び率をみると、輸入は14.7%の増加となったものの、国内生産額が3.3%減少したため、総供給は2.1%の減少となった。

図1-2 総供給の構成



(注) ()は構成比である。(単位:%)

図1-3 総供給の伸び率

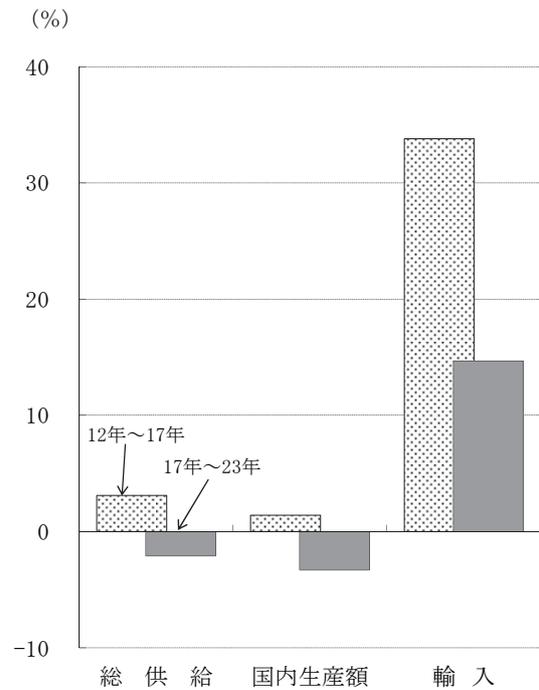


表1-3 総供給の構成と伸び率

	金額 (10億円)			構成比 (%)			伸び率 (%)	
	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成23年 (2011年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成23年 (2011年)	12年~ 17年	17年~ 23年
総供給	1,013,047.6	1,044,497.8	1,022,832.9	100.0	100.0	100.0	3.1	△2.1
国内生産額	958,886.5	972,014.6	939,674.9	94.7	93.1	91.9	1.4	△3.3
輸入	54,161.2	72,483.1	83,158.1	5.3	6.9	8.1	33.8	14.7

【総供給】総供給とは、国内生産額に輸入を加えたものをいい、総需要に等しい。

$$\text{総供給} = \text{国内生産額} + \text{輸入} = \text{総需要}$$

【輸入】輸入額は、関税及び輸入品商品税（輸入品に係る内国消費税）の額を含む。

3 総需要の構成と伸び

平成23年の総需要は1022兆8329億円で、そのうち中間需要は462兆7696億円（構成比45.2%）であり、国内最終需要は489兆1188億円（同47.8%）（うち消費が395兆1912億円（同38.6%）、投資が92兆3642億円（同9.0%））、輸出は70兆9446億円（同6.9%）であった。

総需要の構成を平成17年と比べると、中間需要は0.6ポイント上昇、国内最終需要が0.7ポイント低下（うち消費が1.4ポイント上昇、投資が2.1ポイント低下）、輸出は同率であった。

平成17年に対する伸び率をみると、総需要は2.1%、中間需要は0.7%、輸出は0.9%の減少となった。国内最終需要は消費が1.7%増加したものの、投資が20.3%減少したため、3.5%の減少となった。

図1-4 総需要の構成比

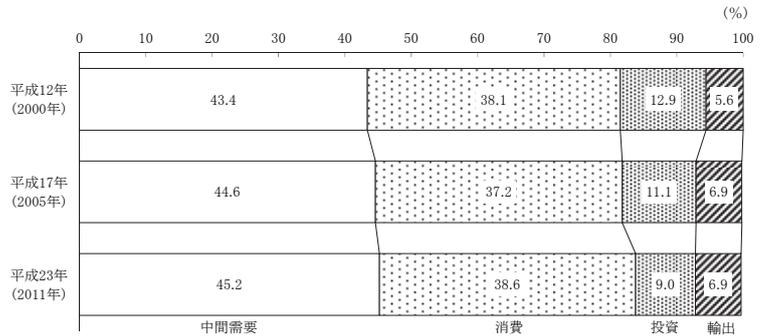


図1-5 総需要の伸び率

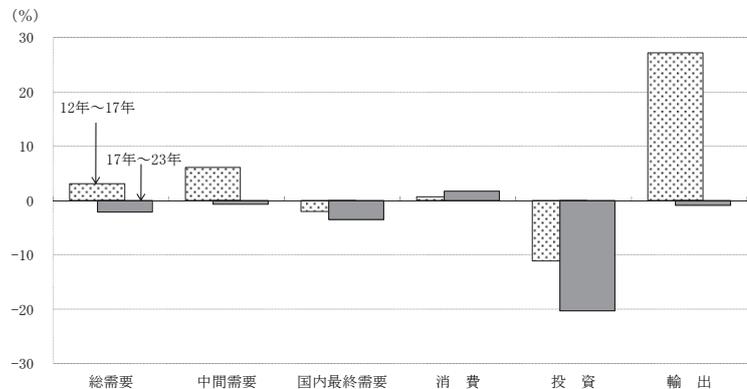


表1-4 総需要の構成と伸び率

	金額 (10億円)			構成比 (%)			伸び率 (%)	
	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成23年 (2011年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成23年 (2011年)	12年～17年	17年～23年
総 需 要	1,013,047.6	1,044,497.8	1,022,832.9	100.0	100.0	100.0	3.1	△ 2.1
中 間 需 要	439,404.6	466,140.6	462,769.6	43.4	44.6	45.2	6.1	△ 0.7
最 終 需 要	573,643.1	578,357.2	560,063.3	56.6	55.4	54.8	0.8	△ 3.2
国内最終需要	517,344.4	506,745.9	489,118.8	51.1	48.5	47.8	△ 2.0	△ 3.5
消 費	385,867.6	388,717.5	395,191.2	38.1	37.2	38.6	0.7	1.7
投 資	130,288.7	115,871.0	92,364.2	12.9	11.1	9.0	△ 11.1	△ 20.3
輸 出	56,298.7	71,611.3	70,944.6	5.6	6.9	6.9	27.2	△ 0.9
国 内 需 要	956,749.0	972,886.4	951,888.4	94.4	93.1	93.1	1.7	△ 2.2

(注) 1 国内需要は、中間需要と国内最終需要の合計である。
 2 消費は、「家計外消費支出」、「民間消費支出」及び「一般政府消費支出」の計、投資は、「国内総固定資本形成」及び「在庫純増」の合計である。
 3 国内最終需要には、「調整項」の額を含む。

【総需要】総需要とは、総供給（国内生産額＋輸入）に対応するもので、中間需要と最終需要からなる。また、最終需要は国内最終需要と輸出からなる。

【輸出】輸出はFOB価格（本船渡し）で評価している。

なお、生産者価格評価表では、財を輸出する際に発生した商業マージン及び国内貨物運賃は、商業及び運輸の行部門と輸出の交点に一括計上される。

4 国内生産額の産業別構成

平成23年の国内生産額の産業別構成を13部門分類で見ると、「製造業」の占める割合が30.9%（289兆9045億円）と最も高く、次いで「サービス」（23.7%、222兆9582億円）、「商業」（10.0%、93兆6558億円）、「不動産」（7.6%、71兆1875億円）などとなっている。

これを平成17年と比べると、「サービス」（2.0ポイント上昇）、「不動産」（0.8ポイント上昇）、「情報通信」（0.4ポイント上昇）などで上昇している一方で、「建設」、「商業」及び「金融・保険」（いずれも0.9ポイント低下）などが低下している。

また、第1次、第2次、第3次産業別にみると、第1次産業が1.3%（12兆360億円）、第2次産業が36.5%（343兆1790億円）、第3次産業が62.2%（584兆4599億円）であり、第3次産業の構成比率は上昇傾向が続いている。

図1-6 国内生産額の産業別構成比

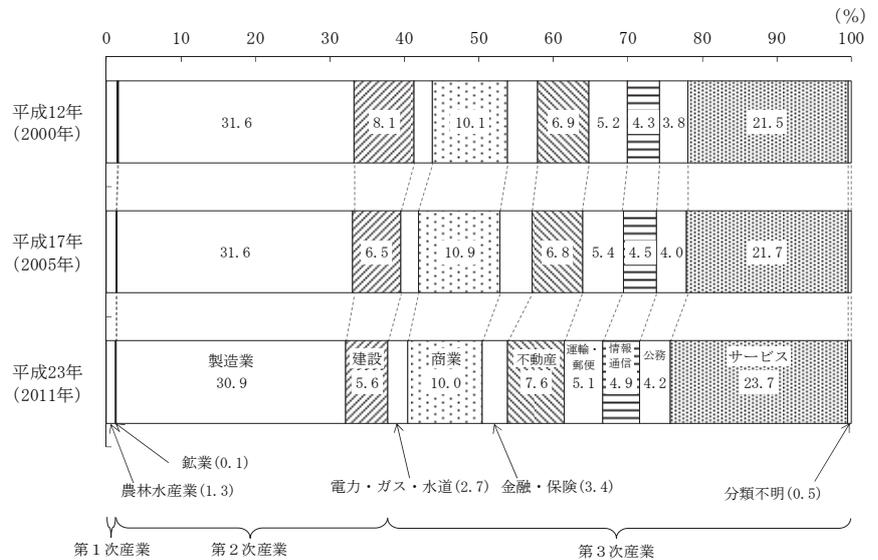


表1-5 産業別国内生産額及び構成比

産業計	国内生産額 (10億円)			構成比 (%)		
	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成23年 (2011年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成23年 (2011年)
01 農林水産業	14,415.6	13,154.6	12,036.0	1.5	1.4	1.3
02 鉱業	1,378.7	1,008.4	760.0	0.1	0.1	0.1
03 製造業	303,224.1	307,070.9	289,904.5	31.6	31.6	30.9
04 建設	77,310.5	63,237.3	52,514.5	8.1	6.5	5.6
05 電力・ガス・水道	23,620.6	23,235.7	25,754.7	2.5	2.4	2.7
06 商業	96,947.6	106,274.5	93,655.8	10.1	10.9	10.0
07 金融・保険	38,149.5	41,586.8	32,093.9	4.0	4.3	3.4
08 不動産	65,852.7	66,205.9	71,187.5	6.9	6.8	7.6
09 運輸・郵便	50,029.7	52,648.2	48,234.0	5.2	5.4	5.1
10 情報通信	41,242.6	43,953.4	46,160.3	4.3	4.5	4.9
11 公務	36,225.9	38,537.9	39,405.2	3.8	4.0	4.2
12 サービス	206,276.7	211,133.1	222,958.2	21.5	21.7	23.7
13 分類不明	4,212.3	3,968.0	5,010.3	0.4	0.4	0.5
第1次産業	14,415.6	13,154.6	12,036.0	1.5	1.4	1.3
第2次産業	381,913.3	371,316.6	343,179.0	39.8	38.2	36.5
第3次産業	562,557.6	587,543.5	584,459.9	58.7	60.4	62.2

(注) 1 図1-6及び表1-5は13部門分類による。

2 この項目における第1次、第2次及び第3次産業と13部門分類との対応関係は、次のとおりである。

第1次産業：「農林水産業」

第2次産業：「鉱業」、「製造業」、「建設」

第3次産業：上記4分類以外の分類

【国内生産額】我が国に所在する各産業の事業所による生産活動や取引の総額をいう。

なお、産業連関表では、同一事業所で複数の生産活動が行われている場合には、これら生産活動の内容（いわゆるアクティビティ）ごとにデータを分類し、作成している。

参考：国内生産額の時系列推移

平成23年の国内生産額は939兆6749億円であり、平成17年に比べて3.3%の減少となった。これを平成17年以降、平成23年までの6年間の年平均伸び率で見ると0.6%の減少となった。

年平均伸び率を時系列で見ると、昭和50年から55年は10.8%の増加であったが、それ以降はおおむね低下傾向であり、平成12年から17年は0.3%の増加であったものの、平成17年から23年は0.6%の減少に転じた。

図1-7 国内生産額の時系列推移

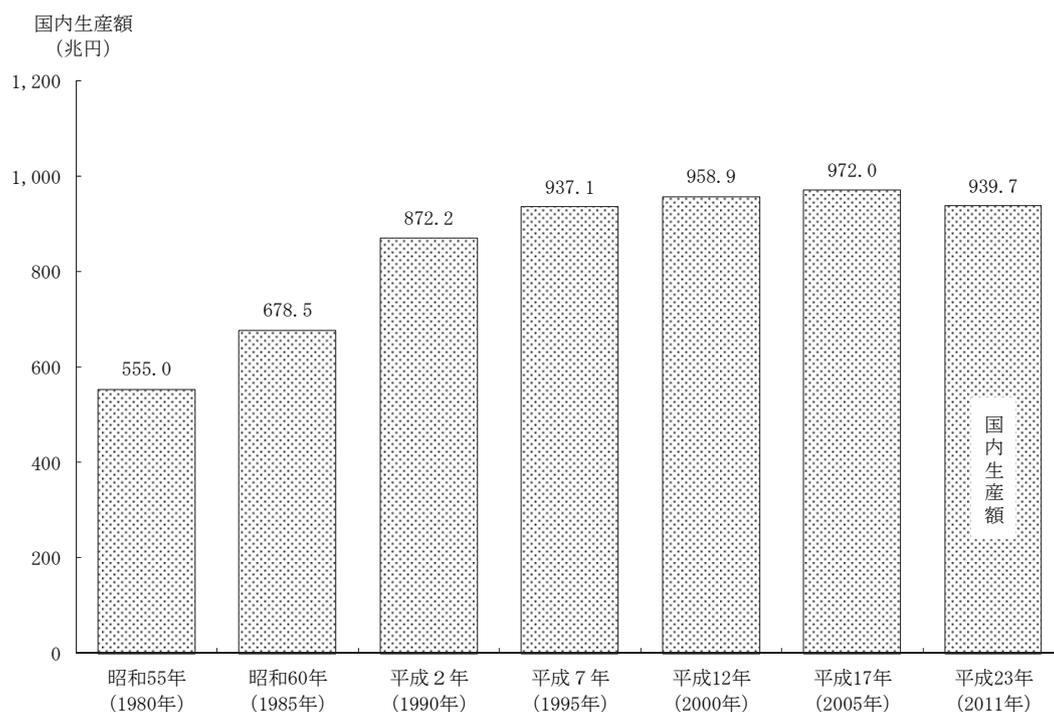


表1-6 国内生産額の時系列推移

	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成23年 (2011年)
国内生産額 (10億円)	555,040.8	678,544.1	872,212.2	937,100.6	958,886.5	972,014.6	939,674.9

表1-7 国内生産額の伸び率及び年平均伸び率

	昭和50～55年	55～60年	60～平成2年	2～7年	7～12年	12～17年	17～23年
伸び率 (%)	67.1	22.3	28.5	7.4	2.3	1.4	-3.3
年平均伸び率 (%)	10.8	4.1	5.1	1.4	0.5	0.3	-0.6

【年平均伸び率】 x年からy年にかけての年平均伸び率は、次の計算式により求めた。

$$\text{年平均伸び率 (\%)} = \left\{ \left[\frac{y\text{年の実数}}{x\text{年の実数}} \right]^{\frac{1}{y-x}} - 1 \right\} \times 100$$

5 国内生産額の産業別の伸び

表 1-8 産業別国内生産額及び伸び率

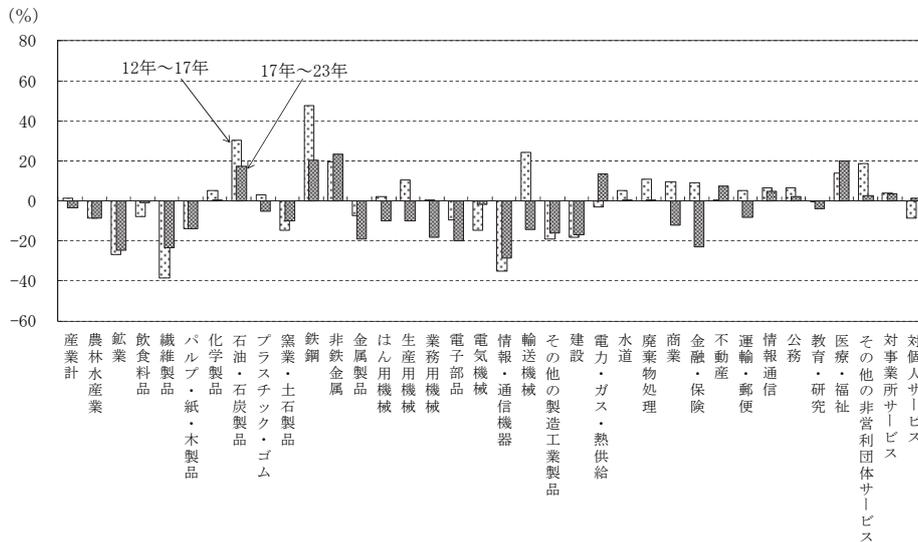
平成23年の国内生産額を統合大分類にみると、「商業」が93兆6558億円と最も多く、次いで「不動産」（71兆1875億円）、「対事業所サービス」（66兆1612億円）、「医療・福祉」（60兆2751億円）などとなっている。

平成17年に対する伸び率をみると、「非鉄金属」（23.6%増）、「鉄鋼」（20.4%増）、「医療・福祉」（20.0%増）などの部門で増加している一方で、「情報・通信機器」（28.7%減）、「鉱業」（24.6%減）などの部門で減少がみられた。

また、国内生産額の伸び率（3.3%減）に対する産業ごとの影響の度合い（寄与度）をみると、「商業」（△1.30%）、「建設」（△1.10%）などが減少に寄与している。

産 業 計	国内生産額（10億円）			伸び率（%）		寄与度（%）
	平成12年 （2000年）	平成17年 （2005年）	平成23年 （2011年）	12年～ 17年	17年～ 23年	
産 業 計	958,886.5	972,014.6	939,674.9	1.4	△ 3.3	
01 農 林 水 産	14,415.6	13,154.6	12,036.0	△ 8.7	△ 8.5	△ 0.12
06 鉱 業	1,378.7	1,008.4	760.0	△ 26.9	△ 24.6	△ 0.03
11 飲 食 料 品	38,878.8	35,889.4	35,540.9	△ 7.7	△ 1.0	△ 0.04
15 織 維 製 品	7,093.6	4,374.8	3,354.1	△ 38.3	△ 23.3	△ 0.11
16 パ ル プ ・ 紙 ・ 木 製 品	14,861.9	12,829.6	11,068.5	△ 13.7	△ 13.7	△ 0.18
20 化 学 製 品	26,102.5	27,487.0	27,633.9	5.3	0.5	0.02
21 石 油 ・ 石 炭 製 品	12,983.4	16,920.2	19,857.2	30.3	17.4	0.30
22 プ ラ ス チ ッ ク ・ ゴ ム	13,240.4	13,636.1	12,906.1	3.0	△ 5.4	△ 0.08
25 窯 業 ・ 土 石 製 品	8,369.1	7,155.9	6,439.5	△ 14.5	△ 10.0	△ 0.07
26 鉄 鋼	17,159.5	25,314.0	30,487.2	47.5	20.4	0.53
27 非 鉄 金 属	6,137.8	7,330.0	9,061.9	19.4	23.6	0.18
28 金 属 製 品	13,452.4	12,484.4	10,131.3	△ 7.2	△ 18.8	△ 0.24
29 は ん 用 機 械	10,246.2	10,474.7	9,424.8	2.2	△ 10.0	△ 0.11
30 生 産 用 機 械	14,373.2	15,905.4	14,359.1	10.7	△ 9.7	△ 0.16
31 業 務 用 機 械	7,805.1	7,843.6	6,433.8	0.5	△ 18.0	△ 0.15
32 電 子 部 品	18,438.2	16,701.5	13,408.4	△ 9.4	△ 19.7	△ 0.34
33 電 機 機 器	17,926.6	15,272.4	15,042.7	△ 14.8	△ 1.5	△ 0.02
34 情 報 ・ 通 信 機 器	17,037.9	11,081.6	7,902.4	△ 35.0	△ 28.7	△ 0.33
35 輸 送 機 械	42,667.5	53,016.3	45,571.5	24.3	△ 14.0	△ 0.77
39 そ の 他 の 製 造 工 業 製 品	14,608.0	11,836.2	9,956.2	△ 19.0	△ 15.9	△ 0.19
41 建 設	77,310.5	63,237.3	52,514.5	△ 18.2	△ 17.0	△ 1.10
46 電 力 ・ ガ ス ・ 熱 供 給	19,288.2	18,677.2	21,187.3	△ 3.2	13.4	0.26
47 水 道	4,332.5	4,558.5	4,567.4	5.2	0.2	0.00
48 廃 棄 物 処 理	3,383.7	3,748.0	3,765.1	10.8	0.5	0.00
51 商 業	96,947.6	106,274.5	93,655.8	9.6	△ 11.9	△ 1.30
53 金 融 ・ 保 険	38,149.5	41,586.8	32,093.9	9.0	△ 22.8	△ 0.98
55 不 動 産	65,852.7	66,205.9	71,187.5	0.5	7.5	0.51
57 運 輸 ・ 郵 便	50,029.7	52,648.2	48,234.0	5.2	△ 8.4	△ 0.45
59 情 報 ・ 通 信	41,242.6	43,953.4	46,160.3	6.6	5.0	0.23
61 公 務	36,225.9	38,537.9	39,405.2	6.4	2.3	0.09
63 教 育 ・ 研 究	36,293.9	36,293.2	34,837.1	△ 0.0	△ 4.0	△ 0.15
64 医 療 ・ 福 祉	44,006.0	50,211.4	60,275.1	14.1	20.0	1.04
65 そ の 他 の 非 営 利 団 体 サ ー ビ ス	4,232.3	5,030.6	5,165.6	18.9	2.7	0.01
66 対 事 業 所 サ ー ビ ス	61,413.4	63,827.9	66,161.2	3.9	3.7	0.24
67 対 個 人 サ ー ビ ス	56,947.3	52,022.0	52,754.1	△ 8.6	1.4	0.08

図 1-8 産業別国内生産額の伸び率



- (注) 1 表 1-8 及び図 1-8 は統合大分類による（産業別のコード番号についても統合大分類のコードを表記している。以下の図表においても同じ。）。
- 2 「産業計」には「事務用品」及び「分類不明」の金額を含む。

【寄与度】あるデータ（統計値）の構成要素の増減が、全体の伸び率をどの程度押し上げ（押し下げ）ているかを示すもので、各構成要素の寄与度の合計が、全体の伸び率と一致する。

例えば、全体の変化が5%である場合、各構成要素の寄与度をみることで、この5%がどの構成要素の変化に影響を受けているかをみることができる。

$$\text{寄与度（\%）} = \text{当該構成項目の増減} \div \text{前期の統計値（全体）} \times 100$$

6 中間投入と粗付加価値

平成23年の国内生産額939兆6749億円のうち、生産のために必要となった財及びサービスへの支出（中間投入）は462兆7696億円（中間投入率49.2%）、生産活動によって新たに付け加えられた粗付加価値は476兆9053億円（粗付加価値率50.8%）であった。

中間投入率の推移をみると、平成12年45.8%→17年48.0%→23年49.2%と上昇している。

図1-9 国内生産額に占める中間投入及び粗付加価値の構成比

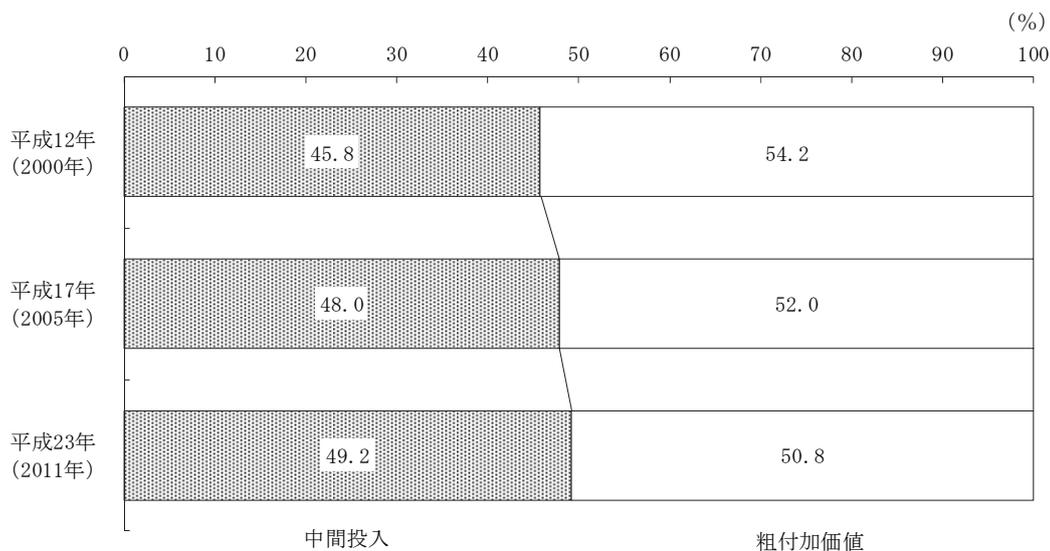


表1-9 中間投入及び粗付加価値の金額、構成比及び伸び率

	金額 (10億円)			構成比 (%)			伸び率 (%)	
	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成23年 (2011年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成23年 (2011年)	12年～17年	17年～23年
国内生産額	958,886.5	972,014.6	939,674.9	100.0	100.0	100.0	1.4	△ 3.3
中間投入	439,404.6	466,140.6	462,769.6	45.8	48.0	49.2	6.1	△ 0.7
粗付加価値	519,481.9	505,874.1	476,905.3	54.2	52.0	50.8	△ 2.6	△ 5.7

【中間投入】各産業部門の生産活動のために経常的に購入される原材料・燃料等の財及びサービスに要する費用をいう。生産設備等の購入費用は基本的に資本形成とされ、中間投入には含まれない。また、中間投入率は、次の計算式により求めた比率である。

$$\text{中間投入率 (\%)} = \text{中間投入} \div \text{国内生産額} \times 100$$

【粗付加価値】生産活動によって新たに付け加えられた価値をいい、中間投入に粗付加価値を加えたものが国内生産額となる。粗付加価値は、「家計外消費支出」、「雇用者所得」、「営業余剰」、「資本減耗引当」、「間接税」及び「(控除) 経常補助金」からなる。また、粗付加価値率は、次の計算式により求めた比率である。

$$\text{粗付加価値率 (\%)} = \text{粗付加価値} \div \text{国内生産額} \times 100$$

なお、粗付加価値から「家計外消費支出」を控除したものが、国民経済計算における国内総生産（生産側）にほぼ対応する。

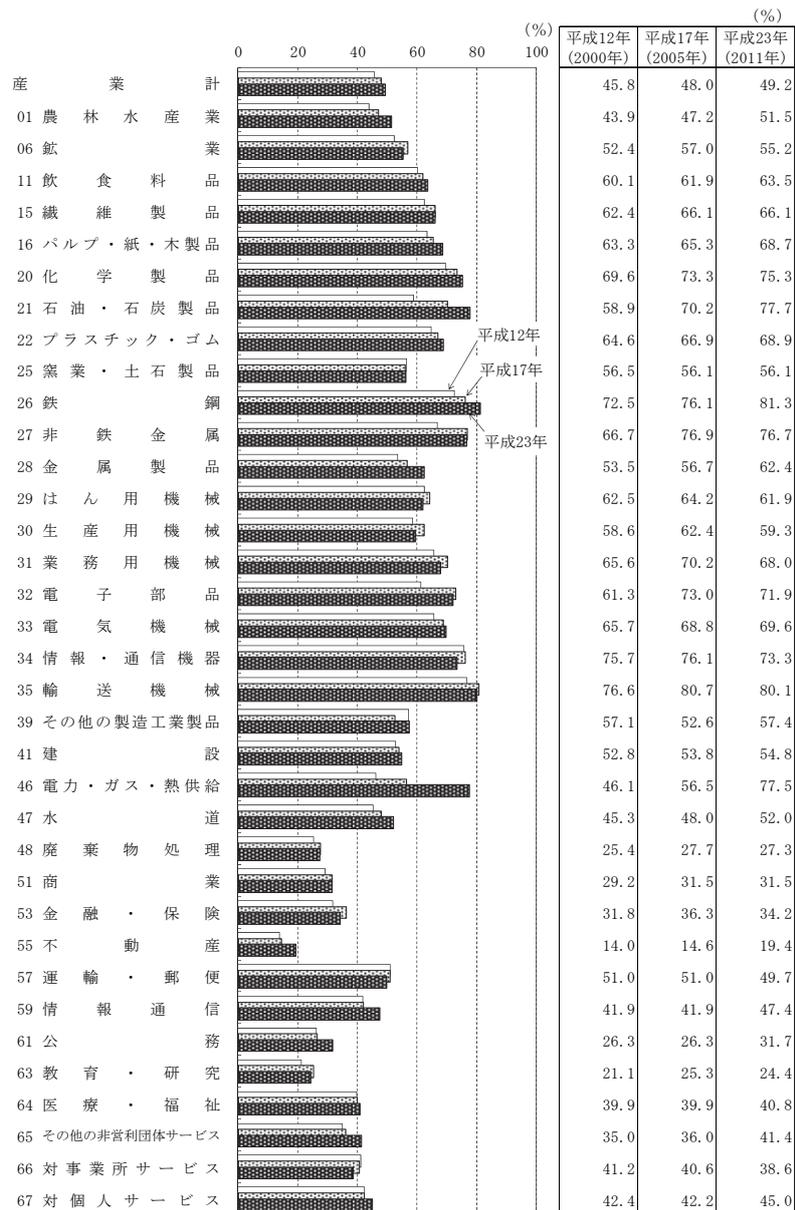
7 産業別中間投入率

平成23年における産業別の中間投入率を統合大分類でみると、「鉄鋼」(81.3%)、「輸送機械」(80.1%)、「石油・石炭製品」(77.7%)など製造業で高く、製造業以外では、「電力・ガス・熱供給」(77.5%)、「鉱業」(55.2%)、「建設」(54.8%)などが高くなっている。

一方、「不動産」(19.4%)、「教育・研究」(24.4%)などで低くなっている。

これを平成17年と比べると、「電力・ガス・熱供給」(21.0ポイント上昇)の上昇幅が最も大きく、次いで「石油・石炭製品」(7.5ポイント上昇)、「金属製品」(5.7ポイント上昇)などとなっている。

図1-10 産業別中間投入率



- (注) 1 この図は統合大分類による。
 2 「産業計」には「事務用品」及び「分類不明」を含む。

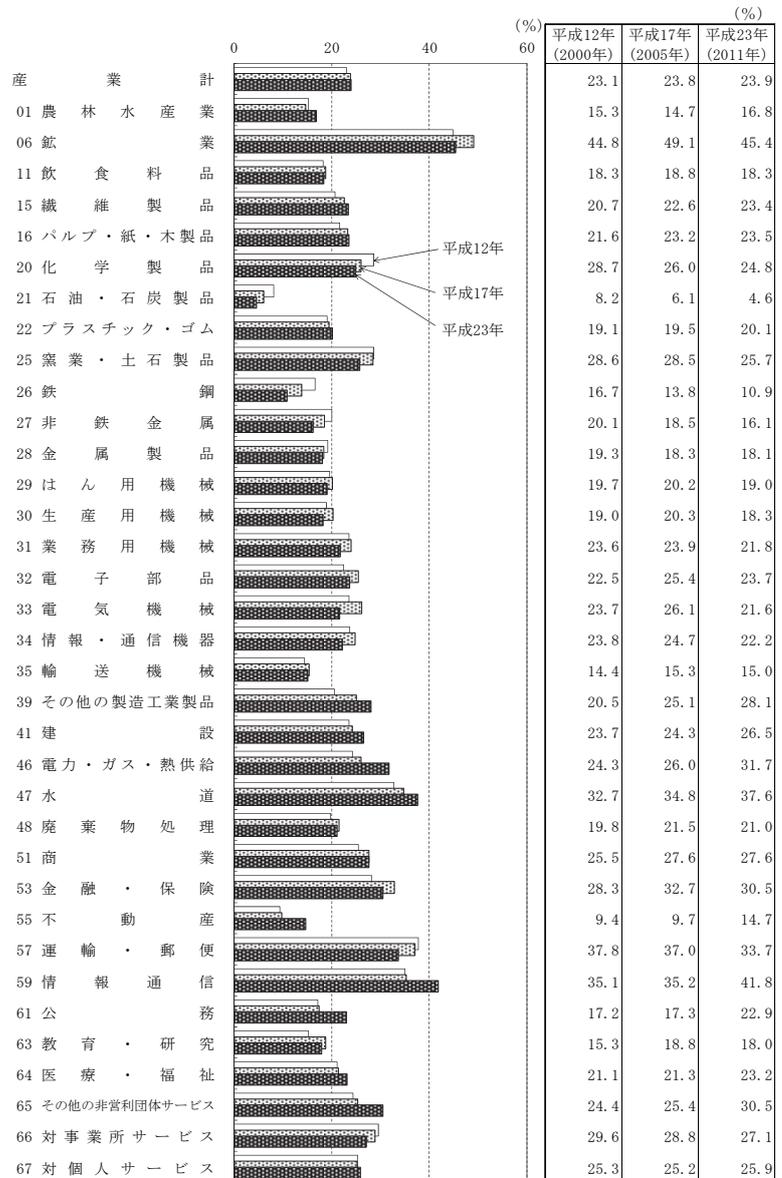
8 国内生産額に占めるサービスの中間投入率

中間投入を財とサービスに分けて、国内生産額に占めるサービスの中間投入率をみると、平成23年は、産業計では23.9%となっており、平成17年（23.8%）と比べて0.1ポイントの上昇となった。

これを統合大分類で産業別にみると、「鉱業」が45.4%と最も高く、次いで「情報通信」（41.8%）、「水道」（37.6%）、「運輸・郵便」（33.7%）、「電力・ガス・熱供給」（31.7%）などとなっている一方で、「石油・石炭製品」は、4.6%と最も低く、「鉄鋼」（10.9%）、「不動産」（14.7%）、「輸送機械」（15.0%）、「非鉄金属」（16.1%）なども低くなっている。

これを平成17年と比べると、「情報通信」（6.6ポイント上昇）、「電力・ガス・熱供給」（5.7ポイント上昇）、「公務」（5.6ポイント上昇）などで上昇している一方で、「電気機械」（4.5ポイント低下）、「鉱業」（3.7ポイント低下）、「運輸・郵便」（3.3ポイント低下）などで低下している。

図1-11 国内生産額に占めるサービスの中間投入率



- (注) 1 この図は統合大分類による。
2 「産業計」には「事務用品」及び「分類不明」を含む。

【財・サービス】ここでは、「財」に農林水産業、鉱業、製造業及び建設を含め、それ以外の分類を「サービス」とした。ただし、事務用品は財に含め、分類不明はサービスに含めた。

また、サービスの中間投入とは、「生産活動の際に中間投入されるもののうち、財ではないもの」という意味である。例えば、製造業において、原材料を購入して商品を生産し、商品の出荷を別の輸送業者に委託した場合、原材料の購入は「財」の中間投入であり、輸送費の支出は「サービス」の中間投入となる。

この項目においては、財に該当するもの以外を包含する広い概念として「サービス」を用いており、中間投入のうち、農林水産業、鉱業、製造業及び建設以外の投入を、サービスの中間投入としている。

9 粗付加価値の構成と伸び

粗付加価値は476兆9053億円で、その内訳は、「雇用者所得」が248兆4210億円（構成比52.1%）、「資本減耗引当」が99兆7080億円（同20.9%）、「営業余剰」が86兆8061億円（同18.2%）、「間接税」が31兆9341億円（同6.7%）、「家計外消費支出」が13兆6333億円（同2.9%）、「(控除) 経常補助金」が△3兆5972億円（同△0.8%）であった。

平成17年と比べると、粗付加価値全体では5.7%の減少となった。

この伸び率（5.7%減）に対する寄与度をみると、「営業余剰」（△2.53%）などが減少に寄与している。

図1-12 粗付加価値の部門別構成比

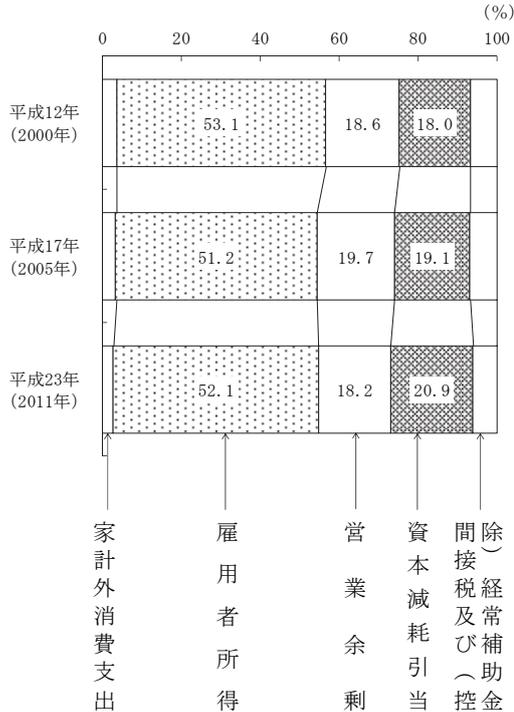


図1-13 粗付加価値の部門別伸び率

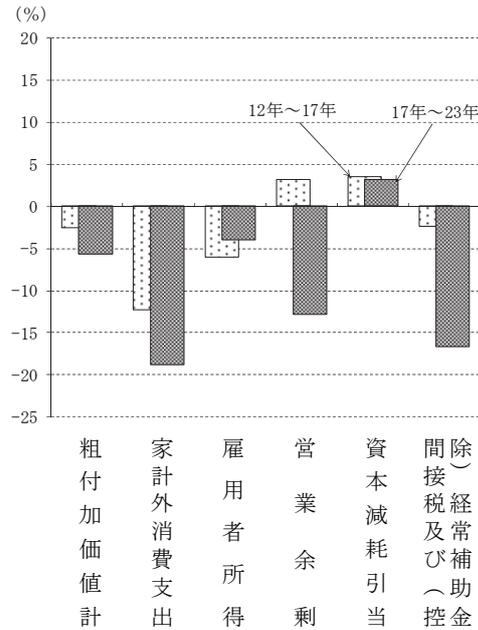


表1-10 粗付加価値の項目別金額、構成比及び伸び率

	金額 (10億円)			構成比 (%)			伸び率 (%)		寄与度 (%)
	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成23年 (2011年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成23年 (2011年)	12年～17年	17年～23年	
粗付加価値計	519,481.9	505,874.1	476,905.3	100.0	100.0	100.0	△2.6	△5.7	
家計外消費支出	19,171.2	16,802.7	13,633.3	3.7	3.3	2.9	△12.4	△18.9	△0.63
雇用者所得	275,589.1	258,817.5	248,421.0	53.1	51.2	52.1	△6.1	△4.0	△2.06
営業余剰	96,523.7	99,584.6	86,806.1	18.6	19.7	18.2	3.2	△12.8	△2.53
資本減耗引当	93,350.0	96,644.8	99,708.0	18.0	19.1	20.9	3.5	3.2	0.61
間接税	40,039.3	37,531.1	31,934.1	7.7	7.4	6.7	△6.3	△14.9	△1.11
(控除) 経常補助金	△5,191.5	△3,506.7	△3,597.2	△1.0	△0.7	△0.8	△32.5	2.6	△0.02

【資本減耗引当】 減価償却費と資本偶発損の合計である。

【間接税】 財・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、かつ、その負担が最終購入者へ転嫁されるもの。ただし、ここでいう間接税には関税及び輸入品商品税は含まれていない。

【(控除) 経常補助金】 政策目的によって、政府サービス生産者から産業に対して一方的に給付され、受給者の側において収入として処理される経常的交付金。粗付加価値部門にマイナスで計上される控除項目である。

10 最終需要の構成と伸び

最終需要は560兆633億円で、そのうち「民間消費支出」が282兆8214億円（構成比50.5%）と最も多く、次いで「一般政府消費支出」が98兆7365億円（同17.6%）、「国内総固定資本形成」が91兆3844億円（同16.3%）、「輸出」が70兆9446億円（同12.7%）などとなっている。

平成17年と比べると、最終需要全体では3.2%の減少となった。

この伸び率（3.2%減）に対する寄与度をみると、「国内総固定資本形成」（△3.88%）などが減少に寄与している。

図1-14 最終需要の部門別構成比

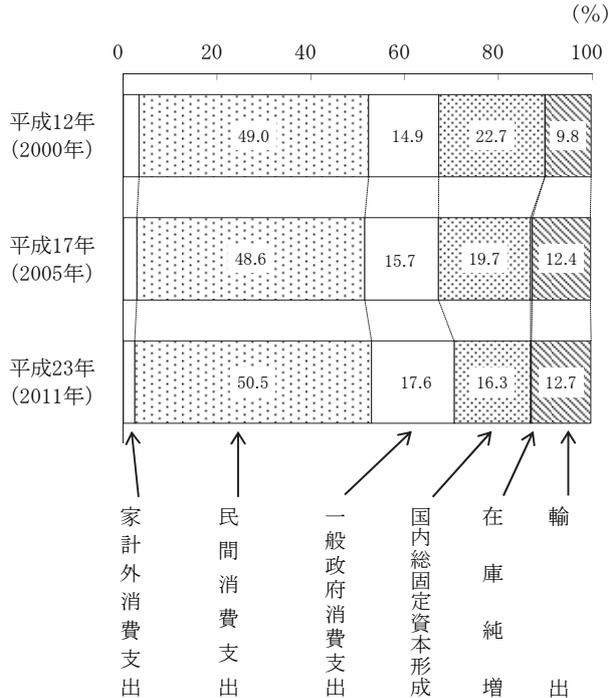


図1-15 最終需要の部門別伸び率

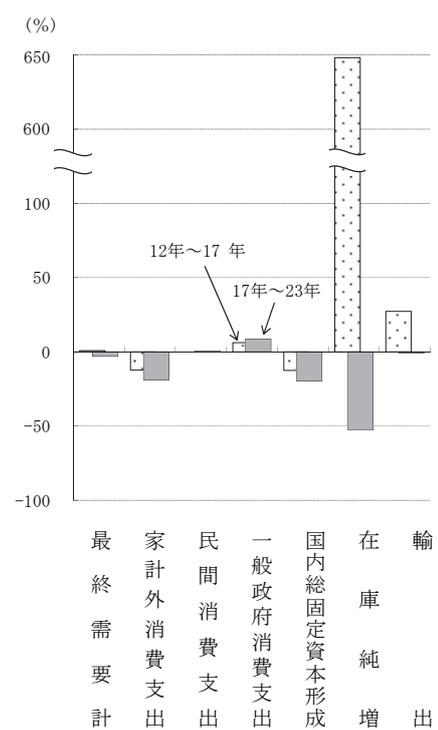


表1-11 最終需要の項目別金額、構成比及び伸び率

	金額 (10億円)			構成比 (%)			伸び率 (%)		寄与度 (%)
	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成23年 (2011年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成23年 (2011年)	12年～17年	17年～23年	17年～23年
最終需要計	573,643.1	578,357.2	560,063.3	100.0	100.0	100.0	0.8	△3.2	
家計外消費支出	19,171.2	16,802.7	13,633.3	3.3	2.9	2.4	△12.4	△18.9	△0.55
民間消費支出	280,990.2	280,873.3	282,821.4	49.0	48.6	50.5	△0.0	0.7	0.34
一般政府消費支出	85,706.2	91,041.6	98,736.5	14.9	15.7	17.6	6.2	8.5	1.33
国内総固定資本形成	130,012.1	113,801.6	91,384.4	22.7	19.7	16.3	△12.5	△19.7	△3.88
在庫純増	276.7	2,069.4	979.8	0.0	0.4	0.2	648.0	△52.7	△0.19
輸出	56,298.7	71,611.3	70,944.6	9.8	12.4	12.7	27.2	△0.9	△0.12

(注) 「最終需要計」には「調整項」の額を含む。

【最終需要】「家計外消費支出」、「民間消費支出」、「一般政府消費支出」、「国内総固定資本形成」、「在庫純増」、「調整項」及び「輸出」からなる。また、次のような関係が成立している。

$$\text{最終需要} - \text{輸入} = \text{粗付加価値}$$

なお、ここから更に「家計外消費支出」を控除したものは、国民経済計算における国内総生産（支出側）にほぼ対応する。

11 輸出の産業（商品）別の構成と伸び

平成23年の輸出額は70兆9446億円であり、輸出の産業（商品）別の構成を統合大分類で見ると、「輸送機械」が20.3%（14兆4206億円）と最も高く、次いで「生産用機械」（8.5%、6兆250億円）、「電子部品」（7.9%、5兆6121億円）、「化学製品」（6.8%、4兆7920億円）などとなっている。

これを平成17年と比べると、「非鉄金属」（1.5ポイント上昇）、「生産用機械」（1.2ポイント上昇）、「鉄鋼」（1.0ポイント上昇）などが上昇する一方で、「情報・通信機器」（2.4ポイント低下）、「電子部品」（1.1ポイント低下）などが低下した。

平成17年に対する伸び率をみると、「その他の製造工業製品」（49.4%減）、「情報・通信機器」（43.2%減）などが減少となる一方で、「非鉄金属」（87.5%増）、「石油・石炭製品」（73.9%増）などが増加となった。

産業計の伸び率（0.9%減）に対する寄与度をみると、「情報・通信機器」（△2.41%）、「電子部品」（△1.21%）などが減少に寄与している。

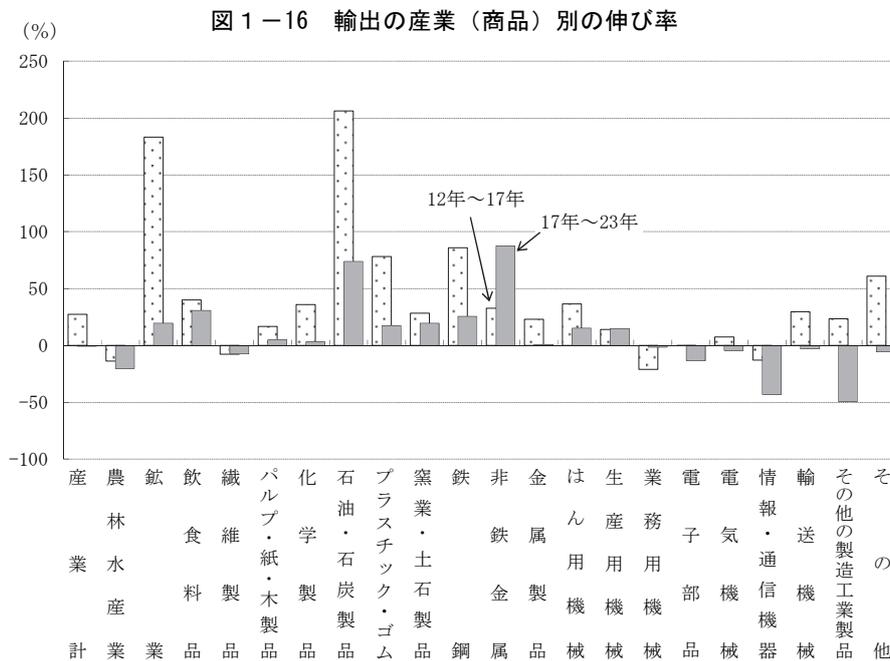


表1-12 産業（商品）別輸出額、構成比及び伸び率

産業	金額 (10億円)			構成比 (%)			伸び率 (%)		寄与度 (%)
	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成23年 (2011年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成23年 (2011年)	12年～ 17年	17年～ 23年	17年～23年
計	56,298.7	71,611.3	70,944.6	100.0	100.0	100.0	27.2	△ 0.9	
01 農林水産業	69.8	60.1	47.9	0.1	0.1	0.1	△ 13.8	△ 20.4	△ 0.02
06 鉱業	10.5	29.8	35.6	0.0	0.0	0.1	183.2	19.4	0.01
11 食品	181.0	253.2	331.0	0.3	0.4	0.5	39.9	30.7	0.11
15 繊維製品	564.1	520.1	479.8	1.0	0.7	0.7	△ 7.8	△ 7.7	△ 0.06
16 パルプ・紙・木製品	290.6	338.5	355.5	0.5	0.5	0.5	16.5	5.0	0.02
20 化学製品	3,422.7	4,648.6	4,792.0	6.1	6.5	6.8	35.8	3.1	0.20
21 石油・石炭製品	283.3	867.2	1,507.8	0.5	1.2	2.1	206.1	73.9	0.89
22 プラスチック・ゴム	973.4	1,734.7	2,037.2	1.7	2.4	2.9	78.2	17.4	0.42
25 窯業・土石製品	560.1	718.1	857.8	1.0	1.0	1.2	28.2	19.4	0.20
26 鉄鋼	1,429.1	2,658.1	3,342.3	2.5	3.7	4.7	86.0	25.7	0.96
27 非鉄金属	883.2	1,171.8	2,197.5	1.6	1.6	3.1	32.7	87.5	1.43
28 金属製品	498.5	612.6	617.1	0.9	0.9	0.9	22.9	0.7	0.01
29 はん用機械	1,922.2	2,621.4	3,018.2	3.4	3.7	4.3	36.4	15.1	0.55
30 生産用機械	4,611.0	5,251.3	6,025.0	8.2	7.3	8.5	13.9	14.7	1.08
31 業務用機械	1,775.6	1,401.5	1,377.4	3.2	2.0	1.9	△ 21.1	△ 1.7	△ 0.03
32 電子部品	6,500.3	6,479.0	5,612.1	11.5	9.0	7.9	△ 0.3	△ 13.4	△ 1.21
33 電気機械	4,569.9	4,902.2	4,677.0	8.1	6.8	6.6	7.3	△ 4.6	△ 0.31
34 情報・通信機器	4,583.6	3,988.7	2,266.3	8.1	5.6	3.2	△ 13.0	△ 43.2	△ 2.41
35 輸送機械	11,495.7	14,898.6	14,420.6	20.4	20.8	20.3	29.6	△ 3.2	△ 0.67
39 その他の製造工業製品	838.5	1,034.4	523.4	1.5	1.4	0.7	23.4	△ 49.4	△ 0.71
その他	10,835.7	17,421.5	16,423.4	19.2	24.3	23.1	60.8	△ 5.7	△ 1.39

(注) 1 図1-16及び表1-12は統合大分類による。

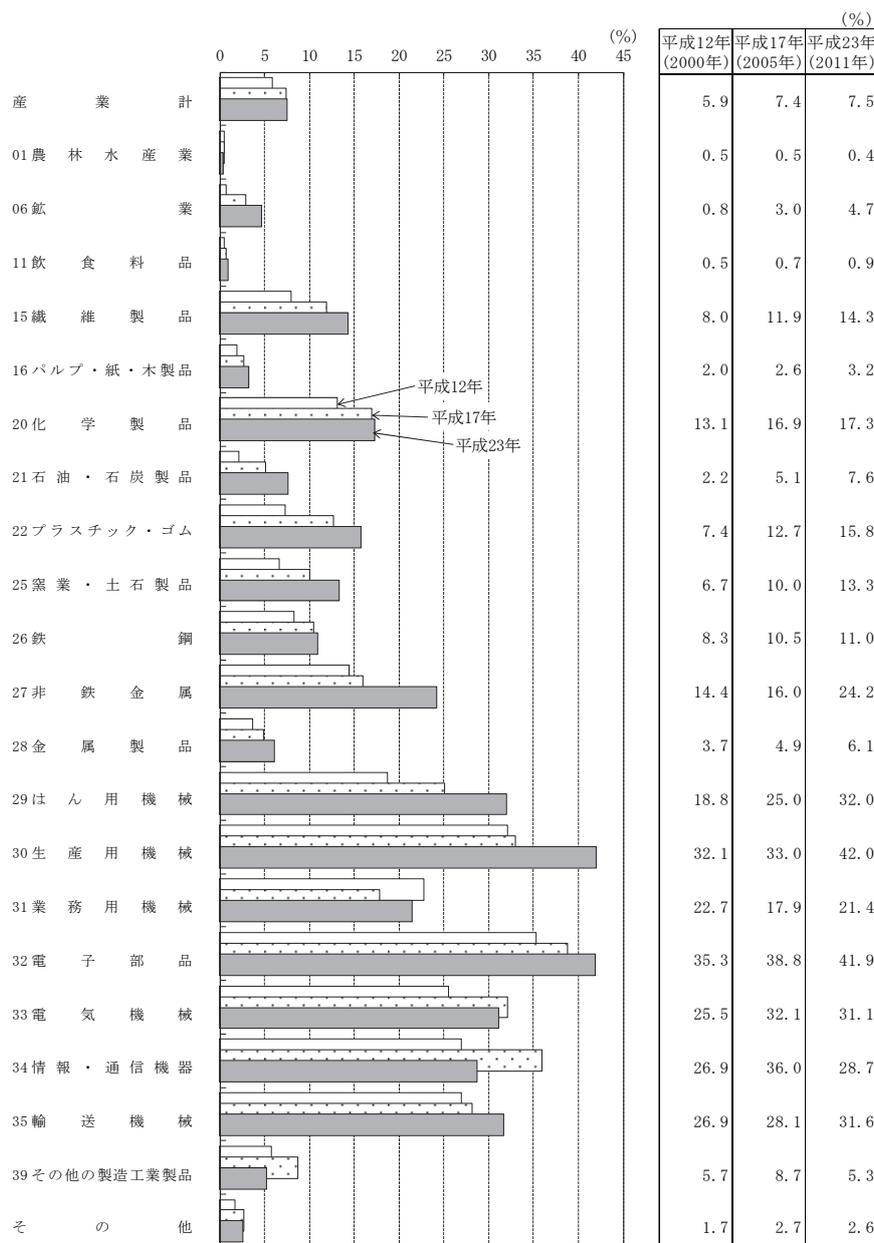
2 「その他」は、産業別コード41～69の部門を一つの部門としてまとめたものである。

12 産業（商品）別の国内生産額に占める輸出割合

平成23年の産業（商品）別の国内生産額に占める輸出割合を統合大分類で見ると、「生産用機械」が42.0%と最も高く、次いで「電子部品」（41.9%）、「はん用機械」（32.0%）、「輸送機械」（31.6%）、「電気機械」（31.1%）などとなっている。

これを平成17年と比べると、「生産用機械」（9.0ポイント上昇）、「非鉄金属」（8.2ポイント上昇）、「はん用機械」（7.0ポイント上昇）などが上昇する一方で、「情報・通信機器」（7.3ポイント低下）、「その他の製造工業製品」（3.4ポイント低下）などが低下した。

図1-17 産業（商品）別の国内生産額に占める輸出割合



- (注) 1 この図は統合大分類による。
 2 「その他」は、産業別コード41～69の部門を一つの部門としてまとめたものである。

13 輸入の産業（商品）別の構成と伸び

平成23年の輸入額は83兆1581億円であり、輸入の産業（商品）別の構成を統合大分類で見ると、「鉱業」が28.0%（23兆3096億円）と最も高く、次いで「飲食物品」（7.8%、6兆4974億円）、「化学製品」（6.9%、5兆7441億円）、「情報・通信機器」（5.6%、4兆6163億円）などとなっている。

これを平成17年と比べると、「鉱業」（6.8ポイント上昇）、「化学製品」（1.3ポイント上昇）などが上昇する一方で、「電子部品」（1.6ポイント低下）、「輸送機械」（1.0ポイント低下）などが低下した。

平成17年に対する伸び率をみると、「鉱業」（51.8%増）、「化学製品」（42.4%増）、「石油・石炭製品」（37.9%増）などが増加となる一方で、「生産用機械」（26.8%減）、「電子部品」（20.4%減）などが減少となった。

産業計の伸び率（14.7%増）に対する寄与度をみると、「鉱業」（10.97%）、「化学製品」（2.36%）などが増加に寄与している。

図1-18 輸入の産業（商品）別の伸び率

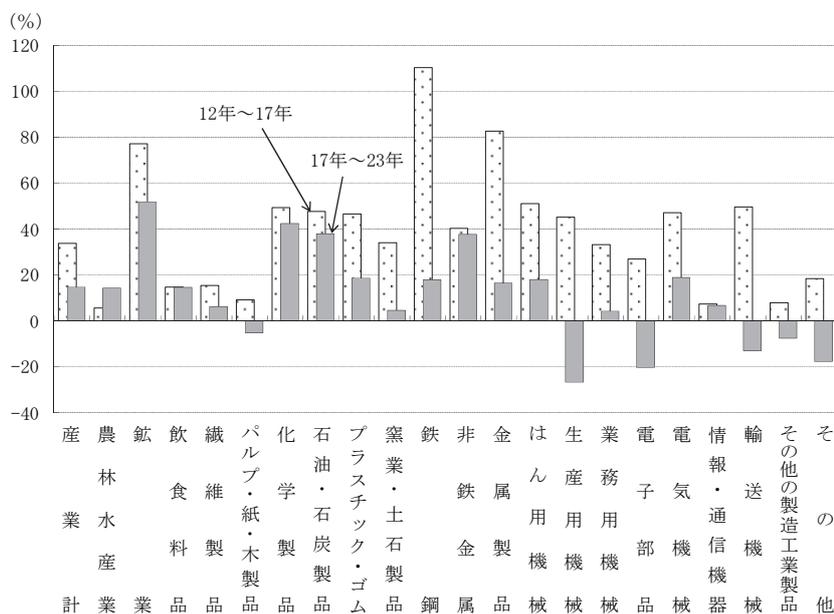


表1-13 産業（商品）別輸入額、構成比及び伸び率

産業	金額（10億円）			構成比（%）			伸び率（%）		寄与度（%）
	平成12年 （2000年）	平成17年 （2005年）	平成23年 （2011年）	平成12年 （2000年）	平成17年 （2005年）	平成23年 （2011年）	12年～ 17年	17年～ 23年	17年～23年
産業計	54,161.2	72,483.1	83,158.1	100.0	100.0	100.0	33.8	14.7	
01 農林水産業	2,124.2	2,241.8	2,562.8	3.9	3.1	3.1	5.5	14.3	0.44
06 鉱業	8,669.1	15,360.2	23,309.6	16.0	21.2	28.0	77.2	51.8	10.97
11 飲食物品	4,942.9	5,667.3	6,497.4	9.1	7.8	7.8	14.7	14.6	1.15
15 繊維製品	3,118.0	3,598.6	3,819.9	5.8	5.0	4.6	15.4	6.2	0.31
16 パルプ・紙・木製品	1,868.2	2,037.4	1,929.3	3.4	2.8	2.3	9.1	△ 5.3	△ 0.15
20 化学製品	2,702.5	4,035.0	5,744.1	5.0	5.6	6.9	49.3	42.4	2.36
21 石油・石炭製品	1,854.5	2,738.6	3,775.7	3.4	3.8	4.5	47.7	37.9	1.43
22 プラスチック・ゴム	744.9	1,091.0	1,294.2	1.4	1.5	1.6	46.5	18.6	0.28
25 窯業・土石製品	397.2	532.6	556.9	0.7	0.7	0.7	34.1	4.6	0.03
26 鉄鋼	451.3	949.5	1,119.7	0.8	1.3	1.3	110.4	17.9	0.23
27 非鉄金属	1,858.0	2,607.0	3,588.0	3.4	3.6	4.3	40.3	37.6	1.35
28 金属製品	364.5	665.6	774.9	0.7	0.9	0.9	82.6	16.4	0.15
29 はん用機械	554.3	837.6	988.2	1.0	1.2	1.2	51.1	18.0	0.21
30 生産用機械	1,183.5	1,718.6	1,258.6	2.2	2.4	1.5	45.2	△ 26.8	△ 0.63
31 業務用機械	1,041.9	1,387.3	1,445.6	1.9	1.9	1.7	33.2	4.2	0.08
32 電子部品	3,038.9	3,859.6	3,072.1	5.6	5.3	3.7	27.0	△ 20.4	△ 1.09
33 電気機械	1,700.3	2,501.0	2,973.6	3.1	3.5	3.6	47.1	18.9	0.65
34 情報・通信機器	4,033.4	4,326.7	4,616.3	7.4	6.0	5.6	7.3	6.7	0.40
35 輸送機械	1,875.2	2,804.7	2,437.2	3.5	3.9	2.9	49.6	△ 13.1	△ 0.51
39 その他の製造工業製品	2,481.8	2,677.3	2,472.6	4.6	3.7	3.0	7.9	△ 7.6	△ 0.28
その他の	9,156.6	10,845.8	8,921.6	16.9	15.0	10.7	18.4	△ 17.7	△ 2.65

(注) 1 図1-18及び表1-13は統合大分類による。

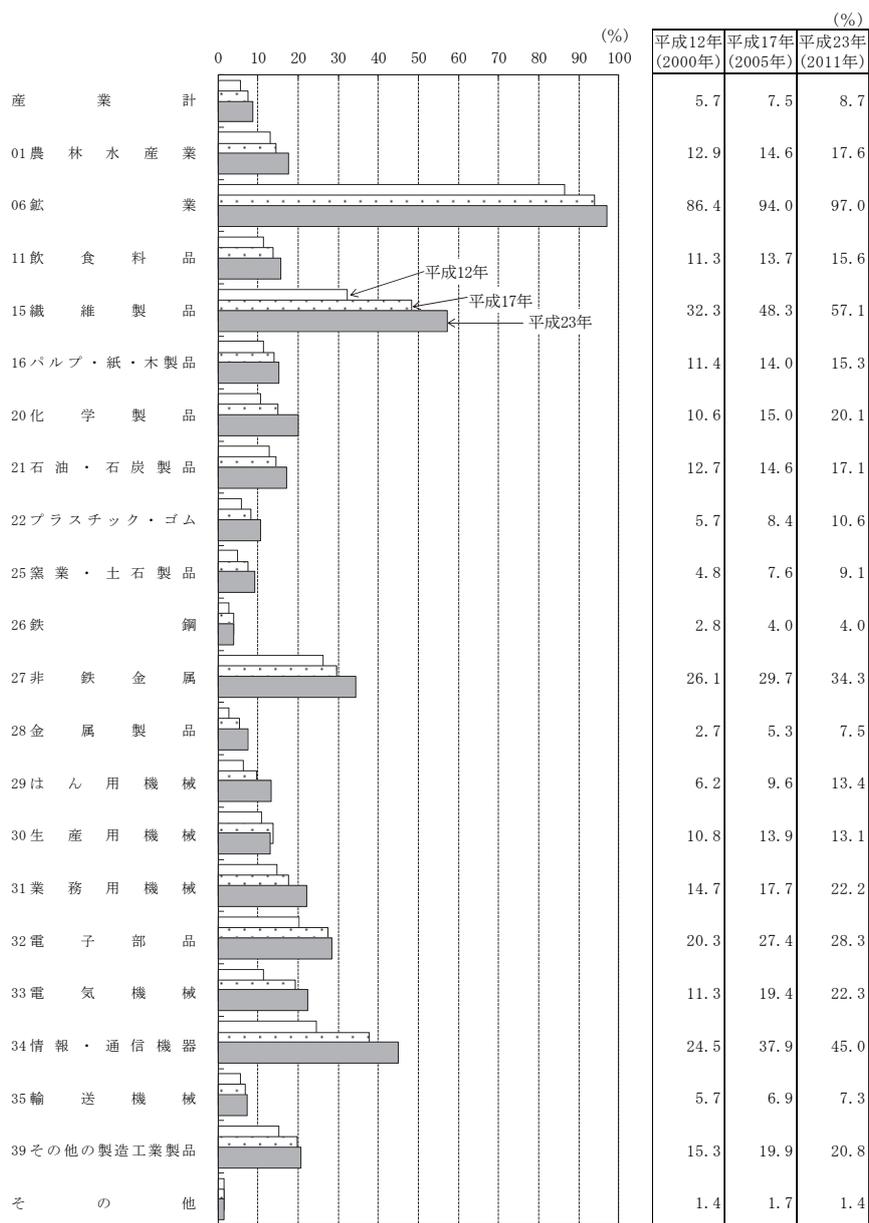
2 「その他」は、産業別コード41～69の部門を一つの部門としてまとめたものである。

14 産業（商品）別の国内需要に占める輸入割合

平成23年の産業（商品）別の国内需要に占める輸入割合を統合大分類で見ると、「鉱業」が97.0%と最も高く、次いで「繊維製品」(57.1%)、「情報・通信機器」(45.0%)、「非鉄金属」(34.3%)などとなっている。

これを平成17年と比べると、「繊維製品」(8.8ポイント上昇)、「情報・通信機器」(7.1ポイント上昇)、「化学製品」(5.1ポイント上昇)などが上昇する一方で、「生産用機械」(0.8ポイント低下)などが低下した。

図1-19 産業（商品）別の国内需要に占める輸入割合



(注) 1 この図は統合大分類による。

2 「その他」は、産業別コード41～69の部門を一つの部門としてまとめたものである。

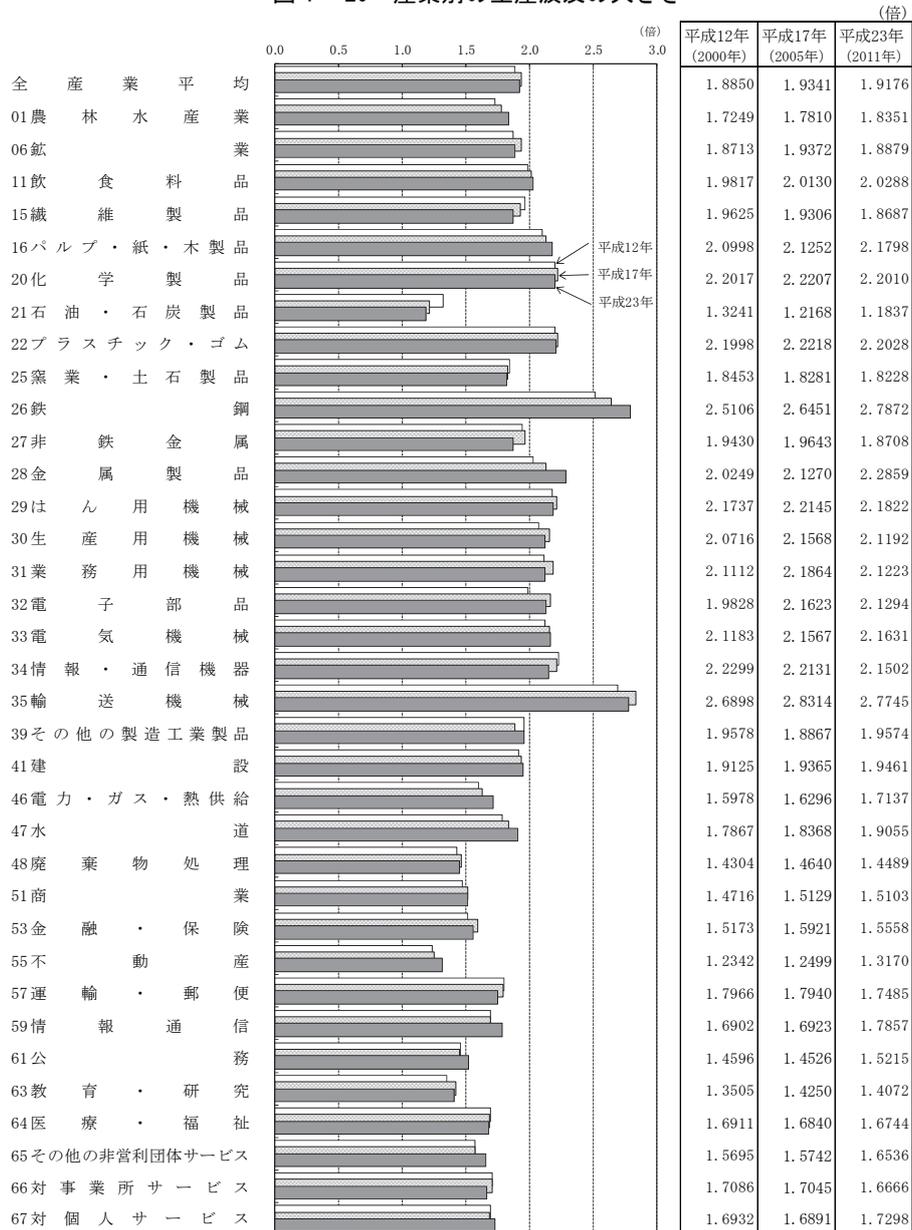
【国内需要】各産業部門の中間需要及び消費・投資等の国内最終需要の合計をいう。

15 生産波及の大きさ

1 単位当たりの最終需要に対する生産波及の大きさを逆行列係数により統合大分類別でみると、平成23年は全産業平均で1.9176倍であった。産業別にみると、「鉄鋼」(2.7872倍)、「輸送機械」(2.7745倍)、「金属製品」(2.2859倍)など製造業において大きい部門が多く、製造業以外では「建設」(1.9461倍)も大きかった。

産業別に平成23年における生産波及の大きさを17年と比べると、「金属製品」、「鉄鋼」、「情報通信」、「電力・ガス・熱供給」など15部門で上昇した一方で、「非鉄金属」、「業務用機械」、「情報・通信機器」など20部門で低下となった。

図1-20 産業別の生産波及の大きさ



(注) 1 この図は統合大分類による。
2 「全産業平均」には「事務用品」及び「分類不明」を含む。

【逆行列係数】ある産業に対して1単位の最終需要が発生した場合、各産業の生産が究極的にどれだけ必要となるかという生産波及の大きさを示す係数である。

また、本文中の「生産波及の大きさ」は、逆行列係数表の列和(タテ方向の合計)を指している。これは、当該部門の最終需要(国産品)が1単位発生した時に各産業の生産に及ぼす生産波及の大きさを示す係数を合計したものであり、産業全体としての生産波及の大きさがどのくらいになるかを示している(第4章第1節2(1)ウ(イ)を参照)。

16 最終需要と生産誘発

平成23年の国内生産額939兆6749億円がどの最終需要によって誘発されたか、最終需要項目別に割合（最終需要項目別生産誘発依存度）をみると、「民間消費支出」が46.5%で最も大きく、次いで「国内総固定資本形成」（17.8%）、「一般政府消費支出」（16.5%）、「輸出」（16.2%）などとなっている。

これを平成17年と比べると、「民間消費支出」、「一般政府消費支出」及び「輸出」の生産誘発依存度が上昇し、それ以外の項目で低下した。

また、1単位の最終需要によってどれだけ国内生産が誘発されたか（最終需要項目別生産誘発係数）をみると、「輸出」が2.1506倍と最も大きく、次いで「国内総固定資本形成」が1.8316倍、「在庫純増」が1.6761倍などとなっている。

これを平成17年と比べると、「家計外消費支出」、「民間消費支出」及び「一般政府消費支出」では生産誘発係数が大きくなり、それ以外の項目では小さくなった。

図1-21 最終需要項目別生産誘発依存度

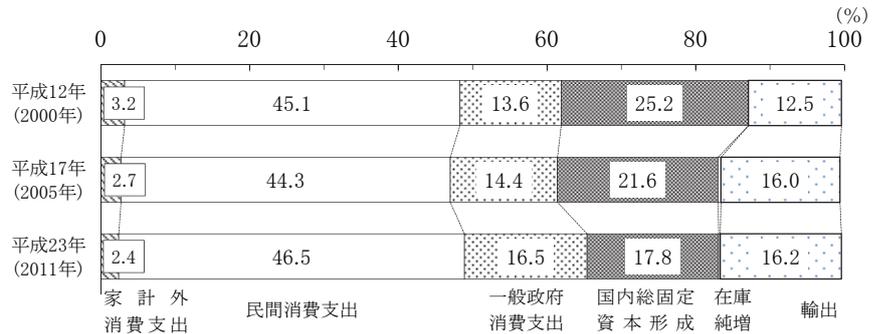


図1-22 最終需要項目別生産誘発係数

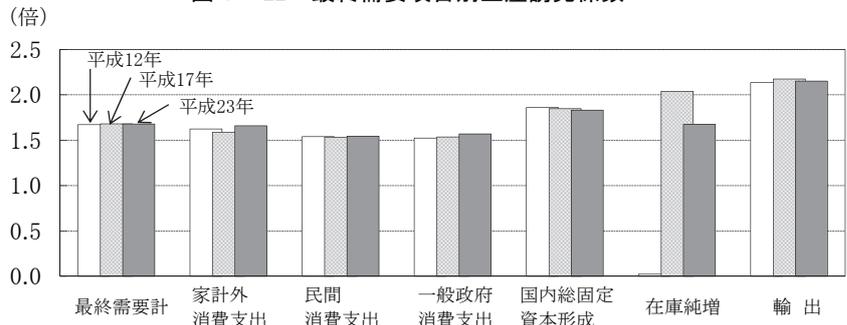


表1-14 最終需要項目別生産誘発額、生産誘発依存度及び生産誘発係数

	生産誘発額（10億円）			生産誘発依存度（%）			生産誘発係数（倍）		
	平成12年(2000年)	平成17年(2005年)	平成23年(2011年)	平成12年(2000年)	平成17年(2005年)	平成23年(2011年)	平成12年(2000年)	平成17年(2005年)	平成23年(2011年)
最終需要計	958,886.5	972,014.6	939,674.9	100.0	100.0	100.0	1.6716	1.6806	1.6778
家計外消費支出	31,144.7	26,671.1	22,612.9	3.2	2.7	2.4	1.6246	1.5873	1.6587
民間消費支出	432,645.3	430,332.5	436,917.7	45.1	44.3	46.5	1.5397	1.5321	1.5449
一般政府消費支出	130,514.2	139,790.9	154,990.5	13.6	14.4	16.5	1.5228	1.5355	1.5697
国内総固定資本形成	241,727.9	210,295.1	167,376.5	25.2	21.6	17.8	1.8593	1.8479	1.8316
在庫純増	6.2	4,217.7	1,642.3	0.0	0.4	0.2	0.0225	2.0381	1.6761
輸出	120,175.1	155,711.3	152,575.7	12.5	16.0	16.2	2.1346	2.1744	2.1506

(注) 1 図1-21、図1-22及び表1-14は統合大分類による。

2 「最終需要計」には「調整項」の額を含む。

3 「国内総固定資本形成」は「国内総固定資本形成（公的）」及び「国内総固定資本形成（民間）」を一つの部門としてまとめたものである。

(図1-23から図1-26まで、表1-15及び表1-16についても同じ。)

【最終需要項目別生産誘発額】国内における生産活動は、最終需要を過不足なく満たすために行われている。つまり、国内生産は究極的には、全て最終需要によって誘発されたものといえる。このように、最終需要を賄うために直接・間接に発生した国内生産額を生産誘発額といい、これを最終需要の項目別にみたものが、最終需要項目別生産誘発額である。なお、最終需要項目別生産誘発額は、言い換えれば、各行部門の国内生産額を最終需要項目別に分解したものであることから、各産業における最終需要項目別生産誘発額の合計は、当該産業の国内生産額に一致する。

【最終需要項目別生産誘発依存度】各産業（又は産業計）における生産誘発額の最終需要項目別構成比であり、各産業（又は産業計）の生産が、どの最終需要項目によりどれだけ誘発されたかの割合を示している。

$$(\text{最終需要項目別生産誘発依存度}) = (\text{ある産業（又は産業計）における最終需要項目別生産誘発額}) \div (\text{当該産業（又は産業計）の国内生産額})$$

【最終需要項目別生産誘発係数】最終需要項目の合計額に対する、各産業（又は産業計）に係る当該最終需要項目の生産誘発額の比率であり、1単位の最終需要に対して、何倍の国内生産が誘発されたかを示している。

$$(\text{最終需要項目別生産誘発係数}) = (\text{ある最終需要項目による各産業（又は産業計）の生産誘発額}) \div (\text{当該最終需要項目の合計額})$$

17 最終需要と粗付加価値誘発

平成23年の粗付加価値額476兆9053億円がどの最終需要によって誘発されたか、最終需要項目別に割合(最終需要項目別粗付加価値誘発依存度)をみると、「民間消費支出」(50.6%)が最も大きく、次いで、「一般政府消費支出」(19.2%)、「国内総固定資本形成」(15.4%)、「輸出」(11.9%)などとなっている。

これを平成17年と比べると、「民間消費支出」及び「一般政府消費支出」の粗付加価値誘発依存度が上昇した。

また、1単位の最終需要によってどれだけ粗付加価値が誘発されたか(最終需要項目別粗付加価値誘発係数)をみると、「一般政府消費支出」が0.9284倍で最も大きく、次いで、「家計外消費支出」が0.8633倍、「民間消費支出」が0.8536倍などとなっている。

これを平成17年と比べると、「家計外消費支出」では粗付加価値誘発係数が大きくなり、それ以外の項目では小さくなった。

図1-23 最終需要項目別粗付加価値誘発依存度

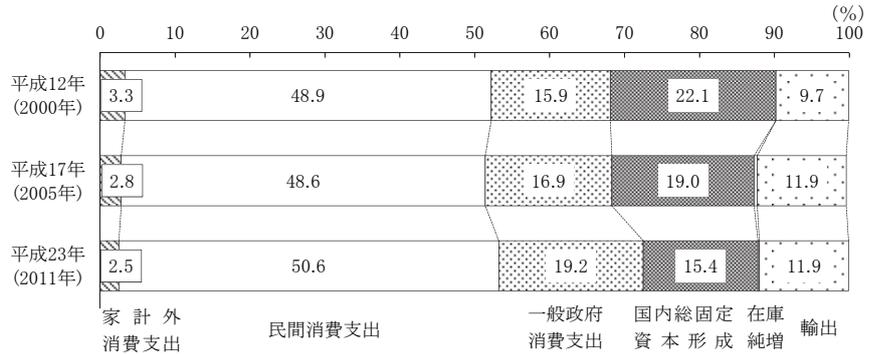


図1-24 最終需要項目別粗付加価値誘発係数

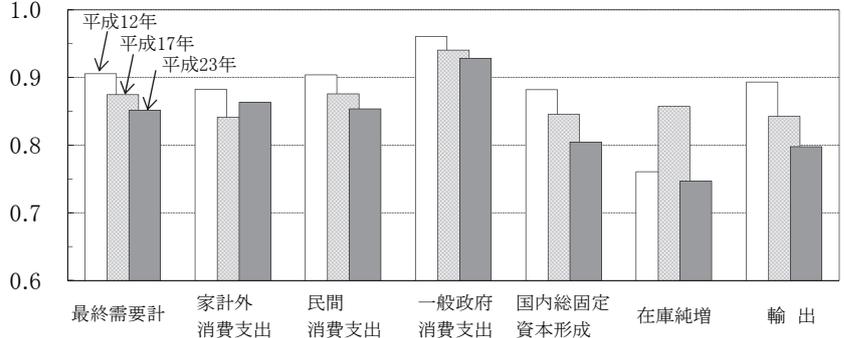


表1-15 最終需要項目別粗付加価値誘発額、粗付加価値誘発依存度及び粗付加価値誘発係数

	粗付加価値誘発額(10億円)			粗付加価値誘発依存度(%)			粗付加価値誘発係数(倍)		
	平成12年(2000年)	平成17年(2005年)	平成23年(2011年)	平成12年(2000年)	平成17年(2005年)	平成23年(2011年)	平成12年(2000年)	平成17年(2005年)	平成23年(2011年)
最終需要計	519,481.9	505,874.1	476,905.3	100.0	100.0	100.0	0.9056	0.8747	0.8515
家計外消費支出	16,922.1	14,134.3	11,769.9	3.3	2.8	2.5	0.8827	0.8412	0.8633
民間消費支出	253,998.9	246,009.2	241,425.5	48.9	48.6	50.6	0.9039	0.8759	0.8536
一般政府消費支出	82,345.1	85,634.8	91,667.3	15.9	16.9	19.2	0.9608	0.9406	0.9284
国内総固定資本形成	114,670.5	96,215.1	73,523.9	22.1	19.0	15.4	0.8820	0.8455	0.8046
在庫純増	210.5	1,774.1	732.0	0.0	0.4	0.2	0.7607	0.8573	0.7470
輸出	50,289.0	60,347.1	56,590.9	9.7	11.9	11.9	0.8933	0.8427	0.7977

【最終需要項目別粗付加価値誘発額】各最終需要によって生産が誘発されることに伴い誘発される粗付加価値の額を最終需要項目別にみたものをいう。

最終需要項目別生産誘発額に産業別の粗付加価値率(=粗付加価値額/国内生産額)を乗じたものが最終需要項目別粗付加価値誘発額である。

【最終需要項目別粗付加価値誘発依存度】各産業(又は産業計)における粗付加価値誘発額の最終需要項目別構成比であり、各産業(又は産業計)の粗付加価値が、どの最終需要項目によりどれだけ誘発されたかの割合を示している。

$$\text{(最終需要項目別粗付加価値誘発依存度)} = \frac{\text{(ある産業(又は産業計)における最終需要項目別粗付加価値誘発額)}}{\text{(当該産業(又は産業計)の粗付加価値額)}}$$

【最終需要項目別粗付加価値誘発係数】最終需要項目の合計額に対する、各産業(又は産業計)に係る当該最終需要項目の粗付加価値誘発額の比率であり、1単位の最終需要に対して、どの程度の粗付加価値が誘発されたかを示している。

$$\text{(最終需要項目別粗付加価値誘発係数)} = \frac{\text{(ある最終需要項目による各産業(又は産業計)の粗付加価値誘発額)}}{\text{(当該最終需要項目の合計額)}}$$

18 最終需要と輸入誘発

平成23年の輸入額83兆1581億円がどの最終需要によって誘発されたか、最終需要項目別に割合（最終需要項目別輸入誘発依存度）をみると、「民間消費支出」が49.8%で最も大きく、次いで「国内総固定資本形成」（21.5%）、「輸出」（17.3%）などとなっている。

これを平成17年と比べると、「民間消費支出」、「一般政府消費支出」及び「輸出」の輸入誘発依存度が上昇した。

また、1単位の最終需要によってどれだけ輸入が誘発されたか（最終需要項目別輸入誘発係数）をみると、「在庫純増」が0.2530倍と最も大きく、次いで「輸出」が0.2023倍、「国内総固定資本形成」が0.1954倍などとなっている。

これを平成17年と比べると、「家計外消費支出」で輸入誘発係数が小さくなり、それ以外の項目では大きくなった。

図1-25 最終需要項目別輸入誘発依存度

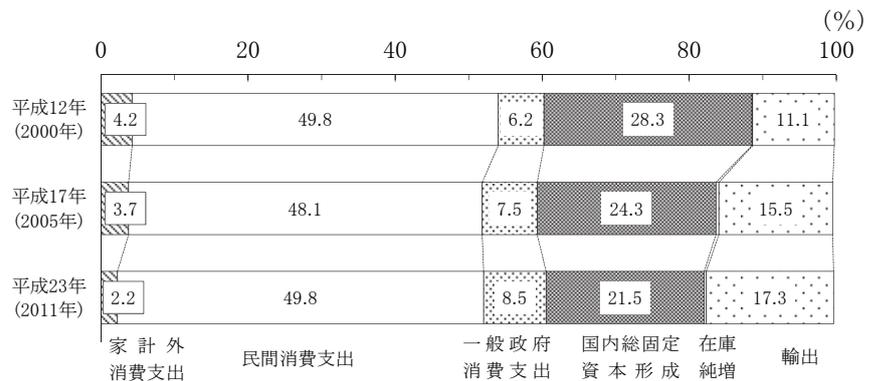


図1-26 最終需要項目別輸入誘発係数

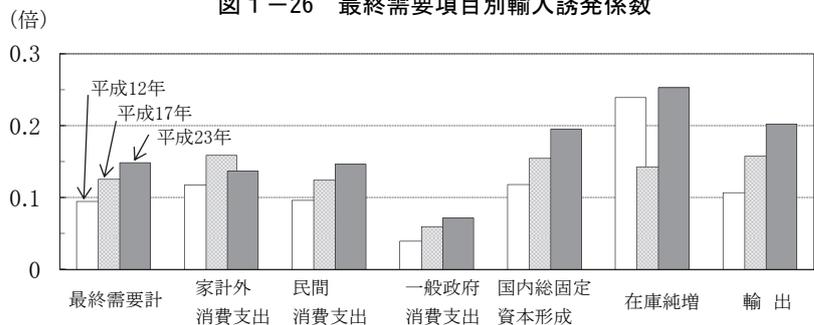


表1-16 最終需要項目別輸入誘発額、輸入誘発依存度及び輸入誘発係数

	輸入誘発額 (10億円)			輸入誘発依存度 (%)			輸入誘発係数 (倍)		
	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成23年 (2011年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成23年 (2011年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成23年 (2011年)
最終需要計	54,161.2	72,483.1	83,158.1	100.0	100.0	100.0	0.0944	0.1253	0.1485
家計外消費支出	2,249.1	2,668.4	1,863.4	4.2	3.7	2.2	0.1173	0.1588	0.1367
民間消費支出	26,991.3	34,864.1	41,395.9	49.8	48.1	49.8	0.0961	0.1241	0.1464
一般政府消費支出	3,361.1	5,406.7	7,069.1	6.2	7.5	8.5	0.0392	0.0594	0.0716
国内総固定資本形成	15,341.6	17,586.5	17,860.5	28.3	24.3	21.5	0.1180	0.1545	0.1954
在庫純増	66.2	295.4	247.9	0.1	0.4	0.3	0.2393	0.1427	0.2530
輸出	6,009.7	11,264.2	14,353.7	11.1	15.5	17.3	0.1067	0.1573	0.2023

【最終需要項目別輸入誘発額】最終需要が生じたとき、一般的には、その全てが国内生産によって賄われるのではなく、需要の一部は輸入によって賄われる。このように、最終需要によって直接・間接に誘発される輸入額を輸入誘発額といい、これを最終需要の項目別にみたものを最終需要項目別輸入誘発額という。

【最終需要項目別輸入誘発依存度】各産業（又は産業計）における輸入誘発額の最終需要項目別構成比であり、各産業（又は産業計）の輸入が、どの最終需要項目によりどれだけ誘発されたかの割合を示している。

$$(\text{最終需要項目別輸入誘発依存度}) = (\text{ある産業 (又は産業計) における最終需要項目別輸入誘発額}) \div (\text{当該産業 (又は産業計) の輸入額})$$

【最終需要項目別輸入誘発係数】最終需要項目の合計額に対する、各産業（又は産業計）に係る当該最終需要項目の輸入誘発額の比率であり、1単位の最終需要に対して、どの程度の輸入が誘発されたかを示している。

$$(\text{最終需要項目別輸入誘発係数}) = (\text{ある最終需要項目による各産業 (又は産業計) の輸入誘発額}) \div (\text{当該最終需要項目の合計額})$$

第 2 章 平成 23 年（2011 年）産業連関表

1 13 部門分類

- 1－(1) 生産者価格評価表
- 1－(2) 購入者価格評価表
- 1－(3) 投入係数表（生産者価格評価）
- 1－(4) 逆行列係数表 $[I - (I - \hat{M})A]^{-1}$
- 1－(5) 最終需要項目別生産誘発額等
- 1－(6) 最終需要項目別粗付加価値誘発額等
- 1－(7) 最終需要項目別輸入誘発額等

1-(1) 平成23年産業連関表 生産者価格評価表

(単位：100万円)

	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11
	農林水産業	鉱業	製造業	建設	電力・ガス・水道	商業	金融・保険	不動産	運輸・郵便	情報通信	公務
01 農林水産業	1456611	75	7793613	56940	0	8759	0	176	2137	0	1760
02 鉱業	185	1467	16857977	326076	6905061	0	0	0	114	0	288
03 製造業	2644966	67499	128796467	14427283	2267566	3078079	990737	195671	7050143	2300817	2621807
04 建設	70559	6089	1340627	74068	1179541	644813	188422	3155658	686950	322764	810258
05 電力・ガス・水道	129027	29518	5433465	279219	2867130	2104783	180997	420750	676682	399010	538470
06 商業	659194	19228	16319996	3707597	398909	1925850	216723	113882	1325358	674557	507162
07 金融・保険	70578	26912	1667186	705539	415849	1595778	2012259	5383055	995808	219677	1629212
08 不動産	25452	7520	589990	243659	175158	3217378	631478	1561970	1016734	1214661	61246
09 運輸・郵便	621420	194884	7634204	2238935	901224	5274310	1087032	175934	5126066	1166073	1358991
10 情報通信	40877	7791	1896955	473694	451138	3758528	1901761	287010	542574	7022394	1045584
11 公務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12 サービス	317219	53084	18174564	5485985	3124101	7262084	3640919	2168719	6185168	8276338	3864610
13 分類不明	161503	5797	832601	783322	109763	672799	126273	344572	373710	303169	33894
70 内生部門計	6197591	419864	207337645	28802317	18795440	29543161	10976601	13807397	23981444	21899460	12473282
71 家計外消費支出(行)	75593	36509	3319819	969175	304990	2111244	952195	272111	823768	861457	397062
91 雇用者所得	1352308	143554	43270034	18409793	2498158	37017812	9836060	3947853	14100784	10647999	14501379
92 営業余剰	2857901	44464	7886224	1031445	-2386079	15042517	7138085	29708221	2228570	7885435	0
93 資本減耗引当	1723077	74240	17789156	1654461	5669897	6512891	3493636	19495249	5328246	3978577	11910957
94 間接税(間税・輸入品商品税を除く。)	524698	42295	10487200	1947017	1140534	3480106	545173	3998108	1996355	889480	122514
95 (控除)経常補助金	-695206	-946	-185572	-299723	-268267	-51918	-847837	-41406	-225133	-2151	0
96 粗付加価値部門計	5838371	340116	82566861	23712168	6959233	64112652	21117312	57380136	24252590	24260797	26931912
97 国内生産額	12035962	759980	289904506	52514485	25754673	93655813	32093913	71187533	48234034	46160257	39405194

	12	13	70	71	72	73	74	76	77	78	79
	サービス	分類不明	内生部門計	家計外消費支出(列)	民間消費支出	一般政府消費支出	国内総固定資本形成	在庫純増	調整項	国内最終需要計	国内需要合計
01 農林水産業	1360935	0	10681006	63419	3389053	0	168260	246810	2333	3869875	14550881
02 鉱業	1153	455	24092776	-5385	-6104	0	-6977	-42044	1735	-58775	24034001
03 製造業	28693206	454846	193589087	1639119	55177632	242889	31026686	598327	1557187	90241840	283830927
04 建設	1293478	0	9773227	0	0	0	42741258	0	0	42741258	52514485
05 電力・ガス・水道	4649129	64923	17773103	7892	8201914	-261415	0	0	0	7948391	25721494
06 商業	9410434	76141	35355031	1552393	43597219	9758	6388151	150652	0	51698173	87053204
07 金融・保険	1858021	24138	16604012	170	1558156	0	0	0	0	15558326	32162338
08 不動産	2961078	195260	11901584	0	59204489	61313	0	0	0	59265802	71167386
09 運輸・郵便	4930376	397540	31106989	399245	13784850	-53198	661230	37890	0	14830017	45937006
10 情報通信	7819100	212206	25459612	161417	12722940	35795	8217008	-11809	724	21126075	46585687
11 公務	0	1136566	1136566	0	1115155	37153473	0	0	0	38268628	39405194
12 サービス	21267108	449453	80269352	9815026	70057277	61547852	2188790	0	1334	143610279	223879631
13 分類不明	1279852	0	5027255	0	18864	0	0	0	0	18864	5046119
70 内生部門計	8523870	3011528	462769600	13633296	282821445	98736467	91384406	979826	1563313	489118753	951888353
71 家計外消費支出(行)	3493024	16349	13633296								
91 雇用者所得	92516553	178736	248421023								
92 営業余剰	13887143	1482179	86806105								
93 資本減耗引当	21802522	275048	99707957								
94 間接税(間税・輸入品商品税を除く。)	6714170	46459	31934109								
95 (控除)経常補助金	-979051	-24	-3597234								
96 粗付加価値部門計	137434361	1998747	476905256								
97 国内生産額	222958231	5010275	939674856								

	81	82	83	84	85	86	87	88	97
	輸出計	最終需要計	需要合計	(控除)輸入	(控除)関税	(控除)輸入品商品税	(控除)輸入計	最終需要部門計	国内生産額
01 農林水産業	47890	3917765	14598771	-2403086	-37758	-121965	-2562809	1354956	12035962
02 鉱業	35575	-23200	24069576	-21672797	-7	-1636792	-23309596	-23332796	759980
03 製造業	54437698	144679538	338268625	-44158980	-794936	-3410203	-48364119	96315419	289904506
04 建設	0	42741258	52514485	0	0	0	0	42741258	52514485
05 電力・ガス・水道	35308	7983699	25756802	-2129	0	0	-2129	7981570	25754673
06 商業	7591509	59289682	94644713	-988900	0	0	-988900	58300782	93655813
07 金融・保険	838222	16396548	33000560	-906647	0	0	-906647	15489901	32093913
08 不動産	21813	59287615	71189199	-1666	0	0	-1666	59285949	71187533
09 運輸・郵便	5759487	20589504	51696493	-3462459	0	0	-3462459	17127045	48234034
10 情報通信	289726	21415801	46875413	-713235	0	-1921	-715156	20700645	46160257
11 公務	0	38268628	39405194	0	0	0	0	38268628	39405194
12 サービス	1883659	145493938	225763290	-2804935	0	-124	-2805059	142688879	222958231
13 分類不明	3693	22557	5049812	-39537	0	0	-39537	-16980	5010275
70 内生部門計	70944580	560063333	1022832933	-77154371	-832701	-5171005	-83158077	476905256	939674856

1-(2) 平成23年産業連関表 購入者価格評価表

(単位：100万円)

	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11
	農林水産業	鉱業	製造業	建設	電力・ガス・水道	商業	金融・保険	不動産	運輸・郵便	情報通信	公務
01 農林水産業	1567498	97	9417195	127945	0	19997	0	401	3368	0	2925
02 鉱業	330	2103	17712697	499487	7727615	0	0	0	127	0	527
03 製造業	3447556	88440	147113411	18890083	2519314	4013074	1203098	282839	8475452	3014432	3080851
04 建設	70559	6089	1340627	74068	1179541	644813	188422	3155658	686950	322764	810258
05 電力・ガス・水道	129027	29518	5433465	279219	2867130	2104783	180997	420750	676682	399010	538470
06 商業	0	0	0	0	0	988900	0	0	0	0	0
07 金融・保険	70578	26912	1667186	705539	415849	1595778	2012259	5383055	995808	219677	1629212
08 不動産	25452	7520	589990	243659	175158	3217378	631478	1561970	1016734	1214661	61246
09 運輸・郵便	353695	191761	2934996	1153995	216699	5088538	1039603	155587	4958673	1012348	1270970
10 情報通信	45741	8321	2051562	516619	457110	3905175	1946628	315283	588946	7123220	1179016
11 公務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12 サービス	317219	53084	18174564	5485985	3124101	7262084	3640919	2168719	6185168	8276338	3864610
13 分類不明	169936	6019	901952	825718	112923	702641	133197	363135	393536	317010	35197
70 内生部門計	6197591	419864	207337645	28802317	18795440	29543161	10976601	13807397	23981444	21899460	12473282
71 家計外消費支出(行)	75593	36509	3319819	969175	304990	2111244	952195	272111	823768	861457	397062
91 雇業者所得	1352308	143554	43270034	18409793	2498158	37017812	9836060	3947853	14100784	10647999	14501379
92 営業余剰	2857901	44464	7886224	1031445	-2386079	15042517	7138085	29708221	2228570	7885435	0
93 資本減耗引当	1723077	74240	17789156	1654461	5669897	6512891	3493636	19495249	5328246	3978577	11910957
94 間接税(間税・輸入品商品税を除く)	524698	42295	10487200	1947017	1140534	3480106	545173	3998108	1996355	889480	122514
95 (控除)経常補助金	-695206	-946	-185572	-299723	-268267	-51918	-847837	-41406	-225133	-2151	0
96 粗付加価値部門計	5838371	340116	82566861	23712168	6959233	64112652	21117312	57380136	24252590	24260797	26931912
97 国内生産額	12035962	759980	289904506	52514485	25754673	93655813	32093913	71187533	48234034	46160257	39405194

	12	13	70	71	72	73	74	76	77	78	79
	サービス	分類不明	内生部門計	家計外消費支出(列)	民間消費支出	一般政府消費支出	国内総固定資本形成	在庫純増	調整項	国内最終需要計	国内需要合計
01 農林水産業	2304977	0	13444403	135706	6291859	0	168260	256721	2333	6854879	20299282
02 鉱業	1475	709	25945070	-5385	-5628	0	-6977	-34806	1735	-51061	25894009
03 製造業	3787233	545499	230552282	3171204	96033490	251284	37710944	765972	1557187	139490081	370042363
04 建設	1293478	0	9773227	0	0	0	42741258	0	0	42741258	52514485
05 電力・ガス・水道	4649129	64923	17773103	7892	8201914	-261415	0	0	0	7948391	25721494
06 商業	0	0	988900	0	754788	0	217655	0	0	972443	1961343
07 金融・保険	1858021	24138	16604012	170	1558156	0	0	0	0	1558326	32162338
08 不動産	2961078	195260	11901584	0	59204489	61313	0	0	0	59265802	71167386
09 運輸・郵便	3668172	380894	22425931	315341	11623806	-56340	0	0	0	11882807	34308738
10 情報通信	8303427	214086	26655134	193342	13966311	40300	8364476	-8061	724	22557092	49212226
11 公務	0	1136566	1136566	0	1115155	37153473	0	0	0	38268628	39405194
12 サービス	21267108	449453	80269352	9815026	70057277	61547852	2188790	0	1334	143610279	223879631
13 分類不明	1338772	0	5300036	0	19828	0	0	0	0	19828	5319864
70 内生部門計	85523870	3011528	462769600	13633296	282821445	98736467	91384406	979826	1563313	489118753	951888353
71 家計外消費支出(行)	3493024	16349	13633296								
91 雇業者所得	92516553	178736	248421023								
92 営業余剰	13887143	1482179	86806105								
93 資本減耗引当	21802522	275048	99707957								
94 間接税(間税・輸入品商品税を除く)	6714170	46459	31934109								
95 (控除)経常補助金	-979051	-24	-3597234								
96 粗付加価値部門計	137434361	1998747	476905256								
97 国内生産額	222958231	5010275	939674856								

	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	97
	輸出計	最終需要計	需要合計	(控除)輸入	(控除)関税	(控除)輸入品商品税	(控除)輸入計	最終需要部門計	商業マージン	貨物運賃	国内生産額
01 農林水産業	75089	6929968	20374371	-2403086	-37758	-121965	-2562809	4367159	-4997201	-778399	12035962
02 鉱業	39327	-11734	25933336	-21672797	-7	-1636792	-23309596	-23321330	-410234	-1453526	759980
03 製造業	62402206	201892287	432444569	-44158980	-794936	-3410203	-48364119	153528168	-83912039	-10263905	289904506
04 建設	0	42741258	52514485	0	0	0	0	42741258	0	0	52514485
05 電力・ガス・水道	35308	7983699	25756802	-2129	0	0	-2129	7981570	0	0	25754673
06 商業	798942	1771385	2760285	-988900	0	0	-988900	782485	91884428	0	93655813
07 金融・保険	838222	16396548	33000560	-906647	0	0	-906647	15489901	0	0	32093913
08 不動産	21813	59287615	71189199	-1666	0	0	-1666	59285949	0	0	71187533
09 運輸・郵便	4549808	16432615	38858546	-3462459	0	0	-3462459	12970156	0	12837947	48234034
10 情報通信	294879	22851971	49507105	-713235	0	-1921	-715156	22136815	-2427273	-204419	46160257
11 公務	0	38268628	39405194	0	0	0	0	38268628	0	0	39405194
12 サービス	1885103	145495382	225764734	-2804935	0	-124	-2805059	142690323	-1223	-221	222958231
13 分類不明	3883	23711	5323747	-39537	0	0	-39537	-15826	-136458	-137477	5010275
70 内生部門計	70944580	560063333	1022832933	-77154371	-832701	-5171005	-83158077	476905256	0	0	939674856

1-(3) 平成23年産業連関表 投入係数表(生産者価格評価)

	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11
	農林水産業	鉱業	製造業	建設	電力・ガス・水道	商業	金融・保険	不動産	運輸・郵便	情報通信	公務
01 農林水産業	0.121022	0.000099	0.026883	0.001084	0.000000	0.000094	0.000000	0.000002	0.000044	0.000000	0.000045
02 鉱業	0.000015	0.001930	0.058150	0.006209	0.268109	0.000000	0.000000	0.000000	0.000002	0.000000	0.000007
03 製造業	0.219755	0.088817	0.444272	0.274730	0.088045	0.032866	0.030870	0.002749	0.146165	0.049844	0.066535
04 建設	0.005862	0.008012	0.004624	0.001410	0.045799	0.006885	0.005871	0.044329	0.014242	0.006992	0.020562
05 電力・ガス・水道	0.010720	0.038841	0.018742	0.005317	0.111325	0.022474	0.005640	0.005910	0.014029	0.008644	0.013665
06 商業	0.054769	0.025301	0.056294	0.070601	0.015489	0.020563	0.006753	0.001600	0.027478	0.014613	0.012870
07 金融・保険	0.005864	0.035411	0.005751	0.013435	0.016147	0.017039	0.062699	0.075618	0.020645	0.004759	0.041345
08 不動産	0.002115	0.009895	0.002035	0.004640	0.006801	0.034353	0.019676	0.021942	0.021079	0.026314	0.001554
09 運輸・郵便	0.051630	0.256433	0.026334	0.042635	0.034993	0.056316	0.033870	0.002471	0.106275	0.025261	0.034488
10 情報通信	0.003396	0.010252	0.006543	0.009020	0.017517	0.040131	0.059256	0.004032	0.011249	0.152131	0.026534
11 公務	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000
12 サービス	0.026356	0.069849	0.062692	0.104466	0.121302	0.077540	0.113446	0.030465	0.128232	0.179296	0.098074
13 分類不明	0.013418	0.007628	0.002872	0.014916	0.004262	0.007184	0.003934	0.004840	0.007748	0.006568	0.000860
70 内生部門計	0.514923	0.552467	0.715193	0.548464	0.729788	0.315444	0.342015	0.193958	0.497189	0.474422	0.316539
71 家計外消費支出(行)	0.006281	0.048039	0.011451	0.018455	0.011842	0.022543	0.029669	0.003822	0.017079	0.018662	0.010076
91 雇用者所得	0.112356	0.188892	0.149256	0.350566	0.096998	0.395254	0.306477	0.055457	0.292341	0.230675	0.368007
92 営業余剰	0.237447	0.058507	0.027203	0.019641	-0.092646	0.160615	0.222412	0.417323	0.046203	0.170827	0.000000
93 資本減耗引当	0.143161	0.097687	0.061362	0.031505	0.220150	0.069541	0.108857	0.273858	0.110467	0.086191	0.302269
94 間接税(間税・輸入品商品税を除く。)	0.043594	0.055653	0.036175	0.037076	0.044285	0.037158	0.016987	0.056163	0.041389	0.019269	0.003109
95 (控除)経常補助金	-0.057761	-0.001245	-0.000640	-0.005707	-0.010416	-0.000554	-0.026417	-0.000582	-0.004668	-0.000047	0.000000
96 粗付加価値部門計	0.485077	0.447533	0.284807	0.451536	0.270212	0.684556	0.657985	0.806042	0.502811	0.525578	0.683461
97 国内生産額	1.000000	1.000000	1.000000	1.000000	1.000000	1.000000	1.000000	1.000000	1.000000	1.000000	1.000000

	12	13	
	サービス	分類不明	平均
01 農林水産業	0.006104	0.000000	0.011367
02 鉱業	0.000005	0.000091	0.025639
03 製造業	0.128693	0.090783	0.206017
04 建設	0.005801	0.000000	0.010401
05 電力・ガス・水道	0.020852	0.012958	0.018914
06 商業	0.042207	0.015197	0.037625
07 金融・保険	0.008333	0.004818	0.017670
08 不動産	0.013281	0.038972	0.012666
09 運輸・郵便	0.022113	0.079345	0.033104
10 情報通信	0.035070	0.042354	0.027094
11 公務	0.000000	0.226847	0.001210
12 サービス	0.095386	0.089706	0.085422
13 分類不明	0.005740	0.000000	0.005350
70 内生部門計	0.383587	0.601070	0.492478
71 家計外消費支出(行)	0.015667	0.003263	0.014509
91 雇用者所得	0.414950	0.035674	0.264369
92 営業余剰	0.062286	0.295828	0.092379
93 資本減耗引当	0.097787	0.054897	0.106109
94 間接税(間税・輸入品商品税を除く。)	0.030114	0.009273	0.033984
95 (控除)経常補助金	-0.004391	-0.000005	-0.003828
96 粗付加価値部門計	0.616413	0.398930	0.507522
97 国内生産額	1.000000	1.000000	1.000000

(参考) 最終需要項目の商品別構成

	71	72	73	74	76	77	81	82
	家計外消費支出(列)	民間消費支出	一般政府消費支出	国内総固定資本形成	在庫純増	調整項	輸出計	最終需要計
01 農林水産業	0.004652	0.011983	0.000000	0.001841	0.251892	0.001492	0.000675	0.006995
02 鉱業	-0.000395	-0.000022	0.000000	-0.000076	-0.042910	0.001110	0.000501	-0.000041
03 製造業	0.120229	0.195097	0.002460	0.339518	0.610646	0.996081	0.767327	0.258327
04 建設	0.000000	0.000000	0.000000	0.467708	0.000000	0.000000	0.000000	0.076315
05 電力・ガス・水道	0.000579	0.029000	-0.002648	0.000000	0.000000	0.000000	0.000498	0.014255
06 商業	0.113868	0.154151	0.000099	0.069904	0.153754	0.000000	0.107006	0.105862
07 金融・保険	0.000012	0.055011	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.011815	0.029276
08 不動産	0.000000	0.209335	0.000621	0.000000	0.000000	0.000000	0.000307	0.105859
09 運輸・郵便	0.029285	0.048740	-0.000539	0.007236	0.038670	0.000000	0.081183	0.036763
10 情報通信	0.011840	0.044986	0.000363	0.089917	-0.012052	0.000463	0.004084	0.038238
11 公務	0.000000	0.003943	0.376289	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.068329
12 サービス	0.719931	0.247709	0.623355	0.023951	0.000000	0.000853	0.026551	0.259781
13 分類不明	0.000000	0.000067	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000052	0.000040
70 内生部門計	1.000000	1.000000	1.000000	1.000000	1.000000	1.000000	1.000000	1.000000

1-(4) 平成23年産業連関表 逆行列係数表 $[I - (I - \hat{M})A]^{-1}$

	01 農林水産業	02 鉱業	03 製造業	04 建設	05 電力・ガス・ 水道	06 商業	07 金融・保険	08 不動産	09 運輸・郵便	10 情報通信
01 農林水産業	1.120369	0.006483	0.041431	0.012434	0.006247	0.003175	0.003320	0.001391	0.007895	0.005041
02 鉱業	0.000874	1.000928	0.003236	0.001124	0.009547	0.000442	0.000294	0.000166	0.000730	0.000443
03 製造業	0.369840	0.221917	1.649602	0.423803	0.206648	0.095868	0.095841	0.040746	0.272277	0.144562
04 建設	0.012681	0.018812	0.013231	1.008485	0.056787	0.013411	0.011218	0.047488	0.022317	0.014472
05 電力・ガス・水道	0.027803	0.059303	0.043227	0.024082	1.137996	0.033676	0.015435	0.010685	0.030994	0.023277
06 商業	0.091104	0.056573	0.106375	0.107557	0.045196	1.036549	0.023977	0.011421	0.058863	0.040314
07 金融・保険	0.015022	0.049932	0.016771	0.023666	0.026823	0.026019	1.071595	0.082591	0.032283	0.014579
08 不動産	0.011169	0.023759	0.012370	0.015655	0.016243	0.042669	0.028668	1.026643	0.032054	0.039353
09 運輸・郵便	0.081057	0.283157	0.061242	0.070951	0.061567	0.070832	0.049198	0.012169	1.130086	0.046514
10 情報通信	0.018965	0.032093	0.027117	0.030224	0.038690	0.058388	0.083879	0.015011	0.031637	1.192862
11 公務	0.004152	0.002912	0.001821	0.004334	0.001985	0.002270	0.001573	0.001532	0.002742	0.002485
12 サービス	0.089856	0.160724	0.147718	0.178138	0.196897	0.127448	0.169612	0.060394	0.201201	0.262298
13 分類不明	0.018305	0.012839	0.008029	0.019103	0.008750	0.010007	0.006935	0.006755	0.012089	0.010955
列和	1.861196	1.929431	2.132170	1.919555	1.813376	1.520753	1.561547	1.316991	1.835169	1.797156
影響力係数	1.059667	1.098516	1.213945	1.092893	1.032441	0.865836	0.889062	0.749825	1.044848	1.023205

	11 公務	12 サービス	13 分類不明	行和	感応度係数
01 農林水産業	0.004386	0.011927	0.006156	1.230255	0.700442
02 鉱業	0.000451	0.000676	0.000619	1.019529	0.580466
03 製造業	0.141828	0.222573	0.208145	4.093649	2.330707
04 建設	0.025195	0.011945	0.012850	1.268892	0.722440
05 電力・ガス・水道	0.024528	0.035220	0.030920	1.497146	0.852396
06 商業	0.032231	0.066033	0.043879	1.720072	0.979318
07 金融・保険	0.048301	0.016263	0.025610	1.449455	0.825243
08 不動産	0.008721	0.021804	0.049828	1.328935	0.756625
09 運輸・郵便	0.049926	0.041368	0.107012	2.065079	1.175747
10 情報通信	0.044313	0.054679	0.071360	1.699220	0.967446
11 公務	1.000856	0.002041	0.227791	1.256495	0.715382
12 サービス	0.147970	1.151494	0.179995	3.073746	1.750029
13 分類不明	0.003772	0.008997	1.004160	1.130694	0.643758
列和	1.532478	1.645019	1.968326		
影響力係数	0.872512	0.936587	1.120661		

1-(5) 平成23年産業連関表 最終需要項目別生産誘発額等

ア 最終需要項目別生産誘発額

(単位：100万円)

	71 家計外消費 支出(列)	72 民間消費 支出	73 一般政府 消費支出	74 国内総固定 資本形成	76 在庫純増	77 調整項	81 輸出計	合計
01 農林水産業	239043	6337016	894436	1843409	249033	67161	2405864	12035962
02 鉱業	11920	323956	55959	139415	603	6779	221348	759980
03 製造業	4689355	106987502	19069749	63000049	914948	2570388	92672514	289904506
04 建設	165972	5985594	1652338	43687091	11726	20692	991073	52514485
05 電力・ガス・水道	477321	16855625	2763372	2640627	32842	67544	2917342	25754673
06 商業	2408579	57065046	5229544	14396029	227173	166074	14163369	93655813
07 金融・保険	235731	25015393	2783560	1781951	16143	26270	2234864	32093913
08 不動産	312410	66203548	1710581	1643271	15395	19387	1282943	71187533
09 運輸・郵便	1022088	25954782	4312873	6222318	96089	96135	10529750	48234034
10 情報通信	858973	25464127	5006926	12149183	13195	43263	2624589	46160257
11 公務	27378	1651136	37309221	273152	2149	2855	139303	39405194
12 サービス	11678799	105931707	75464184	16963124	114289	232238	12573891	222958231
13 分類不明	120689	2362744	686578	1204123	9473	12587	614082	5010275
合計	22248259	446138176	156939321	165943741	1703055	3331373	143370931	939674856

イ 最終需要項目別生産誘発係数

	71 家計外消費 支出(列)	72 民間消費 支出	73 一般政府 消費支出	74 国内総固定 資本形成	76 在庫純増	77 調整項	81 輸出計	平均
01 農林水産業	0.017534	0.022406	0.009059	0.020172	0.254160	0.042961	0.033912	0.021490
02 鉱業	0.000874	0.001145	0.000567	0.001526	0.000615	0.004336	0.003120	0.001357
03 製造業	0.343963	0.378286	0.193138	0.689396	0.933786	1.644193	1.306266	0.517628
04 建設	0.012174	0.021164	0.016735	0.478058	0.011967	0.013236	0.013970	0.093765
05 電力・ガス・水道	0.035011	0.059598	0.027987	0.028896	0.033518	0.043206	0.041121	0.045985
06 商業	0.176669	0.201771	0.052965	0.157533	0.231850	0.106232	0.199640	0.167224
07 金融・保険	0.017291	0.088449	0.028192	0.019500	0.016476	0.016804	0.031502	0.057304
08 不動産	0.022915	0.234082	0.017325	0.017982	0.015712	0.012401	0.018084	0.127106
09 運輸・郵便	0.074970	0.091771	0.043681	0.068089	0.098067	0.061494	0.148422	0.086122
10 情報通信	0.063006	0.090036	0.050710	0.132946	0.013467	0.027674	0.036995	0.082420
11 公務	0.002008	0.005838	0.377867	0.002989	0.002193	0.001826	0.001964	0.070358
12 サービス	0.856638	0.374553	0.764299	0.185624	0.116642	0.148555	0.177235	0.398095
13 分類不明	0.008853	0.008354	0.006954	0.013176	0.009668	0.008051	0.008656	0.008946
合計	1.631906	1.577455	1.589477	1.815887	1.738120	2.130970	2.020886	1.677801

ウ 最終需要項目別生産誘発依存度

	71 家計外消費 支出(列)	72 民間消費 支出	73 一般政府 消費支出	74 国内総固定 資本形成	76 在庫純増	77 調整項	81 輸出計	合計
01 農林水産業	0.019861	0.526507	0.074314	0.153158	0.020691	0.005580	0.199890	1.000000
02 鉱業	0.015685	0.426269	0.073632	0.183446	0.000793	0.008919	0.291255	1.000000
03 製造業	0.016176	0.369044	0.065779	0.217313	0.003156	0.008866	0.319666	1.000000
04 建設	0.003161	0.113980	0.031464	0.831906	0.000223	0.000394	0.018872	1.000000
05 電力・ガス・水道	0.018533	0.654469	0.107296	0.102530	0.001275	0.002623	0.113274	1.000000
06 商業	0.025717	0.609306	0.055838	0.153712	0.002426	0.001773	0.151228	1.000000
07 金融・保険	0.007345	0.779444	0.086732	0.055523	0.000503	0.000819	0.069635	1.000000
08 不動産	0.004389	0.929988	0.024029	0.023084	0.000216	0.000272	0.018022	1.000000
09 運輸・郵便	0.021190	0.538101	0.089416	0.129003	0.001992	0.001993	0.218305	1.000000
10 情報通信	0.018609	0.551646	0.108468	0.263196	0.000286	0.000937	0.056858	1.000000
11 公務	0.000695	0.041901	0.946810	0.006932	0.000055	0.000072	0.003535	1.000000
12 サービス	0.052381	0.475119	0.338468	0.076082	0.000513	0.001042	0.056396	1.000000
13 分類不明	0.024088	0.471580	0.137034	0.240331	0.001891	0.002512	0.122564	1.000000
平均	0.023677	0.474779	0.167014	0.176597	0.001812	0.003545	0.152575	1.000000

1-(6) 平成23年産業連関表 最終需要項目別粗付加価値誘発額等

ア 最終需要項目別粗付加価値誘発額

(単位：100万円)

	71 家計外消費 支出(列)	72 民間消費 支出	73 一般政府 消費支出	74 国内総固定 資本形成	76 在庫純増	77 調整項	81 輸出計	合計
01 農林水産業	115954	3073942	433871	894196	120800	32578	1167030	5838371
02 鉱業	5335	144981	25044	62393	270	3034	99060	340116
03 製造業	1335562	30470800	5431200	17942861	260584	732065	26393790	82566861
04 建設	74942	2702710	746090	19726284	5295	9343	447505	23712168
05 電力・ガス・水道	128978	4554600	746697	713530	8874	18251	788302	6959233
06 商業	1648807	39064222	3579916	9854888	155512	113687	9695620	64112652
07 金融・保険	155108	16459752	1831541	1172497	10622	17285	1470507	21117312
08 不動産	251815	53362835	1378800	1324545	12409	15626	1034106	57380136
09 運輸・郵便	513917	13050343	2168559	3128648	48314	48338	5294471	24252590
10 情報通信	451457	13383375	2631528	6385339	6935	22738	1379425	24260797
11 公務	18712	1128487	25499396	186688	1469	1951	95208	26931912
12 サービス	7198964	65297685	46517107	10456291	70449	143155	7750710	137434361
13 分類不明	48147	942568	273896	480360	3779	5021	244975	1998747
合計	11947697	243636300	91263644	72328521	705312	1163073	55860709	476905256

イ 最終需要項目別粗付加価値誘発係数

	71 家計外消費 支出(列)	72 民間消費 支出	73 一般政府 消費支出	74 国内総固定 資本形成	76 在庫純増	77 調整項	81 輸出計	平均
01 農林水産業	0.0085052	0.0108688	0.0043942	0.0097850	0.1232873	0.0208392	0.0164499	0.010424
02 鉱業	0.0003913	0.0005126	0.0002536	0.0006828	0.0002753	0.0019405	0.0013963	0.000607
03 製造業	0.0979632	0.1077387	0.0550070	0.1963449	0.2659488	0.4682778	0.3720339	0.147424
04 建設	0.0054970	0.0095562	0.0075564	0.2158605	0.0054036	0.0059765	0.0063078	0.042338
05 電力・ガス・水道	0.0094605	0.0161042	0.0075625	0.0078080	0.0090570	0.0116748	0.0111115	0.012426
06 商業	0.1209397	0.1381233	0.0362573	0.1078399	0.1587143	0.0727220	0.1366647	0.114474
07 金融・保険	0.0113771	0.0581984	0.0185498	0.0128304	0.0108408	0.0110567	0.0207275	0.037705
08 不動産	0.0184706	0.1886803	0.0139644	0.0144942	0.0126642	0.0099958	0.0145763	0.102453
09 運輸・郵便	0.0376957	0.0461434	0.0219631	0.0342361	0.0493091	0.0309200	0.0746283	0.043303
10 情報通信	0.0331143	0.0473209	0.0266520	0.0698734	0.0070778	0.0145449	0.0194437	0.043318
11 公務	0.0013725	0.0039901	0.2582571	0.0020429	0.0014990	0.0012483	0.0013420	0.048087
12 サービス	0.5280428	0.2308795	0.4711239	0.1144210	0.0718995	0.0915714	0.1092502	0.245391
13 分類不明	0.0035316	0.0033327	0.0027740	0.0052565	0.0038569	0.0032120	0.0034531	0.003569
合計	0.8763616	0.8614492	0.9243155	0.7914755	0.7198336	0.7439797	0.7873852	0.851520

ウ 最終需要項目別粗付加価値誘発依存度

	71 家計外消費 支出(列)	72 民間消費 支出	73 一般政府 消費支出	74 国内総固定 資本形成	76 在庫純増	77 調整項	81 輸出計	合計
01 農林水産業	0.019861	0.526507	0.074314	0.153158	0.020691	0.005580	0.199890	1.000000
02 鉱業	0.015685	0.426269	0.073632	0.183446	0.000793	0.008919	0.291255	1.000000
03 製造業	0.016176	0.369044	0.065779	0.217313	0.003156	0.008866	0.319666	1.000000
04 建設	0.003161	0.113980	0.031464	0.831906	0.000223	0.000394	0.018872	1.000000
05 電力・ガス・水道	0.018533	0.654469	0.107296	0.102530	0.001275	0.002623	0.113274	1.000000
06 商業	0.025717	0.609306	0.055838	0.153712	0.002426	0.001773	0.151228	1.000000
07 金融・保険	0.007345	0.779444	0.086732	0.055523	0.000503	0.000819	0.069635	1.000000
08 不動産	0.004389	0.929988	0.024029	0.023084	0.000216	0.000272	0.018022	1.000000
09 運輸・郵便	0.021190	0.538101	0.089416	0.129003	0.001992	0.001993	0.218305	1.000000
10 情報通信	0.018609	0.551646	0.108468	0.263196	0.000286	0.000937	0.056858	1.000000
11 公務	0.000695	0.041901	0.946810	0.006932	0.000055	0.000072	0.003535	1.000000
12 サービス	0.052381	0.475119	0.338468	0.076082	0.000513	0.001042	0.056396	1.000000
13 分類不明	0.024088	0.471580	0.137034	0.240331	0.001891	0.002512	0.122564	1.000000
平均	0.025053	0.510869	0.191366	0.151662	0.001479	0.002439	0.117132	1.000000

1-(7) 平成23年産業連関表 最終需要項目別輸入誘発額等

ア 最終需要項目別輸入誘発額

(単位：100万円)

	71 家計外消費 支出(列)	72 民間消費 支出	73 一般政府 消費支出	74 国内総固定 資本形成	76 在庫純増	77 調整項	81 輸出計	合計
01 農林水産業	51112	1354990	191250	394161	53249	13862	504186	2562809
02 鉱業	384487	10449145	1804951	4496819	19442	162679	5992074	23309596
03 製造業	969590	22121178	3942940	13026150	189178	209494	7905588	48364119
04 建設	0	0	0	0	0	0	0	0
05 電力・ガス・水道	40	1395	229	219	3	6	239	2129
06 商業	27675	655691	60089	165414	2610	1908	75512	988900
07 金融・保険	6838	725632	80744	51690	468	762	40513	906647
08 不動産	7	1550	40	38	0	0	30	1666
09 運輸・郵便	83319	2115793	351579	507234	7833	7837	388864	3462459
10 情報通信	13392	397011	78063	189418	206	663	36403	715156
11 公務	0	0	0	0	0	0	0	0
12 サービス	148185	1344101	957517	215234	1450	2930	135642	2805059
13 分類不明	953	18659	5422	9509	75	99	4820	39537
合計	1685599	39185145	7472823	19055885	274514	400240	15083871	83158077

イ 最終需要項目別輸入誘発係数

	71 家計外消費 支出(列)	72 民間消費 支出	73 一般政府 消費支出	74 国内総固定 資本形成	76 在庫純増	77 調整項	81 輸出計	平均
01 農林水産業	0.003749	0.004791	0.001937	0.004313	0.054345	0.008867	0.007107	0.004576
02 鉱業	0.028202	0.036946	0.018280	0.049208	0.019843	0.104061	0.084461	0.041620
03 製造業	0.071119	0.078216	0.039934	0.142542	0.193073	0.134006	0.111433	0.086355
04 建設	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000
05 電力・ガス・水道	0.000003	0.000005	0.000002	0.000002	0.000003	0.000004	0.000003	0.000004
06 商業	0.002030	0.002318	0.000609	0.001810	0.002664	0.001221	0.001064	0.001766
07 金融・保険	0.000502	0.002566	0.000818	0.000566	0.000478	0.000487	0.000571	0.001619
08 不動産	0.000001	0.000005	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000003
09 運輸・郵便	0.006111	0.007481	0.003561	0.005551	0.007994	0.005013	0.005481	0.006182
10 情報通信	0.000982	0.001404	0.000791	0.002073	0.000210	0.000424	0.000513	0.001277
11 公務	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000
12 サービス	0.010869	0.004752	0.009698	0.002355	0.001480	0.001874	0.001912	0.005008
13 分類不明	0.000070	0.000066	0.000055	0.000104	0.000076	0.000064	0.000068	0.000071
合計	0.123638	0.138551	0.075685	0.208524	0.280166	0.256020	0.212615	0.148480

ウ 最終需要項目別輸入誘発依存度

	71 家計外消費 支出(列)	72 民間消費 支出	73 一般政府 消費支出	74 国内総固定 資本形成	76 在庫純増	77 調整項	81 輸出計	合計
01 農林水産業	0.019944	0.528713	0.074625	0.153800	0.020777	0.005409	0.196732	1.000000
02 鉱業	0.016495	0.448277	0.077434	0.192917	0.000834	0.006979	0.257065	1.000000
03 製造業	0.020048	0.457388	0.081526	0.269335	0.003912	0.004332	0.163460	1.000000
04 建設	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000
05 電力・ガス・水道	0.018559	0.655367	0.107443	0.102671	0.001277	0.002626	0.112057	1.000000
06 商業	0.027986	0.663051	0.060763	0.167271	0.002640	0.001930	0.076360	1.000000
07 金融・保険	0.007542	0.800347	0.089058	0.057012	0.000516	0.000840	0.044684	1.000000
08 不動産	0.004390	0.930273	0.024037	0.023091	0.000216	0.000272	0.017721	1.000000
09 運輸・郵便	0.024064	0.611067	0.101540	0.146495	0.002262	0.002263	0.112309	1.000000
10 情報通信	0.018726	0.555139	0.109155	0.264862	0.000288	0.000927	0.050902	1.000000
11 公務	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000
12 サービス	0.052828	0.479170	0.341354	0.076731	0.000517	0.001044	0.048356	1.000000
13 分類不明	0.024106	0.471927	0.137135	0.240508	0.001892	0.002514	0.121917	1.000000
平均	0.020270	0.471213	0.089863	0.229153	0.003301	0.004813	0.181388	1.000000

2 統合大分類 (37 部門)

- 2－(1) 生産者価格評価表
- 2－(2) 購入者価格評価表
- 2－(3) 投入係数表 (生産者価格評価)
- 2－(4) 逆行列係数表 $[I - (I - \hat{M})A]^{-1}$
- 2－(5) 最終需要項目別生産誘発額等
- 2－(6) 最終需要項目別粗付加価値誘発額等
- 2－(7) 最終需要項目別輸入誘発額等
- 2－(8) 輸入係数、輸入品投入係数、総合輸入係数
及び総合粗付加価値係数

(単位: 100万円)

Table with 15 columns (31-59) and multiple rows. Columns are labeled with industry sectors: 31 業務用機械, 32 電子部品, 33 電気機械, 34 情報・通信機器, 35 輸送機械, 39 その他の製造工業製品, 41 建設, 46 電力・ガス・熱供給, 47 水道, 48 廃棄物処理, 51 商業, 53 金融・保険, 55 不動産, 57 運輸・郵便, 59 情報通信. Rows contain numerical data points.

Table with 15 columns (76-97) and multiple rows. Columns are labeled with financial metrics: 76 在庫純増, 77 調整項, 78 国内最終需要計, 79 国内需要合計, 80 輸出, 81 輸出計, 82 最終需要計, 83 需要合計, 84 (控除)輸入, 85 (控除)開税, 86 (控除)輸入品商品税, 87 (控除)輸入計, 88 最終需要部門計, 97 国内生産額. Rows contain numerical data points.

2-(5) 平成23年産業連関表 最終需要項目別生産誘発額等

ア 最終需要項目別生産誘発額

(単位: 100万円)

	71 家計外消費 支出(列)	72 民間消費支出	73 一般政府 消費支出	74 国内総固定資 本形成(公的)	75 国内総固定資 本形成(民間)	76 在庫純増	77 調整項	80 輸出	合計
01 農林水産業	628670	10070612	339396	59608	316309	263994	10479	346894	12035962
06 鉱業	11834	368357	62499	25985	78481	2662	5621	204542	759980
11 飲食料品	2009885	31851545	788597	17421	75067	211224	16601	570570	35540910
15 繊維製品	79583	2167724	187577	42889	245544	-69131	26013	673945	3354142
16 ハルブ・紙・木製品	314475	4490297	1198129	1040979	2488576	-56025	43825	1548213	11068469
20 化学製品	509080	8518196	7306694	396520	1433710	158246	261740	9049729	27633914
21 石油・石炭製品	320718	11060334	1846714	550629	1534299	138709	81460	4324343	19857207
22 プラスチック・ゴム	197932	4308431	883786	462543	1896538	70071	130855	4955974	12906131
25 窯業・土石製品	58640	1100445	304163	965986	1910956	25945	59469	2013879	6439483
26 鉄鋼	123787	3754054	762214	1959351	7496099	374625	366134	15650951	30487216
27 非鉄金属	39079	1241676	280029	380774	1848854	16739	18713	9061891	15067212
28 金属製品	129357	2222429	569715	1515185	3475360	38797	65982	2114435	10131260
29 はん用機械	15063	478337	134371	269273	4187229	82698	117220	4140611	9424801
30 生産用機械	15513	400016	122032	122790	6343437	153812	210477	7001746	14359122
31 業務用機械	23385	568777	756561	181382	3221939	27287	56102	1598326	6433760
32 電子部品	43580	1691183	364178	276726	1845463	170386	250657	8766209	13408381
33 電気機械	61978	3116632	205285	547019	4468346	150228	121014	6281151	15042653
34 情報・通信機器	51833	2421735	65324	506329	2439280	-74610	84203	2408331	7902425
35 輸送機械	90984	10364073	1188273	527969	8551721	-563474	607692	24804262	45571502
39 その他の製造工業製品	328903	5047832	1159145	306199	1586443	-4089	37921	1938500	9956203
41 建設	165984	5799232	1725628	16731441	26976752	14298	23605	1077546	52514485
46 電力・ガス・熱供給	505316	13375527	2146151	480448	1775892	33125	67491	2803328	21187278
47 水道	138763	3423996	451097	55722	200945	3685	5755	287433	4567395
48 廃棄物処理	135394	1382662	1855680	53774	158427	1799	3325	174063	3765124
51 商業	2757274	57738882	4947337	2403137	11651892	211319	159489	13786483	93655813
53 金融・保険	234134	25114636	2589138	470831	1382801	14348	27222	2260803	32093913
55 不動産	348688	66211389	1781236	335810	1247165	14719	18679	1229847	71187533
57 運輸・郵便	1179708	26464445	4029530	1413296	4688349	94657	89656	10274393	48234034
59 情報通信	741235	25516377	4031081	2116774	10657011	16163	52476	3029140	46160257
61 公務	21435	1628720	37301253	81854	213819	2517	3251	152346	39405194
63 教育・研究	131402	10775553	17272045	343075	2171020	21993	109588	4014227	34837104
64 医療・福祉	616489	13571138	46055880	3704	13299	221	175	14186	60275091
65 その他の非営利団体サービス	47943	4575725	164131	44271	149891	2180	3561	177896	5165598
66 対事業所サービス	1281224	31459724	10108065	3285338	10976933	79067	151266	8819215	66161192
67 対個人サービス	9124785	41754566	1019141	39231	169968	1385	2994	642052	52754122
68 事務用品	34376	618562	340502	40185	140794	1588	2928	146102	1325036
69 分類不明	94489	2263925	651453	360832	942568	11096	14332	671580	5010275
合計	22612918	436917744	154990528	38415280	128961178	1642252	3559229	152575727	939674856

イ 最終需要項目別生産誘発係数

	71 家計外消費 支出(列)	72 民間消費 支出	73 一般政府 消費支出	74 国内総固定資 本形成(公的)	75 国内総固定資 本形成(民間)	76 在庫純増	77 調整項	80 輸出	平均
01 農林水産業	0.046113	0.035608	0.003437	0.002922	0.004456	0.269429	0.006703	0.004890	0.021490
06 鉱業	0.000868	0.001302	0.000633	0.001274	0.001106	0.002717	0.003595	0.002883	0.001357
11 飲食料品	0.147425	0.112621	0.007987	0.000854	0.001058	0.215573	0.010619	0.008042	0.063459
15 繊維製品	0.005837	0.007665	0.001900	0.002102	0.003459	-0.070555	0.016639	0.009500	0.005989
16 ハルブ・紙・木製品	0.023067	0.015877	0.012135	0.051026	0.035059	-0.057179	0.028033	0.021823	0.019763
20 化学製品	0.037341	0.030119	0.074002	0.019436	0.020198	0.161504	0.167426	0.127561	0.049341
21 石油・石炭製品	0.023525	0.039107	0.018703	0.026990	0.021615	0.141564	0.052107	0.060954	0.035455
22 プラスチック・ゴム	0.014518	0.015234	0.008951	0.022673	0.026718	0.071514	0.083704	0.069857	0.023044
25 窯業・土石製品	0.004301	0.003891	0.003081	0.047350	0.026921	0.026479	0.038041	0.028387	0.011498
26 鉄鋼	0.009080	0.013274	0.007720	0.096042	0.105604	0.382339	0.234204	0.220608	0.054435
27 非鉄金属	0.002866	0.004390	0.002836	0.018664	0.026046	0.017083	0.120010	0.071424	0.016180
28 金属製品	0.009488	0.007858	0.005770	0.074270	0.048960	0.039596	0.042206	0.029804	0.018089
29 はん用機械	0.001105	0.001691	0.001361	0.013199	0.058989	0.084400	0.074982	0.058364	0.016828
30 生産用機械	0.001138	0.001414	0.001219	0.006019	0.089365	0.156978	0.128878	0.098693	0.025638
31 業務用機械	0.001175	0.002011	0.007662	0.008891	0.045390	0.027849	0.035887	0.022529	0.011488
32 電子部品	0.003197	0.005980	0.003688	0.013564	0.025999	0.173894	0.160337	0.123564	0.023941
33 電気機械	0.004546	0.011020	0.002079	0.026813	0.062949	0.153321	0.135619	0.088536	0.026859
34 情報・通信機器	0.003802	0.008563	0.000662	0.024819	0.034364	-0.076147	0.053862	0.033947	0.014110
35 輸送機械	0.006674	0.036645	0.012035	0.025880	0.120475	-0.575076	0.388721	0.349629	0.081368
39 その他の製造工業製品	0.024125	0.017848	0.011740	0.015009	0.022350	-0.004173	0.024257	0.021057	0.017777
41 建設	0.012175	0.020505	0.017477	0.820127	0.380043	0.014592	0.015099	0.015189	0.093765
46 電力・ガス・熱供給	0.037065	0.047293	0.021736	0.023550	0.025018	0.033807	0.043172	0.039514	0.037830
47 水道	0.010178	0.012107	0.004569	0.002731	0.002831	0.003760	0.003681	0.004052	0.008155
48 廃棄物処理	0.009931	0.004889	0.018794	0.002636	0.002232	0.001836	0.002127	0.002454	0.006723
51 商業	0.202246	0.204153	0.050106	0.117795	0.164150	0.215670	0.102020	0.194328	0.167224
53 金融・保険	0.017174	0.088800	0.026223	0.023079	0.019481	0.014644	0.017413	0.031867	0.057304
55 不動産	0.025576	0.234110	0.018040	0.016460	0.015022	0.011948	0.017335	0.127106	0.127106
57 運輸・郵便	0.086531	0.093573	0.040811	0.069276	0.066049	0.096606	0.057350	0.144823	0.086122
59 情報通信	0.054369	0.090221	0.040827	0.103758	0.150134	0.016496	0.033567	0.042697	0.082420
61 公務	0.001572	0.005759	0.377786	0.004012	0.003012	0.002569	0.002080	0.002147	0.070358
63 教育・研究	0.009638	0.038100	0.174913	0.016817	0.030585	0.022446	0.070100	0.056583	0.062202
64 医療・福祉	0.045219	0.047985	0.466453	0.000182	0.000187	0.000226	0.000112	0.000200	0.107622
65 その他の非営利団体サービス	0.003517	0.016179	0.001662	0.002170	0.002112	0.002225	0.002278	0.002508	0.009223
66 対事業所サービス	0.093978	0.111235	0.102374	0.161038	0.154641	0.080694	0.096990	0.124311	0.118132
67 対個人サービス	0.669302	0.147636	0.010322	0.001923	0.002394	0.001414	0.001915	0.009050	0.094193
68 事務用品	0.002522	0.002187	0.003449	0.001970	0.001983	0.001621	0.001873	0.002059	0.002366
69 分類不明	0.006931	0.008005	0.006598	0.017687	0.013279	0.011324	0.009168	0.009466	0.008946
合計	1.658654	1.544854	1.569739	1.883005	1.816780	1.676065	2.276722	2.150633	1.677801

ウ 最終需要項目別生産誘発依存度

	71	72	73	74	75	76	77	80	
	家計外消費 支出(列)	民間消費 支出	一般政府 消費支出	国内総固定資 本形成(公的)	国内総固定資 本形成(民間)	在庫純増	調整項	輸出	合計
01 農林水産業	0.052233	0.836710	0.028198	0.004952	0.026280	0.021934	0.000871	0.028821	1.000000
06 鉱業	0.015571	0.484693	0.082237	0.034191	0.103268	0.003503	0.007396	0.269141	1.000000
11 飲食物品	0.056551	0.896194	0.022188	0.000490	0.002112	0.005943	0.000467	0.016054	1.000000
15 繊維製品	0.023727	0.646283	0.055924	0.012787	0.073206	-0.020611	0.007755	0.200929	1.000000
16 ハルブ・紙・木製品	0.028412	0.405684	0.108247	0.094049	0.224835	-0.005062	0.003959	0.139876	1.000000
20 化学製品	0.018422	0.308252	0.264410	0.014349	0.051882	0.005727	0.009472	0.327486	1.000000
21 石油・石炭製品	0.016151	0.556993	0.093000	0.027729	0.077267	0.006985	0.004102	0.217772	1.000000
22 プラスチック・ゴム	0.015336	0.333828	0.068478	0.035839	0.146949	0.005429	0.010139	0.384002	1.000000
25 窯業・土石製品	0.009106	0.170890	0.047234	0.150010	0.296756	0.004029	0.009235	0.312739	1.000000
26 鉄鋼	0.004060	0.123135	0.025001	0.064268	0.245877	0.012288	0.012009	0.513361	1.000000
27 非鉄金属	0.004312	0.137022	0.030902	0.042019	0.204025	0.001847	0.020703	0.559169	1.000000
28 金属製品	0.012768	0.219364	0.056233	0.149555	0.343033	0.003829	0.006513	0.208704	1.000000
29 はん用機械	0.001598	0.050753	0.014257	0.028571	0.444278	0.008774	0.012437	0.439331	1.000000
30 生産用機械	0.001080	0.027858	0.008380	0.008551	0.441771	0.010712	0.014031	0.487617	1.000000
31 業務用機械	0.003635	0.088405	0.117592	0.028192	0.500786	0.004241	0.008720	0.248428	1.000000
32 電子部品	0.003250	0.126129	0.027160	0.020638	0.137635	0.012707	0.018694	0.653786	1.000000
33 電気機械	0.004120	0.207186	0.013647	0.036365	0.297045	0.009987	0.014094	0.417556	1.000000
34 情報・通信機器	0.006559	0.306455	0.008266	0.064073	0.308675	-0.009441	0.010655	0.304759	1.000000
35 輸送機械	0.001997	0.227424	0.026075	0.011586	0.187655	-0.012365	0.013335	0.544293	1.000000
39 その他の製造工業製品	0.033035	0.507004	0.116424	0.030755	0.159342	-0.000411	0.003809	0.150042	1.000000
41 建設	0.003161	0.110431	0.032860	0.318606	0.513701	0.000272	0.000449	0.020519	1.000000
46 電力・ガス・熱供給	0.023850	0.631300	0.101294	0.022676	0.083819	0.001563	0.003185	0.132312	1.000000
47 水道	0.030381	0.749661	0.098765	0.012200	0.043995	0.000807	0.001260	0.062931	1.000000
48 廃棄物処理	0.035960	0.367229	0.492860	0.014282	0.042077	0.000478	0.000883	0.046230	1.000000
51 商業	0.029441	0.616501	0.052825	0.025659	0.124412	0.002256	0.001703	0.147204	1.000000
53 金融・保険	0.007295	0.782536	0.080674	0.014670	0.043086	0.000447	0.000848	0.070443	1.000000
55 不動産	0.004898	0.930098	0.025022	0.004717	0.017519	0.000207	0.000262	0.017276	1.000000
57 運輸・郵便	0.024458	0.548667	0.083541	0.029301	0.097200	0.001962	0.001859	0.213011	1.000000
59 情報通信	0.016058	0.552778	0.087328	0.045857	0.230870	0.000350	0.001137	0.065622	1.000000
61 公務	0.000544	0.041333	0.946608	0.002077	0.005426	0.000064	0.000083	0.003866	1.000000
63 教育・研究	0.003772	0.309313	0.495743	0.009848	0.062319	0.000631	0.003146	0.115229	1.000000
64 医療・福祉	0.010228	0.225153	0.764095	0.000061	0.000221	0.000004	0.000003	0.000235	1.000000
65 その他の非営利団体サービス	0.009281	0.885807	0.031774	0.008570	0.029017	0.000422	0.000689	0.034439	1.000000
66 対事業所サービス	0.019365	0.475501	0.152779	0.049657	0.165912	0.001195	0.002292	0.133299	1.000000
67 対個人サービス	0.172968	0.791494	0.019319	0.000744	0.003222	0.000026	0.000057	0.012171	1.000000
68 事務用品	0.025944	0.466827	0.256975	0.030327	0.106257	0.001198	0.002210	0.110262	1.000000
69 分類不明	0.018859	0.451856	0.130023	0.072018	0.188127	0.002215	0.002861	0.134041	1.000000
平均	0.024065	0.464967	0.164941	0.040881	0.137240	0.001748	0.003788	0.162371	1.000000

2-(6) 平成23年産業連関表 最終需要項目別粗付加価値誘発額等

ア 最終需要項目別粗付加価値誘発額

(単位：100万円)

	71	72	73	74	75	76	77	80	
	家計外消費 支出(列)	民間消費 支出	一般政府 消費支出	国内総固定資 本形成(公的)	国内総固定資 本形成(民間)	在庫純増	調整項	輸出	合計
01 農林水産業	304953	4885024	164633	28914	153434	128057	5083	168271	5838371
06 鉱業	5296	164852	27970	11629	35123	1191	2515	91539	340116
11 飲食料品	733052	11617006	287620	6354	27379	77038	6055	208100	12962604
15 繊維製品	26981	734934	63595	14541	83248	-23438	8819	228491	1137172
16 ハルブ・紙・木製品	98556	1407258	375494	326243	779919	-17558	13735	485210	3468856
20 化学製品	125990	2108141	1808310	98133	354824	39164	64777	2239688	6839028
21 石油・石炭製品	71408	2462595	411173	122598	341613	30884	18137	962820	4421228
22 プラスチック・ゴム	61563	1340062	274886	143866	589885	21794	40700	1541469	4014227
25 窯業・土石製品	25723	482717	133423	423736	838253	11381	26087	883401	2824721
26 鉄鋼	23201	703612	142860	367236	1404973	70215	68624	2933415	5714135
27 非鉄金属	9111	289490	65287	88775	431050	3903	43741	1181373	2112730
28 金属製品	48681	836364	214400	570208	1307879	14601	24831	795723	3812687
29 はん用機械	5740	182278	51204	102611	1595616	31513	44669	1577851	3591483
30 生産用機械	6308	162645	48926	49926	2579211	62539	81919	2846876	5838500
31 業務用機械	7490	182177	242324	58096	1031975	8740	17969	511938	2060710
32 電子部品	12230	474619	102204	77661	517917	47818	70345	2460180	3762975
33 電気機械	18834	947109	62384	166233	1357880	45652	64429	1908771	4571292
34 情報・通信機器	13852	647198	17457	135314	651887	-19939	22503	643616	2111889
35 輸送機械	18141	2066452	236925	105270	1705094	-112349	121165	4945624	9086322
39 その他の製造工業製品	139951	2147897	493226	130290	675046	-1740	16136	635646	4236452
41 建設	74948	2618561	779183	7554844	12180968	6456	10658	486550	23712168
46 電力・ガス・熱供給	113727	3010312	483015	108130	399684	7455	15190	630920	4768434
47 水道	66559	1642356	216373	26728	96385	1767	2760	137870	2190799
48 廃棄物処理	98427	1005148	1349016	39092	115171	1308	2418	126538	2737116
51 商業	1887508	39525500	3386729	1645082	7976373	144660	109179	9437620	64112652
53 金融・保険	154057	16525053	1703614	309799	909862	9441	17911	1487574	21117312
55 不動産	281057	53369155	1435751	270677	1005267	11864	15056	991308	57380136
57 運輸・郵便	593170	13306607	2026091	710620	2357352	47595	45080	1566075	24252590
59 情報通信	389577	13410836	2118646	1112529	5601086	8495	27580	1592048	24260797
61 公務	14650	1113166	25493951	55944	146137	1720	2222	104123	26931912
63 教育・研究	99297	8142847	13050742	259254	1640592	16619	82814	3033463	26325629
64 医療・福祉	365148	8038217	27279007	2194	7877	131	104	8402	35701080
65 その他の非営利団体サービス	28085	2680406	96146	25933	87804	1277	2086	104209	3025947
66 対事業所サービス	786362	19308669	6203910	2016403	6737185	48528	93062	5412867	40606985
67 対個人サービス	5022582	22983087	560969	21594	93556	763	1648	353406	29037604
68 事務用品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
69 分類不明	37695	903147	259884	143947	376018	4426	5717	267913	1998747
合計	11769911	241425500	91667329	17330406	56193525	731972	1195723	56590890	476905256

イ 最終需要項目別粗付加価値誘発係数

	71	72	73	74	75	76	77	80	平均
	家計外消費 支出(列)	民間消費 支出	一般政府 消費支出	国内総固定資 本形成(公的)	国内総固定資 本形成(民間)	在庫純増	調整項	輸出	
01 農林水産業	0.022368	0.017272	0.001667	0.001417	0.002162	0.130694	0.003252	0.002372	0.010424
06 鉱業	0.000388	0.000583	0.000283	0.000570	0.000495	0.001216	0.001609	0.001290	0.000607
11 飲食料品	0.053769	0.041075	0.002913	0.000311	0.000386	0.078625	0.003873	0.002933	0.023145
15 繊維製品	0.001979	0.002599	0.000644	0.000713	0.001173	-0.023920	0.005641	0.003221	0.002030
16 ハルブ・紙・木製品	0.007229	0.004976	0.003803	0.015991	0.010987	-0.017920	0.008786	0.006839	0.006194
20 化学製品	0.009241	0.007454	0.018315	0.004810	0.004999	0.039970	0.041436	0.031570	0.012211
21 石油・石炭製品	0.005238	0.008707	0.004164	0.006009	0.004813	0.031519	0.011602	0.013571	0.007894
22 プラスチック・ゴム	0.004516	0.004738	0.002784	0.007052	0.008310	0.022243	0.026035	0.021728	0.007167
25 窯業・土石製品	0.001887	0.001707	0.001351	0.020770	0.011809	0.011615	0.016687	0.012452	0.005044
26 鉄鋼	0.001702	0.002488	0.001447	0.018001	0.019793	0.071661	0.043896	0.041348	0.010203
27 非鉄金属	0.000668	0.001024	0.000661	0.004352	0.006073	0.003983	0.027980	0.016652	0.003772
28 金属製品	0.003571	0.002957	0.002171	0.027950	0.018425	0.014901	0.015883	0.011216	0.006808
29 はん用機械	0.000421	0.000645	0.000519	0.005030	0.022479	0.032162	0.028573	0.022241	0.006413
30 生産用機械	0.000463	0.000575	0.000496	0.002447	0.036335	0.063827	0.052401	0.040128	0.010424
31 業務用機械	0.000549	0.000644	0.002454	0.002848	0.014538	0.008920	0.011494	0.007216	0.003679
32 電子部品	0.000897	0.001678	0.001035	0.003807	0.007296	0.048802	0.044998	0.034677	0.006719
33 電気機械	0.001382	0.003349	0.000632	0.008148	0.019130	0.046592	0.041213	0.026905	0.008162
34 情報・通信機器	0.001016	0.002288	0.000177	0.006633	0.009184	-0.020350	0.014394	0.009072	0.003771
35 輸送機械	0.001331	0.007307	0.002400	0.005160	0.024021	-0.114662	0.077505	0.069711	0.016224
39 その他の製造工業製品	0.010265	0.007595	0.004995	0.006386	0.009510	-0.001776	0.010321	0.008960	0.007564
41 建設	0.005497	0.009259	0.007892	0.370316	0.171603	0.006589	0.006818	0.006858	0.042338
46 電力・ガス・熱供給	0.008342	0.010644	0.004892	0.005300	0.005631	0.007609	0.009716	0.008893	0.008514
47 水道	0.004882	0.005807	0.002191	0.001310	0.001358	0.001804	0.001766	0.001943	0.003912
48 廃棄物処理	0.007220	0.003554	0.013663	0.001916	0.001623	0.001335	0.001546	0.001784	0.004887
51 商業	0.138448	0.139754	0.034301	0.080637	0.112370	0.147638	0.069838	0.133028	0.114474
53 金融・保険	0.011300	0.058429	0.017254	0.015185	0.012818	0.009635	0.011457	0.020968	0.037705
55 不動産	0.020616	0.188703	0.014541	0.013268	0.014162	0.012108	0.009631	0.013973	0.102453
57 運輸・郵便	0.043509	0.047050	0.020520	0.034833	0.033210	0.048575	0.028836	0.072818	0.043303
59 情報通信	0.028575	0.047418	0.021458	0.054533	0.078907	0.008670	0.017642	0.022441	0.043318
61 公務	0.001075	0.003936	0.025820	0.002742	0.002059	0.001756	0.001421	0.001468	0.048087
63 教育・研究	0.007283	0.028791	0.132178	0.012708	0.023112	0.016962	0.052973	0.042758	0.047005
64 医療・福祉	0.026784	0.028422	0.276281	0.000108	0.000111	0.000134	0.000066	0.000118	0.063745
65 その他の非営利団体サービス	0.002060	0.009477	0.000974	0.001271	0.001237	0.001303	0.001334	0.001469	0.005403
66 対事業所サービス	0.057680	0.068272	0.062833	0.098838	0.094912	0.049527	0.059529	0.076297	0.072504
67 対個人サービス	0.368406	0.081264	0.005681	0.001058	0.001318	0.000778	0.001054	0.004981	0.051847
68 事務用品	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000
69 分類不明	0.002765	0.003193	0.002632	0.007056	0.005297	0.004518	0.003657	0.003776	0.003569
合計	0.863321	0.853632	0.928404	0.849486	0.791644	0.747043	0.764865	0.797677	0.851520

ウ 最終需要項目別粗付加価値誘発依存度

	71	72	73	74	75	76	77	80	
	家計外消費 支出(列)	民間消費 支出	一般政府 消費支出	国内総固定資 本形成(公的)	国内総固定資 本形成(民間)	在庫純増	調整項	輸出	合計
01 農林水産業	0.052233	0.836710	0.028198	0.004952	0.026280	0.021934	0.000871	0.028821	1.000000
06 鉱業	0.015571	0.484693	0.082237	0.034191	0.103268	0.003503	0.007396	0.269141	1.000000
11 飲食料品	0.056551	0.896194	0.022188	0.000490	0.002112	0.005943	0.000467	0.016054	1.000000
15 繊維製品	0.023727	0.646283	0.055924	0.012787	0.073206	-0.020611	0.007755	0.200929	1.000000
16 ハルブ・紙・木製品	0.028412	0.405684	0.108247	0.094049	0.224835	-0.005062	0.003959	0.139876	1.000000
20 化学製品	0.018422	0.308252	0.264410	0.014349	0.051882	0.005727	0.009472	0.327486	1.000000
21 石油・石炭製品	0.016151	0.556993	0.093000	0.027729	0.077267	0.006985	0.004102	0.217772	1.000000
22 プラスチック・ゴム	0.015336	0.333828	0.068478	0.035839	0.146949	0.005429	0.010139	0.384002	1.000000
25 窯業・土石製品	0.009106	0.170890	0.047234	0.150010	0.296756	0.004029	0.009235	0.312739	1.000000
26 鉄鋼	0.004060	0.123135	0.025001	0.064268	0.245877	0.012288	0.012009	0.513361	1.000000
27 非鉄金属	0.004312	0.137022	0.030902	0.042019	0.204025	0.001847	0.020703	0.559169	1.000000
28 金属製品	0.012768	0.219364	0.056233	0.149555	0.343033	0.003829	0.006513	0.208704	1.000000
29 はん用機械	0.001598	0.050753	0.014257	0.028571	0.444278	0.008774	0.012437	0.439331	1.000000
30 生産用機械	0.001080	0.027858	0.008380	0.008551	0.441771	0.010712	0.014031	0.487617	1.000000
31 業務用機械	0.003635	0.088405	0.117592	0.028192	0.500786	0.004241	0.008720	0.248428	1.000000
32 電子部品	0.003250	0.126129	0.027160	0.020638	0.137635	0.012707	0.018694	0.653786	1.000000
33 電気機械	0.004120	0.207186	0.013647	0.036365	0.297045	0.009987	0.014094	0.417556	1.000000
34 情報・通信機器	0.006559	0.306455	0.008266	0.064073	0.308675	-0.009441	0.010655	0.304759	1.000000
35 輸送機械	0.001997	0.227424	0.026075	0.011586	0.187655	-0.012365	0.013335	0.544293	1.000000
39 その他の製造工業製品	0.033035	0.507004	0.116424	0.030755	0.159342	-0.000411	0.003809	0.150042	1.000000
41 建設	0.003161	0.110431	0.032860	0.318606	0.513701	0.000272	0.000449	0.020519	1.000000
46 電力・ガス・熱供給	0.023850	0.631300	0.101294	0.022676	0.083819	0.001563	0.003185	0.132312	1.000000
47 水道	0.030381	0.749661	0.098765	0.012200	0.043995	0.000807	0.001260	0.062931	1.000000
48 廃棄物処理	0.035960	0.367229	0.492860	0.014282	0.042077	0.000478	0.000883	0.046230	1.000000
51 商業	0.029441	0.616501	0.052825	0.025659	0.124412	0.002256	0.001703	0.147204	1.000000
53 金融・保険	0.007295	0.782536	0.080674	0.014670	0.043086	0.000447	0.000848	0.070443	1.000000
55 不動産	0.004898	0.930098	0.025022	0.004717	0.017519	0.000207	0.000262	0.017276	1.000000
57 運輸・郵便	0.024458	0.548667	0.083541	0.029301	0.097200	0.001962	0.001859	0.213011	1.000000
59 情報通信	0.016058	0.552778	0.087328	0.045857	0.230870	0.000350	0.001137	0.065622	1.000000
61 公務	0.000544	0.041333	0.946608	0.002077	0.005426	0.000064	0.000083	0.003866	1.000000
63 教育・研究	0.003772	0.309313	0.495743	0.009848	0.062319	0.000631	0.003146	0.115229	1.000000
64 医療・福祉	0.010228	0.225153	0.764095	0.000061	0.000221	0.000004	0.000003	0.000235	1.000000
65 その他の非営利団体サービス	0.009281	0.885807	0.031774	0.008570	0.029017	0.000422	0.000689	0.034439	1.000000
66 対事業所サービス	0.019365	0.475501	0.152779	0.049657	0.165912	0.001195	0.002292	0.133299	1.000000
67 対個人サービス	0.172968	0.791494	0.019319	0.000744	0.003222	0.000026	0.000057	0.012171	1.000000
68 事務用品	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000
69 分類不明	0.018859	0.451856	0.130023	0.072018	0.188127	0.002215	0.002861	0.134041	1.000000
平均	0.024680	0.506234	0.192213	0.036339	0.117830	0.001535	0.002507	0.118663	1.000000

2-(7) 平成23年産業連関表 最終需要項目別輸入誘発額等

ア 最終需要項目別輸入誘発額

(単位：100万円)

	71 家計外消費 支出(列)	72 民間消費 支出	73 一般政府 消費支出	74 国内総固定資 本形成(公的)	75 国内総固定資 本形成(民間)	76 在庫純増	77 調整項	80 輸出	合計
01 農林水産業	134423	2153314	72570	12745	67634	56448	1742	63934	2562809
06 鉱業	381693	11881297	2015879	838130	2531401	85862	125335	5450000	23309596
11 飲食料品	371011	5879584	145570	3216	13857	38991	976	44221	6497425
15 繊維製品	106523	2901531	251075	57407	328664	-92533	7375	259853	3819895
16 ハルブ・紙・木製品	56707	809698	216049	187711	448744	-10103	5373	215076	1929255
20 化学製品	128817	2155427	1848871	100335	362783	40042	30476	1077367	5744118
21 石油・石炭製品	66089	2279159	380545	113466	316167	28583	11258	580390	3775657
22 プラスチック・ゴム	23685	515552	105755	55349	226942	8385	9273	349261	1294202
25 窯業・土石製品	5879	110335	30496	96853	191600	2601	3241	115914	556921
26 鉄鋼	5118	155200	31511	81003	309903	15488	12592	508864	1119679
27 非鉄金属	20710	658034	148403	201794	979812	8871	49614	1520803	3588041
28 金属製品	10563	181479	46522	123727	283791	3168	3421	122272	774944
29 はん用機械	2355	74786	21008	42100	654660	12930	4858	175489	988187
30 生産用機械	2393	61698	18560	18939	978406	23724	4173	150660	1258552
31 業務用機械	6752	164228	218448	52372	930298	7879	1795	63804	1445575
32 電子部品	17519	679856	146400	111244	741876	68495	38693	1267970	3072053
33 電気機械	18069	908618	59848	159477	1302695	43797	13391	467666	2973562
34 情報・通信機器	43069	2012253	54278	420716	2026832	-61995	3099	118053	4616306
35 輸送機械	7201	820264	94046	41786	676826	-44596	19820	821815	2437163
39 その他の製造工業製品	86345	1325183	304305	80385	416481	-1073	6178	254779	2472584
41 建設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46 電力・ガス・熱供給	24	642	103	23	85	2	3	133	1015
47 水道	34	837	110	14	49	1	1	68	1114
48 廃棄物処理	8	79	106	3	9	0	0	10	214
51 商業	31682	663434	56846	27613	133883	2428	1833	71182	988900
53 金融・保険	6792	728511	75104	13658	40111	416	790	41265	906647
55 不動産	8	1550	42	8	29	0	0	28	1666
57 運輸・郵便	96168	2157340	328481	115210	382187	7716	7309	368048	3462459
59 情報通信	11557	397826	62849	33003	166153	252	807	42710	715156
61 公務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
63 教育・研究	517	42384	67930	1349	8539	87	431	15449	136686
64 医療・福祉	37	815	2766	0	1	0	0	1	3620
65 その他の非営利団体サービス	524	49967	1792	483	1637	24	39	1707	56173
66 対事業所サービス	29972	735943	236460	76854	256785	1850	3547	177566	1518977
67 対個人サービス	190396	871242	21265	819	3547	29	35	2057	1089389
68 事務用品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
69 分類不明	746	17878	5145	2849	7443	88	113	5274	39537
合計	1863385	41395945	7069138	3070641	14789834	247854	367590	14353690	83158077

イ 最終需要項目別輸入誘発係数

	71 家計外消費 支出(列)	72 民間消費 支出	73 一般政府 消費支出	74 国内総固定資 本形成(公的)	75 国内総固定資 本形成(民間)	76 在庫純増	77 調整項	80 輸出	平均
01 農林水産業	0.009860	0.007614	0.000735	0.000625	0.000953	0.057610	0.001114	0.000901	0.004576
06 鉱業	0.027997	0.042010	0.020417	0.041083	0.035662	0.087630	0.080173	0.076821	0.041620
11 飲食料品	0.027214	0.020789	0.001474	0.000158	0.000195	0.039793	0.000624	0.000623	0.011601
15 繊維製品	0.007813	0.010259	0.002543	0.002814	0.004630	-0.094438	0.004717	0.003663	0.006820
16 ハルブ・紙・木製品	0.004159	0.002863	0.002188	0.009201	0.006322	-0.010311	0.003437	0.003032	0.003445
20 化学製品	0.009449	0.007621	0.018725	0.004918	0.005111	0.040867	0.019495	0.015186	0.010256
21 石油・石炭製品	0.004848	0.008059	0.003854	0.005562	0.004454	0.029172	0.007201	0.008181	0.006741
22 プラスチック・ゴム	0.001737	0.001823	0.001071	0.002713	0.003197	0.008557	0.005932	0.004923	0.002311
25 窯業・土石製品	0.000431	0.000390	0.000309	0.004747	0.002699	0.002655	0.002073	0.001634	0.000994
26 鉄鋼	0.000375	0.000549	0.000319	0.003971	0.004366	0.015807	0.008054	0.007173	0.001999
27 非鉄金属	0.001519	0.002327	0.001503	0.009891	0.013803	0.009053	0.031736	0.021436	0.006406
28 金属製品	0.000775	0.000642	0.000471	0.006065	0.003998	0.003233	0.002188	0.001723	0.001384
29 はん用機械	0.000173	0.000264	0.000213	0.002064	0.009223	0.013196	0.003108	0.002474	0.001764
30 生産用機械	0.000176	0.000218	0.000188	0.000928	0.013784	0.024212	0.002669	0.002124	0.002247
31 業務用機械	0.000495	0.000581	0.002212	0.002567	0.013106	0.008041	0.001448	0.000899	0.002581
32 電子部品	0.001285	0.002404	0.001483	0.005453	0.010451	0.069905	0.024751	0.017873	0.005485
33 電気機械	0.001325	0.003213	0.000606	0.007817	0.018352	0.044699	0.008566	0.006592	0.005309
34 情報・通信機器	0.003159	0.007115	0.000550	0.020622	0.028554	-0.063271	0.001982	0.001664	0.008242
35 輸送機械	0.000528	0.002900	0.000952	0.002048	0.009535	-0.045514	0.012678	0.011584	0.004352
39 その他の製造工業製品	0.006333	0.004686	0.003082	0.003940	0.005867	-0.001096	0.003952	0.003591	0.004415
41 建設	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000
46 電力・ガス・熱供給	0.000002	0.000002	0.000001	0.000001	0.000001	0.000002	0.000002	0.000002	0.000002
47 水道	0.000002	0.000003	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	0.000002
48 廃棄物処理	0.000001	0.000000	0.000001	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000
51 商業	0.002324	0.002346	0.000576	0.001353	0.001886	0.002478	0.001172	0.001003	0.001766
53 金融・保険	0.000498	0.002576	0.000761	0.000669	0.000565	0.000425	0.000505	0.000582	0.001619
55 不動産	0.000001	0.000005	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000003
57 運輸・郵便	0.007054	0.007628	0.003327	0.005647	0.005384	0.007875	0.004675	0.005188	0.006182
59 情報通信	0.000848	0.001407	0.000637	0.001618	0.002341	0.000257	0.000516	0.000602	0.001277
61 公務	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000
63 教育・研究	0.000038	0.000150	0.000688	0.000066	0.000120	0.000088	0.000276	0.000218	0.000244
64 医療・福祉	0.000003	0.000003	0.000028	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000006
65 その他の非営利団体サービス	0.000038	0.000177	0.000018	0.000024	0.000023	0.000024	0.000025	0.000024	0.000100
66 対事業所サービス	0.002198	0.002602	0.002395	0.003767	0.003618	0.001888	0.002269	0.002503	0.002712
67 対個人サービス	0.013966	0.003081	0.000215	0.000040	0.000050	0.000030	0.000022	0.000029	0.001945
68 事務用品	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000
69 分類不明	0.000055	0.000063	0.000052	0.000140	0.000105	0.000089	0.000072	0.000074	0.000071
合計	0.136679	0.146368	0.071596	0.150514	0.208356	0.252957	0.235135	0.202323	0.148480

ウ 最終需要項目別輸入誘発依存度

	71	72	73	74	75	76	77	80	
	家計外消費 支出(列)	民間消費 支出	一般政府 消費支出	国内総固定資 本形成(公的)	国内総固定資 本形成(民間)	在庫純増	調整項	輸出	合計
01 農林水産業	0.052451	0.840216	0.028317	0.004973	0.026390	0.022026	0.000680	0.024947	1.000000
06 鉱業	0.016375	0.509717	0.086483	0.035956	0.108599	0.003684	0.005377	0.233809	1.000000
11 飲食物品	0.057101	0.904910	0.022404	0.000495	0.002133	0.006001	0.000150	0.006806	1.000000
15 繊維製品	0.027886	0.759584	0.065728	0.015029	0.086040	-0.024224	0.001931	0.068026	1.000000
16 ハルブ・紙・木製品	0.029393	0.419695	0.111986	0.097297	0.232600	-0.005237	0.002785	0.111481	1.000000
20 化学製品	0.022426	0.375241	0.321872	0.017467	0.063157	0.006971	0.005306	0.187560	1.000000
21 石油・石炭製品	0.017504	0.603646	0.100789	0.030052	0.083738	0.007570	0.002982	0.153719	1.000000
22 プラスチック・ゴム	0.018301	0.398355	0.081714	0.042767	0.175353	0.006479	0.007165	0.269866	1.000000
25 窯業・土石製品	0.010557	0.198116	0.054759	0.173909	0.344034	0.004671	0.005820	0.208134	1.000000
26 鉄鋼	0.004571	0.138611	0.028143	0.072345	0.276779	0.013832	0.011246	0.454473	1.000000
27 非鉄金属	0.005772	0.183396	0.041360	0.056241	0.273077	0.002472	0.013828	0.423853	1.000000
28 金属製品	0.013631	0.234184	0.060033	0.159660	0.366209	0.004088	0.004414	0.157782	1.000000
29 はん用機械	0.002383	0.075680	0.021260	0.042603	0.662486	0.013084	0.004916	0.177587	1.000000
30 生産用機械	0.001901	0.049023	0.014747	0.015048	0.777406	0.018850	0.003316	0.119709	1.000000
31 業務用機械	0.004671	0.113607	0.151115	0.036229	0.643549	0.005450	0.001241	0.044137	1.000000
32 電子部品	0.005703	0.221303	0.047655	0.036212	0.241492	0.022296	0.012595	0.412744	1.000000
33 電気機械	0.006077	0.305566	0.020127	0.053632	0.438092	0.014729	0.004503	0.157275	1.000000
34 情報・通信機器	0.009330	0.435901	0.011758	0.091137	0.439059	-0.013430	0.000671	0.025573	1.000000
35 輸送機械	0.002955	0.336565	0.038588	0.017145	0.277711	-0.018298	0.008133	0.337202	1.000000
39 その他の製造工業製品	0.034921	0.535951	0.123072	0.032511	0.168440	-0.000434	0.002499	0.103042	1.000000
41 建設	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000
46 電力・ガス・熱供給	0.023880	0.632085	0.101420	0.022704	0.083923	0.001565	0.003189	0.131233	1.000000
47 水道	0.030441	0.751141	0.098960	0.012224	0.044082	0.000808	0.001263	0.061080	1.000000
48 廃棄物処理	0.035990	0.367530	0.493264	0.014294	0.042112	0.000478	0.000884	0.045449	1.000000
51 商業	0.032037	0.670881	0.057484	0.027923	0.135386	0.002455	0.001853	0.071981	1.000000
53 金融・保険	0.007491	0.803522	0.082837	0.015064	0.044242	0.000459	0.000871	0.045514	1.000000
55 不動産	0.004900	0.930383	0.025029	0.004719	0.017525	0.000207	0.000262	0.016975	1.000000
57 運輸・郵便	0.027774	0.623066	0.094869	0.033274	0.110380	0.002229	0.002111	0.106297	1.000000
59 情報通信	0.016160	0.556278	0.087881	0.046147	0.232332	0.000352	0.001128	0.059722	1.000000
61 公務	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000
63 教育・研究	0.003781	0.310084	0.496979	0.009873	0.062475	0.000633	0.003154	0.113023	1.000000
64 医療・福祉	0.010228	0.225154	0.764098	0.000061	0.000221	0.000004	0.000003	0.000231	1.000000
65 その他の非営利団体サービス	0.009320	0.889520	0.031907	0.008606	0.029139	0.000424	0.000692	0.030392	1.000000
66 対事業所サービス	0.019732	0.484499	0.155670	0.050596	0.169051	0.001218	0.002335	0.116899	1.000000
67 対個人サービス	0.174773	0.799753	0.019520	0.000751	0.003256	0.000027	0.000032	0.001888	1.000000
68 事務用品	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000	0.000000
69 分類不明	0.018873	0.452190	0.130119	0.072072	0.188266	0.002216	0.002863	0.133402	1.000000
平均	0.022408	0.497798	0.085008	0.036925	0.177852	0.002981	0.004420	0.172607	1.000000

2-(8) 平成23年産業連関表 輸入係数、輸入品投入係数、総合輸入係数及び総合粗付加価値係数

		輸入係数	輸入品投入係数	総合輸入係数		総合粗付加価値係数	
				輸出を除く最終 需要に係る係数	輸出に係る係数	輸出を除く最終 需要に係る係数	輸出に係る係数
01	農林水産業	0.176156	0.064539	0.291378	0.139859	0.708623	0.860141
06	鉱業	0.969929	0.038393	0.973678	0.124670	0.026322	0.875330
11	飲食料品	0.155828	0.078169	0.287652	0.156157	0.712348	0.843843
15	繊維製品	0.572378	0.179087	0.686543	0.266975	0.313457	0.733025
16	パルプ・紙・木製品	0.152773	0.079664	0.308791	0.184151	0.691209	0.815849
20	化学製品	0.201940	0.102031	0.406706	0.256579	0.593295	0.743421
21	石油・石炭製品	0.170858	0.655712	0.753147	0.702279	0.246853	0.297721
22	プラスチック・ゴム	0.106873	0.080655	0.276556	0.189987	0.723444	0.810013
25	窯業・土石製品	0.091127	0.097303	0.264196	0.190422	0.735804	0.809578
26	鉄鋼	0.039701	0.099037	0.346634	0.319623	0.653366	0.680377
27	非鉄金属	0.346387	0.283617	0.628495	0.431613	0.371505	0.568387
28	金属製品	0.075494	0.050412	0.250466	0.189260	0.749534	0.810740
29	はん用機械	0.135208	0.058950	0.280906	0.168478	0.719094	0.831522
30	生産用機械	0.133628	0.054613	0.263368	0.149751	0.736632	0.850249
31	業務用機械	0.224047	0.100183	0.379958	0.200928	0.620042	0.799072
32	電子部品	0.286733	0.119559	0.452921	0.232995	0.547079	0.767005
33	電気機械	0.225730	0.106520	0.394709	0.218244	0.605291	0.781756
34	情報・通信機器	0.453825	0.136581	0.585746	0.241537	0.414254	0.758464
35	輸送機械	0.073340	0.067820	0.274564	0.217149	0.725436	0.782851
39	その他の製造工業製品	0.207937	0.060487	0.315760	0.136130	0.684240	0.863870
41	建設	0.000000	0.046606	0.123644	0.123644	0.876356	0.876356
46	電力・ガス・熱供給	0.000048	0.337930	0.453265	0.453239	0.546735	0.546761
47	水道	0.000244	0.017081	0.087856	0.087633	0.912144	0.912367
48	廃棄物処理	0.000057	0.016161	0.066468	0.066415	0.933532	0.933585
51	商業	0.011360	0.013799	0.057845	0.047019	0.942155	0.952981
53	金融・保険	0.028190	0.013562	0.065862	0.038765	0.934138	0.961235
55	不動産	0.000023	0.003488	0.018465	0.018442	0.981535	0.981558
57	運輸・郵便	0.075374	0.035483	0.204872	0.140054	0.795128	0.859946
59	情報通信	0.015352	0.017473	0.067776	0.053242	0.932224	0.946758
61	公務	0.000000	0.018684	0.055735	0.055735	0.944265	0.944265
63	教育・研究	0.003918	0.012790	0.047934	0.044190	0.952066	0.955810
64	医療・福祉	0.000060	0.038321	0.092619	0.092564	0.907381	0.907436
65	その他の非営利団体サービス	0.010802	0.034124	0.080193	0.070149	0.919807	0.929851
66	対事業所サービス	0.022858	0.024287	0.084920	0.063513	0.915080	0.936487
67	対個人サービス	0.020439	0.036055	0.111590	0.093053	0.888410	0.906947
68	事務用品	0.000000	0.134229	0.257315	0.257315	0.742685	0.742685
69	分類不明	0.007835	0.023140	0.098130	0.091008	0.901870	0.908992
	合計	4.996452	3.336545	10.396661	6.512766	26.603339	30.487234

第2部

産業連関表の概要

第3章 平成23年（2011年）産業連関表の作成作業

第1節 作成機関

1 共同事業体制

我が国の統一的な産業連関表は、昭和30年（1955年）を対象年次とする表以来、関係府省庁の共同事業により作成している。

平成23年（2011年）産業連関表の作成は、平成17年表と同様、総務省、内閣府、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の10府省庁の共同事業により行った。

2 事業組織及び作業分担

産業連関表を作成するための事業組織は、図3-1のとおり、産業連関部局長会議を最終決定機関として、その下に産業連関主管課長会議等の組織を設置した。

また、共同事業に参画した各府省庁の主な作業分担は、表3-1のとおりである。

図3-1 産業連関表作成のための事業組織



(注) 1 産業連関技術会議
産業連関表作成に関する技術的な助言を行うため、学識経験者で構成するもの。

2 産業連関幹事会
共同事業参加府省庁の担当で構成するもの。必要に応じて、この幹事会の下に、特定の事項を集中的に検討するため、一部の府省庁の担当で構成するワーキンググループを設けた。

3 事業予算

産業連関表の作成に伴う各年度の必要経費（職員の人件費を除く。）は、総務省で一括計上し、これを作業内容に応じて各府省庁に配分した。

表3-1 各府省庁の主な作業分担

府省庁	主な作業分担
総務省	○立案、連絡、調整及び公表の総括 ○電子計算機による製表及び分析計算 ○郵便・信書便、情報通信（他省が担当する部門を除く。） ○最終需要部門のうち輸出入
内閣府	○下水道、公務、その他の非営利団体サービス、対個人サービス（他省が担当する部門を除く。） ○最終需要部門（輸出入を除く。） ○粗付加価値部門（雇用者所得を除く。）
金融庁	○金融・保険
財務省	○塩、酒類、たばこ、法務・財務・会計サービス
文部科学省	○学校給食、教育・研究
厚生労働省	○医薬品、上水道・簡易水道 ○医療、保健衛生、社会保険・社会福祉、介護 ○労働者派遣サービス、建物サービス ○宿泊業、飲食サービス、洗濯・理容・美容・浴場業、映画館、冠婚葬祭業 ○粗付加価値部門のうち雇用者所得
農林水産省	○農林水産業 ○飲食料品製造業（学校給食、酒類及びたばこ部門を除く。）、木材
経済産業省	○鉱業、製造業（他府省が担当する部門を除く。） ○電力・ガス・熱供給、工業用水、商業 ○情報サービス、新聞、出版 ○対事業所サービス（他府省が担当する部門を除く。） ○事務用品
国土交通省	○建設、不動産、土木建築サービス ○運輸、船舶・同修理、鉄道車両・同修理
環境省	○廃棄物処理

第2節 作成作業の概要

産業連関表の作成作業は、表3-2のとおり、「Ⅰ 作成フレームの検討、準備作業」、「Ⅱ 産業連関表作成の本体作業」、「Ⅲ 接続産業連関表の作成作業」に区分できるが、取り扱う資料が膨大であり、作業内容も多岐にわたることから、10府省庁の共同事業として実施し、その事業期間は、5年以上にわたった。

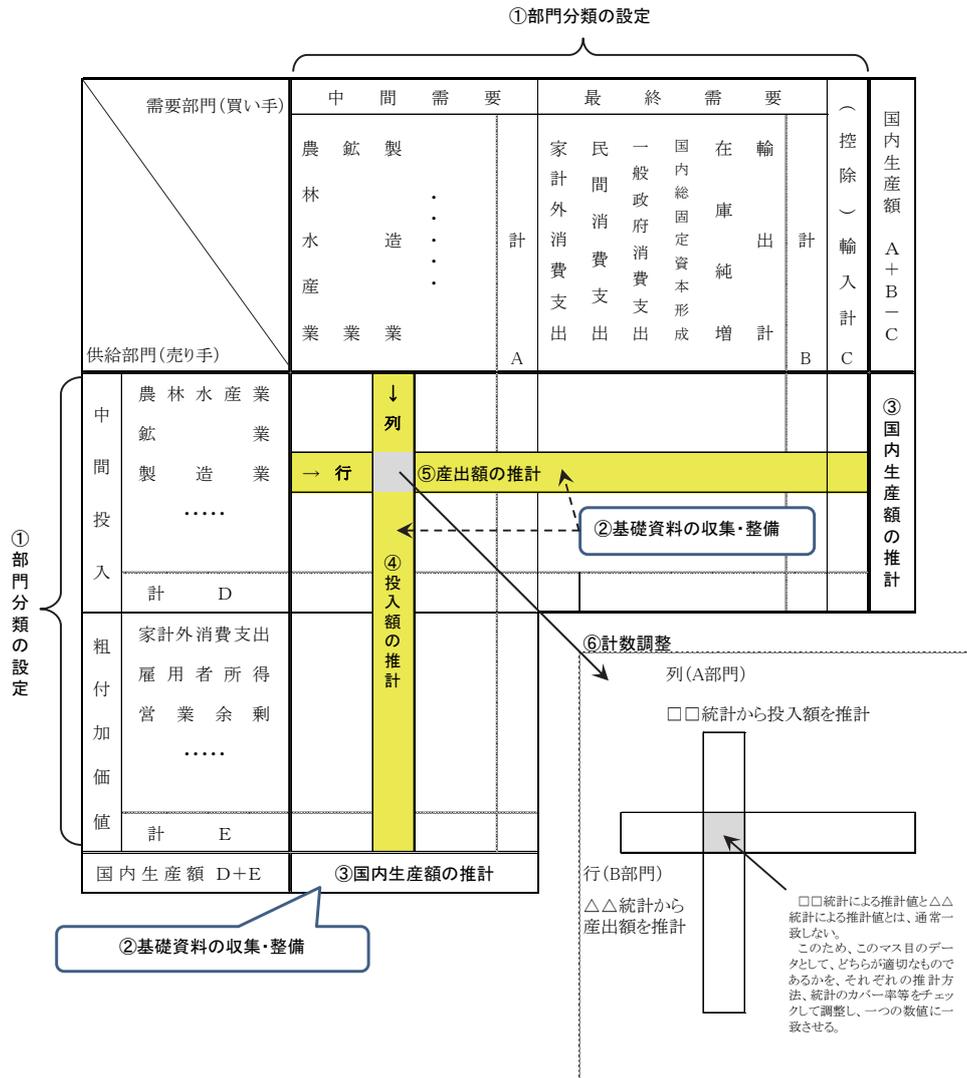
また、産業連関表として作成する様々な統計表のうち、最も基本となる「取引基本表」については、図3-2に示す手順により作成した。

以下、作業区分ごとに、その概要を示す。

表 3 - 2 産業連関表の作成作業の流れ

作業区分	作業の主な内容	作業時期
I 作成フレームの検討、準備作業		
① 基本方針の決定	事業の実施体制、作成上の留意点、主な検討事項及び作成スケジュール等、産業連関表作成上の基本的な設計を策定	H22.12 決定
② 基本要綱の決定等	基本方針で示された基本的な設計を受け、次に掲げる事項について、整理・詳細化 ・作成の基本的な枠組み ・前回表からの変更点 ・作成手順、作業内容 ・部門分類の設定、各部門の概念・定義・範囲 等	H22.12～H24.12 検討 H24.12 決定
	基本要綱の決定を受け、総務大臣に対して、統計法第26条に基づき作成方法を通知	H25.6
③ 基礎資料の収集・整備	・既存統計の収集・整備 ・行政記録情報の収集・整備 ・組替集計の実施 ・産業連関構造調査の実施 ・業界資料の収集・整備 等	H23.1～H26.3
II 産業連関表作成の本体作業		
④ 計数の推計・調整	・国内生産額の推計 ・投入額及び産出額の推計 ・投入額と産出額の計数調整	[速報] H25.10～H26.12
⑤ 各種係数表の作成	・投入係数表 ・逆行列係数表 ・生産誘発係数表 ・粗付加価値誘発係数表 ・輸入誘発係数表 等	[確報] H27.1～H27.6
⑥ 各種付帯表の作成	・物量表 ・屑・副産物発生及び投入表 ・雇用表(生産者活動部門別従業者内訳表) ・雇用マトリックス(生産活動部門別職業別雇用者数表) ・固定資本マトリックス ・産業別商品産出表(V表) ・自家輸送マトリックス	H27.1～H27.6
⑦ 推計結果の公表	・結果の公表(インターネット及び印刷物) ・閣議に資料配布(速報の要旨)	[速報]H26.12 [確報]H27.6
III 接続産業連関表の作成作業		
⑧ 接続産業連関表の作成・公表	・接続産業連関表に用いる部門分類の設定 ・時価評価による接続産業連関表(名目表)の作成 ・インフレーター作成 ・固定価格評価による接続産業連関表(実質表)の作成 ・結果の公表(インターネット及び印刷物)	H27.4～H28.4(予定) H28.4(公表予定)

図 3-2 産業連関表（取引基本表）の作成手順の概要



作成の手順

- ① 部門分類の設定
作成の基礎資料となる各種データは、それぞれ異なった分類により作成されていることが多い。そこで、我が国の経済活動を、一つの表の上に統一的に記録するため、部門分類を設定するとともに、各部門の概念・定義・範囲について明確にする。
- ② 以下の作業は、この部門分類に従って行う。
- ② 基礎資料の収集・整備
経済センサスに代表される一次統計の情報や行政記録情報など既存統計に関する情報を収集するとともに、「産業連関構造調査」を行い、既存統計では得られない投入構造や産出構造の情報を収集する。
また、既存統計については、産業連関表の部門に対応するように組替集計を行う。
- ③ 国内生産額の推計
基礎資料により、部門別の国内生産額を推計する。
- ④ 投入額の推計
生産費調査や産業連関構造調査(投入調査)等から得られたデータを用いて、各列部門について、国内生産額の内訳(原材料や粗付加価値に関する費用の内訳)を推計し、投入額を推計する。
- ⑤ 産出額の推計
需給関連の調査結果等から得られたデータを用いて、各行部門について、国内生産額の内訳(販売先の内訳)を推計し、産出額を推計する。
- ⑥ 投入額と産出額の計数調整
投入額と産出額の計数は、それぞれ別々の統計から推計したものである。そのため、産業連関表上の同じマス目であっても、投入側からの金額と産出側からの金額は、当初は一般的には異なっている。そこで、両者を照合し、より妥当性が高いと考えられる一つの数値に一致させる。

(注)「投入額」及び「産出額」は共に、内生部門(中間需要部門、中間投入部門)の各部門の内訳を念頭に置いた用語であるが、産業連関表の作成実務上は、内生部門、外生部門(最終需要部門、粗付加価値部門)を問わず、列部門のタテの金額内訳を「投入額」、行部門のヨコの金額内訳を「産出額」と呼称している。

1 基本方針の決定

我が国の産業連関表は、昭和30年（1955年）表以来、関係府省庁による共同事業としておおむね5年ごとに作成してきているが、作成周期や事業体制などについて、法令に規定されているものではない。しかし、関係府省庁の共同事業として5か年をかけて行う大規模な事業であることから、作業を計画的かつ合理的に行うためには、産業連関表の形式、作業の分担及びスケジュールについて、あらかじめ枠組みを作っておく必要がある。また、産業連関表が、SNA（国民経済計算体系）の中に位置付けられているとともに、部門の設定において日本標準産業分類などとの整合を図る必要があることなどから、その作成過程における検討課題の整理も必要となる。

基本方針は、このような要請に応えるため、産業連関表の作成作業を開始するに当たり、基本的な設計を示すものとして、産業連関部局長会議決定として定めるものである。平成23年表については、平成22年（2010年）12月に「平成23年（2011年）産業連関表作成基本方針」を決定した。

今回の基本方針では、まず、平成23年表を作成する上での基本認識として、

- ① 平成21年4月に全面施行された新たな統計法（平成19年法律第53号）の下、産業連関表が「基幹統計」として指定されたこと、
- ② 平成17年表の作成以降において、
 - i) 統計法に基づく「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下、本節において「公的統計基本計画」という。）の策定
 - ii) 2008 SNAの採択、日本標準産業分類の平成19年改定
 - iii) 経済センサス - 活動調査の実施による基礎データの變更といった大きな環境変化が生じていること、
- ③ 平成23年表が、経済センサス - 活動調査の調査対象年次の変更を受け、西暦年の末尾が0又は5の年を対象年次として作成する産業連関表に係る原則の例外になっていること

を明確にした。

その上で、主な検討課題として、

- ① 公的統計基本計画の課題への対応
- ② 2008 SNAの採択、日本標準産業分類の改定、経済センサス - 活動調査の実施等に伴う課題への対応を掲げた。

また、事業体制については、前回の平成17年表に引き続き、総務省を始めとする10府省庁の共同事業として実施することを定めた。

2 基本要綱の決定等

(1) 基本要綱の決定

前記1で記載した基本方針は、産業連関表の作成作業を開始するに当たっての大きな方向性や検討課題を示すものであるが、産業連関表は、国内におけるあらゆる経済活動を対象とし、その中で行われた財・サービスを巡る取引活動の一つ一つを、投入及び産出という側面から各種統計その他の資料を用いて推計し、その結果を一覧表にまとめるものである。このため、産業連関表の具体的な作成作業を行うためには、どのような範囲の取引活動を、どのような概念に基づき、どのように把握するのか、また、どのような推計方法を採用し、結果として、どのような統計表を作成するのかなどの詳細を、あらかじめ定めておく必要がある。

基本要綱は、このような必要性に基づき、①作成の基本的な枠組み、②前回表からの変更点、③作成手順及び作業内容、④部門分類の設定及び各部門の概念・定義・範囲など、産業連関表作成上のいわば「詳細設計」を定めるものである。

平成23年表については、産業連関幹事会が中心となり、専門技術的な事項に関しては産業連関技術会議の助言を得つつ検討を行い、平成24年（2012年）12月に産業連関部局長会議決定として「平成23年（2011年）産業連関表作成基本要綱」を定めた。

(2) 部門分類の変更

基本要綱の検討の過程で、部門分類の見直しを行った。平成17年表からの部門の変更一覧については、表3-9を参照されたい。

なお、平成23年表で用いる部門分類の一覧については、第8章に掲載した。また、前回表（平成17年表）の部門分類との対応関係については、第9章の〔参考9〕に掲載したほか、第9章における部門ごとの説明の中で「平成17年表からの変更点」として記載した。

(3) 統計法第26条に基づく作成方法の通知

統計法では、国の行政機関が作成する統計のうち、特に重要なものを「基幹統計」と位置付けるとともに、統計調査以外の方法により作成される統計（いわゆる加工統計や業務統計）が「基幹統計」として指定された際の手続についても設けられている。具体的には、統計法第26条に基づき、当該統計の作成方法について、あらかじめ総務大臣に通知しなければ

ばならないこととされている。

産業連関表についても、平成22年7月に基幹統計としての指定を受けて、この手続が必要となったところであり、基本要綱の決定を受けて、平成25年6月に総務大臣への通知を行った。

3 基礎資料の収集・整備

産業連関表は、国内で1年間に行われた全ての生産活動及び取引を対象にして作成する加工統計であることから、精度の高い推計を行うためには、幅広い分野から資料を体系的に収集・整備し、推計作業に利用できるようにしておくことが重要である。

平成23年表の作成に当たっては、各府省庁が行っている既存の統計調査の結果はもとより、許認可等の手続に伴って得られる行政記録情報や業界資料など、利用可能なあらゆる資料の収集を行った（主な資料については、表3-3を参照。また、部門ごとの推計資料の詳細については、第10章を参照）。

このほか、これら既存の資料では情報が不足する分野については、「産業連関構造調査」^(注)（表3-4を参照）を行うほか、必要に応じて、関係業界に対する聞き取りなどを行った。

また、推計作業上、多くの部門において横断的に利用される「経済センサス-活動調査」や「貿易統計」のデータについて、産業連関表の部門分類に置き換えた組替集計を行った。

(注) 平成17年表の作成時までは、「産業連関表作成のための特別調査」と総称していたが、今回から「産業連関構造調査」と総称している。

表3-3 平成23年表作成のために収集した主な資料

作成機関	資料名
内閣府	国民経済計算年報 民間非営利団体実態調査
総務省	国勢調査 住宅・土地統計調査 労働力調査 消費者物価指数 家計調査 就業構造基本調査 科学技術研究調査 地方財政統計年報 地方公営企業年鑑
総務省・経済産業省	経済センサス-活動調査 情報通信業基本調査
財務省	法人企業統計調査 歳入決算明細書

	各省各庁歳出決算報告書 貿易統計 税務統計からみた法人企業の実態
国税庁	国税統計年報書
文部科学省	学校基本調査 社会教育調査 学校給食実施状況調査 子どもの学習費調査 地方教育費調査 今日の私学財政
厚生労働省	毎月勤労統計調査 薬事工業生産動態統計調査 賃金構造基本統計調査 医療経済実態調査 介護事業経営実態調査 介護保険事業状況報告調査 国民医療費 就労条件総合調査 水道統計 労働者派遣事業報告
農林水産省	作物統計調査 農業経営統計調査 農作物価統計調査 生産農業所得統計 畜産統計調査 畜産物流通調査 牛乳乳製品統計調査 木材統計調査 林業経営統計調査 生産林業所得統計 国有林野事業統計書 水産物流通調査 漁業経営調査 漁業生産額 農業協同組合及び同連合会一斉調査 食料需給表
経済産業省	工業統計調査 経済産業省生産動態統計調査 商業動態統計調査 特定サービス産業実態調査 経済産業省特定業種石油等消費統計調査 経済産業省企業活動基本調査 採石業者の業務の状況に関する報告書 砕石等動態統計調査 貴金属流通統計調査

	鉄鋼需給動態統計調査 非鉄金属等需給動態統計調査 生コンクリート流通統計調査 総合エネルギー統計 エネルギー消費統計
国土交通省	造船造機統計調査 鉄道車両等生産動態統計調査 鉄道統計年報 鉄道輸送統計調査 自動車輸送統計調査 内航船舶輸送統計調査 航空輸送統計調査 訪日外国人消費動向調査 旅行・観光消費動向調査 建築着工統計調査 建設工事施工統計調査 建設総合統計 建築統計年報 建築物等実態調査 海岸統計

(注) この表では、国の行政機関の作成に係る主な資料を掲げた。また、部門ごとの推計資料の詳細については、第10章を参照されたい。

表3-4 平成23年表作成のために行った産業連関構造調査

<府省庁> 調査名	実施期間
<内閣府> 地方公共団体投入調査	平成24年8月～12月
<総務省> サービス産業・非営利団体等投入調査	平成24年6月～7月
企業の管理活動等に関する実態調査	平成24年8月～9月
通信業・放送業・インターネット附随サービス業投入調査	平成24年8月～9月
<財務省> 酒類製造業投入調査	平成24年10月～11月
<厚生労働省> 医療業・社会福祉事業等投入調査	(医療業以外) 平成24年6月～7月 (医療業) 平成25年9月～10月
<農林水産省> 農業サービス業投入調査	平成24年10月～11月
種苗業(農業)投入調査	〃
花き・花木生産業投入調査	〃
民有林事業投入調査	〃

海面・内水面養殖業投入調査	〃
食品工業投入調査	〃
飼料・有機質肥料製造業投入調査	〃
木材加工業投入調査	〃
農業土木事業投入調査	〃
林野公共事業投入調査	〃
<経済産業省> 鉱工業投入調査	平成23年7月～8月
資本財販売先調査	平成24年9月～10月
商業マージン調査	平成25年8月～10月
輸入品需要先調査	〃
<国土交通省> 内航船舶品目別運賃収入調査	平成23年10月
有料駐車場に関する投入調査	平成24年5月～7月
こん包業に関する投入調査	〃
地方公共団体運輸関連施設投入調査	〃
運輸関連事業投入調査	平成24年10月～11月
公共事業工事費投入調査における予備調査	平成24年4月～5月
公共事業工事費投入調査	平成24年8月～11月
土木工事間接工事費投入調査	平成24年9月～11月
土木工事費投入調査	平成24年12月～25年1月
独立行政法人等土木工事費投入調査	平成24年8月～10月
建築工事費投入調査	平成25年1月～2月
不動産業投入調査	〃

4 計数の推計・調整

各種基礎資料が利用可能となった段階で、順次推計作業を行ったが、産業連関表として作成する様々な統計表のうち、最も基本となる「取引基本表」については、

- ① 国内生産額の推計
- ② 投入額及び産出額の推計^(注)
- ③ 投入額と産出額の計数調整

の手順で作成した(図3-2を参照)。

なお、①及び②の作業で用いた部門別の推計資料及び推計方法については、第10章に掲載した。

(注) 「投入額」及び「産出額」は共に、内生部門(中間需要部門、中間投入部門)の各部門の内訳を念頭に置いた用語であるが、産業連関表の作成実務上は、内生部門、外生部門(最終需要部門、粗付加価値部門)を問わず、列部門のタテの金額内訳を「投入額」、行部門のヨコの金額内訳を「産出額」と呼称している。

(1) 国内生産額の推計

まず、取引基本表の右端と下端に計上する部門別の国内生産額を推計した。

国内生産額とは、一言でいえば、部門ごとの1年間の生産及び取引の総額である。

部門別の国内生産額は、取引基本表の推計作業を行うに当たり、まず初めに推計する計数であり、投入額及び産出額は、この国内生産額を確定させた上で、その内訳として推計する。このため、国内生産額に誤りがあると自部門の投入額及び産出額の推計のみならず、他部門の投入額及び産出額にまで影響を及ぼす。このように、国内生産額は、取引基本表の行部門及び列部門両面のいわば「制御値」として極めて重要なものであり、このような位置付けから、コントロール・トータルズ (control totals)、略して「CT」と呼ばれることが多い。

部門別の国内生産額の推計に当たっては、各部門に含まれる財・サービスについて、できる限り細かく分割・把握した方が、取引基本表の精度向上につながるかとされていることから、約3,400の細品目分類ごとに推計を行い、これを積み上げて基本分類の行部門別及び列部門別の国内生産額を推計した。

その際、財については原則として、細品目分類ごとに「生産数量×単価」で生産額を推計し、サービスについては数量単位を持たないものが多いため、細品目分類ごとの売上高を直接推計した。なお、政府サービス生産者や対家計民間非営利サービス生産者による非営利活動に係る生産額については、費用の積上げによって推計した。

(2) 投入額の推計

投入額の推計とは、列部門（取引基本表のタテ）の国内生産額について、費用構成（粗付加価値構成を含む。）の内訳を推計することをいう。

推計作業のおおまかな手順としては、原材料、燃料等の中間投入及び雇用者所得等の粗付加価値の大枠を推計した上で、細目の推計を行った。

例えば、工業製品の大部分については、まず、経済センサス - 活動調査の組替集計結果などを用いて、主要原材料使用額、燃料使用額、現金給与額、減価償却額などの大枠を推計した。次に、原材料統計、生産技術に関する資料や、別途実施した産業連関構造調査等の結果を利用し、細部にわたる経費内訳を推計した。

(3) 産出額の推計

産出額の推計とは、行部門（取引基本表のヨコ）の国内生産額について、どの中間需要部門又は最終需要部門に対して販売されたのかといった販路構成

の内訳を推計することをいう。

推計作業のおおまかな手順としては、まず、部門別の国内生産額に輸入額（絶対値）を加えたものを「総供給額」とし、これから輸出額を差し引いたものを「国内総供給額」とした。この国内総供給額を、細品目分類ごとの商品特性に応じて、各種の需給統計などを利用して、各需要部門に配分した。

(4) 投入額と産出額の計数調整

投入額と産出額は、それぞれ別々の基礎資料を用い、推計方法も異なる。そのため、取引基本表の同じマス目であっても、投入側から推計した金額と産出側から推計した金額は、当初は一般的に異なっている。そこで、取引基本表のマス目の一つ一つについて、投入額と産出額を照合し、より妥当性が高いと考えられる金額に一致させる調整作業を行った。

【参考】国際連合が提唱する産業連関表の作成方法

産業連関表の作成方法について、国際連合の「産業連関表作成・分析ハンドブック」では、「供給表」（内容的には、従前「V表」（産業別商品産出表）と称しているものに相当）と「使用表」（同じく「U表」（産業別商品投入表）と称しているものに相当）の二つを作成した上で、産業技術仮定^(注1)又は商品技術仮定^(注2)のいずれかを介して、商品×商品の「シメトリック産業連関表」（行部門と列部門が1対1で対応する表）を作成する方法が提唱されている。

しかし、我が国においては、関係府省庁の共同事業として作成した昭和30年表以来、U表とV表の作成を経由せず、前記(1)～(4)に記載した方法により、いわば「直接」、[行]商品×[列]アクティビティ（商品）の表を作成してきた。これは、我が国において、商品ごとの生産額に係るデータなど、製造業を中心に各種統計が相当程度整備された環境にあったことなどに由来すると考えられる。

- (注) 1 「産業技術仮定」とは、同一の産業で生産された商品は、どの商品であっても同一の生産技術構造を持つと仮定することをいう。具体的には、A産業で生産された商品にはすべてA産業の投入比率、B産業で生産された商品にはすべてB産業の投入比率を適用して、産業別・商品別投入額を計算し、それを商品ごとに集計して商品別の投入額を推計する。
- 2 「商品技術仮定」とは、どの産業で生産されても同一の商品であれば、同一の生産技術構造を持つと仮定することをいう。具体的には、どの産業で生産されたかに関係なく商品別の国内生産額を計算し、商品ごとの投入比率を適用して商品別投入額を推計する。

5 各種係数表の作成

産業連関表の作成過程では、基本分類による取引基本表のほかに、利用目的に応じて、統合分類による取引基本表についても作成した。取引基本表は、それ自体が、対象年次の経済構造を表わしており、表を読み取るだけでも十分に有用な情報を得ることができる。しかし、利用面からみれば、それは、いわば原表の利用にとどまるものであり、実際の産業連関表の利用においては、経済波及効果の分析などを通じた政策効果の測定等が主である。

そこで、取引基本表の作成を受けて、各種分析において必要となる投入係数表や逆行列係数表などの係数表を作成した。

6 各種付帯表の作成

産業連関表の取引基本表は、財・サービスの取引状況を一覧表に取りまとめたものであるが、多様な産業連関分析を行うためには、別途、付帯情報が必要になる場合がある。

そこで、産業連関表の多角的な利用を可能にするため、次に掲げる付帯表についても作成した。各付帯表の構造と作成方法等の概要については、第7章に掲載した。

- ① 物量表
- ② 屑・副産物発生及び投入表
- ③ 雇用手帳（生産活動部門別従業者内訳表）
- ④ 雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表）
- ⑤ 固定資本マトリックス
- ⑥ 産業別商品産出表（V表）
- ⑦ 自家輸送マトリックス

なお、「商業マージン表」「国内貨物運賃表」及び「輸入表」については、平成17年表まで付帯表として区分していたが、内容的には、基本分類の取引基本表に含まれる商業マージン額、国内貨物運賃分類及び輸入分類に関する情報を統合中分類（108部門）で集約したものである。そこで、平成23年表では、これら3表について、統合中分類の統計表の一部として区分し、付帯表としては扱わなかった。

7 推計結果の公表

従前、産業連関表の推計結果の公表については、作業の進捗を踏まえ、速報及び確報に分けて行っており、平成23年表においても同様の対応とした。

速報については、統合中分類（108部門）の取引基本表及び各種係数表について取りまとめ、平成26年

（2014年）12月19日の閣議に要旨を配布した上で、公表を行った。

そして、速報の公表後、更に詳細な調整を行い、基本分類（〔行〕518部門×〔列〕397部門）の取引基本表や統合小分類（190部門）の各種係数表のほか、各種付帯表について取りまとめ、確報として、平成27年（2015年）6月16日に公表した。

平成23年表として公表した統計表は、表3-5のとおりであり、これらは、総務省のホームページ（総務省HP：http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/d_ata/io/index.htm）から、エクセル形式で入手できるほか、印刷物としても「平成23年（2011年）産業連関表 計数編」として利用可能である。なお、産業連関表に関する総合的な解説書である本報告書（「平成23年（2011年）産業連関表 総合解説編」）についても、同ホームページ内で閲覧できる。

8 接続産業連関表の作成・公表

おおむね5年ごとに作成している各年次の産業連関表は、作成の都度、部門の設定や各部門の概念・定義・範囲について変更が行われており、そのままでは時系列比較することが困難である。

特に平成23年表は、全産業を対象として平成24年に初めて実施された「経済センサス-活動調査」のデータを重要な基礎資料として新たに用いるなど、利用したデータに変更が生じているほか、これらのデータの変更に伴い、推計方法についても見直している部門も少なくない。

このため、各年次の産業連関表を時系列比較し、その間の経済構造の変化等を分析するためには、相互の部門設定や概念等を統一した上で、改めて計数を推計し直す必要がある。

このような観点から、基本的に最新時点の産業連関表の部門分類に合わせて、過去の産業連関表を組み替え、異時点間の比較をできるようにしたものが「接続産業連関表」である。

接続産業連関表には、価格評価の方法によって、2種類の表がある。一つは、それぞれの年次時点の価格で評価したものであり、「時価評価による接続産業連関表」（名目表）という。これに対し、最新年次の価格を基準として過去の取引額等を再評価し（この作業を「実質化」という）、実質的な時系列比較ができるようにしたものを「固定価格評価による接続産業連関表」（実質表）という。

平成23年表の公表を受けて、現在、「平成12-17-23年接続産業連関表」の作成作業を行っており、平成28年度に公表する予定である。

表3-5 平成23年表において作成した統計表及び公表形態一覧(注1~3)

統計表の名称		基本分類 (518部門 ×397部門)	統合小分類 (190部門)	統合中分類 (108部門)	統合大分類 (37部門)	13部門分類	
(1)「自家輸送」部門の表章あり							
①	取引基本表	投入表(生産者価格、購入者価格)	○	○			
		産出表(生産者価格、購入者価格)	○	○			
		生産者価格評価表(投入・産出行列形式)	◆	◆	○	○	○
		購入者価格評価表(投入・産出行列形式)			○	○	○
②	投入係数表(生産者価格評価)		○	○	○	○	
③	逆行列係数表	$[I - (I - \hat{M})A]^{-1}$		○	○	○	
		$(I - A^d)^{-1}$		○	○	◆	
		$(I - A)^{-1}$		○	○	◆	
④	最終需要項目別生産誘発に関する表		○	○	○	○	
⑤	最終需要項目別粗付加価値誘発に関する表		○	○	○	○	
⑥	最終需要項目別輸入誘発に関する表		○	○	○	○	
⑦	輸入係数、輸入品投入係数等		○	○	○		
⑧	商業マージン表			◆			
⑨	国内貨物運賃表	○(注4)	○(注4)	◆			
⑩	輸入表			◆			
付 帯 表	⑪	物量表	○				
	⑫	屑・副産物発生及び投入表	○				
	⑬	雇用表(生産活動部門別従業者内訳表)	○	○	○		
	⑭	雇用マトリックス(生産活動部門別職業別雇用者数表)			○		
	⑮	固定資本マトリックス			○(注5)		
	⑯	産業別商品産出表(V表)			○		
	⑰	自家輸送マトリックス		○(注6)			
(2)「自家輸送」部門の表章なし							
①	取引基本表	投入表(生産者価格、購入者価格)	◆	◆			
		生産者価格評価表(投入・産出行列形式)			◆	◆	
②	逆行列係数表	$[I - (I - \hat{M})A]^{-1}$		◆	◆	◆	
		$(I - A^d)^{-1}$		◆	◆	◆	
		$(I - A)^{-1}$		◆	◆	◆	

(注)1 ○は、インターネット及び印刷物の双方で公表したもの。
 2 ◆はインターネットのみで公表したもの。
 3 本表に掲載する統計表以外に、平成23年表を作成する際に用いた国内生産額をまとめたものとして「部門別品目別国内生産額表」についても公表した。
 4 取引基本表(投入表又は産出表)において、部門ごとの内訳として表示した(商業マージン及び国内貨物運賃については、印刷物では産出表においてのみ表示)。
 5 資本財分類は、国内総固定資本形成に産出する行部門(基本分類)をもって構成し、資本形成部門分類(資本財の購入等により資本を形成した主体)は、統合中分類を基本に、特掲(細分)又は統合した部門のほか、住宅や道路などのように特定の生産部門の資本形成として格付けることが困難な一般的共通的な資産を「その他」として設けた。
 6 行部門は基本分類、列部門は統合小分類で作成した。

第3節 取引基本表の基本フレーム

平成23年表として作成する各種統計表の中核となる「取引基本表」は、以下に掲げる概念設定等に基づいて作成した。なお、産業連関表の一般的な理論(①構造及び見方、②取引基本表の基礎的理論)については、第4章を参照されたい。

1 対象期間及び記録の時点

平成23年(2011年)^(注)1月から12月までの1年間における我が国での財・サービス(商品)の生産活動や取引を対象とした。

また、原則として、生産活動及び取引が実際に行われた時点で記録する「発生主義」を採った。

(注) 産業連関表は、関係府省庁の共同事業により初めて作成した昭和30年(1955年)産業連関表以降、西暦の末尾が0又は5の年を対象に作成してきた。しかし、今回は、重要な基礎資料となる経済センサス-活動調査が平成23年(2011年)を対象年次として実施されたことを受け、平成23年(2011年)を対象とする表として作成した。

2 評価方法

取引活動の大きさは、金額で評価した。

このうち、国内取引については、実際に取引された価格(実際価格)^(注1)に基づく評価である。

また、輸出入品の価格評価は、普通貿易の輸入品はCIF価格、普通貿易の輸出品はFOB価格による評価である^(注2)。

(注)1 価格の評価方法には、このほかに取引先や取引形態にかかわらず、商品ごとに単一の価格(統一価格)を

設定して評価する方法もある（第4章第2節6(1)を参照）。

2 C I F (cost insurance and freight) 価格とは、我が国に至るまでの国際貨物運賃及び保険料が含まれた価格（輸入時点の価格）を意味する。F O B (free on board) 価格とは、国内の工場から輸出するための空港・港湾に至るまでの国内流通に要した商業マージン及び国内貨物運賃を含んだ価格（輸出時点の価格）を意味する。つまり、輸出入とも、いわゆる「水際」の価格で評価した。

3 取引基本表の基本構造

ア 取引基本表は、〔行〕商品×〔列〕アクティビティ（又は商品）の表として作成した（後記4(1)アを参照）。

イ 平成17年表と同様、生産者価格評価表^(注)と各取引額に商業マージン及び国内貨物運賃を含む購入者価格評価表の両方を作成した。

(注) 生産者価格評価表では、商品が流通する際に発生した商業マージン及び国内貨物運賃は、それぞれ商業部門及び運輸部門（いずれも行部門）に一括計上している（第4章第2節の図4-9を参照）。

ウ 実際に取引される額の大きさを的確に表すため、各取引額は消費税を含めた額で表しており、その納税額については、粗付加価値部門の間接税に含めた。

エ 輸入に関する表章上の取扱いについては、平成17年表と同様、原則として、国産品と輸入品をまとめて計上しつつ、一部の部門については、国産品と輸入品を別々の行部門とする「競争・非競争混合輸入型」（第4章第2節の図4-10②を参照）とした。

4 部門分類

(1) 部門分類の原則

ア 産業連関表を構成する部門のうち、行部門（ヨコ）は、商品の販路構成を表す部門であることから、原則として商品により分類した。また、列部門（タテ）は、生産活動ごとの費用構成を表すものであることから、原則として「生産活動単位」、いわゆる「アクティビティ・ベース」^(注)により分類した。

(注) 一つのアクティビティが一つの商品に対応する部門については、列部門についても商品による分類となっている。

イ 産業連関表を公表する際の最も詳細な分類である「基本分類」については、前記アによる分類のほか、国際連合統計委員会から示された国民経済

計算体系（SNA）との整合性を図るため、生産活動を行う主体に着目した分類（生産活動主体分類）機能も持たせた（第4章第2節5(3)を参照）。

生産活動主体分類は、提供する商品の市場性を勘案して、次のとおり、基本分類の名称末尾に「★★」ないし「★」印を付す方法により区分した。

- ・「★★」は、「政府サービス生産者」
- ・「★」は、「対家計民間非営利サービス生産者」
- ・無印は、「産業」

(2) 基本分類及び統合分類

ア 分類の体系

基本分類は、〔行〕518部門×〔列〕397部門とした^(注)。

統合分類は、この基本分類に基づき、活動内容が類似した分類を統合したものであり、統合小分類（190部門）、統集中分類（108部門）及び統合大分類（37部門）を設けた。また、取引基本表を1枚の紙で表すことを目的として、統合大分類を更に集約した分類として13部門分類を設けた（平成23年表で用いる部門分類表については、第8章を参照）。

なお、今回の平成23年表、前回表（平成17年表）及び前々回表（平成12年表）における基本分類及び統合分類の部門分類数の推移は、表3-6のとおりである。

(注) 取引基本表は、内生部門、粗付加価値部門及び最終需要部門から構成され、それぞれに部門を設けているが、取引基本表のサイズ（詳細度）を表す部門数については、内生部門の行及び列の部門数をもって表している。

表3-6 部門分類数の推移

		平成12年表	平成17年表	平成23年表
(1)基本分類	(行)	517	520	518
	(列)	405	407	397
(2)統合小分類		188	190	190
(3)統集中分類		104	108	108
(4)統合大分類		32	34	37

イ 部門分類の変更

平成23年表の部門分類については、日本標準産業分類の平成19年改定を踏まえるとともに、経済構造の変化を勘案して見直しを行った。主な変更は、以下のとおりである。

なお、平成17年表からの部門の変更一覧については、表3-9を参照されたい。また、平成23年表と平成17年表の部門分類の対応関係については、第9章の〔参考9〕に掲載したほか、第9章にお

ける部門ごとの説明の中でも「平成17年表からの変更点」として記載した。

(ア) 基本分類

- a 平成17年表における「理化学機械器具」及び「分析器・試験器・計量器・測定器」を統合し、「計測機器」を設けた。
- b 平成17年表における「映像情報制作・配給業」及び「その他の対事業所サービス」の一部などを統合して、「映像・音声・文字情報制作業」を設けた。
- c 平成17年表における「一般飲食店（除喫茶店）」、「喫茶店」及び「遊興飲食店」並びに「小売」に含まれていた「持ち帰り・配達飲食サービス」を統合し、「飲食サービス」を設けた。
- d 平成17年表における「沿岸漁業」、「沖合漁業」及び「遠洋漁業」について、「海面漁業」に統合した。
- e 平成17年表における「公的金融（帰属利子）」及び「民間金融（帰属利子）」について、推計方法の変更に伴い、それぞれ「公的金融（FISIM）」及び「民間金融（FISIM）」に変更した。
- f 平成17年表において設立主体別に部門を設定していた医療について、活動内容別の投入・産出構造を明らかにするため、診療等の内容別に再編した。
- g 平成17年表において「その他の対事業所サービス」に含まれていた「警備業」について、国内生産額が1兆円を上回っていることから、分割特掲した。

(イ) 統合分類

- a 平成17年表における「一般機械」等について、日本標準産業分類の改定を踏まえ、「はん用機械」、「生産用機械」及び「業務用機械」に再編した。
- b 平成17年表において統合大分類「情報通信」に含まれていた「郵便・信書便」について、日本標準産業分類の改定を踏まえ、統合大分類「運輸」に移し、統合大分類の名称を「運輸・郵便」に変更した。

(3) 最終需要部門と粗付加価値部門

原則として、国民経済計算と整合性のとれた分類とした。

ただし、投入係数の安定性などの観点から、「家計

外消費支出」を最終需要部門及び粗付加価値部門に設定している。また、輸入品を国産品と同一水準で評価し、各取引額を明らかにするために、関税及び輸入品商品税を粗付加価値部門ではなく、最終需要部門（輸入計の一部）に設定した（産業連関表（取引基本表）と国民経済計算との相違については、第4章の〔参考2〕を参照）。

5 特殊な取扱い

(1) 帰属計算^(注)

次の内容について帰属計算を行った。

- ① 金融仲介サービス
- ② 生命保険及び損害保険の保険サービス
- ③ 政府の建設物及び社会資本に係る資本減耗引当
- ④ 持家住宅及び給与住宅等に係る住宅賃貸料

(注) 帰属計算とは、具体的な取引は行われていないものの、実質的な効用が発生し受益者が存在している場合、又は、生産活動や取引の大きさを直接計測できない場合に、類似の商品に係る市場価格で評価する等の方法により記録することをいう（第4章第2節10(4)を参照）。

(2) 仮設部門の設定

産業連関表の内生部門は、商品又はアクティビティに基づき設定したが、その中には、次に掲げるとおり、独立した一つの産業部門とは考えられないものが含まれている。これらは、産業連関表の作成・利用上の便宜等を考慮して「仮設部門」として設けたものである。なお、仮設部門には粗付加価値額は計上しない（第4章第2節10(5)を参照）。

- ① 鉄屑、非鉄金属屑及び古紙
- ② 自家輸送（旅客自動車、貨物自動車）
- ③ 事務用品

(3) 物品賃貸業の取扱い

「使用者主義」と「所有者主義」^(注)の二つの考え方が存在する物品賃貸業については、「所有者主義」により推計した。また、不動産賃貸業及び労働者派遣サービスについても、「所有者主義」で推計した。

(注) 「使用者主義」とは、物品を使用した部門（使用者）に経費を計上する考え方である。この場合、賃借を受けた物品に係る経費の一切を、物品を使用した部門に計上することとなり、賃貸活動は、部門として成り立たない。これに対して、「所有者主義」とは、物品を所有する部門（所有者）に、その経費等を計上する考え方であり、物品賃貸収入の総額が物品賃貸部門の生産額となり、各生産部門は物品賃貸料（支払）を物品賃貸部門からの中間投入として計上する（第4章第2節10(6)を参照）。

〔参考1〕

産業連関表の沿革と我が国における作成状況

(1) 産業連関表の沿革

産業連関表は、米国のノーベル賞受賞経済学者W. レオンチェフ博士（1906～1999；ロシアのサンクトペテルブルク生まれで、後に米国ハーバード大学に招聘された。）が開発したものである。1931年から独力で米国経済を対象とする産業連関表の作成に着手し、1936年にその構想を「Review of Economics and Statistics」の誌上に発表したのが最初であるとされている。この産業連関表については、一般的に、L. ワルラス（1834～1910）の「一般均衡理論」を現実の国民経済に適用するとともに、F. ケネー（1694～1774）の「経済表」を米国経済について作成しようとする試みであったと評されている。

レオンチェフの産業連関表による経済分析（産業連関分析）の手法は、米国政府労働統計局によって認められ、1941年以降は同局の援助によって発展されることとなった。その後、1944年の米国戦時生産局計画部において行われた第二次世界大戦後の経済予測に際して、産業連関分析は、他の分析方法によるものと比較して、非常に高い精度を示したことから、その有用性と重要性が広く認められるようになった。このことを契機として、米国の各官庁において、産業連関分析の理論の研究が行われることとなったほか、世界各国においても作成されるようになった。

(2) 我が国における産業連関表の作成状況

我が国における全国ベースの産業連関表は、当時の経済審議庁（後の経済企画庁、現在の内閣府）及び通商産業省（現在の経済産業省）等が、昭和26年を対象年次とする試算表をそれぞれ単独で作成したことに始まり、その後、昭和30年を対象年次とするもの以降は、関係府省庁の共同事業として作成している。

今回の平成23年表は、共同事業によるものとしては、12回目のものとなる。

ア 昭和26年（1951年）表

昭和26年を対象年次として当時の経済審議庁及び通商産業省が、それぞれ単独で作成し、昭和30年に試算表として公表した。

また、農林省（現在の農林水産省）も同時期に農林部門を中心とする簡易表を作成している。

しかし、経済審議庁が作成した産業連関表が国

民経済計算に対応した9部門表であったのに対して、通商産業省のそれは182部門という大型の表であったことが示すように、両表は、同じように全産業を対象にしたものでありつつも、それぞれ別個の分類、概念及び推計方法によって作成されたものであり、両表の間には少なからぬ計数上の隔たりがみられた。

これは、両表の作成目的・作成方法が異なっておりやむを得ない面もあったが、同一年次の経済を対象としながら、異なった二つの情報が存在することは好ましいことではないとされた。

このため、行政管理庁（後の総務庁、現在の総務省）の諮問機関である統計審議会から、整合性の取れた産業連関表を関係省庁において統一的に作成することが望ましい旨の答申（昭和30年6月30日）が行われた。

イ 昭和30年（1955年）表

昭和26年表が作成、公表されて以降、経済企画庁が昭和28年（1953年）表及び昭和30年（1955年）簡易表を作成し、通商産業省が昭和29年（1954年）簡易延長表及び昭和30年（1955年）予備表等を作成するなど、産業連関表が実験段階から実用の段階へと移行するにつれて、新しい年次を対象として、より精度の高い産業連関表を作成することが強く要請されることとなった。このような気運は、前記ア記載の統計審議会答申の趣旨と相まって各省庁の統一的な予算要求として具体化した。また、昭和32年3月には、関係省庁による打合せ会議を開催し、共同で産業連関表を作成するとの方針を決定した。

これを受けて、昭和32年度において、行政管理庁、経済企画庁、農林省、通商産業省及び建設省（現在の国土交通省）の5省庁と集計、製表を担当する総理府統計局（後の総務庁統計センター、現在の独立行政法人統計センターに該当する部署）を加えた6府省庁の担当者からなる作業部会（現在の産業連関幹事会に相当）が組織され、部門分類の設定及び概念・定義、国内生産額等の評価方法、基礎資料の利用可能性等について検討を行った。その結果を踏まえて、昭和33年4月から本格的に共同事業体制による作成作業を開始した。

作業は、昭和33年度及び34年度にわたって行ったが、作業の開始に際して、対象年次を昭和30年とすることとした。これは、

- ① 作業が開始された昭和33年当時において、利用可能な最新の基礎資料の大部分は、昭和30年

のものであったこと

② 昭和30年の経済状況が比較的安定したものであったこと

③ 国民所得統計や各種の経済指数の基準年次が昭和30年となる見込みであったこと

などによるものである。

そして、昭和35年6月に一次表を、翌36年6月には最終表をそれぞれ公表した。

ウ 昭和35年（1960年）表

昭和30年表は、関係府省庁の共同作業による最初の産業連関表となったが、作成当時においては、その後も継続して作成することは必ずしも考えられていなかった。

しかし、昭和30年表には、国民経済計算の主要勘定である国民所得統計との整合性、部門分類の在り方等について、なお改善すべき点があった。また、その後における技術革新等に伴う産業構造の変化には著しいものがあり、当時の所得倍増計画の検討資料等としても必要とされるなどの事情が生じ、新たな年次の産業連関表の作成が強く要請されることとなった。

このような状況を背景として、昭和35年表の作成に関する統一的な予算要求が認められると同時に、昭和35年表以降においても、おおむね5年ごとに関係省庁による共同事業として産業連関表を作成するという現在のような体制が確立された。

昭和35年表の作業は、昭和37年度及び38年度の2か年度にわたる継続事業として実施した。その際、総理府統計局が担当していた機械による集計及び製表を通商産業省が受け持つこととなったほか、昭和30年表の作成に当たった省庁に加えて、新たに運輸省（現在の国土交通省）及び労働省（現在の厚生労働省）が参加し、7省庁の共同事業体制によって進めることとなった。

作成に当たっては、昭和30年表の経験を踏まえ、将来、長期にわたって使用可能な枠組みとなるようにするため、学識経験者及び関係省庁の協力の下に、詳細な検討を行った。その結果、国民経済計算とより一層整合性のとれた産業連関表のフレームが作成されることとなった。また、部門分類と概念・定義の在り方についても、長期の時系列比較や国際比較性の面から基本的な改善を加え、原則として、日本標準産業分類及び国際標準産業分類に準拠した部門分類を採用することとなった。

エ 昭和40年（1965年）表

昭和40年表は、国民経済計算の基準としての体系が確立された昭和35年表に続くものであり、なお残された問題について改善を図ったほかは、時系列分析が損なわれないようにするために、基本的なフレームの変更は行わず、その後の新産業や成長産業の出現等の変化に対応した部門の新設・分割・統合等を行うにとどまった。

推計結果の公表は、昭和44年7月に行い、利用方法の高度化等に伴い、基本分類による取引基本表を初めて発表した。

また、昭和40年表の公表後、昭和35年表との時系列比較のため、初めて、接続産業連関表（「昭和35年（1960年） - 40年（1965年）接続産業連関表」）を作成・公表した。

オ 昭和45年（1970年）表

昭和45年表の場合も、基本的には前回表である昭和40年表のフレームを踏襲しつつ、その後、国際標準産業分類の改訂（1968年）や68SNAの提示があったため、これらに対する部門分類等の取扱いの面で改善を行った。

カ 昭和50年（1975年）表

昭和50年表の大きな特徴は、68SNAの提唱に基づき、基本分類に「生産活動主体分類」の機能を持たせたことである。つまり、基本分類を、①政府サービス生産者、②対家計民間非営利サービス生産者、③産業の三つに区分し、これに伴い、特に政府サービス生産者については、従来、生産活動とはみなされていなかった部分を含めて内生部門に格付けた。これに合わせて、政府サービス生産者については、産業連関表独自のものとして、「公務」及び「非公務」の区分を設け、それぞれに対応した取扱いを行うこととした。

なお、昭和50年表の作成に当たって、新たに大蔵省（現在の財務省）、文部省（現在の文部科学省）、厚生省（現在の厚生労働省）及び郵政省（現在の総務省）の4省が加わり、それまでの7省庁の共同事業体制から11省庁による体制となった。

キ 昭和55年（1980）表

昭和55年表は、前回の昭和50年表と比較して、国内生産額の増減等に伴う部門の分割等のほかには、特に大きな変更はない。

なお、それまで通商産業省が受け持っていた機械による集計、製表の作業を、行政管理庁が行うこととなった。

ク 昭和60年（1985年）表

昭和60年表では、昭和55年以降、我が国の産業構造がかなりの速さで変化していること及び日本標準産業分類が昭和59年1月に全面改定され、昭和60年4月から施行されたことに伴い、製造業部門を中心に、表の作成及び利用の両面を考慮して、大幅な部門分類の変更を行った。

ケ 平成2年（1990年）表

平成2年表では、昭和60年表を基本としつつ、特にサービス部門の分割、部門の新設等を行うとともに、サービス業に関する推計基礎資料を充実させるなど、サービス業部門の推計方法の改善を図った。

物品賃貸業については、従来の原則である「使用者主義」による推計を、すべて「所有者主義」による推計に改めるとともに、自家活動部門の見直しを行った。

また、平成元年から導入されて間もない消費税の納税額については、「営業余剰」の範囲に含めた。

コ 平成7年（1995年）表

平成7年表では、基本的なフレームは従来の方針を踏襲しつつ、日本標準産業分類の改訂（平成5年10月）に対応した部門分類の設定を行うとともに、平成2年表に引き続きサービス部門の拡充と推計基礎資料の充実を行った。

また、93SNAの趣旨を踏まえた対応として、次に掲げる事項について対応した。

- ① 消費概念について最終消費支出（誰が支払ったか）と現実最終消費（誰が便益を享受したか）の二元化を導入

- ② 動植物の育成成長分の取扱いとして1回だけ産出物を生産する動植物として「肉用牛」、「魚介類」、「花木」、「軽種馬」を仕掛品在庫として計上（「育林」については、平成2年表から対応済み。）

- ③ 民間転用可能な固定資本の導入については、自衛隊の空港、ドック、病院等に加えて事務用機器も固定資本として計上

- ④ 無形固定資産の生産資産への取り込みとして「鉱物探査」を「その他の対事業所サービス」部門の固定資本形成として計上するとともに「受注ソフトウェア」を固定資本形成として計上

さらに、生産活動主体分類の一つである「政府サービス生産者」の内訳項目として設けていた「非公務」の区分について、「非公務＝民間」との誤解が生じ得ることを踏まえ、「準公務」に変更したほか、消費税の納税額について「間接税」に含めて表章する方式に変更した。

サ 平成12年（2000年）表

平成12年表では、平成7年表を基本としつつ、近年の我が国の経済社会構造を反映すべく、再生資源回収・加工処理や介護など新たな部門分類の設定を行った。

また、93SNAの趣旨を踏まえた対応として、①全額中間消費扱いしていたソフトウェア・プロダクツ（家計で使用するものを除く。）を固定資本形成に産出するとともに、②道路、ダム等の社会资本減耗について計算を行い、一般政府消費支出に産出することとした。

表3-7 これまでの付帯表の作成状況

付 帯 表	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成23年
1 物量表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 屑・副産物発生及び投入表		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 雇用表（生産活動部門別従業者内訳表）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表）				○	○	○	○	○	○	○	○	○
5 固定資本マトリックス				○ ストック有	○	○	○	○	○	○	○	○
6 産業別商品産出表（V表）						○	○	○	○	○	○	○
7 自家輸送マトリックス						○	○	○	○	○	○	○
8 商業マージン表		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
9 国内貨物運賃表		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(注)
10 輸入表		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

(注) 「商業マージン表」、「国内貨物運賃表」及び「輸入表」については、平成17年表まで付帯表として区分していたが、内容としては、基本分類の取引基本表に含まれる商業マージン、国内貨物運賃及び輸入に関する情報を統合中分類（108部門）で集約したものである。そこで、平成23年表では、統合中分類の統計表の一部として区分し、付帯表としては扱わなかった。

なお、平成13年1月の中央省庁再編及び環境省の共同事業への参加により、10府省庁の共同事業体制となった。

シ 平成17年（2005年）表

平成17年表では、平成12年表と大きな変更はないが、日本標準産業分類の改訂（平成14年3月）に対応した部門分類の設定を行うとともに、情報通信の高度化に伴い、情報通信に関する部門及び情報関連の製造業に関する部門の再編等を行った。

ス 平成23年（2011年）表

平成23年表では、基本的なフレームは従来の方針を踏襲しつつ、日本標準産業分類の改訂（平成19年11月）に対応した部門分類の設定を行ったほか、93SNAの趣旨を踏まえた対応として、「金融」の「帰属利子」方式を改め、「F I S I M（間接的に計測される金融仲介サービス）」方式を導入することとした。

また、平成17年表までの部門のコード番号については、基本分類と統合小分類とは相互に整合性が図られていたが、統合中分類及び統合大分類については、機械的に連番が付され、基本分類及び統合小分類との関連は考慮されていなかった。そこで、平成23年表において、基本分類から統合大分類まで、コード番号の対応関係が整合するよう、全面的に見直した。

なお、平成23年を対象にして初めて実施された「経済センサス - 活動調査」を重要な基礎資料として利用するなど、データ環境が大きく変わった。

（注） これまでの付帯表の作成状況については表3-7を、作成体制や部門の取扱いなど作成対象年別の主な相違点については表3-8を、平成23年表の部門における平成17年表からの変更点については表3-9を参照されたい。

表 3-8 我が国の産業連関表における作成対象年別の主要相違点

	昭和26年表	昭和30年表	昭和35年表	昭和40年表	昭和45年表	昭和50年表
基本分類表の内生部門数及び作成体制	行9×列9 (経済審議庁) 行182×列182 (通商産業省) 行62×列62 (農林省)	行310×列278 行政管理庁、経済企画庁、農林省、通商産業省、建設省の5省庁で作成を開始。	行453×列339 新たに運輸省及び労働省が加わり、7省庁体制となった。	行447×列341	行541×列407	行554×列407 新たに大蔵省、文部省、厚生省及び郵政省が加わり、11省庁体制になった。
自部門内取引の取扱い	自部門内取引はすべて計上するのを原則とする。	生産額のすべてが自部門内で消費される部 品、中間製品については自部門内取引は捨象し、その他のものについては自部門内取引も計上するのを原則とする。	昭和30年表に同じ。	昭和30年表に同じ。	昭和30年表に同じ。	昭和30年表に同じ。
屑及び副産物の取扱い	屑・副産物については原則としてトランスファー方式による。通商産業省は屑については屑部門を設けて処理している。	昭和26年表に同じ。	屑、副産物の両方とも原則としてストーン方式によっている。	昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。
価格評価	生産者実際価格評価	生産者統一価格評価	生産者実際価格評価ほかに購入者実際価格表も作成	昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。
輸入の取扱い	競争・非競争混合輸入型	昭和26年表に同じ。簡易推計による非競争方式の表もある。	競争輸入型 他に非競争輸入方式の表もある。	昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。	競争・非競争混合輸入型（非競争型は代表的な輸入品のみ）
家計外消費支出の取扱い	内生部門として取り扱っている。	昭和26年表に同じ。	外生部門として取り扱っている。	昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。
国公立の学校・病院等のサービスの扱い	いったん産業扱いとし、産出先は政府消費支出として処理している。	いったん産業扱いとし、産出先は家計消費支出として処理している。	いったん産業扱いとし、産出先は政府消費支出として処理している。	昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。	家計の支払い分（移転支出を含む）は家計消費支出とし、残りは政府消費支出とする。
政府活動の取扱い	政府消費支出として一括計上している。	昭和26年表に同じ。	内生部門として公務部門（付加価値項目のみ計上）を設け公務部門から政府消費支出に一括して配分している。	昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。ただし、付加価値項目のほか中間消費項目も計上している。
金融機関の附属サービスの扱い	金融機関の附属サービスは便宜上、すべて家計が負担するものとして処理している。	昭和26年表に同じ。	金融機関の附属サービスは、これを貯金者が受けるものとし、産業及び家計に配分している。	昭和35年表に同じ。ただし、金融の交点には配分しなかった。	当座貯金者にまず配分し、残りを貸し付け先である産業及び家計の貸し付け残高に比例して配分。金融の交点には配分しない。	昭和45年表に同じ。ただし、最終需要部門には配分しない。金融部門と金融部門の交点に配分する。
再輸出入の取扱い	輸出入額には、再輸出入も含んでいる。	昭和26年表に同じ。	再輸出入分は輸出入額から排除している。	輸出入額には、再輸出入分を含む（再輸出入額の品目別把握は資料上不可能なため）。	再輸出入分のうち品目別把握のできる船舶については輸出入額から控除。品目が明らかでないものは輸出入及び輸入の分類不明に計上。	昭和45年表に同じ。
関税の取扱い	関税は間接税に含め、一括して家計に配分している。	昭和26年表に同じ。	関税は輸入品の品目別に分割して表の列部門にマイナス計上し輸入品消費部門が負担する形式をとっている。	昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。	昭和35年表に同じ。

昭和55年表	昭和60年表	平成2年表	平成7年表	平成12年表	平成17年表	平成23年表
行541×列406 農林省が農林水産省に改称。	行529×列408 行政管理庁が総務庁に改組。	行527×列411	行519×列403 平成10年6月に大蔵省から金融監督庁（平成12年7月以降は金融庁）が分離したことを受け、金融監督庁も共同事業に参加	行517×列405 平成13年1月の中央省庁組織改編以降は、総務省、内閣府、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の10府省庁の共同事業となる。	行520×列407	行518×列397
昭和30年表と同じ。ただし、農林漁家の生産については、自給・販売を問わず格付け。	昭和55年表と同じ。	昭和55年表と同じ。	昭和55年表と同じ。	昭和55年表と同じ。	昭和55年表と同じ。	昭和55年表と同じ。
昭和35年表と同じ。	昭和35年表と同じ。	昭和35年表と同じ。	昭和35年表と同じ。	平成7年表までマイナス投入方式で取り扱っていたものについては、再生資源回収・加工処理部門へ迂回する方式へ変更。	再生資源回収・加工処理部門には屑・副産物の回収及び加工に係る経費のみを計上。平成7年表までと同様に、マイナス投入方式によって計上。	平成17年表と同じ。
昭和35年表と同じ。	昭和35年表と同じ。	昭和35年表と同じ。	昭和35年表と同じ。	昭和35年表と同じ。	昭和35年表と同じ。	昭和35年表と同じ。
昭和50年表と同じ。	昭和50年表と同じ。	昭和50年表と同じ。	昭和50年表と同じ。	昭和50年表と同じ。	昭和50年表と同じ。	昭和50年表と同じ。
昭和35年表と同じ。	昭和35年表と同じ。	昭和35年表と同じ。	昭和35年表と同じ。	昭和35年表と同じ。	昭和35年表と同じ。	昭和35年表と同じ。
昭和50年表と同じ。	昭和50年表と同じ。	昭和50年表と同じ。	昭和50年表と同じ。 （医療については産業扱いとなった。）	平成7年表と同じ。	平成7年表と同じ。	平成7年表と同じ。
昭和50年表と同じ。	昭和50年表と同じ。	昭和50年表と同じ。	昭和50年表と同じ。 政府の最終消費支出を集合的消費支出と個別消費支出に分割。	平成7年表と同じ。 政府の社会資本減耗分を新たに計上。	平成12年表と同じ。	平成12年表と同じ。
昭和50年表と同じ。 貸し付け利息も帰属利子も産業部門に中間消費される。	昭和55年表と同じ。	昭和55年表と同じ。 住宅ローンを住宅貸貸料と金融の交点に計上。	平成2年表と同じ。 ノンバンクを新たに推計し、家計分を分類不明に計上。	平成7年表と同じ。	平成7年表と同じ。	金融部門の帰属利子方式を改め、FISIM（間接的に計測される金融仲介サービス）方式を導入。
昭和45年表と同じ。	昭和45年表と同じ。	昭和45年表と同じ。	品目別把握が可能な船舶は、再輸出入合計額を輸出、輸入の両総額から控除。これ以外は、再輸出額を輸出総額より、再輸入額を輸入総額より、それぞれ控除。	平成7年表と同じ。	平成7年表と同じ。	平成7年表と同じ。
昭和35年表と同じ。	昭和35年表と同じ。	昭和35年表と同じ。	昭和35年表と同じ。	昭和35年表と同じ。	昭和35年表と同じ。	昭和35年表と同じ。

表3-9 平成17年表からの部門の変更点一覧表

平成17年表までの部門のコード番号については、基本分類と統合小分類とは相互に整合性が図られていたが、統合中分類及び統合大分類については、機械的に連番が付され、基本分類及び統合小分類との関連は考慮されていなかった。
 そこで、平成23年表においては、基本分類から統合大分類まで、コード番号の対応関係が整合するよう、全面的に見直した。
 そのため、多くの部門において、コード番号の変更が生じているが、本表では、変更点がコード番号のみの部門については掲載を省略した。平成17年表と平成23年表とのコード番号の対応関係については、第9章の参考9「平成17年(2005年) - 平成23年(2011年) 産業連関表部門分類対照表」を参照されたい。

コード	部 門 名	変 更 点
0113 -01 -02 -001	野菜(露地) 野菜(施設) 野菜	平成17年表において、トンネルでの生産を「野菜(施設)」としていたものを、「野菜(露地)」に変更
0115 -09 -091 -092 -099	その他の食用耕種作物 雑穀 油糧作物 他に分類されない食用耕種作物	平成17年表の「0115-093 食用工芸作物(除別掲)」を「0115-099 他に分類されない食用耕種作物」に変更
0116 -09 -091 -092 -093 -099	その他の非食用耕種作物 葉たばこ 生ゴム(輸入) 綿花(輸入) 他に分類されない非食用耕種作物	平成17年表の「0116-099 その他の非食用工芸作物(除別掲)」を「0116-099 他に分類されない非食用耕種作物」に変更
0121 -09 -091 -099	その他の畜産 羊毛 他に分類されない畜産	平成17年表の「0121-099 その他の畜産」を「0121-099 他に分類されない畜産」に変更
0131 -02 -021	農業サービス(獣医業を除く。) 農業サービス(獣医業を除く。)	平成17年表の「0131-02、-021 農業サービス(除獣医業)」を「0131-02、-021 農業サービス(獣医業を除く。)」に変更
0153 -01 -011	特用林産物(狩猟業を含む。) 特用林産物(狩猟業を含む。)	平成17年表の「0213-01、-011 特用林産物(含狩猟業)」を「0153-01、-011 特用林産物(狩猟業を含む。)」に変更
0171 -01 -011 -012	海面漁業 海面漁業(国産) 海面漁業(輸入)	平成17年表の「0311-01 沿岸漁業」、「0311-02 沖合漁業」及び「0311-03 遠洋漁業」を「0171-01 海面漁業」に統合
0639 -09 -091 -092 -099	その他の鉱物 石灰石 窯業原料鉱物(石灰石を除く。) 他に分類されない鉱物	平成17年表の列部門「0621-01 窯業原料鉱物」と「0629-09 その他の非金属鉱物」を「0639-09 その他の鉱物」に統合。また、平成17年表の行部門「0621-019 その他の窯業原料鉱物」及び「0629-099 その他の非金属鉱物」をそれぞれ「0639-092 窯業原料鉱物(石灰石を除く。)」及び「0639-099 他に分類されない鉱物」に変更
1111 -01 -011 -012 -013 -014 -015	食肉 牛肉 豚肉 鶏肉 その他の食肉 と畜副産物(肉鶏処理副産物を含む。)	① 平成17年表の「1111-01 と畜(含肉鶏処理)」を「1111-01 食肉」に、「1111-011 牛肉(枝肉)」を「1111-011 牛肉」に、「1111-012 豚肉(枝肉)」を「1111-012 豚肉」に、「1111-014 その他の肉(枝肉)」を「1111-014 その他の食肉」に、「1111-015 と畜副産物(含肉鶏処理副産物)」を「1111-015 と畜副産物(肉鶏処理副産物を含む。)」に変更 ② 平成17年表において、「1119-09、-099 その他の食料品」に含まれていた冷凍肉(鶏肉を含む。)を本部門に統合
1116 -02 -021	農産保存食料品(びん・かん詰を除く。) 農産保存食料品(びん・かん詰を除く。)	平成17年表の「1116-02、-021 農産保存食料品(除びん・かん詰)」を「1116-02、-021 農産保存食料品(びん・かん詰を除く。)」に変更
1117 -04 -041 -042 -043 -044	動植物油脂 植物油脂 動物油脂 加工油脂 植物原油かす	① 平成17年表の列部門「1117-04 植物油脂」と「1117-05 動物油脂」を統合して「1117-04 動植物油脂」に変更 ② 平成17年表において、「1117-051 動物油脂」に含まれていた精製ラードを「1117-043 加工油脂」に統合
1119 -09 -099	その他の食料品 その他の食料品	平成17年表において、本部門に含まれていた冷凍肉(鶏肉を含む。)を「1111-01 食肉」に統合
1121 -02 -021	ビール類 ビール類	平成17年表の「1121-02、-021 ビール」を「1121-02、-021 ビール類」に変更
1121 -03 -031	ウイスキー類 ウイスキー類	平成17年表の「1121-03、-031 ウイスキー類」を「1121-03、-031 ウイスキー類」に変更

コード	部 門 名	変 更 点
1131 -02 -021	有機質肥料（別掲を除く。） 有機質肥料（別掲を除く。）	平成17年表の「1131-02、-021 有機質肥料（除別掲）」を「1131-02、-021 有機質肥料（別掲を除く。）」に変更
1512 -01 -011	綿・スフ織物（合繊短繊維織物を含む。） 綿・スフ織物（合繊短繊維織物を含む。）	平成17年表の「1512-01、-011 綿・スフ織物（合繊短繊維織物）」を「1512-01、-011 綿・スフ織物（合繊短繊維織物を含む。）」に変更
1512 -02 -021	絹・人絹織物（合繊長繊維織物を含む。） 絹・人絹織物（合繊長繊維織物を含む。）	平成17年表の「1512-02、-021 絹・人絹織物（合繊長繊維織物）」を「1512-02、-021 絹・人絹織物（合繊長繊維織物を含む。）」に変更
1512 -09 -099	その他の織物 その他の織物	日本標準産業分類の改定により、平成17年表において、「1519-09、-099 その他の繊維工業製品」に含まれていた細幅織物を本部門に統合し、「1512-03、-031 毛織物・麻織物・その他の織物」を「1512-09、-099 その他の織物」に変更
1519 -09 -091 -099	その他の繊維工業製品 綱・網 他に分類されない繊維工業製品	① 平成17年表の列部門「1519-01 綱・網」と「1519-09 その他の繊維工業製品」を「1519-09 その他の繊維工業製品」に統合。また、平成17年表の行部門「1519-099 その他の繊維工業製品」を「1519-099 他に分類されない繊維工業製品」に変更 ② 日本標準産業分類の改定により、平成17年表において、「1519-09、-099 その他の繊維工業製品」に含まれていた細幅織物を「1512-09、-099 その他の織物」に統合
1521 -01 -011	織物製衣服 織物製衣服	日本標準産業分類の改定により、平成17年表において、「1522-09、-099 その他の衣服・身の回り品」に含まれていた足袋類を本部門に統合
1522 -09 -099	その他の衣服・身の回り品 その他の衣服・身の回り品	日本標準産業分類の改定により、平成17年表において、本部門に含まれていた足袋類を「1521-01、-011 織物製衣服」に統合
1529 -09 -091 -099	その他の繊維既製品 繊維製衛生材料 他に分類されない繊維既製品	平成17年表の列部門「1519-03 繊維製衛生材料」と「1529-09 その他の繊維既製品」を「1529-09 その他の繊維既製品」に統合。また、平成17年表の行部門「1529-099 その他の繊維既製品」を「1529-099 他に分類されない繊維既製品」に変更
1611 -02 -021	合板・集成材 合板・集成材	平成17年表の「1611-02、-021 合板」を「1611-02、-021 合板・集成材」に名称変更
1619 -09 -091 -099	その他の木製品 建設用木製品 他に分類されない木製品	① 日本標準産業分類の改定により、平成17年表において、「1829-09、-099 その他のパルプ・紙・紙加工品」に含まれていた繊維板を本部門に統合 ② 平成17年表の「1619-099 その他の木製品（除別掲）」を「1619-099 他に分類されない木製品」に変更
1621 -01 -011	木製家具 木製家具	日本標準産業分類との整合性を踏まえ、平成17年表において、本部門に含まれていた装備品や一部の木製以外の家具（土石製家具、プラスチック製家具、ガラス製家具、陶磁器製家具等）を「1621-09、-099 その他の家具・装備品」に含める。
1621 -02 -021	金属製家具 金属製家具	日本標準産業分類との整合性を踏まえ、平成17年表において、本部門に含まれていた装備品を「1621-09、-099 その他の家具・装備品」に含める。
1621 -09 -099	その他の家具・装備品 その他の家具・装備品	日本標準産業分類との整合性を踏まえ、平成17年表において、「1711-01、-011 木製家具・装備品」及び「1711-03、-031 金属製家具・装備品」に含まれていた日本標準産業分類の細分類1313「マットレス・組スプリング製造業」、小分類132「宗教用具製造業」及び139「その他の家具・装備品製造業」を範囲とし、本部門を新設
1649 -09 -099	その他のパルプ・紙・紙加工品 その他のパルプ・紙・紙加工品	日本標準産業分類の改定により、平成17年表において、本部門に含まれていた繊維板を列部門「1619-09 その他の木製品」及び行部門「1619-091 建設用木製品」に統合
2041 -03 -031	合成染料・有機顔料 合成染料・有機顔料	平成17年表において、「2039-09、-091 その他の有機化学工業製品」に含まれていたアゾ顔料を本部門に統合し、平成17年表の「2039-04、-041 合成染料」を「2041-03、-031 合成染料・有機顔料」に変更

コード	部 門 名	変 更 点
2049 -09 -099	その他の有機化学工業製品 その他の有機化学工業製品	平成17年表において、本部門に含まれていたアゾ顔料を「2041-03、-031合成染料・有機顔料」に統合
2081 -01 -011 -012 -013	油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤 油脂加工製品 石けん・合成洗剤 界面活性剤	平成17年表の列部門「2039-02 油脂加工製品」と「2071-01 石けん・合成洗剤・界面活性剤」を「2081-01 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤」に統合
2089 -09 -091 -099	その他の化学最終製品 触媒 他に分類されない化学最終製品	平成17年表の行部門「2079-099 その他の化学最終製品（除別掲）」を「2089-099 他に分類されない化学最終製品」に変更
2229 -01 -011	ゴム製・プラスチック製履物 ゴム製・プラスチック製履物	平成17年表の「2319-01、-011 ゴム製履物」と「2319-02、-021 プラスチック製履物」を「2229-01、-011 ゴム製・プラスチック製履物」に統合
2511 -09 -091 -099	その他のガラス製品 ガラス製加工素材 他に分類されないガラス製品	平成17年表の「2519-099 その他のガラス製品（除別掲）」を「2511-099 他に分類されないガラス製品」に変更
2599 -09 -099	その他の窯業・土石製品 その他の窯業・土石製品	日本標準産業分類の改定により新設された細分類2182「再生骨材製造業」を本部門に含める。
2711 -02 -021	鉛・亜鉛（再生を含む。） 鉛・亜鉛（再生を含む。）	平成17年表の「2711-02、-021 鉛・亜鉛（含再生）」を「2711-02、-021 鉛・亜鉛（再生を含む。）」に変更
2711 -03 -031	アルミニウム（再生を含む。） アルミニウム（再生を含む。）	平成17年表の「2711-03、-031 アルミニウム（含再生）」を「2711-03、-031 アルミニウム（再生を含む。）」に変更
2891 -01 -011	ガス・石油機器・暖厨房機器 ガス・石油機器・暖厨房機器	平成17年表の「2891-01、-011 ガス・石油機器及び暖厨房機器」を「2891-01、-011 ガス・石油機器・暖厨房機器」に名称変更
2899 -01 -011	ボルト・ナット・リベット・スプリング ボルト・ナット・リベット・スプリング	平成17年表の「2899-01、-011 ボルト・ナット・リベット及びスプリング」を「2899-01、-011 ボルト・ナット・リベット・スプリング」に変更
2899 -02 -021	金属製容器・製缶板金製品 金属製容器・製缶板金製品	平成17年表の「2899-02、-021 金属製容器及び製缶板金製品」を「2899-02、-021 金属製容器・製缶板金製品」に変更
2899 -03 -031 -032 -033	配管工事附属品・粉末や金製品・道具類 配管工事附属品 粉末や金製品 刃物・道具類	平成17年表の「2899-03 配管工事附属品・粉末や金製品・道具類」を「2899-03 配管工事附属品・粉末や金製品・道具類」に、「2899-031 配管工事附属品」を「2899-031 配管工事附属品」に、「2899-033 刃物及び道具類」を「2899-033 刃物・道具類」に変更
2899 -09 -091 -092 -099	その他の金属製品 金属プレス製品 金属線製品 他に分類されない金属製品	平成17年表の「2899-099 その他の金属製品（除別掲）」を「2899-099 他に分類されない金属製品」に変更
2912 -01 -011	ポンプ・圧縮機 ポンプ・圧縮機	平成17年表の「3019-01、-011 ポンプ及び圧縮機」を「2912-01、-011 ポンプ・圧縮機」に変更
2919 -09 -091 -099	その他のはん用機械 動力伝導装置 他に分類されないはん用機械	① 平成17年表の列部門「3019-09 その他の一般産業機械及び装置」（包装・荷造機械を除く。）と「3031-09 その他の一般機械器具及び部品」を「2919-09 その他のはん用機械」に統合。また、平成17年表の行部門「3019-099 その他の一般産業機械及び装置」と「3031-099 その他の一般機械器具及び部品」を「2919-099 他に分類されないはん用機械」に統合し、このうち「2919-091 動力伝導装置」を分割特掲 ② 平成17年表において「3019-09、-099 その他の一般産業機械及び装置」に含まれていた包装・荷造機械を分割特掲し、行部門「3014-015 包装・荷造機械」を新設

コード	部 門 名	変 更 点
3014 -01 -011 -012 -013 -014 -015	生活関連産業用機械 食品機械・同装置 木材加工機械 パルプ装置・製紙機械 印刷・製本・紙工機械 包装・荷造機械	① 平成17年表の「3029-03、-031 食品機械・同装置」を本部門に統合し、行部門「3014-011 食品機械・同装置」とする。 ② 平成17年表において「3019-09、-099 その他の一般産業機械及び装置」に含まれていた包装・荷造機械を分割特掲し、行部門「3014-015 包装・荷造機械」を新設 ③ 平成17年表の行部門「3029-094 鑄造装置」と「3029-095 プラスチック加工機械」を列部門「3015-02 鑄造装置・プラスチック加工機械」に統合し、行部門を「3015-021 鑄造装置」、「3015-022 プラスチック加工機械」とする。 ④ 平成17年表の行部門「3029-099 その他の特殊産業用機械（除別掲）」を分割特掲し、「3019-09、-099 その他の生産用機械」を新設 ⑤ 平成17年表の行部門「3029-091 製材・木材加工・合板機械」を「3014-012 木材加工機械」に変更 ⑥ 平成17年表の列部門「3029-09 その他の特殊産業用機械」を「3014-01 生活関連産業用機械」に変更
3015 -02 -021 -022	鑄造装置・プラスチック加工機械 鑄造装置 プラスチック加工機械	日本標準産業分類の改定により、平成17年表の行部門「3029-094 鑄造装置」と「3029-095 プラスチック加工機械」を列部門「3015-02 鑄造装置・プラスチック加工機械」に統合し、行部門「3015-021 鑄造装置」、「3015-022 プラスチック加工機械」とする。
3019 -03 -031	ロボット ロボット	日本標準産業分類の改定により、平成17年表の「3023-01、-011 産業用ロボット」を「3019-03、-031 ロボット」に変更
3019 -09 -099	その他の生産用機械 その他の生産用機械	平成17年表の行部門「3029-099 その他の特殊産業用機械（除別掲）」を分割特掲し、「3019-09、099 その他の生産用機械」を新設
3113 -01 -011	計測機器 計測機器	平成17年表の「3719-01、-011 理化学機械器具」と「3719-02、-021 分析器・試験機・計量器・測定器」を「3113-01、-011 計測機器」に統合
3115 -01 -011	光学機械・レンズ 光学機械・レンズ	平成17年表の「3711-01、-011 カメラ」と「3711-09、-099 その他の光学機械」（眼鏡（枠を含む）を除く。）を「3115-01、-011 光学機械・レンズ」に統合。 なお、平成17年表の「3711-09、-099 その他の光学機械」に含まれていた眼鏡（枠を含む）を「3919-09、-099 その他の製造工業製品」に統合
3211 -04 -041	液晶パネル 液晶パネル	平成17年表の「3421-02、-021 液晶素子」を「3211-04、-041 液晶パネル」に変更
3299 -02 -021	電子回路 電子回路	平成17年表の「3421-09、-099 その他の電子部品」からプリント回路を分割し特掲
3299 -09 -099	その他の電子部品 その他の電子部品	① 平成17年表において、本部門に含まれていたプリント回路を分割特掲し、「3299-02、-021 電子回路」を新設 ② 平成17年表において、「3241-09、-099 その他の電気機械器具」に含まれていたシリコンウエハ（表面研磨したもの）を本部門に統合
3311 -03 -031	開閉制御装置・配電盤 開閉制御装置・配電盤	平成17年表の「3211-03、-031 開閉制御装置及び配電盤」を「3311-03、-031 開閉制御装置・配電盤」に変更
3321 -02 -021	民生用電気機器（エアコンを除く。） 民生用電気機器（エアコンを除く。）	平成17年表の「3251-02、-021 民生用電気機器（除エアコン）」を「3321-02、-021 民生用電気機器（エアコンを除く。）」に変更
3331 -01 -011	電子応用装置 電子応用装置	日本標準産業分類の改定により、平成17年表において、本部門に含まれていた産業用磁気録画再生装置（放送用を除く。）を「3411-01、-011 ビデオ機器・デジタルカメラ」に統合
3399 -09 -099	その他の電気機械器具 その他の電気機械器具	① 平成17年表において本部門に含まれていたシリコンウエハ（表面研磨したもの）を、「3299-09、-099 その他の電子部品」に統合 ② 電球類の部品は、本部門に含める。

コード	部 門 名	変 更 点
3411 -01 -011	ビデオ機器・デジタルカメラ ビデオ機器・デジタルカメラ	① 日本標準産業分類の改定により、平成17年表において、「3221-01、-011 電子応用装置」に含まれていた産業用磁気録画再生装置（放送用を除く。）を本部門に統合 ② 平成17年表の「3311-01、-011 ビデオ機器」を「3411-01、-011 ビデオ機器・デジタルカメラ」に変更
3412 -03 -031	無線電気通信機器（携帯電話機を除く。） 無線電気通信機器（携帯電話機を除く。）	平成17年表の「3321-03、-031 無線電気通信機器（除携帯電話機）」を「3412-03、-031 無線電気通信機器（携帯電話機を除く。）」に変更
3421 -02 -021	電子計算機本体（パソコンを除く。） 電子計算機本体（パソコンを除く。）	平成17年表の「3331-02、-021 電子計算機本体（除パソコン）」を「3421-02、-021 電子計算機本体（パソコンを除く。）」に変更
3421 -03 -031	電子計算機附属装置 電子計算機附属装置	平成17年表の「3331-03、-031 電子計算機附属装置」を「3421-03、-031 電子計算機附属装置」に変更
3521 -01 -011	トラック・バス・その他の自動車 トラック・バス・その他の自動車	平成17年表の「3521-01、-011 トラック・バス・その他の自動車」と「3541-01、-011 自動車車体」のうちトラックの運転台及び荷台を統合し、「3521-01、-011 トラック・バス・その他の自動車」とする。
3531 -01 -011	自動車用内燃機関 自動車用内燃機関	平成17年表の「3541-02、-021 自動車用内燃機関・同部分品」を「3531-01、-011 自動車用内燃機関」に変更
3599 -09 -091 -099	その他の輸送機械 産業用運搬車両 他に分類されない輸送機械	平成17年表の「3629-099 その他の輸送機械（除別掲）」を「3599-099 他に分類されない輸送機械」に変更
3919 -09 -099	その他の製造工業製品 その他の製造工業製品	日本標準産業分類の改定により、平成17年表において「3711-09、-099 その他の光学機械」に含まれていた眼鏡（枠を含む）を本部門に統合
4611 -01 -02 -03 -001	事業用原子力発電 事業用火力発電 水力・その他の事業用発電 事業用電力	平成17年表の行部門「5111-001 事業用電力」に含まれていた共同発電を「4611-041 自家発電」に含める。
4611 -04 -041	自家発電 自家発電	平成17年表の行部門「5111-001 事業用電力」に含まれていた共同発電を本部門に統合
5112 -01 -011	小売 小売	① 日本標準産業分類の改定により、料理品小売業に含まれていた持ち帰り・配達飲食サービスを「6721-01、-011 飲食サービス」に統合 ② 日本標準産業分類の小分類642「質屋」の活動を本部門に含める。
5311 -01 -011 -012 -013 -014	金融 公的金融（F I S I M） 民間金融（F I S I M） 公的金融（手数料） 民間金融（手数料）	93 S N A に沿って、F I S I M を導入することに伴い、平成17年の行部門「6211-011 公的金融（帰属利子）」を「5311-011 公的金融（F I S I M）」に、「6211-012 民間金融（帰属利子）」を「5311-012 民間金融（F I S I M）」に変更
5722 -01 -011	道路貨物輸送（自家輸送を除く。） 道路貨物輸送（自家輸送を除く。）	平成17年表の「7122-01、-011 道路貨物輸送（除自家輸送）」を「5722-01、-011 道路貨物輸送（自家輸送を除く。）」に変更
5789 -03 -031	水運附帯サービス 水運附帯サービス	平成17年表の「7189-03、-031 その他の水運附帯サービス」を「5789-03、-031 水運附帯サービス」に変更
5789 -06 -061	航空附帯サービス 航空附帯サービス	平成17年表の「7189-06、-061 その他の航空附帯サービス」を「5789-06、-061 航空附帯サービス」に変更
5789 -09 -099	旅行・その他の運輸附帯サービス 旅行・その他の運輸附帯サービス	平成17年表の「7189-09、-099 旅行・その他の運輸附帯サービス」を「5789-09、-099 旅行・その他の運輸附帯サービス」に変更
5791 -01 -011	郵便・信書便 郵便・信書便	「郵便法」の改正により、平成17年表において本部門に含まれていた小包郵便物を、「5722-01、-011 道路貨物輸送（自家輸送を除く。）」に統合
5911 -09 -099	その他の電気通信 その他の電気通信	平成17年表において、「7341-01、-011 インターネット附随サービス」に含まれていたサーバ・ハウジング・サービス、サーバ・ホスティング・サービスを本部門に統合
5941 -01 -011	インターネット附随サービス インターネット附随サービス	平成17年表において、本部門に含まれていたサーバ・ハウジング・サービス、サーバ・ホスティング・サービスを「5911-09、-099 その他の電気通信」に統合

コード	部 門 名	変 更 点
5951 -01 -011	映像・音声・文字情報制作業 映像・音声・文字情報制作業	① 平成17年表において、「8519-09、-099 その他の対事業所サービス」に含まれていた音声情報制作業、その他の映像・音声・文字情報制作に付帯するサービスのうち音声・文字情報制作に係る活動及び広告制作、並びに「7351-04、-041 ニュース供給・興信所」に含まれていたニュース供給を本部門に統合 ② 平成17年表の「7351-01、-011 映像情報制作・配給業」を「5951-01、-011 映像・音声・文字情報制作業」に変更
6411 -01 -011	医療（入院診療） 医療（入院診療）	平成17年表の「8311-01、-011 医療（国公立）」、「8311-02、-021 医療（公益法人等）」、「8311-03、-031 医療（医療法人等）」を再編
6411 -02 -021	医療（入院外診療） 医療（入院外診療）	平成17年表の「8311-01、-011 医療（国公立）」、「8311-02、-021 医療（公益法人等）」、「8311-03、-031 医療（医療法人等）」を再編
6411 -03 -031	医療（歯科診療） 医療（歯科診療）	平成17年表の「8311-01、-011 医療（国公立）」、「8311-02、-021 医療（公益法人等）」、「8311-03、-031 医療（医療法人等）」を再編
6411 -04 -041	医療（調剤） 医療（調剤）	平成17年表の「8311-01、-011 医療（国公立）」、「8311-02、-021 医療（公益法人等）」、「8311-03、-031 医療（医療法人等）」を再編
6411 -05 -051	医療（その他の医療サービス） 医療（その他の医療サービス）	平成17年表の「8311-01、-011 医療（国公立）」、「8311-02、-021 医療（公益法人等）」、「8311-03、-031 医療（医療法人等）」を再編
6431 -01 -011	社会保険事業★★ 社会保険事業★★	平成17年表の「8313-01、-011 社会保険事業（国公立）★」と「8313-02、-021 社会保険事業（非営利）★」を「6431-01、-011 社会保険事業★★」に統合
6441 -01 -011	介護（施設サービス） 介護（施設サービス）	平成17年表の「8314-02、-021 介護（施設）」を「6441-01、-011 介護（施設サービス）」に変更
6441 -02 -021	介護（施設サービスを除く。） 介護（施設サービスを除く。）	平成17年表の「8314-01、-011 介護（居宅）」を「6441-02、-021 介護（施設サービスを除く。）」に変更
6599 -02 -021	対家計民間非営利団体（別掲を除く。）★ 対家計民間非営利団体（別掲を除く。）★	平成17年表の「8411-02、-021 対家計民間非営利団体（別掲）★」を「6599-02、-021 対家計民間非営利団体（別掲を除く。）★」に変更
6611 -01 -011 -012 -013 -014 -015	物品賃貸業（貸自動車を除く。） 産業用機械器具（建設機械器具を除く。）賃貸業 建設機械器具賃貸業 電子計算機・同関連機器賃貸業 事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業 スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業	平成17年表の「8512-01 物品賃貸業（除貸自動車）」を「6611-01 物品賃貸業（貸自動車を除く。）」に、「8512-011 産業用機械器具（除建設機械器具）賃貸業」を「6611-011 産業用機械器具（建設機械器具を除く。）賃貸業」に、「8512-014 事務用機械器具（除電算機等）賃貸業」を「6611-014 事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業」に変更
6631 -10 -101	自動車整備 自動車整備	① 平成17年表の「8514-10、-101 自動車修理」を「6631-10、-101 自動車整備」に変更 ② 自動車検査独立行政法人の行う自動車検査業務は本部門に含める
6699 -05 -051	警備業 警備業	平成17年表の「8519-09、-099 その他の対事業所サービス」から分割特掲し、「6699-05、-051 警備業」を新設
6699 -09 -099	その他の対事業所サービス その他の対事業所サービス	① 平成17年表において、「7351-04、-041 ニュース供給・興信所」に含まれていた興信所を本部門に統合 ② 平成17年表において、本部門に含まれていた音声情報制作業、その他の映像・音声・文字情報制作に付帯するサービスのうち音声・文字情報制作に係る活動及び広告制作業の活動を「5951-01、-011 映像・音声・文字情報制作業」に統合 ③ 平成17年表において、本部門に含まれていた警備業を分割特掲し、「6699-05、-051 警備業」を新設
6711 -01 -011	宿泊業 宿泊業	日本標準産業分類の細分類7592「リゾートクラブ」を本部門に含める。

コード	部 門 名	変 更 点
6721 -01 -011	飲食サービス 飲食サービス	平成17年表の「8612-01、-011 一般飲食店（除喫茶店）」、「8612-02、-021 喫茶店」、「8612-03、-031 遊興飲食店」を統合した上で、「6112-01、-011 小売」に含まれていた持ち帰り・配達飲食サービスについても本部門の範囲とし、「6721-01、-011 飲食サービス」とする。
6731 -04 -041	浴場業 浴場業	日本標準産業分類の改定により、平成17年表において、本部門に含まれていたソープランド業を「6731-09、-099 その他の洗濯・理容・美容・浴場業」に統合
6731 -09 -099	その他の洗濯・理容・美容・浴場業 その他の洗濯・理容・美容・浴場業	日本標準産業分類の改定により、平成17年表において、「8614-04、-041 浴場業」に含まれていたソープランド業を本部門に統合
6741 -02 -021	興行場（映画館を除く。）・興行団 興行場（映画館を除く。）・興行団	平成17年表の「8611-02、-021 興行場（除別掲）・興行団」から「6741-02、-021 興行場（映画館を除く。）・興行団」に変更
6741 -04 -041	スポーツ施設提供業・公園・遊園地 スポーツ施設提供業・公園・遊園地	日本標準産業分類の改定により、平成17年表において、「8619-04、-041 個人教授業」に含まれていたフィットネスクラブを本部門に統合
6799 -03 -031	個人教授業 個人教授業	日本標準産業分類の改定により、平成17年表において、本部門に含まれていたフィットネスクラブを「6741-04、-041 スポーツ施設提供業・公園・遊園地」に統合
6799 -04 -041	各種修理業（別掲を除く。） 各種修理業（別掲を除く。）	平成17年表の「8619-03、-031 各種修理業（除別掲）」を「6799-04、-041 各種修理業（別掲を除く.）」に変更
7211 -00	家計消費支出	平成23年表において、「金融」部門でF I S I M（間接的に計測される金融仲介サービス）が導入されたことにより、家計が購入したF I S I Mを計上する。
7321 -01	中央政府集合的消費支出（社会資本等減耗分）	時価評価の導入
7321 -02	地方政府集合的消費支出（社会資本等減耗分）	時価評価の導入
7321 -03	中央政府個別的消費支出（社会資本等減耗分）	時価評価の導入
7321 -04	地方政府個別的消費支出（社会資本等減耗分）	時価評価の導入
7711 -00	調整項	輸出品に関する内容であるが、あくまで、国内の流通過程で発生したものを計上する部門であることから、「輸出計」の内訳から外し、「国内需要」の1部門として位置付けを変更
9111 -000 9112 -000 9113 -000	賃金・俸給 社会保険料（雇用主負担） その他の給与及び手当	役員賞与を「賃金・俸給」部門に含める
9311 -000	資本減耗引当	時価評価の導入
9321 -000	資本減耗引当（社会資本等減耗分）	時価評価の導入
9411 -000	間接税（関税・輸入品商品税を除く。）	平成17年表の「9404-000 間接税（除関税・輸入品商品税）」を「9411-000 間接税（関税・輸入品商品税を除く.）」に変更
9511 -000	（控除）経常補助金	本部門の定義・範囲について、国民経済計算上での取扱いと同様の記載にする。

第4章 産業連関表の理論

我が国の産業連関表は、関係府省庁の共同事業により作成した初めての表である昭和30年表以来、それぞれの作成時点における生産活動の実態や経済状況、SNAや日本標準産業分類等との整合性等を勘案しながら、逐次、改善を行ってきた（産業連関表の沿革と我が国における作成状況については、第3章の「参考1」を参照）。また、平成21年4月に全面施行された新たな統計法の下、産業連関表は、公的統計の中核をなす特に重要な統計として「基幹統計」に指定されている。

今回作成した平成23年表の作成基本フレームは、第3章第3節に記載したとおりであるが、本章では、第1節において、産業連関表の構造や見方などの全体像を説明した後、第2節において、産業連関表として作成する各種統計表の中核である「取引基本表」に関する基礎的な理論について、事項ごとに説明する。

第1節 産業連関表の構造と見方

1 産業連関表の構造

(1) 産業連関表の全体的な構造

経済を構成する各産業は、相互に密接な取引関係を結びながら生産活動を行っている。

例えば、パンの生産・流通を取り上げてみよう（図4-1を参照）。パンに対する需要が生じると、その需要に対応するために、パンの生産が必要となり、この生産活動を行うために小麦粉等の原材料の購入が行われる。さらに、原材料（小麦粉等）に対する需要が発生することで、また新たな生産活動が必要となり、直接又は間接に、他の産業に影響が及んでいく。

また、生産活動が行われた結果として生じる付加価値の一部は、雇用者所得として労働者に配分され、それが消費に回ることによっても、新たな需要を発生させる。

産業連関表は、このような財・サービスの生産状況や、産業間及び産業と最終需要（家計など）との間の取引の状況などを、一定の地域（国全体、地方公共団体など）における一定期間（通常は1年間）を対象として、図4-2のような行列形式でまとめた加工統計である。言い換えれば、産業連関表は、各産業が相互に関係を持ちなが

ら成り立っているという実態を、具体的な数値でみるようにしたものである（図4-1で示した例を産業連関表の形式に当てはめると図4-3のようになる。）。

図4-2の表頭（表の上部の見出し部分）には、各財・サービスの買い手側の部門が並び、大きく分けて「中間需要部門」と「最終需要部門」から成っ

図4-1 パンの生産流通の例

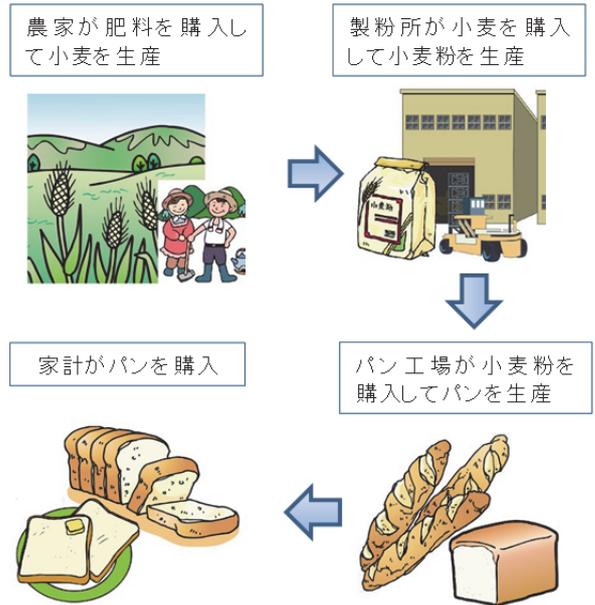
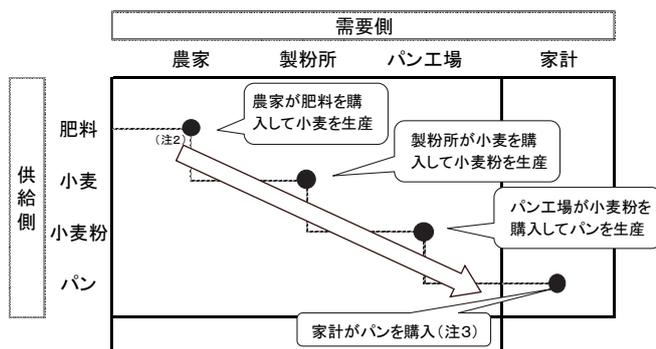


図4-2 産業連関表（取引基本表）の概念図

		内生部門					外生部門			輸 入	国内 生産 額								
需要部門 (買い)		中間需要				最終需要		計	A			B	C						
		1	2	3	・	計	消 費			固 定 資 本 形 成	在 庫 出			計	A+B -C				
供給部門 (売り手)	1 農林水産業																		
	2 鉱業																		
	3 製造業																		
	計 D																		
内生部門	1 農林水産業	← 行	生産された財・サービスの販路構成(産出)																
	2 鉱業																		
	3 製造業																		
外生部門	雇用者所得	↑ 列 原材料等の費用構成(投入)																	
	粗付加価値																		
	計 E																		
国内生産額		D + E																	

産業連関表では、各部門とも、「A+B-C=D+E」となるように作表している。

図4-3 図4-1を産業連関表（取引基本表）に当てはめたイメージ図（注1）



- (注) 1 この図は、図4-1を産業連関表（取引基本表）に当てはめた場合のイメージを示したものである。そのため、図の上部（表頭）及び左側（表側）に掲げている部門は、産業連関表で実際に用いている部門名とは異なるものがある。
- 2 ●の部分に取引額（需要側からみると購入額、供給側からみると販売額）が計上される。
- 3 産業連関表では、財の販路構成を分かりやすく表すため、商業（卸売・小売）部門を経由して財を購入した場合であっても、供給側と需要側が直接取引をしたかのように記述する（後記10(1)を参照）。

ている。このうち、中間需要部門は、各財・サービスの生産部門であり、各部門は生産のために必要とされる原材料や燃料をいわゆる中間財として購入し、これらを加工（労働、資本等を投入）して生産活動を行っている。また、最終需要部門は、主に完成品としての消費財、資本財等の買い手であり、具体的には消費、投資及び輸出により構成される。

一方、表側（表の左側の見出し部分）は、「中間投入部門」と「粗付加価値部門」から成っている。このうち、中間投入部門は、財・サービスの売り手側の部門が並び、中間財としての財・サービスを各産業部門（中間需要部門）に供給するとともに、最終需要部門に対しても、主に完成品を供給している。また、粗付加価値部門は、各財・サービスの生産のために必要な労働、資本などの要素費用その他を示す部門である。

産業連関表では、中間需要部門及び中間投入部門（図4-2中央の方形部分）を「内生部門」（endogenous sector）、最終需要部門及び粗付加価値部門（図4-2の右及び下の突出した部分）を「外生部門」（exogenous sector）、という。これらの用語は、内生部門は、いわば生産活動の内側であり、取引の大きさが、外生部門の大小によって受動的に決定される（つまり、需要の発生に伴って、生産・供給が行われる）のに対し、外生部門は、他の

部門とは関係なく独立に決定されるというメカニズムを踏まえたものである。

(2) 投入及び産出の構成

産業連関表では、タテ方向の計数の並びを「列」（column）という。各列では、その部門の財・サービスの生産に当たって用いられた原材料、燃料、労働力などへの支払の内訳（費用構成）を示しており、産業連関表では、これを「投入」（input）と呼んでいる。

一方、ヨコ方向の計数の並びを「行」（row）という。各行では、その部門で生産された財・サービスの販売先の内訳（販路構成）を示しており、産業連関表では、これを「産出」（output）と呼んでいる。

このように、産業連関表は、各部門における財・サービスの投入・産出の構成を示していることから、「投入産出表」（Input-Output Tables（略してI-O表））とも呼ばれている。

なお、「投入」及び「産出」は共に、基本的には、内生部門（中間需要部門、中間投入部門）の各部門の内訳を念頭に置いた用語であるが、産業連関表の作成実務上は、内生部門、外生部門を問わず、列部門のタテの金額内訳を「投入額」、行部門のヨコの金額内訳を「産出額」と呼称している。

(3) 投入と産出とのバランス

産業連関表では、列方向からみた投入額の合計（国内生産額、図4-2のD+E）と行方向からみた産出額の合計（国内生産額、同図のA+B-C）とは、定義を同じくするすべての部門について一致しており、この点が大きな特徴となっている。

行・列の部門における計数の関係は、次のとおりである。

- ① 総供給 = 国内生産額 + 輸入額
= 中間需要額計 + 最終需要額計 = 総需要
- ② 国内生産額
= 中間需要額計 (A) + 最終需要額計 (B) - 輸入額 (C)
= 中間投入額計 (D) + 粗付加価値額計 (E)
- ③ 中間需要額合計 = 中間投入額合計
- ④ 粗付加価値額合計
= 最終需要額合計 - 輸入額合計

なお、①及び②については、行・列の部門ごとに成立するが、③及び④については、全部門の合計についてのみ成立し、④の関係を、特に「二面等価」という（後記3ウを参照）。

2 産業連関表の見方

前記1では、産業連関表の全体的な構造をみたが、次に、実際の計数に沿ってみていくこととする。

(1) 簡単な数値事例による概念の整理

「産業連関表」として作成される統計表には、第3章の表3-5記載のとおり様々なものがあるが、その中核となるのが「取引基本表」であり、他の統計表は、取引基本表に基づいて作成される。そのため、取引基本表を指して、狭義的に「産業連関表」と呼称することもある（図4-2は、取引基本表の概念図を示したものである。）。

そこで、ここでは、取引基本表と主要係数表である投入係数表及び逆行列係数表について、簡単な数値例を用いて示す。

ア 取引基本表

「取引基本表」は、産業相互間や産業と最終需要（家計など）の間で取引された財・サービスの金額を行列形式で表示したものである。

表4-1 取引基本表の事例

(単位:億円)

		中間需要		最終需要	生産額
		A産業	B産業		
中間投入	A産業	30	150	120	300
	B産業	60	250	190	500
粗付加価値		210	100		
生産額		300	500		

行・列ともに生産額は一致している。

例えば、表4-1の場合、A産業をタテ（列）にみると、原材料等の中間投入としてA産業から30億円、B産業から60億円購入し、210億円の粗付加価値が加わることで300億円の生産が行われたことを示している。一方、A産業をヨコ（行）にみると、生産額300億円のうち、中間需要としてA産業に30億円、B産業に150億円販売（産出）され、残る120億円が最終需要として販売されたことを示している。

なお、取引基本表は、各部門とも、タテの合計（投入額合計）とヨコの合計（産出額合計）が一致するように作成している。表4-1では、A産業については300億円、B産業については500億円で、タテ・ヨコともに生産額は一致している。

イ 投入係数表

「投入係数」とは、ある産業において、1単位の生産を行う際に必要とされる原材料等の単位を示したもので、取引基本表の中間需要の列部門ごとに、原材料等の投入額を当該列部門の生産額で除すことによって得られる係数である。例えば、表4-1のA産業について投入係数を求めると、各投入額をA産業の生産額300億円で除したものとなり、表4-2のとおり、A産業が0.1、B産業が0.2、粗付加価値が0.7となる。

取引基本表では、産業間の取引関係が金額で表されているが、投入係数を見ることにより、これを比率として把握することが可能になる。この投入係数を列部門別に一覧表にしたものが「投入係数表」であり、表4-1から算出される投入係数表は、表4-2のとおりである。

表4-2 投入係数表の事例

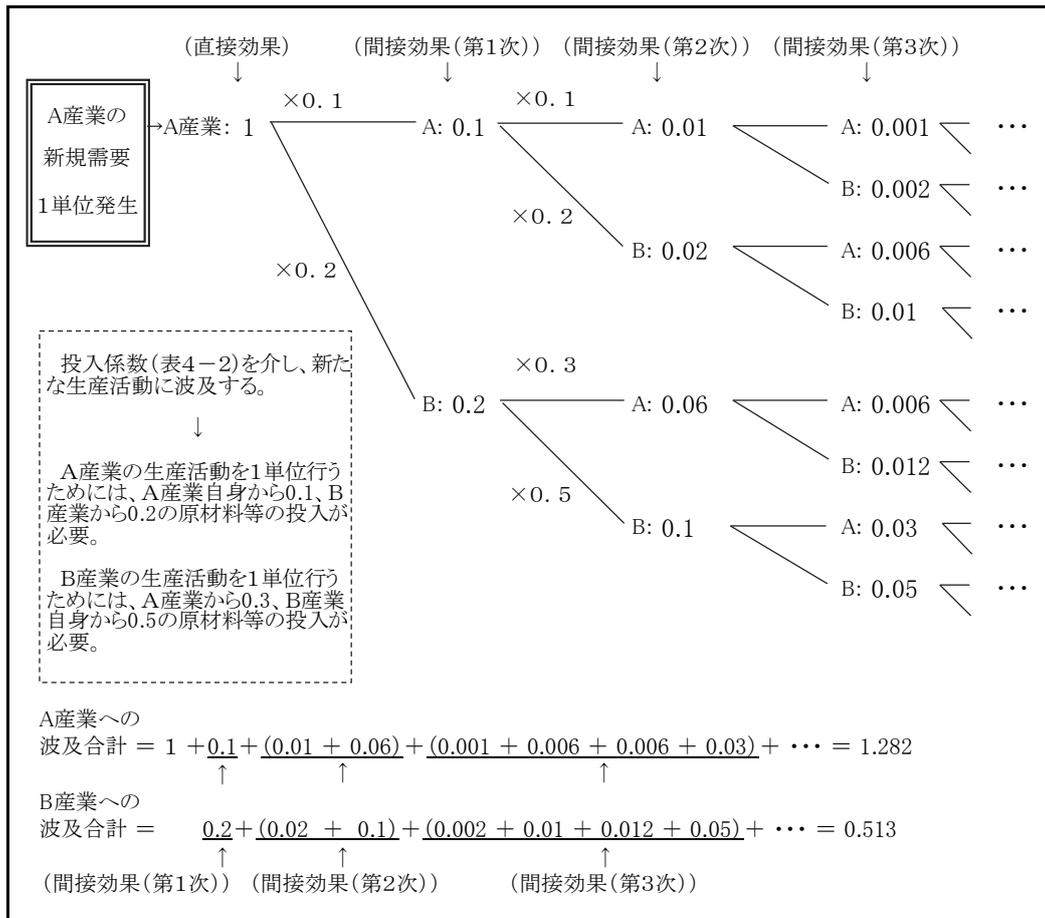
	A産業	B産業
A産業	0.1 $\left[= \frac{30}{300} \right]$	0.3 $\left[= \frac{150}{500} \right]$
B産業	0.2 $\left[= \frac{60}{300} \right]$	0.5 $\left[= \frac{250}{500} \right]$
粗付加価値	0.7 $\left[= \frac{210}{300} \right]$	0.2 $\left[= \frac{100}{500} \right]$
計	1.0 $\left[= \frac{300}{300} \right]$	1.0 $\left[= \frac{500}{500} \right]$

ウ 逆行列係数表

(ア) 「逆行列係数」とは、ある部門に対して新たな最終需要（以下、項目ウにおいて「新規需要」という。）が1単位発生した場合に、当該部門の生産のために必要とされる（中間投入される）財・サービスの需要を通して、各部門の生産がどれだけ発生するか、つまり、直接・間接の生産波及の大きさを示す係数であり、その算出方法を踏まえ、数学上の用語を用いて、このように呼称される。

(イ) 例えば、図4-4のとおり、A産業で生産する財・サービスに新規需要が1単位発生した場合、A産業の生産そのものを1単位増加させる必要があることは言うまでもないが（直接効果）、そのためにはA産業における生産活動で用いられる原材料の投入を増加させる必要があり、A産業には0.1、B産業には0.2の生産増が発生する（間接効果（第1次））。そして、このA産業0.1及びB産業0.2の生産増のために用いられる原材料について、更なる生産の増加が必要とな

図 4-4 新規需要の発生に伴う生産の波及



り（間接効果（第2次））、このような投入係数を介した波及が続いていく。そして、この究極的な大きさの総和が逆行列係数に相当し、これを部門別に一覧表にしたものが「逆行列係数表」（表4-3）である。

(ウ) このように、逆行列係数表は、特定部門の生産を1単位行うために、直接・間接に必要とされる各部門の生産増加の水準が、最終的にどのくらいになるかを算出した表である。したがって、この表の列和は、当該部門に新規需要が1単位発生したときの産業全体への波及効果の合計に相当する。表4-3の例でいえば、A産業に新規需要が1単位発生した場合、産業全体で1.795の波及効果を生じさせることを表している。

表 4-3 逆行列係数表の事例

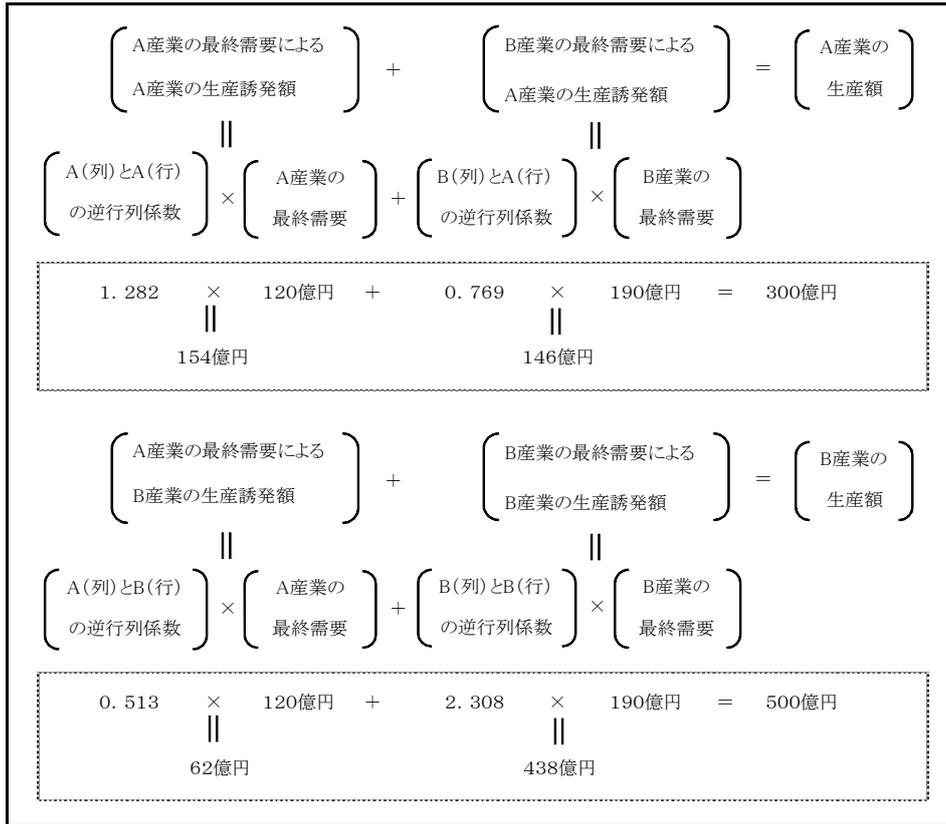
	A 産 業	B 産 業
A 産 業	1. 282	0. 769
B 産 業	0. 513	2. 308
列 和	1. 795	3. 077

(エ) 表4-1からも分かるとおり、各行部門（ヨコ）の生産額は、財・サービスの生産活動で必要とされる「中間需要」と消費や輸出などの「最終需要」の合計である。しかし、中間需要として行われる取引も、究極的には、最終需要を満たすために行われているものである。したがって、各部門の生産額は、全て最終需要によって誘発されたものと考えることができ、逆行列係数に最終需要の額を乗じることで、最終需要による生産誘発額を求めることができる。

例えば、図4-5のとおり、A産業の最終需要120億円によって、A産業には直接・間接に154億円（=1.282×120億円）、B産業には62億円（=0.513×120億円）の生産が誘発され、またB産業の最終需要190億円によって、A産業には146億円（=0.769×190億円）、B産業には438億円（=2.308×190億円）の生産が誘発される。この結果として、A産業では300億円（=154億円+146億円）、B産業では500億円（=62億円+438億円）の生産が行われることとなり、表4-1の生産額に一致する。

（各種係数の詳細については、第5章を参照）

図 4-5 最終需要による生産誘発



(2) 実際の産業連関表の見方

それでは、実際の産業連関表を、今回の取引基本表(13部門分類・第1章の表1-1)に即してみていく。

例えば、「03 製造業」について、タテ(列)方向にみていくと、国内生産額が289兆9045億円であり、その生産のために総額207兆3376億円(内生部門計)が必要なこと、また、その内訳は、農林水産業から7兆7936億円、鉱業から16兆8580億円、製造業自身から128兆7965億円などが読み取れる。さらに、その生産により雇用者所得が43兆2700億円、営業余剰が7兆8862億円など、合計で82兆5669億円の粗付加価値が新たに生み出されたことが分かる。

一方、ヨコ(行)方向に「03 製造業」をみると、まず、中間需要部門に対しては輸入品を含め総額193兆5891億円(内生部門計)が販売されている。いずれも中間財としての販売であり、その内訳は農林水産業に対して2兆6450億円、製造業自身に対して128兆7965億円、建設に対して14兆4273億円などとなっている。また、最終需要部門に対しては民間消費支出に55兆1776億円、国内総固定資本形成に31兆267億円、輸出に54兆4377億円などとなっており、最終需要全体で144兆6795億円となっている。

中間需要と最終需要とを合わせた338兆2686億円が製造業に対する「総需要(需要合計)」である。これ

から輸入分の48兆3641億円を控除した289兆9045億円が製造業の国内生産分であり、列方向からみた国内生産額と一致する。

3 産業連関表の特徴

産業連関表は、全ての産業間の取引状況等を様々な情報を用いて作成する加工統計である。このようなことから、産業連関表は、次のような特徴を有している。

ア 我が国の経済構造の総合的把握が可能

産業連関表の取引基本表は、[行]約500×[列]約400の部門の行列表であり、行方向は、需給に関するバランス表、列方向は、経営(収支)に関するバランス表となっている。また、内生部門からは、狭義の生産技術構造又は経済循環に関する情報を、最終需要部門や粗付加価値部門からは、部門別所得や支出勘定の情報を得ることができる。さらに、各マスの取引額に含まれる流通経費(商業マージン及び国内貨物運賃)や輸入額に関する情報も得られるなど、一つの統計表でマクロ経済に関する多くの情報を得ることができる。

イ 各種一次統計の統合

取引基本表を構成するデータは、各種一次統計を収集、整理、加工の後、推計することによって

得られるものであるが、この推計は、統計作成の主体、目的、対象、時期、方法等が異なる各種一次統計相互の整合性を図りつつ行われる。言い換えれば、本来、目的の異なる各種一次統計が、産業連関表としてまとめ上げられることにより、一次統計だけを単純に比較してもみえてこない産業間の相互関係や各種比較が可能となる。

4 産業連関表の利用

前記3のような特徴を有する産業連関表を用いることにより、対象年次の産業構造や産業間の相互関係など、経済の構造を総合的に把握・分析することができるほか、以下のように、様々な場面で利用されている。

ア 国民経済計算推計などの基礎資料

内閣府の「国民経済計算」の基準改定に当たっては、商品別生産額に占める中間需要と最終需要の配分比率などを決定する必要があるが、その際、産業連関表のデータが不可欠なものとして利用されている。

また、経済産業省が毎年作成している延長産業連関表や、各都道府県等において作成されている地域産業連関表といったものもある。これらも広義では産業連関表に含まれるものであるが、10府省庁共同事業により作成している産業連関表を参考に作成されている。

イ 産業連関分析の基礎資料

逆行列係数表を用いることにより、特定部門の追加的な生産活動が最終的にどの程度の追加需要を発生させるかを計算することができる。これを使うことにより、公共投資などの各種施策やイベントの実施に伴う経済波及効果の分析を行うことが可能となるなど、様々な産業連関分析の基礎資料として利用することができる。

5 国民経済計算との関係

ア 産業連関表は、「国民経済計算の体系」(SNA (System of National Accounts))の一つであるが、内閣府が作成する「国民経済計算」が、付加価値を生産、分配及び支出面からとらえることに重点を置くのに対して、産業連関表は、財・サービスの流れ、すなわち実物的な「モノのフロー」面の実態を明らかにするものとして位置付けられている。また、国民経済計算では産業計として一括されている中間生産物についても、産業連関表では各部門別に、その生産及び取引実態を詳細に記録するものとなっている。

イ 産業連関表の外生部門(粗付加価値部門と最終需要部門)は、図4-6のようにバランスが取れており、このことを、粗付加価値部門と最終需要部門の「二面等価」という。

図4-6 外生部門のバランス関係

	中間需要	最終需要-輸入
中間投入		(b)
粗付加価値	(a)	(a) = (b) となっている。

$$\text{粗付加価値額合計} = \text{最終需要額合計} - \text{輸入額合計}$$

(a) (b)

このバランス式のうち(a)は国民経済計算の国内総生産(GDP)(生産側)に、(b)は国内総生産(支出側)に「ほぼ」対応する。

なお、対応関係が「ほぼ」であるのは、産業連関表では、国民経済計算と異なり、①「家計外消費支出」(企業の間際費、福利厚生費等)を粗付加価値部門及び最終需要部門に含めていること、②輸入品の投入・産出を「関税及び輸入品商品税」込みで記述することから、当該税額が粗付加価値部門に含まれないこと、③在庫、投資も含め、原則として全ての取引が消費税込みで記述されていることなどによる(これらを含めた産業連関表と国民経済計算との主な相違点については、[参考2]を参照)。このうち、もっとも大きな相違点は①であり、平成23年表において、粗付加価値合計476兆9053億円から家計外消費支出合計の13兆6333億円を差し引いた463兆2720億円が、国内総生産(生産側)に相当し(部門ごと同様で、例えば、製造業の国内総生産(生産側) = 82兆5669億円 - 3兆3198億円 = 79兆2470億円)、他方、最終需要合計560兆633億円から輸入計83兆1581億円を控除し、更に家計外消費支出合計の13兆6333億円を差し引いた463兆2720億円が、国内総生産(支出側)に相当する。両者は当然ながら一致(二面等価)する。

また、産業連関表と国民経済計算では、上記のような概念上の相違に加え、推計に使用する資料や推計方法も異なっている。したがって、両者の国内総生産相当額が一致するものではない。

第2節 産業連関表（取引基本表）の基礎的理論

本節では、産業連関表として作成する各種統計表の中核である「取引基本表」に関する基礎的理論について説明する。

1 対象期間

取引基本表に記録する生産活動や取引の対象期間は、通常、1月から12月までの1年間（暦年）である。

我が国の取引基本表では、関係府省庁の共同事業として作成を開始した昭和30年（1955年）表以来、西暦年の末尾が0又は5の年を対象年次にするとともに、当該年の1月から12月までの1年間を対象期間として作成することを原則としてきた。しかし、今回作成した取引基本表は、重要な基礎資料となる経済センサス活動調査が平成23年（2011年）を対象年次として実施されたことを受け、平成23年（2011年）を対象とする表として作成した。

2 地域的範囲

(1) 国内概念と国民概念

取引基本表を作成する上での地域的範囲の捉え方としては、「国内概念」及び「国民概念」の二つがある。

国内概念とは、端的には、ある国の領土内で行われた経済活動を範囲とする考え方である。例えば、

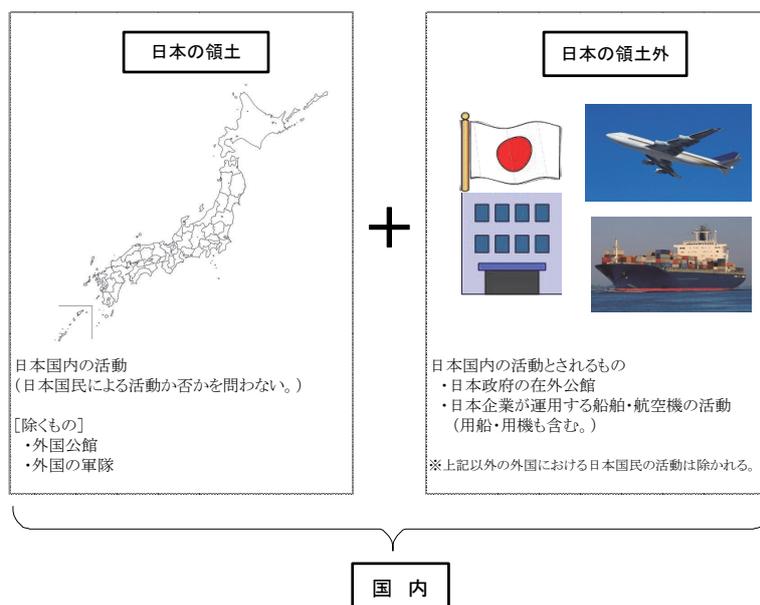
我が国の領土内で行われた外国企業の活動は含まれるが、我が国の企業が外国の領土内で行った活動は除かれる。ただし、我が国の在外公館が行う活動は含まれるが、我が国に所在する外国政府の公館や外国の軍隊の活動は含まれない（図4-7を参照）。

これに対して国民概念とは、当該国の居住者を対象とする概念である（「国民」という語はしばしば「その国の国籍を有する者」という意義で用いられるが、ここでは異なる点に留意）。「居住者」とは、当該国において、長期間にわたり、相当規模の経済活動に携わる者をいう。例えば、国内に居住している自国民、国内に長期間居住している外国人、国内で活動している自国の企業・機関及び外国籍の企業・機関などが含まれるが、海外での滞在期間が短期間にとどまる自国民も居住者として扱われる。一方で、留学や治療目的等で国内に滞在している外国人は、居住者に含まれない。

(2) 我が国の取引基本表での扱い

我が国の取引基本表では、従前から、原則として国内概念を採用し、日本国内で行われた生産活動や取引を記録の対象としている。ただし、「家計消費支出」のみは、国民概念で表章した上で、居住者家計による海外での消費を「(控除) 輸入(直接購入)」、非居住者家計による国内での消費を「輸出(直接購入)」として計上しており、これにより、「家計消費支出」を国内概念に変換することを可能としている（「家計消費支出」の扱いの詳細については、第9章第2節の「家計消費支出」の項を参照）。

図4-7 取引基本表における国内の範囲



3 記録の時点

(1) 発生主義と現金主義

取引基本表が対象とする生産活動や取引の記録時点の考え方としては、「発生主義 (accrual basis)」及び「現金主義 (cash basis)」の二つがある。

発生主義とは、生産活動や取引が実際に行われた時点で記録することをいう。

これに対して、現金主義とは、現金の受取や支払が実際に行われた時点で記録することをいう。

生産活動や取引が行われた時点から実際に現金の受渡しが行われるまでには、通常タイムラグが生じる。このため、現金主義で記録した場合、取引基本表の二面等価（粗付加価値部門の合計と最終需要部門（輸入を控除）の合計が一致すること。第1節の図4-6を参照）は成立しない。しかし、発生主義で記録すると、二面等価は常に維持される。

(2) 我が国の取引基本表での扱い

我が国の取引基本表では、二面等価を維持するために、従前から、原則として発生主義を採用している。具体的な記録の時点は、以下のとおりである。

ア 財・サービスの生産活動や取引

財は、産業連関表の作成対象年次中に生産されたものが対象になり、サービスは、同年次中に提供されたものが対象になる。

イ 中間生産物（例えば、原材料）の取引

中間生産物が需要部門（列部門）において現実に消費された時点（中間生産物を投入して生産が行われた時点）をもって取引の時点とし、その時点が産業連関表の作成対象年次中のものを中間投入額として計上する。^(注)

(注) 列部門が、中間生産物を購入してから実際の生産に使用するまでは、「在庫」として扱われる。

ウ 最終需要部門への産出

(ア) 消費支出に関する部門（統合大分類にいう「家計外消費支出」、「民間消費支出」及び「一般政府消費支出」に該当する部門）への産出については、原則として、売買行為が成立した時点をもって記録の対象としている。取引の対象となった財の引渡しに係る遅延の有無は問わない。

(イ) 「国内総固定資本形成」への産出については、資本財の引渡しが行われた時点をもって記録している。

(ウ) 「在庫純増」への産出については、生産者又は流通業者が、取引の対象となった生産物の所有権を有することとなった時点をもって記録している。

(エ) 「輸出（普通貿易）」及び「輸入（普通貿易）」については、関税当局の通関許可が行われた時点を基準としている。

エ 生産期間が1年を超える財（長期生産物）

(ア) 最終的な使用者が所有権を得たとみなされる時点まで「在庫純増」の国内生産額に計上している。長期生産物の完成品の国内生産額は、「(完成品の金額) - (前年までの半製品・仕掛品在庫純増の金額)」としている。

(イ) 自己勘定（自家用として使用される財の生産）による資本の生産については、最終的な使用者が所有権を得ているため、仕掛品であっても、対象年次1年間の進捗量を「国内総固定資本形成」として計上している。ただし、建設物の場合は、所有権の移転が無くとも工事進捗量を「国内総固定資本形成」に計上している。

(ウ) 動植物の育成成長についても自己勘定の考え方は同様であり、資本用役を提供するもの（乳用牛、競走馬、果樹、茶等）については、「国内総固定資本形成」に計上している。また、それ以外の育成成長分は、「半製品・仕掛品在庫純増」に計上している。

オ 生産期間が1年を超えるサービス

サービスの提供の終了時点をもって国内生産額として計上されるため、在庫は存在しない。

4 評価の単位

取引基本表は、1年間に行われた生産活動や取引の実態を記録したものであるが、これらの大きさを評価するに当たっては、数量による評価と、金額による評価の二通りの方法が考えられる。

財については、それぞれに固有の数量単位がある。したがって、これによって生産活動や取引の大きさを測ることにすれば、価格に係るその時々の変化や地域差による影響が排除され、純粋に生産技術を媒介とした物量的な産業連関分析が可能となる。一方で、サービスの多くは、固有の数量単位を持たない。また、財であっても、複数の細品目分類から構成される部門では、同一の行部門に含まれる各品目が、同一の単位を持つとは限らないし、列部門については、投入される

原材料等の種類が多様であることから、同一の数量単位で計測することは不可能である。

このため、我が国の取引基本表では、「金額」を共通の尺度として、生産活動や取引の大きさを評価している。なお、取引基本表が、このように金額のみの表示になっていることを補うため、一部の財については、付帯表の一つとして、「物量表」（第7章1を参照）を作成している。

5 部門分類

(1) 部門分類の概念

世の中では、様々な経済活動が行われているが、取引基本表の形で表章するためには、経済活動を一定数の項目に分類する必要がある。これらの項目のことを「部門」という（後記(2)から(4)については、専ら内生部門の部門分類について説明する。）。

(2) 部門分類の原則

ア 商品単位の分類と生産活動単位の分類

(ア) 我が国の取引基本表において、行部門は、1年間に生産された商品の用途や販路構成を表すことから、原則として商品分類により分類している。一方、列部門は、生産活動ごとの費用構成を表すものであり、原則として「生産活動単位」、いわゆるアクティビティ・ベースにより分類しているが、1つの商品が1つのアクティビティに対応している部門も多い。

(イ) 生産活動単位による分類とは、具体的には、投入係数によって表される投入構造の類似性に着目して行う分類である。

したがって、生産活動単位による分類においては、

- ① 同一の生産技術で生産された同一の商品は、どの産業で生産されたものであっても、同一の部門に格付ける。
- ② 一方で、同一の商品であっても、生産技術が異なれば、別の部門に格付ける（例えば、火力発電と水力発電）。
- ③ 同一事業所内で複数の商品が生産されている場合、生産技術の相違によって複数の部門への割り振りがあり得る。この点は、複数の経済活動を行っている事業所を、その主たる経済活動によって分類する日本標準産業分類の格付けの考え方とは異なる。

イ 部門分類の基準

上記のように、取引基本表では、行部門は商品単位、列部門は生産活動単位で分類が行われているが、部門の新設や分割、統合、概念・定義・範囲の変更等については、産業連関表の作成の都度、投入構造や産出構造の類似性、国内生産額又は総需要額の大きさ、日本標準産業分類の最新の状況、時系列性、推計資料の整備状況などを勘案して行う。

ウ 行部門と列部門の対応関係

内生部門の行部門と列部門とは、多くは1対1で対応している。

しかし、石油精製のように、一つの生産工程から単価も用途も異なる複数の商品が生産されている場合や、産業機械のように、一つの事業所で共通に仕入れた原材料等を消費して単価も機能も異なる複数の商品が生産されている場合には、1つの列部門に対して、行部門が商品ごとに分割される。

一方で、電力のように、火力、水力等の異なる生産設備又は生産工程から同一商品（この場合、電気）を生産している場合には、列部門が生産設備や生産工程により分割され、行部門は1つにまとめられている。

この結果、平成23年表の基本分類は、行部門（518部門）が列部門（397部門）よりも多くなっている（統合分類による取引基本表では、行部門と列部門が1対1で対応する表になっている。後記(4)の表4-4を参照）。

(3) 生産活動主体分類

ア 生産活動主体分類の意味

取引基本表の記録対象となる商品の多くは、「生産に要した費用を回収する価格で、市場で販売することを目的として生産される財・サービス」であり、これら商品の生産・供給主体は専ら「産業」である。しかし、取引基本表では、このほかに、政府機関や非営利団体から供給される

- ① コストに見合わない価格又は無償で提供される財・サービス
- ② 市場において販売されない財・サービスについても「商品」の一つとして、記録の対象に含んでいる。

我が国の取引基本表では、これら様々な商品を基本分類として分類しているが、基本分類では、行部門については商品、列部門については生産構

造の相違、つまり、生産活動単位（アクティビティ・ベース）によって分類することを原則としており、そのままでは、商品の生産・供給主体（つまり、政府機関、非営利団体及び産業）の相違についてまで考慮するものとはなっていない。

そこで、昭和50年表からは、国際連合で示されたSNA（当時は68SNA）への対応の一環として、基本分類については、商品の生産・供給主体に着目した「生産活動主体」^(注)による分類機能も付与し、今日に至っている。

具体的には、基本分類の名称末尾に「★★」ないし「★」印を付すことで、生産活動主体の分類指標とし、これにより、基本分類が、本来の商品又は生産活動単位による分類だけでなく、生産活動主体による分類機能をも有するものとしている。

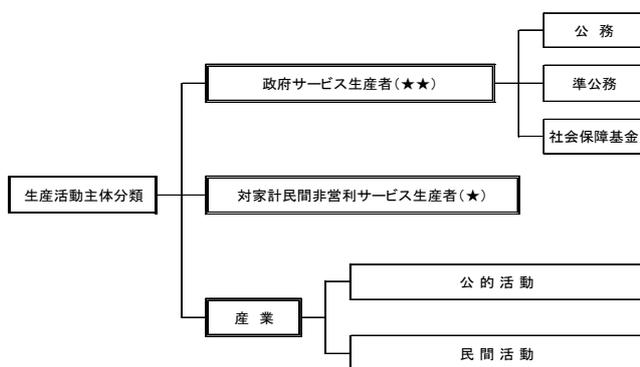
(注) 「生産活動主体分類」は、SNA上は、「経済活動別分類」と呼ばれるものに相当するが、取引基本表では、「商品を生産・提供する主体は誰なのか」という点を明確にする趣旨で、従前から「生産活動主体分類」という用語を使用している。

イ 生産活動主体分類の体系

平成23年表で用いた生産活動主体分類の体系は、図4-8のとおりであり、次の3つに大別される。

- ① 政府サービス生産者
⇒ 基本分類の名称末尾に「★★」を付す。
- ② 対家計民間非営利サービス生産者
⇒ 基本分類の名称末尾に「★」を付す。
- ③ 産業
⇒ 無印

図4-8 生産活動主体分類の体系



このうち、政府サービス生産者については、さらに「公務」、「準公務」及び「社会保障基金」^(注1、注2)の内訳区分を設けるとともに、産業については、「公的活動」及び「民間活動」の内訳区分を設

けている。^(注3)

以下では、これらの区分について、概要を記載する。なお、生産活動主体による分類作業の一環として行った公的部門に係る格付けの詳細については、第9章の「参考8」のとおりである。

- (注) 1 政府サービス生産者の内訳区分については、平成17年表まで「公務」及び「準公務」の2区分としていたが、平成23年表においては、SNAで示された基準に沿って、新たに「社会保障基金」の区分を加えた（後記ウ(ア)を参照）。
- 2 学校給食については、本来、教育機関が実施するものであるが、実態としては、教育機関が直接行う場合と給食センター等の外部機関に委託して行う場合がある。しかし、実際にサービスを行う機関で分類すると、推計上、支障が生じるのみならず、利活用上、混乱が生じるおそれがある。そのため、取引基本表では、「学校給食（国公立）★★」及び「学校給食（私立）★」のように、本来、学校給食を実施すべき機関である教育機関の生産活動主体分類に基づいて区分している。
- 3 産業に関する内訳区分については、平成17年表まで「公的企業」及び「民間事業所」としてきた。しかし、一方が「企業」で、もう一方が「事業所」という用語上の不均衡があったこと、また、取引基本表上の扱いとして、企業としての活動であるか、事業所としての活動であるかを問わないことから、平成23年表では、それぞれ「公的活動」、「民間活動」に名称変更した。

ウ 政府サービス生産者

(ア) 「政府サービス生産者」とは、SNAの基準では、次表に掲げる要件を満たすものをいう。

区分	要件
「社会保障基金」	① 政府による賦課・支配があること ② 社会全体又は特定の部分をカバーしていること ③ 強制的加入・負担の制度であること
「社会保障基金」以外の政府サービス生産者	① 社会保障基金に該当しないこと ② 金融機関に該当しないこと ③ 活動内容に市場性がないこと ④ 政府による所有・支配があること

「社会保障基金」とは、従来、「準公務」又は「対家計民間非営利サービス生産者」に含まれていた社会保険事業について、公的部門に係る格付けの見直しを踏まえ、平成23年表において、新たに設けた区分である。社会保障基金以外の政府サービス生産者には、行政機関が一般的に行っている活動のほか、独立行政法人や特殊法人等の活動も一部含まれる。

(イ) 「政府サービス生産者」の活動には、便益の享受者や費用徴収の観点から、「集会的サービス」及び「個別的サービス」の2つのサービスが含まれている。

【集会的サービス】防衛、法制度や社会秩序の維持、立法や一般的な行政活動など、社会全体に対するサービスを指す。社会全体に対するサービスであることから、税収や他の政府収入によって賄われる。

【個別的サービス】教育や保健衛生など、国民が個別に便益を享受するサービスを指す。提供されるサービスに応じて、費用の一部が徴収される場合もある。

(ウ) なお、我が国の取引基本表では、分析の用に供するため、SNAには存在しない独自の区分として、社会保障基金以外の「政府サービス生産者」を、さらに、「公務」及び「準公務」に区分している。それぞれの区分の内容及び格付けの考え方は、次のとおりである。

【公務】「産業」に類似のサービスを提供する部門がなく、政府が直接行う活動又は独立行政法人や特殊法人等の活動によってしか提供されないサービス。

【準公務】原則として、「産業」に類似のサービスを提供する部門が存在するものの、公共サービスの提供という観点から、その価格又は料金が、著しくコストに見合わない水準に設定されているサービスであるため、政府が直接行う活動又は独立行政法人や特殊法人等の活動によって提供されるサービス。

具体的には、保健、教育、文化などの公共サービスで、その価格又は料金が著しくコストに見合わない水準に設定されているものが該当する。

なお、次の①～③に掲げるような条件を満たす場合には、「産業」に類似のサービスを提供する部門が存在しない場合でも、「準公務」に格付けることができることとしている(例えば「下水道」「水運施設管理」)。

- ① 投入・産出構造が「公務(中央)」又は「公務(地方)」と著しく異なっていること
- ② 日本標準産業分類において、公務以外に相応の分類が存在すること

エ 対家計民間非営利サービス生産者

「対家計民間非営利サービス生産者」とは、SNAの基準により、次の①～④に掲げる要件を満たすものをいう。具体的には、第9章の〔参考8〕において「対家計民間非営利サービス生産者」に格付けているもののほか、私立の教育機関、学術・文化団体などが該当する。

- ① 社会保障基金に該当せず、かつ、金融機関にも該当しないこと
- ② 活動内容に市場性がないこと
- ③ 政府による所有・支配がないこと
- ④ サービスの提供先が専ら家計であること

オ 産業

(ア) 総論

「産業」とは、主に、市場で生産コストをカバーする価格で販売することを目的に、財・サービスの生産活動や取引を行うものをいう(93SNAの基準では、売上高が生産費用の50パーセント以上であれば、市場性があるものとしている。)

このうち、政府が活動に係る議決権の過半数を保有しているなど、政府による所有又は支配が認められる場合には「公的活動」、そうでない場合には「民間活動」に格付けている。このうち、「公的活動」には、主に、独立行政法人及び特殊法人等の活動、中央政府の特別会計並びに地方政府の公営事業会計等のうち、金融仲介活動や市場性を有する非金融活動であって、かつ、政府による所有又は支配の関係が存在するものが該当する。

(イ) 前記(ア)のほか、次に掲げるものも「産業」として扱っている。

- ① 持家等のように一般的に家賃が発生しないと考えられるものについても、賃貸住宅と同様、居住者が家賃を支払っているものとみなして帰属計算を行い、「産業」(「住宅賃貸料(帰属家賃)」)として扱う(後記10(4)エを参照)。
- ② 農林漁家が、自家消費のために農林水産物を生産する活動も「産業」として扱う。
- ③ 各種経済団体等については、関連する企業等からの負担金や会費を、当該団体が提供したサービスに対する支払ととらえ、「産業」(対企業民間非営利サービス生産者)として扱う。

(4) 部門分類の種類及び分類コード

ア 部門分類の構成

(ア) 我が国の取引基本表を公表する際の部門分類については、第3章第3節4に記載のとおり、「基本分類」を最も詳細な分類とし、これを統合した「統合分類」として、

- ・統合小分類
- ・統合中分類
- ・統合大分類

を設けている。また、取引基本表を1枚の紙で表すことを目的として、統合大分類を更に集約した分類（平成23年表では13部門分類。産業連関表作成上は「ひな型」と称している。）も設けている。

(イ) 一般的に、部門を細かく分類して推計することにより、精度の高い結果が得られ、また、各部門における投入係数も安定したものになるといわれている。しかし、一方で推計に用いる資料の制約から、一定の精度を確保するためには、分類の詳細化にも限界がある。このような制約を踏まえ、我が国の取引基本表では、表4-4のとおり、近年は、基本分類が、行部門については約500、列部門については約400となっている。

なお、投入額及び産出額の推計及び計数調整作業は、基本分類に基づいて行うが、投入額及び産出額を推計する基礎となる国内生産額を推計するため、作業上の更に詳細な分類として

「細品目分類」を設けている。

(ウ) 統合分類は、逆行列係数等の各種係数を計算する上での数学上の制約から、内生部門は、行部門と列部門の数が同じ正方形（行部門と列部門が1対1で対応している。）となっている。

(エ) 前記(ア)及び(イ)記載の分類のほか、付帯表の一つである「屑・副産物発生及び投入表」において特に用いる部門として「競合部門」という用語があるが、これについては、第7章の図7-2③を参照されたい。

イ 分類コード

表章に用いる部門分類の分類コードは、以下の桁数で設定している。

- ・統合大分類 : 2桁
- ・統合中分類 : 3桁
- ・統合小分類 : 4桁
- ・基本分類 : 行部門は7桁、列部門は6桁

このうち、基本分類及び統合小分類の分類コードについては、従前から、統合小分類の4桁の分類コードと当該小分類に属する基本分類の分類コードの上4桁が同じになるように設定し、整合性を図っていたが、統合中分類及び統合大分類については、機械的に連番を付し、基本分類等のコードと整合性が図られていなかった。

そこで、平成23年表においては、日本標準産業分類の平成19年改定に合わせて部門分類を見直したことと相まって、統合大分類及び統合中分類と、

表4-4 部門数（内生部門の数）^(注1)の変遷

	基本分類		統合小分類	統合中分類	統合大分類	ひな型 ^(注2)
	行部門	列部門				
昭和30年(1955年)表	310	278	122	54	—	—
35年(1960年)表	453	339	153	56	—	6
40年(1965年)表	447	341	156	56	—	10
45年(1970年)表	541	407	160	60	—	10
50年(1975年)表	554	407	165	61	—	13
55年(1980年)表	541	406	164	72	28	13
60年(1985年)表	529	408	183	84	29	13
平成2年(1990年)表	527	411	187	91	32	13
7年(1995年)表	519	403	186	93	32	13
12年(2000年)表	517	405	188	104	32	13
17年(2005年)表	520	407	190	108	34	13
23年(2011年)表	518	397	190	108	37	13

(注) 1 取引基本表のサイズ（詳細度）を表す際には、内生部門の行及び列の部門数をもって表す。基本分類以外は、行部門と列部門の部門数は同じである。

2 統合大分類を更に集約した「ひな型」については、従前から日本標準産業分類の大分類を参考にして部門の設定を行っている。なお、サービス関連部門については、便宜上、一つの部門として扱っている。

統合小分類及び基本分類の分類コードを整合させることが産業連関表の利用に資すると考えられたことから、分類コードについて見直しを行い、各部門の分類コードを全面的に更新した。

ウ 特殊符号

特殊な扱いをしている部門（後記10を参照）のうち、屑・副産物の発生・投入、商業マージン及び国内貨物運賃を、投入表や産出表などで表章する際には、利用者の便宜に資するため、分類コードの末尾に、次のような特殊符号を付している（実務上、「2付き」、「3付き」のようになっている場合がある。）。

・屑投入	： 2
・屑発生	： 3
・副産物投入	： 4
・副産物発生	： 5
・商業マージン	： 6
・国内貨物運賃	： 7

(5) 最終需要部門と粗付加価値部門

ア 取引基本表の外生部門である最終需要部門と粗付加価値部門は、表4-5のとおり、家計外消費支出の扱いを除けば、名称に相違はあるものの、内閣府が作成する国民経済計算の各項目に、ほぼ対応している。

イ 家計外消費支出

家計外消費支出は、いわば「企業消費」ともいうべきものである。最終需要部門の「家計外消費支出（列）」では、宿泊・日当、交際費及び福利厚生費に係る企業消費の内訳を商品別に計上している。

一方、粗付加価値部門の「家計外消費支出（行）」では、宿泊・日当、交際費及び福利厚生費を列部門別に計上している。つまり、各生産部門（列部門）がこれらの経費をどれだけ支出したかを計上している。

国民経済計算では、家計外消費支出を、企業が生産活動や取引を行う上で直接的に必要となる営業経費であるとして、内生部門に格付け、外生部門（最終需要部門及び粗付加価値部門）には含まれていない。

しかし、我が国の取引基本表では、家計外消費支出に相当する経費が、①生産活動に直接必要とされるものではなく、いわば営業余剰の一部から配分されたものと考えられること、②一般的な原材料のように、生産活動を行う上で一定の比率で

投入されるわけではないと考えられ、これを外生化することにより、投入係数（内生部門の生産構造）が一層安定的になると考えられることなどの理由から、外生部門に位置付けている。

6 取引基本表の基本構造

(1) 価格評価と表形式（生産者価格評価表と購入者価格評価表）

ア 価格の評価方法

我が国の取引基本表では、前記4記載のとおり、個々の取引の大きさを、商品共通の尺度である「金額」を用いて記録しているが、その際に、「金額」を、どの段階の価格で捉えるのかによって、取引額の大きさや表し方が変わる。

実体経済の中では、たとえ同一かつ同量の商品であったとしても、同じ価格で取引されるとは限らない。これは、取引段階の差異に基づく場合もあるし、地理的・時期的な要因、需給状況又は取引形態の相違等に基づく場合もある。

例えば、生産者の出荷価格と消費者が購入する価格は、流通段階における経費によって、異なる場合が多いほか、同じ商品であっても、大口需要者向けか小口需要者向けかにより価格が異なる場合がある。

このようなことから、取引基本表に記録する際の価格評価については、次のような二つの視点がある。

- ①「実際価格」によるか「統一価格」によるか
前者は、実際に取引がなされた価格で評価する方法であり、後者は、取引先や取引形態にかかわらず単一の価格を別途設定して評価する方法。
- ②「生産者価格」によるか「購入者価格」によるか
前者は、生産者の出荷価格で評価する方法であり、後者は、取引の最終段階における価格で評価する方法。

我が国では、このうち、①については実際価格に基づく表のみを作成していることから、取引基本表としては

- 実際価格に基づく生産者価格評価
 - 実際価格に基づく購入者価格評価
- の2種類を作成しており、前者を「生産者価格評価表」、後者を「購入者価格評価表」と呼んでいる。

表 4-5 産業連関表と国民経済計算との対応

① 最終需要部門

産業連関表	国民経済計算 (内閣府)
家計外消費支出 (列)	(内生部門に格付けられている。)
民間消費支出 家計消費支出 対家計民間非営利団体消費支出	民間最終消費支出 家計最終消費支出 対家計民間非営利団体最終消費支出
一般政府消費支出 中央政府集合の消費支出 中央政府集合の消費支出 (社会資本等減耗分) 中央政府個別の消費支出 中央政府個別の消費支出 (社会資本等減耗分) 地方政府集合の消費支出 地方政府集合の消費支出 (社会資本等減耗分) 地方政府個別の消費支出 地方政府個別の消費支出 (社会資本等減耗分)	政府最終消費支出 中央政府集合消費支出 中央政府個別消費支出 地方政府集合消費支出 地方政府個別消費支出
国内総固定資本形成 (公的)	国内総資本形成 総固定資本形成 公的 一般政府 企業設備 住宅
国内総固定資本形成 (民間)	民間 企業設備 住宅
在庫純増 生産者製品在庫純増 半製品・仕掛品在庫純増 流通在庫純増 原材料在庫純増	在庫品増加 民間企業 公的企業 一般政府
輸出 輸出 (普通貿易) 輸出 (特殊貿易) 輸出 (直接購入)	財貨・サービスの輸出 財貨 輸送, 旅行, 通信, 保険, その他 (再掲) 直接購入
(控除) 輸入 輸入 (普通貿易) 輸入 (特殊貿易) 輸入 (直接購入)	財貨・サービスの輸入 財貨 輸送, 旅行, 通信, 保険, その他 (再掲) 直接購入
(控除) 関税	[付加価値の「生産・輸入品に課される税」に含まれている。]
(控除) 輸入品商品税	[付加価値の「生産・輸入品に課される税」に含まれている。]

(注) 「産業連関表」欄で□で囲んだ項目は、統合大分類の部門名を示す。

② 粗付加価値部門

産業連関表	国民経済計算 (内閣府)
家計外消費支出 (行) 宿泊・日当 交際費 福利厚生費	(内生部門に格付けられている。)
雇用者所得 賃金・俸給 社会保険料 (雇用主負担) その他の給与及び手当	雇用者報酬 賃金・俸給 雇主の現実社会負担 雇主の帰属社会負担
営業余剰	営業余剰・混合所得
資本減耗引当 資本減耗引当 資本減耗引当 (社会資本等減耗分)	固定資本減耗
間接税 (関税・輸入品商品税を除く。)	生産・輸入品に課される税
(控除) 経常補助金	(控除) 補助金

(注) 「産業連関表」欄で□で囲んだ項目は、統合大分類の部門名を示す。

統一価格による評価方法を採用していないのは、一次統計から得られる取引額のデータが実際価格の集積であるのに対し、統一価格で評価するためには、「統一価格をどのように設定するか」という課題を別途解決しなければならないからである。

なお、価格評価における消費税の扱いについては、後記(2)を参照。

イ 生産者価格評価表と購入者価格評価表

(ア) 両表の表形式と相違点

生産者価格と購入者価格との相違は、取引額に流通経費、すなわち、商業マージン及び国内貨物運賃が含まれているか否かである。ただし、生産者から最終消費者に直接提供され、商業マージン及び国内貨物運賃が発生しないサービス関係の多くの部門については、生産者価格と購入者価格は等しくなる。

生産者価格評価表では、取引を生産者の「出荷価格」で記録する。そのため、購入者が入手するまでに要した商業マージン及び国内貨物運賃については、購入側の列部門と〔行〕商業部門及び〔行〕運輸部門との交点に一括して計上する(図4-9②を参照)。

一方、購入者価格評価表では、商業マージン及び国内貨物運賃を個々の取引額に含めて計上する。その結果、〔行〕商業部門及び〔行〕運輸部門には、それぞれ「コスト商業」、「コスト運賃」(後記10(2)を参照)のみが計上され、商業マージン及び国内貨物運賃は、商業部門及び運輸部門の行部門には計上されない。

なお、我が国の取引基本表では、後記7(2)記載のとおり、国内生産額を実際価格に基づく生産者価格で評価することを基本としていることから、購入者価格評価表の各行部門においては、外生部門で商業マージンと国内貨物運賃を控除することで、国内生産額が生産者価格であることを維持している(図4-9③を参照)。

(イ) 両表に係る利用上の特徴

生産者価格評価表及び購入者価格評価表について、利用上の観点からみれば、それぞれ次のような特徴がある。

まず、購入者価格評価表は、現実の取引認識に近い価格であるため、各列部門の生産原価の構成を読み取ることが容易である。

しかし、商業マージン及び国内貨物運賃の額は、商品ごとに異なり、また、同一の商品であっても取引形態の相違によって異なることが多

いなど、必ずしも安定的とはいえない。通常の産業連関分析では、できるだけ安定的な投入係数を必要とするため、生産者価格評価による取引基本表の方が、利便性が高い。我が国の産業連関表においても、投入係数表や逆行列係数表は、生産者価格評価表から作成しており、産業連関分析は、生産者価格評価表を基本にして行われる。

〔参考〕基本価格

我が国の取引基本表にあつては、国内生産額について、「生産者価格」で評価しているが、SNAでは、68SNA以来、「基本価格」による取引額の評価が提唱されている。

基本価格とは、生産者価格から消費税、たばこ税、酒税などの間接税を差し引き、受け取る補助金を加えた価格をいう。

基本価格が提唱される理由は、間接税の税率が必ずしも安定的ではなく、各取引額に税額を含めると、生産構造とは別の要因によって投入係数が左右される場合があると考えられるためである。しかし、我が国の取引基本表では、データ上の制約等の理由から基本価格による表は作成していない。

(2) 消費税の扱い

付加価値税のうち、酒税やたばこ税のような特定の物品やサービスを課税対象とする個別間接税については、課税額(=納税額)が商品の価格に転嫁されて、中間需要、最終需要の区別無く税込の価格により売買されることから、そのまま投入コストとして表示される。

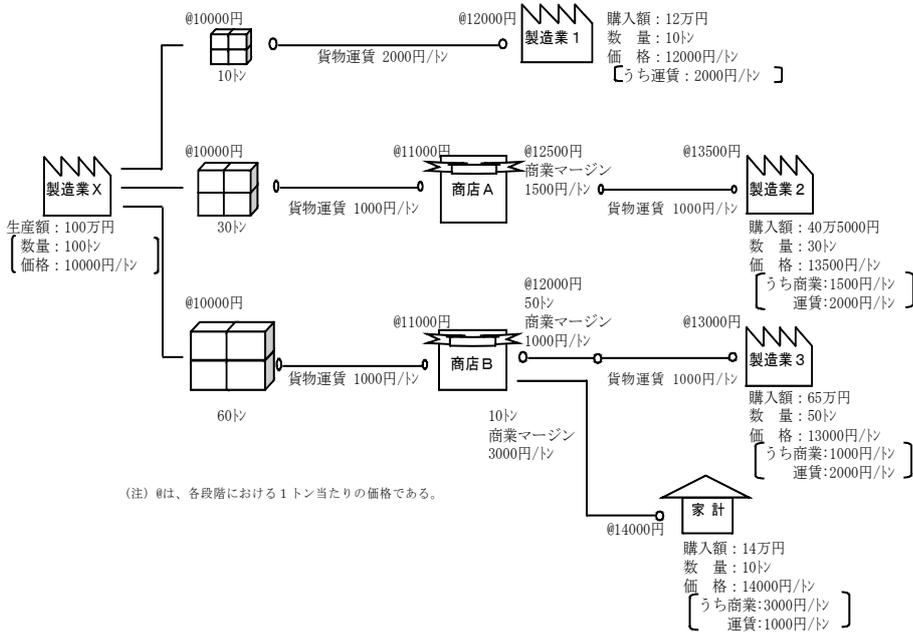
これに対して、消費税は、原則として、国内において行われる全ての取引段階において課税される多段階課税方式の間接税であり、しかも、中間取引段階において税が累積しないようにするため、仕入れに係る税が控除される。つまり、商品を販売した者が納める税額は、販売額にかかる税額から流通の前段階で負担した税額を控除したものとして計算される仕組みになっている。

そのため、消費税を取引基本表上、どのように扱うかについては、実際に動いた金額をそのまま評価する方法と、本来コストとして認識される金額に基づいて評価する方法という異なる考え方があり得る。

我が国の取引基本表では、実際の取引額の大きさを読み取ることができるという長所などから、消費税制度の導入以来、流通段階での販売・購入価格を

図 4-9 生産者価格評価表と購入者価格評価表

① 価格形成の流れ 一仮設例-



② 生産者価格評価表(例)

単位: 千円

		中間需要			最終需要			需要合計	(控除)	国内生産額	
		製造業 1	製造業 2	製造業 3	消費	投資	輸出				
中間投入	商品 X	100	300	500	0	100	0	0	1000	0	1000
	商業	0	45	50	0	30	0	0	125	0	125
	運輸	20	60	100	0	10	0	0	190	0	190
粗付加価値											
国内生産額											

(注) 図 4-8 ①の数字を表にしたものである。

③ 購入者価格評価表(例)

単位: 千円

		中間需要			最終需要			需要合計	控除			国内生産額	
		製造業 1	製造業 2	製造業 3	消費	投資	輸出		輸入	商業マージン	国内貨物運賃		
中間投入	商品 X	120	405	650	0	140	0	0	1315	0	-125	-190	1000
	商業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	125	0	125
	運輸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	190	190
粗付加価値													
国内生産額													

(注) 図 4-8 ①の数字を表にしたものである。商品 X の行には、商業マージン及び国内貨物運賃が含まれた取引額が計上されているが、外生部門の「(控除) 商業マージン」及び「(控除) 国内貨物運賃」で相殺することで、各行部門の国内生産額が生産者価格であることを維持している。

そのまま表示する方法（税込表）を採用しており、取引額には、納税段階の計算では控除される額も含めて計上している。

(3) 輸入の扱いと表形式

ア 競争輸入型と非競争輸入型

取引基本表を作成する上で、輸入をどのように扱うかについては、大別して二つの方式がある。

一つは、同じ種類の商品について、国産品と輸入品との区別を行わず、一括して扱うものであり、この方式による取引基本表を「競争輸入型」（図4-10の①）という。これに対し、同じ種類の商品であっても、国産品と輸入品とを区別して扱う方式を「非競争輸入型」（同図の③④）という。

イ 我が国の表形式

我が国の取引基本表では、原則として、国産品と輸入品をまとめて計上する「競争輸入型」を採用しているが、小麦、大豆等の重要な輸入品については、国内生産額の大小に関係なく、輸入品の行部門を別掲している。したがって、正確には、「競争・非競争混合輸入型」（同図の②）といえる。

ただし、基本分類及び統合小分類の取引基本表では、各取引額について、輸入額を内数として別掲しており、これにより、図4-10の③への組替えが可能になるようにしている。

7 国内生産額の価格評価

(1) 国内生産額の重要性

「国内生産額」とは、一言でいえば、部門ごとの1年間の生産及び取引の総額である。

部門別の国内生産額は、取引基本表の推計作業を行うに当たり、まず初めに推計する計数であり、投入額及び産出額は、この国内生産額を確定させた上で、その内訳として推計する（第3章の図3-2を参照）。このため、国内生産額に誤りがあると自部門の投入額及び産出額の推計をやり直す必要が生じるだけでなく、他部門の投入額及び産出額にまで影響し、取引基本表全体の精度が左右される。このように、国内生産額は、取引基本表の行部門及び列部門両面のいわば「制御値」として極めて重要なものであり、このような位置付けから、コントロール・トータルズ（control totals）、略して「CT」と呼ばれることが多い。

図4-10 輸入の扱い別の表形式

① 競争輸入型(例)

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除) 輸入	国内 生産額
A	10	60	30	40	10	0	0	-100	50
B	20	10	50	10	20	15	10	-35	100
C	5	10	5	50	60	40	40	-50	160
D	5	5	20	15	70	30	30	-25	150
粗付加 価値	10	15	55	35					
国内 生産額	50	100	160	150					

(注) 粗付加価値、輸出及び(控除)輸入を除く各マスの数値は、国産品と輸入品との合計値である。

② 競争・非競争混合輸入型(例)

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除) 輸入	国内 生産額
A	5	10	20	10	5	0	0	0	50
A(輸入)	5	50	10	30	5	0	0	-100	0
B	20	10	50	10	20	15	10	-35	100
C	5	10	5	50	60	40	40	-50	160
D	5	5	20	15	70	30	30	-25	150
粗付加 価値	10	15	55	35					
国内 生産額	50	100	160	150					

(注) 商品Aについてのみ、輸入品が行部門として特掲されており、その他の商品B、C、Dについては国産品と輸入品の合計が計上されている。

③ 非競争輸入型(基本型)(例)

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除) 輸入	国内 生産額
国産	A	5	10	20	10	5	0	0	50
	B	10	10	30	10	20	10	10	100
	C	5	10	5	40	30	30	40	160
	D	5	5	15	15	55	25	30	150
輸入	A	5	50	10	30	5	0	0	-100
	B	10	0	20	0	0	5	0	-35
	C	0	0	0	10	30	10	0	-50
	D	0	0	5	0	15	5	0	-25
粗付加 価値	10	15	55	35					
国内 生産額	50	100	160	150					

④ 非競争輸入型(簡略型)(例)

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除) 輸入	国内 生産額
国産	A	5	10	20	10	5	0	0	50
	B	10	10	30	10	20	10	10	100
	C	5	10	5	40	30	30	40	160
	D	5	5	15	15	55	25	30	150
輸入	15	50	35	40	50	20	0	-210	0
粗付加 価値	10	15	55	35					
国内 生産額	50	100	160	150					

(注) 輸入品の品目別内訳を示さず、部門別の合計値のみを示したものである。

(2) 国内生産額に関する価格評価

我が国の取引基本表では、国内生産額は基本的に、実際価格に基づく生産者価格で評価することとしている。

主な部門種別ごとの国内生産額推計についての基本的な考え方は、次のとおりである。なお、平成23年表における部門ごとの国内生産額の推計方法及び推計基礎資料の詳細については、第10章を参照されたい。

ア 財

財については、原則として、細品目分類ごとに「生産数量×単価」の形で国内生産額を推計する。その際、製造業の製品については、いわゆる工場出荷価格を単価とする。

また、例えば、林業、砂利採取業のように事業所の区域が明確にならない産業の生産物については、生産地に最も近い市場における価格で評価する。その際の生産地から市場までの運賃は、「コスト運賃」として、国内生産額に上乗せする。

イ 製造小売業

製造活動と小売活動を分離し、それぞれの金額を該当する部門の国内生産額に計上する。

ウ 中古品

中古品の価額は国内生産額に計上せず、取引マージンのみを「コスト商業」として商業部門の国内生産額に計上する。

エ 中古の建築物

中古の建築物の価額は国内生産額に計上せず、取引手数料のみを不動産部門の国内生産額に計上する。

なお、中古の建築物を補修して販売する場合には、さらに補修費を「建設補修」の国内生産額に計上する。

オ サービス

サービスについては、数量単位を持たないものが多いため、細品目分類ごとの国内生産額を直接推計する。その際、基本的には、サービスの提供を受ける者が負担する価格で評価する。なお、サービスは、生産者から最終消費者に直接提供され、商業マージン及び国内貨物運賃が発生しない場合が多いことから、サービス関係の多くの部門については、生産者価格と購入者価格は等しくなる。^(注)

(注) サービス関連の部門であっても、「映像・音声・文字情報制作業」(活動内容に映像・音声等のソフトウ

ェアの販売を含むため、その部分については、商業マージン及び国内貨物運賃の対象となる。)など、一部の部門においては、生産者価格と購入者価格が等しくならないものがある。

カ 商業

商業部門の国内生産額は、そのほとんどが「販売額－売上原価」により求められる商業マージン額であるが、このほか、「コスト商業」に相当する額も含まれる。

キ 帰属計算を行う金融、保険、社会資本に係る資本減耗引当及び住宅賃貸料については、後記10(4)を参照されたい。

ク 非営利活動(政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の活動)

商品は、市場において生産コストに見合う価格で取引が行われるのが通常の姿であるが、実際の経済活動の中では、政府サービス生産者や対家計民間非営利サービス生産者が提供するサービスのよう、無償又は著しくコストに見合わない価格で提供されるものも存在する。

取引基本表では、このような政府サービス生産者や対家計民間非営利サービス生産者の活動も記録の対象としており、その国内生産額は、原則として、必要な経費の総額によるものとする。

ケ 自家生産・自家消費品

生産工程内の中間製品であり、その全てが当該部門内で自己消費されるいわゆる自家生産・自家消費品は、原則として、国内生産額として計上しない(経済センサス-活動調査のような出荷ベースの統計を用いて推計する場合には、国内生産額を把握する方法がない(自家生産・自家消費品は、出荷されないことから統計に計上されない。)ためである。)

しかし、鉄鋼の生産工程における銑鉄と粗鋼のように、直ちに次の生産工程で消費されるものであっても、投入・産出構造が異なる場合には、それぞれの商品ごとに分離し、国内生産額を計上する。計上する際には、市中の製品価格を基準とする。

また、家計における自家生産・自家消費品については、農林漁家の自家消費分のみを「産業」として扱うことから、これに該当する部分のみを計上する。

コ 委託生産の扱い

取引基本表では、各部門の生産物について、自

主的な生産はもとより、他部門からの受託に基づく生産であっても、当該生産物の部門に金額を計上するのが原則である。しかし、国内生産額を推計する基礎資料の一つである経済センサス - 活動調査では、受託生産分に係る金額については、「加工賃収入」しか把握されていない。そのため、同調査を利用して国内生産額を推計する部門では、受託生産に係る原材料等の金額が把握できない。

一方、受託生産の委託者が非製造業の場合にあっては、商社や百貨店などの商業部門である場合が多いが、これら商業部門の国内生産額は、基本的に「販売額 - 売上原価 = 商業マージン額」（商業部門の国内生産額には、このほか、コスト商業に相当する金額も含まれる。）で計算されるため、委託生産のための材料購入費が発生していたとしても、商業部門には計上されない。

その結果、何も処理を行わないとすれば、原材料を生産した部門では、商業部門に販売した委託生産用原材料の産出を計上できなくなる一方で、受託生産を行った部門では、国内生産額が過小評価になるとともに、付加価値率が過大評価になる。

そこで、非製造業からの委託を受けて生産する分については、次に掲げる式により、加工賃収入額に付加価値率の逆数を乗ずることにより、原材料費等を含んだ国内生産額を推計している。

$$\text{国内生産額} = \text{加工賃収入額} \times \frac{\text{製品価額}}{\text{製品額} - \text{原材料費}}$$

この取扱いについては、概念上、製造業一般に言えることであるが、実際には、繊維製品に関して特に該当する。これを踏まえ、第9章第1節の「15 繊維製品」中の織物や衣服に関する部門の「注意点」には、「国内生産額には、製造業以外からの委託も含める。」と記載している。

サ 屑・副産物

原則として、「マイナス投入方式」によって処理する。「マイナス投入方式」を採用した屑・副産物の発生額は、国内生産額としては計上しない。なお、「再生資源回収・加工処理」については、屑・副産物を投入せず、回収・加工に係る経費のみを計上する（後記10(3)を参照）。

シ プラントエンジニアリング業

「その他の対事業所サービス」に含まれるプラントエンジニアリング業の国内生産額については、工事原価を含まないエンジニアリングサービスに

関する金額のみを計上する。

ス 半製品・仕掛品の在庫増減

原則として、年初と年末の平均価格によって評価する。

セ 間接税

間接税のうち、財の生産段階で課せられる税は、直接の納税者である生産部門の国内生産額に含める一方、流通段階で課せられる税は、商業部門の国内生産額に含む（ただし、軽油引取税については、同一工程で生産される他の石油製品との関係を考慮し、特にこれを生産段階での課税として処理する。）ことを原則とするが、消費税については、個々の取引の価格評価に含める。

ソ 土地の取引

土地取得の費用は計上せず、仲介手数料及び造成・改良費のみを該当部門の国内生産額に計上する。

(3) 国内生産額の重複計算

ア 同一基本分類内

国内生産額の推計に当たっては、まず、細目目分類（約3,400分類）ごとに国内生産額を推計し、統合品目への集計を経て、これらを基本分類ごとに積み上げて、各部門の国内生産額を推計している。

このため、同一基本分類内で、ある品目が他の品目の原材料として使用されているような場合には、その原材料の部分の国内生産額は、重複して計上されている。

[国内生産額の重複計算のイメージ]

基本分類：3411-021 電気音響機器	
電気音響機器	3,219億円
電気音響機械器具の部分品・取付具・附属品	939億円
半製品・仕掛品	12億円
	計 4,171億円

(注) 完成品3,219億円の中には、部分品や半製品が含まれているが、基本分類ベースでみると、この分が重複計算され、4,171億円の国内生産額になる。

イ 基本分類をまたぐ場合の重複

前記アでは、同一基本分類内での国内生産額の重複計算について述べたが、これは、基本分類をまたぐ場合も同様である。例えば、自動車に関する国内生産額については、完成品はもとより、車体及びエンジン等の部品についても、それぞれ異なる基本分類で推計されている。しかし、完成品である自動車の国内生産額の中には、他の基本分

類において既に計上されている部品の国内生産額も含まれている。つまり、自動車部品の国内生産額は、自部門及び完成品である自動車の部門の両方において、重複して計上されている。

ウ 部門の統合による重複

国内生産額の重複計算は、部門を統合することでも発生する。しかし、部門分類を統合した場合、国内生産額の重複は、統合された部門の行部門と列部門との交点に自部門投入として集積されるだけであり、統合によって、取引基本表全体として国内生産額が変化するわけではない（図4-11を参照）。

8 内生部門及び最終需要部門の取引の計上方法

(1) 内生部門

取引基本表の内生部門に示されている各マス目の数値は、基本的に各部門間で行われた取引額を表している。ただし、この取引額とは、厳密には、取引基本表の対象年に支払われた購入額がそのまま計上されるわけではなく、対象年に行われた生産活動で必要とされた「消費額」を意味している。（前記3(2)イを参照）。

(2) 資本財の取引

ア 耐用年数が1年以上で単価が10万円以上のいわゆる「資本財」については、次の①～⑤に掲げる

場合を除き、どの部門が購入した場合でも、内生部門の取引額としては計上せず、全て最終需要部門の「国内総固定資本形成」に計上する（資本財の範囲等の詳細については、第9章第2節の「7411-00 国内総固定資本形成（公的）」及び「7511-00 国内総固定資本形成（民間）」の項目を参照。ただし、家計が行う資本形成は、建物、構築物の取得及び土地の造成・改良費のみを対象としている。）。

[内生部門に計上する資本財の取引]

① 機械組込

他の機械に組み込まれることで、新たな別の機械の一部になることをいう。

② 建設迂回

建設活動に伴い、例えば、エレベータやボイラなどの資本財がビルの一部となることで、建設業の活動を迂回して（すなわち、建設業者がこれらの資本財を原材料として中間投入して）資本形成されることをいう。

③ 土木迂回

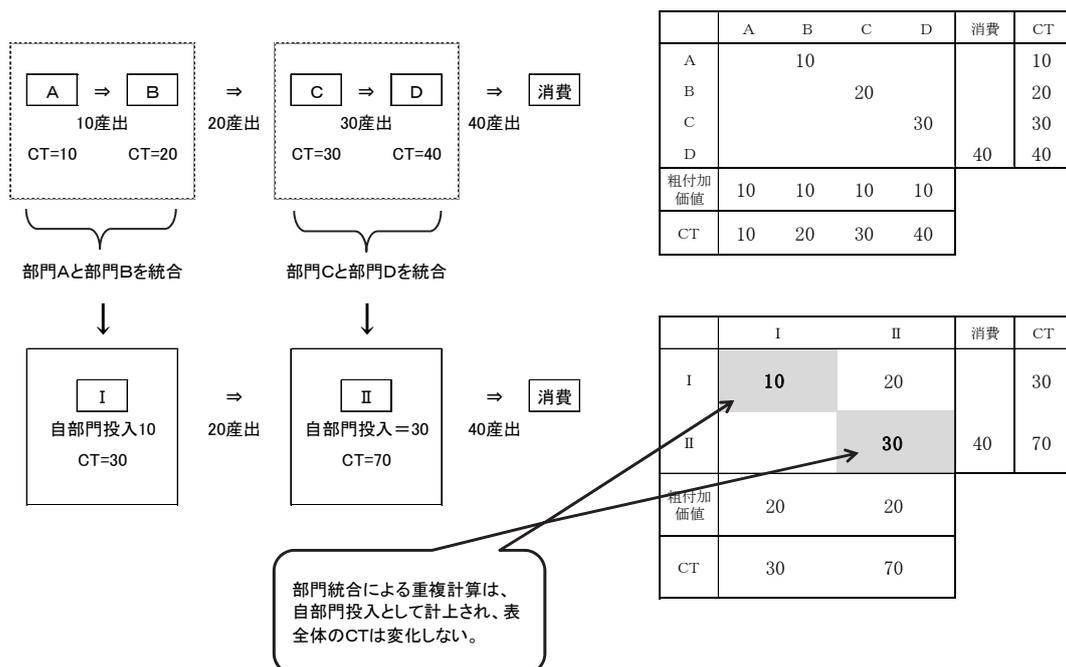
橋梁や水門のように資本財ではあるが、施工のために土木工事が必要で、工事費の内訳として扱われる場合をいう。

④ 造船迂回

造船を行う際に、ボイラや通信機械などの資本財が船舶に組み込まれる場合をいう。

⑤ 自衛隊が購入した武器等

図4-11 部門統合による国内生産額の重複



イ どの部門がどのような資本財をどれだけ購入したかについては、別途、付帯表として作成する「固定資本マトリックス」（第7章5を参照）によって明らかにしている。

ウ 各列部門が保有する資本財に係る減価償却費（資本財の使用に伴うその年の減耗分）については、粗付加価値部門の「資本減耗引当」の欄に計上している。

(3) 在庫

我が国の取引基本表では、在庫について1年間の変動分を「在庫純増」に関する部門で計上することとしている。つまり、対象年次の年末（例えば平成23年末）の在庫から対象年次の前年末（例えば平成22年末）の在庫を差し引いた変動分を計上している。

ア 「生産者製品在庫純増」には、対象年次に生産された製品のうち、販売又は出荷待ちの商品、つまり、どの部門にも販売されず、かつ、自家消費もされなかったものについての増減を計上している（図4-12の①）。

イ 「半製品・仕掛品在庫純増」には、対象年次の生産活動としては、生産途中のものであり、かつ、更に手を加えることなしには、販売又は出荷がされないものについての増減を計上している（図4-12の②）。

ウ 「流通在庫純増」には、対象年次の活動において、商業部門が仕入れた商品のうち、販売されなかったものについての増減を計上している。この場合、商品を仕入れた商業部門との交点に計上するのではなく、その商品が本来属する行部門（販売又は出荷前の部門）との交点に計上している（図4-12の③及び④）。

エ 「原材料在庫純増」には、対象年次に購入された原材料のうち、その年に使用されなかったものについての増減を計上している。この場合、その原材料を購入した行部門との交点に計上するのではなく、その商品（原材料）が本来属する行部門（販売又は出荷前の部門）との交点に計上している（図4-12の⑤及び⑥）。

なお、輸入された商品が在庫となるのは、「流通在庫純増」と「原材料在庫純増」の場合のみである。

図4-12 「在庫純増」計上の例

木製家具製造業者が、国産材と輸入材を商業部門経由で購入し、加工して、木製家具を生産する中での「在庫純増」の発生例

		中間需要	最終需要			
			生産者製品在庫純増	半製品・仕掛品在庫純増	流通在庫純増 (注1)	原材料在庫純増 (注2)
中間投入	素材	国産			③	⑤
		輸入		(注3)	④	⑥
	木製家具		①	②		
	商業					
	...					

- (注) 1 商業部門が仕入れた流通在庫の純増は、〔行〕「素材」と〔列〕「流通在庫純増」との交点に計上する(③、④)。
 2 「木製家具製造業」が仕入れた原材料在庫の純増は、〔行〕「素材」と〔列〕「原材料在庫純増」との交点に計上する(⑤、⑥)。
 3 輸入品が、「生産者製品在庫純増」や「半製品・仕掛品在庫純増」に計上されることはない。

9 輸出及び輸入の価格評価

(1) 普通貿易の輸出品

「普通貿易」（貿易統計に計上される財を対象とする部門）の輸出品は、生産者価格評価表にあっては、国内向けの財と同様に、生産した工場から出荷する段階の生産者価格で評価し、購入者価格評価表にあっては、本船渡しのFOB（free on board）価格（工場から空港・港湾に至るまでに要した商業マージン及び国内貨物運賃を含んだ価格）で評価している。

推計資料として用いている「貿易統計」は、普通貿易の輸出品がFOB価格で表示されているため、購入者価格評価表の場合にはそのまま利用することができるが、生産者価格評価表の場合には、FOB価格から、別途、工場から空港・港湾に至るまでに要した商業マージン及び国内貨物運賃を差し引いた価格によって評価している。

(2) 普通貿易の輸入品

「普通貿易」の輸入品は、国際貨物運賃及び保険料が含まれたCIF（cost insurance and freight）価格で評価している。

なお、取引基本表の各マスの取引額には、輸入品そのものの額だけでなく、これら輸入品に係る関税及び輸入品商品税が含まれている。そのため、取引基本表上、行部門の国内生産額とその内訳の合計を一致させるため、最終需要部門では、「輸入」、「関税」及び「輸入品商品税」を控除項目として設けている。

(3) 特殊貿易及び直接購入の輸出入

「特殊貿易」及び「直接購入」の輸出入、すなわちサービスの輸出入や、海外旅行者の消費など普通貿易に計上されない財の取引額については、前記(1)及び(2)とは異なり、国際収支表等から推計している。

10 取引基本表作成上の特殊な取扱い

取引基本表の作成に当たっては、SNAの概念に基づき、又は、産業連関分析や表作成上の便宜から、特殊な扱いをしているものがある。

以下では、(1)から(7)について、説明する。

- (1) 商業部門及び運輸部門
- (2) コスト商業とコスト運賃
- (3) 屑・副産物
- (4) 帰属計算を行う部門
- (5) 仮設部門
- (6) 使用者主義と所有者主義
- (7) 非営利活動

(1) 商業部門及び運輸部門

取引基本表は、部門間の取引実態を記録しようとするものであるが、現実の取引活動（特に財の取引活動）にあつては、生産者と需要者が直接取引をすることは少なく、一般的には、商業部門及び運輸部門を介して行われる。しかし、商業部門及び運輸部門を経由する取引について、その流れに従って忠実に記録しようとする、取引基本表上、部門間の取引関係が非常に分かりにくいものとなる。

例えば、A部門が生産した商品100単位をB部門が購入した場合の商品取引の流れが、以下のような内容になっていたとする。

- (i) まず、A部門から運輸部門（運賃10単位）を経由して商業部門に販売される。
- (ii) 商業部門の購入価格は110単位である（A部門に100単位支払い、運輸部門に10単位支払う。）。
- (iii) 次に、商業部門はマージン（20単位）を加えた上で、再び運輸部門を経由（運賃10単位）してB部門に販売する。
- (iv) B部門の購入価格は140単位である（商業部門の購入価格110単位にマージン20単位を加えた130単位を商業部門に支払い、運輸部門に10単位支払う。）

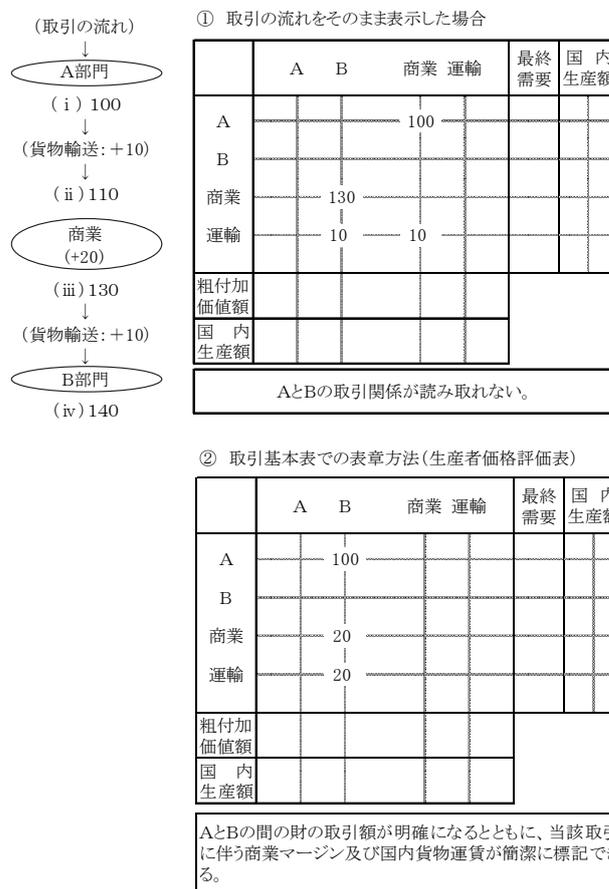
このような取引過程をそのままの形で記録すると、図4-13①のようなものとなり、A（生産者）とB

（需要者）との取引関係が読み取れなくなる。

そこで、生産者価格評価表では、商業部門及び運輸部門を経由することなく、部門間（例えば、A部門とB部門の間）で直接取引が行われたかのように記述し、その上で、商業マージン及び国内貨物運賃を需要者（この場合、B部門）の経費として一括計上する（需要者と商業部門及び運輸部門の交点にそれぞれ一括計上する。）こととしている（図4-13②を参照）。

なお、購入者価格評価表においては、個々の取引金額に、商業マージン及び国内貨物運賃を含むことから、商業及び運輸の行部門には、商業マージン及び国内貨物運賃を計上しない（図4-13②の場合、〔行〕A部門と〔列〕B部門との交点に140を計上し、〔行〕商業や〔行〕運輸との交点は0になる。）

図4-13 商業部門と運輸部門の扱い



(2) コスト商業とコスト運賃

前記(1)のような通常の流通経費とは別に、生産活動を行う上での直接的な経費として扱われる商業活動及び運輸活動も存在する。取引基本表では、これらの経費について、「コスト商業」及び「コスト運賃」と呼び、各列部門の生産活動に要したコストとして、

生産者価格評価表及び購入者価格評価表のいずれにおいても、それぞれ〔行〕商業部門及び〔行〕運輸部門との交点に計上している。

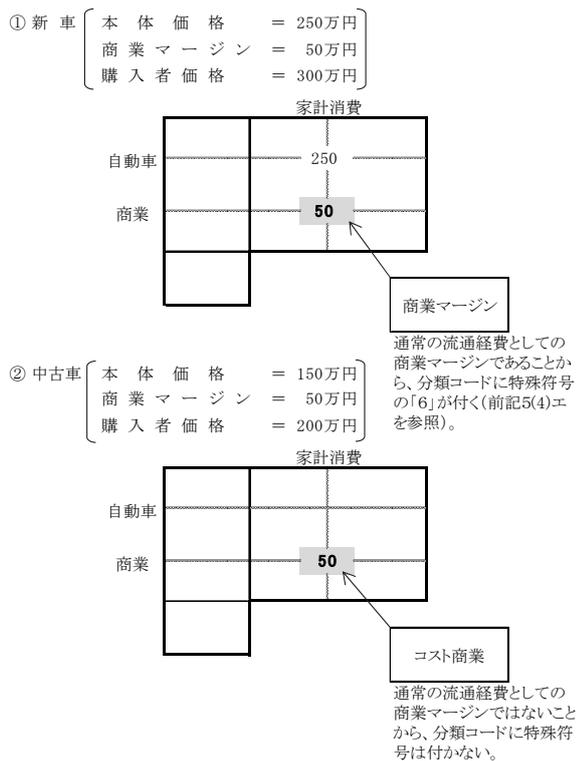
ア コスト商業

「コスト商業」に該当するものとしては、例えば、中古品の取引額が挙げられる。

中古品自体は、基本的に産業連関表の作成対象年次の生産物ではないことから、取引基本表への記録の対象とはならないが^(注)、中古品の取引に伴う商業活動は当該年次の活動であるため、その取引マージンのみを「コスト商業」として計上している（図4-14を参照）。

具体的には、家計による中古車の購入や、固定資本形成に該当する中古のバス・トラック等の取引マージンがこれに相当する。

図4-14 家計が新車又は中古車を購入した場合の取引基本表上の相違



(注) 作成対象年次に新品として取引された後、同一年次内に中古品として転売される場合もあるが、その場合には、新品として取引されたときの価額（財本体の価額及び商業マージン）が取引基本表に計上され、中古品としての取引については、あくまでコスト商業分のみが計上される。

イ コスト運賃

「コスト運賃」に該当するものとしては、次に掲げるものが挙げられる。

(ア) 生産工程の一環として行われる輸送活動（つまり、生産した後の流通段階ではなく、生産段階における輸送活動）に伴う経費

① 木材のように、集荷場や卸売市場等において生産者価格が決定される商品について、それぞれの生産地から集荷場又は卸売市場等の生産者価格が決定される場所まで移動させるために要した費用（前記7(2)アを参照）

② 鉄鋼や船舶のように、原材料や半製品等を大規模工場内における次の生産工程に移動させるために要した費用

③ 建設用機械や足場等のような生産設備を移動させるために要した費用

(イ) 引越荷物、旅行手荷物、郵便物、中古品、霊きゅう、廃棄物・廃土砂などに係る輸送費用

① 引越荷物や旅行手荷物については、引越や旅行をする者の荷物について場所の移動を行うだけであり、これら荷物そのものが取引されているわけではないことから、当該荷物の価額自体は取引基本表には計上されず、その輸送費用が、引越や旅行をする者のコスト運賃となる。

なお、「宅配便」の扱いについては、その扱う貨物の取引内容によって、国内貨物運賃として流通経費扱いとするか、コスト運賃扱いとするかが分かれる。つまり、産業部門間の取引に伴う輸送手段として宅配便を使えば、国内貨物運賃となる。一方、旅行者が旅先で購入した土産物を、自宅や友人に送付すれば、家計のコスト運賃となる。企業活動において、本社・支社間の書類などの受渡しに宅配便を利用すれば、それは当該企業のコスト運賃となる。

② 中古品の輸送については、コスト商業と同様の考え方から、コスト運賃として扱っている。

③ 廃棄物・廃土砂は、取引基本表においては無価値の物として計上の対象としていないが、それらを輸送するために要した費用については、これらを発生させた部門の「コスト運賃」として、〔行〕運輸部門との交点に計上している。つまり、ある産業にとって、廃棄物・廃土砂の処理（輸送業者への支払）は、当該産業の生産のためのコストの一部と考える。

(3) 屑・副産物

ア 屑・副産物の扱いに関する各種方式

ある商品Aの生産活動を行う際に、生産技術上必然的に、目的とした商品Aのほかに、別の商品Bが一定量だけ生産される場合がある。取引基本

表では、商品Aの生産過程において副次的に発生する商品Bのことを、商品Bを主産物として生産する部門が他にある場合には「副産物」、ない場合には「屑」という。屑及び副産物は、残存価値を残している「有価財」と、ゴミとして廃棄・焼却される「無価財」（あるいは、処理経費がかかる「負債財」）に分けられるが、我が国の取引基本表では、有価財かつ統計資料等により把握可能なものについて計上の対象としている。

我が国の取引基本表では、行部門を商品分類により作成することから、生産活動の結果として発生する商品について、いずれかの行部門に対応させる必要があるが、屑・副産物については、具体的に、以下の4つの処理方式がある。

- ① 一括方式
- ② トランスファー方式
- ③ マイナス投入方式（ストーン方式）
- ④ 分離方式

我が国では、原則として「マイナス投入方式」によって処理し、部分的に「一括方式」及び「トランスファー方式」も採用しているが、以下、次の事例をモデルケースとして、これら4つの方式について説明する（図4-15を参照）。

〔事例〕
石油化学部門が主産物として合成樹脂原料を100単位、副産物としてLPG（液化石油ガス）を10単位生産し、合成樹脂原料を合成樹脂部門に販売し、LPGを家計に販売している場合

① 一括方式
主産物である合成樹脂原料と副産物であるLPGの合計（合成樹脂原料（100単位）+LPG（10単位）=110単位）を、一括して石油化学部門の国内生産額としてとらえて計上する考え方である。したがって、家計に販売されたLPG（10単位）は、取引基本表の上では、石油化学部門の販売として記録される。

この方式では、石油化学部門におけるLPGの生産は、LPG部門に対して何ら影響をもたらさないという前提を置くことになるが、副産物が量的にわずかな場合には、この方式も利用可能であると考えられる。

我が国の取引基本表では、畜産部門の「きゅう肥」等を一括方式によって処理している。

図4-15 屑・副産物の表章方式

① 一括方式

	石油化学	合成樹脂	LPG	家計消費	国内生産額
石油化学		100		10	110
LPG					
...					
国内生産額	110				

② トランスファー方式

	石油化学	合成樹脂	LPG	家計消費	国内生産額
石油化学		100	10		110
LPG				10	(10)
...					
国内生産額	110		(10)		

③ マイナス投入方式

	石油化学	合成樹脂	LPG	家計消費	国内生産額
石油化学		100		投入	100
LPG	-10			10	(0)
...					
国内生産額	100		(0)		

④ 分離方式

	石油化学	合成樹脂	LPG	家計消費	国内生産額
石油化学		100			100
LPG				10	(10)
...					
国内生産額	100		(10)		

② トランスファー方式^(注)

石油化学部門の副産物として生産されたLPG(10単位)について、それを主産物として活動しているLPG部門に産出した上で、当該LPG部門から家計に販売されたものとして記録する方式である。副産物として生産されたものを、それを主産物として活動する部門に、いわば「乗り換えて」産出させることから、トランスファー方式と言われている。

この場合、石油化学部門で発生したLPGは、石油化学部門にもLPG部門にも国内生産額として計上される。

この方式によると、合成樹脂部門に投入される石油化学部門が、その投入構造の中にLPGの投入を有しないことから、合成樹脂原料に対する需要が発生しても、LPGに対する誘発は発生しない。一方で、LPG部門の投入構造には、石油化学からの投入(10単位)が存在するため、LPGに対する需要が発生すると、石油化学部門の生産を誘発するという結果が導かれる。

(注) 我が国の取引基本表では、「民間放送」、「新聞」、「出版」等の活動の中で行われる広告活動について、屑・副産物ではないが、トランスファー方式と同様の表章をしている。これは、①金額が相当程度大きいものであること、②民間放送、新聞、出版等という媒体の中に含まれる広告であっても、各列部門としては、民間放送、新聞、出版等に費用を支払っているというよりも、あくまで「広告」部門に費用を支払っているものとして扱うことが取引感覚に沿っていることによる。

③ マイナス投入方式(ストーン方式)

この方式は、副産物が発生した列部門にマイナス計上する一方、当該副産物を投入した列部門に同額をプラス計上し、差し引き0とする方式であり、この方式を考案したリチャード・ストーン(1913-1991)の名にちなんで「ストーン方式」とも言われている。我が国では、原則として、この方式によって屑・副産物を処理している。

具体的には、石油化学部門の生産としては、主産物である合成樹脂原料の100のみを計上する。一方で、石油化学部門で副産物として発生したLPG(10単位)を、〔行〕LPG部門から〔列〕石油化学部門にマイナス投入(つまり石油化学部門からLPG部門へ販売)したものととして計上する。さらに、LPGを実際に投入した〔列〕家計消費部門と、〔行〕LPG部門の交

点に(10単位)を計上する。これにより、〔行〕LPG部門の中では、副産物の発生と投入が相殺され、結局、副産物であるLPGの生産はゼロになる。

この表形式によると、副産物の金額は国内生産額には計上されないが、「屑・副産物」別に、発生源と投入先を捉えることが可能となる。また、分析上の観点からみると、①合成樹脂原料に対する需要は、石油化学部門の需要を誘発することでLPGの供給を増加させ、結果としてLPG部門の生産を抑制することとなる。②一方で、副産物としてのLPGの生産額がLPG部門の国内生産額に含まれていないことから、LPG部門に対する需要について、主産物としてのLPGに対する需要のみを波及計算の対象として純化でき、石油化学部門の生産に対しては直接の影響を及ぼさない。

ただし、この方式によれば、副産物としてのLPGが、主産物としてのLPGよりも競争力が強い場合には、より経済の実態に近い形を表すが、合成樹脂原料に対する需要が大きい(副産物としてのLPGの発生が多くなる。)一方で、LPGに対する需要が小さい場合には、LPG部門の生産をマイナスにしなければ需要のバランスがとれないという不都合が生じる。

なお、平成12年表以降は、この方式で処理するものに関連して、「再生資源回収・加工処理」の部門を設けている(後記イを参照)。

④ 分離方式

この方式は、主産物と副産物を分離し、それぞれ該当する部門に計上する方式である。具体的には、石油化学部門の生産活動を、主たる生産物である合成樹脂原料の生産活動と副産物のLPGの生産活動に分割して、それぞれに計上するという方式である。

合成樹脂原料とLPGとは、本来、分割することのできない生産活動であり、形式的にこれを分割したとしても、両者の産出構成は一定の比率を保つはずである。しかし、この方式の場合、合成樹脂原料とLPGに対する需要の比率が異なることによって、見かけ上、産出構成が変化してしまうことになる。そのため、我が国の取引基本表では、この方式は用いていない。

イ 「再生資源回収・加工処理」の扱い

前記ア記載のとおり、我が国の取引基本表では、屑・副産物について、基本的にマイナス投入方式

を採用しているが、リサイクル活動の重要性が高まることを想定し、平成12年表から、この方式により処理している屑・副産物の表章に関連して、「再生資源回収・加工処理」を部門として設けている。

そこで、次の事例をモデルケースとして、本部門の具体的な表章方法とその変遷について説明する（図4-16を参照）。

〔事例〕
石油化学部門が主産物として合成樹脂原料を100単位、副産物としてLPGを10単位生産し、合成樹脂原料を合成樹脂部門に販売し、LPGを家計消費部門に販売している場合であって、LPGの回収・加工等の経費として、8単位必要とされる場合

図4-16 再生資源回収・加工処理に関する屑・副産物の表章形式

① 平成12年表で採用した表章形式

	石油化学	合成樹脂	LPG	再生資源	家計消費	国内生産額
石油化学		100				100
LPG	-10			10		(0)
再生資源					18	(18)
回収・加工経費				5		
雇用者所得				3		
国内生産額	100					(18)

② 平成17年表以降で採用している表章形式

	石油化学	合成樹脂	LPG	再生資源	家計消費	国内生産額
石油化学		100				100
LPG	-10				10	(0)
再生資源					8	(8)
回収・加工経費				5		
雇用者所得				3		
国内生産額	100					(8)

(ア) 平成12年表

平成12年表では、石油化学部門から副産物として発生したLPGを、〔行〕LPG部門との交点にマイナス計上し(-10単位)、その発生分を新た

に設けた〔列〕再生資源回収・加工処理に一括して投入(10単位)した上で、〔行〕再生資源回収・加工処理から、回収・加工処理経費を付加した額(18単位)を、需要部門である家計消費部門に産出する方法を採用した。

これにより、平成7年表までは、屑・副産物が該当する既存の行部門に個別に計上していた屑・副産物の輸出入を、「再生資源回収・加工処理」に一括計上することができ、輸入係数の安定化が図られた。

しかし、一方で、この方法では、あらゆる屑・副産物が一括して、〔列〕「再生資源回収・加工処理」に投入され、〔行〕「再生資源回収・加工処理」から需要部門に産出されることになるため、取引基本表の原則である「一つの部門に一つの生産物に対応させる」ことができなくなるといった支障が生じた。要するに、〔行〕再生資源回収・加工処理の個々の産出額に、どのような屑・副産物が含まれるのかが不明確な状態となった(図4-16の事例では、副産物がLPGの1種類であり、また、産出先も家計消費部門のみという単純なモデルであるが、実際には、様々な屑・副産物が、内生部門・外生部門を問わず、様々な部門に産出される。)

そのため、別途、付帯表として作成する「屑・副産物発生及び投入表」(第7章2を参照)を用いないと、屑・副産物ごとの投入を捉えることができないほか、回収と加工は、本来別々のアクティビティであるにもかかわらず、資料の制約上分離できないなどの問題があった。

また、分析面からも、以下のような問題があった。

- ① 副産物の発生がマイナスで表示されるため、波及効果分析の観点から、逆行列にマイナスが多くなり、係数としての意味がなくなる。
- ② 様々な屑・副産物が、「再生資源回収・加工処理」に一括して扱われることにより、投入係数の安定性や、波及効果分析の観点から問題がある。
- ③ 発生した屑・副産物が、「再生資源回収・加工処理」を経由して産出されるため、波及結果も、全ての屑・副産物が影響を受ける。

(イ) 平成17年表以降

平成12年表におけるこのような問題点を踏まえ、平成17年表では、「再生資源回収・加工処理」は、その活動に係る経費のみを計上することとし、経

費は、屑・副産物に付随して産出されることとした。平成23年表においても同様の扱いである。

具体的には、前記ア③記載の場合と同様、石油化学部門の生産としては、主産物である合成樹脂原料（100単位）のみを計上する一方で、石油化学部門から副産物として発生したLPG（10単位）を、〔行〕LPG部門から〔列〕石油化学部門にマイナス投入（つまり石油化学部門からLPG部門へ販売）したものととして計上する。さらに、LPGを実際に投入した〔列〕家計消費部門と〔行〕LPG部門の交点に（10単位）を計上する。これにより、〔行〕LPG部門の中では、副産物の発生と投入が相殺され、結局、副産物であるLPGの生産額はゼロになる。それとは別に、「再生資源回収・加工処理」には、LPGの回収経費等を計上し、LPGの需要先である家計消費部門へ産出する。

つまり、前記ア③記載のマイナス投入方式によりつつ、この方式に、回収・加工経費を別の部門として追加した形になっている。

(4) 帰属計算を行う部門

「帰属計算」とは、具体的な取引は行われていないものの、実質的な効用が発生し、受益者が存在している場合、又は、生産活動や取引の大きさを直接計測できない場合に、類似の商品に係る市場価格で評価する等の方法により記録することをいう。取引基本表における帰属計算では、その効用を発生させている部門の国内生産額として計上し、産出先は、その効用を受けている部門として処理している。

これは、現実に観察される現象に隠れている経済活動を把握しようとするものであり、これにより、社会状況や制度の変化・相違に関わらず、時系列比較や国際比較が可能となる。

具体的には、

- 金融仲介サービス
 - 生命保険及び損害保険
 - 政府の建設物及び社会資本に係る資本減耗引当
 - 持家等に係る住宅賃貸料（帰属家賃）
- について、帰属計算を行っている。

ア 金融仲介サービス

金融部門の活動は、次の二つに大別できる。

- ① 預貯金の管理、受付及び融資業務
- ② 送金業務や有価証券の売買等

このうち、②に伴う手数料収入については、純粋にサービスの提供に対する対価といえるが、①に伴

ういわゆる「利ざや」は、財産所得としての利子の受払いという点からみれば、所得の移転が生じたに過ぎず、必ずしも新たな付加価値の形成とはいえない。しかし、金融部門の営業活動を考える際に、利ざやによる収益は極めて重要である。このため、従前から、利ざやに関しても、金融部門によって生み出されたサービスの対価であるとみなして、国内生産額に含めてきた。つまり、金融部門が、資金の貸手と借手との取引をつなぐための仲介サービスをしていると考えるわけである。そのため、金融部門に係るこのような活動を「金融仲介サービス」と呼び、それに伴う付加価値を帰属計算している。

従前は、帰属利子方式により、国内生産額について、

$$\text{帰属利子} = (\text{貸付金に対する受取利子}) - (\text{預貯金に対する支払利子})$$

として計算した上で、産出先については、中間需要部門（産業部門）に限定し、貸出残高に応じて配分していた。これは、金融仲介サービスを受けるのは、貸付けを受ける企業であるとみなし、金額の全てを、産業の中間消費として処理する旨を提唱した68SNAに準拠していたためである。また、この方法によれば、外生部門の金額が金融仲介サービスによって影響を受けないため、金利の変動によって外生部門の金額が増減しない等のメリットがあった。

しかし、帰属利子方式では、預金者の存在が考慮されていないほか、家計なども資金の借り手になっている経済の実態に沿っていないなどの課題があった。

そこで、平成23年表では、93SNAで提唱された概念である「FISIM」（Financial Intermediation Services Indirectly Measured：間接的に計測される金融仲介サービス）を新たに採用した。FISIMでは、国内生産額を次のように計算する。

$$\begin{aligned} \text{〔国内生産額} &= \text{借り手側FISIM} + \text{貸し手側FISIM} \text{〕} \\ \text{借り手側FISIM} &= \text{貸出残高総額} \times (\text{運用利率} - \text{参照利率}) \\ \text{貸し手側FISIM} &= \text{預金残高総額} \times (\text{参照利率} - \text{調達利率}) \\ \text{運用利率} &= \text{貸出金受取利息総額} / \text{貸出残高総額} \\ \text{調達利率} &= \text{預金支払利息総額} / \text{預金残高総額} \\ \text{参照利率} &= \text{参照利率算出用利息総額} / \text{参照利率算出用残高総額} \end{aligned}$$

また、この方法では、帰属利子方式のような産出先の限定がなく、より実態に沿った産出構造の表章に資するとされている。

イ 生命保険及び損害保険

生命保険及び損害保険の部門は、

$$\frac{(\text{受取保険料} + \text{資産運用益}) - (\text{支払保険金} + \text{準備金純増})}{\dots}$$

で計算される帰属保険サービスを生産しているものとして扱っている。

産出先は、生命保険については、全額が「家計消費支出」への産出であり、損害保険については、「家計消費支出」のほか、内生部門に対しても産出している。

ウ 政府の建設物及び社会資本に係る資本減耗引当

減価償却を行っていない道路・ダム等の社会資本や政府の建設物（学校施設など）等についても、減価償却分を帰属計算している。具体的には、一般政府等が所有する社会資本のうち、13の分野（道路、港湾、航空、下水道、廃棄物処理、都市公園、自然公園、治水、農業（灌漑施設）、林業（林道）、漁業、学校施設等、社会教育施設等）の各々の「新設改良費」、「災害復旧費」の事業費を累計し、定率法により減価償却して算出している。

そして、これに対応するため、基本分類では、次の4部門を最終需要部門に設けている。

- ① 中央政府集会的消費支出（社会資本等減耗分）
- ② 地方政府集会的消費支出（社会資本等減耗分）
- ③ 中央政府個別的消費支出（社会資本等減耗分）
- ④ 地方政府個別的消費支出（社会資本等減耗分）

エ 持家等に係る住宅賃貸料（帰属家賃）

持家等は、一般的に家賃の支払が発生しない点において、実際に家賃の支払が伴う賃貸住宅と、経済取引上の外形は異なっている。しかし、持家等についても、居住者が住宅サービスを楽しんでいる点において、賃貸住宅と同様の効用が発生していると考えられる。そこで、SNAでは、持家等についても、賃貸住宅の市場価格に沿った家賃を支払って住んでいるものとみなして金額（帰属家賃）を計上することとしている。^(注1)

我が国の取引基本表においても、従前から、この考え方に沿って、帰属家賃を計上しており、「住宅賃貸料（帰属家賃）」という部門を設けている^(注2)。この部門は、持家等に居住する者が、自らに対して住宅賃貸業を営んでいるものとしてとら

えた部門であり、投入額としては、当該持家等に居住・維持するための経費が計上される。具体的には、ほとんどの金額は、粗付加価値部門に計上されるが、中間投入として、建設補修や金融（住宅ローンに関する利払い）も計上される。また、産出額については、居住者自身へのサービスの提供であることから、ほぼ全額を「家計消費支出」に産出している（介護保険を利用した住宅改修費の介護保険給付分についてのみ、「中央政府個別的消費支出」に産出している。）（図4-17を参照）。

(注) 1 居住者により、実際に家賃の支払が行われている給与住宅や寮については、当該給与住宅や寮と同等の居住施設の市場価格と実際に支払われた家賃との差額分を帰属家賃として計上する。

2 「住宅賃貸料（帰属家賃）」が、「住宅賃貸料」から独立したのは、平成12年表からであるが、該当する金額については、それ以前にも「住宅賃貸料」に計上されていた。

図4-17 帰属家賃の表章形式

〔例〕	〔家賃相当額を市場価格で評価〕		
	・200万円/年		
	〔住宅の維持経費〕		
	・修繕費 10万円/年		
	・住宅ローンの利払い 10万円/年		

	住宅賃貸料 (帰属家賃)	家計消費 支出	国内 生産額
修繕費等 (建設補修)	10		
住宅ローンの利払い (金融)	10		
住宅賃貸料 (帰属家賃)		200	200
付加価値	180		
国内生産額	200		

(5) 仮設部門

取引基本表の内生部門の各部門は、アクティビティ（又は商品）に基づき設定しているが、その中には、独立した一つの産業部門とは考えられないものがいくつか含まれている。これらは、取引基本表を作成する上での便宜や利用目的を考慮して設けているものであり、「仮設部門」と呼ぶ。部門分類の一覧表及び部門別概念・定義・範囲の説明等においては、基本分類の分類コードの末尾に「P」という識別符号を付すことで、他の基本分類と区別している。

具体的には、

- 「事務用品」
- 「自家輸送（旅客自動車）」
- 「自家輸送（貨物自動車）」
- 「古紙」

- 「鉄屑」
- 「非鉄金属屑」

といった部門を設けている。

なお、仮設部門は、「仮設」という性格上、独立して付加価値を発生させる部門ではないことから、計数は内生部門のみに計上し、粗付加価値額は計上しない。

ア 事務用品

各部門で共通的に使用されている鉛筆、消しゴム、ノート等の事務用品は、企業会計上、「消耗品」として一括処理されることが多い。そこで、取引基本表上は、これら事務用品を生産する各行部門から、仮設部門として設けた〔列〕「事務用品」へ産出し、その上で、該当する金額を、〔行〕「事務用品」から実際に事務用品を購入した各列部門へ一括して産出することで、企業会計上の一括処理に近い表章になるようにした。

事務用品を設けない場合と設けた場合の表章形式の相違は、図4-18のとおりである。事務用品を仮設部門として特掲することは、その限りにおいて独立した生産活動としての地位を認めたこととなる。したがって、取引基本表全体の国内生産額は、事務用品の分だけ大きくなるが、仮設部門には粗付加価値額は計上しないことから、粗付加価値額には変化はない。

図4-18 事務用品の表章方式

① 事務用品部門を設けない場合

	A部門		国内 生産額
原料1	30		
原料2	20		
鉛筆	5		(5)
ノート	5		(5)
付加価値	40		
国内生産額	100		

② 事務用品部門を設けた場合

	A部門	事務用品	国内 生産額
原料1	30		
原料2	20		
鉛筆		5	(5)
ノート		5	(5)
事務用品	10		(10)
付加価値	40	0	
国内生産額	100	10	

イ 自家輸送（旅客自動車、貨物自動車）

(ア) 自家活動部門の意味

企業が生産活動を行う上で、ある産業分野の活動を自社内で賄ってしまう場合がある。例えば、輸送活動、梱包活動、社員教育、研究開発、広告活動、情報処理サービス等である。

取引基本表は、アクティビティでの分類を原則とすることから、こうした自家活動は、厳密に言えば、それぞれ運輸や教育、研究、広告、情報処理の各部門に格付けられるべき生産活動である。しかし、これらの活動については、通常、各部門における本来の生産活動の一部としてその中に埋没した形で行われているため、これらだけを切り離して投入構造を推計することは難しい。このような事情もあり、現在では、自家輸送のみを部門として設けている。

なお、これまでの自家部門の設定状況は、以下のとおりである。

部門	設定年
自家輸送 (旅客自動車)	昭和50年、55年、60年、平成2年、7年、12年、17年、23年
自家輸送 (貨物自動車)	昭和50年、55年、60年、平成2年、7年、12年、17年、23年
自家教育	昭和50年、55年、60年
自家研究	昭和50年、55年、60年
自家梱包	昭和50年、55年
自家倉庫	昭和50年

(イ) 表章形式

自家活動を行うために必要な商品を〔列〕自家活動部門に産出した上で、各需要部門（生産活動の過程で自家活動を行っている列部門）は、〔行〕自家活動部門から一括して購入するという形で表章している。

自家部門を設けない場合と設けた場合の表章形式の相違は、図4-19のとおりである。これらの自家部門を仮設部門として特掲することは、その限りにおいて独立した生産活動としての地位を認めたこととなる。したがって、表全体の国内生産額は、自家部門の分だけ大きくなるが、仮設部門には粗付加価値額は計上しないことから、粗付加価値額には変化はない。

ウ 古紙、鉄屑及び非鉄金属屑

屑・副産物については、原則としてマイナス投入方式によって処理しているが、「副産物」については、それを主産物とする行部門が存在するので、

図4-19 自家輸送部門の表章形式

① 自家輸送部門を設けない場合

A部門		国内生産額
原料1	25	(15)
原料2	20	
石油	15	
		〔うち原材料 5 輸送用 10〕
付加価値	40	
国内生産額	100	

② 自家輸送部門を設けた場合

A部門	自家輸送	国内生産額
原料1		(15)
原料2		
石油	5	
		10
自家輸送	10	(10)
付加価値	40	0
国内生産額	100	(10)

A部門が自家輸送として石油を10単位使用している場合について、②のように自家輸送を仮設部門として独立させると、自家輸送部門の10単位が新たに国内生産額に計上される。

当該行部門に「競合部門」（第7章の図7-2③を参照）を設定して計上することができる。しかし、「古紙」、「鉄屑」及び「非鉄金属屑」といった「屑」については、そもそもこれらを主産物とするような部門がないため、何らかの部門を設けなければ、発生及び投入の計上ができない。そこで、行部門についてのみ、仮設部門として「古紙」、「鉄屑」及び「非鉄金属屑」を設けている。

なお、その他の屑については、関係の深い原材料部門（例えば、「ガラスびん」については「その他のガラス製品」）に格付けて処理をしている。

(6) 使用者主義と所有者主義

ア 使用者主義と所有者主義の概念

物品賃貸業が扱う生産設備に係る経費の扱いについては、「使用者主義」と「所有者主義」の二通りの考え方がある。

「使用者主義」は、所有者が誰であるのか、経費を直接負担したのが誰であるのかにかかわらず、その生産設備等を使用した部門に経費等を計上す

るという考え方である。この場合、賃貸業者から賃借を受けた生産設備については、賃借料に相当する維持補修費、減価償却費及び純賃借料（租賃借料から維持補修費及び減価償却費を控除したものを）、使用者が該当する列部門の経費又は営業余剰（純賃借料部分）として計上する。そのため、賃貸部門は部門として成り立たないが、生産と生産のために使用される資本が一体として処理できるとともに、投入係数の安定性も増すという利点がある。

一方、「所有者主義」は、その生産設備を所有する部門に経費等を計上するという考え方であり、物品賃貸を行う部門を設ける必要がある。この場合、物品賃貸料収入の総額が物品賃貸を行う部門の国内生産額となる一方、使用者（借り手）が該当する列部門では、物品賃貸料（支払）に相当する金額を、物品賃貸を行う行部門からの中間投入として計上する。経済実態として、産業全体に占める物品賃貸業のウエイトが相当程度あるとともに、物品賃貸を行う部門の国内生産額及び粗付加価値を個別に計上する必要がある場合には、所有者主義が採られることになる。

イ 我が国の取引基本表での扱い

我が国の取引基本表では、昭和60年表まで、両方の考え方を併用^(注1)していたが、平成2年表以降は、全面的に「所有者主義」で推計している。^(注2)

これは、前述のとおり、物品賃貸業のウエイトの高まりに伴い、これを独立部門としてとらえる必要がある一方で、「使用者主義」による推計は、基礎統計の現状からみて非常に困難であると判断したためである。

なお、使用者主義と所有者主義による表章形式の相違は、図4-20のとおりである。

(注) 1 昭和60年表までは、日本標準産業分類（当時）の「電子計算機・同関連機器賃貸業」、「事務用機械器具（除電算機等）賃貸業」及び「貸自動車業」の3部門と「不動産賃貸業」については、「所有者主義」により推計し、「各種物品賃貸業」及び「産業用機械器具賃貸業」に該当する範囲は、「使用者主義」により推計してきた。

2 物品賃貸には、「オペレーティング・リース」と「ファイナンス・リース」の2つの形態がある。オペレーティング・リースは、一般的にイメージされる賃貸であり、機械又は設備の耐用年数よりも短い期間について賃貸するものである。これは、所有者（貸し手）が使用者（借り手）に対して、物品賃貸というサービスを提供する（その一

環として、機械又は設備の維持・修理の責任を負うことが多い。) という生産活動の一形態であり、国内生産額は、使用者が所有者に支払う賃借料で評価される。

これに対して、ファイナンス・リースは、「リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引」(リース取引に関する会計基準(企業会計基準第13号)第5項)とされている。

我が国では、平成20年のリース取引に関する会計基準の変更に伴い、ファイナンス・リースの会計処理が、原則、賃貸借から売買に変更され、同じ物品賃貸業の中でも、会計上の取扱いが分かれることとなった。しかし、基礎統計上の制約から、取引基本表では、ファイナンス・リースについても、引き続き、物品賃貸業の活動として扱い、物品賃貸業全体として、「所有者主義」で計上している。

図4-20 使用者主義と所有者主義の表章形式

例：A部門が物品賃貸業からリース料100単位で産業機械のリースを受けている場合

① 使用者主義(あたかもA部門が自己所有の機械を使用しているように記述)

※ A部門の本来的な活動コストのほかに、リース会社のコストが上乘せされる。

A部門	
機械修理	(15)
営業余剰	(65)
資本減耗引当	(20)
国内生産額	(100)

② 所有者主義(機械の所有者を物品賃貸業として記述)

※ 通常のサービスの購入と同じ表章形式になる。

A部門	物品賃貸業
機械修理	15
物品賃貸業	100
雇用者所得	50
営業余剰	15
資本減耗引当	20
国内生産額	100

(7) 非営利活動(政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の活動)

ア 政府及び独立行政法人等が行う活動は、第9章の[参考8]のとおり、「生産活動主体分類」によって、①政府サービス生産者、②対家計民間非営利サービス生産者、③産業に大別されるが、①及び②については、コスト構造や活動資金の源泉といった面で、一般の産業と大きく異なっている。そのため、特殊な扱いを行っている。

詳細は、第9章の[参考8]「4 計数の取扱い等」を参照されたい。

イ 私立学校などが該当する「学校教育(私立)」や、学術団体などが該当する「対家計民間非営利団体」など、基本分類に★の符号が付されている部門も、生産活動主体分類上、対家計民間非営利サービス生産者として扱われる部門であり、これらの部門についても、次のとおり、特殊な扱いを行っている(図4-21を参照)。

- ① 国内生産額は、経費総額をもって計測し、営業余剰は計上しない。
- ② 産出先は、当該部門のサービス活動に対して支払われた料金相当額を、その負担部門(つまり、料金を支払った産業又は家計の列部門)に計上し、残りの額を当該行部門と「対家計民間非営利団体消費支出」との交点に計上する。

図4-21 対家計民間非営利サービス生産者の活動の表章形式

例：私立大学が100の経費を支出している場合で、それに対応する収入のうち、授業料収入が60となっている場合

	私立大学	家計消費支出	対家計民間非営利団体消費支出	国内生産額
物品1	10			
物品2	10			
私立大学		60	40	100
雇用者所得	80			
営業余剰	0			
国内生産額	100			

〔参考2〕

産業連関表（取引基本表）と国民経済計算との相違

我が国の取引基本表は、68SNAとの整合性を図る一環として、昭和50年表から段階的に68SNAで示された概念を取り入れてきたところであり、平成7年表以降においては、93SNAの概念を順次取り入れている。これらの対応状況については、第3章の〔参考1〕に記載しているところであるが、ここでは、取引基本表と平成23年に平成17年基準改定を行った「国民経済計算」（93SNA準拠）との主な相違点を示す。

(1) 屑・副産物

取引基本表では、原則として屑・副産物の発生をマイナス投入方式で処理するため、商品別の生産額に影響が生じない（第4章第2節10(3)ア③を参照）。一方、国民経済計算では、生産過程で生じた屑・副産物が当該商品の生産額に含まれている。このため、国民経済計算の商品別の国内生産額は、取引基本表の屑・副産物分（産業発生分）だけ大きくなる。

また、取引基本表では、「再生資源回収・加工処理」を部門として設け、回収・加工に係る経費を計上しているが、国民経済計算では、「再生資源回収・加工処理」が部門として設けられていない。

(2) 事務用品、自家輸送、企業内研究開発

取引基本表では、作表・分析上の観点から、「事務用品」、「自家輸送（旅客自動車）」及び「自家輸送（貨物自動車）」を仮設部門として設けている（企業内研究開発は独立した部門としての扱い）。一方、国民経済計算では、事務用品、自家輸送及び企業内研究開発が部門として設けられておらず、他の各投入部門に割り振られている。

(3) 家計外消費支出

取引基本表では、「家計外消費支出」を外生部門である最終需要及び粗付加価値にそれぞれ計上しているのに対し、国民経済計算は、家計外消費支出を各産業の生産活動に直接必要とする経費として内生部門で取り扱っている。このため、取引基本表は、国民経済計算と比べて最終需要及び粗付加価値の値が大きくなる。

(4) 対外取引

取引基本表と国民経済計算における対外取引の範囲は、図4-22に示すとおりである。国民経済計算では、海外からの要素所得（雇用者報酬等）の受取と海外への要素所得の支払が含まれているが、取引

基本表は「国内概念」であるため、これらを含まない。このほか、次のような相違点がある。

ア 関税及び輸入品商品税

取引基本表では、関税及び輸入品商品税を輸入部門に計上しており、各商品の輸入額にこれらを付加した額が各需要先部門に産出される。一方、国民経済計算では、これらは「生産・輸入品に課される税」（間接税）として扱われており、付加価値部門に計上されている。その際、間接税は、税を直接支払った経済活動別に計上することを原則としているが、その配分が困難なため、「輸入品に課される税・関税」として、付加価値部門に一括計上されている。

イ 輸出入品価格

取引基本表では、輸出品の価格はFOB価格で評価し、輸入品の価格はCIF価格で評価しているが、国民経済計算では、輸出品、輸入品ともにFOB価格で評価されている。

(5) 消費税（投資控除）

消費税納税額については、取引基本表及び国民経済計算ともに、間接税に含まれている。

ただし、取引基本表においては、内生部門・外生部門とも消費税込みの価格で表示している（グロス表示）が、国民経済計算では、我が国の消費税制度が前段階課税分の控除を認めていることを踏まえ、投資に係る消費税額についてのみ投資額から一括控除されている（修正グロス方式という。産業間の取引、家計や政府等の消費については、税込みのままである。）。

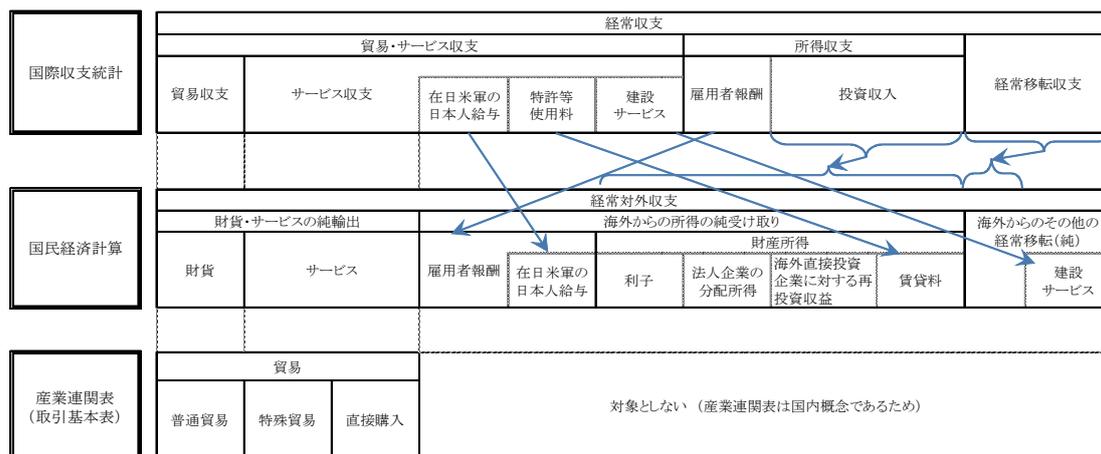
(6) 政府手数料

取引基本表では、68SNAに沿って、従前から、政府手数料（罰金及び強制的手数料）の産業支払分を間接税として取り扱っている（家計支払い分は経常移転のため対象外）。一方、国民経済計算では、93SNAに沿って、平成7年基準改定以降、政府手数料等の全額について、「財貨・サービスの購入」（取引基本表でいう内生部門）として扱われている。

(7) 中央政府、地方政府、独立行政法人、特殊法人、認可法人等の扱い

中央政府、地方政府、独立行政法人、特殊法人、認可法人等の諸活動に係る格付け（政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者、産業のいずれかへの区分）については、取引基本表、国民経済計算とも93SNAの基準に沿って見直したことから、両者の格付けは基本的に整合している。ただし、ごく一部の機関（法人を含む。）については、取引基

図4-22 国際収支統計、国民経済計算及び産業連関表の対外取引の対象範囲



(注) 1 産業連関表の特殊貿易及び直接購入には、一部、財が含まれる。

2 この図は、国際収支マニュアル第5版ベースの国際収支統計、平成17年基準の国民経済計算及び平成23年の取引基本表の関係を示したものである。この図に掲げるもののほか、F I S I Mについては、国際収支マニュアル第5版ベースの国際収支統計のサービス収支には含まれないが、平成17年基準の国民経済計算のサービス、平成23年の取引基本表の特殊貿易には含まれる。

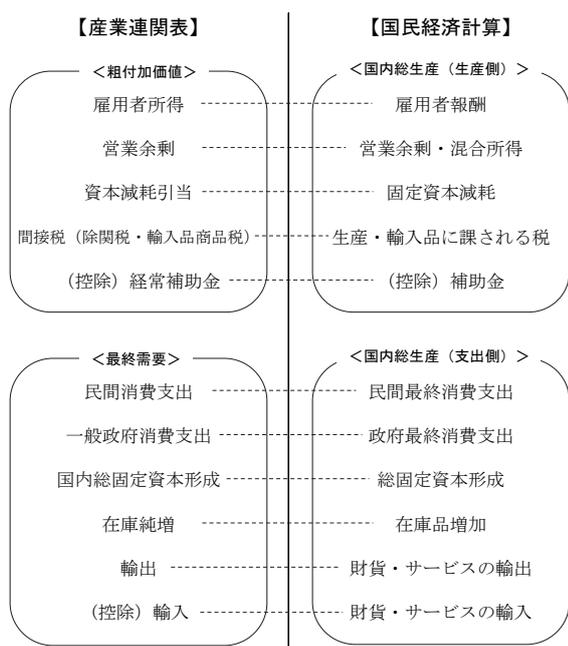
なお、国民経済計算の平成23年基準改定においては、国際収支統計マニュアル第6版ベースの国際収支統計を取り込む予定。

本表上、当該機関に係る計数を適切に表章できないなどの理由から、国民経済計算における格付けと異なる扱いをしている(格付けの詳細については、第9章の〔参考8〕別表を参照)。

(8) 部門名称の相違

取引基本表の外生部門(粗付加価値部門と最終需要部門)の各項目は、図4-23のとおり、国民経済計算の各項目にほぼ対応しているが、一部において名称の相違がある。

図4-23 外生部門の対応関係



(9) 自社開発ソフトウェア

国民経済計算では、平成17年基準改定から93SNAで提唱されている自社内で開発するソフトウェア(1年を超えて生産に使用することが予定されているもの)について、その開発費用を総固定資本形成に計上している。一方、取引基本表では、該当する費用について、各生産活動の中間消費として処理している。

なお、上記以外にも、平成28年度中を目途に実施が予定されている国民経済計算の次回基準改定(平成23年基準)において、08SNA(2008SNA)への対応が行われることにより、取引基本表との相違が生じる。例えば、次のような事項が挙げられる。

- ・ 企業内研究開発を含む研究・開発への支出を知的財産生産物に係る総固定資本形成や固定資産として記録する。これに関連して、特許使用料等について財産所得の受払からサービスの受払に記録される。
- ・ 政府部門の中間消費として扱われている戦車や艦艇等の防衛装備品への支出について、政府部門の総固定資本形成や固定資産として記録する。

一方、平成23年の取引基本表において行った次のような変更は、平成23年基準の国民経済計算において対応が予定されており、同基準改定後は、取引基本表と整合的な取扱いとなる。

- ・ 事業税を「間接税」に計上しないこととする変更
- ・ 役員賞与を「賃金・俸給」に含めることとする変更

第5章 産業連関分析のための各種係数の内容と計算方法

第1節 投入係数

1 投入係数の計算方法

「投入係数 (input coefficients)」とは、各列部門において、1単位の生産を行う際に必要とされる原材料等の単位を示したもので、取引基本表の中間需要の列部門ごとに、原材料等の投入額を当該列部門の国内生産額で除すことによって得られる係数である。これを使用することにより、取引基本表では金額で表されている産業間の取引関係を比率としてみる事が可能になる。この投入係数を列部門別に一覧表にしたものが「投入係数表」である (図5-2を参照)。

国民経済を単純化し、部門1及び部門2だけからなるものと仮定した場合、取引基本表は、図5-1のように表すことができる。

図5-1 取引基本表 (概念図)

	[列] 部門1	[列] 部門2	最終需要	国内生産額
[行] 部門1	x_{11}	x_{12}	F_1	X_1
[行] 部門2	x_{21}	x_{22}	F_2	X_2
粗付加価値	V_1	V_2		
国内生産額	X_1	X_2		

ただし、次のバランス式が成り立つものとする。

需給バランス式 (総需要と総供給の均衡)

$$\begin{cases} x_{11} + x_{12} + F_1 = X_1 \\ x_{21} + x_{22} + F_2 = X_2 \end{cases}$$

収支バランス式

$$\begin{cases} x_{11} + x_{21} + V_1 = X_1 \\ x_{12} + x_{22} + V_2 = X_2 \end{cases}$$

ここで、[列] 部門1が[行] 部門1から投入した額 x_{11} を [列] 部門1の国内生産額 X_1 で除した値を a_{11} とすれば、 a_{11} は [列] 部門1の生産物を1単位生産するために必要な [行] 部門1からの投入額を表す。

$$a_{11} = \frac{x_{11}}{X_1} \dots\dots\dots \textcircled{1}$$

同様に、 $a_{21} = x_{21}/X_1$ は、[列] 部門1がその生産物を1単位生産するために [行] 部門2から投入した原材料等の額を表している。

中間投入と同様に、[列] 部門1の粗付加価値 V_1 を

その国内生産額で除して、 $v_1 = V_1/X_1$ を定義できる。

この場合、粗付加価値 V_1 が、[列] 部門1の労働や資本など投入額を意味するから、 v_1 はそれら生産要素の投入原単位を示していると考えられることができる。

以上の計算を [列] 部門2についても同様に行うと、図5-2のような投入係数表を求めることができる。

図5-2 投入係数表 (概念図)

	[列] 部門1	[列] 部門2	(注)
[行] 部門1	a_{11}	a_{12}	$a_{ij} = \frac{x_{ij}}{X_j}$
[行] 部門2	a_{21}	a_{22}	
粗付加価値	v_1	v_2	$v_j = \frac{V_j}{X_j}$
国内生産額	1.0	1.0	

投入係数表は、各列部門において、それぞれ1単位の生産を行うために必要な原材料等の大きさを示したものであり、粗付加価値部分を含む投入係数の和は、各列部門とも定義的に1.0となる。これを平成23年表の13部門分類について計算したのが、第2章の1-(3)である。

例えば、表頭 (表の上部) の農林水産業をタテ方向にみると、農林水産業が1単位^(注)の生産を行うに当たって、農林水産業自身からは0.121022単位、製造業からは0.219755単位などの原材料等が中間投入されており、全体としては0.514923単位の中間投入が必要であったこと、また、その生産の結果として0.485077単位の粗付加価値が新たに生み出されたことを読み取ることができる。

(注) ここでいう「単位」は、本来、重量、個数等の物量単位であることが望ましいが、産業連関表は単位の異なる様々な商品を統一的に記述するため、金額によって表示しており、そこから計算される投入係数は、対象年次の価格で評価された金額ベースの投入係数である。

ところで、今、A商品100円を生産するためにB商品を50円投入したとする。もし、全ての商品の価格が数量×単価で表せるものとする、これは、「1円で買えるA商品」100個を生産するために、「1円で買えるB商品」50個を投入したと考えることができる。全ての産業の生産数量を1円 (又は1ドル、100万円等の同一金額) 価値相当の数量を単位として、その物量を評価し、各産業の生産単位を比較可能に

したものを「円価値単位」の産業連関表という。そのとき基準年の「円価値単位」による評価は名目金額そのものとなり、比較年に基準年の「円価値単位」を適用すれば、基準時表の円価値相当で評価した「実質評価」となる。

2 投入係数の意味

(1) 投入係数による生産波及の測定

次に、投入係数がどのような意味を持っているかについて、前記1の図5-1及び図5-2を用いて考えてみることにする。

今、部門1に対する需要が1単位だけ増加したものとすると、部門1は、その1単位の生産を行うために、当然、原材料等が必要となり、部門1は、その投入係数に従って、部門1及び部門2に対して、それぞれ a_{11} 単位及び a_{21} 単位の原材料等の中間需要を発生させる。これが第1次の生産波及である。そして、需要を受けた部門1及び部門2は、それぞれ a_{11} 単位及び a_{21} 単位の生産を行うに当たって、更にそれぞれの投入係数に従って第2次の生産波及を引き起こす。このような生産波及の過程は、無限に続けられ、その結果としての究極的な各部門の国内生産額の水準は、これら生産波及の総和として計算することができる。

このように投入係数は、ある部門に対して一定の最終需要が発生した場合、究極的にみて各部門の生産をどれだけ誘発するかを測定する鍵となるものである。

しかし、実際の計算において、生産波及の各過程をその都度追跡し、計算することは事実上不可能であり、また、現実的でもない。そこで、このような生産波及の計算を簡略化するために、後述する逆行列係数が用意されるが、その前提として、まず、生産波及の過程について述べることにする。

(2) 生産波及の数学的計算

前記1の図5-1におけるヨコ（行）方向の需給バランス式は、次のとおりである。

$$\left. \begin{array}{l} x_{11} + x_{12} + F_1 = X_1 \\ x_{21} + x_{22} + F_2 = X_2 \end{array} \right\} \dots\dots\dots ②$$

①式と同様に a_{21} 、 a_{12} 、 a_{22} を計算して②式に代入して変形すると、

$$\left. \begin{array}{l} a_{11}X_1 + a_{12}X_2 + F_1 = X_1 \\ a_{21}X_1 + a_{22}X_2 + F_2 = X_2 \end{array} \right\} \dots\dots\dots ③$$

となる。

③式にみられるとおり、最終需要と国内生産額

との間には、一定の関係が存在しており、その関係を規定しているのが「投入係数」ということになる。

また、③式を行列表示すると

$$\begin{bmatrix} a_{11} & a_{12} \\ a_{21} & a_{22} \end{bmatrix} \begin{bmatrix} X_1 \\ X_2 \end{bmatrix} + \begin{bmatrix} F_1 \\ F_2 \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} X_1 \\ X_2 \end{bmatrix}$$

となる。このとき、

$$A = \begin{bmatrix} a_{11} & a_{12} \\ a_{21} & a_{22} \end{bmatrix}$$

を投入係数行列という。

③式の連立方程式の最終需要 F_1 及び F_2 に具体的な数値を与えれば、これを解くことによって、最終需要を過不足なく満たすための国内生産額を求めることができる。この計算により、前記(1)で述べたような生産波及効果の結果としての部門1及び部門2の国内生産額の水準を計算したことになる。

ある部門に対する需要の増加は、その部門が生産を行うに当たって原材料、燃料等を各部門から投入する必要があるため、その部門だけではなく他部門の生産にも影響を及ぼし、それがまた自部門に対する需要となって返ってくるという生産波及効果をもたらす。③式は、このような生産波及効果の累積結果を計算し得る仕組みを示したものであり、これが投入係数を基礎とする産業連関分析の基本となる考え方である。

しかし、この考え方には、次に述べるような投入係数の安定性という前提が置かれていることを忘れてはならない。投入係数が常に変動しているとすれば、最終需要と国内生産額との間に一義的な関係を求めることができないからである。

3 投入係数の安定性

(1) 生産技術水準の不変性

産業連関分析においては、投入係数によって表される各財・サービスの生産に必要な原材料、燃料等の投入比率は、分析の対象となる年次と作表年次の間において大きな変化がないという前提が置かれている。

投入係数は、端的に言えば、ある特定の年次において採用されていた生産技術を反映したものであり、生産技術が変化すれば、当然に投入係数も変化することも考えられる。

通常、短期間に大幅な生産技術の変化は考えら

第2節 逆行列係数

1 逆行列係数の意味と計算方法

れないが、技術革新のテンポの早い国においては、分析の対象となる年次が作表の対象となった年次から離れるにしたがって何らかの方法で投入係数の変化についての情報を得て、修正の上、利用することも必要となる。

(2) 生産規模に関する一定性

各部門は、それぞれ生産規模の異なる企業、事業所群で構成されているが、同一商品を生産していたとしても、生産規模が異なれば、当然に生産技術水準の相違、規模の経済性などにより、投入係数も異なったものとなることも考えられる。

しかし、産業連関表は、作表の対象となった年次における生産規模のいわば平均的生産構造を示したものであり、産業連関分析においては、各部門に格付けされた企業、事業所の生産規模は、分析の対象となる年次と作表年次の間において大きな変化がないという前提が置かれている。

(3) 投入係数の変動要因

産業連関分析では、対象年次と作表年次の期間においては投入係数に大きな変化がないという仮定が置かれているが、実際には前述した(1)及び(2)以外にも次のような要因により、時間の経過とともに変化する。

ア 相対価格の変化

取引基本表における各取引の大きさは、作表年次の価格で評価されているため、それぞれの財・サービスの相対価格が変化すると、技術構造が一定であったとしても、投入係数が変化する。

時系列比較を行う場合には、このような相対価格の変化による影響を除去した固定価格評価による接続産業連関表が必要となる。

イ プロダクト・ミックスの変化

同一部門に投入構造や単価の異なったいくつかの商品が格付けられている（これをプロダクト・ミックスという。）場合には、それぞれの投入構造や単価に変化がなくても、部門内の商品構成が変化すれば、その部門全体としての投入係数が変化することとなる。

ある部門に一定の最終需要が発生した場合に、それが各部門に対して直接・間接にどのような影響を及ぼすのかを分析するのが、産業連関分析の最も重要な分析の一つであり、その際に重要な役割を果たすのが各部門の投入係数であることは、前述したとおりである。

今、仮に部門1及び部門2だけの国民経済を考えた場合、第1節で述べたように、最終需要が与えられれば、次の連立方程式を解くことによって、部門1及び部門2の国内生産額の水準を計算することができる。

$$\left. \begin{aligned} a_{11}X_1 + a_{12}X_2 + F_1 &= X_1 \\ a_{21}X_1 + a_{22}X_2 + F_2 &= X_2 \end{aligned} \right\} \dots\dots\dots \textcircled{3}$$

しかし、このように2部門だけであれば計算も容易であるが、実際の部門数は、統合中分類の場合であっても108あり、その都度③式のような連立方程式を解くことは現実的ではない。

そこで、もし、ある部門に対する最終需要が1単位生じた場合、各部門に対してどのような生産波及が生じ、部門別の国内生産額が最終的にはどれだけになるかを、あらかじめ計算しておくことができれば、分析を行う上で非常に便利である。このような要請に応じて作成されるのが「逆行列係数表」である。

そこで、前記③式の行列表示

$$\begin{bmatrix} a_{11} & a_{12} \\ a_{21} & a_{22} \end{bmatrix} \begin{bmatrix} X_1 \\ X_2 \end{bmatrix} + \begin{bmatrix} F_1 \\ F_2 \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} X_1 \\ X_2 \end{bmatrix} \dots\dots\dots \textcircled{3}'$$

において

$$\begin{aligned} \text{投入係数の行列} & \quad \begin{bmatrix} a_{11} & a_{12} \\ a_{21} & a_{22} \end{bmatrix} = A \\ \text{最終需要の列ベクトル} & \quad \begin{bmatrix} F_1 \\ F_2 \end{bmatrix} = F \\ \text{国内生産額の列ベクトル} & \quad \begin{bmatrix} X_1 \\ X_2 \end{bmatrix} = X \end{aligned}$$

とすると、

$$AX + F = X \dots\dots\dots \textcircled{3}''$$

となる。これをXについて解くと、

$$\begin{aligned} X - AX &= F \\ (I - A)X &= F \\ \therefore X &= (I - A)^{-1}F \end{aligned}$$

となる^(注)。ここで I は単位行列、 $(I-A)^{-1}$ は $(I-A)$ の逆行列であり、

$$(I-A)^{-1} = \begin{bmatrix} 1-a_{11} & -a_{12} \\ -a_{21} & 1-a_{22} \end{bmatrix}^{-1}$$

この行列の成分を「逆行列係数」と呼ぶ。これを一つの表にまとめたものが、「逆行列係数表」であり、各部門に対する1単位の需要増があった場合、究極的にみて、どの部門の生産がどれだけ誘発されるかを示す。逆行列係数を一度計算しておけば、③式の連立方程式をその都度解くまでもなく、ある部門に対する最終需要を与えれば、直ちにその最終需要に対応する各部門の国内生産額を計算することが可能となる。

(注) 任意の最終需要 F (非負)に対して③式が非負の解を持つためには、行列 $I-A$ の全ての主座小行列式が正であること(ホーキンス・サイモンの条件)が必要十分であり、また、 $I-A$ の全ての主座小行列式が正であるためには、

$$\sum_{i=1}^n a_{ij} < 1 \quad (j=1,2,\dots,n)$$

すなわち、投入係数の列和がすべて1未満であること(ソローの条件)が十分条件である。

第2章の1-(4)は、平成23年表の取引基本表(13部門分類)について、 $[I-(I-M)A]^{-1}$ 型(後記2(2)を参照)の逆行列係数を計算したものである。

逆行列係数表の表頭に掲げた部門は、最終需要が1単位発生した部門を表しており、表側(表の左部)に掲げた部門は、それによって生産の誘発を受ける部門を表している。例えば、表頭の農林水産業について、これをタテにみると、農林水産業に1単位の最終需要があると、農林水産業自身には最終的には1.120369単位^(注)の生産誘発があり、また、鉱業には0.000874単位、製造業には0.369840単位、建設には0.012681単位などの生産誘発が生じ、全体としては、列和として表される1.861196単位の生産誘発が引き起こされることを読み取ることができる。

第1節で述べた投入係数は、ある一つの財・サービスを1単位だけ生産する場合、直接必要となる原材料等の量を示しているが、逆行列係数は、ある部門に対して1単位の最終需要があった場合の、各部門に対する直接・間接の究極的な生産波及の大きさを示している。

(注) このように逆行列係数を生産誘発との関係でみると、ある部門、例えば農林水産業に1単位の最終需要が発生すると、それを満たすためには、まず農林水産業自身の生産を1単位増加させなければならない(直接効

果)。

また、この農林水産業自身の生産増のために他部門の生産も増加し、この影響で農林水産業の生産も更に追加的に増加する(間接効果)。その結果、農林水産業の生産増は、1単位以上になるのが普通である。このため自部門の生産増加の程度を示す逆行列係数表の対角要素は、1を超えるのが普通である。

また、逆行列を B 、その対角要素を b_{ii} とし、 i 番目の要素が1で他の要素が0である列ベクトルを u_i で表せば、

$$Bu_i = \begin{bmatrix} b_{11} & \cdots & b_{1i} & \cdots & b_{1n} \\ \vdots & \ddots & \vdots & \ddots & \vdots \\ b_{i1} & & b_{ii} & & b_{in} \\ \vdots & \ddots & \vdots & \ddots & \vdots \\ b_{n1} & \cdots & b_{ni} & \cdots & b_{nn} \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 0 \\ \vdots \\ 1 \\ \vdots \\ 0 \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} b_{1i} \\ \vdots \\ b_{ii} \\ \vdots \\ b_{ni} \end{bmatrix}$$

となることから、逆行列 B の第 i 列のベクトルが、 i 部門に1単位の最終需要が発生した場合の各部門の生産増加単位を表すことが分かる。(上に述べた理由により $b_{ii} \geq 1$)。

逆行列 B の第 i 列を合計した列和は第 i 部門の生産誘発係数に相当する(第3節を参照)。

2 逆行列係数の類型(輸入の扱い)

産業連関表を用いて生産波及の分析を行う場合には、輸入をどのように取り扱うかが大きな問題となる。前記1の③から導いた逆行列 $(I-A)^{-1}$ は、輸入を考えない単純なモデルに基づくものである。しかし、実際の経済では、全ての商品が国産品のみで賄われることは少なく、各種の商品が輸入され、産業や家計等において国産品と合わせて消費されているのが実態である。

輸入を明示した取引基本表の概念図は、図5-3のとおりである。

表をヨコにみると中間需要 x_{ij} 、最終需要 F_i とも輸入分を含んだ供給となっているので、輸入分をマイナスで表示することにより、ヨコの内訳合計が国内生産額に一致するようになっている。

図5-3 取引基本表(輸入を明示した概念図)

	部門1	部門2	最終需要	輸入	国内生産額
部門1	x_{11}	x_{12}	F_1	$-M_1$	X_1
部門2	x_{21}	x_{22}	F_2	$-M_2$	X_2
粗付加価値	V_1	V_2			
国内生産額	X_1	X_2			

投入係数に輸入分が含まれるということは、最終需要によってもたらされる波及効果のすべてが、国内生産の誘発という形で現れるものではなく、その一部は輸入を誘発するという意味を意味する。

逆に言えば、国内生産に対する誘発を正確に求めるためには、輸入誘発分を控除しておかなくてはならない。

そのため、我が国では、輸入品の投入を考慮した $[I - (I - \hat{M})A]^{-1}$ 型の逆行列係数が一般的に利用されているが、これを含め、逆行列係数には、以下の(1)から(3)に説明するように、いくつかの型がある。

(1) $(I - A)^{-1}$ 型

このタイプは、輸入額が外生的（国内の生産活動の大小に関係なく変動するものとする考え方）に与えられるとするモデルでもある。

図5-3の需給バランス式は、次のように表される。

$$\left. \begin{aligned} a_{11}X_1 + a_{12}X_2 + F_1 - M_1 &= X_1 \\ a_{21}X_1 + a_{22}X_2 + F_2 - M_2 &= X_2 \end{aligned} \right\} \dots\dots\dots ④$$

これを行列表示すると

$$AX + F - M = X \dots\dots\dots ④'$$

となる。

これは、「競争輸入型」のモデルであって、中間需要 AX 及び最終需要 F の中には一定の輸入が含まれている。これを X について解くと、

$$\begin{aligned} X - AX &= F - M \\ (I - A)X &= F - M \\ \therefore X &= (I - A)^{-1}(F - M) \end{aligned}$$

となる。

このモデルでは、最終需要とともに輸入額についても、外生的に決定されるものとなっているが、輸入は、特別な場合を除き、国内の生産活動によって誘発される性格のものであり、内生的に決定されるものとするのが自然である。そのため、この型は、一般的な経済波及効果分析では、あまり利用されていない。

(2) $[I - (I - \hat{M})A]^{-1}$ 型

最終需要 F を国内最終需要 Y と輸出 E とに分離したものである。すなわち、

$$F = Y + E$$

とし、これを前記④'式に代入し、需給バランス式を次のように表す。

$$AX + Y + E - M = X \dots\dots\dots ⑤$$

産業連関表では、輸出について、通過取引^(注)を計上しないものとして作表している。したがって、概念上、輸出には輸入品は含まれないものとして扱われる。そこで、行別輸入係数を次のよう

に定義する。

$$m_i = \frac{M_i}{\sum_j a_{ij}X_j + Y_i}$$

すなわち、 m_i は i 商品の国内総需要に占める輸入品の割合、輸入依存度を表し、 $1 - m_i$ が自給率を表すことになる。

⑤を i 行について記せば、

$$\sum_j a_{ij}X_j + Y_i + E_i - M_i = X_i \dots\dots\dots ⑥$$

輸入係数の定義から

$$M_i = m_i \left(\sum_j a_{ij}X_j + Y_i \right) \dots\dots\dots ⑦$$

⑦を⑥に代入して整理すると、

$$X_i - (1 - m_i) \sum_j a_{ij}X_j = (1 - m_i)Y_i + E_i \dots\dots\dots ⑧$$

輸入係数 m_i を対角要素とし、非対角要素を0とする対角行列を \hat{M} 、すなわち

$$\hat{M} = \begin{bmatrix} m_1 & & 0 \\ & \ddots & \\ 0 & & m_n \end{bmatrix}$$

とすれば、⑧より次が得られる。

$$[I - (I - \hat{M})A] X = (I - \hat{M})Y + E \dots\dots\dots ⑨$$

⑨から

$$X = [I - (I - \hat{M})A]^{-1} [(I - \hat{M})Y + E] \dots\dots\dots ⑩$$

となり、国内最終需要 Y と輸出 E を与えることにより、国内生産額 X を求めることができる。

ここで $(I - \hat{M})A$ は、輸入品の投入比率が中間需要、最終需要を問わず、全ての部門について同一であると仮定した場合の国産品の投入係数を示し、また $(I - \hat{M})Y$ は、同様の仮定の下で国産品に対する国内最終需要を表している。言い換えれば、品目ごと（行別）の輸入比率（輸入係数）が全ての産出部門について同一と仮定した時の「競争輸入型」モデルである。

我が国では、一般的にはこのモデルによる逆行列係数表が利用されている。第2章の1-(4)は、この方式により、平成23年表の13部門分類について作成したものである。

(注)「通過取引」とは、輸入した商品について、国内で加工することなく、そのまま輸出すること、つまり、商品が国内を通過するだけの取引をいう。

【調整項の分類区分の変更に伴う計算上の留意点】

平成23年表では、調整項について、従前の「輸出計」に含まれる分類ではなく、「国内最終需要計」に含まれる分類として扱った。これは、調整項が、間接輸出に伴って発生する国内取引に関する事項を内容としたことを踏まえたものであるが、調整項は、概念上、内数として輸入が計上されることはない分類である。

したがって、平成23年表では、逆行列係数や最終需要項目別の各種誘発額を計算する際に、次のように取り扱っているので、留意されたい。

① 輸入係数は、{輸入額 / (国内需要計 - 調整項)} で計算している。

② 国内最終需要項目別の各種誘発額を計算する際には、調整項に限っては、(1 - 輸入係数) を乗じることなく、直接、逆行列係数を乗じて計算している。

(つまり、調整項が「輸出計」に含まれていたときと同様の計算式になっている。なお、「輸出計」については、平成17年表と同様に、直接、逆行列係数を乗じて計算している。)

(3) $(I - A^d)^{-1}$ 型

このモデルによる逆行列係数は、「非競争輸入型」のモデルによるものであり、輸入品の投入比率が部門によって異なる場合の分析を行うことができる。

非競争輸入型の取引基本表を単純化して図5-4のように表す。

図5-4 取引基本表（非競争輸入型の概念図）

		部門 1	部門 2	最終需要	輸入	国内生産額
国産	部門 1	x_{11}^d	x_{12}^d	F_1^d	—	X_1
	部門 2	x_{21}^d	x_{22}^d	F_2^d	—	X_2
輸入	部門 1	x_{11}^m	x_{12}^m	F_1^m	$-M_1$	—
	部門 2	x_{21}^m	x_{22}^m	F_2^m	$-M_2$	—
粗付加価値		V_1	V_2			
国内生産額		X_1	X_2			

ここで、

$$x_{ij} = x_{ij}^d + x_{ij}^m$$

$$F_i = F_i^d + F_i^m$$

である。

また、国産品の需給バランス式（ヨコ方向のバランス式）は、次のとおりとなる。

$$\left. \begin{aligned} x_{11}^d + x_{12}^d + F_1^d &= X_1 \\ x_{21}^d + x_{22}^d + F_2^d &= X_2 \end{aligned} \right\} \dots\dots\dots \text{⑩}$$

ここで、国内中間財の投入係数を、

$$a_{ij}^d = \frac{x_{ij}^d}{X_j}$$

とすれば、⑩式は次のように変形される。

$$\left. \begin{aligned} a_{11}^d X_1 + a_{12}^d X_2 + F_1^d &= X_1 \\ a_{21}^d X_1 + a_{22}^d X_2 + F_2^d &= X_2 \end{aligned} \right\} \dots\dots\dots \text{⑩}'$$

これを行列表示すると、

$$A^d X + F^d = X \dots\dots\dots \text{⑪}$$

これが「非競争輸入型」のモデルであり、中間需要 $A^d X$ 及び最終需要 F^d はいずれも国産品に対するものであり、輸入品は含まれていない。

⑪"を X について解くと、

$$X - A^d X = F^d$$

$$(I - A^d) X = F^d$$

$$\therefore X = (I - A^d)^{-1} F^d$$

となり、国産品に対する最終需要 F^d を与えれば、国内生産額 X の水準を求めることが可能である。

なお、競争輸入型モデルとの関係は、次のようなものとなっている。すなわち、輸入品に対する投入係数の行列 A^m 、輸入品に対する最終需要の列ベクトルを F^m とすれば、

$$A = A^d + A^m$$

$$F = F^d + F^m$$

となる。これを用いて需給バランスを求めると

$$(A^d + A^m) X + (F^d + F^m) = X + M$$

となる。これが競争輸入型モデルの基本式である。

実体経済においては国産品と輸入品の投入割合は、部門によって異なるのが普通であり、このモデルによる逆行列係数は、こうした状況を反映したモデルである。この型の逆行列係数を、 $[I - (I - \hat{M})A]^{-1}$ 型と比較してみると、部門によっては、かなり数値が異なる場合もある。

関係府省庁の共同事業により作成する産業連関表では、投入・産出を国産品と輸入品に分けて把握できるようにしており、二つのタイプの逆行列表を使用できる。したがって、どちらの型を使うかについては、分析目的や、作表のために置いた仮定との整合性を勘案して選択することとなる。

3 影響力係数と感応度係数

(1) 影響力係数

逆行列係数表の各列の数值は、その列部門に対する最終需要（すなわち、国産品に対する需要）が1単位発生した場合において、各行部門において直接・間接に必要な生産量を示し、その合計（列和）は、その列部門に対する最終需要1単位によって引き起こされる産業全体に対する生産波及の大きさを表す。

この部門別の列和を列和全体の平均値で除した比率を求めると、それは、どの列部門に対する最終需要があったときに、産業全体に与える生産波及の影響が強いかという相対的な指標となる。これが「影響力係数」と言われるものであり、次の式によって計算される（図5-5を参照）。

$$\begin{aligned} \text{部門別影響力係数} &= \frac{\text{逆行列係数表の各列和}}{\text{逆行列係数表の列和全体の平均値}} \\ &= \frac{b_{*j}}{\bar{B}} \end{aligned}$$

ただし、

$$\begin{aligned} b_{*j} &= \sum_i b_{ij} \\ \bar{B} &= \frac{1}{n} \sum_j b_{*j} = \frac{1}{n} \sum_j \sum_i b_{ij} \end{aligned}$$

平成23年表の統合大分類（37部門）の $[I - (I - \hat{M})A]^{-1}$ 型逆行列係数を使用して計算した影響力係数（表5-1を参照）によると、鉄鋼、輸送機械等の影響力係数の値が大きくなっており、これらはいずれも産業全体に与える生産波及の影響が大きいことを示している。

逆に、影響力係数の低いものとしては、石油・石炭製品、不動産、教育・研究等が挙げられるが、一般的にはサービス業関係は、産業全体に与える生産波及の影響が小さいと言える。

ただし、逆行列係数の列和は、中間投入率が高い程、大きくなる傾向があり、かつ、中間投入には同一部門間取引である「自部門投入」（列部門と同じ行部門からの投入）が含まれ、それが中間投入率を大きく左右する。そこで、「影響力係数」の計算に当たっては、「自部門投入」を除く方法もある。

上式の影響力係数を、第1種影響力係数というが、自部門への直接効果1.0を除いた間接効果だけ

を対象とするものを第2種影響力係数、自部門への影響を完全に除去し、他部門への影響度合だけを対象とするものを第3種影響力係数という。

(2) 感応度係数

逆行列係数表の各行は、表頭の列部門に対してそれぞれ1単位の最終需要があったときに、その行部門において直接・間接に必要な供給量を表しており、その合計（行和）を行和全体の平均値で除した比率は、各列部門にそれぞれ1単位の最終需要があったときに、どの行部門が相対的に強い影響力を受けるかという相対的な指標となる。これが「感応度係数」と言われるものであり、次の式によって計算される（図5-5を参照）。

$$\begin{aligned} \text{部門別感応度係数} &= \frac{\text{逆行列係数表の各行和}}{\text{逆行列係数表の行和全体の平均値}} \\ &= \frac{b_{i*}}{\bar{B}} \end{aligned}$$

ただし、

$$\begin{aligned} b_{i*} &= \sum_j b_{ij} \\ \bar{B} &= \frac{1}{n} \sum_i b_{i*} = \frac{1}{n} \sum_i \sum_j b_{ij} \end{aligned}$$

上式の感応度係数を、第1種感応度係数というが、「感応度係数」についても「影響力係数」と同様に、「自部門投入」を除く方法がある。この場合、影響力係数と同様に、第2種感応度係数と第3種感応度係数が定義できる。

図5-5 逆行列係数表（概念図）

	1	2	3	...	n	行和	感応度係数
1	b_{11}	b_{12}	b_{13}	\vdots	b_{1n}	b_{1*}	b_{1*}/\bar{B}
2	b_{21}	b_{22}	b_{23}	\vdots	b_{2n}	b_{2*}	b_{2*}/\bar{B}
3	b_{31}	b_{32}	b_{33}	\vdots	b_{3n}	b_{3*}	b_{3*}/\bar{B}
\vdots	\vdots	\vdots	\vdots	\vdots	\vdots	\vdots	\vdots
\vdots	\vdots	\vdots	\vdots	\vdots	\vdots	\vdots	\vdots
n	b_{n1}	b_{n2}	b_{n3}	\vdots	b_{nn}	b_{n*}	b_{n*}/\bar{B}
列和	b_{*1}	b_{*2}	b_{*3}	\dots	b_{*n}	$\sum b_{i*}$ $= \sum b_{*j}$	
影響力係数	$\frac{b_{*1}}{\bar{B}}$	$\frac{b_{*2}}{\bar{B}}$	$\frac{b_{*3}}{\bar{B}}$	\dots	$\frac{b_{*n}}{\bar{B}}$		

表5-1 平成23年表における影響力係数表及び感応度係数の一覧

部 門	影響力係数	感応度係数
01 農 林 水 産 業	0.956949	0.806398
06 鋁	0.984509	0.567638
11 飲 食 料 品	1.057986	0.780765
15 織 維 製 品	0.974466	0.627390
16 パルプ・紙・木 製 品	1.136689	1.326998
20 化 学 製 品	1.147750	1.498586
21 石 油 ・ 石 炭 製 品	0.617290	1.171013
22 プラスチック・ゴ ム	1.148722	1.112687
25 窯 業 ・ 土 石 製 品	0.950546	0.769416
26 鉄	1.453449	2.339416
27 非 鉄 金 属 製 品	0.975590	1.013335
28 金 属 製 品	1.192033	0.866208
29 は ん 用 機 械	1.137976	0.684738
30 生 産 用 機 械	1.105084	0.632876
31 業 務 用 機 械	1.106698	0.603033
32 電 子 部 品	1.110403	1.007109
33 電 気 機 械	1.127987	0.689191
34 情 報 ・ 通 信 機 器	1.121286	0.538408
35 輸 送 機 械	1.446831	1.053315
39 その他の製造工業製 品	1.020745	0.881773
41 建 設	1.014864	0.872984
46 電 力 ・ ガ ス ・ 熱 供 給	0.893665	1.260012
47 水 道	0.993654	0.661798
48 廃 棄 物 処 理	0.755585	0.594452
51 商 業	0.787584	2.137430
53 金 融 ・ 保 険	0.811321	1.007023
55 不 動 産	0.686759	0.862406
57 運 輸 ・ 郵 便	0.911776	1.849653
59 情 報 通 信	0.931216	1.391800
61 公 務	0.793432	0.680468
63 教 育 ・ 研 究	0.733810	1.115098
64 医 療 ・ 福 祉	0.873131	0.543579
65 その他の非営利団体サービ ス	0.862329	0.571098
66 対 事 業 所 サ ー ビ ス	0.869098	2.642450
67 対 個 人 サ ー ビ ス	0.902030	0.573654
68 事 務 用 品	1.397993	0.564912
69 分 類 不 明	1.008763	0.700890

平成23年表の統合大分類（37部門）の $[I-(I-M)A]^{-1}$ 型逆行列係数を使用して計算した感応度係数（表5-1を参照）によると、対事業所サービス、鉄鋼、商業等の感応度係数が大きくなっているが、これらはいずれも広く各産業に対して、原材料・サービス等を提供している産業であり、その意味で他産業の好不況の影響を受けやすいものとなっている。

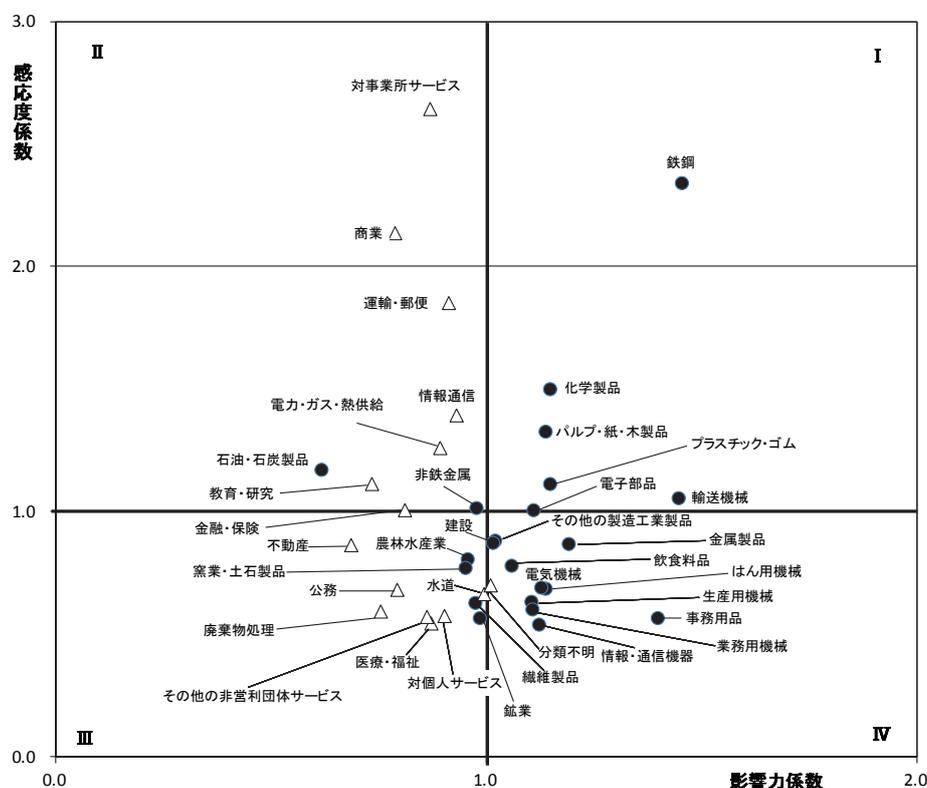
なお、影響力係数及び感応度係数とも、逆行列係数を基本としていることから、部門統合の仕方や逆行列のタイプの違いで結果が異なるので注意を要する。

(3) 影響力係数と感応度係数による機能分析

影響力係数と感応度係数とを組み合わせることにより、各部門がどのような機能を持っているかを模式的に把握することができる。

つまり、図5-6のように影響力係数を横軸に、感応度係数を縦軸にして各部門の値をプロットすると、その位置によって、それぞれの部門が持っている特性が判断できる。

図5-6 影響力係数と感応度係数



(注) ●は財部門を、△はサービス部門を示す。

Iに位置する部門は、産業全体に対する影響力が強く、かつ、影響も受け易い分野である。一般に基礎資材などの原材料製造業部門がこれに該当し、鉄鋼、化学製品、パルプ・紙・木製品等がこの分野に属している。

IIは、産業全体に対する影響力は低い、感応度は高い分野である。対事業所サービス、商業、運輸・郵便など各産業に対するサービスの提供部門が多くなっている。

IIIは、影響力も感応度も低い分野である。農林水産業、窯業・土石製品などの一次産業型のもののほか、不動産、廃棄物処理などの独立型の産業部門がこの分野に属している。

IVは、産業全体に対する影響力は強いが、生産波及効果はそれ程大きくない分野である。最終財の製造業部門が多く、金属製品、はん用機械、電気機械、生産用機械、情報・通信機器等がこの分野に属している。

第3節 最終需要と国内生産額との関係

1 最終需要項目別生産誘発額

内生部門の各行部門は、中間需要部門（各生産部門）及び最終需要部門に財・サービスの供給を行っているが、内生部門の生産活動は、究極的には、最終需要を過不足なく満たすために行われているのであり、その生産水準は、各最終需要の大きさによって決定される。すなわち、産業連関表では、競争輸入型モデルで、輸入が国内需要に比例している場合は、逆行列係数を介して、次のような関係が存在している。

$$X = [I - (I - \hat{M})A]^{-1} [(I - \hat{M})Y + E]$$

国内生産額 逆行列 最終需要額

ここで最終需要(F)は、大別すれば、国内最終需要(Y)である①家計外消費支出、②民間消費支出、③一般政府消費支出、④国内総固定資本形成及び⑤在庫純増並びに⑥輸出(E)の6項目からなっているが、各部門の国内生産額が、どの最終需要項目によってどれだけ誘発されたものであるのか、その内訳をみたのが「最終需要項目別生産誘発額」である。

これは、国内生産額の変動が、最終需要のどの項目によってもたらされたものであるのかを分析するための一つの指標となるものであり、次のようにし

て計算される。

前述のように最終需要ベクトルFは国内最終需要ベクトルYと輸出ベクトルEに分解される。さらに、国内最終需要ベクトルYを各国内最終需要項目（民間消費支出、国内総固定資本形成等）ベクトルに分解する。

$$Y = Y_1 + Y_2 + Y_3 + \dots + Y_N$$

各国内最終需要項目によって誘発される生産額ベクトルを X_k で表せば、

$$X_k = [I - (I - \hat{M})A]^{-1} (I - \hat{M})Y_k \quad k=1,2,\dots,N$$

輸出Eによって誘発される生産額ベクトルは、

$$X_E = [I - (I - \hat{M})A]^{-1} E$$

となり、各最終需要項目別生産誘発額の和が、国内生産額であるから、

$$X = \sum_{k=1}^N X_k + X_E$$

が成立する。

逆行列として $(I - A^d)^{-1}$ を使用することももちろん可能であり、その場合、右辺に乗ずる最終需要ベクトルは国産品に対する最終需要 (F^d) になる。

(注) 計算に当たっては、第2節2(2)の【調整項の分類区分の変更に伴う計算上の留意点】を参照。

2 最終需要項目別生産誘発係数

最終需要項目別生産誘発額を、それぞれ対応する項目の最終需要の合計額で除した比率を「最終需要項目別生産誘発係数」と言う。

すなわち、

$$Y_k = \begin{bmatrix} Y_{1k} \\ \vdots \\ Y_{nk} \end{bmatrix}, \quad X_k = \begin{bmatrix} X_{1k} \\ \vdots \\ X_{nk} \end{bmatrix} \quad k=1,2,\dots,N$$

(国内最終需要項目)

及び

$$E = \begin{bmatrix} E_1 \\ \vdots \\ E_n \end{bmatrix}, \quad X_E = \begin{bmatrix} X_{1,N+1} \\ \vdots \\ X_{n,N+1} \end{bmatrix}$$

とすれば、国内最終需要項目 k 及び輸出による部門 i の生産誘発額は、それぞれ X_{ik} 、 $X_{i,N+1}$ となり、生産誘発係数は、

$$\text{最終需要項目別生産誘発係数} = \begin{cases} \frac{X_{ik}}{\sum_{j=1}^n Y_{jk}} \text{ (国内最終需要)} \\ \frac{X_{i,N+1}}{\sum_{j=1}^n E_j} \text{ (輸出)} \end{cases}$$

と表される（図5-7を参照）。

これは、ある最終需要項目が合計で1単位（品目別構成は同じ）だけ増加した場合、各部門の国内生産額がどれだけ増加するかを示すものとなっている。

なお、最終需要項目別生産誘発係数を部門について合計したもの、すなわち、

$$\frac{\sum_{i=1}^n X_{ik}}{\sum_{j=1}^n Y_{jk}} \text{ 及び } \frac{\sum_{i=1}^n X_{i,N+1}}{\sum_{j=1}^n E_j}$$

をもって、生産誘発係数と呼ぶ場合もある。

図5-7 最終需要項目別生産誘発係数（概念図）

		最終需要項目							
		1	2	3	N	N+1
部 門	1	最終需要項目別生産誘発係数							
	2	$\begin{bmatrix} X_{ik} \\ \sum_{j=1}^n Y_{jk} \end{bmatrix} \begin{bmatrix} X_{i,N+1} \\ \sum_{j=1}^n E_j \end{bmatrix}$							
	3								
	⋮								
	⋮								
n									
合計									

(注) $X_{ik}, X_{i,N+1}$: 最終需要項目別生産誘発額

$$\sum_{j=1}^n Y_{jk}, \sum_{j=1}^n E_j : \text{項目別最終需要額の合計値}$$

3 最終需要項目別生産誘発依存度

各部門ごとの生産誘発額の項目別構成比を「最終需要項目別生産誘発依存度」という。各部門の国内生産額が、どの最終需要の項目によってどれだけ誘発されたのか、そのウェイトを示したものである（図5-8を参照）。

図5-8 最終需要項目別生産誘発依存度（概念図）

		最終需要項目								合計
		1	2	3	N	N+1	
部 門	1	最終需要項目別生産誘発依存度								1.0
	2									
	3									
	⋮									
	⋮									
n	$\begin{bmatrix} X_{ik} \\ X_i \end{bmatrix} \begin{bmatrix} X_{i,N+1} \\ X_i \end{bmatrix}$									

(注) $X_{ik}, X_{i,N+1}$: 最終需要項目別生産誘発額

X_i : 生産誘発額の合計値（国内生産額）

第4節 最終需要と粗付加価値との関係

各部門の国内生産額は中間投入額と粗付加価値額とで構成されているが、国内生産額は最終需要によって誘発されるものであるため、その一部である粗付加価値額も同様に最終需要によって誘発されるものと考えることができる。

すなわち、第3節で述べた国内生産と最終需要との関係式を粗付加価値と最終需要についても同様に適用することができる。

各産業部門（列部門）の粗付加価値額を当該列部門の国内生産額で除した比率を粗付加価値率という。生産物1単位当たりの粗付加価値であり、これを要素とする対角行列を \hat{v} とする。

$$\hat{v} = \begin{bmatrix} v_1 & & & & & & & & 0 \\ & v_2 & & & & & & & \\ & & v_3 & & & & & & \\ & & & \ddots & & & & & \\ 0 & & & & & & & & v_n \end{bmatrix} \quad v_j = \frac{V_j}{X_j} (j=1,2,\dots,n)$$

すなわち、 V を粗付加価値額からなるベクトルとすれば、 $V = \hat{v} \cdot X$

である。

したがって、第3節で述べた需給バランス式を粗付加価値について示すと、

$$V = \hat{v} \cdot [I - (I - \hat{M})A]^{-1} [(I - \hat{M})Y + E]$$

である。この式を用いて、生産誘発と同様に、

- ① 粗付加価値誘発額
- ② 粗付加価値誘発係数
- ③ 粗付加価値誘発依存度

が定義される。

生産誘発係数と粗付加価値誘発係数とを比較して特徴的なことは、生産誘発係数の場合、最終需要項目の中で大きな値を示していた「輸出」及び「国内総固定資本形成」が、粗付加価値誘発係数の場合はともに「消費」に比べて小さい点である。このことは、景気拡大のいわゆるカンフル剤としては公共投資の追加や輸出が効果的であるが、付加価値レベル（GDPレベル）では、むしろ消費による刺激の方が効果的であることを示している。

第5節 最終需要と輸入との関係

1 最終需要項目別輸入誘発額、同誘発係数及び同誘発依存度

ある最終需要が生じたとき、通常その全てが国内生産によって賄われるものではなく、一部は輸入によって賄われる。

産業連関分析の柱の一つは、ある最終需要が発生した時、それを起因として誘発される各産業部門の生産額の大きさを計測することにあるが、同時にそれによって誘発される輸入額の大きさを求めることもできる。その際に必要となるのが各産業部門の輸入係数であり、最終需要1単位によって誘発される輸入の大きさは、輸入係数を介して計算される

我が国において一般的に利用されている $[I - (I - \hat{M})A]^{-1}$ 型の逆行列係数においては、第2節2(2)で述べたとおり、産業連関表が通過取引を対象としない（すなわち輸出の中には輸入は含まれない。）ため、輸入係数は、国内需要に対する比率として、次のように定義される。

$$m_i = \frac{M_i}{\sum_{j=1}^n a_{ij} X_j + Y_i} \quad \hat{M} = \begin{bmatrix} m_1 & & 0 \\ & \ddots & \\ 0 & & m_n \end{bmatrix}$$

$$\therefore M = \hat{M}(AX + Y) \quad \dots\dots\dots ⑫$$

国内生産額 X は、

$$X = [I - (I - \hat{M})A]^{-1} [(I - \hat{M})Y + E] \quad \dots\dots\dots ⑬$$

であり、⑬について、逆行列 $[I - (I - \hat{M})A]^{-1}$ を B で表し、⑫式に代入して展開すると、

$$M = \hat{M}AB(I - \hat{M})Y + \hat{M}ABE + \hat{M}Y$$

$$M = [\hat{M}AB(I - \hat{M}) + \hat{M}] Y + \hat{M}ABE \quad \dots\dots\dots ⑭$$

となる。すなわち、輸入 M は、輸出を除く国内最終需要によって誘発されるもの（⑭式の右辺第1項）

と、輸出 E によって誘発されるもの（⑭式の右辺第2項）とに分離される。

なお、 $\hat{M}AB$ は、逆行列係数 B に輸入品の投入係数 $\hat{M}A$ を乗じたものとして理解される。

輸入が最終需要の各項目によってどれだけ誘発されたのか、その内訳を示したのが「最終需要項目別輸入誘発額」であり、⑭式にみられるとおり、輸入 M が、

$$M = [\hat{M}AB(I - \hat{M}) + \hat{M}] Y + \hat{M}ABE$$

と、分解されることから明らかなようにそれぞれ対応する項目の最終需要額を乗じて計算される。すなわち、国内最終需要である「家計外消費支出」から「在庫純増」までの、各最終需要項目ベクトルに、行列 $[\hat{M}AB(I - \hat{M}) + \hat{M}]$ を、「輸出」については輸出ベクトルに行列 $\hat{M}AB$ を、それぞれ乗じて求められる。

最終需要項目別輸入誘発係数及び輸入誘発依存度については、第3節の生産誘発係数及び生産誘発依存度と同様の方法で算出されるものであるため、ここでは説明を省略する。

(注) 計算に当たっては、第2節2(2)の【調整項の分類区分の変更に伴う計算上の留意点】を参照。

2 総合輸入係数

行列 $[\hat{M}AB(I - \hat{M}) + \hat{M}]$ 、 $\hat{M}AB$ のそれぞれの列和は、各産業に「輸出を除く最終需要」及び「輸出」がそれぞれ1単位（品目別構成は同じ）発生した場合の輸入誘発の大きさを表す係数であり「総合輸入係数」と呼ばれている。数値は、計数編(3)及び(4)において、それぞれ統合小分類（190部門）、統合中分類（108部門）によるものを掲載している。

第6節 労働力の産業連関分析係数

1 労働誘発係数

産業連関表では、既に述べたとおり、国内生産額と最終需要との間には、逆行列係数を介した次のような関係があり、最終需要に対する生産誘発係数が計算できた。

$$X = [I - (I - \hat{M})A]^{-1} [(I - \hat{M})Y + E] \quad \dots\dots\dots ⑮$$

X : 国内生産額
 $[I - (I - \hat{M})A]^{-1}$: 逆行列
 $[(I - \hat{M})Y + E]$: 最終需要額

これを産業連関表の付帯表の一つである雇用表又は雇用マトリックスに適用することで、労働投入係数や労働誘発係数ができる。

まず、雇用表（各列部門について、1年間に生産活動のために投入した労働の量を、従業上の地位別に年平均人数で表示した行列。詳細は第7章3を参照） L の各要素を、その列部門の国内生産額で除して得られた労働投入係数の行列を L' とする。

この労働投入係数は、単位生産額当たり直接に必要な労働量を示すものであり、一般的には労働生産性の逆数に相当する。

(雇用表 L)

	部門 1	部門 2	部門 3	……	部門 n
従業者総数	l_{11}	l_{12}	l_{13}	……	l_{1n}
個人業主	l_{21}	l_{22}	l_{23}	……	l_{2n}
家族従業者	l_{31}	l_{32}	l_{33}	……	l_{3n}
⋮	⋮	⋮	⋮		⋮
⋮	⋮	⋮	⋮		⋮
⋮	⋮	⋮	⋮		⋮
国内生産額	X_1	X_2	X_3	……	X_n

(労働投入係数の行列 L')

	部門 1	部門 2	部門 3	……	部門 n
従業者総数	l'_{11}	l'_{12}	l'_{13}	……	l'_{1n}
個人業主	l'_{21}	l'_{22}	l'_{23}	……	l'_{2n}
家族従業者	l'_{31}	l'_{32}	l'_{33}	……	l'_{3n}
⋮	⋮	⋮	⋮		⋮
⋮	⋮	⋮	⋮		⋮
⋮	⋮	⋮	⋮		⋮

(注) $l'_{ij} = \frac{l_{ij}}{X_j}$

ここで、従業者総数及び各従業上の地位のうちの第*i*番目についての分析を行うものとする。 L の第*i*行をタテに並べたベクトルを L_i 、 L' の第*i*行の成分を対角に並べた行列を \hat{L}'_i 、すなわち、

$$L_i = \begin{bmatrix} l_{i1} \\ l_{i2} \\ \vdots \\ l_{in} \end{bmatrix}, \quad \hat{L}'_i = \begin{bmatrix} l'_{i1} & & & 0 \\ & l'_{i2} & & \\ & & \ddots & \\ 0 & & & l'_{in} \end{bmatrix}$$

として、⑬式を用いると、

$$\begin{aligned} L_i &= \hat{L}'_i X \\ &= \hat{L}'_i [I - (I - \hat{M})A]^{-1} [(I - \hat{M})Y + E] \\ &= \hat{L}'_i B [(I - \hat{M})Y + E] \cdots \cdots \cdots \textcircled{16} \end{aligned}$$

ただし、 $B = [I - (I - \hat{M})A]^{-1}$

となる。

行列 $\hat{L}'_i B$ の各列は、それぞれの部門に対する最終需要が1単位増加した場合に、各部門において直接・間接に必要な労働力需要の大きさを示すものとなっており、この行列 $\hat{L}'_i B$ の成分を通常「労働誘発係数」と呼んでいる。

一方、 $L'B$ を考えると、各列は、それぞれの部門に対する最終需要が1単位だけ生じた場合に、直接・間接に必要な従業上の地位別の労働力需要の大きさを示すものであり、これも一種の「労働誘発係数」と言える。なお、後述する「職業誘発係数」は、後者の考え方に対応するものである。

また、国内最終需要 Y は、家計消費支出、一般政府消費支出、国内総固定資本形成等からなり、これを

$$Y = Y_1 + Y_2 + \cdots + Y_N \cdots \cdots \cdots \textcircled{17}$$

のように表せば、⑬、⑰式から

$$\begin{aligned} L_i &= \hat{L}'_i B [(I - \hat{M})(Y_1 + Y_2 + \cdots + Y_N) + E] \\ &= \hat{L}'_i B (I - \hat{M})Y_1 + \cdots + \hat{L}'_i B (I - \hat{M})Y_N + \hat{L}'_i B E \cdots \textcircled{18} \end{aligned}$$

が得られる。右辺の各項は、誘発される労働量の最終需要項目別内訳となっている。

ここで、産業連関分析を行う上では、投入係数は安定的であり、産業連関表の作成対象年と分析対象年との間に大きな変化がないという仮定が置かれているが、労働力の産業連関分析を行う上でも同様であり、労働投入係数は安定的であるという仮定が置かれている。

しかし、労働投入係数の場合は投入係数と異なり、必ずしも安定的であるとは言えない事情がある。例えば、ある部門の生産額が2倍になったとしても、産業ロボットの導入や操業度の引き上げ等があった場合には、労働投入量が必ずしも2倍になるとは限らないからである。したがって、労働力の産業連関分析を行う場合には、操業度や労働生産性の変化について十分考慮することが必要である。

2 労働誘発に関する影響力係数と感応度係数

逆行列係数から影響力係数と感応度係数が計算されたように、労働誘発係数の行列 $\hat{L}'_i B$ からも労働誘発に関する影響力係数と感応度係数が計算される。

(1) 労働誘発に関する影響力係数

ある部門の最終需要が1単位だけ増加した場合、各列部門の労働需要に対してどれだけの影響を与えることになるのか、その程度を部門間で比較する場合に用いられる指標である。

「労働誘発に関する第1種影響力係数」は、次式により計算される。

$$\begin{aligned} & \text{労働誘発に関する部門別第1種影響力係数} \\ &= \frac{\text{労働誘発係数行列の各列和}}{\text{労働誘発係数行列の列和全体の平均値}} \\ &= \frac{C_j}{\bar{C}} \end{aligned}$$

ただし、

$$C = \hat{L}'B = [C_j]$$

$$C_j = \sum_i C_{ij}, \quad \bar{C} = \frac{1}{n} \sum_j C_j$$

この影響力係数が大きいほど、その部門の最終需要1単位によって誘発される各部門の労働需要量が相対的に大きいことを表す。

この「労働誘発に関する第1種影響力係数」は、その自部門を含む直接・間接の労働誘発効果を示すものであるが、逆行列係数から計算したものと同様、このほかに、自部門への直接効果のみ除き、他部門に対する労働誘発効果をみた「労働誘発に関する第2種影響力係数」と、自部門への直接・間接の影響を完全に除き、他部門に対する労働誘発効果だけをみた「労働誘発に関する第3種影響力係数」がある。

(2) 労働誘発に関する感応度係数

影響力係数は、労働誘発係数の各列和から計算されたものであるが、各行和からも同様の方法で指標を計算することができる。感応度係数と呼ばれるものであり、そのうちの「労働誘発に関する第1種感応度係数」は、全ての部門の最終需要がそれぞれ1単位である場合に各部門がどれだけの労働誘発効果を受けるのか、その程度を部門間で比較する場合に用いられ、次式により計算される。

$$\begin{aligned} & \text{労働誘発に関する部門別第1種感応度係数} \\ &= \frac{\text{労働誘発係数行列の各行和}}{\text{労働誘発係数行列の行和全体の平均値}} \\ &= \frac{C_i}{\bar{C}} \end{aligned}$$

ただし、

$$C_i = \sum_j C_{ij}, \quad \bar{C} = \frac{1}{n} \sum_i C_i$$

この「労働誘発に関する第1種感応度係数」の高い部門ほど、労働誘発効果を受ける度合いが強いということになる。

なお、「労働誘発に関する影響力係数」と同様に、労働誘発に関する感応度係数についても、「労働誘発に関する第2種感応度係数」と「労働誘発に関する第3種感応度係数」が定義できる。

3 職業誘発係数

産業連関表の付帯表の一つである雇用マトリックス（前記1記載の雇用表から得た有給役員を含む雇員について、これを更に職業別に表示した行列。詳細は第7章4を参照）を用いることにより職業誘発係数が計算できる。

雇用マトリックスSの各要素をその列部門の国内生産額で除して得られる職業投入係数の行列をS'とする。

(雇用マトリックスS)

		部門 1	部門 2	部門 3	部門 n
職 業	1	S ₁₁	S ₁₂	S ₁₃	S _{1n}
	2	S ₂₁	S ₂₂	S ₂₃	S _{2n}
	3	S ₃₁	S ₃₂	S ₃₃	S _{3n}
	⋮	⋮	⋮	⋮		⋮
	⋮	⋮	⋮	⋮		⋮
国内生産額		X ₁	X ₂	X ₃	X _n

(注) 雇員には有給役員が含まれる。

(職業投入係数の行列S')

		部門 1	部門 2	部門 3	部門 n
職 業	1	S' ₁₁	S' ₁₂	S' ₁₃	S' _{1n}
	2	S' ₂₁	S' ₂₂	S' ₂₃	S' _{2n}
	3	S' ₃₁	S' ₃₂	S' ₃₃	S' _{3n}
	⋮	⋮	⋮	⋮		⋮
	⋮	⋮	⋮	⋮		⋮

(注) S'_{ij} = S_{ij} / X_j

S の行和から成るベクトルを S^* とすると、

$$S^* = S'B [(I - \hat{M})Y + E] \cdots \cdots \cdots \quad (19)$$

ただし、 $B = [I - (I - \hat{M})A]^{-1}$

行列 $S'B$ が「職業誘発係数」の行列であり、各部門の最終需要 1 単位によって直接・間接に必要な職業別の雇用者数を表している。

4 最終需要項目別労働誘発係数及び同職業誘発係数

既に述べたとおり、国内最終需要 Y を項目別に分解し、次のように表せば、

$$Y = Y_1 + Y_2 + \cdots + Y_N \cdots \cdots \cdots \quad (17)$$

$$L_i = \hat{L}'_i B (I - \hat{M}) Y_1 + \cdots + \hat{L}'_i B (I - \hat{M}) Y_N + \hat{L}'_i B E \cdots \quad (18)$$

が得られる。これにより最終需要項目別の労働誘発係数が得られ、また、各部門の雇用者又は就業者がどの最終需要項目にどの程度依存しているかが、いずれも従業上の地位別に明らかにされる。

また、⑱式において、国内最終需要を項目別に分解すれば、

$$S^* = S'B(I - \hat{M})Y_1 + \cdots + S'B(I - \hat{M})Y_N + S'BE$$

となり、特定の最終需要項目によって必要となる職業別雇用者数（最終需要項目別職業誘発係数）を明らかにすることができる。

第 7 節 部門統合の問題

1 はじめに

平成 23 年表では、行 518 部門 × 列 397 部門の基本分類による取引基本表を始めとして、それを統合した統合小分類（190 部門）、統合中分類（108 部門）、統合大分類（37 部門）及び 13 部門分類による表を作成しているが、これ以外にも、利用者がその目的に即して、独自の部門数の統合分類表を作成することは、統合部門に属する各基本分類の計数を単純に加算することにより可能である。

産業連関表をそのまま読み取るだけであれば、どのように部門を統合するかは、表章の精粗の問題に過ぎない。しかし、産業連関表の最も重要な利用方法は、これから導かれる投入係数や逆行列係数、最終需要項目別生産誘発係数などを用いて、経済の予測や特定の経済政策の効果測定、あるいは価格分析等を行うことであり、産業連関表をこのような目的

で利用しようとする場合には、産業連関表の部門をどのように設定するかは、極めて重要な問題となってくる。

すなわち、独自の部門数の統合分類を作るに当たっては、分析の対象とする部門は独立した部門として設定する一方、扱いやすさ等の観点から、他の部門は適切に統合することが適当であると考えられるが、ここで留意しなければならないことは、産業連関表を用いて生産誘発効果等を計算（逆行列係数を算出）する場合、部門の設定の仕方によって、通常、結果が異なることである。

このような事実に関しては、産業連関表の創始者である W. レオンチェフが、その著書の中で、次のように言及しているところである。

「投入産出分析のための産業の分類は、技術的同質性を考慮することによって導かれ（中略）る。統合の問題は、投入産出行列の列とそれに対応する行の幾つかを結合することによって、行列の大きさを小さくするときに発生する。統合された行列の性質と統合されない行列の性質との関係は、統合されている部門の投入列が統合されない行列内のどんな位置にあるかに依存している。ある理想的な条件のもとでは、もとの行列の逆行列を統合したものは統合した行列の逆行列と一致する。これらの条件が完全にではなく近似的に満たされるときは、いま述べた一致性はもちろん、ただ近似的に実現されるに過ぎない。」（「産業連関分析」、新飯田宏記、岩波書店、1969、p. 119）

それでは、どのように部門を設定すれば適切に生産波及効果が計測できるか等、部門統合で注意すべき点について、以下にその概略を述べる。

2 部門統合の理論的側面

(1) 2 部門を統合する場合

投入係数の行列を次のようなものとして、部門 1 及び部門 2 の二つの部門を統合する場合について考察を行うこととする。

$$A = \begin{array}{c|cc|c} \text{部門 } i & \text{部門 1} & \text{部門 2} & \text{部門 } j \\ \hline P & u_1 & u_2 & R \\ \hline l'_1 & a_{11} & a_{12} & r'_1 \\ \hline l'_2 & a_{21} & a_{22} & r'_2 \\ \hline Q & d_1 & d_2 & S \\ \hline & & & \text{部門 } j \end{array}$$

ここで部門 1 及び部門 2 の国内生産額をそれぞれ X_1 及び X_2 とし、

$$\alpha = \frac{X_1}{X_1 + X_2} \quad \beta = \frac{X_2}{X_1 + X_2}$$

と定義すれば、部門1及び部門2を統合した場合の投入係数行列は、次のような行列に表すことができる。

$${}^+A = \begin{bmatrix} P & \alpha u_1 + \beta u_2 & R \\ l'_1 + l'_2 & \alpha(a_{11} + a_{21}) + \beta(a_{12} + a_{22}) & r'_1 + r'_2 \\ Q & \alpha d_1 + \beta d_2 & S \end{bmatrix}$$

ここで、最終需要を次のように表すこととする。

$$F = \begin{bmatrix} F_l \\ F_1 \\ F_2 \\ F_r \end{bmatrix} \quad \begin{array}{l} F_l: \text{部門}l \text{ に対する最終需要} \\ F_1: \text{部門}1 \quad \quad \quad \text{''} \\ F_2: \text{部門}2 \quad \quad \quad \text{''} \\ F_r: \text{部門}r \quad \quad \quad \text{''} \end{array}$$

$(I-A)^{-1}$ 型逆行列のモデルで、任意の最終需要 F に対して A と ${}^+A$ で生産誘発額が一致する場合の条件を考えてみる。

まず、部門統合を行う前の投入係数行列を用いて、最終需要 F に対する1次波及を計算する。1次波及によって誘発される各部門の国内生産額をベクトル X^1 で表せば、

$$X^1 = \begin{bmatrix} X_l^1 \\ X_1^1 \\ X_2^1 \\ X_r^1 \end{bmatrix} = AF = \begin{bmatrix} PF_l + u_1 F_1 + u_2 F_2 + RF_r \\ l'_1 F_1 + a_{11} F_1 + a_{12} F_2 + r'_1 F_r \\ l'_2 F_1 + a_{21} F_1 + a_{22} F_2 + r'_2 F_r \\ QF_l + d_1 F_1 + d_2 F_2 + SF_r \end{bmatrix} \quad \dots\dots\dots \textcircled{20}$$

となる。

次に、部門統合を行った後の投入係数行列 ${}^+A$ を用いて、最終需要に対する1次波及を計算する。

ここで、

$${}^+F = \begin{bmatrix} F_l \\ F_1 + F_2 \\ F_r \end{bmatrix}$$

とする。

1次波及で誘発される各部門の国内生産額をベクトル ${}^+X^1$ で表せば、

$${}^+X^1 = \begin{bmatrix} {}^+X_l^1 \\ {}^+X_{1+2}^1 \\ {}^+X_r^1 \end{bmatrix} = {}^+A {}^+F = \begin{bmatrix} PF_l + \\ (l'_1 + l'_2)F_l + \\ QF_l + \\ (\alpha u_1 + \beta u_2)(F_1 + F_2) + RF_r \\ \{\alpha(a_{11} + a_{21}) + \beta(a_{12} + a_{22})\}(F_1 + F_2) + (r'_1 + r'_2)F_r \\ (\alpha d_1 + \beta d_2)(F_1 + F_2) + SF_r \end{bmatrix} \quad \dots\dots\dots \textcircled{21}$$

となる。

ここで、統合の有無にかかわらず、1次波及による生産誘発額が一致する条件は、任意の F について

$$\left. \begin{array}{l} X_l^1 = X_l^1 \\ X_1^1 + X_2^1 = X_{1+2}^1 \\ X_r^1 = X_r^1 \end{array} \right\} \dots\dots\dots \textcircled{22}$$

が成立することである。

②式及び②式を②式に代入し書き換えると、 $\alpha + \beta = 1$ から、

$$\left. \begin{array}{l} u_1 = u_2 \\ a_{11} + a_{21} = a_{12} + a_{22} \\ d_1 = d_2 \end{array} \right\} \dots\dots\dots \textcircled{22}'$$

となる。

これまでみてきたように、②'式は、1次波及の大きさが部門統合による変化を生じさせないための条件であるが、②式の F 及び②式の ${}^+F$ を、それぞれ X^1 及び ${}^+X^1$ に置き換えることで求められる2次波及による国内生産誘発額 X^2 及び ${}^+X^2$ が一致するための条件ともなり、結局、究極的な波及の大きさ（いわゆる「生産誘発額」）が一致するための条件となる。すなわち、各部門における生産誘発額が、統合によって変化しないための条件は②'式のとおりで、統合対象となった各部門の投入係数が、統合後の対応する部門の投入係数と一致していることである。換言すれば、生産技術構造を示す投入係数が同じである場合のみ、統合前と統合後とでは生産誘発効果に変化は生じないということになる。

我が国における産業連関表の部門は、財・サービスの種類に応じたアクティビティ・ベースの分類となっているが、上に述べた条件は、このアクティビティ・ベースの等質性が部門設定の条件であることを示したものであり、その意味では、当初の部門設定の基準や原理を示すものでもある。

(2) 部門統合に伴う他部門での生産誘発における影響

次に、部門統合に伴う他部門での生産誘発における影響について考えてみることにする。ここで、他部門を特定の部門 l で代表させて考えることにする。

部門 l への1次波及の大きさが、部門統合を行う前と後とで一致する条件は、前記②式のうち、

$$X_l^1 = X_l^1$$

となる。これから得られる条件は、

$$u_1 = u_2$$

である。すなわち、部門統合の対象となる部門1及び部門2における部門 l からの投入係数が、相

互に一致している場合には、部門統合の前と後とで、任意の最終需要による部門 I への 1 次の生産波及効果は一致することとなる。しかし、2 次以降の波及効果については、通常、統合の前と後とは一致しない。

ここで、特に

$$u_1 = u_2 = 0 \quad \text{及び} \quad R = 0$$

が立する場合、すなわち、考察の対象となっている部門 I 以外の部門が、部門 I から全く投入を行っていない場合には、部門 I 以外の部門をどのように統合しても、部門 I に対する生産波及効果には影響が生じない。

このような関係を全体的に把握するためには、投入係数表の行部門及び列部門について、それぞれの対応関係を保ちつつ、その順番を入れ替えて、次のように変形する投入係数表のブロック化が有効である。

	I	II	III	IV
I	×			
II		×		
III			×	
IV	×	×	×	×

(注) ×以外は、全て 0 である。

このとき、ある最終需要による波及効果を、例えばグループ I にのみ注目して分析する場合には、グループ II、III、IV をどのように統合しても、I における誘発効果は一定である。II または III のグループに関しても同様である。

また、部門統合の対象となる各部門の最終需要の相互の比率が、それぞれの国内生産額の比率と等しい場合、すなわち、

$$F_1 : F_2 = X_1 : X_2 = \alpha : \beta \quad (\text{なお、} \alpha + \beta = 1)$$

の場合には、

$$X^1 = \begin{bmatrix} PF_1 + (u_1 + \frac{\beta}{\alpha} u_2) F_1 + RF_r \\ l'_1 F_1 + (a_{11} + \frac{\beta}{\alpha} a_{12}) F_1 + r'_1 F_r \\ l'_2 F_1 + (a_{21} + \frac{\beta}{\alpha} a_{22}) F_1 + r'_2 F_r \\ QF_1 + (d_1 + \frac{\beta}{\alpha} d_2) F_1 + SF_r \end{bmatrix}$$

$${}^+ X^1 = \begin{bmatrix} PF_1 & + (\alpha u_1 + \beta u_2) \\ (l'_1 + l'_2) F_1 + \{ \alpha (a_{11} + a_{21}) + \beta (a_{12} + a_{22}) \} \\ QF_1 & + (\alpha d_1 + \beta d_2) \end{bmatrix} \times \begin{bmatrix} (1 + \frac{\beta}{\alpha}) F_1 + RF_r \\ (1 + \frac{\beta}{\alpha}) F_1 + (r'_1 + r'_2) F_r \\ (1 + \frac{\beta}{\alpha}) F_1 + SF_r \end{bmatrix}$$

$$= \begin{bmatrix} PF_1 & + (u_1 + \frac{\beta}{\alpha} u_2) F_1 \\ (l'_1 + l'_2) F_1 + \{ (a_{11} + a_{21}) + \frac{\beta}{\alpha} (a_{12} + a_{22}) \} F_1 \\ QF_1 & + (d_1 + \frac{\beta}{\alpha} d_2) F_1 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} + RF_r \\ + (r'_1 + r'_2) F_r \\ + SF_r \end{bmatrix}$$

となり、 X^1 を統合したものが ${}^+ X^1$ に一致することとなる。

(3) 統合により生産波及に影響を生じさせないための条件

以上のことより、次のようなことが言える。

- ① 統合の対象となる各部門の投入係数が、統合後の部門の投入係数と一致している場合には、任意の最終需要に関して、その生産波及効果は完全に一致する。
- ② 統合の対象となる部門の、その他の特定部門からの投入係数が、部門統合の前と後とで一致している場合には、その特定部門に対する 1 次の生産波及効果は、任意の最終需要に関して変化しない。
- ③ ある特定の部門から全く投入を受けていない部門については、どのように統合しても、その特定部門に対する生産波及効果には影響が生じない。
- ④ 統合の対象となる各部門の最終需要の相互の比率が、それぞれの国内生産額の比率と等しい場合には、その最終需要がもたらす 1 次の生産波及効果は全ての対応する部門において一致する。

なお、輸入を考慮した $[I - (I - \hat{M})A]^{-1}$ 型の逆行列係数のモデルで考える場合には、③を除き、統合の対象となる部門の輸入率が等しいという条件が加わる。このように、投入構造が統合の前後で変化しないという非常に特殊な場合を除

き、部門の統合（あるいは部門の設定）の仕方によって生産波及・誘発に異なる結果が導かれるということを、常に念頭に置く必要がある。

3 部門統合の実例

平成23年表を用い、実際に部門統合の影響を調べてみることにする。次の2通りの方法で、13部門分類の生産誘発額（最終需要項目別）を算出し、比較を行う。

なお、逆行列係数は、 $[I-(I-\hat{M})A]^{-1}$ 型を用いることとする。

① 190部門で計算し、その結果13部門分類に統合する。

② 始めから13部門分類を用いて計算する。

両者の比較結果は、表5-2のとおりであり、内枠の中の各数字は、②の①に対する差分比率を%表示したものである。これをみると、農林水産業や鉱業を中心に、両者に大きな差異が生じており、部門の統合による強い影響がうかがわれる。また、行・列ごとに、上記比率の絶対値を①による生産誘発額のウェイトで加重平均した値（「かい離度」と呼ぶ。）をみると、最終需要項目別では、在庫純増、家計外消費支出や輸出で大きな値となっている。

さらに、上記②の代わりに、

②' 統合大分類（37部門）で計算し、結果を13部門分類に統合する。

②'' 統合中分類（108部門）で計算し、結果を13部門分類に統合する。

についても、同様に①との比較を行った結果を、最終需要項目別のかい離度のみについて示すと、表5-3のとおりである。

4 まとめ

前記3においては、考察の便宜上、13部門分類への統合を扱ったが、実際の分析では、統合大分類（37部門）又はそれ以上の部門への統合が一般的と考えられる。しかし、その場合でも事情は同様であると考えられる。

したがって、パソコン等の計算手段の発達した今日では、できる限り大きな部門数で計算した上で、結果を統合することが望ましい。少なくとも、必要な部門数よりも一段階大きい部門の表で計算すべきであろう。特に、結果を最終需要項目別や部門ごとに比較考察する場合は、なおさらである。ただし、

前記2に示したような条件が、近似的にでも成立するような範囲内での部門統合であれば、波及効果への影響もそれほど大きなものではなく、特に、特定の部門についてのみ注目して分析を行う場合には、ブロック化を行うことで、有効な部門統合を行い得ることも考えられる。

表5-2 部門の統合に伴う生産誘発額における差異（差分比率）

(単位：%)

	家計外 消費支出	民間 消費支出	一般政府 消費支出	国内総固定 資本形成	在庫純増	調整項	輸出計	かい離度 (λ_{i*})
01 農 林 水 産 業	-69.59	-35.83	191.46	295.38	-9.34	614.02	659.79	68.32
02 鉱 業	261.21	121.35	113.41	-69.90	-107.08	63.82	76.71	82.81
03 製 造 業	-6.16	10.87	13.02	-2.87	29.08	-8.63	-10.16	8.89
04 建 設	7.20	-2.05	-0.90	0.23	13.20	-6.22	2.88	0.54
05 電力・ガス・水道	-30.09	-2.47	7.94	16.28	32.78	-6.66	1.95	4.95
06 商 業	-20.04	-1.37	6.50	3.99	25.27	4.69	3.42	2.98
07 金 融 ・ 保 険	-8.99	0.96	4.32	-12.39	33.42	-7.01	-3.45	2.23
08 不 動 産	-3.68	0.85	-5.53	-11.64	6.08	-11.63	-15.06	1.57
09 運 輸 ・ 郵 便	-16.60	0.39	7.18	-3.14	23.99	5.95	-0.08	1.71
10 情 報 通 信	0.64	-6.59	35.61	7.23	-0.04	-16.74	-11.26	9.27
11 公 務	18.60	-0.08	0.01	-4.11	-2.01	0.78	4.21	0.07
12 サ ー ビ ス	3.07	2.86	-1.90	-8.19	30.35	-8.60	-2.56	2.98
13 分 類 不 明	18.60	-0.26	2.08	-4.11	-2.04	0.78	4.21	2.31
かい離度 (λ_{*j})	9.68	4.84	4.33	4.58	23.32	10.09	9.35	5.61

(注) 統合小分類(190部門)で生産誘発額を計算・統合したものを Z_{ij} (i :産業部門、 j :最終需要項目)、13部門分類で計算したものを Z'_{ij} とすると、

差分比率は、 $\rho_{ij} = (Z'_{ij}/Z_{ij}-1) \times 100$

$$\text{かい離度は、} \quad \lambda_* = \sum_j \left[|\rho_{ij}| \times \frac{Z_{ij}}{\sum_j Z_{ij}} \right] \quad \lambda_{*j} = \sum_i \left[|\rho_{ij}| \times \frac{Z_{ij}}{\sum_i Z_{ij}} \right]$$

$$\lambda_{ij} = \sum_{ij} \left[|\rho_{ij}| \times \frac{Z_{ij}}{\sum_{ij} Z_{ij}} \right]$$

表5-3 各統合分類での最終需要項目別のかい離度

(単位：%)

	家計外 消費支出	民間 消費支出	一般政府 消費支出	国内総固定 資本形成	在庫純増	調整項	輸出計	かい離度 (λ_{i*})
ケース② (13/190)	9.68	4.84	4.33	4.58	23.32	10.09	9.35	5.61
ケース②' (37/190)	5.23	1.44	1.77	2.88	16.55	0.97	1.84	1.93
ケース②'' (108/190)	0.79	0.58	0.36	1.18	4.58	1.80	1.94	0.89

第6章 産業連関分析の方法

本章では、産業連関分析の手法を適用できるいくつかの応用領域における基本的な分析手法について述べる。第1節では、経済構造の将来予測を行う場合の手法（経済施策の効果の評価や経済計画の企画・策定などにも応用できる。）を、第2節では、価格分析を行う場合の基本的な手法を、第3節では、異時点間の生産額の増分を変動要因別に分解して把握する手法をそれぞれ述べる。

第1節 経済構造の将来予測

本節では、次の①及び②のケースを想定して、経済構造の将来予測を行う場合の基本的な手法について述べる。

- ① 予測年次における最終需要額（列ベクトル）を与えて、それを過不足なく満たす産業別生産額の規模を求める。
- ② 予測年次における産業別生産額を与えて、それらが満たされるための最終需要額の財・サービス別の水準を求める。

なお、いずれの場合も、産業連関表をヨコ（行）方向にみた需給バランスに基づいているので、「均衡産出高モデル」と呼ばれる分析手法である。

1 最終需要額を与えた場合の国内生産額の将来予測

(1) 分析用のモデル式

第5章第2節2において、輸入の扱いの違いによる各種逆行列係数の特徴について述べたが、ここでは分析に用いるモデル式を①とする。

$$X = [I - (I - \hat{M})A]^{-1}[(I - \hat{M})Y + E] \dots\dots\dots ①$$

（モデルの詳細については、第5章第2節2を参照）

(2) 輸入係数行列 \hat{M} 及び投入係数行列 A の修正方法

①式における輸入係数行列 \hat{M} や投入係数行列 A については、可能な限り予測年次のものに近づける必要がある。

輸入係数行列 \hat{M} については、予測年次の商品別の輸入係数（列ベクトル）を外生的に与えたり、ヒアリング情報等に基づき特定の商品についての輸入係数を修正する。投入係数行列 A については、ヒアリング情報等に基づき特定の商品についての投入係数を修正する方法、過去2時点の産業連関表から投入係数（中間投入計の行ベクトル及び中間需要計の列ベクトル）の変化率を計算し、RAS法によって

予測年次の投入係数を推計する方法又は両者の併用による方法などがある。

(3) 与件として作成する最終需要額

①式の右辺の予測年次における最終需要額は、各最終需要項目別に与えることが望ましい。少なくとも、(a)国内最終需要額 Y （列ベクトル）と、(b)輸出額 E （列ベクトル）の二つに分けて与えることが望ましい。

なお、最終需要額が推計できない場合は、最新年のものを利用することになるが、結果には十分留意する必要がある。

最終需要額のセット値の与え方は二通りの方法がある。

- a 予測年次における最終需要額を決め、それを外生的に与える方法
- b 別途、マクロモデル等により、最終需要の予測値（列和）を求め、これを何らかの情報により列ベクトルに展開する方法（特別の情報を得られなければ、既存の産業連関表の構成比などを基に列ベクトルを展開する方法もある。）

マクロモデル方式で予測年次における最終需要額を導出する場合は、初めに外生変数（例えば、円レート、原油価格、金利、世界経済、公共投資などの政策変数等）を決める。これをどのように設定するかについては、次の二通りの立場がある。

- i) 特定の政策意図を持たずに、自然の成り行きだけを見通しに織り込んで最終需要の予測をする立場
- ii) 政策意図（例えば、公共投資の増額や福祉関連ビジネスの育成）に基づく種々の変化を見通しに織り込んで最終需要の予測をする立場

シミュレーションを行うことを前提とする場合は、初めに i) を標準ケースとして求め、次に ii) のケースとの比較を同時に行うことが多い（シミュレーションについては、シナリオ設定方式でも同様に標準ケースとの比較が必要）。

予測年次の最終需要額がセットできれば、①式により、その最終需要額を過不足なく満たすための予測年次における産業部門別の生産額 X が求められる。

(4) 注意すべき点

与件として作成する最終需要額により、生産額の予測値が異なる点に注意する必要がある。

a 最終需要額 F を、国内最終需要額 Y と輸出額 E とに分けて与える場合

この場合の注意点は、①式にあるとおり、国産自給率 $(I-\hat{M})$ を Y に乗じることを忘れないようにすることである（ただし、輸出額 E には、この自給率を乗じないこと。）^(注)。 Y を直接逆行列係数の右側から乗じてしまうと、 Y には国産品と輸入品が混在しているので、輸入品分もすべて国産品に対する需要とみなして計算されてしまい、予測年次の生産額が過大推計される。

b 国内最終需要額 Y と輸出額 E を合算した最終需要額 F を与える場合

最終需要額 F を国産自給率 $(I-\hat{M})$ で補正せずに与えた場合、最終需要に含まれる輸入品に対する需要も国産品に対する需要として計算されてしまうため、将来の生産額の予測値が過大に算出される。

(注) 計算に当たっては、第5章第2節2(2)の【調整項の分類区分の変更に伴う計算上の留意点】を参照。

最終需要額 F に国産自給率 $(I-\hat{M})$ を乗じて国産品に対する需要額に変換してから与えた場合は、変換する必要のない輸出額相当分までも一律に補正されてしまうので、与える国産品に対する最終需要額が過小となり、この分だけ生産額の予測値も過小推計される。このため国内最終需要額 Y と輸出額 E を分けることが望ましい。

最終需要額をどのような形で与えるかは、結局のところ、分析者が予測年次における生産額の予測精度をどの程度のものとするかに依存して決められる。

(5) 粗付加価値額及びその内訳の予測

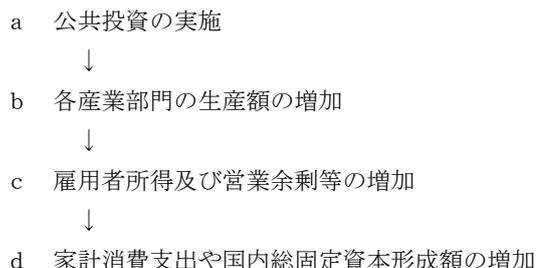
①式により予測年次における生産額が求めれば、さらにその結果生まれる粗付加価値額やその内訳としての雇用者所得、営業余剰等も求めることができる。この場合、予測年次における粗付加価値率や雇用者所得率等の情報が必要となる。その情報がない場合は、既存の産業連関表から得られる情報で代用し、ヒアリングや過去のトレンド等で修正するなど一つの方法である。

(6) 産業連関分析モデルによる解

産業連関分析モデルによる計算では、当初与えた

最終需要額によって直接・間接に誘発された生産額が究極的にどのくらいになるかが求められる。しかし、その生産活動の結果生み出された粗付加価値額の一部（雇用者所得等）が、再び最終消費等に回って新たな最終需要を発生させ、これによってさらに生産活動が行われるという効果までは考えていないことに注意する必要がある。

例えば、公共投資を例にあげると、a～dのような経路をたどって、再び最終需要の増加が誘発される。



このとき、dによる生産誘発効果等が前記①式には織り込まれていない。このようなタイプのモデルを「オープン・モデル」と呼び、完全に閉じた体系の「クローズド・モデル」とは区別している。

これらの粗付加価値と最終需要との関係を織り込んだ波及効果を求めるには、①式を用いて粗付加価値額の一部が再び最終需要に回る分を求めて、当初の計算結果に加算していくか、あるいは①式にこのような関係が自動的に連動するような仕組み（例えば、マクロモデルなどと連動させる。）が必要である。

2 生産額を与えた場合の最終需要水準の将来予測

予測年次の産業別生産額の水準を与えて、その生産額水準を過不足なく満たすような最終需要額の水準及び商品の需要構成を求めるには、前述の①式の両辺に $[I-(I-\hat{M})A]$ を乗じて変形した②式を用いる。

$$F^d = (I-\hat{M})Y + E = [I-(I-\hat{M})A] X \cdots \cdots \text{②}$$

ただし、②式では、「国産品」に対する最終需要額 F^d の列ベクトルが求められるだけで、輸入品を含めた最終需要額 F や「国産品」に対する国内最終需要額 $(I-\hat{M})Y$ と輸出額 E とが分離された状態で自動的に求められるわけではない点に注意する必要がある。

以上、生産額予測や最終需要額予測の基本的な方法を述べた。このような将来の経済構造の予測を行うに当たっては、常に、投入係数や輸入係数の安定性、与えられた産業部門別最終需要額や国内生産額の妥当性、

価格体系の変化などについて注意する必要がある。このような注意は、産業連関表の作成対象年次と予測年次とが離れれば離れるほど大切になってくる。しかし、これらの問題をどのように取り扱ったらよいかについては、必ずしも普遍的な解決方法があるとはいえない。

したがって、利用目的に合わせて諸係数の変化方向を外から与えたり、モデルの体系内にその変化を説明するメカニズムを付加するといった工夫を施すことが実用的である。

第2節 価格分析

第1節で説明した「均衡産出高モデル」に対して、産業連関表をタテ（列）方向にみた費用構成を中心とした収支バランスに基づく「均衡価格モデル」と呼ばれる分析手法もある。

この手法を用いれば、例えば、賃金の上昇率（低下率）や運賃など公共料金の上昇率（低下率）が与えられた場合、各産業の生産物価格の上昇率（低下率）がどのくらいになるか、また、為替レートの変動による各生産物の価格変動がどのくらいになるかなどを求めることができる。以下では、価格分析の基本的な考え方とその分析手法について述べる。

1 円価値単位

いま、物量表示の投入係数が生産技術構造として一定であると想定すると、ある商品（財・サービス）の費用構成のうち、ある投入要素が変化するということは、その投入要素の価格が変化することにほかならない。しかし、現実の産業連関表は金額表示であり、全ての商品（財・サービス）についての単価と物量単位の情報が得られているわけではない。そこで、全ての商品について単価を設定できるようにするため、1円で購入できる仮想的な数量を擬制的に設定し、これを新たな数量単位とみなす「円価値単位」という考え方を導入する。この考え方を導入すれば、全ての商品について、物量表示の投入係数行列 A と投入品のそれぞれの価格 P を用いて、取引額表を表6-1のように表すことができる。

表6-1 物量表示の投入係数と単価による表示

	農産品	工業品
農産品	$a_{11}P_1$	$a_{12}P_1$
工業品	$a_{21}P_2$	$a_{22}P_2$
粗付加価値	v_1	v_2
価格	P_1	P_2

2 モデル式

農産品の価格 P_1 は、インプットの費用（農産品 a_{11} 単位分の費用 $a_{11}P_1$ と工業品 a_{21} 単位分の費用 $a_{21}P_2$ ）と単位当たりの粗付加価値 v_1 から構成されていると考える。単位当たり粗付加価値 v_1 は、1円で購入できる労働や資本などの生産要素の物量的原単位と賃金率や単位当たり資本コストによって構成されているとみなす。工業品の価格 P_2 も同様である。

したがって、農産品及び工業品の生産物価格をタテ方向にみた価格のバランス式は、以下のとおりとなる。

$$\text{農産品の価格： } a_{11}P_1 + a_{21}P_2 + v_1 = P_1$$

$$\text{工業品の価格： } a_{12}P_1 + a_{22}P_2 + v_2 = P_2$$

これを行列表示すると、次の③式が得られる。

$$\begin{bmatrix} a_{11} & a_{21} \\ a_{12} & a_{22} \end{bmatrix} \begin{bmatrix} P_1 \\ P_2 \end{bmatrix} + \begin{bmatrix} v_1 \\ v_2 \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} P_1 \\ P_2 \end{bmatrix} \dots\dots\dots \text{③}$$

表6-1の物量表示の投入係数行列 A を、次のように定義する。

$$A = \begin{bmatrix} a_{11} & a_{12} \\ a_{21} & a_{22} \end{bmatrix}$$

投入係数に対応する③式の係数行列を、物量表示の投入係数行列 A と比較すると、同行列は A の各要素を行列ともに入れ替えた転置行列 A' であることが分かる。

$$A' = \begin{bmatrix} a_{11} & a_{21} \\ a_{12} & a_{22} \end{bmatrix}$$

また、価格 P と単位当たりの粗付加価値 v を、次のように表す。

$$P = \begin{bmatrix} P_1 \\ P_2 \end{bmatrix}, \quad v = \begin{bmatrix} v_1 \\ v_2 \end{bmatrix}$$

したがって、③式は④式のように表せる。

$$A'P + v = P \dots\dots\dots \text{④}$$

④式を整理すると、⑤式の均衡価格モデルの式が得られる。

$$P - A'P = v$$

$$P(I - A') = v$$

$$\therefore P = (I - A')^{-1}v \dots\dots\dots \text{⑤}$$

⑤式を均衡産出高モデルの「 $X = (I - A)^{-1}F$ 」（第5章第2節1の③”式を X について解いた式）と比較すると、形の上では同一形式をとっていることが分かる。

均衡産出高モデルでは、最終需要額 F を与えることによって、逆行列 $(I - A)^{-1}$ を介して均衡生産額 X

第3節 変動要因分析

が求められる。これに対して、均衡価格モデルでは、単位当たり粗付加価値 v を与えることによって、 A の転置行列から導出された逆行列 $(I-A')^{-1}$ を介して均衡価格 P が求められることを示している。

価格分析で注意すべきは、与件データとして作成するのは「金額」ではなく「率」という点である（金額で与えると価格が著しく大きい計算結果が出てしまう。）。

与えるデータを、単位当たりの粗付加価値 v の構成要素別（例えば、単位当たりの賃金等を示す雇用者所得率など）に与えれば、その構成要素のいずれかが変化した場合の価格波及の影響を求めることができる。

3 留意すべき点

価格分析は、シャドウ・プライス（競争市場で成立すると期待される計算上の均衡価格）的な意味が濃く、現実の価格とは異なるため、その使用に当たっては注意が必要である。価格分析の基本的な考え方は、ある商品の価格を構成する一部の投入物の価格が変化した場合、その商品価格の変化率がどのくらいになるかを、「その投入物価格の変化率×その投入物のウェイト（投入係数等）」の積によって決まると想定し、その商品の価格変化率が投入・産出という産業部門間の取引を通じて他の商品の価格にどれだけの影響を与えるかを計算しようとする「コスト・プッシュ型」、言い換えれば、コスト転嫁型の価格波及を前提とするものである。この前提の下では、価格波及の計算が、計算値どおりの値のままで次々と波及し、途中で中断することなく最後まで続くと仮定して計算が行われる。

しかし、現実には、価格は市場の需給関係で決まることが多く、需要が旺盛で供給不足の時期には価格分析は適さない。また、コスト・プッシュ型の価格波及が適用できる状態であっても、産業間取引の過程では、様々なクッションがある。例えば、企業努力による生産性の向上や、取引先との関係を配慮した値上げの見送り、また、公共料金部門は認可料金なので計算どおりの価格波及がそれ以降の部門に及ばないなどの要因が存在し、波及を吸収するのではないかという問題がある。分析に当たり、これらの点を十分に留意する必要がある。

本節では、均衡産出高モデルを基にして、2時点間の生産額（粗付加価値誘発額等も同様）の変動が、どのような要因によってどれだけもたらされたのかを把握する変動要因別分析の手法を述べる。

1 基本的な変動要因分析モデル

①式は、均衡産出高モデルの基本式である。

$$X = [I - (I - \hat{M})A]^{-1} [(I - \hat{M})Y + E] \dots\dots\dots \textcircled{1}$$

ここで、説明の便宜上、①式の逆行列係数 $[I - (I - \hat{M})A]^{-1}$ を「生産技術構造」と呼び「 B 」で表し、国産品に対する最終需要である $[(I - \hat{M})Y + E]$ を F^d で表すと、生産誘発額は、⑥式に示すとおり生産技術構造 B に国産品に対する最終需要額 F^d を乗ずることによって求められる。

$$X = BF^d \dots\dots\dots \textcircled{6}$$

したがって、2時点間の生産額の変動分は、以下のように分解でき、これを整理すると⑦式が得られる。

[記号の説明]

o : 基準年、 t : 比較年、 Δ : 変化分を示す

$$\text{基準年} : X^o = B^o F^{do}$$

$$\text{比較年} : X^t = B^t F^{dt} = (B^o + \Delta B)(F^{do} + \Delta F^d)$$

$$\text{生産変動額} : \Delta X = X^t - X^o$$

$$= B^t F^{dt} - B^o F^{do}$$

$$= (B^o + \Delta B)(F^{do} + \Delta F^d) - B^o F^{do}$$

$$\therefore \Delta X = B^o \Delta F^d + \Delta B F^{do} + \Delta B \Delta F^d \dots\dots\dots \textcircled{7}$$

⑦式の意味は、次のとおりである。

$$\left[\begin{array}{l} \text{生産誘} \\ \text{発額の} \\ \text{変化分} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{基準年の} \\ \text{生産技術} \\ \text{構造} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{最終需} \\ \text{要の変} \\ \text{化分} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{生産技術} \\ \text{構造の変} \\ \text{化分} \end{array} \right]$$

$$\times \left[\begin{array}{l} \text{基準年} \\ \text{の最終} \\ \text{需要額} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{生産技術} \\ \text{構造の変} \\ \text{化分} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{最終需} \\ \text{要の変} \\ \text{化分} \end{array} \right]$$

$$= \left[\begin{array}{l} \text{最終需要の変化} \\ \text{による変動分} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{生産技術構造の} \\ \text{変化による変動分} \end{array} \right]$$

$$+ \left[\begin{array}{l} \text{両者の変化による変動分} \\ \text{(交絡項)} \end{array} \right]$$

2 最終需要額の要因分解

[記号の説明]

o : 基準年、 t : 比較年、 Δ : 変化分

c : 配分行列 (最終需要項目別の品目別構成比) ($n \times m$)

$$\sum_{i=1}^n c_{ij} = 1$$

e : 配分係数行ベクトル (最終需要計の総額に対する各最終需要項目の列和の構成比) ($1 \times m$)

$$\sum_{j=1}^m e_j = 1$$

\hat{e} : e の各成分を対角成分とする対角行列 ($m \times m$)

ϕ : 最終需要計の総額 (スカラー)

国産品に対する最終需要額 F^d は、 c 、 e 、 ϕ の三つの要因を用いて⑧式のように表すことができる。

$$F^d = c\hat{e}\phi \dots \dots \dots \textcircled{8}$$

		最終需要項目			
		消費	～	輸出	計
		1	...	m	
農 業	1	c_{11}	...	c_{1m}	
・	・	・	・	・	
・	・	・	・	・	
・	・	・	・	・	
サービス	n	c_{n1}	...	c_{nm}	
(構成比)		e_1	...	e_m	
最終需要額	$\sum_i c_{ij}$				ϕ

したがって、同最終需要額 F^d の変動分 (ΔF^d) は、

⑨式のように分解できる。

$$\text{基準年} : F^{do} = c^o \hat{e}^o \phi^o$$

$$\text{比較年} : F^{dt} = c^t \hat{e}^t \phi^t$$

$$\text{変動額} : \Delta F^d = F^{dt} - F^{do}$$

$$= c^t \hat{e}^t \phi^t - c^o \hat{e}^o \phi^o$$

$$= (c^o + \Delta c)(\hat{e}^o + \Delta \hat{e})(\phi^o + \Delta \phi) - c^o \hat{e}^o \phi^o$$

$$\therefore \Delta F^d = c^o \hat{e}^o \Delta \phi + c^o \Delta \hat{e} \phi^o + \Delta c \hat{e}^o \phi^o$$

$$+ (\Delta c \Delta \hat{e} \Delta \phi + c^o \Delta \hat{e} \Delta \phi + \Delta c \hat{e}^o \Delta \phi + \Delta c \Delta \hat{e} \phi^o)$$

$$\dots \dots \dots \textcircled{9}$$

⑨式の意味は、次のとおりである。

右辺第1項 $c^o \hat{e}^o \Delta \phi$: 最終需要の規模の変化による影響

右辺第2項 $c^o \Delta \hat{e} \phi^o$: 最終需要項目間 (列和) の構成の変化による影響

右辺第3項 $\Delta c \hat{e}^o \phi^o$: 最終需要項目別の品目間 (財・サービス) の構成変化の影響

右辺第4項の () 内 : 上記三つの要因が二つ以上同時に変化したことによる影響 (交絡項)

⑨式を前出の⑦式の右辺第1項に代入することにより、生産額の変動要因をより詳細に読み取ることができる。

$$\text{(再掲)} \quad \Delta X = B^o \Delta F^d + \Delta B F^{do} + \Delta B \Delta F^d$$

$$\dots \dots \dots \textcircled{7}$$

$$\therefore \Delta X = B^o c^o \hat{e}^o \Delta \phi + \Delta B^o c^o \Delta \hat{e} \phi^o$$

$$+ B^o \Delta c \hat{e}^o \phi^o + \Delta B F^{do}$$

$$+ \{ (B^o c^o \Delta \hat{e} \Delta \phi + B^o \Delta c \hat{e}^o \Delta \phi + B^o \Delta c \Delta \hat{e} \phi^o$$

$$+ \Delta B c^o \hat{e}^o \Delta \phi + \Delta B c^o \Delta \hat{e} \phi^o + \Delta B \Delta c \hat{e}^o \phi^o)$$

$$+ (B^o \Delta c \Delta \hat{e} \Delta \phi + \Delta B c^o \Delta \hat{e} \Delta \phi +$$

$$+ \Delta B \Delta c \hat{e}^o \Delta \phi + \Delta B \Delta c \Delta \hat{e} \phi^o)$$

$$+ (\Delta B \Delta c \Delta \hat{e} \Delta \phi) \} \dots \dots \dots \textcircled{10}$$

⑩式の意味は、次のとおりである。

右辺第1項 $B^o c^o \hat{e}^o \Delta \phi$: 最終需要の規模の変化による影響

右辺第2項 $B^o c^o \Delta \hat{e} \phi^o$: 最終需要項目間 (列和) の構成の変化による影響

右辺第3項 $B^o \Delta c \hat{e}^o \phi^o$: 最終需要項目別の品目間 (財・サービス) の構成変化の影響

右辺第4項 $\Delta B F^{do}$: 生産技術構造の変化による影響

右辺第5項の { } 内 : 上記4つの要因が二つ以上同時に変化したことによる影響 (交絡項)

第7章 付帯表の種類とその内容

取引基本表は、1年間に生産された全産業のあらゆる財・サービスの取引実態を記録し、一覧表の形にまとめ上げたものであり、平成23年表の最も詳細な分類（基本分類）では、行518部門×列397部門で構成している。

取引基本表は、産業連関表の中心を成すものであり、国際連合の提唱した68SNA、93SNA、08SNA及びこれまでに蓄積された産業連関表作成理論に基づき、一定のルールに従って作成している。しかし、そこに経済活動に伴う全ての情報を盛り込むことは困難であり、多様な産業連関分析に対応するためには、取引基本表の限界を補う付帯情報が必要になる。

そこで、平成23年表では、以下の各種付帯表を、それぞれの利用目的に応じて作成している。

なお、「商業マージン表」「国内貨物運賃表」及び「輸入表」については、平成17年表まで付帯表として区分していたが、内容的には、基本分類の取引基本表に含まれる商業マージン、国内貨物運賃及び輸入に関する情報を統合中分類（108部門）で集約したものである。そこで、平成23年表では、統合中分類の統計表の一部として区分し、付帯表としては扱わなかった（インターネットのみで提供）。そのため、本章末尾の〔参考3〕及び〔参考4〕において、別途説明している。

1 物量表

(1) 物量表の概念

物量表は、取引基本表に記述された個々の取引のうち、可能なものについて物量で表示した表である（図7-1②を参照）。

産業連関分析を行う際には、投入係数の安定性という観点から、部門間取引を実物量で捉えた取引基本表が理想的である。しかし、実際には、列部門については多種多様な投入原材料等があり、統一の数量単位でその大きさを計測することが不可能であるため、金額を共通尺度とした取引基本表を作成している。

物量表は、限定的であるものの、取引基本表に関する物量データを提供するために作成し、エネルギー需給見通し等の分析を物量で行うことを可能とする。

(2) 物量表の作成方法

ア 物量表の作成対象部門は、取引基本表の行部門のうち素材部門を中心としている。行部門を構成する細品目の価格水準が大きく異なるものや、細品目の推計に用いられた数量単位が複数にわたるものは、原則として対象としていない。

図7-1 取引基本表と物量表との関係

① 生産者価格評価表

	A	B	C	D	消費	固定資本形成等	輸出	国内生産額
A	…	…	…	…	…	…	…	…
B	600 <small>(40×15)</small>	150 <small>(10×15)</small>	500 <small>(25×20)</small>	250 <small>(10×25)</small>	120 <small>(4×30)</small>	180 <small>(9×20)</small>	100 <small>(5×20)</small>	1900
C	…	…	…	…	…	…	…	…
D	…	…	…	…	…	…	…	…
粗付加価値	…	…	…	…				
国内生産額	…	1900	…	…				

(注) ()内は、(数量×単価)である。物量表は、この数量の部分を取り出して一覧表にしたものである。

② 物量表

	A	B	C	D	消費	固定資本形成等	輸出	国内生産額	
主要部門	数量(単位)								
	金額(百万円)								
	数量(単位)	40	10	25	10	4	9	5	103
	金額(百万円)	600	150	500	250	120	180	100	1900
	数量(単位)								
	金額(百万円)								
	…								

イ 物量表は、理想的には産出先別の取引単価を推計し、この単価を用いて産出先別の取引数量を求める(取引金額/取引単価)ことにより作成されるが、平成23年表においては、次のとおり作成した。

(ア) 輸入品と国産品を区別して、産出先別取引数量を推計した。

(イ) 輸入品については、普通貿易は原則として貿易統計の数量を採用し、特殊貿易及び直接購入については金額を普通貿易の平均単価で除して数量をそれぞれ求め、輸入(普通貿易、特殊貿易及び直接購入)の数量の合計を行別の輸入数量とした。次に、輸入数量を産出表の輸入の取引額の割合に基づき、各列部門に配分した。

(ウ) 国産品については、まず、輸出品のうち普通貿易は原則として貿易統計の数量を採用した。また、特殊貿易及び直接購入は金額を国産品の平均単価で除して数量をそれぞれ求めた。次に、輸出(普通貿易、特殊貿易及び直接購入)の合

計値を部門別・品目別国内生産額表から求めた行別国内生産数量から差し引くことによって、国産品の行別国内供給数量を推計した。最後に、国内供給数量を産出表の国産の取引額（生産者価格の取引額－輸入の取引額）の割合に基づき、各列部門に配分した。

- (エ) 各種統計等により需要数量等が把握できる取引については、(イ)と(ウ)を可能な限り補正した。
- (オ) (エ)の補正済の国産品及び輸入品の数量を合算し、物量表を作成した。

(3) 利用上の留意点

物量表は、取引基本表に記述された個々の取引のうち、可能なものについて物量で表示した表であるが、現時点においては、以下の理由により、全ての部門について完全な物量表を作成することはできない状況である。

- ア 物量表を作成するためには、各商品の取引額を「数量×単価」で把握できることが前提になるが、行部門のうち、サービスについては、数量単位の計測が極めて困難であること。
- イ 財関係部門であっても、同一の部門に単位の異なる商品が含まれている場合があり、これらの部門では、行部門として統一単位での数量を把握できないこと。
- ウ 「その他の〇〇〇」といった部門や加工組立型産業の部門は、単価の異なる多種の商品が集合している場合が多くあり、これらの部門では行部門単位での物量を把握することが困難であること。
- エ 産出先別の数量情報が極めて不十分であること。
また、推計方法が一部を除き機械的である。このようなことなどから、物量表を利用の際には、十分にその限界を踏まえて利用する必要がある。

2 屑・副産物発生及び投入表

(1) 屑・副産物発生及び投入表の概念

取引基本表を作成する場合、「屑」及び「副産物」の取扱いに関してはいくつかの方式があり、我が国では原則として「マイナス投入方式」（ストーン方式）を採用している。この方式による取引基本表の表章方法では、屑及び副産物の発生額が競合部門（行）と発生部門（列）との交点に負値で、投入額が競合部門（行）と需要部門（列）との交点に正値で計上され、行部門の生産額としては相殺されてゼロになる。

平成12年表では、近年の環境に対する関心の高まりを踏まえて、「再生資源回収・加工処理」部門を新設

したことにより、基本的にマイナス投入方式を踏襲するものの、取引基本表上、発生した屑・副産物（負値）はすべて同部門へ産出（正値）され、同部門を迂回して各投入部門へ産出されることになった。なお、屑・副産物に関する輸出入は、輸入係数の安定性及び分析の整合性を確保することから「再生資源回収・加工処理」部門で一括計上することとした（図7-2①を参照）。しかし、この表章方法では、すべての屑及び副産物が「再生資源回収・加工処理」という単一部門から産出されることになり、具体的な財の特定やその投入額を把握することができないといった問題が生じた。

そこで、平成17年表及び平成23年表では、「再生資源・回収加工処理」部門は、屑・副産物の投入は行わず経費のみ計上することとし、屑・副産物の発生及び投入は、平成7年表以前と同様にマイナス投入方式を採用した。その結果、屑及び副産物の種類別にその発生部門、発生額、投入部門、投入額、それらに係る経費等が、取引額表にそれぞれ別々に計上される（図7-2②を参照）。

「屑・副産物発生及び投入表」は、屑・副産物の発生額及び投入額を図7-2③のようにまとめることにより、屑・副産物の発生及び投入状況を明らかにしたものである。

(2) 屑・副産物発生及び投入表の作成方法

屑及び副産物に関しては、取引基本表を作成する際に部門符号の末尾にそれぞれ次のような特殊符号を付すことにより、他の取引と区別できるようになっている。

特殊符号	特殊符号の内容
2	屑 投入
3	屑 発生
4	副産物投入
5	副産物発生

実際に、どの列部門が、どのような屑・副産物を発生させ、又は投入しているかの推計は、次のとおり行う。

- ア 屑・副産物の消費量を各種生産動態統計年報等から求めて金額換算する。発生額は、生産技術構造から明確な列部門に対応させて推計している。
- イ 屑のうち鉄屑及び非鉄金属屑については、鉄鋼統計年報等により各列部門別消費量が把握される。発生額については、工業統計の屑出荷額や各産業部門における鉄材等の投入額などを参考に、部門別の発生額を推計している。
- ウ 古紙は、古紙需給統計等により消費量から消費額を推計している。

図7-2 取引基本表と屑・副産物発生及び投入表との関係

①生産者価格評価表

(平成12年表における表章イメージ)

	A	B	C	D	再生資源	最終需要	輸入	国内生産額
A		65	5	...	5	25 (△5)		100 (0)
B	45	20	△10 (△30)	50	35	60 (△5)		200 (0)
C	...	40	10
D	18 (△5)	30	5 (5)
再生資源	18 (15)	18 (15)	...	34 (20)	△5 (△5)	65 (45)
粗付加価値	19	27	10			
国内生産額	100	200	65			

- (注) 1 「再生資源」は「再生資源回収・加工処理」部門を表す。(②の図についても同じ)
 2 () 内は、負値(△で表示)は屑又は副産物の発生値、正値は回収・加工経費が付加される前の投入額(いずれも内数)。
 3 発生した屑・副産物は、「再生資源」を経由して、各部門に投入される。

②生産者価格評価表

(平成17年表及び23年表における表章イメージ)

	A	B	C	D	再生資源	最終需要	輸入	国内生産額
A		70 (5)	5	0	0	25 (△5)		100 (0)
B	60 (15)	20	△10 (△30)	70 (20)	0	60 (△5)		200 (0)
C	...	40	10
D	18 (△5)	40 (10)	0	...	△5 (△5)	...
再生資源	3	3	...	14		20
粗付加価値	19	27	10			
国内生産額	100	200	20			

- (注) 1 発生した屑・副産物は、「再生資源」を経由せず直接投入される。
 2 「再生資源」には、回収・加工処理のみ計上される。

③屑・副産物発生及び投入表

(平成17年表及び23年表における表章イメージ)

競合部門	発生部門	発生額	投入部門	投入額
A	最終需要	△ 5	B	5
B	C	△ 30	A	15
	最終需要	△ 5	D	20
	計	△ 35	計	35
C
D	A	△ 5	B	10
	輸入	△ 5		
	計	△ 10	計	10

- (注) 1 「競合部門」は行部門、「発生部門」は列部門を表す。
 2 「競合部門」とは、屑・副産物の発生及び投入を計上するため、行部門の分類コード(7桁)に特殊符号(「2」~「5」)を付した部門のことをいう。
 「副産物」については、それを主産物とする行部門が存在するが、基本分類による取引基本表の表章上、主産物の産出に係る数値と副産物の発生及び投入に係る数値とを区別して計上するため、主産物に係る行部門の分類コードに特殊符号(「4」又は

「5」)を付した部門(競合部門)を別途設け、当該部門に計上することとしている。「競合」と呼称するのは、特殊符号の有無についての相違があるものの、主産物と同一の名称の行部門として設けられる(競合している)ことに由来する。表7-1の「2111-018-4 液化石油ガス」及び「2111-018-5 液化石油ガス」が「競合部門」に該当する。

一方、「屑」については、そもそもこれらを主産物とするような部門がないため、「古紙」、「鉄屑」及び「非鉄金属屑」を仮設部門として行部門のみに設け、また、その他の屑については、関係の深い原材料部門を競合部門として設定し、発生及び投入は、当該部門に計上する。副産物で使用する用語との統一上、屑に係る行部門についても「競合部門」というとともに、当該部門の分類コードにも特殊符号(「2」又は「3」)を付す。

表7-1 投入表における通常の部門と競合部門の例

列コード・名称 行コード・名称	取引額 (生産者価格)	(参考) 表の読み方
2031-01 石油化学基礎製品		
(前略)		
2111-018 液化石油ガス	57	液化石油ガスの生産を本業とする部門からの液化石油ガスの購入
2111-018-4 液化石油ガス	12018	液化石油ガス以外の部門から、副産物として発生した液化石油ガスの購入
2111-018-5 液化石油ガス	-219041	石油化学基礎製品の生産活動の過程で副産物として発生した液化石油ガス
(後略)		

3 雇用表(生産活動部門別従業者内訳表)

(1) 雇用表の概念

「雇用表」は、産業連関表の対象となった1年間の生産活動のために各部門が投入した労働の量を、雇用者数(常用雇用者(「正社員・正職員」及び「正社員・正職員以外」)数、臨時雇用者数)、有給役員数、個人業主数及び家族従業者数に分けて、年平均人数で表示したものである(図7-3②を参照)。したがって、雇用表の部門分類も取引基本表と同様に、アクティビティに基づく分類となっている。

なお、雇用者及び有給役員の所得は、取引基本表の「雇用者所得」に対応し、個人業主及び家族従業者の所得については、利益処分の一環と考えられることから「営業余剰」に含めている。

第5章第6節でも述べたとおり、この雇用表からは、投入係数、生産誘発係数等に対応する労働投入係数、労働誘発係数等が計算できる。労働投入係数は、単位生産額当たり直接に必要な労働量を示すものであり、一般的には労働生産性の逆数に相当するものである。労働誘発係数は、最終需要が1単位増加したとき、直接・間接に誘発される財・サービスの生産のために各部門別の労働量がどれだけ必要になるかを示すものである。

これらの係数を用いることにより、最終需要の変

化がもたらす雇用需要への波及過程と雇用需要の総量を把握することができるため、労働力流動や就業構造の分析、経済変動の雇用面への影響に関する分析、更には雇用需要の将来予測等が可能となる。

(2) 雇用表の作成方法

雇用表の作成に関しては、まず、国勢調査、就業構造基本調査、経済センサス - 基礎調査、経済センサス - 活動調査及び労働力調査を用いて、産業分類ベース（必ずしもアクティビティとは一致しない。）で従業者数を推計する。

次に、産業分類と部門分類の対応表を作成し、産業別従業者数を取引基本表の列部門別従業者数に変換する。その際、職業構成や経営組織等を考慮することで、アクティビティの概念に近づけるようにする。

最後に、アクティビティをよりの確に捉えた資料が存在する場合は、必要に応じて他データに基づく推計値に置き換える。また、雇用者所得額や一人当たり賃金額との整合性も検証して修正していく。

4 雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表）

(1) 雇用マトリックスの概念

雇用マトリックスは、前記3の雇用表から得た生産活動部門別の有給役員及び雇用者について、これを更に職業別に示したものである（図7-3③を参照）。雇用マトリックスからは、雇用者数を職業別にかつ、生産活動と関連づけて読み取ることができる。更に、第5章第6節でも述べたとおり、職業誘発係数を計算することにより、経済構造の変動等に伴い、どのような職業の雇用者が、どれだけ必要となるかなどの分析を行うことができる。

(2) 雇用マトリックスの作成方法

雇用マトリックスの作成に関しては、まず、国勢調査結果から有給役員と雇用者の合計について、産業別職業別雇用者数を求める。

次いで、雇用表作成過程の中で得た、産業連関表の「部門」と国勢調査の「産業」の対応表を利用して、産業別職業別雇用者数を、産業連関表の統合中分類（108部門（ただし、「住宅賃貸料（帰属家賃）」及び仮設部門である「自家輸送」と「事務用品」を除いているので、実際は105部門））の概念に変換し、部門別職業別雇用者数を求める。

図7-3 取引基本表と雇用表及び雇用マトリックスとの関係

① 取引基本表

	A	B	C	...	最終需要	国内生産額
A						
B						
C						
⋮						
粗付加価値	雇用者所得					
	営業余剰					
国内生産額						

② 雇用表

	従業員総数	個人業主	家族従業者	有給役員・雇用者	有給役員	雇用者	常用雇用者	正社員・正職員	正社員・正職員以外	臨時雇用者	一人当たり有給役員・雇用者の雇用者所得	一人当たり常用雇用者賃金額
A
B	75	10	5	60	10	50	35	23	12	15		
C
⋮
計

(注) 個人業主の所得は、営業余剰の一部を占めるにすぎないため、また、家族従業者は原則として無給であるため、それぞれの人数は粗付加価値とは無関係に推計する。

③ 雇用マトリックス

	職業										計	
	研究者	技術者	保健医療従事者	
A
B	5	12	8	60
C
⋮
計

(注) 「職業」は「分類不能」を含めて227職種に分類している。

「部門」は、統合中分類の108部門（実際には「住宅賃貸料（帰属家賃）」、「自家輸送」及び「事務用品」を除く105部門である。

なお、この変換を機械的に行うと、アクティビティと職業との間に整合的でない箇所が表れる。そこで、部門の定義を考慮して、他部門へ格付けるべき職業を取り除き、漏れている職業を追加するという処理を行う。

次に、雇用表で推計した部門別雇用者数の枠に合うよう調整を行う。

最後に、公的資格保有者数や、職業別の本業・副業の実態等を勘案して推計した職業別雇用者数と、上で得られた部門別職業別雇用者数との整合性を検証して修正していく。

5 固定資本マトリックス

(1) 固定資本マトリックスの概念

産業連関表における「国内総固定資本形成」は、基本的には、耐用年数が1年以上で購入者価格の単価が10万円以上の建設物、機械、装置等の再生産可能な資本財の取引額、並びに資本用役を提供する家畜及び果樹等の成長増加をその内容としている（第9章第2節の「7411-00 国内総固定資本形成（公的）」「7511-00 国内総固定資本形成（民間）」の項を参照）。平成7年表からは、さらに無形固定資産を資本形成の範囲に含めたため、ソフトウェア業を新たに推計している。同様に、鉱物探査をその他の対事業所サービスに含めて推計した。

取引基本表においては、このような固定資本形成について、最終需要部門の「国内総固定資本形成（公的）」及び「国内総固定資本形成（民間）」として、資本財別の総額を列ベクトルとして計上するだけであり、どの部門でどれだけ資本形成が行われたかは示されていない。

固定資本マトリックスは、取引基本表を補完するものであり、図7-4②に示したように、投資主体（公的・民間）別に、どの列部門（「資本形成部門」という。）が、どのような資本財を、どれだけ購入（資本形成）したのかを明らかにしたものである。これにより、各列部門における資本形成額を内生変数として扱う動学的な産業連関分析や資本形成を含めた費用分析等を行うことができるようになっている。

図7-4②の固定資本マトリックスの表頭の資本形成部門は、原則として統合中分類（108部門）を基礎として設定している。ただし、固定資本形成の中には、住宅、一般道路、公園のように、特定の部門の生産活動のための資本として格付けることが困難

図7-4 取引基本表と固定資本マトリックスとの関係

① 取引基本表

	A B C D	消費形成（公的）	国内総形成（民間）	国内総形成（民間）	輸出	国内生産額
A		200				
B		500				
C						
D						
...						
粗付加価値						
国内生産額						

（注）最終需要欄に一括計上された固定資本形成を、産出先の部門に振り分けて一覧表にしたものが「固定資本マトリックス」である。

② 固定資本マトリックス

	資本形成部門	計	農 業	鉄 鋼	建 設	...	その他
資本財部門							道路 住宅 ...
A		200			50		100 50
B		500	50	200	100		150
C							
D							
...							
計							

（注）実際には、（公的）、（民間）及び（公的+民間）の3種類を作成している。

表7-2 「その他」の細分類及び範囲

分類名	範囲
道 路	道路事業（維持・補修工事、災害復旧事業を含む。）、街路事業 ただし、有料道路事業は「運輸・郵便（運輸付帯サービス）」を含む。
住 宅	持家、独立行政法人都市再生機構等及び民間の分譲住宅（独立行政法人都市再生機構等については、分譲済みのものは「民間」、分譲されていないものは「公的」） ただし、賃貸住宅及び給与住宅は「不動産（住宅賃貸料）」を含む。
環境衛生	都市公園（維持・補修工事、災害復旧事業を含む。）、自然公園、国民公園、下水道 ただし、水道施設は「水道（水道）」を含む。
国土保全	治山（国有林野事業特別会計）（維持・補修工事、災害復旧事業を含む。）、治水（社会資本整備事業特別会計）、海岸事業、保安林、公害復旧事業
土地造成	宅地造成、工業用地造成、干拓

であり、一般的社会的な資本と考えられるものがあるが、これらは統集中分類に相当する「その他」の部門として設定している。その細分類及び範囲は、表7-2のとおりである。

なお、固定資本形成のうち、屑及び副産物の発生額及びコスト商業については、固定資本マトリックスの対象から除外している。^(注)

(注) 固定資本マトリックスは、産業連関表の作成対象年次に生産された資本財であって、国内生産額に計上されているものを対象としている。

屑及び副産物は、産業連関表の作成対象年次に発生したものであるが、他の財の生産活動の過程で副次的に発生したものであり、マイナス投入方式による計上の結果、行部門の国内生産額に含まれていない。そのため、同マトリックスの対象から除外している。

コスト商業は、例えば中古品の取引などに伴うものであるが、取引の対象となる中古品自体は、基本的に産業連関表の作成対象年次に生産されたものではなく、その価額は、取引基本表には計上されない。したがって、コスト商業についても、固定資本マトリックスの対象としていない。

(2) 固定資本マトリックスの作成方法

固定資本マトリックスは、まず、公的資本及び民間資本のそれぞれについて、資本財販売先調査、経済センサス - 活動調査、建築着工統計調査及び細品目の国内生産額などの資料に基づき、資本財ごとに産出先（資本形成部門）の内訳を推計し、これに投入部門側からの個別的な情報に基づき、必要な補正を加えて作成している。

なお、物品賃貸業にかかわる資本財については、その全てを所有者主義により推計している。

6 産業別商品産出表（V表）

(1) 産業別商品産出表の概念

取引基本表は、〔行〕商品×〔列〕生産活動単位（アクティビティ）の表であり、複数の種類の財・サービスを生産・提供している事業所の活動については、それぞれの財・サービスの種類に応じて、該当する複数の部門に格付けて作表している。

このため、産業連関分析の結果によって得られた生産波及の効果が、事業所を単位として分類される各産業に対してどのようなものとなるかについての分析を行う場合には、事業所と商品の関係を示す別途の情報が必要となる。

産業別商品産出表（以下「V表」という。）は、このような要請に対応するため、各産業が、主業・副業を問わず、どのような財・サービスを生産・提供

しているかを事業所の産業格付別（複数の種類の財・サービスを生産・提供している事業所の活動については、主な財・サービスの種類によって産業格付がなされる。）に示すものである。

V表は、表側（行）が産業部門、表頭（列）が商品部門の行列表示となっている。したがって、V表の行和は産業別産出総額を示し、列和は商品別産出総額を示すことになる。

表側の産業部門は、生産活動主体分類によって①産業、②政府サービス生産者及び③対家計民間非営利サービス生産者の3つに大別した上で、原則として統集中分類（108部門）に対応する形で設定しているが、一部の部門については細分を行っている。また、表頭の商品部門は、形式上、表側の産業部門と1対1で対応するように設定している。したがって、V表は、行が産業分類、列が商品分類による正方形の表（125部門の表）となっている。

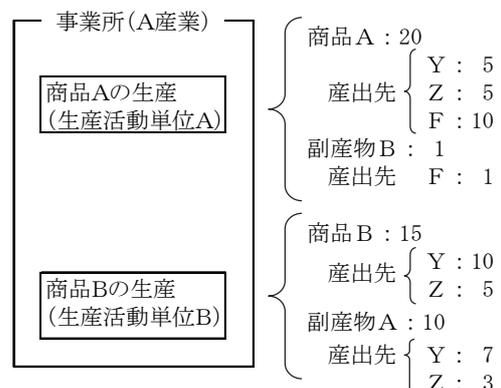
(2) 産業別商品産出表の作成方法

V表の作成については、経済センサス - 活動調査の結果から得られる産業別・品目別出荷額を、V表の部門分類に合わせて組替集計を行うことにより必要な計数を求め、さらに、各種の統計資料を利用して推計・調整を行い、計数を確定する。

なお、取引基本表では、マイナス投入方式を採用している屑及び副産物の発生額は国内生産額に含まれていないが、V表では、屑・副産物の発生額（絶対値）も含めて作成している。この結果、商品別の合計値（V表の各列和（「計」欄））は、取引基本表の国内生産額と屑・副産物発生額（内生部門における発生分）の計と一致する（最終需要部門で発生した屑・副産物については、V表の対象範囲から外れるため、数値は計上されない。）（図7-5③を参照）。

図7-5 取引基本表とV表との関係

① 事例



② 取引基本表

		中間需要				最終需要	国内 生産額	
		A	B	Y	Z	F		
中間 投入	A	0	△10	…	12	8	10	20
	B	△1	…	…	10	5	1	15
		…	…	…	…	…	…	…
	Y	5	3	…	…	…	…	…
	Z	10	12	…	…	…	…	…
粗付 加 価値		…	…	…	…	…		
		6	10	…	…	…		
		…	…	…	…	…		
国内 生産額		20	15	…	…	…		

③V表

		商品				計	
		A	B	Y	Z		
産 業	A	30	16	…	…	…	46
	B	…	…	…	…	…	…
		…	…	…	…	…	…
	Y	…	…	…	…	…	…
	Z	…	…	…	…	…	…
計		30	16	…	…	…	…
うち屑・副産 物発生額		10	1	…	…	…	…
国内 生産額		20	15	…	…	…	…

〔説明〕

ここでは、①に示すように、商品Aと商品Bの生産を行っている事業所を想定する。

この事業所では、商品Aを20生産する過程で副産物として商品Bを1生産するとともに、商品Bを15生産する過程で副産物として商品Aを10生産している。

その結果、事業所全体としては、商品Aを30、商品Bを16生産しており、商品Aが主であることから、事業所としては、A産業に格付けられる。

取引基本表(②)では、副産物は発生部分でマイナス計上し、産出先でプラス計上することで、行部門としては相殺している。そのため、商品Aの生産活動の過程で発生する商品B(副産物)については、〔列〕A部門と〔行〕B部門の交点で「△1」で計上する一方で、産出先である〔列〕Fと〔行〕Bの交点で「1」を計上し、相殺している。また、商品Bの生産活動の過程で発生する商品A(副産物)については、〔列〕B部門と〔行〕A部門の交点で「△10」で計上する一方で、産出先である〔列〕Y及び〔列〕Zと〔行〕Bの交点に、それぞれ「7」及び「3」が含まれている。その結果、取引基本表では、商品Aの国内生産額は20、商品Bの国内生産額は15となっている。

V表(③)は、表側が事業所の産業格付となっていることから、この事業所の活動は、全てAの行に計上される。そして、商品Aの生産額は副産物の発生額(絶対値)を含

め30、商品Bの生産額は副産物の発生額(絶対値)を含め16であることから、〔行〕A部門と〔列〕A部門の交点に「30」を、〔行〕A部門と〔列〕B部門の交点に「16」を計上する。

7 自家輸送マトリックス

(1) 自家輸送マトリックスの概念

自家輸送マトリックスは、自家活動を表章する仮設部門である「自家輸送(旅客自動車)」及び「自家輸送(貨物自動車)」それぞれの活動のために投入する財・サービスの内訳を、取引基本表の列部門ごとに示した表である(図7-6を参照)。

取引基本表においては、各列部門が自家輸送活動を行うために投入した燃料、損害保険、自動車整備等の額は、それぞれの列部門と財・サービスの行の交点に直接計上するのではなく、旅客・貨物それぞれの自家輸送活動に要した費用の合計を一括して「自家輸送(旅客自動車)」及び「自家輸送(貨物自動車)」を投入したものととして計上している。このため、取引基本表からは、列部門ごとに自家輸送活動に要した経費の内訳を読みとることができない。

自家輸送マトリックスは、これを補う付帯表として作成するもので、列部門ごとの自家輸送活動に要した財・サービスの投入構造と、自家輸送に要した財・サービスそれぞれの各列部門への産出の状況が明らかになる。

なお、自家輸送部門は、仮設部門のため、粗付加価値は計上しない。

(2) 自家輸送マトリックスの作成方法

自家輸送マトリックスの作成は、取引基本表の作成と並行して進める。その概要は、次のとおりである。

ア 各列部門は、投入した財・サービスのうちから、自家輸送に要した経費を案分し、これらの積み上げにより「自家輸送(旅客自動車)」及び「自家輸送(貨物自動車)」の投入額を推計する。

イ アと並行して「自家輸送(旅客自動車)」及び「自家輸送(貨物自動車)」の両部門について、自家用自動車に係る各種のデータから、財・サービスの投入額を推計するとともに、列部門ごとの産出額を推計し、それぞれの部門との調整を行って、自家輸送部門の投入、産出額を決定する。

ウ イで求めた自家輸送部門の投入額を各列への自家輸送部門産出額をCT(コントロール・トータル

ズ)として、前回表の自家輸送マトリックス及びその後の産業ごとの自家輸送活動状況の変化に係る各種データによって、列部門の投入額を配分し、産出先部門との調整(この段階でイの数値を変更する必要が生じた場合の再調整を含む。)を行い、自家輸送マトリックスを作成した。

なお、取引基本表は、行と列に自家輸送部門を設けた表章と、自家輸送部門を設けずに各部門が直接に自家輸送に係る財・サービスを投入する表章の2通りを作成しており、使用目的により選択が可能である。

図7-6 取引基本表と自家輸送マトリックスとの関係

① 取引基本表

	A	B	C	D	自家輸送	E	最終需要	国内生産額
A			(5)		20			
B		分	(20)		80			
C		解	(5)		30			
D			(0)		10			
自家輸送	20	40	30	50	(0)	10	...	150
E			(0)		10			
粗付加価値				
				
				
					0			
国内生産額					150			

(注) 取引基本表の行の自家輸送部門に一括計上した自家輸送に係る経費を各行部門別に分解したものが自家輸送マトリックスである。

② 自家輸送マトリックス

	A	B	C	D	E	計
A	5	20
B	20	80
C	4	8	5	10	3	30
D	0	10
E	0	10
計	20	40	30	50	10	150

(注) ②は、①のC部門についての表章イメージを示したものである。

〔参考3〕 商業マージン表及び国内貨物運賃表

(1) 商業マージン表及び国内貨物運賃表の概念

商業マージン表及び国内貨物運賃表は、取引基本表に記述された各部門間の取引のうち「財」の取引に関し、個々の取引に伴う流通経費、すなわち商業マージン及び国内貨物運賃を特掲して、行列（マトリックス）の形で示したものである。

基本分類（行518部門×列397部門）及び統合小分類（190部門）では、取引基本表（産出表）において、個々の取引額に含まれる商業マージン額（卸売マージン及び小売マージン）及び国内貨物運賃額（7輸送機関別貨物運賃）を表章しているが、商業マージン及び国内貨物運賃の状況のみを一覧することはできない。

そこで、個々の取引額に含まれる商業マージン額及び国内貨物運賃額を抜き出し、統合中分類（108部門）で一覧表にした「商業マージン表」及び「国内貨物運賃表」を作成している（インターネットにより提供）。

(2) 商業マージン表及び国内貨物運賃表の種類とその範囲

ア 商業マージン表

商業マージン表は、卸売マージン及び小売マージンについて作成している。中古品の取引に係る商業マージンなどの「コスト商業」は、商業マージン表に含めない。また、商業部門が負担した支払貨物運賃は、商業マージンには含めず、国内貨物運賃として処理する。

イ 国内貨物運賃表

国内貨物運賃表は、営業輸送活動から生じる国内貨物運賃及び料金について作成している。国際輸送に係る領土外の貨物運賃や「コスト運賃」は、国内貨物運賃表には含めない。

各取引について、次の7種類の輸送機関ごとの輸送経費を推計し、国内貨物運賃表を作成する。

- 1 鉄道貨物輸送
- 2 道路貨物輸送（除自家輸送）
- 3 沿海・内水面貨物輸送
- 4 港湾運送
- 5 国内航空貨物輸送
- 6 貨物利用運送
- 7 倉庫

図7-7 取引基本表と商業マージン表及び国内貨物運賃表との関係

① 生産者価格評価表（ひな型）

		中間需要					最終需要	国内生産額
		A	B	C	商業	運輸	……	
中間投入	A	20					…… 100	300
	B	40	40	70	40	10		
	C	110						
	商業		50					
	運輸		30				…	700
粗付加価値	・	・	・	・	・	・	・	
	・	・	・	・	・	・	・	
	・	・	・	・	・	・	・	
	・	・	・	・	・	・	・	
	・	・	・	・	・	・	・	
	・	・	・	・	・	・	・	
	・	・	・	・	・	・	・	
国内生産額		300						

(注) 生産者価格評価表において需要部門（列）ごとに商業（行）及び運輸（行）との交点にそれぞれ一括計上している商業マージン及び国内貨物運賃を、当該列部門の投入財別に計上することによって購入者価格評価表が作成される。

② 購入者価格評価表（ひな型）

		中間需要					最終需要	需要合計	控 ジ ン マ	除 運 賃 貨 物	国内生産額
		A	B	C	商業	運輸	……				
中間投入	A	30 (5+5)					…… 125 (17+8)	410	-70	-40	300
	B	55 (10+5)	55 (10+5)	90 (12+8)	70 (18+12)	15 (3+2)					
	C	165 (35+20)									
	商業		0								
	運輸		0				0	0	700	700	
粗付加価値	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
国内生産額		300									

(注) () 内の数値は「(商業マージン+国内貨物運賃)」を意味しており、取引額の内数となっている関係を模式的に示したものである。これらを抜き出して統合中分類で一覧表にしたのが「商業マージン表」(3)及び「国内貨物運賃表」(4)である。

なお、実際の購入者価格評価表では、基本分類及び統合小分類の産出表において、個々の取引額ごとに商業マージン額（卸売マージン及び小売マージン）及び国内貨物運賃額（7輸送機関別貨物運賃）を表章しており、このような行列形式で表章しているものではない。

③ 商業マージン表（ひな型）

		中間需要					最終需要 ……	合計
		A	B	C	商業 運輸			
中間 投入	A	5					17	70
	B	10	10	12	18	3		
	C	35						
	商業	-50						
	運輸	0						
合計		0						0

（注） 購入者価格評価表から商業マージンを抜き出して示したものである。

④ 国内貨物運賃表（ひな型）

		中間需要					最終需要 ……	合計
		A	B	C	商業 運輸			
中間 投入	A	5					8	40
	B	5	5	8	12	2		
	C	20						
	商業	0						
	運輸	-30						
合計		0						0

（注） 購入者価格評価表から国内貨物運賃を抜き出して示したものである。

(3) 商業マージン表の作成方法

商業マージン表は、次の手順で作成している（商業マージン額推計の詳細は、第10章の「5111-01 卸売」、「5112-01 小売」の項を参照）。

ア 卸売・小売別商業マージン額の推計

「経済センサス-活動調査」の組替集計結果を補正することにより、卸売・小売別マージン総額を推計する。この総額が、卸売業及び小売業の国内生産額となる。

イ 商業マージン対象取引額の計算

各取引ごとに、商業マージンの対象とならない取引及びマージン率に差異のある取引の割合を推計する。

取引先によって、商業マージン率に差が生じたり、あるいはマージンが発生しない要因としては、以下が考えられる。

- ① 自工場内消費
- ② 自社他工場消費
- ③ 他社への直接販売（卸小売を介在しない、卸売については小売を経由しない直接販売）
- ④ 割引マージン率の有無
- ⑤ リベートの有無
- ⑥ 流通系統の違い

⑦ 多段階流通（1次卸、2次卸、3次卸等）の有無

⑧ 大口、小口取引による違い

ウ 各取引別商業マージン額の推計

アとイの結果から各取引別に、卸売マージン額及び小売マージン額を推計する。

(4) 国内貨物運賃表の作成方法

国内貨物運賃表は、次の手順で作成している（国内貨物運賃額推計の詳細は、第10章「6 国土交通省（運輸）担当部門」の「II 運輸部門」の項を参照）。

ア 運輸部門の国内生産額の推計

コスト運賃を含む運輸部門の国内生産額としての「貨物運賃額」を7機関別に推計する。

運輸部門の国内生産額（CT）①を7機関別に集計する。

		CT
運輸		①
CT		

イ 行部門（輸送商品）別貨物運賃額の推計

7機関別に確定された貨物運賃額のそれぞれについて、まず、大きく輸送商品群別に分割し、順次、小さな商品群について分割を進め、最終的に各行部門（輸送商品）別の貨物運賃額を推計する。

次に行部門別の貨物運賃額（F）②を推計する。

②の計は①に等しい。

		CT	F
運輸		①	②

		CT	F	
			F	国内貨物運賃
			F'	← コスト運賃
運輸		①	F _i '	③
			F _i '	③

ウ コスト運賃額の分離

行部門別に確定された貨物運賃額から、別途推計された行部門（商品）別コスト運賃額を分離し、運賃対象の行部門別貨物運賃額を推計する。

エ 運賃対象取引額の計算

各財の取引について、そのすべてに貨物運賃が必要とは限らないし、また、どの取引においても運賃率が一定であるとも限らない。このことを勘案し、各財ごとに産出先別の個々の取引額のうち、どれだけの部分が運賃のかかる対象となり、反対にどれだけの部分が運賃のかかる対象とならなかったかを判断するとともに、運賃の対象となる取引の運賃率の差を加味して個々の取引ごとの「運賃非対象率表」を作成する。

取引先によって運賃率に差が生ずる要因としては、次のようなものが考えられる。

- ・ 自工場消費分の有無とその割合
- ・ 自家輸送分の割合
- ・ パイプライン等による輸送の有無
- ・ 輸送距離の長短
- ・ 割引運賃の適用の有無

次に、各取引額に「1－運賃非対象率」を乗じて「各取引額における運賃対象取引額」を計算し、これを行部門別に足し上げて、「行部門別運賃対象取引額」を推計する。

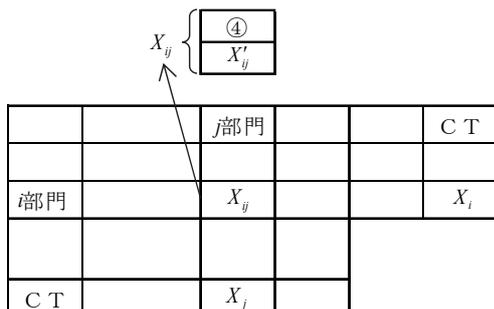
オ 各取引別の貨物運賃額の計算

行部門別運賃対象取引額に対する行部門別貨物運賃額の比率を「行部門別運賃率」とし、これをエで求めた「各取引額別の運賃対象取引額」に乗じることにより、「各取引別の運賃額」が計算される。

$$F'_{ij} = X'_{ij} \frac{F'_i}{X'_i}$$

ただし、

- F'_{ij} ・・・コスト運賃を除く各取引別運賃額
- X'_{ij} ・・・コスト運賃を除く各取引別運賃対象取引額
- F'_i ・・・コスト運賃を除く行部門別運賃額
- X'_i ・・・コスト運賃を除く行部門別運賃対象取引額



$$\frac{\textcircled{4}}{X'_{ij}} = n_{ij} = \text{運賃非対象率}$$

$$\sum_j X'_{ij} = X'_i = i\text{部門の運賃対象取引額}$$

$$\frac{F'_i}{X'_i} = i\text{部門の運賃率}$$

〔参考4〕 輸入表

(1) 輸入表の概念

輸入表は、取引基本表で表章された各部門間の取引に含まれる輸入分（普通貿易、特殊貿易、直接購入、関税及び輸入品商品税の合計）を特掲して、行列（マトリックス）の形で示したものである。

基本分類（行518部門×列397部門）及び統合小分類（190部門）では、取引基本表（投入表・産出表）において、個々の取引額に含まれる輸入分を表章しているが、輸入分の状況のみを一覧することはできない。

そこで、個々の取引額に含まれる輸入分を抜き出し、統集中分類（108部門）で一覧表にした「輸入表」を作成している（インターネットにより提供）。

図7-8 取引基本表と輸入表との関係

① 生産者価格評価表（ひな型）

	A	B	C	D	消費	固定資本形成等	輸出	輸入控除	国内生産額
A	…	60 (10)	…	…	…	…	…	…	…
B	20 (5)	10 (0)	50 (15)	10 (0)	20 (10)	15 (5)	10 (0)	-35 (-35)	100
C	…	10 (5)	…	…	…	…	…	…	…
D	…	5 (0)	…	…	…	…	…	…	…
粗付加価値	…	…	…	…	…	…	…	…	…
国内生産額	…	100	…	…	…	…	…	…	…

(注) () 内は輸入品に係る取引額であり、内数である。

② 輸入表（ひな型）

	A	B	C	D	消費	固定資本形成等	輸出	計
A	…	10	…	…	…	…	…	…
B	5	0	15	0	10	5	0	35
C	…	5	…	…	…	…	…	…
D	…	0	…	…	…	…	…	…
	…	15	…	…	…	…	…	…

(2) 輸入表の作成方法

輸入表の作成に当たっては、「普通貿易」、「特殊貿易」、「直接購入」、「関税」及び「輸入品商品税」のそれぞれについて、行部門別に各列部門の需要額を推計している。具体的な推計方法は、次のとおりである。

ア 普通貿易

まず、貿易統計を産業連関表部門へ組替集計して取引基本表の行部門別輸入額（列ベクトル）を

計算し、この輸入額について各行部門に属する個々の輸入品（HS分類の9桁品目^(注)）の商品特性及び輸入表を基に、各列部門の需要額を推計した。

イ 特殊貿易

個々の財・サービスの商品特性に応じて需要部門を特定し、行部門別輸入額を配分した。

なお、需要部分が特定できない行部門については、当該行部門の輸入率（輸入額／国内総需要額）を用いて配分した。

ウ 直接購入

その概念・定義・範囲に基づき、全額を家計消費支出部門に計上した。

エ 関税

個々の輸入品（HS分類の9桁品目）ごとに、関税の有無を確認しながら特定して推計した。

特定できない輸入品は、普通貿易に係る行部門別輸入額の需要先比率に応じて配分した。

オ 輸入品商品税

課税対象となった輸入財の需要部門を特定し、当該部門の取引額比率に応じて配分した。輸入品に係る消費税は、普通貿易に関税及び輸入品商品税を加えた額の需要先比率に応じて配分した。

なお、基本分類（行518部門×列397部門）及び統合小分類（190部門）に基づく輸入表は作成されていないが、それぞれの「産出表」及び「投入表」において、各取引ごとの輸入内訳を示すことにより輸入表としての機能を併せ持たせている。

(注) 日本貿易月表（財務省）の輸入品目表において用いられる9桁のコードであり、HS (Harmonized Commodity Description and Coding System: 商品の名称及び分類についての統一システム) 条約で決められたものである。

第3部

産業連関表で用いる部門分類表及び
部門別概念・定義・範囲

第8章 部門分類表

(注) 1 基本分類の部門名欄の★印は、生産活動主体を次のように示す。
 ★★・・・政府サービス生産者
 ★・・・対家計民間非営利サービス生産者
 2 Pは仮設部門を示す。

1 内生部門

基本分類 (行518部門×列397部門)			統合小分類 (190部門)		統合中分類 (108部門)		統合大分類 (37部門)	
分類コード	部門名	部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名
列部門	行部門	部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名
0111 -01	米	米	0111	穀類	011	耕種農業	01	農林水産業
	0111 -011 0111 -012	米 稲わら						
0111 -02	麦類	小麦(国産) 小麦(輸入) 大麦(国産) 大麦(輸入)						
0112 -01	いも類	かんしょ ばれいしょ	0112	いも・豆類				
	0112 -011 0112 -012							
0112 -02	豆類	大豆(国産) 大豆(輸入) その他の豆類						
	0112 -021 0112 -022 0112 -029							
0113 -01	野菜	野菜(露地) 野菜(施設)	0113	野菜				
	0113 -001							
0114 -01	果実	かんきつ りんご その他の果実	0114	果実				
	0114 -011 0114 -012 0114 -019							
0115 -01	砂糖原料作物		0115	その他の食用作物				
	0115 -011							
0115 -02	飲料作物	コーヒー豆・カカオ豆(輸入) その他の飲料作物						
	0115 -021 0115 -029							
0115 -09	その他の食用耕種作物	雑穀 油糧作物 他に分類されない食用耕種作物						
	0115 -091 0115 -092 0115 -099							
0116 -01	飼料作物		0116	非食用作物				
	0116 -011							
0116 -02	種苗							
	0116 -021							
0116 -03	花き・花木類							
	0116 -031							
0116 -09	その他の非食用耕種作物	葉たばこ 生ゴム(輸入) 綿花(輸入) 他に分類されない非食用耕種作物						
	0116 -091 0116 -092 0116 -093 0116 -099							
0121 -01	酪農	生乳 その他の酪農生産物	0121	畜産	012	畜産		
	0121 -011 0121 -019							
0121 -02	肉用牛							
	0121 -021							
0121 -03	豚							
	0121 -031							
0121 -04	鶏卵							
	0121 -041							
0121 -05	肉鶏							
	0121 -051							
0121 -09	その他の畜産	羊毛 他に分類されない畜産						
	0121 -091 0121 -099							
0131 -01	獣医薬		0131	農業サービス	013	農業サービス		
	0131 -011							
0131 -02	農業サービス(獣医薬を除く。)							
	0131 -021							
0151 -01	育林		0151	育林	015	林業		
	0151 -011							
0152 -01	素材	素材(国産) 素材(輸入)	0152	素材				
	0152 -011 0152 -012							
0153 -01	特用林産物(狩猟業を含む。)		0153	特用林産物				
	0153 -011							
0171 -01	海面漁業	海面漁業(国産) 海面漁業(輸入)	0171	海面漁業	017	漁業		
	0171 -011 0171 -012							
0171 -02	海面養殖業							
	0171 -021							
0172 -01	内水面漁業・養殖業		0172	内水面漁業				
	0172 -001							
0172 -02	内水面養殖業							
	0172 -021							
0611 -01	金属鉱物	鉄鉱石 非鉄金属鉱物	0611	金属鉱物	061	金属鉱物	06	鉱業
	0611 -011 0611 -012							
0621 -01	石炭・原油・天然ガス	石炭 原油 天然ガス	0621	石炭・原油・天然ガス	062	石炭・原油・天然ガス		
	0621 -011 0621 -012 0621 -013							
0631 -01	砂利・採石		0631	砂利・砕石	063	非金属鉱物		
	0631 -011							
0631 -02	砕石							
	0631 -021							

基本分類 (行518部門×列397部門)			統合小分類 (190部門)		統合中分類 (108部門)		統合大分類 (37部門)	
分類コード		部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名
列部門	行部門							
0639-09		その他の鉱物 石灰石 0639-091 0639-092 窯業原料鉱物(石灰石を除く。) 0639-099 他に分類されない鉱物	0639	その他の鉱物	063	非金属鉱物	06	鉱業
1111-01		食肉 1111-011 牛肉 1111-012 豚肉 1111-013 鶏肉 1111-014 その他の食肉 1111-015 と畜副産物(肉鶏処理副産物を含む。)	1111	食肉	111	食料品	11	飲食物品
1112-01	1112-011	肉加工品	1112	畜産食料品				
1112-02	1112-021	畜産びん・かん詰						
1112-03		酪農品 1112-031 飲用牛乳 1112-032 乳製品	1113	水産食料品				
1113-01	1113-011	冷凍魚介類						
1113-02	1113-021	塩・干・くん製品	1113	水産びん・かん詰				
1113-03	1113-031	水産びん・かん詰						
1113-04	1113-041	ねり製品	1113	その他の水産食品				
1113-09	1113-099	その他の水産食品						
1114-01		精穀 1114-011 精米 1114-019 その他の精穀	1114	精穀・製粉				
1114-02		製粉 1114-021 小麦粉 1114-029 その他の製粉						
1115-01	1115-011	めん類	1115	めん・パン・菓子類				
1115-02	1115-021	パン類						
1115-03	1115-031	菓子類	1116	農産保存食料品				
1116-01	1116-011	農産びん・かん詰						
1116-02	1116-021	農産保存食料品(びん・かん詰を除く。)	1117	砂糖・油脂・調味料類				
1117-01		砂糖 1117-011 精製糖 1117-019 その他の砂糖・副産物						
1117-02	1117-021	でん粉	1117	ぶどう糖・水あめ・異性化糖				
1117-03	1117-031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖						
1117-04		動植物油脂 1117-041 植物油脂 1117-042 動物油脂 1117-043 加工油脂 1117-044 植物原油かす	1117	調味料				
1117-05	1117-051	調味料						
1119-01	1119-011	冷凍調理食品	1119	その他の食料品				
1119-02	1119-021	レトルト食品						
1119-03	1119-031	そう菜・すし・弁当	1119	学校給食(国公立)★★				
1119-04	1119-041	学校給食(国公立)★★						
1119-05	1119-051	学校給食(私立)★	1119	その他の食料品				
1119-09	1119-099	その他の食料品						
1121-01	1121-011	清酒	1121	酒類				
1121-02	1121-021	ビール類						
1121-03	1121-031	ウイスキー類	1121	その他の酒類				
1121-09	1121-099	その他の酒類						
1129-01	1129-011	茶・コーヒー	1129	その他の飲料				
1129-02	1129-021	清涼飲料						
1129-03	1129-031	製氷	1131	飼料・有機質肥料(別掲を除く。)				
1131-01	1131-011	飼料						
1131-02	1131-021	有機質肥料(別掲を除く。)	1141	たばこ				
1141-01	1141-011	たばこ						
1511-01	1511-011	紡績糸	1511	紡績				
1512-01	1512-011	綿・スフ織物(合繊短繊維織物を含む。)						
1512-02	1512-021	絹・人絹織物(合繊長繊維織物を含む。)	1512	織物				
1512-09	1512-099	その他の織物						
1513-01	1513-011	ニット生地	1513	ニット生地	151	繊維工業製品		
1514-01	1514-011	染色整理						
1519-09		その他の繊維工業製品 1519-091 網・網 1519-099 他に分類されない繊維工業製品	1519	その他の繊維工業製品	152	衣服・その他の繊維既製品		
1521-01	1521-011	繊維製衣服						
1521-02	1521-021	ニット製衣服	1522	その他の衣服・身の回り品				
1522-09	1522-099	その他の衣服・身の回り品						
1529-01	1529-011	寝具	1529	その他の繊維既製品				
1529-02	1529-021	じゅうたん・床敷物						
1529-09		その他の繊維既製品 1529-091 繊維製衛生材料 1529-099 他に分類されない繊維既製品	1611	木材				
1611-01	1611-011	製材						
1611-02	1611-021	合板・集成材	1611	木材・木製品				
1611-03	1611-031	木材チップ						

基本分類 (行518部門×列397部門)			統合小分類 (190部門)		統合中分類 (108部門)		統合大分類 (37部門)							
分類コード		部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名						
列部門	行部門													
1619-09	1619-091 1619-099	その他の木製品 建設用木製品 他に分類されない木製品	1619	その他の木製品	161	木材・木製品	16	パルプ・紙・木製品						
1621-01	1621-011	木製家具	1621	家具・装備品	162	家具・装備品								
1621-02	1621-021	金属製家具												
1621-03	1621-031	木製建具												
1621-09	1621-099	その他の家具・装備品												
1631-01	1631-011 1631-021P	パルプ 古紙	1631	パルプ	163	パルプ・紙・板紙・加工紙								
1632-01	1632-011	洋紙・和紙												
1632-02	1632-021	板紙												
1633-01	1633-011	段ボール												
1633-02	1633-021	塗工紙・建設用加工紙	1633	加工紙	164	紙加工品								
1641-01	1641-011	段ボール箱												
1641-09	1641-099	その他の紙製容器												
1649-01	1649-011	紙製衛生材料・用品												
1649-09	1649-099	その他のパルプ・紙・紙加工品	1649	その他の紙加工品	191	印刷・製版・製本	39	その他の製造工業製品(1/3)						
1911-01	1911-011	印刷・製版・製本												
2011-01	2011-011	化学肥料	2011	化学肥料					201	化学肥料	20	化学製品		
2021-01	2021-011 2021-012 2021-013 2021-019	ソーダ工業製品 ソーダ灰 苛性ソーダ 液体塩素 その他のソーダ工業製品	2021	ソーダ工業製品					202	無機化学工業製品				
2029-01	2029-011 2029-012 2029-019	無機顔料 酸化チタン カーボンブラック その他の無機顔料	2029	その他の無機化学工業製品										
2029-02	2029-021	圧縮ガス・液化ガス												
2029-03	2029-031 2029-032	塩 原塩 塩												
2029-09	2029-099	その他の無機化学工業製品												
2031-01	2031-011 2031-012 2031-019	石油化学基礎製品 エチレン プロピレン その他の石油化学基礎製品	2031	石油化学基礎製品	203	石油化学基礎製品								
2031-02	2031-021 2031-022 2031-023 2031-029	石油化学系芳香族製品 純ベンゼン 純トルエン キシレン その他の石油化学系芳香族製品												
2041-01	2041-011 2041-012 2041-013 2041-014 2041-015 2041-016 2041-019	脂肪族中間物 合成アルコール類 酢酸 二塩化エチレン アクリロニトリル エチレンジクロール 酢酸ビニルモノマー その他の脂肪族中間物							2041	脂肪族中間物・環式中間物	204	有機化学工業製品(石油化学基礎製品を除く。)		
2041-02	2041-021 2041-022 2041-023 2041-024 2041-029	環式中間物 スチレンモノマー 合成石炭酸 テレフタル酸(高純度) カプロラクタム その他の環式中間物												
2041-03	2041-031	合成染料・有機顔料												
2042-01	2042-011	合成ゴム												
2049-01	2049-011	メタン誘導品	2049	その他の有機化学工業製品										
2049-02	2049-021	可塑剤												
2049-09	2049-099	その他の有機化学工業製品												
2051-01	2051-011	熱硬化性樹脂												
2051-02	2051-021 2051-022 2051-023 2051-024 2051-025	熱可塑性樹脂 ポリエチレン(低密度) ポリエチレン(高密度) ポリスチレン ポリプロピレン 塩化ビニル樹脂		合成樹脂	205	合成樹脂								
2051-03	2051-031	高機能性樹脂												
2051-09	2051-099	その他の合成樹脂												
2061-01	2061-011	レーヨン・アセテート												
2061-02	2061-021	合成繊維	2061	化学繊維	206	化学繊維								
2071-01	2071-011	医薬品	2071	医薬品	207	医薬品								
2081-01	2081-011 2081-012 2081-013	油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤 油脂加工製品 石けん・合成洗剤 界面活性剤	2081	油脂加工製品・石けん・界面活性剤・化粧品	208	化学最終製品(医薬品を除く。)								
2081-02	2081-021	化粧品・歯磨												

基本分類 (行518部門×列397部門)			統合小分類 (190部門)		統合中分類 (108部門)		統合大分類 (37部門)							
分類コード		部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名						
列部門	行部門													
2082-01	2082-011	塗料	2082	塗料・印刷インキ	208	化学最終製品(医薬品を除く。)	20	化学製品						
2082-02	2082-021	印刷インキ												
2083-01	2083-011	写真感光材料												
2084-01	2084-011	農薬												
2089-01	2089-011	ゼラチン・接着剤	2089	その他の化学最終製品										
2089-09	2089-091	その他の化学最終製品												
	2089-099	触媒 他に分類されない化学最終製品												
2111-01	2111-011	石油製品	2111	石油製品	211	石油製品	21	石油・石炭製品						
	2111-012	ガソリン												
	2111-013	ジェット燃料油												
	2111-014	灯油												
	2111-015	軽油												
	2111-016	A重油												
	2111-017	B重油・C重油												
	2111-018	ナフサ												
	2111-019	液化石油ガス												
	2111-021	その他の石油製品												
2121-01	2121-011	石炭製品							2121	石炭製品	212	石炭製品		
	2121-012	コークス												
	2121-019	その他の石炭製品												
2121-02	2121-021	舗装材料												
2211-01	2211-011	プラスチック製品	2211	プラスチック製品	221	プラスチック製品	22	プラスチック・ゴム						
	2211-012	プラスチックフィルム・シート												
	2211-013	プラスチック板・管・棒												
	2211-014	プラスチック発泡製品												
	2211-015	工業用プラスチック製品												
	2211-016	強化プラスチック製品												
	2211-017	プラスチック製容器												
	2211-018	プラスチック製日用雑貨・食卓用品												
	2211-019	その他のプラスチック製品												
2221-01	2221-011	タイヤ・チューブ							2221	タイヤ・チューブ	222	ゴム製品		
2229-01	2229-011	ゴム製・プラスチック製履物												
2229-09	2229-099	その他のゴム製品												
2311-01	2311-011	革製履物	2311	革製履物	231	なめし革・毛皮・同製品	39	その他の製造工業製品(2/3)						
2312-01	2312-011	製革・毛皮												
2312-02	2312-021	かばん・袋物・その他の革製品												
	2312-022	その他の革製品												
2511-01	2511-011	板ガラス・安全ガラス	2511	ガラス・ガラス製品	251	ガラス・ガラス製品	25	窯業・土石製品						
	2511-012	板ガラス												
	2511-013	安全ガラス・複層ガラス												
2511-02	2511-021	ガラス繊維・同製品												
2511-09	2511-091	その他のガラス製品												
	2511-099	ガラス製加工素材 他に分類されないガラス製品												
2521-01	2521-011	セメント	2521	セメント・セメント製品	252	セメント・セメント製品								
2521-02	2521-021	生コンクリート												
2521-03	2521-031	セメント製品												
	2521-032	その他のセメント製品												
2531-01	2531-011	陶磁器	2531	陶磁器	253	陶磁器								
	2531-012	建設用陶磁器												
	2531-013	工業用陶磁器												
	2531-014	日用陶磁器												
2591-01	2591-011	耐火物	2591	建設用土石製品	259	その他の窯業・土石製品								
2591-09	2591-099	その他の建設用土石製品												
2599-01	2599-011	炭素・黒鉛製品												
2599-02	2599-021	研磨材												
2599-09	2599-099	その他の窯業・土石製品												
	2599-099	その他の窯業・土石製品												
2611-01	2611-011	鉄鉄	2611	鉄鉄・粗鋼	261	鉄鉄・粗鋼	26	鉄鋼						
2611-02	2611-021	フェロアロイ												
2611-03	2611-031	粗鋼(転炉)												
2611-04	2611-041	粗鋼(電気炉)												
	2611-042	粗鋼(電気炉)												
2621-01	2621-011P	鉄屑	2621	鉄屑	262	鋼材								
	2621-012	熟間圧延鋼材												
	2621-013	普通鋼形鋼												
	2621-014	普通鋼鋼板												
	2621-015	普通鋼鋼帯												
	2621-016	普通鋼小棒												
	2621-017	その他の普通鋼熟間圧延鋼材												
	2621-018	特殊鋼熟間圧延鋼材												
2622-01	2622-011	鋼管							2622	鋼管				
	2622-012	普通鋼鋼管												
	2622-013	特殊鋼鋼管												
2623-01	2623-011	冷間圧延鋼材	2623	冷延・めっき鋼材										
	2623-012	普通鋼冷間圧延鋼材												
	2623-013	特殊鋼冷間圧延鋼材												
2623-02	2623-021	めっき鋼材												
2631-01	2631-011	鍛造鋼	2631	鍛造品	263	鍛造品								
	2631-012	鍛鋼												
	2631-013	鍛鋼												

基本分類 (行518部門×列397部門)			統合小分類 (190部門)		統合中分類 (108部門)		統合大分類 (37部門)	
分類コード		部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名
列部門	行部門							
2631-02	2631-021	鑄鉄管	2631	鑄鍛造品	263	鑄鍛造品	26	鉄鋼
2631-03	2631-031	鑄鉄品及び鍛工品(鉄)						
	2631-032	鑄鉄品						
	2631-032	鍛工品(鉄)						
2699-01	2699-011	鉄鋼シャースリット業	2699	その他の鉄鋼製品	269	その他の鉄鋼製品		
2699-09	2699-099	その他の鉄鋼製品						
2711-01	2711-011	銅	2711	非鉄金属製錬・精製	271	非鉄金属製錬・精製	27	非鉄金属
2711-02	2711-021	鉛・亜鉛(再生を含む。)						
2711-03	2711-031	アルミニウム(再生を含む。)						
2711-09	2711-099	その他の非鉄金属地金						
	2712-011P	非鉄金属屑	2712	非鉄金属屑				
2721-01	2721-011	電線・ケーブル	2721	電線・ケーブル	272	非鉄金属加工製品		
2721-02	2721-021	光ファイバケーブル						
2729-01	2729-011	伸銅品	2729	その他の非鉄金属製品				
2729-02	2729-021	アルミ圧延製品						
2729-03	2729-031	非鉄金属素形材						
2729-04	2729-041	核燃料						
2729-09	2729-099	その他の非鉄金属製品						
2811-01	2811-011	建設用金属製品	2811	建設用金属製品	281	建設・建築用金属製品	28	金属製品
2812-01	2812-011	建築用金属製品	2812	建築用金属製品				
2891-01	2891-011	ガス・石油機器・暖房機器	2891	ガス・石油機器・暖房機器	289	その他の金属製品		
2899-01	2899-011	ボルト・ナット・リベット・スプリング	2899	その他の金属製品				
2899-02	2899-021	金属製容器・製缶板金製品						
2899-03	2899-031	配管工事附属品・粉末や金製品・道具類						
	2899-032	配管工事附属品						
	2899-032	粉末や金製品						
	2899-033	刃物・道具類						
2899-09	2899-091	その他の金属製品						
	2899-092	金属プレス製品						
	2899-092	金属線製品						
	2899-099	他に分類されない金属製品						
2911-01	2911-011	ボイラ	2911	ボイラ・原動機	291	はん用機械	29	はん用機械
2911-02	2911-021	タービン						
2911-03	2911-031	原動機						
2912-01	2912-011	ポンプ・圧縮機	2912	ポンプ・圧縮機				
2913-01	2913-011	運搬機械	2913	運搬機械				
2914-01	2914-011	冷凍機・温湿調整装置	2914	冷凍機・温湿調整装置				
2919-01	2919-011	ベアリング	2919	その他のはん用機械				
2919-09	2919-091	その他のはん用機械						
	2919-091	動力伝導装置						
	2919-099	他に分類されないはん用機械						
3011-01	3011-011	農業用機械	3011	農業用機械	301	生産用機械	30	生産用機械
3012-01	3012-011	建設・鉱山機械	3012	建設・鉱山機械				
3013-01	3013-011	繊維機械	3013	繊維機械				
3014-01	3014-011	生活関連産業用機械	3014	生活関連産業用機械				
	3014-011	食品機械・同装置						
	3014-012	木材加工機械						
	3014-013	バルブ装置・製紙機械						
	3014-014	印刷・製本・紙工機械						
	3014-015	包装・荷造機械						
3015-01	3015-011	化学機械	3015	基礎素材産業用機械				
3015-02	3015-021	鑄造装置・プラスチック加工機械						
	3015-022	鑄造装置						
	3015-022	プラスチック加工機械						
3016-01	3016-011	金属工作機械	3016	金属加工機械				
3016-02	3016-021	金属加工機械						
3016-03	3016-031	機械工具						
3017-01	3017-011	半導体製造装置	3017	半導体製造装置				
3019-01	3019-011	金型	3019	その他の生産用機械				
3019-02	3019-021	真空装置・真空機器						
3019-03	3019-031	ロボット						
3019-09	3019-099	その他の生産用機械						
3111-01	3111-011	複写機	3111	事務用機械	311	業務用機械	31	業務用機械
3111-09	3111-099	その他の事務用機械						
3112-01	3112-011	サービス用機器	3112	サービス用機器				
	3112-011	自動販売機						
	3112-012	娯楽用機器						
	3112-019	その他のサービス用機器						
3113-01	3113-011	計測機器	3113	計測機器				
3114-01	3114-011	医療用機械器具	3114	医療用機械器具				
3115-01	3115-011	光学機械・レンズ	3115	光学機械・レンズ				
3116-01	3116-011	武器	3116	武器				
3211-01	3211-011	電子管	3211	電子デバイス	321	電子デバイス	32	電子部品
3211-02	3211-021	半導体素子						
3211-03	3211-031	集積回路						
3211-04	3211-041	液晶パネル						
3299-01	3299-011	磁気テープ・磁気ディスク	3299	その他の電子部品	329	その他の電子部品		
3299-02	3299-021	電子回路						

基本分類 (行518部門×列397部門)			統合小分類 (190部門)		統合中分類 (108部門)		統合大分類 (37部門)	
分類コード		部 門 名	分類コード	部 門 名	分類コード	部 門 名	分類コード	部 門 名
列部門	行部門							
3299-09	3299-099	その他の電子部品	3299	その他の電子部品	329	その他の電子部品	32	電子部品
3311-01		回転電気機械	3311	産業用電気機器	331	産業用電気機器	33	電気機械
	3311-011	発電機器						
	3311-012	電動機						
3311-02	3311-021	変圧器・変成器						
3311-03	3311-031	開閉制御装置・配電盤						
3311-04	3311-041	配線器具						
3311-05	3311-051	内燃機関電装品						
3311-09	3311-099	その他の産業用電気機器						
3321-01	3321-011	民生用エアコンディショナ	3321	民生用電気機器	332	民生用電気機器		
3321-02	3321-021	民生用電気機器(エアコンを除く。)						
3331-01	3331-011	電子応用装置	3331	電子応用装置	333	電子応用装置・電気計測器		
3332-01	3332-011	電気計測器	3332	電気計測器				
3399-01	3399-011	電球類	3399	その他の電気機械	339	その他の電気機械		
3399-02	3399-021	電気照明器具						
3399-03	3399-031	電池						
3399-09	3399-099	その他の電気機械器具						
3411-01	3411-011	ビデオ機器・デジタルカメラ	3411	民生用電子機器	341	通信機械・同関連機器	34	情報・通信機器
3411-02	3411-021	電気音響機器						
3411-03	3411-031	ラジオ・テレビ受信機						
3412-01	3412-011	有線電気通信機器	3412	通信機械				
3412-02	3412-021	携帯電話機						
3412-03	3412-031	無線電気通信機器(携帯電話機を除く。)						
3412-09	3412-099	その他の電気通信機器						
3421-01	3421-011	パーソナルコンピュータ	3421	電子計算機・同附属装置	342	電子計算機・同附属装置		
3421-02	3421-021	電子計算機本体(パソコンを除く。)						
3421-03	3421-031	電子計算機附属装置						
3511-01	3511-011	乗用車	3511	乗用車	351	乗用車	35	輸送機械
3521-01	3521-011	トラック・バス・その他の自動車	3521	トラック・バス・その他の自動車	352	その他の自動車		
3522-01	3522-011	二輪自動車	3522	二輪自動車				
3531-01	3531-011	自動車用内燃機関	3531	自動車部品・同附属品	353	自動車部品・同附属品		
3531-02	3531-021	自動車部品						
3541-01	3541-011	鋼船	3541	船舶・同修理	354	船舶・同修理		
3541-02	3541-021	その他の船舶						
3541-03	3541-031	船用内燃機関						
3541-10	3541-101	船舶修理						
3591-01	3591-011	鉄道車両	3591	鉄道車両・同修理	359	その他の輸送機械・同修理		
3591-10	3591-101	鉄道車両修理						
3592-01	3592-011	航空機	3592	航空機・同修理				
3592-10	3592-101	航空機修理						
3599-01	3599-011	自転車	3599	その他の輸送機械				
3599-09	3599-091	その他の輸送機械						
	3599-099	産業用運搬車両 他に分類されない輸送機械						
3911-01	3911-011	がん具	3911	がん具・運動用品	391	その他の製造工業製品	39	その他の製造工業製品(3/3)
3911-02	3911-021	運動用品						
3919-01	3919-011	身辺細貨品	3919	その他の製造工業製品				
3919-02	3919-021	時計						
3919-03	3919-031	楽器						
3919-04	3919-041	筆記具・文具						
3919-05	3919-051	量・わら加工品						
3919-06	3919-061	情報記録物						
3919-09	3919-099	その他の製造工業製品						
3921-01	3921-011	再生資源回収・加工処理	3921	再生資源回収・加工処理	392	再生資源回収・加工処理	41	建設
4111-01	4111-011	住宅建築(木造)	4111	住宅建築	411	建築		
4111-02	4111-021	住宅建築(非木造)						
4112-01	4112-011	非住宅建築(木造)	4112	非住宅建築				
4112-02	4112-021	非住宅建築(非木造)						
4121-01	4121-011	建設補修	4121	建設補修	412	建設補修		
4131-01	4131-011	道路関係公共事業	4131	公共事業	413	公共事業		
4131-02	4131-021	河川・下水道・その他の公共事業						
4131-03	4131-031	農林関係公共事業						
4191-01	4191-011	鉄道軌道建設	4191	その他の土木建設	419	その他の土木建設		
4191-02	4191-021	電力施設建設						
4191-03	4191-031	電気通信施設建設						
4191-09	4191-099	その他の土木建設						
4611-01	4611-001	事業用電力	4611	電力	461	電力	46	電力・ガス・熱供給
4611-02		事業用原子力発電						
4611-03		事業用火力発電						
4611-04	4611-041	水力・その他の事業用発電						
4621-01	4621-011	自家発電	4621	都市ガス	462	ガス・熱供給		
4622-01	4622-011	都市ガス						
4711-01	4711-011	水道・簡易水道	4711	水道	471	水道	47	水道
4711-02	4711-021	工業用水						
4711-03	4711-031	下水道★★						
4811-01	4811-011	廃棄物処理(公営)★★	4811	廃棄物処理	481	廃棄物処理	48	廃棄物処理
4811-02	4811-021	廃棄物処理(産業)						

基本分類 (行518部門×列397部門)			統合小分類 (190部門)		統合中分類 (108部門)		統合大分類 (37部門)	
分類コード		部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名
列部門	行部門							
5111-01	5111-011	卸売	5111	卸売	511	商業	51	商業
5112-01	5112-011	小売	5112	小売				
5311-01		金融	5311	金融	531	金融・保険	53	金融・保険
	5311-011	公的金融(FISIM)						
	5311-012	民間金融(FISIM)						
	5311-013	公的金融(手数料)						
	5311-014	民間金融(手数料)						
5312-01	5312-011	生命保険	5312	保険				
5312-02	5312-021	損害保険						
5511-01	5511-011	不動産仲介・管理業	5511	不動産仲介及び賃貸	551	不動産仲介及び賃貸	55	不動産
5511-02	5511-021	不動産賃貸業						
5521-01	5521-011	住宅賃貸料	5521	住宅賃貸料	552	住宅賃貸料		
5531-01	5531-011	住宅賃貸料(帰属家賃)	5531	住宅賃貸料(帰属家賃)	553	住宅賃貸料(帰属家賃)		
5711-01	5711-011	鉄道旅客輸送	5711	鉄道旅客輸送	571	鉄道輸送	57	運輸・郵便
5712-01	5712-011	鉄道貨物輸送	5712	鉄道貨物輸送				
5721-01	5721-011	バス	5721	道路旅客輸送	572	道路輸送(自家輸送を除く。)		
5721-02	5721-021	ハイヤー・タクシー						
5722-01	5722-011	道路貨物輸送(自家輸送を除く。)	5722	道路貨物輸送(自家輸送を除く。)				
5731-01P	5731-011P	自家輸送(旅客自動車)	5731	自家輸送(旅客自動車)	573	自家輸送		
5732-01P	5732-011P	自家輸送(貨物自動車)	5732	自家輸送(貨物自動車)				
5741-01	5741-011	外洋輸送	5741	外洋輸送	574	水運		
5742-01		沿海・内水面輸送	5742	沿海・内水面輸送				
	5742-011	沿海・内水面旅客輸送						
	5742-012	沿海・内水面貨物輸送						
5743-01	5743-011	港湾運送	5743	港湾運送				
5751-01		航空輸送	5751	航空輸送	575	航空輸送		
	5751-011	国際航空輸送						
	5751-012	国内航空旅客輸送						
	5751-013	国内航空貨物輸送						
	5751-014	航空機使用事業						
5761-01	5761-011	貨物利用運送	5761	貨物利用運送	576	貨物利用運送		
5771-01	5771-011	倉庫	5771	倉庫	577	倉庫		
5781-01	5781-011	こん包	5781	こん包	578	運輸附帯サービス		
5789-01	5789-011	道路輸送施設提供	5789	その他の運輸附帯サービス				
5789-02	5789-021	水運施設管理★★						
5789-03	5789-031	水運附帯サービス						
5789-04	5789-041	航空施設管理(国公営)★★						
5789-05	5789-051	航空施設管理(産業)						
5789-06	5789-061	航空附帯サービス						
5789-09	5789-099	旅行・その他の運輸附帯サービス						
5791-01	5791-011	郵便・信書便	5791	郵便・信書便	579	郵便・信書便		
5911-01	5911-011	固定電気通信	5911	電気通信	591	通信	59	情報通信
5911-02	5911-021	移動電気通信						
5911-09	5911-099	その他の電気通信						
5919-09	5919-099	その他の通信サービス	5919	その他の通信サービス				
5921-01	5921-011	公共放送	5921	放送	592	放送		
5921-02	5921-021	民間放送						
5921-03	5921-031	有線放送						
5931-01		情報サービス	5931	情報サービス	593	情報サービス		
	5931-011	ソフトウェア業						
	5931-012	情報処理・提供サービス						
5941-01	5941-011	インターネット附随サービス	5941	インターネット附随サービス	594	インターネット附随サービス		
5951-01	5951-011	映像・音声・文字情報制作業	5951	映像・音声・文字情報制作	595	映像・音声・文字情報制作		
5951-02	5951-021	新聞						
5951-03	5951-031	出版						
6111-01	6111-011	公務(中央)★★	6111	公務(中央)	611	公務	61	公務
6112-01	6112-011	公務(地方)★★	6112	公務(地方)				
6311-01	6311-011	学校教育(国公立)★★	6311	学校教育	631	教育	63	教育・研究
6311-02	6311-021	学校教育(私立)★						
6312-01	6312-011	社会教育(国公立)★★	6312	社会教育・その他の教育				
6312-02	6312-021	社会教育(非営利)★						
6312-03	6312-031	その他の教育訓練機関(国公立)★★						
6312-04	6312-041	その他の教育訓練機関(産業)						
6321-01	6321-011	自然科学研究機関(国公立)★★	6321	学術研究機関	632	研究		
6321-02	6321-021	人文科学研究機関(国公立)★★						
6321-03	6321-031	自然科学研究機関(非営利)★						
6321-04	6321-041	人文科学研究機関(非営利)★						
6321-05	6321-051	自然科学研究機関(産業)						
6321-06	6321-061	人文科学研究機関(産業)						
6322-01	6322-011	企業内研究開発	6322	企業内研究開発				
6411-01	6411-011	医療(入院診療)	6411	医療	641	医療	64	医療・福祉
6411-02	6411-021	医療(入院外診療)						
6411-03	6411-031	医療(歯科診療)						
6411-04	6411-041	医療(調剤)						
6411-05	6411-051	医療(その他の医療サービス)						
6421-01	6421-011	保健衛生(国公立)★★	6421	保健衛生	642	保健衛生		
6421-02	6421-021	保健衛生(産業)						

基本分類 (行518部門×列397部門)			統合小分類 (190部門)		統合中分類 (108部門)		統合大分類 (37部門)							
分類コード		部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名						
列部門	行部門													
6431-01	6431-011	社会保険事業★★	6431	社会保険・社会福祉	643	社会保険・社会福祉	64	医療・福祉						
6431-02	6431-021	社会福祉(国公立)★★												
6431-03	6431-031	社会福祉(非営利)★												
6431-04	6431-041	社会福祉(産業)												
6441-01	6441-011	介護(施設サービス)	6441	介護	644	介護								
6441-02	6441-021	介護(施設サービスを除く。)												
6599-01	6599-011	対企業民間非営利団体	6599	その他の非営利団体サービス	659	その他の非営利団体サービス	65	その他の非営利団体サービス						
6599-02	6599-021	対家計民間非営利団体(別掲を除く。)												
6611-01		物品賃貸業(貸自動車を除く。)	6611	物品賃貸業(貸自動車業を除く。)	661	物品賃貸サービス	66	対事業所サービス						
	6611-011	産業用機械器具(建設機械器具を除く。)												
	6611-012	建設機械器具賃貸業												
	6611-013	電子計算機・関連機器賃貸業												
	6611-014	事務用機械器具(電算機等を除く。)												
	6611-015	スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業												
6612-01	6612-011	貸自動車業	6612	貸自動車業										
6621-01		広告	6621	広告	662	広告								
	6621-011	テレビ・ラジオ広告												
	6621-012	新聞・雑誌・その他の広告												
6631-10	6631-101	自動車整備	6631	自動車整備	663	自動車整備・機械修理								
6632-10	6632-101	機械修理	6632	機械修理										
6699-01	6699-011	法務・財務・会計サービス	6699	その他の対事業所サービス	669	その他の対事業所サービス								
6699-02	6699-021	土木建築サービス												
6699-03	6699-031	労働者派遣サービス												
6699-04	6699-041	建物サービス												
6699-05	6699-051	警備業												
6699-09	6699-099	その他の対事業所サービス												
6711-01	6711-011	宿泊業							6711	宿泊業	671	宿泊業	67	対個人サービス
6721-01	6721-011	飲食サービス							6721	飲食サービス	672	飲食サービス		
6731-01	6731-011	洗濯業							6731	洗濯・理容・美容・浴場業	673	洗濯・理容・美容・浴場業		
6731-02	6731-021	理容業												
6731-03	6731-031	美容業												
6731-04	6731-041	浴場業												
6731-09	6731-099	その他の洗濯・理容・美容・浴場業												
6741-01	6741-011	映画館	6741	娯楽サービス	674	娯楽サービス								
6741-02	6741-021	興行場(映画館を除く。)												
6741-03	6741-031	競輪・競馬等の競走場・競技団												
6741-04	6741-041	スポーツ施設提供業・公園・遊園地												
6741-05	6741-051	遊戯場												
6741-09	6741-099	その他の娯楽												
6799-01	6799-011	写真業							6799	その他の対個人サービス	679	その他の対個人サービス		
6799-02	6799-021	冠婚葬祭業												
6799-03	6799-031	個人教授業												
6799-04	6799-041	各種修理業(別掲を除く。)												
6799-09	6799-099	その他の対個人サービス												
6811-00P	6811-000P	事務用品	6811	事務用品	681	事務用品	68	事務用品						
6911-00	6911-000	分類不明	6911	分類不明	691	分類不明	69	分類不明						
7000-00	7000-000	内生部門計	7000	内生部門計	700	内生部門計	70	内生部門計						

2 最終需要部門

分類コード		基本分類	統合小分類		統合中分類		統合大分類	
列部門	行部門	部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名
7111-00		家計外消費支出(列)	7111	家計外消費支出(列)	711	家計外消費支出(列)	71	家計外消費支出(列)
7211-00		家計消費支出	7211	家計消費支出	721	民間消費支出	72	民間消費支出
7212-00		対家計民間非営利団体消費支出	7212	対家計民間非営利団体消費支出				
7311-01		中央政府集合の消費支出	7311	一般政府消費支出	731	一般政府消費支出	73	一般政府消費支出
7311-02		地方政府集合の消費支出						
7311-03		中央政府個別の消費支出						
7311-04		地方政府個別の消費支出						
7321-01		中央政府集合の消費支出(社会資本等減耗分)	7321	一般政府消費支出(社会資本等減耗分)	732	一般政府消費支出(社会資本等減耗分)		
7321-02		地方政府集合の消費支出(社会資本等減耗分)						
7321-03		中央政府個別の消費支出(社会資本等減耗分)						
7321-04		地方政府個別の消費支出(社会資本等減耗分)						
7411-00		国内総固定資本形成(公的)	7411	国内総固定資本形成(公的)	741	国内総固定資本形成(公的)	74	国内総固定資本形成(公的)
7511-00		国内総固定資本形成(民間)	7511	国内総固定資本形成(民間)	751	国内総固定資本形成(民間)	75	国内総固定資本形成(民間)
7611-01		生産者製品在庫純増	7611	在庫純増	761	在庫純増	76	在庫純増
7611-02		半製品・仕掛品在庫純増						
7611-03		流通在庫純増						
7611-04		原材料在庫純増						
7711-00		調整項	7711	調整項	771	調整項	77	調整項
7800-00		国内最終需要計	7800	国内最終需要計	780	国内最終需要計	78	国内最終需要計
7900-00		国内需要合計	7900	国内需要合計	790	国内需要合計	79	国内需要合計
8011-01		輸出(普通貿易)	8011	輸出	801	輸出	80	輸出
8011-02		輸出(特殊貿易)						
8012-00		輸出(直接購入)	8012	輸出(直接購入)				
8100-00		輸出計	8100	輸出計	810	輸出計	81	輸出計
8200-00		最終需要計	8200	最終需要計	820	最終需要計	82	最終需要計
8300-00		需要合計	8300	需要合計	830	需要合計	83	需要合計
8411-01		(控除)輸入(普通貿易)	8411	(控除)輸入	841	(控除)輸入	84	(控除)輸入
8411-02		(控除)輸入(特殊貿易)						
8412-00		(控除)輸入(直接購入)	8412	(控除)輸入(直接購入)				
8511-00		(控除)関税	8511	(控除)関税	851	(控除)関税	85	(控除)関税
8611-00		(控除)輸入品商品税	8611	(控除)輸入品商品税	861	(控除)輸入品商品税	86	(控除)輸入品商品税
8700-00		(控除)輸入計	8700	(控除)輸入計	870	(控除)輸入計	87	(控除)輸入計
8800-00		最終需要部門計	8800	最終需要部門計	880	最終需要部門計	88	最終需要部門計
8911-00		商業マージン(卸売)	8911	商業マージン(卸売)	891	商業マージン	89	商業マージン
8912-00		商業マージン(小売)	8912	商業マージン(小売)				
9011-00		貨物運賃(鉄道)	9011	貨物運賃(鉄道)	901	貨物運賃	90	貨物運賃
9012-00		貨物運賃(道路)	9012	貨物運賃(道路)				
9013-01		貨物運賃(沿海内水面)	9013	貨物運賃(水運)				
9013-02		貨物運賃(港湾運送)						
9014-00		貨物運賃(航空)	9014	貨物運賃(航空)				
9015-00		貨物運賃(利用運送)	9015	貨物運賃(利用運送)				
9016-00		貨物運賃(倉庫)	9016	貨物運賃(倉庫)				
9700-00		国内生産額	9700	国内生産額	970	国内生産額	97	国内生産額

3 粗付加価値部門

分類コード		基本分類	統合小分類		統合中分類		統合大分類	
列部門	行部門	部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名	分類コード	部門名
	7111-001	宿泊・日当	7111	家計外消費支出(行)	711	家計外消費支出(行)	71	家計外消費支出(行)
	7111-002	交際費						
	7111-003	福利厚生費						
	9111-000	賃金・俸給	9111	賃金・俸給	911	雇用者所得	91	雇用者所得
	9112-000	社会保険料(雇用主負担)	9112	社会保険料(雇用主負担)				
	9113-000	その他の給与及び手当	9113	その他の給与及び手当				
	9211-000	営業余剰	9211	営業余剰	921	営業余剰	92	営業余剰
	9311-000	資本減耗引当	9311	資本減耗引当	931	資本減耗引当	93	資本減耗引当
	9321-000	資本減耗引当(社会資本等減耗分)	9321	資本減耗引当(社会資本等減耗分)	932	資本減耗引当(社会資本等減耗分)		
	9411-000	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)	9411	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)	941	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)	94	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)
	9511-000	(控除)経常補助金	9511	(控除)経常補助金	951	(控除)経常補助金	95	(控除)経常補助金
	9600-000	粗付加価値部門計	9600	粗付加価値部門計	960	粗付加価値部門計	96	粗付加価値部門計
	9700-000	国内生産額	9700	国内生産額	970	国内生産額	97	国内生産額

4 13部門分類と統合大分類の対応

統合大分類		13部門分類			
分類コード	部門名	分類コード	部門名		
01	農林水産業	01	農林水産業		
06	鉱業	02	鉱業		
11	飲食料品	03	製造業		
15	繊維製品				
16	パルプ・紙・木製品				
20	化学製品				
21	石油・石炭製品				
22	プラスチック・ゴム				
25	窯業・土石製品				
26	鉄鋼				
27	非鉄金属				
28	金属製品				
29	はん用機械				
30	生産用機械				
31	業務用機械				
32	電子部品				
33	電気機械				
34	情報・通信機器				
35	輸送機械				
39	その他の製造工業製品				
68	事務用品	04	建設		
41	建設				
46	電力・ガス・熱供給				
47	水道				
51	商業				
53	金融・保険				
55	不動産				
57	運輸・郵便				
59	情報通信				
61	公務				
48	廃棄物処理			12	サービス
63	教育・研究				
64	医療・福祉				
65	その他の非営利団体サービス				
66	対事業所サービス				
67	対個人サービス				
69	分類不明				
70	内生部門計	13	分類不明		
		70	内生部門計		

※ 13部門分類の分類コードは、01～13を機械的に付番している。

〔参考5〕 部門名の五十音順一覧

(1) 基本分類

(注：部門別の推計担当府省庁等について、府省庁番号(参考6を参照)で表示)

府省庁番号	列コード	行コード	部門名
【あ】			
22		2041-014	アクリロニトリル
22	2029-02	2029-021	圧縮ガス・液化ガス
22	2729-02	2729-021	アルミ圧延製品
22	2711-03	2711-031	アルミニウム(再生を含む。)
20		2511-012	安全ガラス・複層ガラス
【い】			
10	0151-01	0151-011	育林
21	1632-02	1632-021	板紙
20		2511-011	板ガラス
20	2511-01		板ガラス・安全ガラス
65	5911-02	5911-021	移動電気通信
10		0111-012	稲わら
21	1522-09	1522-099	その他の衣服・身の回り品
10	0112-01		いも類
40	2071-01	2071-011	医薬品
40	6411-03	6411-031	医療(歯科診療)
40	6411-05	6411-051	医療(その他の医療サービス)
40	6411-04	6411-041	医療(調剤)
40	6411-02	6411-021	医療(入院外診療)
40	6411-01	6411-011	医療(入院診療)
25	3114-01	3114-011	医療用機械器具
31	1911-01	1911-011	印刷・製版・製本
23		3014-014	印刷・製本・紙工機械
22	2082-02	2082-021	印刷インキ
40	6721-01	6721-011	飲食サービス
65	5941-01	5941-011	インターネット附随サービス
10		1112-031	飲用牛乳
10	0115-02		飲料用作物
10		0115-029	その他の飲料用作物
【う】			
36	1121-03	1121-031	ウイスキー類
25	3911-02	3911-021	運動用品
23	2913-01	2913-011	運搬機械
【え】			
40	6741-01	6741-011	映画館
90		9211-000	営業余剰
66	5951-01	5951-011	映像・音声・文字情報制作業
20		2111-015	A重油
20		2111-018	液化石油ガス
24	3211-04	3211-041	液晶パネル
22		2021-013	液体塩素
22		2031-011	エチレン
22		2041-015	エチレングリコール
10	1113-02	1113-021	塩・干・くん製品
46		5742-012	沿海・内水面貨物輸送
46	5742-01		沿海・内水面輸送
46		5742-011	沿海・内水面旅客輸送
22		2051-025	塩化ビニル樹脂
【お】			
10		0111-023	大麦(国産)
10		0111-024	大麦(輸入)
21	1512-09	1512-099	その他の織物
21	1521-01	1521-011	織物製衣服
26	5111-01	5111-011	卸売
【か】			
22		2029-012	カーボンブラック
40	6441-01	6441-011	介護(施設サービス)
40	6441-02	6441-021	介護(施設サービスを除く。)
24	3311-01		回転電気機械
24	3311-03	3311-031	開閉制御装置・配電盤
22		2081-013	界面活性剤
10	0171-01		海面漁業
10		0171-011	海面漁業(国産)
10		0171-012	海面漁業(輸入)
10	0171-02	0171-021	海面養殖業
46	5741-01	5741-011	外洋輸送
23	3015-01	3015-011	化学機械
22	2089-09		その他の化学最終製品
22		2089-099	他に分類されない化学最終製品
22	2011-01	2011-011	化学肥料
10	0116-03	0116-031	花き・花木類
21	1621-09	1621-099	その他の家具・装備品
50	6799-04	6799-041	各種修理業(別掲を除く。)
31	2729-04	2729-041	核燃料

府省庁番号	列コード	行コード	部門名
80	7111-00		家計外消費支出(列)
80	7211-00		家計消費支出
10		1117-043	加工油脂
46	6612-01	6612-011	貸自動車業
10	0114-01		果実
10		0114-019	その他の果実
10	1115-03	1115-031	菓子類
22	2891-01	2891-011	ガス・石油機器・暖房機器
22		2021-012	か性ソーダ
45	4131-02	4131-021	河川・下水道・その他の公共事業
22	2049-02	2049-021	可塑剤
20		2111-011	ガソリン
21	3919-03	3919-031	楽器
35	1119-04	1119-041	学校給食(国公立)★★
35	1119-05	1119-051	学校給食(私立)★
35	6311-01	6311-011	学校教育(国公立)★★
35	6311-02	6311-021	学校教育(私立)★
23	3019-01	3019-011	金型
25	2312-02	2312-021	かばん・袋物・その他の革製品
22		2041-024	カプロラクタム
21	1649-01	1649-011	紙製衛生材料・用品
21	1641-09	1641-099	その他の紙製容器
89	9013-01		貨物運賃(沿海内水面)
89	9014-00		貨物運賃(航空)
89	9013-02		貨物運賃(港湾運送)
89	9016-00		貨物運賃(倉庫)
89	9011-00		貨物運賃(鉄道)
89	9012-00		貨物運賃(道路)
89	9015-00		貨物運賃(利用運送)
46	5761-01	5761-011	貨物利用運送
20		2511-091	ガラス製加工素材
20	2511-09		その他のガラス製品
20		2511-099	他に分類されないガラス製品
20	2511-02	2511-021	ガラス繊維・同製品
21	2311-01	2311-011	革製履物
10		0114-011	かんきつ
21	3911-01	3911-011	がん具
40	6799-02	6799-021	冠婚葬祭業
22	2041-02		環式中間物
22		2041-029	その他の環式中間物
10		0112-011	かんしょ
85	8511-00		(控除) 関税
90		9411-000	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)
【き】			
23	3016-03	3016-031	機械工具
31	6632-10	6632-101	機械修理
35	6322-01	6322-011	企業内研究開発
22		2031-023	キシレン
21	1512-02	1512-021	絹・人絹織物(合繊長繊維織物を含む。)
10		1111-011	牛肉
95		9113-000	その他の給与及び手当
35	6312-03	6312-031	その他の教育訓練機関(国公立)★★
35	6312-04	6312-041	その他の教育訓練機関(産業)
21		2211-015	強化プラスチック製品
23	3016-02	3016-021	金属加工機械
23	3016-01	3016-011	金属工作機械
20	0611-01		金属鉱物
21	1621-02	1621-021	金属製家具
25	2899-09		その他の金属製品
25		2899-099	他に分類されない金属製品
22	2899-02	2899-021	金属製容器・製缶板金製品
25		2899-092	金属線製品
25		2899-091	金属プレス製品
60	5311-01		金融
【け】			
90		9511-000	(控除) 経常補助金
24	3113-01	3113-011	計測機器
24	3412-02	3412-021	携帯電話機
31	6699-05	6699-051	警備業
20		2111-014	軽油
10	0121-04	0121-041	鶏卵
50	6741-03	6741-031	競輪・競馬等の競走場・競技団
22	2081-02	2081-021	化粧品・歯磨
50	4711-03	4711-031	下水道★★
36		2029-031	原塩

府省庁 番号	列コード	行コード	部 門 名
80	7611-04		原材料在庫純増
23	3012-01	3012-011	建設・鉱山機械
27		6611-012	建設機械器具賃貸業
45	4121-01	4121-011	建設補修
22	2811-01	2811-011	建設用金属製品
20		2531-011	建設用陶磁器
20	2591-09	2591-099	その他の建設用土石製品
31		1619-091	建設用木製品
20	2812-01	2812-011	建築用金属製品
23	2911-03	2911-031	原動機
20	2599-02	2599-021	研磨材
20		0621-012	原油
【こ】			
31	3115-01	3115-011	光学機械・レンズ
22	2622-01		鋼管
22	2051-03	2051-031	高性能性樹脂
50	6741-02	6741-021	興行場（映画館を除く。）・興行団
65	5921-01	5921-011	公共放送
31	4711-02	4711-021	工業用水
20		2531-012	工業用陶磁器
21		2211-014	工業用プラスチック製品
23	3592-01	3592-011	航空機
23	3592-10	3592-101	航空機修理
46		5751-014	航空機使用事業
46	5789-04	5789-041	航空施設管理（国公営）★★
46	5789-05	5789-051	航空施設管理（産業）
46	5789-06	5789-061	航空附帯サービス
46	5751-01		航空輸送
27	6621-01		広告
90		7111-002	交際費
22		2041-011	合成アルコール類
22	2042-01	2042-011	合成ゴム
22	2051-09	2051-099	その他の合成樹脂
22		2041-022	合成石炭酸
21	2061-02	2061-021	合成繊維
22	2041-03	2041-031	合成染料・有機顔料
46	3541-01	3541-011	鋼船
60		5311-013	公的金融（手数料）
60		5311-011	公的金融（F I S I M）
10	1611-02	1611-021	合板・集成材
20	0639-09		その他の鉱物
20		0639-099	他に分類されない鉱物
50	6112-01	6112-011	公務（地方）★★
50	6111-01	6111-011	公務（中央）★★
26	5112-01	5112-011	小売
46	5743-01	5743-011	港湾運送
20		2121-011	コークス
10		0115-021	コーヒー豆・カカオ豆（輸入）
46		5751-011	国際航空輸送
46		5751-013	国内航空貨物輸送
46		5751-012	国内航空旅客輸送
89	7800-00		国内最終需要計
89	7900-00		国内需要合計
89	9700-00		国内生産額
99		9700-000	国内生産額
80	7411-00		国内総固定資本形成（公的）
80	7511-00		国内総固定資本形成（民間）
21		1631-021P	古紙
50	6799-03	6799-031	個人教授業
65	5911-01	5911-011	固定電気通信
10		0111-021	小麦（国産）
10		0111-022	小麦（輸入）
10		1114-021	小麦粉
21	2229-01	2229-011	ゴム製・プラスチック製履物
21	2229-09	2229-099	その他のゴム製品
10	0111-01		米
10		0111-011	米
50	6741-09	6741-099	その他の娯楽
23		3112-012	娯楽用機器
46	5781-01	5781-011	こん包
【さ】			
23	3112-01		サービス用機器
23		3112-019	その他のサービス用機器
89	8200-00		最終需要計
89	8800-00		最終需要部門計

府省庁 番号	列コード	行コード	部 門 名
31	3921-01	3921-011	再生資源回収・加工処理
31	0631-02	0631-021	砕石
22		2041-012	酢酸
22		2041-016	酢酸ビニルモノマー
36	1121-09	1121-099	その他の酒類
10		0115-091	雑穀
10	1117-01		砂糖
10		1117-019	その他の砂糖・副産物
10	0115-01	0115-011	砂糖原料作物
22		2029-011	酸化チタン
23		3599-091	産業用運搬車両
27		6611-011	産業用機械器具（建設機械器具を除く。）賃貸業
24	3311-09	3311-099	その他の産業用電気機器
【し】			
20		2111-012	ジェット燃料油
36	2029-03		塩
36		2029-032	塩
28	4611-04	4611-041	自家発電
46	5732-01P	5732-011P	自家輸送（貨物自動車）
46	5731-01P	5731-011P	自家輸送（旅客自動車）
24	3299-01	3299-011	磁気テープ・磁気ディスク
28	4611-02		事業用火力発電
28	4611-01		事業用原子力発電
28		4611-001	事業用電力
35	6321-01	6321-011	自然科学研究機関（国公立）★★
35	6321-05	6321-051	自然科学研究機関（産業）
35	6321-03	6321-031	自然科学研究機関（非営利）★
23	3599-01	3599-011	自転車
46	6631-10	6631-101	自動車整備
23	3531-02	3531-021	自動車部品
23	3531-01	3531-011	自動車用内燃機関
23		3112-011	自動販売機
22	2041-01		脂肪族中間物
22		2041-019	その他の脂肪族中間物
90		9311-000	資本減耗引当
90		9321-000	資本減耗引当（社会資本等減耗分）
23	3111-09	3111-099	その他の事務用機械
27		6611-014	事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業
31	6811-00P	6811-000P	事務用品
35	6312-01	6312-011	社会教育（国公立）★★
35	6312-02	6312-021	社会教育（非営利）★
40	6431-02	6431-021	社会福祉（国公立）★★
40	6431-04	6431-041	社会福祉（産業）
40	6431-03	6431-031	社会福祉（非営利）★
40	6431-01	6431-011	社会保険事業★★
95		9112-000	社会保険料（雇用主負担）
22	2083-01	2083-011	写真感光材料
50	6799-01	6799-011	写真業
31	0631-01	0631-011	砂利・採石
10	0131-01	0131-011	獣医業
24	3211-03	3211-031	集積回路
45	4111-02	4111-021	住宅建築（非木造）
45	4111-01	4111-011	住宅建築（木造）
45	5521-01	5521-011	住宅賃貸料
45	5531-01	5531-011	住宅賃貸料（帰属家賃）
21	1529-02	1529-021	じゅうたん・床敷物
90		7111-001	宿泊・日当
40	6711-01	6711-011	宿泊業
27	5951-03	5951-031	出版
10	0116-02	0116-021	種苗
89	8300-00		需要合計
22		2031-022	純トルエン
22		2031-021	純ベンゼン
89	8911-00		商業マージン（卸売）
89	8912-00		商業マージン（小売）
40	4711-01	4711-011	上水道・簡易水道
25	3919-06	3919-061	情報記録物
27	5931-01		情報サービス
27		5931-012	情報処理・提供サービス
23	3511-01	3511-011	乗用車
10	1111-01		食肉
10		1111-014	その他の食肉
22		2089-091	触媒
23		3014-011	食品機械・同装置
10		1117-044	植物原油かす

府省庁 番号	列コード	行コード	部 門 名
10		1117-041	植物油脂
10	0115-09		その他の食用耕種作物
10		0115-099	他に分類されない食用耕種作物
10	1119-09	1119-099	その他の食料品
10	1131-01	1131-011	飼料
10	0116-01	0116-011	飼料作物
23	3019-02	3019-021	真空装置・真空機器
21	1529-01	1529-011	寝具
22	2729-01	2729-011	伸銅品
27	5951-02	5951-021	新聞
27		6621-012	新聞・雑誌・その他の広告
35	6321-02	6321-021	人文科学研究機関（国公立）★★
35	6321-06	6321-061	人文科学研究機関（産業）
35	6321-04	6321-041	人文科学研究機関（非営利）★
25	3919-01	3919-011	身辺細貨品
【す】			
46	5789-02	5789-021	水運施設管理★★
46	5789-03	5789-031	水運附帯サービス
10	1113-09	1113-099	その他の水産食品
10	1113-03	1113-031	水産びん・かん詰
28	4611-03		水力・その他の事業用発電
22		2041-021	スチレンモノマー
27		6611-015	スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業
50	6741-04	6741-041	スポーツ施設提供業・公園・遊園地
【せ】			
21	2312-01	2312-011	製革・毛皮
23	3014-01		生活関連産業用機械
10	1114-01		精穀
10		1114-019	その他の精穀
10	1611-01	1611-011	製材
80	7611-01		生産者製品在庫純増
23	3019-09	3019-099	その他の生産用機械
36	1121-01	1121-011	清酒
10		1117-011	精製糖
25	3919-09	3919-099	その他の製造工業製品
10		0121-011	生乳
10	1129-03	1129-031	製氷
10	1114-02		製粉
10		1114-029	その他の製粉
10		1114-011	精米
60	5312-01	5312-011	生命保険
10	1129-02	1129-021	清涼飲料
20		0621-011	石炭
20	0621-01		石炭・原油・天然ガス
20	2121-01		石炭製品
31		2121-019	その他の石炭製品
22	2031-01		石油化学基礎製品
22		2031-019	その他の石油化学基礎製品
22	2031-02		石油化学系芳香族製品
22		2031-029	その他の石油化学系芳香族製品
20	2111-01		石油製品
20		2111-019	その他の石油製品
20		0639-091	石灰石
22		2081-012	石けん・合成洗剤
20	2521-01	2521-011	セメント
20	2521-03	2521-031	セメント製品
25	2089-01	2089-011	ゼラチン・接着剤
23	3013-01	3013-011	繊維機械
25	1529-09		その他の繊維既製品
25		1529-099	他に分類されない繊維既製品
21	1519-09		その他の繊維工業製品
21		1519-099	他に分類されない繊維工業製品
25		1529-091	繊維製衛生材料
21	1514-01	1514-011	染色整理
40	6731-01	6731-011	洗濯業
40	6731-09	6731-099	その他の洗濯・理容・美容・浴場業
22	2611-01	2611-011	鉄鉄
46	3541-02	3541-021	その他の船舶
46	3541-10	3541-101	船舶修理
【そ】			
46	5771-01	5771-011	倉庫
10	1119-03	1119-031	そう菜・すし・弁当
22	2021-01		ソーダ工業製品
22		2021-019	その他のソーダ工業製品
22		2021-011	ソーダ灰

府省庁 番号	列コード	行コード	部 門 名
22	2611-04	2611-041	粗鋼（電気炉）
22	2611-03	2611-031	粗鋼（転炉）
10	0152-01		素材
10		0152-011	素材（国産）
10		0152-012	素材（輸入）
99		9600-000	租付加価値部門計
27		5931-011	ソフトウェア業
60	5312-02	5312-021	損害保険
【た】			
23	2911-02	2911-021	タービン
50	6599-02	6599-021	対家計民間非営利団体（別掲を除く。）★
80	7212-00		対家計民間非営利団体消費支出
20	2591-01	2591-011	耐火物
50	6599-01	6599-011	対企業民間非営利団体
50	6799-09	6799-099	その他の対個人サービス
31	6699-09	6699-099	その他の対事業所サービス
10		0112-021	大豆（国産）
10		0112-022	大豆（輸入）
21	2221-01	2221-011	タイヤ・チューブ
10	3919-05	3919-051	畳・わら加工品
40	6699-04	6699-041	建物サービス
36	1141-01	1141-011	たばこ
22		2631-011	鍛鋼
22		2631-032	鍛工品（鉄）
20	2599-01	2599-011	炭素・黒鉛製品
21	1633-01	1633-011	段ボール
21	1641-01	1641-011	段ボール箱
【ち】			
10	0121-09		その他の畜産
10		0121-099	他に分類されない畜産
10	1112-02	1112-021	畜産びん・かん詰
80	7311-04		地方政府個別的消費支出
80	7321-04		地方政府個別的消費支出（社会資本等減耗分）
80	7311-02		地方政府集合的消費支出
80	7321-02		地方政府集合的消費支出（社会資本等減耗分）
10	1129-01	1129-011	茶・コーヒー
80	7311-03		中央政府個別的消費支出
80	7321-03		中央政府個別的消費支出（社会資本等減耗分）
80	7311-01		中央政府集合的消費支出
80	7321-01		中央政府集合的消費支出（社会資本等減耗分）
22		2631-012	鋳鋼
23		3015-021	鋳造装置
23	3015-02		鋳造装置・プラスチック加工機械
22	2631-01		鋳鍛鋼
22	2631-02	2631-021	鋳鉄管
22		2631-031	鋳鉄品
22	2631-03		鋳鉄品及び鍛工品（鉄）
85	7711-00		調整項
10	1117-05	1117-051	調味料
95		9111-000	賃金・俸給
【つ】			
65	5919-09	5919-099	その他の通信サービス
21		1519-091	網・網
【て】			
22		2612-011P	鉄屑
22	2699-01	2699-011	鉄鋼シャースリット業
22	2699-09	2699-099	その他の鉄鋼製品
20		0611-011	鉄鉱石
46	5712-01	5712-011	鉄道貨物輸送
45	4191-01	4191-011	鉄道軌道建設
46	3591-01	3591-011	鉄道車両
46	3591-10	3591-101	鉄道車両修理
46	5711-01	5711-011	鉄道旅客輸送
27		6621-011	テレビ・ラジオ広告
22		2041-023	テレフタル酸（高純度）
24	3411-02	3411-021	電気音響機器
24	3399-09	3399-099	その他の電気機械器具
24	3332-01	3332-011	電気計測器
24	3399-02	3399-021	電気照明器具
65	5911-09	5911-099	その他の電気通信
24	3412-09	3412-099	その他の電気通信機器
45	4191-03	4191-031	電気通信施設建設
24	3399-01	3399-011	電球類
24	3331-01	3331-011	電子応用装置
24	3299-02	3299-021	電子回路

府省庁 番号	列コード	行コード	部 門 名
24	3211-01	3211-011	電子管
27		6611-013	電子計算機・同関連機器賃貸業
24	3421-03	3421-031	電子計算機附属装置
24	3421-02	3421-021	電子計算機本体（パソコンを除く。）
24	3299-09	3299-099	その他の電子部品
22	2721-01	2721-011	電線・ケーブル
24	3399-03	3399-031	電池
24		3311-012	電動機
20		0621-013	天然ガス
10	1117-02	1117-021	でん粉
45	4191-02	4191-021	電力施設建設
【と】			
22	2711-01	2711-011	銅
20	2531-01		陶磁器
10	1117-04		動植物油脂
10		1117-042	動物油脂
20		2111-013	灯油
23		2919-091	動力伝導装置
46	5722-01	5722-011	道路貨物輸送（自家輸送を除く。）
45	4131-01	4131-011	道路関係公共事業
46	5789-01	5789-011	道路輸送施設提供
22		2622-012	特殊鋼鋼管
22		2621-016	特殊鋼熱間圧延鋼材
22		2623-012	特殊鋼冷間圧延鋼材
10	0153-01	0153-011	特用林産物（狩猟業を含む。）
24	3919-02	3919-021	時計
21	1633-02	1633-021	塗工紙・建設用加工紙
29	4621-01	4621-011	都市ガス
10		1111-015	と畜副産物（肉鶏処理副産物を含む。）
45	4191-09	4191-099	その他の土木建設
45	6699-02	6699-021	土木建築サービス
23	3521-01	3521-011	トラック・バス・その他の自動車
10		1111-013	鶏肉
22	2082-01	2082-011	塗料
【な】			
10	0172-01		内水面漁業
10		0172-001	内水面漁業・養殖業
10	0172-02		内水面養殖業
79	7000-00	7000-000	内生部門計
23	3311-05	3311-051	内燃機関電装品
20		2111-017	ナフサ
10		0116-092	生ゴム（輸入）
20	2521-02	2521-021	生コンクリート
22	2711-02	2711-021	鉛・亜鉛（再生を含む。）
【に】			
10	1112-01	1112-011	肉加工品
10	0121-05	0121-051	肉鶏
10	0121-02	0121-021	肉用牛
22		2041-013	二塩化エチレン
20		2531-013	日用陶磁器
21	1513-01	1513-011	ニット生地
21	1521-02	1521-021	ニット製衣服
10		1112-032	乳製品
23	3522-01	3522-011	二輪自動車
【ね】			
22	2051-02		熱可塑性樹脂
22	2621-01		熱間圧延鋼材
30	4622-01	4622-011	熱供給業
22	2051-01	2051-011	熱硬化性樹脂
10	1113-04	1113-041	ねり製品
【の】			
10	0131-02	0131-021	農業サービス（獣医学を除く。）
23	3011-01	3011-011	農業用機械
10	1116-01	1116-011	農産びん・かん詰
10	1116-02	1116-021	農産保存食料品（びん・かん詰を除く。）
10	2084-01	2084-011	農薬
10	4131-03	4131-031	農林関係公共事業
【は】			
24	3421-01	3421-011	パーソナルコンピュータ
22		2899-031	配管工事附属品
22	2899-03		配管工事附属品・粉末や金製品・道具類
55	4811-01	4811-011	廃棄物処理（公営）★★
55	4811-02	4811-021	廃棄物処理（産業）
24	3311-04	3311-041	配線器具
46	5721-02	5721-021	ハイヤー・タクシー

府省庁 番号	列コード	行コード	部 門 名
23	3541-03	3541-031	船用内燃機関
46	5721-01	5721-011	バス
10		0116-091	葉たばこ
24		3311-011	発電機器
22		2899-033	刃物・道具類
21	1631-01	1631-011	パルプ
21	1649-09	1649-099	その他のパルプ・紙・紙加工品
23		3014-013	パルプ装置・製紙機械
10		0112-012	ばれいしょ
80	7611-02		半製品・仕掛品在庫純増
23	3017-01	3017-011	半導体製造装置
24	3211-02	3211-021	半導体素子
23	2919-09		その他のはん用機械
23	2919-099	2919-099	他に分類されないはん用機械
10	1115-02	1115-021	パン類
【ひ】			
20		2111-016	B重油・C重油
36	1121-02	1121-021	ビール類
22	2721-02	2721-021	光ファイバケーブル
45	4112-02	4112-021	非住宅建築（非木造）
45	4112-01	4112-011	非住宅建築（木造）
10	0116-09		その他の非食用耕種作物
10		0116-099	他に分類されない非食用耕種作物
21	3919-04	3919-041	筆記具・文具
24	3411-01	3411-011	ビデオ機器・デジタルカメラ
22		2712-011P	非鉄金属屑
20		0611-012	非鉄金属鉱物
22	2711-09	2711-099	その他の非鉄金属地金
22	2729-09	2729-099	その他の非鉄金属製品
22	2729-03	2729-031	非鉄金属素形材
40	6731-03	6731-031	美容業
【ふ】			
22	2611-02	2611-021	フェロアロイ
23	3116-01	3116-011	武器
23	3111-01	3111-011	複写機
90		7111-003	福利厚生費
10	0121-03	0121-031	豚
10		1111-012	豚肉
22		2621-011	普通鋼形鋼
22		2622-011	普通鋼鋼管
22		2621-013	普通鋼鋼帯
22		2621-012	普通鋼鋼板
22		2621-014	普通鋼小棒
22		2621-015	その他の普通鋼熱間圧延鋼材
22		2623-011	普通鋼冷間圧延鋼材
27	6611-01		物品賃貸業（貸自動車を除く。）
45	5511-01	5511-011	不動産仲介・管理業
45	5511-02	5511-021	不動産賃貸業
10	1117-03	1117-031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖
21		2211-012	プラスチック板・管・棒
23		3015-022	プラスチック加工機械
21		2211-017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品
21	2211-01		プラスチック製品
21		2211-019	その他のプラスチック製品
21		2211-016	プラスチック製容器
21		2211-013	プラスチック発泡製品
21		2211-011	プラスチックフィルム・シート
22		2031-012	プロピレン
22		2899-032	粉末や金製品
79	6911-00	6911-000	分類不明
【へ】			
23	2919-01	2919-011	ベアリング
24	3311-02	3311-021	変圧器・変成器
【ほ】			
23	2911-01	2911-011	ボイラ
21	1511-01	1511-011	紡績糸
23		3014-015	包装・荷造機械
36	6699-01	6699-011	法務・財務・会計サービス
40	6421-01	6421-011	保健衛生（国公立）★★
40	6421-02	6421-021	保健衛生（産業）
31	2121-02	2121-021	舗装材料
22		2051-022	ポリエチレン（高密度）
22		2051-021	ポリエチレン（低密度）
22		2051-023	ポリスチレン
22		2051-024	ポリプロピレン

府省庁 番号	列コード	行コード	部 門 名
22	2899-01	2899-011	ボルト・ナット・リベット・スプリング
23	2912-01	2912-011	ポンプ・圧縮機
【ま】			
10	0112-02		豆類
10		0112-029	その他の豆類
【み】			
60		5311-014	民間金融（手数料）
60		5311-012	民間金融（F I S I M）
65	5921-02	5921-021	民間放送
23	3321-01	3321-011	民生用エアコンディショナ
24	3321-02	3321-021	民生用電気機器（エアコンを除く。）
【む】			
22	2029-09	2029-099	その他の無機化学工業製品
22	2029-01		無機顔料
22		2029-019	その他の無機顔料
10	0111-02		麦類
24	3412-03	3412-031	無線電気通信機器（携帯電話機を除く。）
【め】			
25	2049-01	2049-011	メタン誘導品
22	2623-02	2623-021	めっき鋼材
21	1512-01	1512-011	綿・スフ織物（合繊短繊維織物を含む。）
10		0116-093	綿花（輸入）
10	1115-01	1115-011	めん類
【も】			
23		3014-012	木材加工機械
10	1611-03	1611-031	木材チップ
21	1621-01	1621-011	木製家具
25	1621-03	1621-031	木製建具
31	1619-09		その他の木製品
31		1619-099	他に分類されない木製品
【や】			
10		0113-001	野菜
10	0113-02		野菜（施設）
10	0113-01		野菜（露地）
【ゆ】			
22	2049-09	2049-099	その他の有機化学工業製品
10	1131-02	1131-021	有機質肥料（別掲を除く。）
50	6741-05	6741-051	遊戯場
24	3412-01	3412-011	有線電気通信機器
65	5921-03	5921-031	有線放送
65	5791-01	5791-011	郵便・信書便
22		2081-011	油脂加工製品
22	2081-01		油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤
85	8012-00		輸出（直接購入）
85	8011-02		輸出（特殊貿易）
85	8011-01		輸出（普通貿易）
89	8100-00		輸出計
23	3599-09		その他の輸送機械
23		3599-099	他に分類されない輸送機械
85	8412-00		（控除）輸入（直接購入）
85	8411-02		（控除）輸入（特殊貿易）
85	8411-01		（控除）輸入（普通貿易）
89	8700-00		（控除）輸入計
85	8611-00		（控除）輸入品商品税
10		0115-092	油糧作物
【よ】			
20	2599-09	2599-099	その他の窯業・土石製品
20		0639-092	窯業原料鉱物（石灰石を除く。）
21	1632-01	1632-011	洋紙・和紙
10		0121-091	羊毛
40	6731-04	6731-041	浴場業
【ら】			
10	0121-01		酪農
10		0121-019	その他の酪農生産物
10	1112-03		酪農品
24	3411-03	3411-031	ラジオ・テレビ受信機
【り】			
80	7611-03		流通在庫純増
40	6731-02	6731-021	理容業
46	5789-09	5789-099	旅行・その他の運輸附帯サービス
10		0114-012	りんご
【れ】			
22	2623-01		冷間仕上鋼材
23	2914-01	2914-011	冷凍機・温湿調整装置
10	1113-01	1113-011	冷凍魚介類

府省庁 番号	列コード	行コード	部 門 名
10	1119-01	1119-011	冷凍調理食品
21	2061-01	2061-011	レーヨン・アセテート
10	1119-02	1119-021	レトルト食品
【ろ】			
40	6699-03	6699-031	労働者派遣サービス
23	3019-03	3019-031	ロボット

(注) 部門名が「その他の・・・」または「他に分類されない・・・」であるものについては、「その他の」「他に分類されない」を除いた形で配列している（以下（2）及び（3）についても同じ）。

(2) 統合小分類(190部門)

コード	部 門 名
【い】	
0151	育林
7311	一般政府消費支出
7321	一般政府消費支出(社会資本等減耗分)
1521	衣服
1522	その他の衣服・身の回り品
0112	いも・豆類
2071	医薬品
6411	医療
3114	医療用機械器具
1911	印刷・製版・製本
6721	飲食サービス
5941	インターネット附随サービス
1129	その他の飲料
【う】	
2913	運搬機械
5789	その他の運輸附帯サービス
【え】	
9211	営業余剰
5951	映像・音声・文字情報制作
5742	沿海・内水面輸送
【お】	
1512	織物
5111	卸売
【か】	
6441	介護
0171	海面漁業
5741	外洋輸送
2089	その他の化学最終製品
2061	化学繊維
2011	化学肥料
1621	家具・装備品
6321	学術研究機関
7111	家計外消費支出(行)
7111	家計外消費支出(列)
7211	家計消費支出
1633	加工紙
6612	貸自動車業
0114	果実
2891	ガス・石油機器・暖房機器
6311	学校教育
1632	紙・板紙
1649	その他の紙加工品
1641	紙製容器
9014	貨物運賃(航空)
9013	貨物運賃(水運)
9016	貨物運賃(倉庫)
9011	貨物運賃(鉄道)
9012	貨物運賃(道路)
9015	貨物運賃(利用運送)
5761	貨物利用運送
2511	ガラス・ガラス製品
2311	革製履物
3911	がん具・運動用品
8511	(控除)関税
9411	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)
【き】	
6632	機械修理
6322	企業内研究開発
3015	基礎素材産業用機械
9113	その他の給与及び手当
3016	金属加工機械
0611	金属鉱物
2899	その他の金属製品
5311	金融
【け】	
9511	(控除)経常補助金
3113	計測機器
3012	建設・鉱山機械
4121	建設補修
2811	建設用金属製品
2591	建設用土石製品
2812	建築用金属製品
【こ】	
3115	光学機械・レンズ

コード	部 門 名
2622	鋼管
4131	公共事業
3592	航空機・同修理
5751	航空輸送
6621	広告
2042	合成ゴム
2051	合成樹脂
0639	その他の鉱物
6112	公務(地方)
6111	公務(中央)
5112	小売
5743	港湾運送
7800	国内最終需要計
7900	国内需要合計
9700	国内生産額
9700	国内生産額
7411	国内総固定資本形成(公的)
7511	国内総固定資本形成(民間)
0111	穀類
2229	その他のゴム製品
6741	娯楽サービス
5781	こん包
【さ】	
3112	サービス用機器
7611	在庫純増
8200	最終需要計
8800	最終需要部門計
3921	再生資源回収・加工処理
1121	酒類
1117	砂糖・油脂・調味料類
3311	産業用電気機器
【し】	
5732	自家輸送(貨物自動車)
5731	自家輸送(旅客自動車)
6631	自動車整備
3531	自動車部品・同附属品
2041	脂肪族中間物・環状中間物
9311	資本減耗引当
9321	資本減耗引当(社会資本等減耗分)
3111	事務用機械
6811	事務用品
6312	社会教育・その他の教育
6431	社会保険・社会福祉
9112	社会保険料(雇用主負担)
2083	写真感光材料
0631	砂利・砕石
4111	住宅建築
5521	住宅賃貸料
5531	住宅賃貸料(帰属家賃)
6711	宿泊業
8300	需要合計
8911	商業マージン(卸売)
8912	商業マージン(小売)
5931	情報サービス
3511	乗用車
1111	食肉
0115	その他の食用作物
1119	その他の食料品
1131	飼料・有機質肥料(別掲を除く。)
【す】	
1113	水産食料品
4711	水道
【せ】	
3014	生活関連産業用機械
1114	精穀・製粉
3019	その他の生産用機械
3919	その他の製造工業製品
0621	石炭・原油・天然ガス
2121	石炭製品
2031	石油化学基礎製品
2111	石油製品
2521	セメント・セメント製品
3013	繊維機械
1529	その他の繊維既製品
1519	その他の繊維工業製品

コード	部 門 名
1514	染色整理
6731	洗濯・理容・美容・浴場業
2611	銑鉄・粗鋼
3541	船舶・同修理
【そ】	
5771	倉庫
2021	ソーダ工業製品
0152	素材
9600	粗付加価値部門計
【た】	
7212	対家計民間非営利団体消費支出
6799	その他の対個人サービス
6699	その他の対事業所サービス
2221	タイヤ・チューブ
1141	たばこ
【ち】	
0121	畜産
1112	畜産食料品
2631	鋳鍛造品
7711	調整項
9111	賃金・俸給
【つ】	
3412	通信機械
5919	その他の通信サービス
【て】	
2612	鉄屑
2699	その他の鉄鋼製品
5712	鉄道貨物輸送
3591	鉄道車両・同修理
5711	鉄道旅客輸送
3399	その他の電気機械
3332	電気計測器
5911	電気通信
3331	電子応用装置
3421	電子計算機・同附属装置
3211	電子デバイス
3299	その他の電子部品
2721	電線・ケーブル
4611	電力
【と】	
2531	陶磁器
5722	道路貨物輸送(自家輸送を除く。)
5721	道路旅客輸送
0153	特用林産物
4621	都市ガス
4191	その他の土木建設
3521	トラック・バス・その他の自動車
2082	塗料・印刷インキ
【な】	
0172	内水面漁業
7000	内生部門計
2312	なめし革・毛皮・その他の革製品
【に】	
1513	ニット生地
3522	二輪自動車
【ね】	
2621	熱間圧延鋼材
4622	熱供給業
【の】	
0131	農業サービス
3011	農業用機械
1116	農産保存食料品
2084	農薬
【は】	
4811	廃棄物処理
1631	パルプ
3017	半導体製造装置
2919	その他のはん用機械
【ひ】	
6599	その他の非営利団体サービス
4112	非住宅建築
0116	非食用作物
2712	非鉄金属屑
2729	その他の非鉄金属製品
2711	非鉄金属製錬・精製

コード	部 門 名
【ふ】	
3116	武器
6611	物品賃貸業(貸自動車業を除く。)
5511	不動産仲介及び賃貸
2211	プラスチック製品
6911	分類不明
【ほ】	
2911	ボイラ・原動機
1511	紡績
5921	放送
5312	保険
6421	保健衛生
2912	ポンプ・圧縮機
【み】	
3321	民生用電気機器
3411	民生用電子機器
【む】	
2029	その他の無機化学工業製品
【め】	
1115	めん・パン・菓子類
【も】	
1611	木材
1619	その他の木製品
【や】	
0113	野菜
【ゆ】	
2049	その他の有機化学工業製品
5791	郵便・信書便
2081	油脂加工製品・石けん・界面活性剤・化粧品
8011	輸出
8012	輸出(直接購入)
8100	輸出計
3599	その他の輸送機械
8411	(控除)輸入
8412	(控除)輸入(直接購入)
8700	(控除)輸入計
8611	(控除)輸入品商品税
【よ】	
2599	その他の窯業・土石製品
【れ】	
2623	冷延・めっき鋼材
2914	冷凍機・温湿調整装置

(3) 統合中分類(108部門)

コード	部門名
【い】	
731	一般政府消費支出
732	一般政府消費支出(社会資本等減耗分)
152	衣服・その他の繊維既製品
207	医薬品
641	医療
191	印刷・製版・製本
672	飲食サービス
594	インターネット附随サービス
112	飲料
【う】	
578	運輸附帯サービス
【え】	
921	営業余剰
595	映像・音声・文字情報制作
【か】	
644	介護
208	化学最終製品(医薬品を除く。)
206	化学繊維
201	化学肥料
162	家具・装備品
711	家計外消費支出(行)
711	家計外消費支出(列)
462	ガス・熱供給
164	紙加工品
901	貨物運賃
576	貨物利用運送
251	ガラス・ガラス製品
851	(控除)関税
941	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)
【き】	
631	教育
311	業務用機械
017	漁業
061	金属鉱物
289	その他の金属製品
531	金融・保険
【け】	
951	(控除)経常補助金
632	研究
281	建設・建築用金属製品
412	建設補修
411	建築
【こ】	
413	公共事業
575	航空輸送
662	広告
262	鋼材
011	耕種農業
205	合成樹脂
611	公務
780	国内最終需要計
790	国内需要合計
970	国内生産額
741	国内総固定資本形成(公的)
751	国内総固定資本形成(民間)
222	ゴム製品
911	雇用者所得
674	娯楽サービス
【さ】	
761	在庫純増
820	最終需要計
880	最終需要部門計
392	再生資源回収・加工処理
331	産業用電気機器
【し】	
573	自家輸送
352	その他の自動車
663	自動車整備・機械修理
353	自動車部品・同附属品
931	資本減耗引当
932	資本減耗引当(社会資本等減耗分)

コード	部門名
681	事務用品
643	社会保険・社会福祉
552	住宅賃貸料
553	住宅賃貸料(帰属家賃)
671	宿泊業
830	需要合計
511	商業
891	商業マージン
593	情報サービス
351	乗用車
111	食料品
113	飼料・有機質肥料(別掲を除く。)
【す】	
574	水運
471	水道
【せ】	
301	生産用機械
391	その他の製造工業製品
062	石炭・原油・天然ガス
212	石炭製品
203	石油化学基礎製品
211	石油製品
252	セメント・セメント製品
151	繊維工業製品
673	洗濯・理容・美容・浴場業
261	銑鉄・粗鋼
354	船舶・同修理
【そ】	
577	倉庫
960	粗付加価値部門計
【た】	
679	その他の対個人サービス
669	その他の対事業所サービス
114	たばこ
【ち】	
012	畜産
263	鋳造製品
771	調整項
【つ】	
591	通信
341	通信機械・同関連機器
【て】	
269	その他の鉄鋼製品
571	鉄道輸送
339	その他の電気機械
333	電子応用装置・電気計測器
342	電子計算機・同附属装置
321	電子デバイス
329	その他の電子部品
461	電力
【と】	
253	陶磁器
572	道路輸送(自家輸送を除く。)
419	その他の土木建設
【な】	
700	内生部門計
231	なめし革・毛皮・同製品
【の】	
013	農業サービス
【は】	
481	廃棄物処理
163	パルプ・紙・板紙・加工紙
291	はん用機械
【ひ】	
659	その他の非営利団体サービス
063	非金属鉱物
272	非鉄金属加工製品
271	非鉄金属製錬・精製
【ふ】	
661	物品賃貸サービス
551	不動産仲介及び賃貸
221	プラスチック製品

コード	部門名
691	分類不明
【ほ】	
592	放送
642	保健衛生
【み】	
721	民間消費支出
332	民生用電気機器
【む】	
202	無機化学工業製品
【も】	
161	木材・木製品
【ゆ】	
204	有機化学工業製品(石油化学基礎製品を除く。)
579	郵便・信書便
801	輸出
810	輸出計
359	その他の輸送機械・同修理
841	(控除)輸入
870	(控除)輸入計
861	(控除)輸入品商品税
【よ】	
259	その他の窯業・土石製品
【り】	
015	林業

〔参考6〕 府省庁番号

府省庁番号	担当府省庁等
10	農林水産省
20	経済産業省（鉱工業室資源・窯業班）
21	経済産業省（鉱工業室繊維・生活用品班）
22	経済産業省（鉱工業室化学・金属班）
23	経済産業省（鉱工業室一般・輸送機械班）
24	経済産業省（鉱工業室電気・精密機械班）
25	経済産業省（構造統計室・工業統計班）
26	経済産業省（構造統計室・商業統計班）
27	経済産業省（サービス動態統計室）
28	経済産業省（資源エネルギー庁電力市場整備課）
29	経済産業省（資源エネルギー庁ガス市場整備課）
30	経済産業省（資源エネルギー庁政策課熱供給産業室）
31	経済産業省（経済解析室産業関連班）
35	文部科学省
36	財務省
40	厚生労働省〔内生部門〕
45	国土交通省〔建設部門〕
46	国土交通省〔運輸部門〕
50	内閣府〔内生部門〕
55	環境省
60	金融庁
65	総務省（統計局）〔内生部門〕
66	総務省（政策統括官（統計基準担当））〔内生部門〕
79	総務省（政策統括官（統計基準担当））〔分類不明〕
80	内閣府〔最終需要部門〕
85	総務省（政策統括官（統計基準担当））〔最終需要部門〕
89	最終需要計算部門
90	内閣府〔粗付加価値部門〕
95	厚生労働省〔粗付加価値部門〕
99	粗付加価値計算部門

（注） 1 （ ）は、府省庁内の組織を示す。

2 []は、同一府省庁内において担当区分が複数ある場合の担当内容の内訳を示す。

[参考7] 部門名の日英対応表

(1) 基本分類 Basic Sector Classification (518 Rows×397 Columns)

内生部門 Endogenous Sectors

列コード column code	行コード row code	部 門 名	Description
0111-01	0111-011 0111-012	米 米 稲わら	Rice Rice Rice straw
0111-02	0111-021 0111-022 0111-023 0111-024	麦類 小麦 (国産) 小麦 (輸入) 大麦 (国産) 大麦 (輸入)	Wheat, barley and the like Wheat (domestic) Wheat (imported) Barley (domestic) Barley (imported)
0112-01	0112-011 0112-012	いも類 かんしょ ばれいしょ	Potatoes and sweet potatoes Sweet potatoes Potatoes
0112-02	0112-021 0112-022 0112-029	豆類 大豆 (国産) 大豆 (輸入) その他の豆類	Pulses Soybeans (domestic) Soybeans (imported) Miscellaneous pulses
0113-01 0113-02	0113-001	野菜 野菜 (露地) 野菜 (施設)	Vegetables Vegetables (outdoor) Vegetables (under facilities)
0114-01	0114-011 0114-012 0114-019	果実 かんきつ りんご その他の果実	Fruits Citrus fruits Apples Miscellaneous fruits
0115-01	0115-011	砂糖原料作物	Sugar crops
0115-02	0115-021 0115-029	飲料用作物 コーヒー豆・カカオ豆 (輸入) その他の飲料用作物	Crops for beverages Green coffee and cocoa beans (imported) Miscellaneous crops for beverages
0115-09	0115-091 0115-092 0115-099	その他の食用耕種作物 雑穀 油糧作物 他に分類されない食用耕種作物	Miscellaneous edible crops Miscellaneous cereals Oil seeds Edible crops, n.e.c.
0116-01	0116-011	飼料作物	Feed and forage crops
0116-02	0116-021	種苗	Seeds and seedlings
0116-03	0116-031	花き・花木類	Flowers and plants
0116-09	0116-091 0116-092 0116-093 0116-099	その他の非食用耕種作物 葉たばこ 生ゴム (輸入) 綿花 (輸入) 他に分類されない非食用耕種作物	Miscellaneous inedible crops Leaf tobacco Raw rubber (imported) Raw cotton (imported) Inedible crops, n.e.c.
0121-01	0121-011 0121-019	酪農 生乳 その他の酪農生産物	Dairy cattle farming Raw milk Miscellaneous dairy farming products
0121-02	0121-021	肉用牛	Beef cattle
0121-03	0121-031	豚	Hogs
0121-04	0121-041	鶏卵	Hen eggs
0121-05	0121-051	肉鶏	Chickens
0121-09	0121-091 0121-099	その他の畜産 羊毛 他に分類されない畜産	Miscellaneous livestock Sheep and lamp wool Livestock, n.e.c.
0131-01	0131-011	獣医業	Veterinary service
0131-02	0131-021	農業サービス (獣医業を除く。)	Agricultural services (except veterinary service)
0151-01	0151-011	育林	Silviculture
0152-01	0152-011 0152-012	素材 素材 (国産) 素材 (輸入)	Logs Logs (domestic) Logs (imported)
0153-01	0153-011	特用林産物 (狩猟業を含む。)	Special forest products (including hunting)
0171-01	0171-011 0171-012	海面漁業 海面漁業 (国産) 海面漁業 (輸入)	Marine fishery Marine fishery (domestic) Marine fishery (imported)
0171-02	0171-021	海面養殖業	Marine aquaculture
0172-01 0172-02	0172-001	内水面漁業・養殖業 内水面漁業 内水面養殖業	Inland water fishery and inland water aquaculture Inland water fishery Inland water aquaculture
0611-01	0611-011	金属鉱物 鉄鉱石	Metallic ores Iron ores

列コード column code	行コード row code	部 門 名	Description
	0611-012	非鉄金属鉱物	Non-ferrous metallic ores
0621-01		石炭・原油・天然ガス	Coal mining, crude petroleum and natural gas
	0621-011	石炭	Coal mining
	0621-012	原油	Crude petroleum
	0621-013	天然ガス	Natural gas
0631-01	0631-011	砂利・採石	Gravel and quarrying
0631-02	0631-021	砕石	Crushed stones
0639-09		その他の鉱物	Miscellaneous ores
	0639-091	石灰石	Limestone
	0639-092	窯業原料鉱物（石灰石を除く。）	Materials for ceramics (except limestone)
	0639-099	他に分類されない鉱物	Ores, n.e.c.
1111-01		食肉	Meat
	1111-011	牛肉	Beef
	1111-012	豚肉	Pork
	1111-013	鶏肉	Chicken meat
	1111-014	その他の食肉	Miscellaneous meat
	1111-015	と畜副産物（肉鶏処理副産物を含む。）	By-products of slaughtering and meat processing
1112-01	1112-011	肉加工品	Processed meat products
1112-02	1112-021	畜産びん・かん詰	Bottled or canned meat products
1112-03		酪農品	Dairy farm products
	1112-031	飲用牛乳	Drinking milk
	1112-032	乳製品	Dairy products
1113-01	1113-011	冷凍魚介類	Frozen fish and shellfish
1113-02	1113-021	塩・干・くん製品	Salted, dried or smoked seafood
1113-03	1113-031	水産びん・かん詰	Bottled or canned seafood
1113-04	1113-041	ねり製品	Fish paste
1113-09	1113-099	その他の水産食品	Miscellaneous processed seafood
1114-01		精穀	Grain milling
	1114-011	精米	Milled rice
	1114-019	その他の精穀	Miscellaneous grain milling
1114-02		製粉	Flour and miscellaneous grain milled products
	1114-021	小麦粉	Wheat flour
	1114-029	その他の製粉	Miscellaneous grain milled products
1115-01	1115-011	めん類	Noodles
1115-02	1115-021	パン類	Bread
1115-03	1115-031	菓子類	Confectionery
1116-01	1116-011	農産びん・かん詰	Bottled or canned vegetables and fruits
1116-02	1116-021	農産保存食料品（びん・かん詰を除く。）	Preserved agricultural foodstuffs (except bottled or canned)
1117-01		砂糖	Sugar
	1117-011	精製糖	Refined sugar
	1117-019	その他の砂糖・副産物	Miscellaneous sugar and by-products of sugar manufacturing
1117-02	1117-021	でん粉	Starch
1117-03	1117-031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖	Dextrose, syrup and isomerized sugar
1117-04		動植物油脂	Animal oil and fats, vegetable oil and meal
	1117-041	植物油脂	Vegetable oil
	1117-042	動物油脂	Animal oils and fats
	1117-043	加工油脂	Cooking oil
	1117-044	植物原油かす	Vegetable meal
1117-05	1117-051	調味料	Condiments and seasonings
1119-01	1119-011	冷凍調理食品	Prepared frozen foods
1119-02	1119-021	レトルト食品	Retort foods
1119-03	1119-031	そう菜・すし・弁当	Dishes, sushi and lunch boxes
1119-04	1119-041	学校給食（国公立）★★	School lunch (public) **
1119-05	1119-051	学校給食（私立）★	School lunch (private) *
1119-09	1119-099	その他の食料品	Miscellaneous foods
1121-01	1121-011	清酒	Refined sake
1121-02	1121-021	ビール類	Malt liquors
1121-03	1121-031	ウイスキー類	Whiskey and brandy
1121-09	1121-099	その他の酒類	Miscellaneous liquors
1129-01	1129-011	茶・コーヒー	Tea and roasted coffee
1129-02	1129-021	清涼飲料	Soft drinks
1129-03	1129-031	製氷	Manufactured ice
1131-01	1131-011	飼料	Feeds
1131-02	1131-021	有機質肥料（別掲を除く。）	Organic fertilizers, n.e.c.
1141-01	1141-011	たばこ	Tobacco
1511-01	1511-011	紡績糸	Fiber yarns
1512-01	1512-011	綿・スフ織物（合繊短繊維織物を含む。）	Cotton and staple fiber fabrics (including fabrics of synthetic spun fibers)
1512-02	1512-021	絹・人絹織物（合繊長繊維織物を含む。）	Silk and artificial silk fabrics (including fabrics of synthetic filament fibers)

列コード column code	行コード row code	部 門 名	Description
1512-09	1512-099	その他の織物	Miscellaneous fabrics
1513-01	1513-011	ニット生地	Knitting fabrics
1514-01	1514-011	染色整理	Yarn and fabric dyeing and finishing (processing on commission only)
1519-09		その他の繊維工業製品	Miscellaneous fabricated textile products
	1519-091	綱・網	Ropes and nets
	1519-099	他に分類されない繊維工業製品	Fabricated textiles products, n.e.c.
1521-01	1521-011	織物製衣服	Woven fabric apparel
1521-02	1521-021	ニット製衣服	Knitted apparel
1522-09	1522-099	その他の衣服・身の回り品	Miscellaneous wearing apparel and clothing accessories
1529-01	1529-011	寝具	Bedding
1529-02	1529-021	じゅうたん・床敷物	Carpets and floor mats
1529-09		その他の繊維既製品	Miscellaneous ready-made textile products
	1529-091	繊維製衛生材料	Fabricated textiles for medical use
	1529-099	他に分類されない繊維既製品	Ready-made textile products, n.e.c.
1611-01	1611-011	製材	Timber
1611-02	1611-021	合板・集成材	Plywood, glued laminated timber
1611-03	1611-031	木材チップ	Wooden chips
1619-09		その他の木製品	Miscellaneous wooden products
	1619-091	建設用木製品	Wooden products for construction
	1619-099	他に分類されない木製品	Wooden products, n.e.c.
1621-01	1621-011	木製家具	Wooden furniture
1621-02	1621-021	金属製家具	Metallic furniture
1621-03	1621-031	木製建具	Wooden fixtures
1621-09	1621-099	その他の家具・装備品	Miscellaneous furniture and fixtures
1631-01	1631-011	パルプ	Pulp
	1631-021P	古紙	Used paper
1632-01	1632-011	洋紙・和紙	Paper
1632-02	1632-021	板紙	Paperboard
1633-01	1633-011	段ボール	Corrugated cardboard
1633-02	1633-021	塗工紙・建設用加工紙	Coated paper and building (construction) paper
1641-01	1641-011	段ボール箱	Corrugated card board boxes
1641-09	1641-099	その他の紙製容器	Miscellaneous paper containers
1649-01	1649-011	紙製衛生材料・用品	Paper textile for medical use
1649-09	1649-099	その他のパルプ・紙・紙加工品	Miscellaneous pulp, paper and processed paper products
1911-01	1911-011	印刷・製版・製本	Printing, plate making and book binding
2011-01	2011-011	化学肥料	Chemical fertilizer
2021-01		ソーダ工業製品	Industrial soda chemicals
	2021-011	ソーダ灰	Soda ash
	2021-012	か性ソーダ	Caustic soda
	2021-013	液体塩素	Liquid chlorine
	2021-019	その他のソーダ工業製品	Miscellaneous industrial soda chemicals
2029-01		無機顔料	Inorganic pigment
	2029-011	酸化チタン	Titanium oxide
	2029-012	カーボンブラック	Carbon black
	2029-019	その他の無機顔料	Miscellaneous inorganic pigments
2029-02	2029-021	圧縮ガス・液化ガス	Compressed gas and liquefied gas
2029-03		塩	Salt
	2029-031	原塩	Crude salt
	2029-032	塩	Salt
2029-09	2029-099	その他の無機化学工業製品	Miscellaneous industrial inorganic chemicals
2031-01		石油化学基礎製品	Petrochemical basic products
	2031-011	エチレン	Ethylene
	2031-012	プロピレン	Propylene
	2031-019	その他の石油化学基礎製品	Miscellaneous petrochemical basic products
2031-02		石油化学系芳香族製品	Petrochemical aromatic products (except synthetic resin)
	2031-021	純ベンゼン	Pure benzene
	2031-022	純トルエン	Pure toluene
	2031-023	キシレン	Xylene
	2031-029	その他の石油化学系芳香族製品	Miscellaneous petrochemical aromatic products
2041-01		脂肪族中間物	Aliphatic intermediates
	2041-011	合成アルコール類	Synthetic alcohol
	2041-012	酢酸	Acetic acid
	2041-013	二塩化エチレン	Ethylene dichloride
	2041-014	アクリロニトリル	Acrylonitrile
	2041-015	エチレングリコール	Ethylene glycol
	2041-016	酢酸ビニルモノマー	Acetic acid vinyl monomer
	2041-019	その他の脂肪族中間物	Miscellaneous aliphatic intermediates
2041-02		環状中間物	Cyclic intermediates

列コード column code	行コード row code	部 門 名	Description
	2041-021	スチレンモノマー	Styrene monomer
	2041-022	合成石炭酸	Synthetic phenol
	2041-023	テレフタル酸（高純度）	Terephthalic acid (high purity)
	2041-024	カプロラクタム	Capro lactam
	2041-029	その他の環式中間物	Miscellaneous cyclic intermediates
2041-03	2041-031	合成染料・有機顔料	Synthetic dyes and organic pigments
2042-01	2042-011	合成ゴム	Synthetic rubber
2049-01	2049-011	メタン誘導品	Methane derivatives
2049-02	2049-021	可塑剤	Plasticizers
2049-09	2049-099	その他の有機化学工業製品	Miscellaneous industrial organic chemicals
2051-01	2051-011	熱硬化性樹脂	Thermo-setting resins
2051-02		熱可塑性樹脂	Thermoplastics resins
	2051-021	ポリエチレン（低密度）	Polyethylene (low density)
	2051-022	ポリエチレン（高密度）	Polyethylene (high density)
	2051-023	ポリスチレン	Polystyrene
	2051-024	ポリプロピレン	Polypropylene
	2051-025	塩化ビニル樹脂	Vinyl chloride resins
2051-03	2051-031	高機能性樹脂	High function resins
2051-09	2051-099	その他の合成樹脂	Miscellaneous synthetic resins
2061-01	2061-011	レーヨン・アセテート	Rayon and acetate
2061-02	2061-021	合成繊維	Synthetic fibers
2071-01	2071-011	医薬品	Medicaments
2081-01		油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤	Oil and fat products, soap, synthetic detergents and surface active agents
	2081-011	油脂加工製品	Oil and fat industrial chemicals
	2081-012	石けん・合成洗剤	Soap and synthetic detergents
	2081-013	界面活性剤	Surface active agents
2081-02	2081-021	化粧品・歯磨	Cosmetics, toilet preparations and dentifrices
2082-01	2082-011	塗料	Paint and varnishes
2082-02	2082-021	印刷インキ	Printing ink
2083-01	2083-011	写真感光材料	Photographic sensitive materials
2084-01	2084-011	農薬	Agricultural chemicals
2089-01	2089-011	ゼラチン・接着剤	Gelatin and adhesives
2089-09		その他の化学最終製品	Miscellaneous final chemical products
	2089-091	触媒	Catalyzer
	2089-099	他に分類されない化学最終製品	Final chemical products, n.e.c.
2111-01		石油製品	Petroleum refinery products (including greases)
	2111-011	ガソリン	Gasoline
	2111-012	ジェット燃料油	Jet fuel oils
	2111-013	灯油	Kerosene
	2111-014	軽油	Light oils
	2111-015	A重油	Heavy oil A
	2111-016	B重油・C重油	Heavy oil B and C
	2111-017	ナフサ	Naphtha
	2111-018	液化石油ガス	LPG (liquefied petroleum gas)
	2111-019	その他の石油製品	Miscellaneous petroleum refinery products
2121-01		石炭製品	Coal products
	2121-011	コークス	Coke
	2121-019	その他の石炭製品	Miscellaneous coal products
2121-02	2121-021	舗装材料	Paving materials
2211-01		プラスチック製品	Plastic products
	2211-011	プラスチックフィルム・シート	Plastic films and sheets
	2211-012	プラスチック板・管・棒	Plastic plates, pipes and bars
	2211-013	プラスチック発泡製品	Foamed plastic products
	2211-014	工業用プラスチック製品	Industrial plastic products
	2211-015	強化プラスチック製品	Reinforced plastic products
	2211-016	プラスチック製容器	Plastic containers
	2211-017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品	Plastic table ware, kitchen ware and miscellaneous household articles
	2211-019	その他のプラスチック製品	Miscellaneous plastic products
2221-01	2221-011	タイヤ・チューブ	Tires and inner tubes
2229-01	2229-011	ゴム製・プラスチック製履物	Rubber and plastic footwear
2229-09	2229-099	その他のゴム製品	Miscellaneous rubber products
2311-01	2311-011	革製履物	Leather footwear
2312-01	2312-011	製革・毛皮	Leather and fur skins
2312-02	2312-021	かばん・袋物・その他の革製品	Baggage, handbags, small leather cases and miscellaneous leather
2511-01		板ガラス・安全ガラス	Sheet glass and safety glass
	2511-011	板ガラス	Sheet glass
	2511-012	安全ガラス・複層ガラス	Safety glass and multilayered glass

列コード column code	行コード row code	部 門 名	Description
2511-02	2511-021	ガラス繊維・同製品	Glass fiber and glass fiber products, n.e.c.
2511-09	2511-091 2511-099	その他のガラス製品 ガラス製加工素材 他に分類されないガラス製品	Miscellaneous glass products Glass processing materials Glass products, n.e.c.
2521-01	2521-011	セメント	Cement
2521-02	2521-021	生コンクリート	Ready mixed concrete
2521-03	2521-031	セメント製品	Cement products
2531-01	2531-011 2531-012 2531-013	陶磁器 建設用陶磁器 工業用陶磁器 日用陶磁器	Pottery, china and earthenware Pottery, china and earthenware for construction Pottery, china and earthenware for industry Pottery, china and earthenware for home use
2591-01	2591-011	耐火物	Clay refractories
2591-09	2591-099	その他の建設用土石製品	Miscellaneous structural clay products
2599-01	2599-011	炭素・黒鉛製品	Carbon and graphite products
2599-02	2599-021	研磨材	Abrasive
2599-09	2599-099	その他の窯業・土石製品	Miscellaneous ceramic, stone and clay products
2611-01	2611-011	銑鉄	Pig iron
2611-02	2611-021	フェロアロイ	Ferro alloys
2611-03	2611-031	粗鋼（転炉）	Crude steel (converters)
2611-04	2611-041 2612-011P	粗鋼（電気炉） 鉄屑	Crude steel (electric furnaces) Scrap iron
2621-01	2621-011 2621-012 2621-013 2621-014 2621-015 2621-016	熱間圧延鋼材 普通鋼形鋼 普通鋼鋼板 普通鋼鋼帯 普通鋼小棒 その他の普通鋼熱間圧延鋼材 特殊鋼熱間圧延鋼材	Hot rolled steel Section steel (ordinary steel) Steep plate (ordinary steel) Steel strip (ordinary steel) Steel bar (ordinary steel) Miscellaneous hot rolled steel (ordinary steel) Hot rolled steel (special steel)
2622-01	2622-011 2622-012	鋼管 普通鋼鋼管 特殊鋼鋼管	Steel pipes and tubes Steel pipes and tubes (ordinary steel) Steel pipes and tubes (special steel)
2623-01	2623-011 2623-012	冷間仕上鋼材 普通鋼冷間仕上鋼材 特殊鋼冷間仕上鋼材	Cold-finished steel Cold-finished steel (ordinary steel) Cold-finished steel (special steel)
2623-02	2623-021	めっき鋼材	Coated steel
2631-01	2631-011 2631-012	鍛鋼 鍛鋼 鋳鋼	Cast and forged steel Forged steel Cast steel
2631-02	2631-021	鋳鉄管	Cast iron pipes and tubes
2631-03	2631-031 2631-032	鋳鉄品及び鍛工品（鉄） 鋳鉄品 鍛工品（鉄）	Cast and forged materials (iron) Cast materials (iron) Forged materials (iron)
2699-01	2699-011	鉄鋼シャースリット業	Iron and steel shearing and slitting
2699-09	2699-099	その他の鉄鋼製品	Miscellaneous iron or steel products
2711-01	2711-011	銅	Copper
2711-02	2711-021	鉛・亜鉛（再生を含む。）	Lead and zinc (including regenerated lead)
2711-03	2711-031	アルミニウム（再生を含む。）	Aluminum (including regenerated aluminum)
2711-09	2711-099 2712-011P	その他の非鉄金属地金 非鉄金属屑	Miscellaneous non-ferrous metals Non-ferrous metal scrap
2721-01	2721-011	電線・ケーブル	Electric wires and cables
2721-02	2721-021	光ファイバケーブル	Optical fiber cables
2729-01	2729-011	伸銅品	Rolled and drawn copper and copper alloys
2729-02	2729-021	アルミ圧延製品	Rolled and drawn aluminum
2729-03	2729-031	非鉄金属素材	Non-ferrous metal castings and forgings
2729-04	2729-041	核燃料	Nuclear fuels
2729-09	2729-099	その他の非鉄金属製品	Miscellaneous non-ferrous metal products
2811-01	2811-011	建設用金属製品	Metal products for construction
2812-01	2812-011	建築用金属製品	Metal products for architecture
2891-01	2891-011	ガス・石油機器・暖房機器	Gas and oil appliances and heating and cooking apparatus
2899-01	2899-011	ボルト・ナット・リベット・スプリング	Bolts, nuts, rivets and springs
2899-02	2899-021	金属製容器・製缶板金製品	Metal containers, fabricated plate and sheet metal
2899-03	2899-031 2899-032 2899-033	配管工事附属品・粉末や金製品・道具類 配管工事附属品 粉末や金製品 刃物・道具類	Plumber's supplies, powder metallurgy products and tools Plumber's supplies Powder metallurgy products Cutlery and tools
2899-09	2899-091 2899-092	その他の金属製品 金属プレス製品 金属線製品	Miscellaneous metal products Stamped and pressed metal products Fabricated wire products

列コード column code	行コード row code	部 門 名	Description
	2899-099	他に分類されない金属製品	Metal products, n.e.c.
2911-01	2911-011	ボイラ	Boilers
2911-02	2911-021	タービン	Turbines
2911-03	2911-031	原動機	Engines
2912-01	2912-011	ポンプ・圧縮機	Pumps and compressors
2913-01	2913-011	運搬機械	Conveyors
2914-01	2914-011	冷凍機・温湿調整装置	Refrigerators and air conditioning apparatus
2919-01	2919-011	ベアリング	Bearings
2919-09		その他のはん用機械	Miscellaneous general-purpose machinery
	2919-091	動力伝導装置	Mechanical power transmission equipment
	2919-099	他に分類されないはん用機械	General-purpose machinery, n.e.c.
3011-01	3011-011	農業用機械	Machinery for agricultural use
3012-01	3012-011	建設・鉱山機械	Machinery and equipment for construction and mining
3013-01	3013-011	繊維機械	Textile machinery
3014-01		生活関連産業用機械	Daily lives industry machinery
	3014-011	食品機械・同装置	Food processing machinery and equipment
	3014-012	木材加工機械	Wood working machinery
	3014-013	パルプ装置・製紙機械	Pulp equipment and paper machinery
	3014-014	印刷・製本・紙工機械	Printing, bookbinding and paper-converting machinery
	3014-015	包装・荷造機械	Packing machinery
3015-01	3015-011	化学機械	Chemical machinery
3015-02		鑄造装置・プラスチック加工機械	Casting equipment and plastic processing machinery
	3015-021	鑄造装置	Casting equipment
	3015-022	プラスチック加工機械	Plastic processing machinery
3016-01	3016-011	金属工作機械	Metal machine tools
3016-02	3016-021	金属加工機械	Metal processing machinery
3016-03	3016-031	機械工具	Machinists' precision tools
3017-01	3017-011	半導体製造装置	Semiconductor making equipment
3019-01	3019-011	金型	Metal molds
3019-02	3019-021	真空装置・真空機器	Vacuum equipment and vacuum component
3019-03	3019-031	ロボット	Robots
3019-09	3019-099	その他の生産用機械	Miscellaneous production machinery
3111-01	3111-011	複写機	Copy machine
3111-09	3111-099	その他の事務用機械	Miscellaneous office machines
3112-01		サービス用機器	Machinery for service industry
	3112-011	自動販売機	Vending machines
	3112-012	娯楽用機器	Amusement machinery
	3112-019	その他のサービス用機器	Miscellaneous machinery for service industry
3113-01	3113-011	計測機器	Measuring instruments
3114-01	3114-011	医療用機械器具	Medical instruments
3115-01	3115-011	光学機械・レンズ	Optical instruments and lenses
3116-01	3116-011	武器	Ordnance
3211-01	3211-011	電子管	Electron tubes
3211-02	3211-021	半導体素子	Semiconductor devices
3211-03	3211-031	集積回路	Integrated circuits
3211-04	3211-041	液晶パネル	Liquid crystal panel
3299-01	3299-011	磁気テープ・磁気ディスク	Magnetic tapes and discs
3299-02	3299-021	電子回路	Electric circuit
3299-09	3299-099	その他の電子部品	Miscellaneous electronic components
3311-01		回転電気機械	Rotating electrical equipment
	3311-011	発電機器	Generators
	3311-012	電動機	Electric motors
3311-02	3311-021	変圧器・変成器	Transformers and reactors
3311-03	3311-031	開閉制御装置・配電盤	Relay switches and switchboards
3311-04	3311-041	配線器具	Wiring devices and supplies
3311-05	3311-051	内燃機関電装品	Electrical equipment for internal combustion engines
3311-09	3311-099	その他の産業用電気機器	Miscellaneous electrical devices and parts
3321-01	3321-011	民生用エアコンディショナ	Household air-conditioners
3321-02	3321-021	民生用電気機器（エアコンを除く。）	Household electric appliances (except air-conditioners)
3331-01	3331-011	電子応用装置	Applied electronic equipment
3332-01	3332-011	電気計測器	Electric measuring instruments
3399-01	3399-011	電球類	Electric bulbs
3399-02	3399-021	電気照明器具	Electric lighting fixtures and apparatus
3399-03	3399-031	電池	Batteries
3399-09	3399-099	その他の電気機械器具	Miscellaneous electrical devices and parts
3411-01	3411-011	ビデオ機器・デジタルカメラ	Video equipment and digital camera
3411-02	3411-021	電気音響機器	Electric audio equipment
3411-03	3411-031	ラジオ・テレビ受信機	Radio and television sets

列コード column code	行コード row code	部 門 名	Description
3412-01	3412-011	有線電気通信機器	Wired communication equipment
3412-02	3412-021	携帯電話機	Cellular phones
3412-03	3412-031	無線電気通信機器（携帯電話機を除く。）	Radio communication equipment (except cellular phones)
3412-09	3412-099	その他の電気通信機器	Miscellaneous communication equipment
3421-01	3421-011	パーソナルコンピュータ	Personal Computers
3421-02	3421-021	電子計算機本体（パソコンを除く。）	Electronic computing equipment (except personal computers)
3421-03	3421-031	電子計算機附属装置	Electronic computing equipment (accessory equipment)
3511-01	3511-011	乗用車	Passenger motor cars
3521-01	3521-011	トラック・バス・その他の自動車	Trucks, buses and miscellaneous cars
3522-01	3522-011	二輪自動車	Two-wheel motor vehicles
3531-01	3531-011	自動車用内燃機関	Internal combustion engines for motor vehicles
3531-02	3531-021	自動車部品	Motor vehicle parts and accessories
3541-01	3541-011	鋼船	Steel ships
3541-02	3541-021	その他の船舶	Miscellaneous Ships (except steel ships)
3541-03	3541-031	船用内燃機関	Internal combustion engines for vessels
3541-10	3541-101	船舶修理	Repair of ships
3591-01	3591-011	鉄道車両	Rolling stock
3591-10	3591-101	鉄道車両修理	Repair of rolling stock
3592-01	3592-011	航空機	Aircrafts
3592-10	3592-101	航空機修理	Repair of aircrafts
3599-01	3599-011	自転車	Bicycles
3599-09		その他の輸送機械	Miscellaneous transport equipment
	3599-091	産業用運搬車両	Transport equipment for industrial use
	3599-099	他に分類されない輸送機械	Transpot equipment, n.e.c.
3911-01	3911-011	がん具	Toys and games
3911-02	3911-021	運動用品	Sporting and athletic goods
3919-01	3919-011	身辺細貨品	Jewelry and adornments
3919-02	3919-021	時計	Watches and clocks
3919-03	3919-031	楽器	Musical instruments
3919-04	3919-041	筆記具・文具	Stationery
3919-05	3919-051	畳・わら加工品	"Tatami" (straw matting) and straw products
3919-06	3919-061	情報記録物	Audio and video records, other information recording media
3919-09	3919-099	その他の製造工業製品	Miscellaneous manufacturing products
3921-01	3921-011	再生資源回収・加工処理	Reuse and recycling
4111-01	4111-011	住宅建築（木造）	Residential construction (wooden)
4111-02	4111-021	住宅建築（非木造）	Residential construction (non-wooden)
4112-01	4112-011	非住宅建築（木造）	Non-residential construction (wooden)
4112-02	4112-021	非住宅建築（非木造）	Non-residential construction (non-wooden)
4121-01	4121-011	建設補修	Repair of construction
4131-01	4131-011	道路関係公共事業	Public construction of roads
4131-02	4131-021	河川・下水道・その他の公共事業	Public construction of rivers, drainages and miscellaneous public
4131-03	4131-031	農林関係公共事業	Agricultural public construction
4191-01	4191-011	鉄道軌道建設	Railway construction
4191-02	4191-021	電力施設建設	Electric power facilities construction
4191-03	4191-031	電気通信施設建設	Telecommunication facilities construction
4191-09	4191-099	その他の土木建設	Miscellaneous civil engineering and construction
	4611-001	事業用電力	Electricity
4611-01		事業用原子力発電	Electricity (nuclear power)
4611-02		事業用火力発電	Electricity (thermal power)
4611-03		水力・その他の事業用発電	Electricity (water power, etc.)
4611-04	4611-041	自家発電	Private power generation
4621-01	4621-011	都市ガス	Gas supply
4622-01	4622-011	熱供給業	Steam and hot water supply
4711-01	4711-011	上水道・簡易水道	Water supply
4711-02	4711-021	工業用水	Industrial water supply
4711-03	4711-031	下水道★★	Sewage disposal **
4811-01	4811-011	廃棄物処理（公営）★★	Waste management services (public) **
4811-02	4811-021	廃棄物処理（産業）	Waste management services (industry)
5111-01	5111-011	卸売	Wholesale trade
5112-01	5112-011	小売	Retail trade
5311-01		金融	Financial service
	5311-011	公的金融（F I S I M）	Financial service (FISIM), public
	5311-012	民間金融（F I S I M）	Financial service (FISIM), private
	5311-013	公的金融（手数料）	Financial service (commission), public
	5311-014	民間金融（手数料）	Financial service (commission), private
5312-01	5312-011	生命保険	Life insurance
5312-02	5312-021	損害保険	Non-life insurance

列コード column code	行コード row code	部 門 名	Description
5511-01	5511-011	不動産仲介・管理業	Real estate agencies and managers
5511-02	5511-021	不動産賃貸業	Real estate rental service
5521-01	5521-011	住宅賃貸料	House rent
5531-01	5531-011	住宅賃貸料（帰属家賃）	House rent (imputed house rent)
5711-01	5711-011	鉄道旅客輸送	Railway transport (passengers)
5712-01	5712-011	鉄道貨物輸送	Railway transport (freight)
5721-01	5721-011	バス	Bus transport service
5721-02	5721-021	ハイヤー・タクシー	Hired car and taxi transport
5722-01	5722-011	道路貨物輸送（自家輸送を除く。）	Road freight transport (except self-transport)
5731-01P	5731-011P	自家輸送（旅客自動車）	Self-transport (passengers)
5732-01P	5732-011P	自家輸送（貨物自動車）	Self-transport (freight)
5741-01	5741-011	外洋輸送	International shipping
5742-01	5742-011	沿海・内水面輸送	Coastal and inland water transport
	5742-012	沿海・内水面旅客輸送	Coastal and inland water transport (passengers)
	5742-012	沿海・内水面貨物輸送	Coastal and inland water transport (freight)
5743-01	5743-011	港湾運送	Harbor transport service
5751-01		航空輸送	Air transport
	5751-011	国際航空輸送	International air transport
	5751-012	国内航空旅客輸送	Domestic air transport (passengers)
	5751-013	国内航空貨物輸送	Domestic air transport (freight)
	5751-014	航空機使用事業	Aircraft service except air transport
5761-01	5761-011	貨物利用運送	Consigned freight forwarding
5771-01	5771-011	倉庫	Storage facility service
5781-01	5781-011	こん包	Packing service
5789-01	5789-011	道路輸送施設提供	Facility service for road transport
5789-02	5789-021	水運施設管理★★	Port and water traffic control **
5789-03	5789-031	水運附帯サービス	Services relating to water transport
5789-04	5789-041	航空施設管理（国公営）★★	Airport and air traffic control (public) **
5789-05	5789-051	航空施設管理（産業）	Airport and air traffic control (industrial)
5789-06	5789-061	航空附帯サービス	Services relating to air transport
5789-09	5789-099	旅行・その他の運輸附帯サービス	Travel agency and miscellaneous services relating to transport
5791-01	5791-011	郵便・信書便	Postal services and mail delivery
5911-01	5911-011	固定電気通信	Fixed telecommunications
5911-02	5911-021	移動電気通信	Mobile telecommunications
5911-09	5911-099	その他の電気通信	Miscellaneous telecommunications
5919-09	5919-099	その他の通信サービス	Miscellaneous services relating to communication
5921-01	5921-011	公共放送	Public broadcasting
5921-02	5921-021	民間放送	Private broadcasting
5921-03	5921-031	有線放送	Cable broadcasting
5931-01		情報サービス	Information services
	5931-011	ソフトウェア業	Computer programming and miscellaneous software services
	5931-012	情報処理・提供サービス	Data processing and research and information services
5941-01	5941-011	インターネット附随サービス	Internet based services
5951-01	5951-011	映像・音声・文字情報制作業	Video picture, sound information, character information production
5951-02	5951-021	新聞	Newspaper
5951-03	5951-031	出版	Publication
6111-01	6111-011	公務（中央）★★	Public administration (central) **
6112-01	6112-011	公務（地方）★★	Public administration (local) **
6311-01	6311-011	学校教育（国公立）★★	School education (public) **
6311-02	6311-021	学校教育（私立）★	School education (private) *
6312-01	6312-011	社会教育（国公立）★★	Social education (public) **
6312-02	6312-021	社会教育（非営利）★	Social education (private, non-profit) *
6312-03	6312-031	その他の教育訓練機関（国公立）★★	Miscellaneous educational and training institutions (public) **
6312-04	6312-041	その他の教育訓練機関（産業）	Miscellaneous educational and training institutions (profit-making)
6321-01	6321-011	自然科学研究機関（国公立）★★	Research institutes for natural science (pubic) **
6321-02	6321-021	人文科学研究機関（国公立）★★	Research institutes for cultural and social science (public) **
6321-03	6321-031	自然科学研究機関（非営利）★	Research institutes for natural sciences (private, non-profit) *
6321-04	6321-041	人文科学研究機関（非営利）★	Research institutes for cultural and social science (private,non-profit) *
6321-05	6321-051	自然科学研究機関（産業）	Research institutes for natural sciences (profit-making)
6321-06	6321-061	人文科学研究機関（産業）	Research institutes for cultural and social science (profit-making)
6322-01	6322-011	企業内研究開発	Research and development (intra-enterprise)
6411-01	6411-011	医療（入院診療）	Medical service (hospitalization)
6411-02	6411-021	医療（入院外診療）	Medical service (except hospitalization)
6411-03	6411-031	医療（歯科診療）	Medical service (dentistry)
6411-04	6411-041	医療（調剤）	Medical service (pharmacy dispensing)
6411-05	6411-051	医療（その他の医療サービス）	Medical service (miscellaneous medical service)
6421-01	6421-011	保健衛生（国公立）★★	Health and hygiene (public) **
6421-02	6421-021	保健衛生（産業）	Health and hygiene (profit-making)

列コード column code	行コード row code	部 門 名	Description
6431-01	6431-011	社会保険事業★★	Social insurance **
6431-02	6431-021	社会福祉（国公立）★★	Social welfare (public) **
6431-03	6431-031	社会福祉（非営利）★	Social welfare (private, non-profit) *
6431-04	6431-041	社会福祉（産業）	Social welfare (profit-making)
6441-01	6441-011	介護（施設サービス）	Nursing care (facility services)
6441-02	6441-021	介護（施設サービスを除く。）	Nursing care (except facility services)
6599-01	6599-011	対企業民間非営利団体	Private non-profit institutions serving enterprises
6599-02	6599-021	対家計民間非営利団体（別掲を除く。）★	Private non-profit institutions serving households, n.e.c. *
6611-01	6611-011	物品賃貸業（貸自動車を除く。）	Goods rental and leasing (except car rental)
	6611-012	産業用機械器具（建設機械器具を除く。）	Industrial equipment and machinery rental and leasing (except construction machinery)
	6611-013	建設機械器具賃貸業	Construction machine rental and leasing
	6611-014	電子計算機・同関連機器賃貸業	Electronic computing equipment rental and leasing
	6611-015	事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業	Office machines rental and leasing (except electronic computing)
	6611-015	スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業	Sports goods, recreation goods and miscellaneous goods rental and leasing
6612-01	6612-011	貸自動車業	Car rental and leasing
6621-01	6621-011	広告	Advertising services
	6621-012	テレビ・ラジオ広告	Television and radio advertising services
	6621-012	新聞・雑誌・その他の広告	Newspaper, magazine and miscellaneous advertising services
6631-10	6631-101	自動車整備	Motor vehicle maintenance services
6632-10	6632-101	機械修理	Repair of machine
6699-01	6699-011	法務・財務・会計サービス	Judicial, financial and accounting services
6699-02	6699-021	土木建築サービス	Civil engineering and construction services
6699-03	6699-031	労働者派遣サービス	Worker dispatching services
6699-04	6699-041	建物サービス	Building maintenance services
6699-05	6699-051	警備業	Guard services
6699-09	6699-099	その他の対事業所サービス	Miscellaneous business services
6711-01	6711-011	宿泊業	Hotels
6721-01	6721-011	飲食サービス	Eating and drinking services
6731-01	6731-011	洗濯業	Cleaning
6731-02	6731-021	理容業	Barber shops
6731-03	6731-031	美容業	Beauty shops
6731-04	6731-041	浴場業	Public baths
6731-09	6731-099	その他の洗濯・理容・美容・浴場業	Miscellaneous cleaning, barber shops, beauty shops and public baths
6741-01	6741-011	映画館	Movie theaters
6741-02	6741-021	興行場（映画館を除く。）・興行団	Performances (except movie theaters), theatrical companies
6741-03	6741-031	競輪・競馬等の競走場・競技団	Stadiums and companies of bicycle, horse, motorcar and motorboat races
6741-04	6741-041	スポーツ施設提供業・公園・遊園地	Sport facility service, public gardens and amusement parks
6741-05	6741-051	遊戯場	Amusement and recreation facilities
6741-09	6741-099	その他の娯楽	Miscellaneous amusement and recreation services
6799-01	6799-011	写真業	Photographic studios
6799-02	6799-021	冠婚葬祭業	Ceremonial occasions
6799-03	6799-031	個人教授業	Supplementary tutorial schools, instruction services for arts, culture and technical skills
6799-04	6799-041	各種修理業（別掲を除く。）	Miscellaneous repairs, n.e.c.
6799-09	6799-099	その他の対個人サービス	Miscellaneous personal services
6811-00P	6811-000P	事務用品	Office supplies
6911-00	6911-000	分類不明	Activities not elsewhere classified
7000-00	7000-000	内生部門計	Total of intermediate sectors

最終需要部門 Final Demand Sectors

列コード column code	行コード row code	部 門 名	Description
7111-00		家計外消費支出 (列)	Consumption expenditure outside households (column)
7211-00		家計消費支出	Consumption expenditure of households
7212-00		対家計民間非営利団体消費支出	Consumption expenditure of private non-profit institutions serving households
7311-01		中央政府集合の消費支出	Collective consumption expenditure of central government
7311-02		地方政府集合の消費支出	Collective consumption expenditure of local government
7311-03		中央政府個別の消費支出	Individual consumption expenditure of central government
7311-04		地方政府個別の消費支出	Individual consumption expenditure of local government
7321-01		中央政府集合の消費支出 (社会資本等減耗分)	Collective consumption expenditure of central government (social fixed capital depreciation)
7321-02		地方政府集合の消費支出 (社会資本等減耗分)	Collective consumption expenditure of local government (social fixed capital depreciation)
7321-03		中央政府個別の消費支出 (社会資本等減耗分)	Individual consumption expenditure of central government (social fixed capital depreciation)
7321-04		地方政府個別の消費支出 (社会資本等減耗分)	Individual consumption expenditure of local government (social fixed capital depreciation)
7411-00		国内総固定資本形成 (公的)	Gross domestic fixed capital formation (public)
7511-00		国内総固定資本形成 (民間)	Gross domestic fixed capital formation (private)
7611-01		生産者製品在庫純増	Increase in producer's stocks of finished goods
7611-02		半製品・仕掛品在庫純増	Increase in semi-finished goods and work-in-progress
7611-03		流通在庫純増	Increase in dealer's stocks of goods
7611-04		原材料在庫純増	Increase in stocks of raw materials and supplies
7711-00		調整項	Balancing sector
7800-00		国内最終需要計	Total domestic final demand
7900-00		国内需要合計	Total domestic demand
8011-01		輸出 (普通貿易)	Exports (ordinary trade)
8011-02		輸出 (特殊貿易)	Exports (special trade)
8012-00		輸出 (直接購入)	Exports (direct purchase)
8100-00		輸出計	Exports total
8200-00		最終需要計	Total Final demand
8300-00		需要合計	Total demand
8411-01		(控除) 輸入 (普通貿易)	(less) Imports (ordinary trade)
8411-02		(控除) 輸入 (特殊貿易)	(less) Imports (special trade)
8412-00		(控除) 輸入 (直接購入)	(less) Imports (direct purchase)
8511-00		(控除) 関税	(less) Custom duties
8611-00		(控除) 輸入品商品税	(less) Commodity taxes on imported goods
8700-00		(控除) 輸入計	(less) Total imports
8800-00		最終需要部門計	Total of final demand sectors
8911-00		商業マージン (卸売)	Trade margins (wholesale)
8912-00		商業マージン (小売)	Trade margins (retail)
9011-00		貨物運賃 (鉄道)	Transportation charges (railway)
9012-00		貨物運賃 (道路)	Transportation charges (road)
9013-01		貨物運賃 (沿海内水面)	Transportation charges (coastal and inland water)
9013-02		貨物運賃 (港湾運送)	Transportation charges (harbor)
9014-00		貨物運賃 (航空)	Transportation charges (air)
9015-00		貨物運賃 (利用運送)	Transportation charges (forwarding)
9016-00		貨物運賃 (倉庫)	Transportation charges (storage facility)
9700-00		国内生産額	Domestic production (gross outputs)

粗付加価値部門 Gross Value Added Sectors

列コード column code	行コード row code	部 門 名	Description
	7111-001	宿泊・日当	Lodging expenses and daily allowances
	7111-002	交際費	Social expenses
	7111-003	福利厚生費	Welfare expenses
	9111-000	賃金・俸給	Wages and salaries
	9112-000	社会保険料 (雇用主負担)	Contribution of employers to social insurance
	9113-000	その他の給与及び手当	Miscellaneous payments and allowances
	9211-000	営業余剰	Operating surplus
	9311-000	資本減耗引当	Depreciation of fixed capital
	9321-000	資本減耗引当 (社会資本等減耗分)	Depreciation of fixed capital (Social fixed capital depreciation)
	9411-000	間接税 (関税・輸入品商品税を除く。)	Indirect taxes (except custom duties and commodity taxes on imported goods)
	9511-000	(控除) 経常補助金	(less) Current subsidies
	9600-000	粗付加価値部門計	Total of gross value added sectors
	9700-000	国内生産額	Domestic production (gross inputs)

(2) 統合小分類 (190部門) 190 Sector Classification

分類コード Sector code	部 門 名	Description
0111	穀類	Grains
0112	いも・豆類	Potatoes, beans
0113	野菜	Vegetables
0114	果実	Fruits
0115	その他の食用作物	Miscellaneous edible crops
0116	非食用作物	Inedible crops
0121	畜産	Livestock
0131	農業サービス	Agricultural services
0151	育林	Silviculture
0152	素材	Logs
0153	特用林産物	Special forest products
0171	海面漁業	Marine fishery
0172	内水面漁業	Inland water fishery
0611	金属鉱物	Metallic ores
0621	石炭・原油・天然ガス	Coal mining, crude petroleum and natural gas
0631	砂利・砕石	Gravel and quarrying
0639	その他の鉱物	Miscellaneous ores
1111	食肉	Meat
1112	畜産食料品	Dairy products
1113	水産食料品	Processed seafood
1114	精穀・製粉	Grain milling
1115	めん・パン・菓子類	Noodles, bread, confectionery
1116	農産保存食料品	Preserved agricultural food stuffs
1117	砂糖・油脂・調味料類	Sugar, oils, condiments and seasoning
1119	その他の食料品	Miscellaneous foods
1121	酒類	Liquors
1129	その他の飲料	Miscellaneous drinks
1131	飼料・有機質肥料(別掲を除く。)	Feeds and organic fertilizers, n.e.c.
1141	たばこ	Tobacco
1511	紡績	Fiber yarns
1512	織物	Fiber fabrics
1513	ニット生地	Knitting fabrics
1514	染色整理	Yarn and fabric dyeing and finishing
1519	その他の繊維工業製品	Miscellaneous fabricated textile products
1521	衣服	Wearing Apparel
1522	その他の衣服・身の回り品	Miscellaneous wearing apparel and clothing accessories
1529	その他の繊維既製品	Miscellaneous ready-made textile products
1611	木材	Lumber
1619	その他の木製品	Miscellaneous wooden products
1621	家具・装備品	Furniture and fixtures
1631	パルプ	Pulp
1632	紙・板紙	Paper, paperboard
1633	加工紙	Building paper
1641	紙製容器	Paper containers
1649	その他の紙加工品	Miscellaneous processed paper products
1911	印刷・製版・製本	Printing, plate making and book binding
2011	化学肥料	Chemical fertilizer
2021	ソーダ工業製品	Industrial soda chemicals
2029	その他の無機化学工業製品	Miscellaneous industrial inorganic chemicals
2031	石油化学基礎製品	Petrochemical basic products
2041	脂肪族中間物・環式中間物	Aliphatic intermediates and cyclic intermediates
2042	合成ゴム	Synthetic rubber
2049	その他の有機化学工業製品	Miscellaneous basic organic chemical products
2051	合成樹脂	Synthetic resins
2061	化学繊維	Synthetic fibers
2071	医薬品	Medicaments
2081	油脂加工製品・石けん・界面活性剤・化粧品	Oil and fat products, soap, synthetic detergents, surface active agents and cosmetics
2082	塗料・印刷インキ	Paint and varnishes, printing ink
2083	写真感光材料	Photographic sensitive materials
2084	農薬	Agricultural chemicals
2089	その他の化学最終製品	Miscellaneous final chemical products
2111	石油製品	Petroleum refinery products
2121	石炭製品	Coal products
2211	プラスチック製品	Plastic products

分類コード Sector code	部 門 名	Description
2221	タイヤ・チューブ	Tires and inner tubes
2229	その他のゴム製品	Miscellaneous rubber products
2311	革製履物	Leather footwear
2312	なめし革・毛皮・その他の革製品	Leather, fur skins and miscellaneous leather products
2511	ガラス・ガラス製品	Glass and glass products
2521	セメント・セメント製品	Cement and cement products
2531	陶磁器	Pottery, china and earthenware
2591	建設用土石製品	Structural clay products
2599	その他の窯業・土石製品	Miscellaneous ceramic, stone and clay products
2611	銑鉄・粗鋼	Pig iron and crude steel
2612	鉄屑	Scrap iron
2621	熱間圧延鋼材	Hot rolled steel
2622	鋼管	Steel pipes and tubes
2623	冷延・めっき鋼材	Cold-finished steel, coated steel
2631	鑄鍛造品	Cast and forged steel products
2631	鑄鍛造品	Cast and forged steel products
2699	その他の鉄鋼製品	Miscellaneous iron or steel products
2711	非鉄金属製錬・精製	Non-ferrous metals
2712	非鉄金属屑	Non-ferrous metal scrap
2721	電線・ケーブル	Electric wires and cables
2729	その他の非鉄金属製品	Miscellaneous non-ferrous metal products
2811	建設用金属製品	Metal products for construction
2812	建築用金属製品	Metal products for architecture
2891	ガス・石油機器・暖房機器	Gas and oil appliances and heating and cooking apparatus
2899	その他の金属製品	Miscellaneous metal products
2911	ボイラ・原動機	Boilers and Engines
2912	ポンプ・圧縮機	Pumps and compressors
2913	運搬機械	Conveyors
2914	冷凍機・温湿調整装置	Refrigerators and air conditioning apparatus
2919	その他のはん用機械	Miscellaneous general-purpose machinery
3011	農業用機械	Machinery for agricultural use
3012	建設・鉱山機械	Machinery and equipment for construction and mining
3013	繊維機械	Textile machinery
3014	生活関連産業用機械	Daily lives industry machinery
3015	基礎素材産業用機械	Basic material industry machinery
3016	金属加工機械	Metal processing machinery
3017	半導体製造装置	Semiconductor making equipment
3019	その他の生産用機械	Miscellaneous production machinery
3111	事務用機械	Office machines
3112	サービス用機器	Machinery for service industry
3113	計測機器	Measuring instruments
3114	医療用機械器具	Medical instruments
3115	光学機械・レンズ	Optical instruments and lenses
3116	武器	Ordnance
3211	電子デバイス	Electronic devices
3299	その他の電子部品	Miscellaneous electronic components
3299	その他の電子部品	Miscellaneous electronic components
3311	産業用電気機器	Electrical devices and parts
3321	民生用電気機器	Household electric appliances
3331	電子応用装置	Applied electronic equipment
3332	電気計測器	Electric measuring instruments
3399	その他の電気機械	Miscellaneous electrical machinery
3411	民生用電子機器	Household electronics equipment
3412	通信機械	Communication equipment
3421	電子計算機・同附属装置	Electronic computing equipment and accessory equipment of electronic computing equipment
3511	乗用車	Passenger motor cars
3521	トラック・バス・その他の自動車	Trucks, buses and miscellaneous cars
3522	二輪自動車	Two-wheel motor vehicles
3531	自動車部品・同附属品	Motor vehicle parts and accessories
3541	船舶・同修理	Ships and repair of ships
3591	鉄道車両・同修理	Rolling stock and repair of rolling stock
3592	航空機・同修理	Aircrafts and repair of air crafts
3599	その他の輸送機械	Miscellaneous transport equipment
3911	がん具・運動用品	Toys and games, sporting and athletic goods
3919	その他の製造工業製品	Miscellaneous manufacturing products
3921	再生資源回収・加工処理	Reuse and recycling

分類コード Sector code	部 門 名	Description
4111	住宅建築	Residential construction
4112	非住宅建築	Non-residential construction
4121	建設補修	Repair of construction
4131	公共事業	Public construction
4191	その他の土木建設	Miscellaneous civil engineering and construction
4611	電力	Electricity
4621	都市ガス	Gas supply
4622	熱供給業	Steam and hot water supply
4711	水道	Water supply
4811	廃棄物処理	Waste management service
5111	卸売	Wholesale trade
5112	小売	Retail trade
5311	金融	Financial service
5312	保険	Insurance
5511	不動産仲介及び賃貸	Real estate agencies and rental services
5521	住宅賃貸料	House rent
5531	住宅賃貸料(帰属家賃)	House rent (imputed house rent)
5711	鉄道旅客輸送	Railway transport (passengers)
5712	鉄道貨物輸送	Railway transport (freight)
5721	道路旅客輸送	Road transport service
5722	道路貨物輸送(自家輸送を除く。)	Road freight transport (except self-transport)
5731	自家輸送(旅客自動車)	Self-transport (passengers)
5732	自家輸送(貨物自動車)	Self-transport (freight)
5741	外洋輸送	International shipping
5742	沿海・内水面輸送	Coastal and inland water transport
5743	港湾運送	Harbor transport service
5751	航空輸送	Air transport
5761	貨物利用運送	Freight forwarding
5771	倉庫	Storage facility service
5781	こん包	Packing service
5789	その他の運輸附帯サービス	Miscellaneous services relating to transport
5791	郵便・信書便	Postal services and mail delivery
5911	電気通信	Telecommunications
5919	その他の通信サービス	Miscellaneous services relating to communication
5921	放送	Broadcasting
5931	情報サービス	Information services
5941	インターネット附随サービス	Internet based services
5951	映像・音声・文字情報制作	Image information, sound information and character information
6111	公務(中央)	Public administration (central)
6112	公務(地方)	Public administration (local)
6311	学校教育	School education
6312	社会教育・その他の教育	Social education and miscellaneous educational and training
6321	学術研究機関	Research institutes
6322	企業内研究開発	Research and development
6411	医療	Medical service
6421	保健衛生	Health and hygiene
6431	社会保険・社会福祉	Social insurance and social welfare
6441	介護	Nursing care
6599	その他の非営利団体サービス	Miscellaneous non-profit services
6611	物品賃貸業(貸自動車業を除く。)	Goods rental and leasing (except car rental)
6612	貸自動車業	Car rental and leasing
6621	広告	Advertising services
6631	自動車整備	Motor vehicle maintenance services
6632	機械修理	Repair of machine
6699	その他の対事業所サービス	Miscellaneous business services
6711	宿泊業	Hotels
6721	飲食サービス	Eating and drinking services
6731	洗濯・理容・美容・浴場業	Cleaning, barber shops, beauty shops and public baths
6741	娯楽サービス	Amusement and recreational services
6799	その他の対個人サービス	Miscellaneous personal services
6811	事務用品	Office supplies
6911	分類不明	Activities not elsewhere classified
7000	内生部門計	Total of intermediate sectors

(注)この表では、内生部門のみを掲げた(以下(3)～(5)についても同じ)。

(3) 統合中分類 (108部門) 108 Sector Classification

分類コード Sector code	部 門 名	Description
011	耕種農業	Crop cultivation
012	畜産	Livestock
013	農業サービス	Agricultural services
015	林業	Forestry
017	漁業	Fishery
061	金属鉱物	Metallic ores
062	石炭・原油・天然ガス	Coal mining, crude petroleum and natural gas
063	非金属鉱物	Non-metallic ores
111	食料品	Foods
112	飲料	Beverage
113	飼料・有機質肥料(別掲を除く。)	Feeds and organic fertilizer, n.e.c.
114	たばこ	Tobacco
151	繊維工業製品	Textile products
152	衣服・その他の繊維既製品	Wearing apparel and miscellaneous ready-made textile products
161	木材・木製品	Lumber and wood products
162	家具・装備品	Furniture and fixtures
163	パルプ・紙・板紙・加工紙	Pulp, paper, paperboard and building paper
164	紙加工品	Paper products
191	印刷・製版・製本	Printing, plate making and book binding
201	化学肥料	Chemical fertilizer
202	無機化学工業製品	Industrial inorganic chemicals
203	石油化学基礎製品	Petrochemical basic products
204	有機化学工業製品(石油化学基礎製品を除く。)	Organic chemical products (except petrochemical basic products)
205	合成樹脂	Synthetic resins
206	化学繊維	Synthetic fibers
207	医薬品	Medicaments
208	化学最終製品(医薬品を除く。)	Final chemical products (except medicaments)
211	石油製品	Petroleum refinery products
212	石炭製品	Coal products
221	プラスチック製品	Plastic products
222	ゴム製品	Rubber products
231	なめし革・毛皮・同製品	Leather, fur skins and miscellaneous leather products
251	ガラス・ガラス製品	Glass and glass products
252	セメント・セメント製品	Cement and cement products
253	陶磁器	Pottery, china and earthenware
259	その他の窯業・土石製品	Miscellaneous ceramic, stone and clay products
261	銑鉄・粗鋼	Pig iron and crude steel
262	鋼材	Steel products
263	鋳鍛造品	Cast and forged steel products
269	その他の鉄鋼製品	Miscellaneous iron or steel products
271	非鉄金属製錬・精製	Non-ferrous metals
272	非鉄金属加工製品	Non-ferrous metal products
281	建設・建築用金属製品	Metal products for construction and architecture
289	その他の金属製品	Miscellaneous metal products
291	はん用機械	General-purpose machinery
301	生産用機械	Production machinery
311	業務用機械	Business oriented machinery
321	電子デバイス	Electronic devices
329	その他の電子部品	Miscellaneous electronic components
331	産業用電気機器	Electrical devices and parts
332	民生用電気機器	Household electric appliances
333	電子応用装置・電気計測器	Applied electronic equipment and electric measuring instruments
339	その他の電気機械	Miscellaneous electrical machinery
341	通信機械・同関連機器	Household electronics equipment
342	電子計算機・同附属装置	Electronic computing equipment and accessory equipment of electronic computing equipment
351	乗用車	Passenger motor cars
352	その他の自動車	Miscellaneous cars
353	自動車部品・同附属品	Motor vehicle parts and accessories
354	船舶・同修理	Ships and repair of ships
359	その他の輸送機械・同修理	Miscellaneous transportation equipment and repair of transportation equipment

分類コード Sector code	部 門 名	Description
391	その他の製造工業製品	Miscellaneous manufacturing products
392	再生資源回収・加工処理	Reuse and recycling
411	建築	Building construction
412	建設補修	Repair of construction
413	公共事業	Public construction
419	その他の土木建設	Miscellaneous civil engineering and construction
461	電力	Electricity
462	ガス・熱供給	Gas and heat supply
471	水道	Water supply
481	廃棄物処理	Waste management service
511	商業	Commerce
531	金融・保険	Finance and insurance
551	不動産仲介及び賃貸	Real estate agencies and rental services
552	住宅賃貸料	House rent
553	住宅賃貸料(帰属家賃)	House rent (imputed house rent)
571	鉄道輸送	Railway transport
572	道路輸送(自家輸送を除く。)	Road transport (except self-transport)
573	自家輸送	Self-transport
574	水運	Water transport
575	航空輸送	Air transport
576	貨物利用運送	Freight forwarding
577	倉庫	Storage facility service
578	運輸附帯サービス	Services relating to transport
579	郵便・信書便	Postal services and mail delivery
591	通信	Communications
592	放送	Broadcasting
593	情報サービス	Information services
594	インターネット附随サービス	Internet based services
595	映像・音声・文字情報制作	Image information, sound information and character information
611	公務	Public administration
631	教育	Education
632	研究	Research
641	医療	Medical service
642	保健衛生	Health and hygiene
643	社会保険・社会福祉	Social insurance and social welfare
644	介護	Nursing care
659	その他の非営利団体サービス	Miscellaneous non-profit services
661	物品賃貸サービス	Goods rental and leasing services
662	広告	Advertising services
663	自動車整備・機械修理	Motor vehicle maintenance and machine repair services
669	その他の対事業所サービス	Miscellaneous business services
671	宿泊業	Hotels
672	飲食サービス	Eating and drinking services
673	洗濯・理容・美容・浴場業	Cleaning, barber shops, beauty shops and public baths
674	娯楽サービス	Amusement and recreational services
679	その他の対個人サービス	Miscellaneous personal services
681	事務用品	Office supplies
691	分類不明	Activities not elsewhere classified
700	内生部門計	Total of intermediate sectors

(4) 統合大分類 (37部門) 37 Sector Classification

分類コード Sector code	部 門 名	Description
01	農林水産業	Agriculture, forestry and fishery
06	鉱業	Mining
11	飲食料品	Beverages and Foods
15	繊維製品	Textile products
16	パルプ・紙・木製品	Pulp, paper and wooden products
20	化学製品	Chemical products
21	石油・石炭製品	Petroleum and coal products
22	プラスチック・ゴム	Plastic and rubber products
25	窯業・土石製品	Ceramic, stone and clay products
26	鉄鋼	Iron and steel
27	非鉄金属	Non-ferrous metals
28	金属製品	Metal products
29	はん用機械	General-purpose machinery
30	生産用機械	Production machinery
31	業務用機械	Business oriented machinery
32	電子部品	Electronic components
33	電気機械	Electrical machinery
34	情報・通信機器	Information and communication electronics equipment
35	輸送機械	Transportation equipment
39	その他の製造工業製品	Miscellaneous manufacturing products
41	建設	Construction
46	電力・ガス・熱供給	Electricity, gas and heat supply
47	水道	Water supply
48	廃棄物処理	Waste management service
51	商業	Commerce
53	金融・保険	Finance and insurance
55	不動産	Real estate
57	運輸・郵便	Transport and postal services
59	情報通信	Information and communications
61	公務	Public administration
63	教育・研究	Education and research
64	医療・福祉	Medical, health care and welfare
65	その他の非営利団体サービス	Miscellaneous non-profit services
66	対事業所サービス	Business services
67	対個人サービス	Personal services
68	事務用品	Office supplies
69	分類不明	Activities not elsewhere classified
70	内生部門計	Total of intermediate sectors

(5) 13部門分類 13 Sector Classification

分類コード Sector code	部 門 名	Description
01	農林水産業	Agriculture, forestry and fishery
02	鉱業	Mining
03	製造業	Manufacturing
04	建設	Construction
05	電力・ガス・水道	Electricity, gas and water supply
06	商業	Commerce
07	金融・保険	Finance and insurance
08	不動産	Real estate
09	運輸・郵便	Transport and postal services
10	情報通信	Information and communications
11	公務	Public administration
12	サービス	Services
13	分類不明	Activities not elsewhere classified
70	内生部門計	Total of intermediate sectors

第9章 部門別概念・定義・範囲

本章は、平成23年表の基本分類の各部門について、その概念・定義・範囲を記載したものである。また、平成17年表からの変更内容等についても部門ごとに記載しているほか、本章の〔参考9〕では、部門分類の新旧対照表を掲載している。

本章は、おおむね、次のような構成で記載している。

(列・行コード、部門名称)

コード順に整理している。ただし、統合大分類「その他の製造工業製品」に係る部門については、複数の区分にまたがる部門があるため、一部コード順になっていない部分がある。

(担当府省庁)

当該部門の担当府省庁名を記載している。

(定義・範囲)

当該部門の概念・定義・範囲を規定している。

なお、日本標準産業分類の分類名を引用している部分については、名称の正確な引用とするため、読点には「、」を用いている。

(品目例示)

当該部門の活動により産出される主な財又はサービスを例示している。

ただし、産出される主な財又はサービスが行部門名から明らかな場合には、例示を省略している場合がある。

(平成17年表からの変更点)

平成23年表において、平成17年表の概念・定義・範囲を変更したもの等について記載している。

(注 意 点)

概念・定義・範囲に関する留意点、平成17年表以前における変更点について記載している。

(注) 1 基本分類の部門名称欄の★印は、次の区分により生産活動主体分類を示したものである。

- ★★・・・政府サービス生産者
- ★・・・対家計民間非営利サービス生産者
- 無印・・・産業

2 Pは仮設部門を示す。

3 平成19年11月に行われた日本標準産業分類の第12回改定により、産業中分類ごとに小分類として「管理的、補助的経済活動を行う事業所」

が設定された。しかし、平成23年表では、この活動を独立した部門として設けず、概念上、各部門に含まれるものとして扱っているが、これについては、逐一記載していない。

また、日本標準産業分類の細分類7282「純粋持株会社」についても、本業を持たず、他社の経営戦略・人事戦略・意思決定等に専念していることから「管理的、補助的経済活動を行う事業所」と同様の活動と考えられるため、同様の扱いとしている。

第1節 内生部門

01 農林水産業

列コード	行コード	部門名称
0111-01		米
	0111-011	米
	0111-012	稲わら

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0111「米作農業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 米、稲わら

列コード	行コード	部門名称
0111-02		麦類
	0111-021	小麦(国産)
	0111-022	小麦(輸入)
	0111-023	大麦(国産)
	0111-024	大麦(輸入)

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0112「米作以外の穀作農業」のうち麦類の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 小麦、大麦(二条、六条)、裸麦

(注意点) 国内生産額に含めていた奨励補助金の制度変更に伴い、その扱いを変更したため、平成17年表までの国内生産額の水準と一致しない。

列コード	行コード	部門名称
0112-01		いも類
	0112-011	かんしょ
	0112-012	ばれいしょ

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0117「ばれいしょ・かんしょ作農業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) かんしょ、ばれいしょ

(注意点) ① さといも、やまのいも等は列部門「0113-01 野菜(露地)」及び行部門「0113-001 野菜」に含める。
② 国内生産額に含めていた奨励補助金の制度変更に伴い、その扱いを変更したため、平成17年表までの国内生産額の水準と一致しない。

列コード	行コード	部門名称
0112-02		豆類
	0112-021	大豆(国産)
	0112-022	大豆(輸入)
	0112-029	その他の豆類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0112「米作以外の穀作農業」のうち豆類の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 大豆(国産)、大豆(輸入)、その他の豆類(えんどう、そらまめ、いんげん豆、小豆、ささげ、らっかせい、その他の豆類)

(注意点) ① 未成熟の大豆、えんどう、そらまめ、いんげん豆は列部門「0113-01 野菜(露地)」及び行部門「0113-001 野菜」に含める。

② 国内生産額に含めていた奨励補助金の制度変更に伴い、その扱いを変更したため、平成17年表までの国内生産額の水準と一致しない。

列コード	行コード	部門名称
0113-01	0113-001	野菜
		野菜(露地)
		野菜(施設)

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0113「野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)」のうち野菜の生産活動を範囲とする。

なお、野菜(施設)の範囲は、ガラス室(ガラスで被覆された施設で、その中で普通の姿勢で作業ができるもの)及びハウス(ガラス以外のもので被覆された施設で、その中で普通の姿勢で作業ができるもの)による野菜の生産活動とし、野菜(露地)の範囲は、それ以外の方法による野菜の生産活動とする。

(品目例示) 果菜類(露地): かぼちゃ、ピーマン、きゅうり、露地メロン、すいか、なす、トマト、さやえんどう(未成熟えんどう)、未成熟とうもろこし、えだまめ(未成熟大豆)、さやいんげん(未成熟いんげん)
葉茎菜類(露地): キャベツ、はくさい、その他の漬菜、ほうれんそう、ねぎ、たま

ねぎ、にら、みつば、しゅんぎく、にんにく、レタス、セルリー、カリフラワー、ブロッコリー、アスパラガス、たけのこ

根菜類：だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、れんこん、しょうが

果菜類（施設）：かぼちゃ、ピーマン、きゅうり、温室メロン、すいか、なす、トマト、いちご

葉茎菜類（施設）：レタス、もやし

（平成17年表からの変更点）

平成17年表において、トンネルでの生産を「野菜（施設）」としていたものを、「野菜（露地）」に変更。

（注 意 点）平成17年表において、平成12年表で「1119-09、-099 その他の食料品」に含まれていたもやしを本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
0114-01		果実
	0114-011	かんきつ
	0114-012	りんご
	0114-019	その他の果実

（担当府省庁） 農林水産省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類0114「果樹作農業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） かんきつ：みかん、夏みかん、ネーブルオレンジ、はっさく、伊予柑、グレープフルーツ（輸入）、かんきつ類の植物成長

りんご：りんご、りんごの植物成長

その他の果実：ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、すもも、おうとう、うめ、びわ、かき、くり、キウイフルーツ、パイナップル、バナナ（輸入）、その他の果実の植物成長

列コード	行コード	部門名称
0115-01	0115-011	砂糖原料作物

（担当府省庁） 農林水産省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類0116「工芸農作物農業」のうち砂糖原料作物の生産活動を範囲とする。

（品目例示） さとうきび、てんさい

（注 意 点） 国内生産額に含めていた奨励補助金の制度変更に伴い、その扱いを変更したた

め、平成17年表までの国内生産額の水準と一致しない。

列コード	行コード	部門名称
0115-02		飲料用作物
	0115-021	コーヒー豆・カカオ豆（輸入）
	0115-029	その他の飲料用作物

（担当府省庁） 農林水産省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類0116「工芸農作物農業」のうち飲料用作物の生産活動を範囲とする。

（品目例示） コーヒー豆（輸入）、カカオ豆（輸入）、茶（生葉）、ホップ、茶の植物成長

列コード	行コード	部門名称
0115-09		その他の食用耕種作物
	0115-091	雑穀
	0115-092	油糧作物
	0115-099	他に分類されない食用耕種作物

（担当府省庁） 農林水産省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類0112「米作以外の穀作農業」及び0116「工芸農作物農業」のうち他に分類されない食用耕種作物の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 雑穀：そば、えん麦、とうもろこし、あわ、きび、ひえ、グレーンソルガム（輸入）

油糧作物：なたね、ごま、オリーブ

他に分類されない食用耕種作物：こんにゃくいも、香辛料作物（輸入）、カッサバ芋（輸入）

（平成17年表からの変更点）

平成17年表の「0115-093 食用工芸作物（除別掲）」を「0115-099 他に分類されない食用耕種作物」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
0116-01	0116-011	飼料作物

（担当府省庁） 農林水産省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類0119「その他の耕種農業」のうち飼料作物の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 牧草、青刈とうもろこし、ソルゴー

列コード	行コード	部門名称
0116-02	0116-021	種苗

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0115「花き作農業」のうち球根の生産活動及び細分類0119「その他の耕種農業」のうち種苗の生産活動を範囲とする。

なお、生産物を直接自部門投入して生産活動を行うものを除く。

(品目例示) 農産物(畜産物、蚕を除く)の種子、球根類、苗木類(山行き苗木を除く)、苗木類の植物成長

(注 意 点) 花き苗は、「0116-03、-031 花き・花木類」に含める。

列コード	行コード	部門名称
0116-03	0116-031	花き・花木類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0115「花き作農業」のうち球根を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 切り花類、鉢物類、花木(成木)、花壇用苗もの類、芝類、地被植物類、花木(成木)の植物成長

列コード	行コード	部門名称
0116-09	0116-091	その他の非食用耕種作物
	0116-092	葉たばこ
	0116-093	生ゴム(輸入)
	0116-099	綿花(輸入)
	0116-099	他に分類されない非食用耕種作物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0116「工芸農作物農業」のうち他に分類されない非食用耕種作物の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(落綿)は「0116-093 綿花(輸入)」を競合部門とする。

(品目例示) 葉たばこ、生ゴム(輸入)、綿花(輸入)、薬用作物(おたね人参、とうき等)、製紙原料作物(こうぞ、みつまた等)、敷物原料作物(い草等)

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「0116-099 その他の非食用工芸作物(除別掲)」を「他に分類されない非食用耕種作物」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
0121-01		酪農
	0121-011	生乳
	0121-019	その他の酪農生産物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0121「酪農業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 生乳、乳子牛(と畜向け、肉用肥育向け)、乳子牛の成長増加、乳廃牛、きゅう肥

列コード	行コード	部門名称
0121-02	0121-021	肉用牛

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0122「肉用牛生産業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) と畜向け肉用牛(成牛換算飼養頭数の増減を含む。)、肥育向け子畜、きゅう肥

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「0121-05、-051」を「0121-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0121-03	0121-031	豚

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0123「養豚業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 豚(成豚換算飼養頭数の増減を含む。)、きゅう肥

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「0121-04、-041」を「0121-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0121-04	0121-041	鶏卵

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0124「養鶏業」のうち鶏卵の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鶏卵、成鶏(成鶏換算飼養羽数の増減)

を含む。)、不正常卵、鶏ふん

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「0121-02、-021」を「0121-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0121-05	0121-051	肉鶏

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0124「養鶏業」のうち肉鶏の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ブロイラー、鶏ふん

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「0121-03、-031」を「0121-05、-051」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0121-09		その他の畜産
	0121-091	羊毛
	0121-099	他に分類されない畜産

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0125「畜産類似業」、0126「養蚕農業」及び0129「その他の畜産農業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(毛屑等)は本部門を競合部門とする。

(品目例示) 羊毛、馬(軽種馬を含む。)、やぎ、めん羊、毛皮用動物(ミンク、うさぎ等の飼育及びその毛、毛皮等)、食用鳥類(鶏を除く。)、その他の食用畜産物(やぎ乳、はちみつ、うずらの卵)、愛がん動物(昆虫類を含む。)、実験用動物(マウス、モルモット)、きゅう肥、養蚕

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「0121-099 その他の畜産」を「他に分類されない畜産」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
0131-01	0131-011	獣医業

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類7411「獣医業」の活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
0131-02	0131-021	農業サービス(獣医業を除く。)

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類013「農業サービス業(園芸サービス業を除く)」の活動を範囲とする。

(品目例示) カントリーエレベーター、ライスセクター、稲作共同育苗事業、土地改良区、青果物共同選果場、航空防除、稚蚕共同飼育事業、種付業、ふ卵業

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「0131-02、-021農業サービス(除獣医業)」を「農業サービス(獣医業を除く。)」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
0151-01	0151-011	育林

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0211「育林業」、0241「育林サービス業」及び0243「山林種苗生産サービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 苗木、立木の成長

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「0211-01、-011」を「0151-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 造林用苗木は中間生産物であるが、この部門の生産物に含める。

② 日本標準産業分類の細分類0241「育林サービス業」及び0243「山林種苗生産サービス業」は、本部門の範囲とするが、同業に係る費用の受払は全て自部門取引となるので国内生産額には計上しない。

列コード	行コード	部門名称
0152-01		素材
	0152-011	素材(国産)
	0152-012	素材(輸入)

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0221「素材生産業」及び0242「素材生産サービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 丸太(そま角、大割材等を含む。)

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「0212-01、-011～-012」を「0152-01、-011～-012」に変更。

(注 意 点) 日本標準産業分類の細分類0242「素材生産サービス業」は、本部門の範囲とするが、同業に係る費用の受払は全て自部門取引となるので国内生産額には計上しない。

列コード	行コード	部門名称
0153-01	0153-011	特用林産物(狩猟業を含む。)

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0113「野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)」のうち栽培きのこの生産活動、0231「製薪炭業」、0239「その他の特用林産物生産業(きのこ類の栽培を除く)」、0249「その他の林業サービス業」及び0299「その他の林業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) きのこと類(まつたけ、しいたけ、えのきたけ等)、種実(くり、くるみ)、ねまがりたけ、生うるし、木ろう、竹材、薪、木炭、狩猟による動物原皮

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「0213-01、-011 特用林産物(含狩猟業)」を「0153-01、-011 特用林産物(狩猟業を含む。)」にコード及び名称変更。

(注 意 点) ① 種実のうち栽培したものは列部門「0114-01 果実」及び行部門「0114-019 その他の果実」に含める。

② 日本標準産業分類の細分類0249「その他の林業サービス業」は、本部門の範囲とするが、同業に係る費用の受払は全て自部門取引となるので国内生産額には計上しない。

列コード	行コード	部門名称
0171-01		海面漁業
	0171-011	海面漁業(国産)
	0171-012	海面漁業(輸入)

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類031「海面漁業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 魚類、えび類、かに類、いか類、たこ類、うに類、なまこ類、貝類、海藻類、鯨類

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「0311-01 沿岸漁業」、「0311-02 沖合漁業」及び「0311-03 遠洋漁業」を統合して「0171-01 海面漁業」とし、平成17年表のコード「0311-001～-002」を「0171-011～-012」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0171-02	0171-021	海面養殖業

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類041「海面養殖業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) まあじ、ぶり類、たい類、くるまえび、ほや類、ほたてがい、かき類、こんぶ類、わかめ類、のり類、真珠

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「0311-04、-041」を「0171-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
	0172-001	内水面漁業・養殖業
0172-01		内水面漁業
0172-02		内水面養殖業

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類032「内水面漁業」及び042「内水面養殖業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 内水面漁業: さけ・ます類、わかさぎ、あゆ、しらうお、こい、ふな、うなぎ、しじみ、えび類

内水面養殖業: ます類、あゆ、こい、ふな、うなぎ、淡水真珠、鑑賞用魚

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「0312-01～-02、-001」を「0172-01～-02、-001」に変更。

(注 意 点) 平成17年表まで内水面漁業に含めていた遊漁者の採捕による国内生産額は含めていない。

06 鉱業

列コード	行コード	部門名称
0611-01		金属鉱物
	0611-011	鉄鉱石
	0611-012	非鉄金属鉱物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類051「金属鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

(品目例示) 非鉄金属鉱物：銅鉱、鉛・亜鉛鉱、金鉱、銀鉱、すず鉱、タングステン鉱、硫化鉄鉱

列コード	行コード	部門名称
0621-01		石炭・原油・天然ガス
	0621-011	石炭
	0621-012	原油
	0621-013	天然ガス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類052「石炭・亜炭鉱業」及び053「原油・天然ガス鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

(品目例示) 原料炭、一般炭、無煙炭、亜炭、雑炭、原油、天然ガス、液化天然ガス、圧縮ガス

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「0711-01、-011～-013」を「0621-01、-011～-013」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表の列部門「0711-01 石炭」と「0721-01 原油・天然ガス」を統合し、「0711-01 石炭・原油・天然ガス」とした。また、平成12年表のコード「0721-011～-012」を「0711-012～-013」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0631-01	0631-011	砂利・採石

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類054「採石業、砂・砂利・玉石採取業」の掘採、採石及び選鉱活動を範囲とする。

(品目例示) 砂利、砂、かんらん岩(精鉱)

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「0622-01、-011」を「0631-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0631-02	0631-021	砕石

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2181「砕石製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(鉱さい(鉱滓))は、本部門を競合部門とする。

(品目例示) 砕石、石材

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「0622-02、-021」を「0631-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
0639-09		その他の鉱物
	0639-091	石灰石
	0639-092	窯業原料鉱物(石灰石を除く。)
	0639-099	他に分類されない鉱物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類055「窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る)」及び059「その他の鉱業」の掘採及び選鉱活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(石こう、化学石こう、水滓、高炉ガス灰、フライアッシュ、ガラス屑、ガラスびん、硫黄)は本部門を競合部門とする。

(品目例示) 窯業原料鉱物(石灰石を除く。): けい石、けい砂、ドロマイト、ろう石、粘土、長石、陶石、カオリン

他に分類されない鉱物: 重晶石、ベントナイト・けいそう土等の粘土、オリビンサンド

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の列部門「0621-01 窯業原料鉱物」と「0629-09 その他の非金属鉱物」を統合し、「0639-09 その他の鉱物」とする。また、平成17年表の行部門「0621-011 石灰石」、「0621-019 その他の窯業原料鉱物」及び「0629-099 その他の非金属鉱物」をそれぞれ「0639-091 石灰石」、「0639-092 窯業原料鉱物(石灰石を除く。)」及び「0639-099 他に分類されない鉱物」とする。

11 飲食料品

列コード	行コード	部門名称
1111-01		食肉
	1111-011	牛肉
	1111-012	豚肉
	1111-013	鶏肉
	1111-014	その他の食肉
	1111-015	と畜副産物（肉鶏処理副産物を含む。）

（担当府省庁） 農林水産省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類0911「部分肉・冷凍肉製造業」、0919「その他の畜産食料品製造業」のうち食鳥処理加工及び9521「と畜場」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 牛肉、豚肉、鶏肉、その他の食肉（馬肉、羊肉、山羊肉）、と畜副産物（原皮、内臓及び肉鶏処理副産物）

（平成17年表からの変更点）

- ① 平成17年表の「1111-01 と畜（含肉鶏処理）」を「食肉」に、「1111-011 牛肉（枝肉）」を「牛肉」に、「1111-012 豚肉（枝肉）」を「豚肉」に、「1111-014 その他の肉（枝肉）」を「その他の食肉」に、「1111-015 と畜副産物（含肉鶏処理副産物）」を「と畜副産物（肉鶏処理副産物を含む。）」に名称変更。

- ② 平成17年表において「1119-09、-099 その他の食料品」に含まれていた冷凍肉（鶏肉を含む。）を本部門に統合。

（注 意 点） 食肉処理加工以外のその他の畜産食料品は、「1119-09、-099 その他の食料品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1112-01	1112-011	肉加工品

（担当府省庁） 農林水産省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類0912「肉加工品製造業」のうちハム、ベーコン、ソーセージ等の生産活動を範囲とする。

（品目例示） ハム、ベーコン、ソーセージ、ハンバーグ（冷蔵品）、焼豚

列コード	行コード	部門名称
1112-02	1112-021	畜産びん・かん詰

（担当府省庁） 農林水産省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類0912「肉加工品製造業」及び0919「その他の畜産食料品製造業」のうち、びん・かん詰の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 食肉びん・かん詰（コンビーフかん詰、うずら卵水煮かん詰等）、調理特殊かん詰（カレーかん詰、ミートソース類かん詰等）

列コード	行コード	部門名称
1112-03		酪農品
	1112-031	飲用牛乳
	1112-032	乳製品

（担当府省庁） 農林水産省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類0913「処理牛乳・乳飲料製造業」及び0914「乳製品製造業（処理牛乳、乳飲料を除く）」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 飲用牛乳：牛乳、加工乳
乳製品：乳飲料、粉乳、れん乳、バター、チーズ、アイスクリーム、ミックスパウダー、クリーム、発酵乳、乳酸菌飲料

列コード	行コード	部門名称
1113-01	1113-011	冷凍魚介類

（担当府省庁） 農林水産省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類0925「冷凍水産物製造業」及び0926「冷凍水産食品製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 冷凍魚介類、冷凍魚介調理品（丸又は三枚おろし、刺身等の処理をし、凍結したもの）、冷凍すり身、副産物の「魚のあら」

列コード	行コード	部門名称
1113-02	1113-021	塩・干・くん製品

（担当府省庁） 農林水産省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の細分類0924「塩干・塩蔵品製造業」及び0929「その他の水産食料品製造業」のうち干・くん製品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 煮干し品、素干し品、塩干品、くん製品、副産物の「魚のあら」

(注 意 点) さくら干し、みりん干しは、「1113-09、-099 その他の水産食品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1113-03	1113-031	水産びん・かん詰

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0921「水産缶詰・瓶詰製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) かに、さけ、まぐろ・かつお、さば、いわし、その他の水産びん・かん詰、副産物の「魚のあら」

(注 意 点) 水産物つくだ煮は、その容器を問わず、「1113-09、-099 その他の水産食品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1113-04	1113-041	ねり製品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0923「水産練製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 焼きちくわ、かまぼこ、魚肉ハム・ソーセージ、副産物の「魚のあら」

列コード	行コード	部門名称
1113-09	1113-099	その他の水産食品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0922「海藻加工業」及び0929「その他の水産食料品製造業」のうち干・くん製品を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 節類、水産物つくだ煮、寒天、焼・味付けのり、さくら干し、みりん干し

列コード	行コード	部門名称
1114-01	1114-011	精穀
	1114-019	精米
		その他の精穀

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0961「精

米・精麦業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 精米、くず米、米ぬか、精麦、麦ぬか

列コード	行コード	部門名称
1114-02		製粉
	1114-021	小麦粉
	1114-029	その他の製粉

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0962「小麦粉製造業」及び0969「その他の精穀・製粉業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 小麦粉、米穀粉、ふすま、そば粉、こんにゃく粉

列コード	行コード	部門名称
1115-01	1115-011	めん類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0992「めん類製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 乾めん、即席めん、マカロニ・スパゲッティ、生めん

列コード	行コード	部門名称
1115-02	1115-021	パン類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0971「パン製造業」、0997「すし・弁当・調理パン製造業」のうち調理パン及びサンドイッチ並びに5863「パン小売業（製造小売）」のうち製造分の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 食パン、学校給食パン、菓子パン、調理パン、サンドイッチ

(注 意 点) 小売店の店舗内で製造・小売されるものの製造分の生産活動を含む。

列コード	行コード	部門名称
1115-03	1115-031	菓子類

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0972「生菓子製造業」、0973「ビスケット類・干菓子製造業」、0974「米菓製造業」、0979「その他のパン・菓子製造業」、0999「他に分

類されない食料品製造業」のうち即席ココア及び5861「菓子小売業（製造小売）」のうち製造分の生産活動を範囲とする。

(品目例示) キャラメル、ドロップ、キャンデー、チョコレート、チューインガム、焼菓子、ビスケット、米菓、和生菓子、洋生菓子、スナック菓子、油菓子、ココア

(注 意 点) 小売店の店舗内で製造・小売されるものの製造分の生産活動を含む。

列コード	行コード	部門名称
1116-01	1116-011	農産びん・かん詰

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0931「野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業（野菜漬物を除く）」のうちびん・かん詰及びジュース原液の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 野菜びん・かん詰、果実びん・かん詰、ジャム（びん・かん詰）、野菜ジュース、原料濃縮果汁

(注 意 点) ① 原料濃縮果汁以外の果実飲料は、「1129-02、-021 清涼飲料」に、菓子のかん詰は、「1115-03、-031 菓子類」に含める。

② たれ、つゆ類及びジュースを除くトマト加工品（ケチャップ・ピューレ等）のびん・かん詰は、「1117-05、-051 調味料」に含める。

③ 野菜ジュース、原料濃縮果汁については、その容器を問わない。

列コード	行コード	部門名称
1116-02	1116-021	農産保存食料品（びん・かん詰を除く。）

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0931「野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業（野菜漬物を除く）」のうちびん・かん詰及びジュース原液を除く生産活動及び0932「野菜漬物製造業（缶詰、瓶詰、つぼ詰を除く）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 乾燥野菜、冷凍野菜、漬物、カップジャム、かんぴょう、切干だいこん、マッ

シュポテト、干しがき

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「1116-02、-021 農産保存食料品（除びん・かん詰）」を「農産保存食料品（びん・かん詰を除く。）」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1117-01		砂糖
	1117-011	精製糖
	1117-019	その他の砂糖・副産物

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0951「砂糖製造業（砂糖精製業を除く）」及び0952「砂糖精製業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 精製糖（てんさい糖、甘しゅ糖）、含みつ糖、副産物（糖みつ、ビートパルプ）

(注 意 点) 本部門には、国産さとうきびからの粗糖生産活動及びこの粗糖からの精製糖生産活動を含めるが、当過程での自部門投入は含めない。

列コード	行コード	部門名称
1117-02	1117-021	でん粉

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0991「でんぷん製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) かんしょでん粉、ばれいしょでん粉、小麦でん粉、コーンスターチ、でん粉かす

列コード	行コード	部門名称
1117-03	1117-031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0953「ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ぶどう糖（無水結晶ぶどう糖・含水結晶ぶどう糖、全糖ぶどう糖、液状ぶどう糖）、水あめ（水あめ、粉あめ）、異性化糖

列コード	行コード	部門名称
1117-04		動植物油脂
	1117-041	植物油脂
	1117-042	動物油脂
	1117-043	加工油脂
	1117-044	植物原油かす

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類098「動植物油脂製造業」及び細分類1641「脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業」のうち硬化油(食用)の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(果汁搾りかす、野菜屑等)は、植物原油かすを競合部門とする。

(品目例示) 植物油脂：食用なたね油、食用大豆油、非食用向け植物原油(あまに油、ひまし油)

動物油脂：動物油脂(牛脂、豚脂等)、魚油

加工油脂：マーガリン、ショートニング、精製ラード

植物原油かす：なたね油かす、大豆油かす、米ぬか油かす

(平成17年表からの変更点)

① 平成17年表の列部門「1117-04 植物油脂」と「1117-05 動物油脂」を統合して「1117-04 動植物油脂」とし、平成17年表のコード「1117-051」を「1117-042」に、「1117-042～-043」を「1117-043～-044」に変更。

② 平成17年表において「1117-051 動物油脂」に含まれていた精製ラードを「1117-043 加工油脂」に統合。

列コード	行コード	部門名称
1117-05	1117-051	調味料

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類094「調味料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) みそ、しょうゆ、食用アミノ酸、ソース、マヨネーズ、トマトケチャップ、トマトピューレ、食酢、即席カレー、グルタミン酸ソーダ、香辛料、洋風スープ、発酵調味料、風味調味料、たれ類、めんつゆ類、

お茶漬け・ふりかけ類、即席みそ汁・お吸いもの、マヨネーズ副産物(卵白)

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「1117-06、-061」を「1117-05、-051」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1119-01	1119-011	冷凍調理食品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0995「冷凍調理食品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 冷凍フライ(コロッケ、カツ、魚フライ等)、冷凍米飯類、冷凍ハンバーグ、冷凍シューマイ

列コード	行コード	部門名称
1119-02	1119-021	レトルト食品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0998「レトルト食品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) レトルト食品(カレー、マーボー豆腐の素、ミートソース類、スープ類等)

列コード	行コード	部門名称
1119-03	1119-031	そう菜・すし・弁当

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0996「そう(惣)菜製造業」、0997「すし・弁当・調理パン製造業」のうちすし・弁当及び5895「料理品小売業」のうち製造分の生産活動を範囲とする。

(品目例示) そう菜、すし、弁当

(注 意 点) ① 小売店の店舗内で製造・小売されるものの製造分の生産活動を含む。

② 調理パン及びサンドイッチは「1115-02、-021 パン類」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1119-04	1119-041	学校給食(国公立)★★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 「学校給食法」(昭和29年法律第160号)

に基づき、国公立の義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食の生産活動を範囲とする。

(注 意 点) 学校給食は本来、教育機関が実施するものであるが、実態としては当該機関が直接行う場合と給食センター等の外部機関に委託して実施する場合がある。それぞれ、実際にサービスを行う機関で分類すると混同を起こすことから、本来実施すべき機関（教育機関）の主体分類に基づいて、「国公立」と「私立」に区分する。

列コード	行コード	部門名称
1119-05	1119-051	学校給食（私立）★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 「学校給食法」(昭和29年法律第160号)に基づき、私立の義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食の生産活動を範囲とする。

(注 意 点) 「1119-04、-041 学校給食（国公立）★」に同じ。

列コード	行コード	部門名称
1119-09	1119-099	その他の食料品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類0919「その他の畜産食料品製造業」のうち食鳥処理加工及びびん・かん詰を除くその他の畜産食料品、0993「豆腐・油揚製造業」、0994「あん類製造業」、0999「他に分類されない食料品製造業」のうち豆乳、即席ココアを除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) とうふ、油揚、生揚、がんもどき、生あん、こんにゃく、納豆、麦茶、バナナ熟成加工、粉末ジュース、もち

(平成17年表からの変更点)

平成17年表において本部門に含まれていた冷凍肉（鶏肉を含む。）を「1111-01 食肉」に統合。

(注 意 点) ① 平成17年表において、平成12年表で本部門に含まれていたもやしを列部門「0113-02 野菜（施設）」及び行部門「0113-001 野菜」に統合。

② 食鳥処理加工は列部門「1111-01 食

肉」及び行部門「1111-013 鶏肉」に、畜産びん・かん詰は「1112-02、-021 畜産びん・かん詰」に、豆乳は「1129-02、-021 清涼飲料」に、即席ココアは「1115-03、-031 菓子類」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1121-01	1121-011	清酒

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1023「清酒製造業」及び1024「蒸留酒・混成酒製造業」のうち味りんの生産活動を範囲とする。

(品目例示) 清酒、味りん、清酒かす、味りんかす

列コード	行コード	部門名称
1121-02	1121-021	ビール類

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1022「ビール類製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ビール、麦芽根、ビール粕、乾燥酵母、生酵母、発泡酒

(17年表からの変更点)

平成17年表の「1121-02、-021 ビール」を「ビール類」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1121-03	1121-031	ウイスキー類

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1024「蒸留酒・混成酒製造業」のうちウイスキー、ブランデーの生産活動を範囲とする。

(17年表からの変更点)

平成17年表の「1121-03、-031 ウイスキー類」を「ウイスキー類」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1121-09	1121-099	その他の酒類

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1021「果実酒製造業」及び1024「蒸留酒・混成酒製造業」のうちウイスキー、ブランデー、味りんを除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 果実酒類、合成清酒、しょうちゅう、スピリッツ、リキュール、その他の醸造酒、雑酒、添加用アルコール

列コード	行コード	部門名称
1129-01	1129-011	茶・コーヒー

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類103「茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 緑茶、紅茶、ウーロン茶、コーヒー

(注 意 点) 緑茶飲料、紅茶飲料、ウーロン茶飲料、コーヒー飲料、麦茶飲料は「1129-02、-021 清涼飲料」に、麦茶は「1119-09、-099 その他の食料品」に、ココアは「1115-03、-031 菓子類」に、それぞれ含める。

列コード	行コード	部門名称
1129-02	1129-021	清涼飲料

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類101「清涼飲料製造業」の生産活動及び細分類0999「他に分類されない食料品製造業」のうち豆乳の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 炭酸飲料、果実飲料、緑茶飲料、紅茶飲料、ウーロン茶飲料、コーヒー飲料、麦茶飲料、豆乳、ミネラルウォーター、スポーツドリンク

(注 意 点) 発酵乳及び乳酸菌飲料は列部門「1112-03酪農品」及び行部門「1112-032 乳製品」に、野菜ジュース、濃縮果汁及び天然果汁は「1116-01、-011 農産びん・かん詰」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1129-03	1129-031	製氷

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類104「製氷業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 販売用氷

列コード	行コード	部門名称
1131-01	1131-011	飼料

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1061「配合飼料製造業」及び1062「単体飼料製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(屑肉、副産蛹、くず繭)は、本部門を競合部門とする。

(品目例示) 家畜・家きん用飼料、養魚用飼料、ペットフード、魚かす

列コード	行コード	部門名称
1131-02	1131-021	有機質肥料(別掲を除く。)

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1063「有機質肥料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 動物性有機質肥料(魚かす粉末、肉骨粉、加工家きんふん肥料等)、植物性有機質肥料(なたね油かす、米ぬか油かす、わたみ油かす等)、その他(たい肥)

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「1131-02、-021 有機質肥料(除別掲)」を「有機質肥料(別掲を除く。)」に名称変更。

(注 意 点) 別掲とは、列部門「0121-01 酪農」及び行部門「0121-019 その他の酪農生産物」、「0121-02、-021 肉用牛」、「0121-03、-031 豚」、「0121-04、-041 鶏卵」、「0121-05、-051 肉鶏」、列部門「0121-09 その他の畜産」及び行部門「0121-099 他に分類されない畜産」に含まれるきゅう肥、鶏ふんである。

列コード	行コード	部門名称
1141-01	1141-011	たばこ

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類105「たばこ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 紙巻たばこ、葉巻たばこ、きざみたばこ、パイプたばこ

15 繊維製品

列コード	行コード	部門名称
1511-01	1511-011	紡績糸

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類111「製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業」のうち細分類1112「化学繊維製造業」、1113「炭素繊維製造業」を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 製糸：生糸、副蚕糸
綿糸：純綿糸、混紡綿糸
化学繊維紡績糸：ビスコース・スフ糸、キュプラ・スフ糸、アセテート紡績糸、ビニロン紡績糸、ナイロン紡績糸、アクリル紡績糸、ポリエステル紡績糸、ポリプロピレン紡績糸
毛糸：そ毛糸、紡績糸
その他の紡績糸：絹紡糸、さく紡糸、絹紡ちゅう糸、麻紡績糸、和紡糸、ねん糸、かさ高加工糸

列コード	行コード	部門名称
1512-01	1512-011	綿・スフ織物（合繊短繊維織物を含む。）

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1121「綿・スフ織物業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 綿織物、ビスコース・スフ織物、化学繊維紡績糸織物、綿・スフ・合成繊維毛布地

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「1512-01、-011 綿・スフ織物（合繊短繊維織物）」を「綿・スフ織物（合繊短繊維織物を含む。）」に名称変更。

(注 意 点) ① 幅13.0cm未満の織物については、使用される糸の種類にかかわらず、「1512-09、-099 その他の織物」のうち細幅織物に含める。
② 国内生産額には、製造業以外からの委託も含める。

列コード	行コード	部門名称
1512-02	1512-021	絹・人絹織物（合繊長繊維織物を含む。）

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1122「絹・人絹織物業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 絹織物、絹紡織物、人絹織物、合成繊維長繊維織物、化学繊維タイヤコード

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「1512-02、-021 絹・人絹織物（合繊長繊維織物）」を「絹・人絹織物（合繊長繊維織物を含む。）」に名称変更。

(注 意 点) ① 幅13.0cm未満の織物については、使用される糸の種類にかかわらず、「1512-09、-099 その他の織物」のうち細幅織物に含める。
② 国内生産額には、製造業以外からの委託も含める。

列コード	行コード	部門名称
1512-09	1512-099	その他の織物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1123「毛織物業」、1124「麻織物業」、1125「細幅織物業」及び1129「その他の織物業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 毛織物：そ毛洋服地、その他のそ毛織物、紡毛洋服地、その他の紡毛織物、その他の毛織物

麻織物：繊維ホース、麻風合成繊維織物
その他の織物：モケット

(平成17年表からの変更点)

日本標準産業分類の改定により、平成17年表において「1519-09、-099 その他の繊維工業製品」に含まれていた細幅織物を本部門に統合し、「1512-03、-031 毛織物・麻織物・その他の織物」を「1512-09、-099 その他の織物」にコード及び名称変更。

(注 意 点) ① 幅13.0cm未満の織物については、使用される糸の種類にかかわらず、本部門の細幅織物に含める。
② 国内生産額には、製造業以外からの委託も含める。

列コード	行コード	部門名称
1513-01	1513-011	ニット生地

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類113「ニット生地製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 丸編ニット生地、たて編ニット生地、横編ニット生地

列コード	行コード	部門名称
1514-01	1514-011	染色整理

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類114「染色整理業」の活動を範囲とする。

(注 意 点) 国内生産額は、「販売分(原材料購入分)」及び「賃加工分(原材料支給分)」に分けられる。しかし、染色整理は、原反等を購入しない染色活動の部分のみと定義している。このため、「販売分(原材料購入分)」については、販売額から原材料の購入分を差し引いて推計。

列コード	行コード	部門名称
1519-09		その他の繊維工業製品
	1519-091	網・網
	1519-099	他に分類されない繊維工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類115「網・レース・繊維粗製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 網・網：ロープ、コード、トワイン、漁網、漁網以外の網地
他に分類されない繊維工業製品：レース生地、組ひも、その他の繊維雑品(リリヤン、モール、ふさ等)、洗上羊毛、トップ、ふとん綿、製綿、プレスフェルト、不織布(乾式)、上塗り・防水織物

(平成17年表からの変更点)

- ① 平成17年表の列部門「1519-01 網・網」と「1519-09 その他の繊維工業製品」を統合し、「1519-09 その他の繊維工業製品」とする。また、平成17年表の行部門「1519-011 網・網」、「1519-099 その他の繊維工業製品」をそれぞれ

- れ「1519-091 網・網」、「1519-099 他に分類されない繊維工業製品」とする。
② 日本標準産業分類の改定により、平成17年表において「1519-09、-099 その他の繊維工業製品」に含まれていた細幅織物を「1512-09、-099 その他の織物」に統合。

列コード	行コード	部門名称
1521-01	1521-011	織物製衣服

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1161「織物製成人男子・少年服製造業(不織布製及びレース製を含む)」、1162「織物製成人女子・少女服製造業(不織布製及びレース製を含む)」、1163「織物製乳幼児服製造業(不織布製及びレース製を含む)」、1164「織物製シャツ製造業(不織布製及びレース製を含む、下着を除く)」、1165「織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・校服製造業(不織布製及びレース製を含む)」、1171「織物製下着製造業」、1173「織物製・ニット製寝着類製造業」のうち織物製のもの及び1181「和装製品製造業(足袋を含む)」の生産活動を範囲とする。また、洋服製造小売業のうち製造に係る活動を含む。

(品目例示) 男子・少年用服、婦人・少女用服、乳幼児用服、作業用衣服、スポーツ用衣服、校服、ワイシャツ、織物製下着・寝着類、既製和服・帯、ショール、足袋類等の和装製品

(平成17年表からの変更点)

日本標準産業分類の改定により、平成17年表において「1522-09、-099 その他の衣服・身の回り品」に含まれていた足袋類を本部門に統合。

(注 意 点) 国内生産額には、製造業以外からの委託も含める。

列コード	行コード	部門名称
1521-02	1521-021	ニット製衣服

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1166「ニット製外衣製造業(アウターシャツ類、セ

ーター類などを除く)、1167「ニット製アウターシャツ類製造業」、1168「セーター類製造業」、1169「その他の外衣・シャツ製造業」、1172「ニット製下着製造業」、1173「織物製・ニット製寝着類製造業」のうちニット製のもの及び1174「補整着製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ニット製男子・少年用服、ニット製婦人・少女用服、ニット製スポーツ用服、ニット製海水着、ニット製乳幼児用服、ニット製下着、ニット寝着類、補整着

(注 意 点) 国内生産額には、製造業以外からの委託も含める。

列コード	行コード	部門名称
1522-09	1522-099	その他の衣服・身の回り品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1182「ネクタイ製造業」、1183「スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業」、1184「靴下製造業」、1185「手袋製造業」、1186「帽子製造業(帽体を含む)」及び1189「他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 帽子、毛皮製衣服・身の回り品、ネクタイ、スカーフ、ネックチーフ、ハンカチーフ、なめし革製衣服、繊維製履物

(平成17年表からの変更点)

日本標準産業分類の改定により、平成17年表において本部門に含まれていた足袋類を「1521-01、-011 織物製衣服」に統合。

列コード	行コード	部門名称
1529-01	1529-011	寝具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1191「寝具製造業」及び1192「毛布製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ふとん、羽毛ふとん、寝具用カバー、シーツ、タオルケット、まくら、クッション、毛布

列コード	行コード	部門名称
1529-02	1529-021	じゅうたん・床敷物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1193「じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) じゅうたん、だん通、タフテッドカーペット、しゅろマット、床マット等の繊維製床敷物

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「1519-02、-021」を「1529-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1529-09		その他の繊維既製品
	1529-091	繊維製衛生材料
	1529-099	他に分類されない繊維既製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1194「帆布製品製造業」、1195「繊維製袋製造業」、1196「刺しゅう業」、1197「タオル製造業」、1198「繊維製衛生材料製造業」及び1199「他に分類されない繊維製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 繊維製衛生材料：医療用ガーゼ、包帯、脱脂綿、ばんそうこう、綿棒

他に分類されない繊維既製品：帆布製品(シート、テント、日よけ等)、繊維製袋(麻袋、綿袋、合成繊維袋等)、刺しゅう製品、タオル、カーテン、テーブルクロス

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の列部門「1519-03 繊維製衛生材料」と「1529-09 その他の繊維既製品」を統合し、「1529-09 その他の繊維既製品」とする。また、平成17年表の行部門「1519-031 繊維製衛生材料」、「1529-099 その他の繊維既製品」をそれぞれ「1529-091 繊維製衛生材料」、「1529-099 他に分類されない繊維既製品」とする。

16 パルプ・紙・木製品

列コード	行コード	部門名称
1611-01	1611-011	製材

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1211「一般製材業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(木くず)は、本部門を競合部門とする。

(品目例示) 板材、ひき割、ひき角、残材

列コード	行コード	部門名称
1611-02	1611-021	合板・集成材

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1212「単板(ベニヤ)製造業」、1213「床板製造業」、1222「合板製造業」及び1223「集成材製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 単板、床板、普通合板、特殊合板、集成材

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「1611-02、-021 合板」を「合板・集成材」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1611-03	1611-031	木材チップ

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1214「木材チップ製造業」の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
1619-09		その他の木製品
	1619-091	建設用木製品
	1619-099	他に分類されない木製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1219「その他の特殊製材業」、1221「造作材製造業(建具を除く)」、1224「建築用木製組立材料製造業」、1225「パーティクルボード製造業」、1226「繊維板製造業」、1227「銘木製造業」、小分類123「木製容器製造業(竹、とうを含む)」及び129「その他の木製品製造業(竹、とうを含む)」の

生産活動を範囲とする。

(品目例示) 建設用木製品：造作材、建築用木製組立材料、パーティクルボード、繊維板、銘板、銘木、床柱

他に分類されない木製品：経木、木毛、たる・おけ材、竹・とう・きりゅう等容器、折箱、木箱、取枠・巻枠、和たる、洋たる、おけ類、薬品処理木材、靴型、はし、その他の木・竹・とう・きりゅう等の製品、コルク製品

(平成17年表からの変更点)

① 日本標準産業分類の改定により、平成17年表において「1829-09、-099 その他のパルプ・紙・紙加工品」に含まれていた繊維板は本部門に統合。

② 平成17年表の「1619-099 その他の木製品(除別掲)」を「他に分類されない木製品」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
1621-01	1621-011	木製家具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1311「木製家具製造業(漆塗りを除く)」の生産活動を範囲とする。また、製造小売業のうち製造に係る活動を含む。

(品目例示) 机、テーブル、いす、流し台、調理台、ガス台、たんす、棚、戸棚、音響機器用キャビネット、ベッド等の木製家具

(平成17年表からの変更点)

日本標準産業分類との整合性を踏まえ、平成17年表において本部門に含まれていた装備品や一部の木製以外の家具(土石製家具、プラスチック製家具、ガラス製家具、陶磁器製家具等)を「1621-09、-099 その他の家具・装備品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1621-02	1621-021	金属製家具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1312「金属製家具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 机、いす、テーブル、ベッド、流し台、調理台、ガス台、棚、戸棚等の金属製家具

(平成17年表からの変更点)

日本標準産業分類との整合性を踏まえ、平成17年表において本部門に含まれていた装備品を「1621-09、-099 その他の家具・装備品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1621-03	1621-031	木製建具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類133「建具製造業」の生産活動を範囲とする。また、製造小売業のうち製造に係る活動を含む。

(品目例示) 雨戸、格子、障子、ふすま

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「1711-02、-021」を「1621-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1621-09	1621-099	その他の家具・装備品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1313「マットレス・組スプリング製造業」、小分類132「宗教用具製造業」及び139「その他の家具・装備品製造業」の生産活動を範囲とする。また、製造小売業のうち製造に係る活動を含む。

(品目例示) ベッド用マットレス、組スプリング、宗教用具、日本びょうぶ、衣こう、すだれ、鏡縁、額縁、ついたて、陳列台、アコーデオンカーテン等の事務所用・店舗用装備品、ブラインド等の窓用・扉用日よけ

(平成17年表からの変更点)

日本標準産業分類との整合性を踏まえ、平成17年表において「1711-01、-011 木製家具・装備品」及び「1711-03、-031 金属製家具・装備品」に含まれていた日本標準産業分類の細分類1313「マットレス・組スプリング製造業」、小分類132「宗教用具製造業」及び139「その他の家具・装備品製造業」を範囲とし、本部門を新設。

列コード	行コード	部門名称
1631-01	1631-011	パルプ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類141「パルプ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 溶解パルプ、製紙パルプ

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「1811-01、-011」を「1631-01、-011」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表の行部門「1811-012P 古紙」を、他の屑仮設部門と表現を合わせるため本部門から分割し、行部門は「1811-011 パルプ」のみに変更。

列コード	行コード	部門名称
	1631-021P	古紙

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 本部門は、製造業及び小売業の生産活動及び最終需要部門で発生する古紙の競合部門である。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「1811-021P」を「1631-021P」に変更。

(注 意 点) ① 本部門については、古紙を主生産物とする部門(競合部門)が無い場合、行部門のみを仮設部門として設けている。

② 平成17年表において、他の屑仮設部門と表現を合わせるため、平成12年表の「1811-01 パルプ」から行部門「1811-012P 古紙」を分割し、単独の屑仮設部門とするとともに、コードを「1811-021P」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1632-01	1632-011	洋紙・和紙

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1421「洋紙製造業」、1423「機械すき和紙製造業」、1424「手すき和紙製造業」及び独立行政法人国立印刷局が行う紙幣用和紙の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 新聞巻取紙、印刷・情報用紙、包装用紙、衛生用紙、雑種紙、手すき和紙、紙幣用和紙

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「1812-01、-011」を「1632-01、-011」に変更。

(注 意 点) 本部門に含める衛生用紙とは、原紙のことであり、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の製品は「1649-01、-011 紙製衛生材料・用品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
1632-02	1632-021	板紙

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1422「板紙製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 段ボール原紙、白板紙、色板紙、建材原紙、その他の板紙

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「1812-02、-021」を「1632-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1633-01	1633-011	段ボール

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1432「段ボール製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 段ボール(シート)

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「1813-01、-011」を「1633-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1633-02	1633-021	塗工紙・建設用加工紙

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1431「塗工紙製造業(印刷用紙を除く)」及び1433「壁紙・ふすま紙製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 絶縁紙、絶縁テープ、アスファルト塗工紙、その他の塗工紙・加工紙、壁紙、ふすま紙、ブックバイディングクロス

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「1813-02、-021」を「1633-02、-021」に変更。

(注 意 点)

平成17年表において、日本標準産業分類の改定により、平成12年表で「1829-09、-099 その他のパルプ・紙・紙加工品」に含まれていたブックバイディングクロスを本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
1641-01	1641-011	段ボール箱

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1453「段ボール箱製造業」の生産活動を範囲とする。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「1821-01、-011」を「1641-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
1641-09	1641-099	その他の紙製容器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1451「重包装紙袋製造業」、1452「角底紙袋製造業」及び1454「紙器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示)

セメント袋、米麦袋等の重包装紙袋、ショッピングバッグ、手提紙袋等の角底紙袋、折たたみ箱、機械箱、張り合わせ箱等の紙箱、紙筒、紙コップ、紙皿等のその他の紙器

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「1821-09、-099」を「1641-09、-099」に変更。

(注 意 点)

平成17年表において、日本標準産業分類の改定により、平成12年表で本部門に含まれていたソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製品を「1829-09、-099 その他のパルプ・紙・紙加工品」に統合。

列コード	行コード	部門名称
1649-01	1649-011	紙製衛生材料・用品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類149「その他のパルプ・紙・紙加工品製造業」のうち紙製衛生材料及び紙製衛生用品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 衛生用紙綿、衛生用綿状パルプ等の紙製衛生材料、紙タオル、紙ナプキン、紙おむつ、生理用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の紙製衛生用品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「1829-01、-011」を「1649-01、-011」に変更

列コード	行コード	部門名称
1649-09	1649-099	その他のパルプ・紙・紙加工品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類144「紙製品製造業」、149「その他のパルプ・紙・紙加工品製造業」のうち紙製衛生材料、紙製衛生用品を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 事務用紙製品、学用紙製品、日用紙製品、セロファン、紙管、紙ひも、紙テープ、ソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製品

(平成17年表からの変更点)

- ① 日本標準産業分類の改定により、平成17年表において本部門に含まれていた繊維板を列部門「1619-09 その他の木製品」及び行部門「1619-091 建設用木製品」に統合。
- ② 平成17年表のコード「1829-09、-099」を「1649-09、-099」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、日本標準産業分類の改定により、平成12年表で本部門に含まれていたブックバイディングクロスを「1813-02、-021 塗工紙・建設用加工紙」に統合し、「1821-09、-099 その他の紙製容器」に含まれていたソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製品を本部門に統合。

20 化学製品

列コード	行コード	部門名称
2011-01	2011-011	化学肥料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1611「窒素質・りん酸質肥料製造業」のうち硝酸、硝酸ナトリウム及び亜硝酸ナトリウムを除いたもの、1612「複合肥料製造業」、1619「その他の化学肥料製造業」及び1621「ソーダ工業」のうち塩化アンモニウムの生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物（硫安、塩安、けい酸石灰等）は、本部門を競合部門とする。

(品目例示) 窒素質・りん酸質肥料：アンモニア、アンモニア水、尿素、硝酸アンモニウム、石灰窒素、過りん酸石灰、熔成りん肥、重過りん酸石灰、重焼りん

複合肥料：りん酸アンモニウム（肥料用）、高度化成肥料、普通化成肥料、配合肥料

列コード	行コード	部門名称
2021-01	2021-011	ソーダ工業製品
	2021-012	ソーダ灰
	2021-013	か性ソーダ
	2021-019	液体塩素
	2021-019	その他のソーダ工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1621「ソーダ工業」のうち塩化アンモニウムを除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) その他のソーダ工業製品：塩素ガス、塩酸ガス、塩酸高度さらし粉、さらし液、塩素酸ナトリウム

列コード	行コード	部門名称
2029-01	2029-011	無機顔料
	2029-012	酸化チタン
	2029-012	カーボンブラック
	2029-019	その他の無機顔料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1622「無機

顔料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) その他の無機顔料：亜鉛華、酸化第二鉄、黄鉛、鉛丹、リサージ、カドミウム顔料、銀朱

列コード	行コード	部門名称
2029-02	2029-021	圧縮ガス・液化ガス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1623「圧縮ガス・液化ガス製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 酸素ガス、窒素、アルゴン、水素、溶解アセチレン、炭酸ガス

列コード	行コード	部門名称
2029-03		塩
	2029-031	原塩
	2029-032	塩

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1624「塩製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 塩、食卓塩、かん水、にがり

(注 意 点) 岩塩は、列部門「0639-09 その他の鉱物」及び行部門「0639-099 他に分類されない鉱物」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2029-09	2029-099	その他の無機化学工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1611「窒素質・りん酸質肥料製造業」のうち硝酸、硝酸ナトリウム、亜硝酸ナトリウム、並びに1629「その他の無機化学工業製品製造業」のうち触媒を除いたものの生産活動を範囲とする。

(品目例示) 亜硫酸塩、硫化物、ふっ化物、りん化合物、カリウム塩、バリウム塩、活性炭

列コード	行コード	部門名称
2031-01		石油化学基礎製品
	2031-011	エチレン
	2031-012	プロピレン
	2031-019	その他の石油化学基礎製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1631「石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）」のうちナフサを分解して得られる石油化学の第一次製品であるエチレン、プロピレン、ブタン、ブチレン、ブタジエン、ノルマルパラフィン、分解ガソリン、オフガスの生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
2031-02		石油化学系芳香族製品
	2031-021	純ベンゼン
	2031-022	純トルエン
	2031-023	キシレン
	2031-029	その他の石油化学系芳香族製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1631「石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）」のうち改質生成油及び分解ガソリンからつくられる純ベンゼン、純トルエン、キシレン（o-キシレン（精製のもの）、m-キシレン（精製のもの）、p-キシレン（精製のもの）を含む）、芳香族剤の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
2041-01		脂肪族中間物
	2041-011	合成アルコール類
	2041-012	酢酸
	2041-013	二塩化エチレン
	2041-014	アクリロニトリル
	2041-015	エチレングリコール
	2041-016	酢酸ビニルモノマー
	2041-019	その他の脂肪族中間物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1632「脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む）」

の生産活動を範囲とし、その生産物は、エチレン、プロピレン、ブチレン等のオレフィンからの誘導品とする。

(品目例示) 合成アルコール類：エチルアルコール、合成高級アルコール（C9以上のもの）、イソプロピルアルコール、合成オクタノール、合成ブタノール

その他の脂肪族中間物：酸化エチレン、塩化ビニル（モノマー）

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2032-01、-011～-016、-019」を「2041-01、-011～-016、-019」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2041-02		環式中間物
	2041-021	スチレンモノマー
	2041-022	合成石炭酸
	2041-023	テレフタル酸（高純度）
	2041-024	カプロラクタム
2041-029	その他の環式中間物	

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1634「環式中間物・合成染料・有機顔料製造業」のうち環式中間物の生産活動を範囲とし、その生産物は、ベンゼン、トルエン、キシレンからの誘導品である。

(品目例示) その他の環式中間物：無水フタル酸、トルイレンジイソシアネート、ジフェニルメタンジイソシアネート、シクロヘキササン、アニリン、ニトロベンゼン・クロルベンゼン

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2032-02、-021～-024、-029」を「2041-02、-021～-024、-029」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2041-03	2041-031	合成染料・有機顔料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1634「環式中間物・合成染料・有機顔料製造業」のうち合成染料及び有機顔料の生産活動を範囲とする。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表において「2039-09、-091 その他の有機化学工業製品」に含まれていたアゾ顔料を本部門に統合し、平成17年表の「2039-04、-041 合成染料」を「2041-03、-031 合成染料・有機顔料」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2042-01	2042-011	合成ゴム

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1636「合成ゴム製造業」の生産活動を範囲とする。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2033-01、-011」を「2042-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2049-01	2049-011	メタン誘導品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1639「その他の有機化学工業製品製造業」のうちメタン誘導品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 精製メタノール、ホルマリン、塩化メチル、フロンガス

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2039-01、-011」を「2049-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2049-02	2049-021	可塑剤

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1639「その他の有機化学工業製品製造業」のうち可塑剤の生産活動を範囲とする。

(品目例示) フタル酸系可塑剤、脂肪酸系可塑剤、りん酸系可塑剤、アジピン系可塑剤、ポリエステル系可塑剤、エポキシ系可塑剤

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2039-03、-031」を「2049-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2049-09	2049-099	その他の有機化学工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1633「発酵工業」、1639「その他の有機化学工業製品製造業」のうち可塑剤とメタン誘導品を除く生産活動及び、日本アルコール産業株式会社の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 純ベンゼン(非石油系)、クレオソート油、ピッチ、ナフタリン、エチルアルコール、ゴム加硫促進剤、ゴム老化防止剤、高級アルコール(油脂製品)

(平成17年表からの変更点)

平成17年表において本部門に含まれていたアゾ顔料を「2041-03、-031 合成染料・有機顔料」に統合。

列コード	行コード	部門名称
2051-01	2051-011	熱硬化性樹脂

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1635「プラスチック製造業」のうちフェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、アルキド樹脂、エポキシ樹脂、けい素樹脂の生産活動を範囲とする。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2041-01、-011」を「2051-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2051-02		熱可塑性樹脂
	2051-021	ポリエチレン(低密度)
	2051-022	ポリエチレン(高密度)
	2051-023	ポリスチレン
	2051-024	ポリプロピレン
	2051-025	塩化ビニル樹脂

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1635「プラスチック製造業」のうちポリエチレン、ポリスチレン、ポリプロピレン、塩化ビニル樹脂の生産活動を範囲とする。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2041-02、-021~-025」を「2051-02、-021~-025」に変更。

(注 意 点) EVA(エチレン・酢酸ビニルコポリマー)は、「2051-021 ポリエチレン(低密度)」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2051-03	2051-031	高機能性樹脂

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1635「プラスチック製造業」のうちポリアミド系樹脂、ポリカーボネート、ポリアセタール、ポリエチレンテレフタレート(繊維用を除く)、ポリブチレンテレフタレート、変成ポリフェニレンエーテルの生産活動を範囲とする。

(品目例示) ポリアミド系樹脂、ポリカーボネート、ポリアセタール、ポリエチレンテレフタレート(繊維用を除く)、ポリブチレンテレフタレート、変成ポリフェニレンエーテル

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2041-03、-031」を「2051-03、-031」に変更。

(注 意 点) ポリエチレンテレフタレート(繊維用)は「2051-09、-099 その他の合成樹脂」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2051-09	2051-099	その他の合成樹脂

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1635「プラスチック製造業」のうち石油系樹脂、メタクリル樹脂、ポリビニルアルコール、塩化ビニリデン樹脂、ふっ素樹脂、アセチルセルロース、ポリエチレンテレフタレート(繊維用)など他に分類されない合成樹脂の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 石油系樹脂(ポリブテン、石油樹脂)、メタクリル樹脂(成形材料、板状等材料)、ポリビニルアルコール、塩化ビニリデン、ふっ素樹脂、ポリエチレンテレフタレート(繊維用)

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2041-09、-099」を「2051-09、-099」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2061-01	2061-011	レーヨン・アセテート

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1112「化学繊維製造業」のうちレーヨン・アセテートの生産活動を範囲とする。

(品目例示) ビスコース長繊維糸・短繊維、キュプラ長繊維糸・短繊維、アセテート長繊維糸・短繊維

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2051-01、-011」を「2061-01、-011」に変更

列コード	行コード	部門名称
2061-02	2061-021	合成繊維

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1112「化学繊維製造業」のうち合成繊維の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ナイロン長繊維糸・短繊維、ポリエステル長繊維糸・短繊維、アクリル長繊維糸・短繊維、ビニロン長繊維糸・短繊維、ポリプロピレン長繊維糸・短繊維

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2051-02、-021」を「2061-01、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2071-01	2071-011	医薬品

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類165「医薬品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 医薬品製品(循環器官用薬、抗生物質製剤等)、医薬部外品(清涼剤、てんか粉剤、腋臭防止剤、防虫剤、殺そ剤、外用消毒剤、軟膏剤、ビタミン剤、カルシウム剤)、動物用医薬品・医薬部外品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2061-01、-011」を

「2071-01、-011」に変更。

(注 意 点) 化粧品・歯磨は「2081-02、-021 化粧品・歯磨」に、農薬は「2084-01、-011 農薬」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2081-01		油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤
	2081-011	油脂加工製品
	2081-012	石けん・合成洗剤
	2081-013	界面活性剤

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1641「脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業」のうち硬化油(食用)を除く生産活動、1642「石けん・合成洗剤製造業」及び1643「界面活性剤製造業(石けん、合成洗剤を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 油脂加工製品: 硬化油(工業用)、脂肪酸、グリセリン

界面活性剤: 陰イオン・陽イオン・両性イオン・非イオン界面活性剤、柔軟仕上げ剤

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の列部門「2039-02 油脂加工製品」と「2071-01 石けん・合成洗剤・界面活性剤」を統合し、「2081-01 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤」とする。また、平成17年表の行部門「2039-021 油脂加工製品」、「2071-011 石けん・合成洗剤」、「2071-012 界面活性剤」をそれぞれ「2081-011 油脂加工製品」、「2081-012 石けん・合成洗剤」、「2081-013 界面活性剤」とする。

列コード	行コード	部門名称
2081-02	2081-021	化粧品・歯磨

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類166「化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 香水、オーデコロン、頭髮用化粧品(シャンプー、ヘヤーリンス、養毛剤、整髪料等)、皮膚用化粧品(クリーム、乳

液、化粧水、パック等)、仕上用化粧品
(ファンデーション、おしろい、口紅、
ほほ紅、アイメイクアップ等)、特殊用途
化粧品(日やけ止め・ひげそり用化粧品
等)、歯磨

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2071-02、-021」
を「2081-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2082-01	2082-011	塗料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1644「塗料
製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 油性塗料、ラッカー、電気絶縁塗料、
合成樹脂塗料、シンナー類

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2072-01、-011」
を「2082-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2082-02	2082-021	印刷インキ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1645「印刷
インキ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 一般インキ、新聞インキ、補助剤、印
刷用ワニス

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2072-02、-021」
を「2082-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2083-01	2083-011	写真感光材料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1695「写真
感光材料製造業」の生産活動を範囲とす
る。

(品目例示) フィルム、印画紙、感光紙、写真用化
学薬品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2073-01、-011」
を「2083-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2084-01	2084-011	農薬

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1692「農薬
製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 殺虫剤、殺菌剤、除草剤、殺そ(鼠)
剤、植物成長調整剤、補助剤

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2074-01、-011」
を「2084-01、-011」に変更。

(注 意 点) 殺虫、殺そ(鼠)剤(農薬を除く。)及
び殺菌・消毒剤(農薬を除く。)の活動は、
「2071-01、-011 医薬品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2089-01	2089-011	ゼラチン・接着剤

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1694「ゼラ
チン・接着剤製造業」の生産活動を範囲
とする。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2079-01、-011」
を「2089-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2089-09		その他の化学最終製品
	2089-091	触媒
	2089-099	他に分類されない化学最終 製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1629「その
他の無機化学工業製品製造業」のうち触
媒、1646「洗浄剤・磨用剤製造業」、1647
「ろうそく製造業」、1691「火薬類製造
業」、1693「香料製造業」、1696「天然樹
脂製品・木材化学製品製造業」、1697「試
薬製造業」及び1699「他に分類されない
化学工業製品製造業」の生産活動を範囲
とする。

(品目例示) 無煙火薬(除武器用)、電気雷管、クレ
ンザー、ワックス、靴クリーム、ろうそ
く、天然香料、合成香料、調合香料、デ
キストリン(含可溶性でんぷん)、修正液

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2079-09、-091」を「2089-09、-091」に変更し、「2079-099 その他の化学最終製品（除別掲）」を「2089-099 他に分類されない化学最終製品」にコード及び名称変更。

21 石油・石炭製品

列コード	行コード	部門名称
2111-01		石油製品
	2111-011	ガソリン
	2111-012	ジェット燃料油
	2111-013	灯油
	2111-014	軽油
	2111-015	A重油
	2111-016	B重油・C重油
	2111-017	ナフサ
	2111-018	液化石油ガス
	2111-019	その他の石油製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類171「石油精製業」、172「潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）」及び細分類1799「その他の石油製品・石炭製品製造業」のうち練炭・豆炭を除く生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生するプラスチック層の一部は、「2111-017 ナフサ」を競合部門とする。また、「2031-01 石油化学基礎製品」で副産物として発生する液化石油ガスは、「2111-018 液化石油ガス」を競合部門とする。

(品目例示) その他の石油製品：グリース、潤滑油、パラフィン、アスファルト、精製・混合用原料油、石油ガス、オイルコークス

列コード	行コード	部門名称
2121-01		石炭製品
	2121-011	コークス
	2121-019	その他の石炭製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類173「コークス製造業」及び細分類1799「その他の石油製品・石炭製品製造業」のうち練炭・豆炭の生産活動を範囲とする。また、石炭ガスを冷却する過程で得られるコールタール及びコールタールと石炭ガスから直接抽出される粗ベンゾールが含まれる。

なお、他部門で発生するプラスチック層の一部は、「2121-011 コークス」及び「2121-019 その他の石炭製品」を競合部

門とする。また、他部門で副産物として発生する高炉ガス、転炉ガス、電気炉ガスは、「2121-019 その他の石炭製品」を競合部門とする。

(品目例示) その他の石炭製品：練炭、豆炭、粗ベンゾール、コールタール、コークス炉ガス

列コード	行コード	部門名称
2121-02	2121-021	舗装材料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類174「舗装材料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アスファルト舗装混合材、タール舗装混合材

22 プラスチック・ゴム

列コード	行コード	部門名称
2211-01		プラスチック製品
	2211-011	プラスチックフィルム・シート
	2211-012	プラスチック板・管・棒
	2211-013	プラスチック発泡製品
	2211-014	工業用プラスチック製品
	2211-015	強化プラスチック製品
	2211-016	プラスチック製容器
	2211-017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品
	2211-019	その他のプラスチック製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の181「プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業」、182「プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業」、183「工業用プラスチック製品製造業」、184「発泡・強化プラスチック製品製造業」、185「プラスチック成形材料製造業（廃プラスチックを含む）」、189「その他のプラスチック製品製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生するプラスチック層の一部は、「2211-019 その他のプラスチック製品」を競合部門とする。

(品目例示) プラスチックフィルム・シート：プラスチックフィルム、プラスチックシート、プラスチック床材、合成皮革、プラスチックフィルム・シート・床材加工品、合成皮革加工品

プラスチック板・管・棒：プラスチック製平板・波板・積層品・化粧板・棒、プラスチック硬質管、プラスチックホース、プラスチック継手、雨どい、その他のプラスチック異形押出製品、プラスチック板・管・棒・継手・異形押出製品の加工品

プラスチック発泡製品：ポリウレタンフォーム、ポリエチレンフォーム、塩化ビニルフォーム、ポリスチレンフォーム、ポリスチレンペーパー、板状発泡製品、発泡プラスチック製品の加工品

工業用プラスチック製品：輸送機械用プラスチック製品（バンパー、ダッシュボード、ホイールキャップ等）、電気機械

器具用プラスチック製品（TVキャビネット、掃除機ボデー、冷蔵庫内装品等）、その他の工業用プラスチック製品、工業用プラスチック製品の加工品

強化プラスチック製品：強化プラスチック製板・棒・管・継手、強化プラスチック製容器・浴槽・浄化槽、強化プラスチック製保安帽・がい子・橋脚・コンテナ等、強化プラスチック製品の加工品

プラスチック製容器：プラスチック製灯油缶、工業用薬品缶、洗剤・シャンプー用容器、ビールコンテナ、農林水産用コンテナ、ごみ箱

プラスチック製日用雑貨・食卓用品：プラスチック製のまな板、ボール、食器、盆等の台所・食卓用品、雑貨、浴室用品

その他のプラスチック製品：プラスチック成形材料、廃プラスチック製品（くい、棚、漁礁等）、結束テープ、プラスチック製の絶縁テープ、時計ガラス、止水板、人工芝、プラスチック製品の加工品（他に分類されないもの）

列コード	行コード	部門名称
2221-01	2221-011	タイヤ・チューブ

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類191「タイヤ・チューブ製造業」及び細分類1994「更生タイヤ製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） 自動車用タイヤ・チューブ、航空機用タイヤ・チューブ、自転車用タイヤ・チューブ、運搬車用タイヤ・チューブ、ソリッドタイヤ、更生タイヤ

（平成17年表からの変更点）

平成17年表のコード「2311-01、-011」を「2221-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2229-01	2229-011	ゴム製・プラスチック製履物

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類192「ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） ゴム製：地下足袋、ゴム底布靴、総ゴム靴、ゴム草履・スリッパ（スポンジ製のものを含む）、ゴム製の履物用品（ゴム底、ゴムかかと、草履底、甲など）

プラスチック製：プラスチック製靴（合成皮革製靴、プラスチック成形靴など）、プラスチック製サンダル・スリッパ・草履、プラスチック製運動靴、プラスチック製の履物附属品

（平成17年表からの変更点）

平成17年表の「2319-01、-011 ゴム製履物」と「2319-02、-021 プラスチック製履物」を統合し、「2229-01、-011 ゴム製・プラスチック製履物」とする。

列コード	行コード	部門名称
2229-09	2229-099	その他のゴム製品

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類193「ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業」、細分類1991「ゴム引布・同製品製造業」、1992「医療・衛生用ゴム製品製造業」、1993「ゴム練生地製造業」、1995「再生ゴム製造業」及び1999「他に分類されないゴム製品製造業」の生産活動を範囲とする。

（品目例示） コンベアゴムベルト、平ベルト、Vベルト（ファンベルトを含む）、ゴムホース、工業用ゴム製品（防振ゴム、ゴム製パッキン等）、ゴム引布、ゴム引布製品（エアーマットレス等）、医療・衛生用ゴム製品（乳首、水まくら、氷のう、手術用手袋、避妊用具等）、ゴム練生地、再生ゴム、その他のゴム製品（フォームラバー、ゴム手袋（医療用を除く）、消しゴム、ゴムバンド）

（平成17年表からの変更点）

平成17年表のコード「2319-09、-099」を「2229-09、-099」に変更。

25 窯業・土石製品

列コード	行コード	部門名称
2511-01		板ガラス・安全ガラス
	2511-011	板ガラス
	2511-012	安全ガラス・複層ガラス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2111「板ガラス製造業」及び2112「板ガラス加工業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 普通板ガラス、変り板ガラス、みがき板ガラス、合わせガラス、強化ガラス、複層ガラス、すりガラス、曲げガラス、鏡

列コード	行コード	部門名称
2511-02	2511-021	ガラス繊維・同製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2117「ガラス繊維・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ガラス短繊維フェルト、ガラス短繊維ボード、ガラス短繊維筒、ガラス長繊維ロービング、ガラス長繊維チョップドストランド、ガラス長繊維糸、ガラス長繊維布、ガラス長繊維マット、光ファイバ(素線)

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2512-01、-011」を「2511-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2511-09		その他のガラス製品
	2511-091	ガラス製加工素材
	2511-099	他に分類されないガラス製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2113「ガラス製加工素材製造業」、2114「ガラス容器製造業」、2115「理化学用・医療用ガラス器具製造業」、2116「卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業」及び2119「その他のガラス・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(ガラスびん)は本部門を競合部門とする。

(品目例示) ガラス製加工素材：光学ガラス素地(眼鏡用を含む)、電球類用ガラスバルブ、電子管用ガラスバルブ、ガラス管・棒・球(電気用を除く)、電子機器用基盤ガラス

他に分類されないガラス製品：ガラス容器(飲料用容器、食料用・調味料用容器、化粧品瓶、インキ瓶等)、理化学用・医療用ガラス器具(フラスコ、ビーカー、試験管、アンプル、薬瓶等)、卓上用ガラス器具、ガラス製台所用品・食卓用品、その他のガラス製品(魔法瓶用ガラス製中瓶、照明・信号用ガラス製品、ガラスブロック、ガラススタイル等)

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2519-09、-091」を「2511-09、-091」に変更し、「2519-099 その他のガラス製品(除別掲)」を「2511-099 他に分類されないガラス製品」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2521-01	2521-011	セメント

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2121「セメント製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、セメントクリンカは半製品扱いとする。

(品目例示) ポルトランドセメント、フライアッシュセメント、高炉セメント、白色ポルトランドセメント

列コード	行コード	部門名称
2521-02	2521-021	生コンクリート

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2122「生コンクリート製造業」の生産活動を範囲とする。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2522-01、-011」を「2521-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2521-03	2521-031	セメント製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2123「コンクリート製品製造業」及び2129「その他のセメント製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) コンクリート系パネル、遠心力鉄筋コンクリート管・柱・くい、普通コンクリート管、空洞コンクリートブロック、土木用コンクリートブロック、道路用コンクリート製品、プレストレストコンクリート製品、テラゾー製品、石綿セメント板、波形石綿スレート、その他のセメント製品(セメント瓦、厚形スレート、木材セメント製品、気泡コンクリート製品等)

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2523-01、-011」を「2521-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2531-01		陶磁器
	2531-011	建設用陶磁器
	2531-012	工業用陶磁器
	2531-013	日用陶磁器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類214「陶磁器・同関連製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 建設用陶磁器：衛生陶器(浴槽、洗面手洗器、便器等)、タイル(モザイクタイル、内装タイル)

工業用陶磁器：電気用陶磁器(がい子、がい管、電気用特殊陶磁器、ファインセラミックス製IC基板・パッケージ(焼結し放しのもの)等)、理化学・工業用陶磁器、理化学・工業用ファインセラミックス(焼結し放しのもの)

日用陶磁器：陶磁器製和・洋飲食器、陶磁器製台所・調理用品、陶磁器製置物、陶磁器絵付品、陶磁器用はい土

列コード	行コード	部門名称
2591-01	2591-011	耐火物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類215「耐火物製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 耐火れんが、不定形耐火物(耐火モルタル、キャストブル耐火物等)、人造耐火材(マグネシアクリンカー、合成ムライト等)、その他の耐火物(粘土質るつぽを含む)

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2599-01、-011」を「2591-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2591-09	2591-099	その他の建設用土石製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類213「建設用粘土製品製造業(陶磁器製を除く)」及び細分類2192「石こう(膏)製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 石膏ボード、化粧石膏ボード、ラスボード、シーリング石膏ボード、強化石膏ボード、石膏プラスタ、焼石こう、粘土瓦(いぶしかかわら、うわ葉かわら、塩焼かわら)、普通れんが、陶管

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2599-02、-021」を「2591-09、-099」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2599-01	2599-011	炭素・黒鉛製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類1113「炭素繊維製造業」、2161「炭素質電極製造業」及び2169「その他の炭素・黒鉛製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 電極(人造黒鉛電極、電解板、炭素電極、連続自焼式電極ペースト)、炭素繊維、炭素棒(ガウジング用、電池用等)、ブラシ(人造黒鉛質、金属黒鉛質等)、黒鉛るつぽ、特殊炭素製品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2599-03、-031」を「2599-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2599-02	2599-021	研磨材

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類217「研磨材・同製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 天然研磨材、人造研磨材、研削と石、研磨布紙

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2599-04、-041」を「2599-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2599-09	2599-099	その他の窯業・土石製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2182「再生骨材製造業」、2183「人工骨材製造業」、2184「石工品製造業」、2185「けいそう土・同製品製造業」、2186「鉱物・土石粉砕等処理業」、2191「ロックウール・同製品製造業」、2193「石灰製造業」、2194「鑄型製造業(中子を含む)」及び2199「他に分類されない窯業・土石製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ジョイント・シート、ブレイキライニング、ほうろう鉄器(台所・食卓用ほうろう鉄器、ほうろう製衛生用品等・食卓用ほうろう鉄器、ほうろう製衛生用品等)、石灰(生石灰、消石灰、軽質炭酸カルシウム等)、その他の土石製品(再生骨材、人工骨材、石工品、けいそう土・同製品、鉱物・土石粉砕・その他の処理品)、七宝製品、人造宝石、ロックウール・同製品、鑄型、その他の窯業・土石製品(うわ薬、雲母板等)

(平成17年表からの変更点)

日本標準産業分類の改定により新設された細分類2182「再生骨材製造業」を本部門に含める。

26 鉄鋼

列コード	行コード	部門名称
2611-01	2611-011	銑鉄

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類22「鉄鋼業」(小分類220「管理、補助的経済活動を行う事業所(22鉄鋼業)」を除く。)のうち、高炉銑及び高炉によらない銑鉄の生産活動を範囲とし、原鉄、純鉄、ベースメタルを範囲に含める。

(品目例示) 高炉銑、電気炉銑

列コード	行コード	部門名称
2611-02	2611-021	フェロアロイ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2213「フェロアロイ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) フェロニッケル、フェロクロム、フェロマンガン、フェロモリブデン、フェロバナジウム

列コード	行コード	部門名称
2611-03	2611-031	粗鋼(転炉)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類22「鉄鋼業」(小分類220「管理、補助的経済活動を行う事業所(22鉄鋼業)」を除く。)のうち、転炉による鋼塊の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 普通鋼粗鋼、特殊鋼粗鋼

列コード	行コード	部門名称
2611-04	2611-041	粗鋼(電気炉)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類22「鉄鋼業」(小分類220「管理、補助的経済活動を行う事業所(22鉄鋼業)」を除く。)のうち、電気炉による鋼塊の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 普通鋼粗鋼、特殊鋼粗鋼

列コード	行コード	部門名称
	2612-011P	鉄屑

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 本部門は、各部門の生産活動及び最終需要部門で発生する鉄屑の競合部門である。

(注 意 点) 本部門については、鉄屑を主生産物とする部門(競合部門)がないため、行部門のみを仮設部門として設けている。

列コード	行コード	部門名称
2621-01		熱間圧延鋼材
	2621-011	普通鋼形鋼
	2621-012	普通鋼鋼板
	2621-013	普通鋼鋼帯
	2621-014	普通鋼小棒
	2621-015	その他の普通鋼熱間圧延鋼材
	2621-016	特殊鋼熱間圧延鋼材

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類22「鉄鋼業」(小分類220「管理、補助的経済活動を行う事業所(22鉄鋼業)」を除く。)のうち、軌条、形鋼、棒鋼、線材、鋼板、管材、鋼帯、外輪、工具鋼、構造用鋼、特殊用途鋼、鋼半製品の生産活動を範囲とする。
なお、鋼半製品は中間製品扱いとする。

(品目例示) 普通鋼形鋼：鋼矢板、H形鋼、大形・中形・小形形鋼
普通鋼鋼板：厚板、中板、薄板
普通鋼鋼帯：冷延用鋼帯、その他用鋼帯
普通鋼小棒：小形鉄筋用丸棒・異形棒、その他の小形棒鋼
その他の普通鋼熱間圧延鋼材：軌条、大形・中形棒鋼、管材、バーインコイル、線材、外輪
特殊鋼熱間圧延鋼材：工具鋼、構造用鋼、ばね鋼、軸受鋼、ステンレス鋼、耐熱鋼、快削鋼、ピアノ線材、高抗張力鋼、高マンガン鋼、合わせ鋼材

列コード	行コード	部門名称
2622-01		鋼管
	2622-011	普通鋼鋼管
	2622-012	特殊鋼鋼管

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類22「鉄鋼業」(小分類220「管理、補助的経済活動を行う事業所(22鉄鋼業)」を除く。)のうち、熱間鋼管、冷間鋼管、めっき鋼管の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 普通鋼鋼管：普通鋼熱間鋼管(継目無鋼管、電縫鋼管、電弧溶接鋼管等)、普通鋼冷間鋼管、普通鋼めっき鋼管
特殊鋼鋼管：特殊鋼熱間鋼管(継目無鋼管、電縫鋼管、電弧溶接鋼管等)、特殊鋼冷間鋼管

列コード	行コード	部門名称
2623-01		冷間仕上鋼材
	2623-011	普通鋼冷間仕上鋼材
	2623-012	特殊鋼冷間仕上鋼材

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類22「鉄鋼業」(小分類220「管理、補助的経済活動を行う事業所(22鉄鋼業)」を除く。)のうち、冷間ロール成型形鋼、磨帯鋼、磨棒鋼、冷延鋼板、冷延広幅帯鋼、冷延電気鋼帯、鉄線、冷間圧造用炭素綱線、硬鋼線、溶接棒心線、PC鋼線、ピアノ線、ステンレス鋼線、その他の特殊鋼線の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 普通鋼冷間仕上鋼材：磨帯鋼、冷延広幅帯鋼、冷延鋼板、冷延電気鋼帯、磨棒鋼、鉄線、冷間圧造用炭素綱線、硬鋼線、溶接棒心線、簡易鋼矢板、軽量形鋼
特殊鋼冷間仕上鋼材：磨帯鋼、冷延広幅帯鋼、冷延鋼板、磨棒鋼、PC鋼線、ピアノ線、ステンレス鋼線、冷間圧造用炭素綱線、その他の特殊鋼線

列コード	行コード	部門名称
2623-02	2623-021	めっき鋼材

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類224「表面処理鋼材製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 亜鉛めっき鋼板、針金、亜鉛めっき硬鋼線、アルミめっき鋼板、ブリキ、ティンフリースチール

列コード	行コード	部門名称
2631-01		鋳鍛鋼
	2631-011	鍛鋼
	2631-012	鋳鋼

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2253「鋳鋼製造業」及び2255「鍛鋼製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鍛鋼：普通鋼・特殊鋼鍛鋼品（打放）
鋳鋼：普通鋼・特殊鋼鋳鋼品（鋳放）

列コード	行コード	部門名称
2631-02	2631-021	鋳鉄管

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2293「鋳鉄管製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 直管（普通・強じん鋳鉄）、異形管（普通・強じん鋳鉄）

列コード	行コード	部門名称
2631-03		鋳鉄品及び鍛工品（鉄）
	2631-031	鋳鉄品
	2631-032	鍛工品（鉄）

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2251「鋳鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）」、2252「可鍛鋳鉄製造業」及び2254「鍛工品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鋳鉄品：鋳鉄鋳物、球状黒鉛鋳鉄、合金鋳鉄、可鍛鋳鉄、精密鋳造品、可鍛鋳鉄製鉄管継手

鍛工品（鉄）：鍛工品（自動車用、産業機械器具用等）

列コード	行コード	部門名称
2699-01	2699-011	鉄鋼シャースリット業

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2291「鉄鋼シャースリット業」の生産活動を範囲とする。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2649-01、-011」を「2699-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2699-09	2699-099	その他の鉄鋼製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2299「他に分類されない鉄鋼業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鉄粉、純鉄圧延、ペレット

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2649-09、-099」を「2699-09、-099」に変更。

27 非鉄金属

列コード	行コード	部門名称
2711-01	2711-011	銅

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2311「銅第1次製錬・精製業」の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
2711-02	2711-021	鉛・亜鉛(再生を含む。)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2312「亜鉛第1次製錬・精製業」、2319「その他の非鉄金属第1次製錬・精製業」のうち鉛第1次製錬・精製業、2321「鉛第2次製錬・精製業(鉛合金製造業を含む。)」及び2329「その他の非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む。)」のうち亜鉛再生業、亜鉛合金製造業の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鉛、再生鉛、減摩合金、はんだ、亜鉛、再生亜鉛、亜鉛合金

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「2711-02、-021 鉛・亜鉛(含再生)」を「鉛・亜鉛(再生を含む。)」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2711-03	2711-031	アルミニウム(再生を含む。)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2319「その他の非鉄金属第1次製錬・精製業」のうちアルミニウム製錬・精製業、アルミナ精製業及び2322「アルミニウム第2次製錬・精製業(アルミニウム合金製造業を含む。)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アルミニウム地金、アルミナ、水酸化アルミ、アルミニウム再生地金、アルミニウム合金

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「2711-03、-031 アルミニウム(含再生)」を「アルミニウム(再生を含む。)」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2711-09	2711-099	その他の非鉄金属地金

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2319「その他の非鉄金属第1次製錬・精製業」のうちアルミニウム製錬・精製業、アルミナ製錬業、鉛第1次製錬・精製業を除く生産活動及び2329「その他の非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む。)」のうち亜鉛再生業、亜鉛合金製造業を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 金地金、銀地金、チタン、タングステン、すず、アンチモン、金再生地金、金合金、銀再生地金、銀合金、銅再生地金、銅合金

列コード	行コード	部門名称
	2712-011P	非鉄金属屑

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 本部門は、各部門の生産活動及び最終需要部門で発生する非鉄金属屑の競合部門である。

(注 意 点) 本部門については、非鉄金属屑を主生産物とする部門(競合部門)がないため、行部門のみを仮設部門として設けている。

列コード	行コード	部門名称
2721-01	2721-011	電線・ケーブル

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2341「電線・ケーブル製造業(光ファイバケーブルを除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 通信用電線・ケーブル、電力用電線・ケーブル

列コード	行コード	部門名称
2721-02	2721-021	光ファイバケーブル

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細部門2342「光ファイバケーブル製造業(通信複合ケーブルを含む)」の生産活動を範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
2729-01	2729-011	伸銅品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2331「伸銅品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 銅、黄銅、青銅等の伸銅品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2722-01、-011」を「2729-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2729-02	2729-021	アルミ圧延製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2332「アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アルミニウム板、アルミニウム円板、アルミニウム条、アルミニウム管、アルミニウム棒、アルミニウム形材、アルミニウム線、アルミニウムはく

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2722-02、-021」を「2729-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2729-03	2729-031	非鉄金属素形材

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類235「非鉄金属素形材製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 銅合金鋳物、軽合金鋳物、亜鉛・銅・アルミニウムダイカスト、精密鋳造品、鍛工品（アルミニウム）

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2722-03、-031」を「2729-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2729-04	2729-041	核燃料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2391「核燃料製造業」の生産活動を範囲とする。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2722-04、-041」を「2729-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2729-09	2729-099	その他の非鉄金属製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2339「その他の非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）」及び2399「他に分類されない非鉄金属製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鉛管、鉛板、鉛合金伸線、亜鉛製品、金・銀・白金・ニッケル等の展伸材、非鉄金属合金粉

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2722-09、-099」を「2729-09、-099」に変更。

28 金属製品

列コード	行コード	部門名称
2811-01	2811-011	建設用金属製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2441「鉄骨製造業」及び2442「建設用金属製品製造業(鉄骨を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鉄骨、軽量鉄骨、橋りょう、鉄塔、水門、はしご

列コード	行コード	部門名称
2812-01	2812-011	建築用金属製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2443「金属製サッシ・ドア製造業」、2444「鉄骨系プレハブ住宅製造業」及び2445「建築用金属製品製造業(サッシ, ドア, 建築用金属物を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アルミニウム製サッシ・ドア、その他の金属製サッシ・ドア、シャッタ、メタルラス、鉄骨系プレハブ住宅、ユニットハウス、建築用板金製品

列コード	行コード	部門名称
2891-01	2891-011	ガス・石油機器・暖房機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2432「ガス機器・石油機器製造業」、2433「温風・温水暖房装置製造業」及び2439「その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具, ガス機器, 石油機器を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ガスこんろ・風呂釜・湯沸器等のガス機器、石油ストーブ等の石油機器、温風暖房器、温水ボイラ等の暖房機器、暖房用・調理用器具、太陽熱利用機器

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「2891-01、-011 ガス・石油機器及び暖房機器」を「ガス・石油機器・暖房機器」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2899-01	2899-011	ボルト・ナット・リベット・スプリング

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類248「ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業」及び細分類2492「金属製スプリング製造業」の生産活動を範囲とする。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「2899-01、-011 ボルト・ナット・リベット及びスプリング」を「ボルト・ナット・リベット・スプリング」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2899-02	2899-021	金属製容器・製缶板金製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類241「ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業」及び細分類2446「製缶板金業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ドラム缶、18リットル缶、食缶(缶詰用缶)、一般缶、コンテナ、板金製タンク、高压容器(ポンペ)

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「2899-02、-021 金属製容器及び製缶板金製品」を「金属製容器・製缶板金製品」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2899-03		配管工事附属品・粉末や金製品・道具類
	2899-031	配管工事附属品
	2899-032	粉末や金製品
	2899-033	刃物・道具類

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2422「機械刃物製造業」、2423「利器工匠具・手道具製造業(やすり, のこぎり, 食卓用刃物を除く)」、2424「作業工具製造業」、2425「手引のこぎり・のこ刃製造業」、2426「農業用器具製造業(農業用機械を除く)」、2431「配管工事用附属品製造業(バルブ, コックを除く)」及び2453「粉末や金製品製造業」の生産活動を範囲とする。

業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 配管工事附属品：金属製管継手、金属製衛生器具、ノズル、噴水口、排水管、止め栓

粉末や金製品：機械部分品（粉末や金によるもの）、超硬チップ、超硬工具（粉末や金によるもの）

刃物・道具類：機械刃物、利器工匠具・手道具（ほう丁、ナイフ類、はさみ、理髪用刃物、つるはし、ハンマ、ショベル、スコップ等）、やすり、作業工具（手引のこぎり、のこ刃、スパナ、ペンチ、ドライバ等）、農業用器具（すき、くわ、かま等）、農業用器具部分品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「2899-03 配管工事付属品・粉末や金製品・道具類」を「配管工事附属品・粉末や金製品・道具類」に、「2899-031 配管工事付属品」を「配管工事附属品」に、「2899-033 刃物及び道具類」を「刃物・道具類」に名称変更。

鋼より線、鋼索、電気溶接棒

他に分類されない金属製品：金属洋食器、金物（かぎ、錠、建築用金物、架線金物等）、金属彫刻品、金属熱処理品、金庫、硬貨、金属製パッキン・ガスケット、金属板ネームプレート、金属製押し出しチューブ、金庫の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「2899-099 その他の金属製品（除別掲）」を「他に分類されない金属製品」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
2899-09		その他の金属製品
	2899-091	金属プレス製品
	2899-092	金属線製品
	2899-099	他に分類されない金属製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2421「洋食器製造業」、2429「その他の金物類製造業」、2451「アルミニウム・同合金プレス製品製造業」、2452「金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）」、小分類246「金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く）」、247「金属線製品製造業（ねじ類を除く）」、細分類2491「金庫製造業」及び2499「他に分類されない金属製品製造業」、独立行政法人造幣局の行うコインの生産活動を範囲とする。

(品目例示) 金属プレス製品：アルミニウム製機械部分品、アルミニウム製台所・食卓用品、アルミニウム製飲料用缶、その他の金属プレス製品（打抜・プレス機械部分品、王冠等）

金属線製品：くぎ、金属製金網、PC

29 はん用機械

列コード	行コード	部門名称
2911-01	2911-011	ボイラ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2511「ボイラ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 煙管ボイラ、水管ボイラ、ボイラの部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3011-01、-011」を「2911-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2911-02	2911-021	タービン

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2512「蒸気機関・タービン・水力タービン製造業(船用を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 蒸気タービン、水力タービン、ガスタービン、蒸気機関・タービン・水力タービンの部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3011-02、-021」を「2911-02、-021」に変更。

(注 意 点) 航空機用のタービンは、「3592-01、-011 航空機」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2911-03	2911-031	原動機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2513「はん用内燃機関製造業」及び2519「その他の原動機製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) はん用ガソリン機関、はん用石油機関、はん用ディーゼル機関、原子動力炉、水車(水力タービンを除く)、風力機関、圧縮空気機関、はん用内燃機関・原子動力炉・その他の原動機の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3011-03、-031」を「2911-03、-031」に変更。

(注 意 点) ① 本部門は、船用、航空機用、自動車用、二輪自動車用の内燃機関を含めない。

② 内燃機関の電装品は、「3311-05、-051 内燃機関電装品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2912-01	2912-011	ポンプ・圧縮機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2521「ポンプ・同装置製造業」、2522「空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業」及び2523「油圧・空圧機器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 単段式うず巻ポンプ、多段式うず巻ポンプ、耐しょく性ポンプ、家庭用電気ポンプ、手動ポンプ、往復圧縮機、回転圧縮機、遠心圧縮機、軸流圧縮機、油圧ポンプ、油圧モータ、油圧シリンダ、油圧バルブ、空気圧縮機、ポンプ(真空ポンプを除く)・圧縮機の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「3019-01、-011 ポンプ及び圧縮機」を「2912-01、-011 ポンプ・圧縮機」にコード及び名称変更。

(注 意 点) ① 平成17年表において、平成12年表の「3019-01、-011 ポンプ及び圧縮機」のうち真空装置・真空機器については、「3029-05、-051 真空装置・真空機器」に分割特掲。

② 本部門は、消防用ポンプ、船用ポンプを含み、自動車用燃料ポンプは「3531-01、-011 自動車用内燃機関」、航空機の原動機用ポンプは「3592-01、-011 航空機」、計量ポンプは「3113-01、-011 計測機器」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2913-01	2913-011	運搬機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2532「エレベータ・エスカレータ製造業」及び2533「物流運搬設備製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) エレベータ(家庭用エレベータも含む)、エスカレータ、クレーン、巻上機、コンベヤ、運搬機械の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3012-01、-011」を「2913-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2914-01	2914-011	冷凍機・温湿調整装置

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2535「冷凍機・温湿調整装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 冷凍機、冷凍・冷蔵用ショーケース(冷凍陳列棚を含む)、パッケージ形エアコンディショナ、ウォータークーラ、冷却塔、冷蔵装置、凍結装置、製氷装置、除湿機(民生用を除く)、冷凍機・温湿調整装置の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3013-01、-011」を「2914-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2919-01	2919-011	ベアリング

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2594「玉軸受・ころ軸受製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 玉軸受、ころ軸受、軸受ユニット、ベアリングの部分品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3031-02、-021」を「2919-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2919-09		その他のはん用機械
	2919-091	動力伝導装置
	2919-099	他に分類されないはん用機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2531「動力伝導装置製造業(玉軸受、ころ軸受を除く)」、2534「工業窯炉製造業」、2591「消火器具・消火装置製造業」、2592「弁・同附属品製造業」、2593「パイプ加工・パイプ附属品加工業」、2595「ピストンリング製造業」、2596「他に分類されないはん用機械・装置製造業」及び2599「各種機械・同部分品製造修理業(注文製造・修理)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 動力伝導装置: 変速機、歯車(プラスチック製を含む)、ローラチェーン

他に分類されないはん用機械: 工業窯炉(真空のものを除く)、重油・ガス燃焼装置、機械式駐車装置、消火器具、消防自動車のぎ装品、高温・高圧バルブ、自動調整バルブ、給排水用バルブ・コック、一般用バルブ・コック、切断・屈曲・ねじ切等パイプ加工品、ピストンリング、他に分類されないはん用機械の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

① 平成17年表の列部門「3019-09 その他の一般産業機械及び装置」(包装・荷造機械を除く。)と「3031-09 その他の一般機械器具及び部品」を統合し、「2919-09 その他のはん用機械」とする。また、平成17年表の行部門「3019-099 その他の一般産業機械及び装置」と「3031-099 その他の一般機械器具及び部品」を統合して「2919-099 他に分類されないはん用機械」とし、このうち「2919-091 動力伝導装置」を分割し特掲。

② 平成17年表において「3019-09、-099 その他の一般産業機械及び装置」に含まれていた包装・荷造機械を分割特掲し、行部門「3014-015 包装・荷造機械」を新設。

- (注 意 点) ① 平成17年表において、平成12年表の「3019-09、-099 その他の一般産業機械及び装置」のうち真空装置・真空機器については「3029-05、-051 真空装置・真空機器」に分割特掲。
- ② 平成17年表において、平成12年表で「3031-09、-099 その他の一般機械器具及び部品」に含まれていた毛糸手編機械を「3029-02、-021 繊維機械」に統合。

30 生産用機械

列コード	行コード	部門名称
3011-01	3011-011	農業用機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類261「農業用機械製造業(農業用器具を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 動力耕うん機、農業用トラクタ、歩行用トラクタ、噴霧機、散粉機、田植機、脱穀機、粃すり機、農業用乾燥機、コンバイン、稲麦刈取機、飼料機器、農業用機械の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3029-01、-011」を「3011-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 農業用手道具は列部門「2899-03 配管工事附属品・粉末や金製品・道具類」及び行部門「2899-033 刃物・道具類」に含める。

② 平成17年表において、平成12年表で「3021-01、-011 建設・鉱山機械」に含まれていた農業用トラクタ及び同部分品・取付具・附属品を本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
3012-01	3012-011	建設・鉱山機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類262「建設機械・鉱山機械製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 掘さく機、建設用クレーン、整地機械、アスファルト舗装機械、コンクリート機械、基礎工事用機械、せん孔機、さく岩機、鉄柱、破砕機、摩砕機、選別機、建設用トラクタ、建設用ショベルトラック、建設・鉱山機械の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3021-01、-011」を「3012-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 平成17年表において、平成12年表で本部門に含まれていた農業用トラクタ

及び同部分品・取付具・附属品を「3029-01、-011 農業用機械」に統合。

- ② 平成17年表において、平成12年表の列部門「3629-09 その他の輸送機械」及び行部門「3629-091 産業用運搬車両」に含まれていた建設用ショベルトラックを本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
3013-01	3013-011	繊維機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類263「繊維機械製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 化学繊維機械、紡績機械、製織機械、編組機械、染色整理仕上機械、縫製機械(家庭用ミシン、工業用ミシン)、糸手編機械、繊維機械の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3029-02、-021」を「3013-01、-011」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表で「3031-09、-099 その他の一般機械器具及び部品」に含まれていた糸手編機械を本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
3014-01		生活関連産業用機械
	3014-011	食品機械・同装置
	3014-012	木材加工機械
	3014-013	パルプ装置・製紙機械
	3014-014	印刷・製本・紙工機械
	3014-015	包装・荷造機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2641「食品機械・同装置製造業」、2642「木材加工機械製造業」、2643「パルプ装置・製紙機械製造業」、2644「印刷・製本・紙工機械製造業」及び2645「包装・荷造機械製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 食品機械・同装置：穀物処理機械・同装置、製パン・製菓機械・同装置、醸造用機械、牛乳加工・乳製品製造機械・同装置、肉製品・水産製品製造機械、食品

機械・同装置の部分品・取付具・附属品

木材加工機械：製材機械(帯のご盤、丸のご盤等)、木材加工機械(かんな盤、のご盤、くぎ打機械等)、合板機械(ベニヤレース、プレス、スライサ等)、製材・木材加工・合板機械の部分品・取付具・附属品

パルプ装置・製紙機械：パルプ製造機械・同装置(割木機、砕木機、リファイナー等)、抄紙機(長網式・丸網式・短網式・コンビネーション式抄紙機等)、断裁機、巻取機、コーティングマシン等、パルプ装置・製紙機械の部分品・取付具・附属品

印刷・製本・紙工機械：印刷機械(とつ版印刷機械、平版印刷機(B3版以上)、特殊印刷機械、おう版印刷機等)、製本機械(断裁機、紙締機、紙折機等)、紙工機械(製箱機械、段ボール製造機械、袋・封筒製造機械、紙コップ製造機等)、製版機械(活字鑄造機、写真植字機等)、印刷・製本・紙工機械の部分品・取付具・附属品

包装・荷造機械：個装・内装機械、外装・荷造機械、包装・荷造機械の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

① 平成17年表の「3029-03、-031 食品機械・同装置」を本部門に統合し、行部門「3014-011 食品機械・同装置」とする。

② 平成17年表において「3019-09、-099 その他の一般産業機械及び装置」に含まれていた包装・荷造機械を本部門に統合し、行部門「3014-015 包装・荷造機械」を新設。

③ 平成17年表の行部門「3029-094 鑄造装置」と「3029-095 プラスチック加工機械」を統合して列部門「3015-02 鑄造装置・プラスチック加工機械」とし、行部門を「3015-021 鑄造装置」、「3015-022 プラスチック加工機械」とする。

④ 平成17年表の行部門「3029-099 その他の特殊産業用機械(除別掲)」を分割特掲し、「3019-09、-099 その他の生産

用機械」を新設。

⑤ 平成17年表の行部門「3029-091 製材・木材加工・合板機械」を「3014-012 木材加工機械」にコード及び名称変更。

⑥ 平成17年表の列部門「3029-09 その他の特殊産業用機械」を「3014-01 生活関連産業用機械」にコード及び名称変更。

(注 意 点) ① 平成17年表において、平成12年表の「3029-091 製材・木工・合板機械」を「製材・木材加工・合板機械」に名称変更。

② 平成17年表において、平成12年表の「3029-09、-099 その他の特殊産業用機械（除別掲）」のうち真空装置・真空機器については、「3029-05、-051 真空装置・真空機器」に分割特掲。

列コード	行コード	部門名称
3015-01	3015-011	化学機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2652「化学機械・同装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 熱交換器（分縮機、熱換器を含む）、焼成機、圧搾機器、ろ過機器、分離機器、混合機、かくはん機、ねつ和機、溶解機、造粒機、乳化機、粉碎機、反応機、発生炉、乾留炉、電解槽、蒸発機器、蒸留機器、蒸煮機器、晶出機器、乾燥機器、焙焼機、焼結機器、集じん機器、化学装置用タンク（固定式、浮屋根式、球形、その他）、化学機械の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3022-01、-011」を「3015-01、-011」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表の「3022-01、-011 化学機械」のうち真空装置・真空機器については、「3029-05、-051 真空装置・真空機器」に分割特掲。

列コード	行コード	部門名称
3015-02	3015-021	鑄造装置・プラスチック加工機械
	3015-022	鑄造装置
		プラスチック加工機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2651「鑄造装置製造業」及び2653「プラスチック加工機械・同附属装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 鑄造装置：ダイカストマシン、その他の鑄造装置（造型機、型込機、中子整形機、特殊造型機等）、鑄型・鑄型定盤（製鉄、製鋼用に限る）、鑄造装置の部分品・取付具・附属品

プラスチック加工機械：射出成形機、押出成形機、その他のプラスチック加工機械（圧縮成形機、中空成形機、真空成形機等）、プラスチック加工機械・同附属装置の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

日本標準産業分類の改定により、平成17年表の行部門「3029-094 鑄造装置」と「3029-095 プラスチック加工機械」を統合して列部門「3015-02 鑄造装置・プラスチック加工機械」とし、行部門「3015-021 鑄造装置」、「3015-022 プラスチック加工機械」とする。

列コード	行コード	部門名称
3016-01	3016-011	金属工作機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2661「金属工作機械製造業」及び2663「金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く）」のうち金属工作機械用部分品・附属品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削盤、ブローチ盤、研削盤、歯切り盤、歯車仕上機械、マシニングセンタ、専用機、形削盤、ホーニング盤、ラップ盤、金切のこ盤、金属工作機械の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3024-01、-011」を「3016-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3016-02	3016-021	金属加工機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2662「金属加工機械製造業(金属工作機械を除く)」及び2663「金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業(機械工具、金型を除く)」のうち金属加工機械用部分品・附属品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 圧延機械、精整仕上装置、ベンディングマシン、液圧プレス、機械プレス、せん断機、鍛造機械、ワイヤフォーミングマシン、ガス溶接・溶断機、金属圧延用ロール、金属加工機械の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3024-02、-021」を「3016-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3016-03	3016-031	機械工具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2664「機械工具製造業(粉末や金業を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 特殊鋼切削工具、超硬工具(粉末や金製品を除く)、空気動工具、電動工具、ダイヤモンド工具、治具・金属加工用附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3019-02、-021」を「3016-03、-031」に変更。

(注 意 点) 超硬工具(粉末や金製品)は、列部門「2899-03 配管工事附属品・粉末や金製品・道具類」及び行部門「2899-032 粉末や金製品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3017-01	3017-011	半導体製造装置

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2671「半導体製造装置製造業」及び2672「フラットパネルディスプレイ製造装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ウェーハプロセス(電子回路形成)用処理装置、組立用装置、フラットパネルディスプレイ製造装置、半導体製造装置の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3029-04、-041」を「3017-01、-011」に変更。

(注 意 点) 半導体製造装置用以外のイオン注入装置については、「3019-02、-021 真空装置・真空機器」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3019-01	3019-011	金型

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2691「金属用金型・同部分品・附属品製造業」及び2692「非金属用金型・同部分品・附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) プレス用金型、鍛造用金型、鑄造用金型(ダイカスト用を含む)、プラスチック用金型、ゴム用金型、ガラス用金型、金型の部分品・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3031-01、-011」を「3019-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3019-02	3019-021	真空装置・真空機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2693「真空装置・真空機器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 真空ポンプ、真空や金装置、真空化学装置、真空蒸着装置、真空成膜装置、スパッタリング装置、ドライエッチング装置、CVD装置、イオン注入装置(半導

体製造装置用は除く)、真空装置・真空機器の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3029-05、-051」を「3019-02、-021」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、日本標準産業分類の改定に伴い本部門を新設。平成12年表の「3019-01、-011 ポンプ及び圧縮機」、「3019-09、-099 その他の一般産業機械及び装置」、「3022-01、-011 化学機械」及び「3029-09、-099 その他の特殊産業用機械(除別掲)」のうち真空装置・真空機器について本部門に分割特掲。

の特殊産業用機械(除別掲)」を分割特掲し、列・行部門を新設。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表の「3029-09、-099 その他の特殊産業用機械(除別掲)」のうち真空装置・真空機器については、「3029-05、-051 真空装置・真空機器」に分割特掲。

列コード	行コード	部門名称
3019-03	3019-031	ロボット

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2694「ロボット製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) マニュアル・マニピュレータ、固定シーケンスロボット、可変シーケンスロボット、プレイバックロボット、サービス用ロボット、数値制御ロボット、ロボットの部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

日本標準産業分類の改定により、平成17年表の「3023-01、-011 産業用ロボット」を「3019-03、-031 ロボット」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
3019-09	3019-099	その他の生産用機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2699「他に分類されない生産用機械・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ゴム工業用機械器具、ガラス工業用特殊機械、その他の生産用機械(たばこ製造機械、化学薬品・医薬品製造用特殊機械、帽子製造機械、皮革処理機械、製靴機械等)、その他の生産用機械の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の行部門「3029-099 その他

31 業務用機械

列コード	行コード	部門名称
3111-01	3111-011	複写機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2711「複写機製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 静電間接式複写機、デジタル式複写機、フルカラー複写機、複写機の部分品・取付具・附属品

列コード	行コード	部門名称
3111-09	3111-099	その他の事務用機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2719「その他の事務用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 計算機械、ワードプロセッサ、金銭登録機(レジスタ)、タイプライタ、タイムレコーダ、タイムスタンプ、謄写機、あて名印刷機、マイクロ写真機、オフセット印刷機(B3版未満)、硬貨計算機、シュレツダ、事務用機械(複写機を除く)の部分品・取付具・附属品

(注 意 点) 電子計算機は、「3421-01、-011 パーソナルコンピュータ」又は「3421-02、-021 電子計算機本体(パソコンを除く。)」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3112-01		サービス用機器
	3112-011	自動販売機
	3112-012	娯楽用機器
	3112-019	その他のサービス用機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2721「サービス用機械器具製造業」、2722「娯楽用機械製造業」、2723「自動販売機製造業」及び2729「その他のサービス用・娯楽用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 自動販売機：食料・食品自動販売機、たばこ自動販売機、きっぷ自動販売機、自動販売機の部分品・取付具・附属品
娯楽用機器：パチンコ・スロットマシン

(パチンコ台、パチンコ玉自動補給装置、スロットマシン台等)、ゲームセンター用娯楽機器(アーケードゲーム機、クレーンゲーム機、業務用テレビゲーム機等)、遊園地用娯楽機器(ジェットコースター、メリーゴーランド、コーヒーカップ等)、娯楽用機器の部分品・取付具・附属品

その他のサービス用機器：業務用洗濯装置、自動車整備・サービス機器、その他のサービス用・民生用機械器具(両替機、自動改札機、自動入場機、コインロッカー等)、その他のサービス用機器の部分品・取付具・附属品

(注 意 点) 家庭用エレベータは、「2913-01、-011 運搬機械」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3113-01	3113-011	計測機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類273「計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 一般長さ計、積算体積計(オイルメータ、ガスメータ、水量メータ等)、その他の体積計(ます、化学用体積計、メスフラスコ等)、はかり(台はかり、ばね式はかり、電子はかり等)、温度計(ガラス製のもの)、圧力計、金属温度計、流量計、液面計、精密測定器、工業用長さ計、光分析装置、その他の分析装置、材料試験機、その他の試験機、光度計、光束計、照度計、屈折度計、公害計測器、密度計、比重計、騒音計、波数計、速さ計、地震計、測量機械器具(ジャイロ計器、磁気コンパス、測角測量機、水準測量機等)、分析器・試験機・計量器・測定器の部分品・取付具・附属品、研究用機器(化学機器、物理学機器、気象観測機器等)、教育用機器(物理・化学・博物実験機器、数学機器等)、地球物理学機器(重量計、磁力計等)、天文機器、理化学機械器具の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「3719-01、-011 理化学機械器具」と「3719-02、-021 分析器・

試験機・計量器・測定器」を統合し、「3113-01、-011 計測機器」とする。

列コード	行コード	部門名称
3114-01	3114-011	医療用機械器具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類274「医療用機械器具・医療用品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 医療用機械器具・装置、病院用器具・装置、歯科用機械器具・装置、動物用医療機械器具、医療用品、歯科材料、医療用機械器具の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3719-03、-031」を「3114-01、-011」に変更。

(注 意 点) 医療用のX線装置、電子応用装置及びレーザー応用装置は「3331-01、-011 電子応用装置」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3115-01	3115-011	光学機械・レンズ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類275「光学機械器具・レンズ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 35ミリカメラ(フォーカルプレキシヤッタ式、レンズシャッタ式、ハーフサイズカメラ)、35ミリ以外のカメラ(二眼レフカメラ、小型カメラ、業務用カメラ)、写真装置・同関連器具(引伸機、現像・焼付・仕上用器具、写真乾燥機、リーダ、ビューア)、カメラの写真装置の部分品・取付具・附属品(フィルタ、フード、三脚、雲台、セルフタイマ、距離計、露出計、シャッタ、ボディ、じゃ腹、近接撮影・望遠撮影用アタッチメント、ストロボ等)、望遠鏡、双眼鏡、顕微鏡、拡大鏡、映画用撮影機、映写機、スライド映写機、映画現像装置、映画焼付機、映写スクリーン、カメラ用レンズ、カメラ用交換レンズ、光学レンズ、プリズム、その他の光学機械の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「3711-01、-011 カメラ」と「3711-09、-099 その他の光学機械」(眼鏡(枠を含む)を除く。)を統合し、「3115-01、-011 光学機械・レンズ」とする。

なお、平成17年表の「3711-09、-099 その他の光学機械」に含まれていた眼鏡(枠を含む)を「3919-09、-099 その他の製造工業製品」に統合。

列コード	行コード	部門名称
3116-01	3116-011	武器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類276「武器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 銃、砲、爆発物投射機、戦闘車両、銃弾、砲弾、爆発物、指揮装置、武器の部分品・附属品、武器修理

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3919-06、-061」を「3116-01、-011」に変更。

32 電子部品

列コード	行コード	部門名称
3211-01	3211-011	電子管

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2811「電子管製造業」及び2815「液晶パネル・フラットパネル製造業」のうちプラズマパネルの生産活動を範囲とする。

(品目例示) マイクロ波管、陰極線管(ブラウン管)、表示管、X線管、プラズマディスプレイパネル、プラズマディスプレイモジュール(パネルの生産から一貫して行っているもの)

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3421-01、-011」を「3211-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 日本標準産業分類の細分類2815「液晶パネル・フラットパネル製造業」の新設に伴い、本部門からPDPモジュールが分割されることとなるが、平成17年表と同様にプラズマディスプレイパネル、プラズマディスプレイモジュール(パネルの生産から一貫して行っているもの)は本部門に含める。

② 電子管の部品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3211-02	3211-021	半導体素子

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2812「光電変換素子製造業」及び2813「半導体素子製造業(光電変換素子を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) シリコンダイオード、整流素子、シリコントランジスタ、トランジスタ、サーミスタ、バリスタ、サイリスタ、光電変換素子(発光ダイオード、レーザダイオード、カプラ・インタラプタ、太陽電池セル)

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3411-01、-011」を「3211-02、-021」に変更。

(注 意 点) ① 半導体素子の部品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。

② 平成17年表において、平成12年表のコード「3341-01、-011」を「3411-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3211-03	3211-031	集積回路

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2814「集積回路製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) バイポーラ型IC、モス型IC、線形回路、混成集積回路(薄膜、厚膜)、実装していない集積回路(輸出分)

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3411-02、-021」を「3211-03、-031」に変更。

(注 意 点) ① 集積回路の部品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。

② 平成17年表において、平成12年表のコード「3341-02、-021」を「3411-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3211-04	3211-041	液晶パネル

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2815「液晶パネル・フラットパネル製造業」のうち液晶パネル及び液晶素子の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 液晶パネル:アクティブ型(TFT型)、パッシブ型、液晶モジュール(パネルの生産から一貫して行っているもの)

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「3421-02、-021 液晶素子」を「3211-04、-041 液晶パネル」にコード及び名称変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表のコード「3359-02、-021」を「3421-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3299-01	3299-011	磁気テープ・磁気ディスク

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2832「光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 磁気テープ(生のもの)(録音用・録画用・電算機用)、磁気ディスク(生のもの)(フレキシブルディスク、光磁気ディスク、光ディスク)

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3421-03、-031」を「3299-01、-011」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表のコード「3359-03、-031」を「3421-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3299-02	3299-021	電子回路

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類284「電子回路製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) リジットプリント配線板、フレキシブルプリント配線板、モジュール基板、プリント配線実装基板、モジュール実装基板

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「3421-09、-099 その他の電子部品」からプリント回路を分割し特掲。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表のコード「3359-09、-099」を「3421-09、-099」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3299-09	3299-099	その他の電子部品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2821「抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業」、2822「音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業」、2823「コネクタ・スイッチ・リレー製造業」、2831「半導体メモリア製造業」、2851「電源ユニット・高周波

ユニット・コントロールユニット製造業」、2859「その他のユニット部品製造業」及び2899「その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 抵抗器、固定コンデンサ、コンデンサ、トランス、スイッチ、コネクタ、リレー、音響部品、磁気ヘッド、小型モータ(3W未満のもの)、スイッチング電源、TV用チューナ、コントロールユニット、磁性材部品(粉末や金によるもの)、シリコンウエハ(表面研磨したもの)

(平成17年表からの変更点)

- ① 平成17年表において本部門に含まれていたプリント回路を分割特掲し、「3299-02、-021 電子回路」を新設。
- ② 平成17年表のコード「3421-09、-099」を「3299-09、-099」に変更。
- ③ 平成17年表において「3241-09、-099 その他の電気機械器具」に含まれていたシリコンウエハ(表面研磨したもの)を本部門に統合。

- (注 意 点)
- ① 超小形電動機(3W未満)は本部門に含める。
 - ② 電子管、半導体素子、集積回路の部品は、本部門に含める。
 - ③ ラジオ・テレビ受信機、有線電気通信機器の部品・附属品は、本部門に含める。
 - ④ 平成17年表において、平成12年表のコード「3359-09、-099」を「3421-09、-099」に変更。

33 電気機械

列コード	行コード	部門名称
3311-01	3311-011 3311-012	回転電気機械 発電機器 電動機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2911「発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) タービン発電機、エンジン発電機、直流電動機、単相誘導電動機、三相誘導電動機、その他の交流電動機（同期電動機、整流子電動機等）、直流・交流小形電動機、その他の小形電動機（シンクロ電機、ステッピングモータ等）、その他の発電機（直流発電機、水車発電機、電動発電機等）、回転電機機械の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3211-01、-011～-012」を「3311-01、-011～-012」に変更。

(注 意 点) ① 超小形電動機（3W未満）は「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。
② 平成17年表において、平成12年表のコード「3411-01、-011～-012」を「3211-01、-011～-012」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3311-02	3311-021	変圧器・変成器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2912「変圧器類製造業（電子機器用を除く）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 標準変圧器、非標準変圧器、特殊用途変圧器、計器用変成器、誘導電圧調整器、リアクトル、変圧器類の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3211-02、-021」を「3311-02、-021」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表のコード「3411-03、-031」を「3211-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3311-03	3311-031	開閉制御装置・配電盤

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2913「電力開閉装置製造業」及び2914「配電盤・電力制御装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 配電盤、監視制御装置、分電盤、継電器、遮断機、開閉器、プログラマブルコントローラ、開閉装置・配電盤・電力制御装置の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「3211-03、-031 開閉制御装置及び配電盤」を「3311-03、-031 開閉制御装置・配電盤」にコード及び名称変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表のコード「3411-02、-021」を「3211-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3311-04	3311-041	配線器具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2915「配線器具・配線附属品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 小形開閉器、点滅器、接続器、電球保持器、パネルボード、小形配線箱、ヒューズ、配線附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3211-04、-041」を「3311-04、-041」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表のコード「3421-04、-041」を「3211-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3311-05	3311-051	内燃機関電装品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2922「内燃機関電装品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 充電発動機、始動電動機、磁石発動機、点火用コイル、ディストリビュータ、点火せん、内燃機関電装品の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3211-05、-051」を「3311-05、-051」に変更。

(注 意 点) ① 自動車用・航空機用などの内燃機関電装品も本部門に含める。

② 平成17年表において、平成12年表のコード「3421-05、-051」を「3211-05、-051」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3311-09	3311-099	その他の産業用電気機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2921「電気溶接機製造業」及び2929「その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アーク溶接機、抵抗溶接機、コンデンサ、電気炉、産業用電熱装置、電力変換装置、シリコン・セレン整流器、その他の産業用電気機器の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3211-09、-099」を「3311-09、-099」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表の「3411-09、-099 その他の産業用重電機器」を「3211-09、-099 その他の産業用電気機器」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
3321-01	3321-011	民生用エアコンディショナ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2932「空調・住宅関連機器製造業」のうち民生用エアコンディショナの生産活動を範囲とする。

(品目例示) 民生用エアコンディショナ（ウインド形、セパレート形）、民生用エアコンディショナの部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3251-01、-011」を「3321-01、-011」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表のコード「3212-01、-011」を「3251-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3321-02	3321-021	民生用電気機器（エアコンを除く。）

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類293「民生用電気機械器具製造業」のうち民生用エアコンディショナを除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) ちゅう房機器：電子レンジ（オープンレンジ、スチームレンジを含む）、電気がま、ジャーポット、電気冷蔵庫、食器洗い乾燥機、電磁調理器（クッキングヒーター）

空調・住宅関連機器：扇風機、換気扇、電気温水器、除湿器、加湿器、空気清浄機

衣料衛生関連機器：電気アイロン、電気掃除機、電気洗濯機（洗濯乾燥機を含む）、洗濯物乾燥機、電気温水洗浄便座

その他の民生用電気機械：電気かみそり、電気ストーブ、電気カーペット、電気マッサージ器具、民生用電気機械器具（民生用エアコンディショナを除く）の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「3251-02、-021 民生用電気機器（除エアコン）」を「3321-02、-021 民生用電気機器（エアコンを除く。）」にコード及び名称変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表のコード「3212-02、-021」を「3251-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3331-01	3331-011	電子応用装置

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類296「電子応用装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 医療用X線装置、産業用X線装置、産業用テレビジョン装置、医療用電子応用装置、超音波応用装置、高周波電力応用装置、電子顕微鏡、数値制御装置、ガイガー計数器、レーザー装置、磁気応用探知装置、電子応用装置の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

- ① 日本標準産業分類の改定により、平成17年表において本部門に含まれていた産業用磁気録画再生装置（放送用を除く。）を「3411-01、-011 ビデオ機器・デジタルカメラ」に統合。
- ② 平成17年表のコード「3221-01、-011」を「3331-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3332-01	3332-011	電気計測器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類297「電気計測器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 電気計器（積算電力計、電流計、電圧計等）、電気測定器（電圧標準計、電流標準計、回路計等）、半導体・IC測定器、工業計器、医療用計測器、電気計測器の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3231-01、-011」を「3332-01、-011」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表のコード「3332-01、-011」を「3231-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3399-01	3399-011	電球類

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2941「電球製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 一般照明用電球、自動車用電球、ハロゲン電球、蛍光灯、H I Dランプ、豆電球、クリスマスツリー用電球、赤外線電球、写真用せん光電球、パイロット電球、水銀灯、紫外線灯、殺菌灯、ネオン灯、アーク灯

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3241-01、-011」を「3399-01、-011」に変更。

- (注 意 点) ① 電球類の部品は、「3399-09、-099 その他の電気機械器具」に含める。
- ② 平成17年表において、平成12年表のコード「3421-03、-031」を「3241-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3399-02	3399-021	電気照明器具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2942「電気照明器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 白熱電灯器具、蛍光灯器具、水銀灯器具、発電ランプ、携帯電灯、殺菌灯器具、懐中電灯、ナトリウム灯器具、電気照明器具の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3241-02、-021」を「3399-02、-021」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表のコード「3421-01、-011」を「3241-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3399-03	3399-031	電池

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類295「電池製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) マンガン乾電池、アルカリマンガン乾

電池、酸化銀電池、リチウムイオン電池、鉛蓄電池、アルカリ蓄電池、リチウムイオン蓄電池、電池の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3241-03、-031」を「3399-03、-031」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表のコード「3421-02、-021」を「3241-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3399-09	3399-099	その他の電気機械器具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類2999「その他の電気機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 導入線、電球口金、電球・電子用タングステン、モリブデン製品、永久磁石、電気接点、太陽電池モジュール、リードフレーム等

(平成17年表からの変更点)

① 平成17年表において本部門に含まれていたシリコンウエハ(表面研磨したもの)を、「3299-09、-099 その他の電子部品」に統合。

② 電球類の部品は、本部門に含める。

③ 平成17年表のコード「3241-09、-099」を「3399-09、-099」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表のコード「3421-09、-099」を「3241-09、-099」に変更。

34 情報・通信機器

列コード	行コード	部門名称
3411-01	3411-011	ビデオ機器・デジタルカメラ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3021「ビデオ機器製造業」及び3022「デジタルカメラ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) DVD-ビデオ、ビデオカメラ、デジタルカメラ、ビデオ機器・デジタルカメラの部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

① 日本標準産業分類の改定により、平成17年表において「3221-01、-011 電子応用装置」に含まれていた産業用磁気録画再生装置(放送用を除く。)を本部門に統合。

② 平成17年表の「3311-01、-011 ビデオ機器」を「3411-01、-011 ビデオ機器・デジタルカメラ」にコード及び名称変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表のコード「3211-03、-031」を「3311-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3411-02	3411-021	電気音響機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3023「電気音響機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ステレオセット、カーステレオ、テープレコーダ、デジタルオーディオディスクプレーヤ、ハイファイ用アンプ、ハイファイ用・自動車用スピーカシステム、補聴器、スピーカ、マイクロホン、イヤホン、電気音響機器の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3311-02、-021」を「3411-02、-021」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表のコード「3211-01、-011」を「3311-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3411-03	3411-031	ラジオ・テレビ受信機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3014「ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ラジオ受信機、テレビ受信機(ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、プロジェクションテレビ(受信機一体型))

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3311-03、-031」を「3411-03、-031」に変更。

(注 意 点) ① ラジオ・テレビ受信機の部分品・附属品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。
② 平成17年表において、平成12年表のコード「3211-02、-021」を「3311-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3412-01	3412-011	有線電気通信機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3011「有線通信機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 電話機、電話応用装置、ファクシミリ、交換機、搬送装置(デジタル伝送装置、変復調装置(モデム))

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3321-01、-011」を「3412-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 有線電気通信機器の部分品・附属品は、「3299-09、-099 その他の電子部品」に含める。
② 携帯電話及び簡易型携帯電話(PHS)は、「3412-02、-021 携帯電話機」に含める。ただし、電話機、ファクシミリの子機が外部では簡易型携帯電話(PHS)として利用できるものは本部門に含める。また、本来PHSであって、家庭内では電話機の子機として利用できるものは「3412-02、-021 携帯電話機」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3412-02	3412-021	携帯電話機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3012「携帯電話・PHS電話機製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 携帯電話機、簡易型携帯電話(PHS)
(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3321-02、-021」を「3412-02、-021」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表で本部門に含まれていた自動車電話を「3321-03、-031 無線電機通信機器(除携帯電話機)」に統合。

列コード	行コード	部門名称
3412-03	3412-031	無線電気通信機器(携帯電話機を除く。)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3013「無線通信機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ラジオ・テレビジョン放送装置、固定局通信装置、移動局通信装置(携帯電話機及び簡易型携帯電話(PHS)を除く)、携帯用無線通信装置、無線応用装置(カーナビゲーションシステムを含む)、その他の無線通信装置

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「3321-03、-031 無線電気通信機器(除携帯電話機)」を「3412-03、-031 無線電気通信機器(携帯電話機を除く。)」にコード及び名称変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表で「3321-02、-021 携帯電話機」に含まれていた自動車電話を本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
3412-09	3412-099	その他の電気通信機器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3015「交通信号保安装置製造業」及び3019「その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業」

の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 交通信号保安装置(電気信号機、機械信号機、電気転てつ器、機械転てつ機等)、火災報知設備、防犯警報装置、発光信号装置、通報信号装置、交通信号保安装置の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3321-09、-099」を「3412-09、-099」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3421-01	3421-011	パーソナルコンピュータ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3032「パーソナルコンピュータ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) デスクトップ型パーソナルコンピュータ、ノートブック型パーソナルコンピュータ、サーバ用パーソナルコンピュータ

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3331-01、-011」を「3421-01、-011」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表のコード「3311-01、-011」を「3331-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3421-02	3421-021	電子計算機本体(パソコンを除く。)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3031「電子計算機製造業(パーソナルコンピュータを除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 汎用コンピュータ、ミッドレンジコンピュータ(ミニコンピュータ、オフィスコンピュータ、ワークステーション、サーバ(サーバ用パーソナルコンピュータを除く))、電子計算機本体の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「3331-02、-021 電子計算機本体(除パソコン)」を「3421-02、-021 電子計算機本体(パソコンを除く。)」にコード及び名称変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表のコード「3311-02、-021」を「3331-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3421-03	3421-031	電子計算機附属装置

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3033「外部記憶装置製造業」、3034「印刷装置製造業」、3035「表示装置製造業」、3039「その他の附属装置製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 外部記憶装置:磁気ディスク装置、光ディスク装置、フレキシブルディスク装置

印刷装置:シリアルプリンタ、ラインプリンタ、作図装置(プロッター)

表示装置:ディスプレイ(電子計算機用)

その他の附属装置:金融用端末装置、その他の端末装置

電子計算機附属装置の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「3331-03、-031 電子計算機附属装置」を「3421-03、-031 電子計算機附属装置」にコード及び名称変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表のコード「3311-03、-031」を「3331-03、-031」に変更。

35 輸送機械

列コード	行コード	部門名称
3511-01	3511-011	乗用車

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3111「自動車製造業（二輪自動車を含む）」のうち乗用車の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 軽乗用車、小型乗用車、普通乗用車

(注 意 点) シャシーのみのもの及びKD車両（未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分品（FOB価格）の60%以上のもの）は本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3521-01	3521-011	トラック・バス・その他の自動車

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3111「自動車製造業（二輪自動車を含む）」のうち乗用車、二輪自動車を除く生産活動及び3112「自動車車体・附随車製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 小型バス、大型バス、軽トラック、小型トラック（ガソリン車、ディーゼル車）、普通トラック（ガソリン車、ディーゼル車）、けん引車、特別用途車、トレーラ、小型トラックボデー、普通トラックボデー、特別用途車ボデー

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「3521-01、-011 トラック・バス・その他の自動車」と「3541-01、-011 自動車車体」のうちトラックの運転台及び荷台を統合し、「3521-01、-011 トラック・バス・その他の自動車」とする。

列コード	行コード	部門名称
3522-01	3522-011	二輪自動車

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3111「自動車製造業（二輪自動車を含む）」のうち二輪自動車の生産活動を範囲とする。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3531-01、-011」を「3522-01、-011」に変更。

(注 意 点) 原動機付自転車、モータスクータ、側車付のもの及びKD車両（未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分品（FOB価格）の60%以上のもの）は本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3531-01	3531-011	自動車用内燃機関

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3113「自動車部分品・附属品製造業」のうち自動車用内燃機関及び同部分品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 自動車用ガソリン機関、自動車用ディーゼル機関、二輪自動車・モータスクータ用内燃機関、自動車用内燃機関の部分品・取付具・附属品（ラジエータ、オイルストレーナ、オイルフィルタ、ピストン、吸気弁、排気弁、シリンダーライナ、キャブレタ、空気清浄器、燃料噴射装置等）

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「3541-02、-021 自動車用内燃機関・同部分品」を「3531-01、-011 自動車用内燃機関」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
3531-02	3531-021	自動車部品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3113「自動車部分品・附属品製造業」のうち自動車用内燃機関及び同部分品を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 駆動・伝導・操縦装置部品、懸架・制動装置部品、シャシー部品・車体部品、カーエアコン、カーヒータ、座席、KDセット（乗用車、バス、トラック、二輪自動車）

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3541-03、-031」

を「3531-02、-021」に変更。

(注 意 点) KDセットは、未組立のまま輸出されるもので、出荷ベースの金額が1台分の構成部分（FOB価格）の60%未満のものは本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3541-01	3541-011	鋼船

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3131「船舶製造・修理業」のうち鋼船の製造に係る活動及び3132「船体ブロック製造業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 貨物船、貨客船、客船、自動車航送船、油送船、漁船等の鋼船

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3611-01、-011」を「3541-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 船体ブロック製造業については、全額自部門取引となるので、原則として国内生産額には計上せず、鋼船製造の一工程としてとらえる。

② 鋼船の改造は本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3541-02	3541-021	その他の船舶

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3131「船舶製造・修理業」のうち木船の製造に係る活動及び3133「舟艇製造・修理業」のうち舟艇製造に係る活動を範囲とする。

(品目例示) 木造船舶、木製舟艇、プラスチック製舟艇、金属製（鋼船を除く。）舟艇（20総トン数未満）

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3611-02、-021」を「3541-02、-021」に変更。

(注 意 点) ① 強化プラスチック、アルミ等を主材料とした舟艇（20総トン数未満）は本部門に含める。

② 鋼船以外の船舶の改造は本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3541-03	3541-031	船用内燃機関

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3134「船用機関製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 船用ディーゼル機関、船用焼玉機関、船用電気点火機関、船用蒸気機関、船用ガスタービン、船用蒸気タービン、船用機関の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3611-03、-031」を「3541-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3541-10	3541-101	船舶修理

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3131「船舶製造・修理業」及び3133「舟艇製造・修理業」のうち、修理に係る活動を範囲とする。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3611-10、-101」を「3541-10、-101」に変更。

(注 意 点) ① 船舶使用者の行う自家修理・整備は本部門に含める。

② 改造は本部門に含めず、「3541-01、-011 鋼船」又は「3541-02、-021 その他の船舶」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3591-01	3591-011	鉄道車両

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類312「鉄道車両・同部分品製造業」のうち製造及び改造に係る活動を範囲とする。

(品目例示) 鉄道・軌道用の機関車、旅客車、貨物車、特殊車、同部品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3621-01、-011」を「3591-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 鉄道業の行う製造及び改造は本部門に含める。

② 信号保安装置は本部門に含めず、「3412-09、-099 その他の電気通信機器」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3591-10	3591-101	鉄道車両修理

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3121「鉄道車両製造業」のうち鉄道車両の修理に係る活動を範囲とする。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3621-10、-101」を「3591-10、-101」に変更。

(注 意 点) ① 鉄道車両の改造は本部門に含めず、「3591-01、-011 鉄道車両」に含める。
② 鉄道業の行う修理は本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3592-01	3592-011	航空機

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類314「航空機・同附属品製造業」のうち修理業を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) ピストン機、ターボジェット機、ターボプロップ機、ヘリコプタ、グライダー、機体部品・附属装置、発動機（ピストン発動機、ターボジェット発動機、ターボプロップ発動機、ターボシャフト発動機等）、その他の航空機部分品・補助装置（プロペラ、回転翼、補機、航空計器、操縦訓練用設備、保命装置等）

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3622-01、-011」を「3592-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3592-10	3592-101	航空機修理

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類314「航空機・同附属品製造業」のうち修理の活動及び小分類901「機械修理業（電気機械器具を除く）」のうち空港等で行われる航空機整備を範囲とする。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3622-10、-101」を「3592-10、-101」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3599-01	3599-011	自転車

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3191「自転車・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 完成自転車（軽快車、子供車、幼児車、ミニサイクル、マウンテンバイク、電動アシスト車、特殊車）、車いす（手動式）、自転車用フレーム、自転車の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3629-01、-011」を「3599-01、-011」に変更。

(注 意 点) 車いす（電動式）は列部門「3599-09 その他の輸送機械」及び行部門「3599-099 他に分類されない輸送機械」に含める。

列コード	行コード	部門名称
3599-09		その他の輸送機械
	3599-091	産業用運搬車両
	3599-099	他に分類されない輸送機械

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類315「産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業」及び細分類3199「他に分類されない輸送用機械器具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 産業用運搬車両：構内運搬車（蓄電池運搬車、内燃機関運搬車、動力付運搬車）、フォークリフトトラック、ショベルトラック（建設用を除く）、産業用トレーラ、産業用機関車、産業用貨車、ストラドルキャリヤ、パレットトラック、産業用運搬車両の部分品・取付具・附属品

他に分類されない輸送機械：飛しょう体（ロケット、人工衛星、宇宙船）、飛しょう体の部分品・附属品、他に分類されない輸送用機械器具（荷車、手押車、ショッピングカー、ゴルフカー、ゴルフカート等、車いす（電動式）、他に分類されない輸送用機械器具の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3629-09、-091」を「3599-09、-091」に変更し、「3629-099 その他の輸送機械（除別掲）」を「3599-099 他に分類されない輸送機械」にコード及び名称変更。

(注 意 点) ① 車いす（手動式）は「3599-01、-011 自転車」に含める。

② 平成17年表において、平成12年表の列部門「3629-09 その他の輸送機械」及び行部門「3629-091 産業用運搬車両」に含まれていた建設用ショベルトラックを「3021-01、-011 建設・鉱山機械」に統合。

39 その他の製造工業製品

列コード	行コード	部門名称
1911-01	1911-011	印刷・製版・製本

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類151「印刷業」、152「製版業」、153「製本業、印刷物加工業」、159「印刷関連サービス業」及び独立行政法人国立印刷局の印刷・製版・製本活動の生産活動を範囲とする。

なお、国内生産額には独立行政法人国立印刷局の広告料収入を含める。

(品目例示) 凸版印刷物（活版）、平版印刷物（オフセット）、凹版印刷物（グラビア）、特殊印刷物、製版、官報印刷、紙幣印刷

(注 意 点) ① 一般印刷の加工賃収入分は、ほとんど同業者からの委託とみなし、国内生産額には含めない。

② 平成17年表において、平成12年表のコード「1911-02、-021」を「1911-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2311-01	2311-011	革製履物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類203「革製履物用材料・同附属品製造業」及び204「革製履物製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 紳士用革靴（23cm以上）、婦人用・子供用革靴、運動用革靴（登山靴、スケート靴、ゴルフ靴等）、作業用革靴（保安靴、帯電靴等）、革製草履・スリッパ・サンダル、革製の履物用材料・同附属品（甲、靴底、かかと）

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2411-01、-011」を「2311-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
2312-01	2312-011	製革・毛皮

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類201「なめし革製造業」及び208「毛皮製造業」の生産

活動を範囲とする。

(品目例示) 成牛甲革、中小牛甲革、牛皮革、牛ぬめ革、その他の牛革、馬革、豚革、山羊・めん羊革、その他のなめし革(わに革、とかげ革、へび革等)、毛皮(調整済で完成品でないもの)

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2412-01、-011」を「2312-01、-011」に変更。

(注 意 点) 毛皮製衣服、なめし革製衣服及び毛皮製身の回り品(コート、えり巻、毛皮装飾品等)は、「1522-09、-099 その他の衣服・身の回り品」に含める。

列コード	行コード	部門名称
2312-02	2312-021	かばん・袋物・その他の革製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類202「工業用革製品製造業(手袋を除く)」、205「革製手袋製造業」、206「かばん製造業」、207「袋物製造業」及び209「その他のなめし革製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 工業用革製品(工業用革ベルト、革製パッキン、ガasket)、革製手袋(合成皮革製を含む)(衣服用、作業用、スポーツ用)、かばん(材料のいかんを問わない)(なめし革製旅行かばん、なめし革製書類入れかばん・学生かばん・ランドセル、プラスチック製かばん、合成皮革製ケース等)、袋物(札入れ、財布、ショッピングバッグ等)、ハンドバッグ(材料のいかんを問わない)、その他の革製品(服装用革ベルト、馬具、むち、腕時計用革バンド等)

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「2412-02、-021」を「2312-02、-021」に変更。

(注 意 点) 革製の運動用具(グローブ等)は、「3911-02、-021 運動用品」に、なめし革衣服は、「1522-09、-099 その他の衣服・身の回り品」にそれぞれ含める。

列コード	行コード	部門名称
3911-01	3911-011	がん具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3251「娯楽用具・がん具製造業(人形を除く)」及び3252「人形製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) トランプ、花札、囲碁、将棋、麻雀ばい、家庭用テレビゲーム、電子応用がん具、金属製がん具、モデルキット、空気入りビニールがん具、縫いぐるみ、木製がん具、プラスチック製がん具、日本人形、節句人形、ひな人形、西洋人形、児童乗物(歩行補助機、乳母車、三輪車)、がん具の部分品・附属品

(注 意 点) ① ゲームソフト記録物(CD、DVD、カセット等)は「3919-06、-061 情報記録物」に含める。

② 平成17年表において、平成12年表の「3911-01、-011 玩具」を「がん具」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
3911-02	3911-021	運動用品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3253「運動用具製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 野球用具、ソフトボール用具、バスケットボール用具、バレーボール用具、ラグビー用具、サッカー用具、テニス用具、卓球用具、バドミントン用具、ゴルフ用具、ホッケー用具、スキー用具、水上スキー用具、スケート用具、トラック・フィールド用具、体操用具、釣道具・同附属品、ぶらんこ、すべり台、空気銃、猟銃、剣道用具、ハンングライダー、運動用品の部分品・附属品

(注 意 点) 帽子、ユニフォーム、靴、ベルト等は、本部門ではなく、それぞれの部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3919-01	3919-011	身近細貨品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類321「貴金属・宝石製品製造業」及び322「装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業(貴金属・宝石製を除く)」の生産活動を範囲とする。

なお、独立行政法人造幣局の勲章も本部門の生産活動の範囲とする。

(品目例示) 首飾り、腕輪、指輪、イヤリング、ブローチ、ロケット、カフスボタン、コンパクト、バッチ、バックル、メダル、くし、宝石箱、小物箱、天然・養殖・人造真珠身近細貨品(首飾り、腕輪、指輪、イヤリング、ブローチ、カフスボタン、タイピン等)、すず・アンチモン製品、ボタン、縫針、ミシン針、スライドファスナー、スナップホック、かつら、かもし、勲章、身近細貨品の部分品・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3919-04、-041」を「3919-01、-011」に変更。

(注 意 点) うちわ、扇子、提灯、洋傘、和傘及び喫煙用品は「3919-09、-099 その他の製造工業製品」に含める。また、造花、装飾用羽毛、針、ピン、ホック、ファスナーなどは本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3919-02	3919-021	時計

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類323「時計・同部分品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ウォッチ(ムーブメントを含む)(ぜんまい時計、電池時計)、クロック(ムーブメントを含む)(機械時計、置時計、目覚時計、掛時計、計器板時計)、その他の時計(ストップウォッチ、タイマー時計、メトロノーム等)、時計の部分品(文字板、ぜんまい、歯車、ねじ)、時計側

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3712-01、-011」を「3919-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3919-03	3919-031	楽器

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類324「楽器製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ピアノ、ギター、電気ギター、電子楽器(エレクトーン、キーボードシンセサイザー、電子キーボード、電子ピアノ)、オルガン、アコーディオン、打楽器、管楽器、弦楽器、三味線、琴、尺八、ハーモニカ、オルゴールのムーブメント、シンセサイザー、楽器の部分品・取付具・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3919-01、-011」を「3919-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3919-04	3919-041	筆記具・文具

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類326「ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 万年筆、シャープペンシル、ボールペン、マーキングペン、鉛筆、シャープペンシルの芯、水彩絵具、クレヨン、パステル、スケッチボックス、毛筆、画筆、油絵具、カンバス、画板、画布、ポスターカラー、印章、印肉、スタンプ、スタンプ台、定規、コンパス、製図板、そろばん、事務用・工業用のり、ステープラ、筆箱、穴あけ器、鉛筆削器、筆記具・文具の部分品・附属品

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3919-03、-031」を「3919-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
3919-05	3919-051	畳・わら加工品

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3281「麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業」及び3282「畳製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 畳、畳床、畳表、ござ、むしろ、花むしろ、かます、わら、なわ、麦わら帽子、さなだ帽子

列コード	行コード	部門名称
3919-06	3919-061	情報記録物

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3296「情報記録物製造業(新聞、書籍等の印刷物を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) オーディオディスクレコード、オーディオテープレコード、ビデオディスクレコード、ビデオテープレコード、ゲームソフト記録物(CD、DVD、カセット)、コンピュータソフト記録物(CD、DVD等)、プリペイドカード

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「3919-02、-021」を「3919-06、-061」に変更。

(注 意 点) ビデオソフト、プリペイドカード、テレビゲーム記録物(CD、DVD、カセット等)は本部門に含まれ、生の記録媒体物(磁気テープ、磁気ディスク等)は「3299-01、-011 磁気テープ・磁気ディスク」に含める。

なお、ゲームソフト、映像ソフト及び音楽ソフトについては、それぞれ列部門「5931-01 情報サービス」及び行部門「5931-011 ソフトウェア業」、並びに「5951-01、-011 映像・音声・文字情報制作業」の生産活動とする。本部門は、情報の価値は含めずメディアの生産活動のみを計上する。

列コード	行コード	部門名称
3919-09	3919-099	その他の製造工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類327「漆器製造業」、細分類3283「うちわ・扇子・ちょうちん製造業」、3284「ほうき・ブラシ製造業」、3285「喫煙用具製造業(貴金属・宝石製を除く)」、3289「その他の生活雑貨製品製造業」、3291「煙火製造業」、3292「看板・標識機製造業」、3293「パレ

ット製造業」、3294「モデル・模型製造業」、3295「工業用模型製造業」、3297「眼鏡製造業(枠を含む)」及び3299「他に分類されないその他の製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 漆器製家具、漆器製台所・食卓用品、その他の漆器製品、うちわ、扇子、ちょうちん、歯ブラシ、化粧用ブラシ、その他のブラシ、ほうき、はたき、モップ、その他の清掃用品、洋傘、和傘、マッチ、たばこ用ライター、煙火(がん具を含む)、看板、標識、展示装置、マネキン人形、人台、その他のモデル、模型(地球儀、食品模型)、工業用模型(木型を含む)、魔法瓶、パレット、繊維壁材、線香類、人体安全保護具、救命用具、ユニット住宅、ルームユニット、ランプかさ、葬儀用品、眼鏡、眼鏡わく、眼鏡レンズ(コンタクトレンズを含む)

(平成17年表からの変更点)

日本標準産業分類の改定により、平成17年表において「3711-09、-099 その他の光学機械」に含まれていた眼鏡(枠を含む)を本部門に統合。

(注 意 点) プリペイドカードは「3919-06、-061 情報記録物」に、造花、装飾用羽毛、針、ピン、ホック、ファスナーは「3919-01、-011 身辺細貨品」に、麦わら帽子・さなだ帽子は「3919-05、-051 畳・わら加工品」にそれぞれ含める。また、うちわ、扇子、ちょうちん、洋傘、和傘及びたばこ用ライター等喫煙用具は本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
3921-01	3921-011	再生資源回収・加工処理

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 社会経済活動のなかで、不用となった屑等を再利用するための回収及び加工処理する活動を範囲とする。また、屑の他、副産物についても本部門を仲介部門とする。このうち、鉄屑、非鉄金属屑、プラスチック屑、ガラスびん及び古紙は加工処理活動についても取扱うものとする。

(品目例示) 鉄屑、非鉄金属屑、プラスチック屑、

ガラスびん、古紙、落綿、毛屑、粗獣毛、石膏、高炉ガス灰、フライアッシュ、鉍さい（鉍滓）、硫黄、副産蛹、果汁搾りかす、屑肉、野菜屑、醤油搾りかす、コーヒーかす、硫安、硅酸石灰、LPG、炭田ガス、高炉ガス、転炉ガス等

（注 意 点） 平成12年表においては、発生した屑・副産物は、本部門に投入し本部門の国内生産額に含めていたが、平成17年表以降は、本部門を迂回せず直接投入部門に産出され、本部門には経費のみ計上される。「5111-01、-011 卸売」の活動のうち、再生資源卸売業の活動は回収活動であるため、本部門に含める。

なお、屑・副産物の扱いで「一括方式」及び「トランスファー方式」を適用しているものについては、本部門の対象外である。

41 建設

列コード	行コード	部門名称
4111-01	4111-011	住宅建築（木造）

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 主要構造部（「建築基準法」第2条で規定する「主要構造部」をいう。以下同じ。）が木造の建築物（「建築基準法」第2条で規定する「建築物」をいう。以下同じ。）のうち、居住専用建築物及び居住産業併用建築物（うち居住の用に供せられる部分）の新築・増築・改築工事を範囲とする。

（品目例示） 専用住宅（木造）、産業併用住宅のうち居住の用に供せられる部分（木造）

（注 意 点）① 住宅建築（木造）における設計管理活動は、発注者自身が行う場合、設計管理業者に委託する場合、建築工事の請負業者に施工とともに担当させる場合など種々の場合があるが、設計管理業者に委託する場合は、一括「6699-02、-021 土木建築サービス」からの投入とする。

この扱いは、統合大分類「41 建設」中の「4111-01、-011 住宅建築（木造）」以外の各部門についても同様とする。

② 新築：既存の建築物のない新たな敷地に建築物を建てる工事をいう。
増築：既存の建築物のある敷地内において床面積の合計が増加する工事をいう。

改築：建築物の全部又は一部を除却し、又はこれらが災害等によって滅失した後、これらと用途、規模、構造の著しく異なる建築物を建てる工事をいう。

③ 建築物（住宅及び非住宅）に関する経常的補修工事は、「4121-01、-011 建設補修」に含める。

列コード	行コード	部門名称
4111-02	4111-021	住宅建築（非木造）

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 主要構造部が非木造の建築物のうち、

居住専用建築物及び居住産業併用建築物（うち居住の用に供せられる部分）の新築・増築・改築工事を範囲とする。

（品目例示） 専用住宅（非木造）、産業併用住宅のうち居住の用に供せられる部分（非木造）

（注 意 点） 非木造の建築物の構造分類は、次のとおりである。

鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）：主要構造部（「建築基準法」第2条第5号の定義による。以下同じ。）が鉄骨と鉄筋コンクリートを一体化した構造のもの。

鉄筋コンクリート造（RC造）：主要構造部が型わくの中に鉄筋を組みコンクリートを打ち込んで一体化した構造のもの。

鉄骨造（S造）：主要な骨組が鉄骨造又はその他の金属で造られたもの（鉄骨をリプラスしてあるもの、軽量鉄骨造も含む。）。

コンクリートブロック造（CB造）：鉄骨で補強されたコンクリートブロック造のもの（外壁ブロック造も含む。）。

その他：無筋コンクリート造、無筋コンクリートブロック造、石造、れんが造、その他、他の分類に該当しない構造のもの。

列コード	行コード	部門名称
4112-01	4112-011	非住宅建築（木造）

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 木造の建築物のうち、「4111-01、-011 住宅建築（木造）」以外の建築物の新築・増築・改築工事を範囲とする。

（品目例示） 工場・倉庫、事務所

列コード	行コード	部門名称
4112-02	4112-021	非住宅建築（非木造）

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 非木造の建築物のうち、「4111-02、-021 住宅建築（非木造）」以外の建築物の新築・増築・改築工事を範囲とする。

（品目例示） 工場・倉庫、事務所、学校、病院・店舗

（注 意 点） 「非木造」の建築物の構造分類は、「4111-02、-021 住宅建築（非木造）」に同じ。

列コード	行コード	部門名称
4121-01	4121-011	建設補修

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） ① 建築物（住宅及び非住宅）及び土木建設物（鉄道軌道、電力、電気通信、上・工業用水道、ガスタンク、駐車場及びゴルフ場等の施設）に関する経常的補修工事を範囲とし、その生産物は、建築補修及び土木補修である。

② ただし、1）本来の耐用年数を著しく増加させるような大改修、2）公共事業に関する維持・補修工事、災害復旧工事、及び3）鉄道軌道の線路、電力・信号設備、電力の送配電設備、電気通信の線路設備の取替補修工事によるものは、本部門の活動とせず、それぞれの部門に含める。

（注 意 点） 住宅に係る建設補修の国内生産額については、家計負担分は建設補修→住宅賃貸料又は住宅賃貸料（帰属家賃）→家計消費支出という経路で産出され、介護保険給付分は、建設補修→住宅賃貸料（帰属家賃）→中央政府個別消費支出という経路で産出される。

列コード	行コード	部門名称
4131-01	4131-011	道路関係公共事業

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 以下に掲げる公共工事を範囲とし、新設工事のほか維持・補修工事を含む。

① 国及び地方公共団体の行う道路、街路事業

② 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方公共団体等の行う有料道路事業など

（品目例示） 道路、街路、有料道路、区画整理

（注 意 点） ① 道路、街路等の小規模な維持・補修工事については経常的支出として「4121-01、-011 建設補修」に含めることも考えられるが、時系列の観点から、従来通り公共工事（資本形成）の

扱いとする（68SNAにおいては、公共事業の維持・補修は資本形成として扱われており、93SNAにおいても同様の取扱いとなっている。）。

- ② なお、「4131-01、-011 道路関係公共事業」、「4131-02、-021 河川・下水道・その他の公共事業」及び「4131-03、-031 農林関係公共事業」については、アクティビティベースというよりも、むしろ事業所ベースに近い。例えば、道路建設というアクティビティは、全て本部門に含めるのではなく、国、地方公共団体等、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社の行う事業に限られ、それ以外は「4191-09、-099 その他の土木建設」に含める。

列コード	行コード	部門名称
4131-02	4131-021	河川・下水道・その他の公共事業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 以下に掲げる公共工事を範囲とし、新設工事のほか維持・補修工事を含む。

- ① 河川：国及び地方公共団体の行う河川、砂防、海岸事業並びに独立行政法人水資源機構の行う事業
- ② 都市計画：国及び地方公共団体の行う下水道、公園及び廃棄物処理施設
- ③ 港湾・漁港：国及び地方公共団体の行う港湾及び漁港事業
- ④ 空港：国及び地方公共団体、成田国際空港株式会社、関西国際空港株式会社及び中部国際空港株式会社の行う空港事業
- ⑤ 災害復旧：国及び地方公共団体の行う上記①から④まで並びに「4131-01、-011 道路関係公共事業」の各施設に関する災害復旧、災害関連、鉱害復旧及び都市災害復旧事業
- ⑥ 沿岸漁場整備等：国及び地方公共団体の行う沿岸漁場整備事業等

(品目例示) 河川改修、河川総合開発、砂防、海岸、下水道、廃棄物処理施設、公園、港湾、

漁港、空港、災害復旧

(注 意 点) 小規模な維持・補修工事については経常的支出として「4121-01、-011 建設補修」に含めることも考えられるが、時系列の観点から従来通り公共工事（資本形成）の扱いとする（68SNAにおいては公共事業の維持・補修は資本形成として扱われており、93SNAにおいても同様の取扱いとなっている。）。

列コード	行コード	部門名称
4131-03	4131-031	農林関係公共事業

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 以下に掲げる公共工事を範囲とし、新設工事のほか維持・補修工事を含む。

- ① 農業土木：国、地方公共団体及び土地改良区その他の団体の行う農業基盤整備事業並びに独立行政法人森林総合研究所の行う事業
- ② 林道：国及び地方公共団体の行う林道事業
- ③ 治山：国及び地方公共団体の行う治山事業
- ④ 災害復旧：国及び地方公共団体の行う上記①から③までの各施設の災害復旧事業

(品目例示) 土地改良、林道、治山、災害復旧

列コード	行コード	部門名称
4191-01	4191-011	鉄道軌道建設

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、公営鉄道、JR、東京地下鉄株式会社及び私鉄の行う鉄道軌道に関する構築物の新設工事を範囲とする。

なお、本部門には、線路、電力・信号設備等の取替補修工事も含める。

(品目例示) 鉄道軌道に関する構築物

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「4132-01、-011」を「4191-01、-011」に変更。

(注 意 点) 「4191-01、-011 鉄道軌道建設」、「4191-02、-021 電力施設建設」、「4191-03、-031 電気通信施設建設」及び

「4191-09、-099 その他の土木建設」についても「公共事業」部門と同様、厳密に言えばアクティビティベースというよりも、むしろ事業所ベースの考え方に近い。すなわち、「建築」部門においては生産物（建築物）の観点から定義がなされているのに対して、「土木」部門では投資主体の観点から定義がなされている。

定義された投資主体以外の事業所が行った土木工事は、「4191-09、-099 その他の土木建設」に含める。

列コード	行コード	部門名称
4191-02	4191-021	電力施設建設

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 地方公営企業、電力株式会社及び電源開発株式会社の行う電気事業並びにその他電気事業者及び日本原子力発電株式会社の行う発・送・配電施設に関する構築物の建設工事を範囲とする。

なお、本部門には、取替補修工事も含める。また、自家発電については、設置許可（1000kw以上）を受けているもののみを本部門に含む。

(品目例示) 発・送・配電施設に関する構築物

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「4132-02、-021」を「4191-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
4191-03	4191-031	電気通信施設建設

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 電気通信事業者、放送事業者の行う電気通信線路施設等に関する構築物の建設工事を範囲とする。

なお、本部門には、取替補修工事も含める。

(品目例示) 電気通信線路施設に関する構築物

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「4132-03、-031」を「4191-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
4191-09	4191-099	その他の土木建設

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 他の部門に分類されない、次に掲げる民間土木建設工事及び政府の行う公共事業以外の土木建設工事を範囲とする。

- ① 上・工業用水道：地方公営企業等の行う上水道、簡易水道及び工業用水道に関する構築物の建設工事
- ② 土地造成：地方公共団体、独立行政法人都市再生機構及び民間の行う土地造成工事
- ③ その他土木：地方公営企業及び民間の行うガス工事、地方公共団体の行う失業者就労事業のうち建設投資的工事、政府の行う駐車場整備工事並びにその他上記以外の民間土木建設

(品目例示) 上・工業用水道等に関する構築物、埋立・土地造成等の工事、ガスタンク・駐車場・ゴルフ場・球技場・遊園地・パイプライン等の建設工事及び民間の行う団地内区画道路・さん橋・堤防等の道路、河川等建設工事など

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「4132-09、-099」を「4191-09、-099」に変更。

46 電気・ガス・熱供給

列コード	行コード	部門名称
4611-01	4611-001	事業用電力
4611-02		事業用原子力発電
4611-03		事業用火力発電
4611-03		水力・その他の事業用発電

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類331「電気業」のうち自家用発電を除く活動を範囲とする。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「5111-01～-03、-001」を「4611-01～-03、-001」に変更。

平成17年表の行部門「5111-001 事業用電力」に含まれていた共同発電を「4611-041 自家発電」に含める。

列コード	行コード	部門名称
4611-04	4611-041	自家発電

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類331「電気業」のうち自家用発電を範囲とする。ただし、「鉱工業」部門などにおいて最大出力1000kW以上の発電設備を有し、常時発電をしている活動を対象とする。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「5111-04、-041」を「4611-04、-041」に変更。

平成17年表の行部門「5111-001 事業用電力」に含まれていた共同発電を本部門に統合。

(注 意 点) 本部門は、「自家発電」という名称にかかわらず、自家部門としてではなく、独立したアクティビティとして部門を設定している。

列コード	行コード	部門名称
4621-01	4621-011	都市ガス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類341「ガス業」の活動を範囲とする。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「5121-01、-011」を「4621-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
4622-01	4622-011	熱供給業

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類351「熱供給業」の活動を範囲とする。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「5122-01、-011」を「4622-01、-011」に変更。

47 水道

列コード	行コード	部門名称
4711-01	4711-011	上水道・簡易水道

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類361「上水道業」のうち船舶給水業を除く活動を範囲とする。

(品目例示) 水道局(部)、水道事務所、浄水場、配水場、ポンプ場等の活動

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「5211-01、-011」を「4711-01、-011」に変更。

- (注 意 点) ① 本部門は、使用目的の如何を問わず、飲用に適する水の供給を行う活動(「水道法」に基づく水道用水供給事業、上水道事業及び簡易水道事業)が該当する。
- ② 船舶給水業については「5789-02、-021 水運施設管理★★」に含める。

列コード	行コード	部門名称
4711-02	4711-021	工業用水

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類362「工業用水道業」を行う活動を範囲とする。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「5211-02、-021」を「4711-02、-021」に変更。

- (注 意 点) ① 本部門は、工業用に供する水(水力発電用に供するもの及び人の飲用に適する水として供給するものを除く。)の供給を行う活動(「工業用水道事業法」に基づく工業用水事業)が該当する。
- ② 「水道法」に基づき地方公共団体が行う上水道事業及び簡易水道事業は「4711-01、-011 上水道・簡易水道」に含める。

列コード	行コード	部門名称
4711-03	4711-031	下水道★★

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類363「下水道業」すなわち、下水道局(部)、下水処理場、下水出張所、下水ポンプ場の活動を範囲とする。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「5211-03、-031」を「4711-03、-031」に変更。

- (注 意 点) 本部門は、汚水、雨水などの排水、終末処理を行う施設の経営活動とし、地方公共団体の行う公共下水道事業の範囲とする。したがって、この部門の行う活動は、汚水・雨水の流通目的で設置された排水管、排水路及びその他の附属装置(浄化施設など)をもって土地の清潔を保持することであり、じんかい、汚物などの処理を行う地方公共団体の活動は、「4811-01、-011 廃棄物処理(公営)★★」に含める。

48 廃棄物処理

列コード	行コード	部門名称
4811-01	4811-011	廃棄物処理（公営）★★

（担当府省庁） 環境省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類881「一般廃棄物処理業」、882「産業廃棄物処理業」及び889「その他の廃棄物処理業」のうち、地方公共団体による活動を範囲とする。

（品目例示） し尿収集・処理、ごみ収集・処理、産業廃棄物収集・処理等の活動

（平成17年表からの変更点）

平成17年表のコード「5212-01、-011」を「4811-01、-011」に変更。

（注 意 点） 産業分類や法令上での扱い等を勘案すると、「一般廃棄物処理（し尿処理を含む。）」及び「産業廃棄物処理」に再編した方が望ましいと考えられるが、一般廃棄物及び産業廃棄物のそれぞれに産業と公営が混在しており、推計上、厳密に区分できないことから、現状の部門を維持している。

列コード	行コード	部門名称
4811-02	4811-021	廃棄物処理（産業）

（担当府省庁） 環境省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類881「一般廃棄物処理業」、882「産業廃棄物処理業」及び889「その他の廃棄物処理業」のうち、民営事業所による活動の範囲とする。

なお、地方公共団体の委託事業を含み、自家処理分は除く。

（品目例示） し尿収集・処理、ごみ収集・処理、産業廃棄物収集・処理等の活動

（平成17年表からの変更点）

平成17年表のコード「5212-02、-021」を「4811-02、-021」に変更。

（注 意 点） 「4811-01、-011 廃棄物処理（公営）★★」に同じ。

51 商業

列コード	行コード	部門名称
5111-01	5111-011	卸売

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類501、511～513、521～522、531～535、541～549、551～559の「卸売業」の活動を範囲とし、その国内生産額は、卸売マージン額である。

なお、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び森林組合の行う販売事業分、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会及び森林組合連合会の行う販売・購買事業分、中央卸売市場、地方卸売市場、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の行う資源備蓄事業の活動を範囲に含む。

（平成17年表からの変更点）

平成17年表のコード「6111-01、-011」を「5111-01、-011」に変更。

（注 意 点） 日本標準産業分類の小分類536「再生資源卸売業」の活動は「3921-01、-011 再生資源回収・加工処理」に含める。独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の資源備蓄事業を除く活動は、「6699-09、-099 その他の対事業所サービス」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5112-01	5112-011	小売

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類561～569、571～579、581～589、591～593、601～609、611～619の「小売業」及び642「質屋」の活動を範囲とし、その国内生産額は、小売マージン額である。

なお、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合及び森林組合の行う購買事業分並びに構内売店、生活協同組合購買会の活動を含み、製造小売業のうちの製造活動部分は本部門の活動に含めずにそれぞれの「製造業」部門に含める。

(品目例示) 製造小売の例：男子服小売、菓子小売、パン小売、豆腐・かまぼこ等加工食品小売、料理品小売、家具小売、建具小売、畳小売、宗教用具小売

(平成17年表からの変更点)

- ① 日本標準産業分類の改定により、料理品小売業に含まれていた持ち帰り・配達飲食サービスを「6721-01、-011 飲食サービス」に統合。
- ② 日本標準産業分類の小分類642「質屋」の活動を本部門に含める。
- ③ 平成17年表のコード「6112-01、-011」を「5112-01、-011」に変更。

(注 意 点) 調剤薬局の活動のうち、医師又は歯科医師の処方箋に基づく薬局の調剤を除く。

53 金融・保険

列コード	行コード	部門名称
5311-01		金融
	5311-011	公的金融 (F I S I M)
	5311-012	民間金融 (F I S I M)
	5311-013	公的金融 (手数料)
	5311-014	民間金融 (手数料)

(担当府省庁) 金融庁

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類621「中央銀行」、622「銀行(中央銀行を除く)」、631「中小企業等金融業」、632「農林水産金融業」、641「貸金業」、643「クレジットカード業、割賦金融業」、649「その他の非預金信用機関」、651「金融商品取引業」、652「商品先物取引業、商品投資業」、661「補助的金融業、金融附帯業」、662「信託業」及び663「金融代理業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 都市銀行、地方銀行(第二地銀を含む)、信託銀行、インターネット専業銀行、在日外国銀行支店、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、農業協同組合(信用事業)、漁業協同組合(信用事業)、信用金庫、信金中央金庫、信用協同組合、全国信用協同組合連合会、商工組合中央金庫、労働金庫、労働金庫連合会、短資会社、証券金融会社、証券会社、投資運用会社、証券投資顧問会社、金融商品取引所、郵便局株式会社(銀行代理業務)及び「[参考8]平成23年(2011年)産業連関表における中央政府、地方政府、独立行政法人、特殊法人、認可法人等の扱い」において「公的活動」の「金融」に格付けされるもの

(平成17年表からの変更点)

- ① 93SNAに沿って、F I S I Mを導入することに伴い、平成17年の行部門「6211-011 公的金融(帰属利子)」を「5311-011 公的金融(F I S I M)」に、「6211-012 民間金融(帰属利子)」を「5311-012 民間金融(F I S I M)」にコード及び名称変更。

なお、帰属利子からF I S I Mへの変更については、第4章10(4)を参照の

こと。

- ② 平成17年表のコード「6211-01、-013～-014」を「5311-01、-013～-014」に変更。

- (注 意 点) ① 公的金融機関とは、「[参考8]平成23年(2011年)産業連関表における中央政府、地方政府、独立行政法人、特殊法人、認可法人等の扱い」において、「公的活動」の「金融」に格付けされるもの及び郵便局株式会社(銀行代理業務)である。それ以外の金融機関は全て民間金融機関である。
- ② 生命保険業、損害保険業が行う資金運用活動は本部門に含めず、「5312-01、-011 生命保険」及び「5312-02、-021 損害保険」に含める。
 - ③ 行部門を「公的」と「民間」に分割しているのは、SNAの所得支出及び資本調達勘定の制度部門分割に整合させると共に、産出構造の差異を明瞭にするためである。

列コード	行コード	部門名称
5312-01	5312-011	生命保険

(担当府省庁) 金融庁

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類671「生命保険業」及び細分類6741「生命保険媒介業」、並びに小分類673「共済事業・少額短期保険業」及び細分類6759「その他の保険サービス業」に含まれる事業のうち、生命保険事業の活動を範囲とする。

(品目例示) 生命保険、保険年金、生命保険再保険、生命保険代理店、農協共済(生命保険共済等)の再共済

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「6212-01、-011」を「5312-01、-011」に変更。

- (注 意 点) ① 本部門には、住宅金融公庫の団体信用生命保険、外国保険会社のうち「保険業法」に定める免許を受けた者が本邦で営む生命保険事業を含める。
- ② 生命保険会社は純保険的サービスの生産と同時に、結合生産物として金融の帰属サービスをも生み出すと考えられるので、昭和60年表において行部門

に帰属利子の行を設けることを検討したが、68SNAの解釈上設けないことになった(93SNAの解釈も68SNAの解釈から変更されていない)。

列コード	行コード	部門名称
5312-02	5312-021	損害保険

(担当府省庁) 金融庁

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類672「損害保険業」、細分類6742「損害保険代理業」、6743「共済事業媒介代理業・少額短期保険代理業」、6751「保険料率算出団体」、6752「損害査定業」、並びに小分類673「共済事業・少額短期保険業」及び細分類6759「その他の保険サービス業」に含まれる事業のうち、損害保険事業の活動を範囲とする。

(品目例示) 火災保険、地震保険、海上保険、自動車保険(自賠責、任意)、盗難保険、運送保険、損害保険再保険、貿易保険、損害保険代理店、農協共済(火災保険、自動車共済等)の再保険・再々共済

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「6212-02、-021」を「5312-02、-021」に変更。

(注 意 点) 本部門には、政府の保険及び再保険特別会計、住宅金融支援機構(住宅融資保険)、日本政策金融公庫(信用保険事業)、独立行政法人農林漁業信用基金が行う保険事業、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付を含めるほか、外国保険会社のうち「保険業法」に定める免許を受けた者が本邦で営む損害保険事業を含める。

55 不動産

列コード	行コード	部門名称
5511-01	5511-011	不動産仲介・管理業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類681「建物売買業、土地売買業」、682「不動産代理業・仲介業」、693「駐車場業」のうち所有者の委託を受けて行う自動車の保管を目的とする駐車場の管理運営及び694「不動産管理業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 不動産の売買・貸借・交換の代理・仲介手数料、不動産管理手数料

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「6411-01、-011」を「5511-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 建物売買業における建設活動は、本部門に含めず、「建設」部門に含める。

② 土地売買業の活動は、取引上の代理・仲介等の手数料のみを国内生産額に計上し、土地造成等に要する費用は「建設」部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
5511-02	5511-021	不動産賃貸業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類691「不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）」のうち細分類6912「土地賃貸業」を除く活動及び小分類693「駐車場業」のうち自動車の保管を目的とする駐車場業の活動（所有者の委託を受けて行う駐車場の管理運営の活動を除く。）を範囲とする。

(品目例示) 不動産賃貸料（貸店舗（店舗併用住宅の場合は貸店舗部分のみ）、貸ビル、貸倉庫等）

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「6411-02、-021」を「5511-02、-021」に変更。

(注 意 点) 店舗併用住宅の住宅部分の賃貸料は、「5521-01、-011 住宅賃貸料」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5521-01	5521-011	住宅賃貸料

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類692「貸家業、貸間業」の活動を範囲とする。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「6421-01、-011」を「5521-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5531-01	5531-011	住宅賃貸料（帰属家賃）

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 持家に居住する者が、自らに対して住宅賃貸業を営んでいるとみなした活動であり、家賃の受払を伴わない持家等の使用によって生ずるサービスを範囲とする。

なお、企業が所有する給与住宅・寮等についても、市場価格と実際に支払われた家賃の差額分を本部門に含める。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「6422-01、-011」を「5531-01、-011」に変更。

57 運輸・郵便

列コード	行コード	部門名称
5711-01	5711-011	鉄道旅客輸送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類421「鉄道業」のうち鉄道旅客輸送の活動及び細分類4851「鉄道施設提供業」の活動を範囲とする。

なお、鉄道業の行う鉄道輸送以外の事業及び車両修理兼業部門は、アクティビティに従って、それぞれの部門に格付けされる。

(品目例示) JR、公・民営の鉄道・軌道（普通鉄道、軌道、地下鉄道、モノレール鉄道、案内軌条式鉄道、鋼索鉄道、索道及び無軌条電車）の旅客輸送

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7111-01、-011」を「5711-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 鉄道業の車両・駅構内等における広告料及び物品販売、公衆電話、自動ロッカー等の営業料は、本部門の国内生産額に含めない。

② 「バス」等その他の輸送機関における車内及び構内営業等も同様の扱いとする。

列コード	行コード	部門名称
5712-01	5712-011	鉄道貨物輸送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類421「鉄道業」のうち鉄道貨物輸送の活動を範囲とする。

(品目例示) JR、民営鉄道の貨物輸送

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7112-01、-011」を「5712-01、-011」に変更。

(注 意 点) 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「5761-01、-011 貨物利用運送」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5721-01	5721-011	バス

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類431「一般乗合旅客自動車運送業」、433「一般貸切旅客自動車運送業」及び細分類4391「特定旅客自動車運送業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 乗合バス業、貸切バス業、特定旅客自動車運送業の旅客輸送

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7121-01、-011」を「5721-01、-011」に変更。

(注 意 点) バス事業の車両等における広告料は、本部門の国内生産額に含めない。

列コード	行コード	部門名称
5721-02	5721-021	ハイヤー・タクシー

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類432「一般乗用旅客自動車運送業」及び細分類4399「他に分類されない道路旅客運送業」の活動を範囲とする。

(品目例示) ハイヤー・タクシー業、軽車両による旅客輸送

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7121-02、-021」を「5721-02、-021」に変更。

(注 意 点) 自動車運転代行業は「6799-09、-099 その他の対個人サービス」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5722-01	5722-011	道路貨物輸送（自家輸送を除く。）

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類441「一般貨物自動車運送業」、442「特定貨物自動車運送業」、443「貨物軽自動車運送業」及び449「その他の道路貨物運送業」の活動を範囲とする。

(品目例示) トラック運送業（一般貨物（特別積合せ貨物含む。）、特定貨物、貨物軽自動車）、軽車両などによる貨物輸送

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「7122-01、-011 道路貨物輸送 (除自家輸送)」を「5722-01、-011 道路貨物輸送 (自家輸送を除く。)」にコード及び名称変更。

- (注 意 点) ① 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「5761-01、-011 貨物利用運送」に含める。
- ② 「郵便法」の改正により、平成17年表において「7311-01、-011 郵便・信書便」に含まれていた小包郵便物を本部門に統合。
- ③ 本部門の定義・範囲は前記とするが、用車料の受払は全て自部門取引となるので国内生産額には計上しない。
- ④ 平成17年表において、平成12年表の「7122-01、-011 道路貨物輸送」を「道路貨物輸送 (除自家輸送)」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
5731-01P	5731-011P	自家輸送 (旅客自動車)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 自己の需要に応じて、自家用自動車を使用して人の輸送 (マイカー輸送を除く。)を行う活動を範囲とする。

なお、貨物車を使用した旅客輸送も本部門に含める。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7131-01P、-011P」を「5731-01P、-011P」に変更。

(注 意 点) ① 国内生産額は、自家用自動車輸送に要した財・サービスに係る経費の積み上げにより計算する。

ただし、自家輸送に係る人件費が「9111-000 賃金・俸給」等の部門、車検・登録・車庫証明費用が「9411-000 間接税 (関税・輸入品商品税を除く。)」の範囲に含まれる等、粗付加価値部門に格付けられる経費は、付加価値を計上しない仮設部門である「自家輸送」部門に含めず、各列部門が、直接それぞれの粗付加価値部門に計上する。

② 各産業部門が自家輸送活動に要した経費の内訳を財・サービスにマトリッ

クスで示した「自家輸送マトリックス」(旅客及び貨物)を付帯表として作成する。

列コード	行コード	部門名称
5732-01P	5732-011P	自家輸送 (貨物自動車)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 自己の需要に応じて、自家用自動車を使用して貨物の輸送 (マイカーを除く。)を行う活動を範囲とする。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7132-01P、-011P」を「5732-01P、-011P」に変更。

(注 意 点) 「5731-01P、-011P 自家輸送 (旅客自動車)」に同じ。

列コード	行コード	部門名称
5741-01	5741-011	外洋輸送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類451「外航海運業」及び細分類4541「船舶貸渡業 (内航船舶貸渡業を除く。)」の活動を範囲とする。

(品目例示) 外国航路運輸業の旅客・貨物輸送

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7141-01、-011」を「5741-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 日本標準産業分類の細分類4541「船舶貸渡業 (内航船舶貸渡業を除く。)」は本部門の範囲とするが、用船料の受払は全て自部門取引となるので国内生産額には計上しない。ただし、外国の「海洋運送業」又は「船舶貸渡業」との間の用船は、国際収支のバランスからこれを計上し、そのうち、輸入 (用船料支払) 分は、自部門交点に計上するものとする。

② 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「5761-01、-011 貨物利用運送」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5742-01		沿海・内水面輸送
	5742-011	沿海・内水面旅客輸送
	5742-012	沿海・内水面貨物輸送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類452「沿海海運業」、453「内陸水運業」及び細分類4542「内航船舶貸渡業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 沿海旅客海運業(旅客定員12人以下の船舶によるものも含む。)の旅客輸送、沿海貨物海運業の貨物輸送、港湾旅客海運業の旅客輸送、河川水運業及び湖沼水運業の旅客・貨物輸送

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7142-01、-011～-012」を「5742-01、-011～-012」に変更。

(注 意 点) ① 日本標準産業分類の細分類4542「内航船舶貸渡業」は本部門の範囲とするが、用船料の受払は全て自部門取引となるので、国内生産額には計上しない。
② 利用運送業及び運送取次業が行う活動は本部門に含めず、「5761-01、-011貨物利用運送」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5743-01	5743-011	港湾運送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類481「港湾運送業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 一般港湾運送業、港湾荷役業、はしけ運送業、いかだ運送業

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7143-01、-011」を「5743-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5751-01		航空輸送
	5751-011	国際航空輸送
	5751-012	国内航空旅客輸送
	5751-013	国内航空貨物輸送
	5751-014	航空機使用事業

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類461「航空運送業」及び462「航空機使用業(航空運送業を除く)」の活動を範囲とする。

(品目例示) 航空運送業による国際・国内の旅客・貨物輸送、航空機使用事業(薬剤散布、航空写真撮影等)

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7151-01、-011～-014」を「5751-01、-011～-014」に変更。

(注 意 点) ① 日本標準産業分類の小分類461「航空運送業」は本部門の範囲とするが、国際航空輸送における用機料の受払は全て自部門取引となるので国内生産額には計上しない。ただし、外国の「航空運送業」等との間の用機(旅客チャーター及び貨物チャーター)は、国際収支のバランスからこれを計上し、そのうち、輸入(用機料支払)分は、自部門交点に計上するものとする。

② 利用運送業及び運送取次業の行う活動は本部門に含めず、「5761-01、-011貨物利用運送」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5761-01	5761-011	貨物利用運送

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類444「集配利用運送業」及び小分類482「貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)」の活動を範囲とする。

(品目例示) 利用運送業(第一種利用運送業)、集配利用運送業(第二種利用運送業)、運送取次業

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7161-01、-011」を「5761-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① 本部門の国内生産額は、他部門との

貨物運賃の重複計上を避けるため、運賃・料金収入から実運送機関への支払い運賃・料金を控除したものとする。

- ② 平成17年表において、平成12年表の「7161-01、-011 貨物運送取扱」を「貨物利用運送」に名称変更。

列コード	行コード	部門名称
5771-01	5771-011	倉庫

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類471「倉庫業(冷蔵倉庫業を除く)」、472「冷蔵倉庫業」及び協同組合倉庫の活動を範囲とする。

(品目例示) 普通倉庫業(野積倉庫、サイロ倉庫、タンク倉庫、危険品倉庫、トランクルームを含む。)、冷蔵倉庫業、水面木材倉庫業、農業協同組合倉庫、水産業協同組合倉庫、森林組合倉庫、中小企業等協同組合倉庫等の物品の保管・荷役

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7171-01、-011」を「5771-01、-011」に変更。

(注 意 点) 自家用の倉庫は各産業の活動に含めるが、協同組合倉庫については営業倉庫と同様の料金徴収が行われていることから、本部門の活動範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
5781-01	5781-011	こん包

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類484「こん包業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 荷造業、貨物こん包業、組立こん包業、工業製品組立こん包業、輸出こん包業

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7181-01、-011」を「5781-01、-011」に変更。

(注 意 点) 自家こん包活動については、各部門におけるこん包(包装)資材の投入として扱い、本部門には含めない。

列コード	行コード	部門名称
5789-01	5789-011	道路輸送施設提供

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4852「道路運送固定施設業」、4853「自動車ターミナル業」及び4854「貨物荷扱固定施設業」のうち道路輸送に係るもの、並びに小分類693「駐車場業」のうち自動車の保管を目的とする駐車場及び路面上に設置される駐車場を除いた活動を範囲とする。

(品目例示) 自動車道業、有料道路、有料橋、有料トンネル、自動車ターミナル、日本標準産業分類の細分類4854「貨物荷扱固定施設業」のうち道路輸送に係るもの、有料駐車場

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7189-01、-011」を「5789-01、-011」に変更。

(注 意 点) ① レンタカー及びリースカーは「6612-01、-011 貸自動車業」に含める。

② 駐車場のうち路上駐車場は必要な量の路外駐車場の整備がなされるまでの暫定的な措置とされていること、公安委員会が設置するパーキングメータ及びチケットは道路を有効に使用するための駐車時間規制を目的としていることから、本部門に含めず、「6112-01、-011 公務(地方)★★」の範囲とする。

列コード	行コード	部門名称
5789-02	5789-021	水運施設管理★★

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4854「貨物荷扱固定施設業」のうち荷役棧橋設備等の港湾関係分、4855「棧橋泊きよ業」、小分類361「上水道業」のうち船舶給水業及び細分類4899「他に分類されない運輸に附帯するサービス業」のうち海上保安部、航路標識事務所、海上交通センター等による水路情報提供活動を範囲とする。

(品目例示) 港湾・漁港の管理、水路情報の提供

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7189-02、-021」を「5789-02、-021」に変更。

- (注 意 点) ① 埠頭公社等が港湾区域内で行う一部施設の管理活動も本部門の範囲とする。
- ② とん税及び特別とん税については、本来、入港外航船の船長又は運航者が直接、税関に納付するものであるが、外洋輸送部門が港湾施設を使用する際のコストであるため、同部門から本部門に投入するものとし、本部門の経費として間接税に計上することで、国内生産額に含める。
- また、運河通行税及び灯台税についても、本部門の範囲とするが、輸入のみである。

列コード	行コード	部門名称
5789-03	5789-031	水運付帯サービス

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4899「他に分類されない運輸に付帯するサービス業」のうち検数業、検量業、運輸鑑定業、水先案内業、サルベージ業、海難救助業、綱取業、曳引船業の活動を範囲とする。

(品目例示) 水先、検数、検量、鑑定、サルベージ

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「7189-03、-031 その他の水運付帯サービス」を「5789-03、-031 水運付帯サービス」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
5789-04	5789-041	航空施設管理 (国公営) ★★

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4856「飛行場業」に相当する範囲のうち国及び地方公共団体が設置及び管理する空港、公共用ヘリポートの管理活動及び4899「他に分類されない運輸に付帯するサービス業」のうち航空無線標識所等の航空交通管制活動を範囲とする。

(品目例示) 空港管理、航空交通管制

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7189-04、-041」を「5789-04、-041」に変更。

- (注 意 点) 輸入 (外国の航空施設利用に係る支払い) は、「5789-05、-051 航空施設管理 (産業)」に計上する。

列コード	行コード	部門名称
5789-05	5789-051	航空施設管理 (産業)

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4856「飛行場業」に相当する範囲のうち国及び地方公共団体以外の行う活動を範囲とする。

(品目例示) 空港管理

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7189-05、-051」を「5789-05、-051」に変更。

- (注 意 点) 輸入 (外国の航空施設利用に係る支払い) は、全て本部門に計上する。

列コード	行コード	部門名称
5789-06	5789-061	航空付帯サービス

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類4899「他に分類されない運輸に付帯するサービス業」のうち航空交通管制活動以外の航空輸送に付帯する活動 (機内飲食物売上、運航サービス、乗客の乗降及び積み卸しに係る空港内の活動、航空燃料の管理及び給油手数料、その他航空に付帯した役務等) を範囲とする。

(品目例示) 航空機給油施設提供、利便施設提供、供給施設提供

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「7189-06、-061 その他の航空付帯サービス」を「5789-06、-061 航空付帯サービス」にコード及び名称変更。

- (注 意 点) 空港ターミナルビル等は「5511-02、-021 不動産賃貸業」に、空港外にわたる送迎バスは「5721-01、-011 バス」に、給油 (燃料販売) は「商業」に、航空機整備は「3592-10、-101 航空機修理」にそれぞれ含める。

列コード	行コード	部門名称
5789-09	5789-099	旅行・その他の運輸付帯サービス

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類791「旅行業」、483「運送代理店」、細分類4891「海運仲立業」及び4899「他に分類されない運輸に付帯するサービス業」のうち観光協会等の行う活動を範囲とする。

(品目例示) 旅行業、運送代理店、海運仲立業等の取扱

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「7189-09、-099 旅行・その他の運輸付帯サービス」を「5789-09、-099 旅行・その他の運輸付帯サービス」にコード及び名称変更。

(注 意 点) 本部門は、運輸業のうち他の部門に属さない産業を含む。

列コード	行コード	部門名称
5791-01	5791-011	郵便・信書便

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類491「郵便業(信書便事業を含む)」の活動及び861「郵便局」のうち郵便に係る活動を範囲とする。

(品目例示) 通常郵便物、信書便

(平成17年表からの変更点)

① 平成17年表のコード「7311-01、-011」を「5791-01、-011」に変更。

② 「郵便法」の改正により、平成17年表において本部門に含まれていた小包郵便物を、「5722-01、-011 道路貨物輸送(自家輸送を除く。)」に統合。

(注 意 点) ① 郵便物の輸送委託は、「5712-011 鉄道貨物輸送」、「5742-012 沿海・内水面貨物輸送」、「5751-011 国際航空輸送」及び「5751-013 国内航空貨物輸送」との交点に計上する。

② 平成17年表において、民間事業者による信書送達の活動を追加し、平成12年表の「7311-01、-011 郵便」を「郵便・信書便」に名称変更。

59 情報通信

列コード	行コード	部門名称
5911-01	5911-011	固定電気通信

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類371「固定電気通信業」(細分類3713「有線放送電話業」を除く。)の活動のうち自ら電気通信回線設備を設置して、電気通信サービスを提供する活動を範囲とする。

(品目例示) 電話、電信、電報、専用等

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7312-01、-011」を「5911-01、-011」に変更。

(注 意 点) 官公庁、電力、鉄道、航空、船舶等の自営の電信、電話等は本部門に含めない。

列コード	行コード	部門名称
5911-02	5911-021	移動電気通信

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類372「移動電気通信業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 携帯電話、PHS、衛星携帯電話、無線呼出し、船舶電話等

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7312-02、-021」を「5911-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5911-09	5911-099	その他の電気通信

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類371「固定電気通信業」(細分類3713「有線放送電話業」を除く。)の活動のうち自らは電気通信回線設備を設置しないで回線を借りる形で、電気通信サービスを提供する活動を範囲とする。

(品目例示) ISP(インターネット・サービス・プロバイダ)、IX(インターネット・エクスチェンジ)業、IDC(インターネット・データ・センター)業、インターネット接続サービス、音声蓄積サービス、ファックス蓄積サービス等

(平成17年表からの変更点)

- ① 平成17年表のコード「7312-03、-031」を「5911-09、-099」に変更。
- ② 平成17年表において「7341-01、-011 インターネット附随サービス」に含まれていたサーバ・ハウジング・サービス、サーバ・ホスティング・サービスを本部門に統合。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表の「7312-03、-031 その他の電気通信」のうちサーバ・ホスティング・サービスについては、「7341-01、-011 インターネット附随サービス」に分割特掲。

列コード	行コード	部門名称
5919-09	5919-099	その他の通信サービス

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類3713「有線放送電話業」、小分類373「電気通信に附帯するサービス業」及び862「郵便局受託業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 有線放送電話、電気通信受託業務、船舶電話受託業務、空港無線電話受託業務、移動無線センター、簡易郵便局の郵便事業、郵便切手類販売所(手数料)等

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7319-09、-099」を「5919-09、-099」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5921-01	5921-011	公共放送

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類381「公共放送業(有線放送業を除く)」及び細分類3823「衛星放送業」のうち公共放送の活動を範囲とする。

(品目例示) 日本放送協会によるテレビジョン・ラジオ・衛星放送

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7321-01、-011」を「5921-01、-011」に変更。

(注 意 点) 日本放送協会所属の放送技術研究所及び放送文化研究所も本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
5921-02	5921-021	民間放送

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類382「民間放送業(有線放送業を除く)」の活動(ただし、細分類3823「衛星放送業」のうち公共放送の活動を除く。)を範囲とする。

なお、国内生産額には広告料収入を含める。

(品目例示) 広告料収入又は有料放送収入によるテレビジョン・ラジオ・衛星放送

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7321-02、-021」を「5921-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5921-03	5921-031	有線放送

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類383「有線放送業」の活動を範囲とする。

なお、国内生産額には広告料収入を含める。

(品目例示) 有線テレビジョン放送、有線ラジオ放送

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7321-03、-031」を「5921-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5931-01		情報サービス
	5931-011	ソフトウェア業
	5931-012	情報処理・提供サービス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類391「ソフトウェア業」及び392「情報処理・提供サービス業」、独立行政法人科学技術振興機構の文献情報提供勘定、輸出入・港湾関連情報処理センターの活動を範囲とする。

(品目例示) ソフトウェア業:受注ソフトウェア開発、業務用パッケージ、ゲームソフト、その他のソフトウェア

情報処理・提供サービス業:受託計算サービス、計算センター、マシンタイム

サービス、データ入力サービス、経済情報提供サービス、不動産情報提供サービス、気象情報提供サービス、交通運輸情報提供サービス、市場調査、世論調査

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7331-01、-011～-012」を「5931-01、-011～-012」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表のコード「8512-01、-011～-012」を「7331-01、-011～-012」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5941-01	5941-011	インターネット附随サービス

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類401「インターネット附随サービス業」の活動を範囲とする。

なお、国内生産額には広告料収入を含める。

(品目例示) A S P (アプリケーション・サービス・プロバイダ)、電子認証、情報ネットワーク・セキュリティ・サービス、ポータルサイト運営等

(平成17年表からの変更点)

① 平成17年表のコード「7341-01、-011」を「5941-01、-011」に変更。

② 平成17年表において本部門に含まれていたサーバ・ハウジング・サービス、サーバ・ホスティング・サービスを「5911-09、-099 その他の電気通信」に統合。

(注 意 点) 平成17年表において、日本標準産業分類の改定に伴い本部門を新設。平成12年表の「7312-03、-031 その他の電気通信」のうちサーバ・ホスティング・サービスについて本部門に分割特掲。

列コード	行コード	部門名称
5951-01	5951-011	映像・音声・文字情報制作業

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類411「映像情報制作・配給業」、412「音声情報制作業」、415「広告制作業」及び416「映像・音

声・文字情報制作に附帯するサービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 映画の制作・配給、ビデオ制作・発売、テレビ番組制作、テレビコマーシャル制作、レコード制作、音楽出版、ラジオ番組制作、広告制作(印刷物にかかるもの)、共同通信社、時事通信社、新聞社支局(印刷発行を行わないもの)、貸スタジオ、プリプロダクション、ポストプロダクション

(平成17年表からの変更点)

① 平成23年表において、平成17年表の「8519-09、-099 その他の対事業所サービス」に含まれていた音声情報制作業、その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業のうち音声・文字情報制作に係る活動及び広告制作、並びに「7351-04、-041 ニュース供給・興信所」に含まれていたニュース供給を本部門に統合。

② 平成23年表において、平成17年表の「7351-01、-011 映像情報制作・配給業」を「5951-01、-011 映像・音声・文字情報制作業」にコード及び名称変更。

③ 平成17年表において、平成12年表の「8611-01、-011 映画・ビデオ制作・配給業」を「7351-01、-011 映像情報制作・配給業」にコード及び名称変更。

(注 意 点) ① DVD等の生産活動は、「3919-06、-061 情報記録物」に含める。

② 日本標準産業分類の細分類7091「映画・演劇用品賃貸業」は、列部門「6611-01 物品賃貸業(貸自動車を除く。)」及び行部門「6611-015 スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業」に含める。

列コード	行コード	部門名称
5951-02	5951-021	新聞

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類413「新聞業」の生産活動を範囲とする。

なお、国内生産額には広告料収入を含める。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7351-02、-021」を「5951-02、-021」に変更。

(注 意 点) ① 電子メディアも本部門に含める。

② 平成17年表において、平成12年表のコード「1911-01、-011」を「7351-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
5951-03	5951-031	出版

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類414「出版業」の活動を範囲とする。

なお、国内生産額には広告料収入を含める。

(品目例示) 書籍、雑誌、定期刊行物、その他の出版

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「7351-03、-031」を「5951-03、-031」に変更。

(注 意 点) ① 電子メディアも本部門に含める。

② 平成17年表において、平成12年表のコード「1911-03、-031」を「7351-03、-031」に変更。

61 公務

列コード	行コード	部門名称
6111-01	6111-011	公務(中央)★★

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) おおむね日本標準産業分類の中分類97「国家公務」の活動であり、中央政府の一般会計及び特別会計並びに政府関係機関のうち、政府サービス生産者として分類される中央政府関係の政府サービス生産者から「準公務」及び「社会保障基金」に格付けされる各部門を除いたものを範囲とする。

(品目例示) 「[参考8]平成23年(2011年)産業連関表における中央政府、地方政府、独立行政法人、特殊法人、認可法人等の扱い」の「公務」の項を参照のこと。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8111-01、-011」を「6111-01、-011」に変更。

(注 意 点) 自衛隊の活動も本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
6112-01	6112-011	公務(地方)★★

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) おおむね日本標準産業分類の中分類98「地方公務」の活動であり、普通地方公共団体及び特別地方公共団体のうち、政府サービス生産者として分類される地方政府関係の政府サービス生産者から「準公務」及び「社会保障基金」に格付けされる各部門を除いたものを範囲とする。

(品目例示) 「[参考8]平成23年(2011年)産業連関表における中央政府、地方政府、独立行政法人、特殊法人、認可法人等の扱い」の「公務」の項を参照のこと。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8112-01、-011」を「6112-01、-011」に変更。

63 教育・研究

列コード	行コード	部門名称
6311-01	6311-011	学校教育（国公立）★★

（担当府省庁） 文部科学省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類811「幼稚園」、812「小学校」、813「中学校」、814「高等学校、中等教育学校」、815「特別支援学校」、816「高等教育機関」及び817「専修学校、各種学校」のうち、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体及び公立大学法人が設置する学校の活動を範囲とする。

（品目例示） 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校、各種学校

（平成17年表からの変更点）

平成17年表のコード「8211-01、-011」を「6311-01、-011」に変更。

（注 意 点）① 学校に附属する図書館は本部門に含めるが、学校に附属する病院及び研究機関はそれぞれ「医療」、「研究機関」に含める。
② 平成17年表において、平成12年表で本部門に含まれていた放送大学学園の活動を「8211-02、-021 学校教育（私立）★」に統合。

列コード	行コード	部門名称
6311-02	6311-021	学校教育（私立）★

（担当府省庁） 文部科学省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類811「幼稚園」、812「小学校」、813「中学校」、814「高等学校、中等教育学校」、815「特別支援学校」、816「高等教育機関」及び817「専修学校、各種学校」のうち、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体及び公立大学法人以外の者が設置する学校の活動を範囲とする。

（品目例示） 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校、各種学校

（平成17年表からの変更点）

平成17年表のコード「8211-02、-021」を「6311-02、-021」に変更。

（注 意 点）① 学校に附属する図書館は本部門に含めるが、学校に附属する病院及び研究機関はそれぞれ「医療」、「研究機関」に含める。
② 平成17年表において、平成12年表で「8211-01、-011 学校教育（国公立）★★」に含まれていた放送大学学園の活動を本部門に統合。

列コード	行コード	部門名称
6312-01	6312-011	社会教育（国公立）★★

（担当府省庁） 文部科学省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類821「社会教育」のうち国・地方公共団体及び独立行政法人が設置する社会教育施設の活動を範囲とする。具体的には、学校の教育課程として行われる教育活動外の組織的な教育活動である。

（品目例示） 公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、青少年教育施設（青年の家、少年自然の家等）、社会通信教育、女性教育会館等

（平成17年表からの変更点）

平成17年表のコード「8213-01、-011」を「6312-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6312-02	6312-021	社会教育（非営利）★

（担当府省庁） 文部科学省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類821「社会教育」のうち国・地方公共団体及び独立行政法人以外の者が設置する社会教育施設の活動を範囲とする。具体的には、学校の教育課程として行われる教育活動外の組織的な教育活動である。

（品目例示） 公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、青少年教育施設（青年の家、少年自然の家等）、社会通信教育、女性教育会館等

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8213-02、-021」を「6312-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6312-03	6312-031	その他の教育訓練機関（国公立）★★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類8221「職員教育施設・支援業」のうち国・地方公共団体及び独立行政法人が設置する職員訓練施設並びに8222「職業訓練施設」の活動を範囲とする。

(品目例示) 航空保安大学校、防衛大学校、警察大学校、自治大学校、気象大学校、消防大学校、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人航海訓練所等

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8213-03、-031」を「6312-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6312-04	6312-041	その他の教育訓練機関（産業）

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類8221「職員教育施設・支援業」のうち国・地方公共団体及び独立行政法人以外の者が設置する職員訓練施設並びに8299「他に分類されない教育、学習支援業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 社員教育受託業、歯科衛生士養成所（専修学校、各種学校でないもの）、料理学校（専修学校、各種学校でないもの）、洋裁学校（専修学校、各種学校でないもの）、自動車教習所（専修学校、各種学校でないもの）等

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8213-04、-041」を「6312-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6321-01	6321-011	自然科学研究機関（国公立）★★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類711「自然科学研究所」の活動のうち国・地方公共団体の研究機関及び独立行政法人等が設置する研究機関が行う自然科学に関する実験、試験、研究等の活動を範囲とする。

(品目例示) 独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人医薬基盤研究所、理学研究所、工学研究所、農学研究所、医学・薬学研究所等

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8221-01、-011」を「6321-01、-011」に変更。

(注 意 点) 国公立学校に附属して設置されている研究機関の活動は、本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
6321-02	6321-021	人文科学研究機関（国公立）★★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類712「人文・社会科学研究所」の活動のうち国・地方公共団体の研究機関及び独立行政法人等が設置する研究機関が行う人文科学に関する実験、試験、研究等の活動を範囲とする。

(品目例示) 国立教育政策研究所、国立国語研究所、国立社会保障・人口問題研究所、独立行政法人労働政策研究・研修機構等

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8221-02、-021」を「6321-02、-021」に変更。

(注 意 点) 国公立学校に附属して設置されている研究機関の活動は、本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
6321-03	6321-031	自然科学研究機関（非営利）★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類711「自然科学研究所」の活動のうち私立学校に附属して設置されている研究機関などの非営利

の民間法人が設置する研究機関が行う自然科学に関する実験、試験、研究等の活動を範囲とする。

(品目例示) 理学研究所、工学研究所、農学研究所、医学・薬学研究所等

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8221-03、-031」を「6321-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6321-04	6321-041	人文科学研究機関 (非営利) ★

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類712「人文・社会科学研究所」の活動のうち私立学校に附属して設置されている研究機関などの非営利の民間法人が設置する研究機関が行う人文科学に関する実験、試験、研究等の活動を範囲とする。

(品目例示) 東洋文化研究所、社会科学研究所等

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8221-04、-041」を「6321-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6321-05	6321-051	自然科学研究機関 (産業)

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類711「自然科学研究所」の活動のうち下記①、②を除く機関の自然科学に関する実験、試験、研究等を範囲とする。

- ① 国・地方公共団体の研究機関及び独立行政法人が設置する研究機関 (国公立学校に附属して設置されている研究機関を含む。)
- ② 私立学校に附属して設置されている研究機関などの非営利の民間法人が設置する研究機関

(品目例示) 理学研究所、工学研究所、農学研究所、医学・薬学研究所等

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8221-05、-051」を「6321-05、-051」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6321-06	6321-061	人文科学研究機関 (産業)

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類712「人文・社会科学研究所」の活動のうち下記①、②を除く機関の人文科学に関する調査、研究等を範囲とする。

- ① 国・地方公共団体の研究機関及び独立行政法人が設置する研究機関 (国公立学校に附属して設置されている研究機関を含む。)
- ② 私立学校に附属して設置されている研究機関などの非営利の民間法人が設置する研究機関

(品目例示) 人文科学研究所、社会科学研究所等

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8221-06、-061」を「6321-06、-061」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6322-01	6322-011	企業内研究開発

(担当府省庁) 文部科学省

(定義・範囲) 企業が、事物・機能・現象などについて新しい知識を得るために、あるいは、既存の知識の新しい活用の道を開くために行う創造的な努力及び探求の活動を範囲とする。

なお、企業が製品 (商品) の生産・製造工程などに関する開発や技術的改善を図るために行う研究開発の活動も含む。

- (品目例示) ① 企業の研究所・研究部などで行われる本来的な活動研究に必要な思索、考案、情報・資料の収集、試作、実験、検査、分析、報告などをいう。したがって、研究の実施に必要な機械、器具、装置などの工作、動植物の育成、文献調査などの活動を含む。
- ② 企業の研究所以外、例えば、生産現場である工場などでは、上記①の活動及びパイロットプラント、プロトタイプモデルの設計・製作及びそれによる試験の活動

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8222-01、-011」

を「6322-01、-011」に変更。

(注 意 点) 科学技術研究調査の「企業」の研究活動のうち、特殊法人の行う活動を除いたものを範囲とする。

64 医療・福祉

列コード	行コード	部門名称
6411-01	6411-011	医療（入院診療）

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類831「病院」及び細分類8321「有床診療所」における一般診療のうち入院診療の活動を範囲とする。

なお、病院及び一般診療所内での歯科診療は「医療（歯科診療）」に含める。また、介護保険によるサービスは「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

(品目例示) 一般診療（入院診療（歯科診療は除く。））

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「8311-01、-011 医療（国公立）」、「8311-02、-021 医療（公益法人等）」、「8311-03、-031 医療（医療法人等）」を再編。

(注 意 点) 93SNAへの対応として、平成7年表において、活動主体分類を見直すとともに、「消費概念の2元化」への対応として、従来家計が帰属的に消費支出する扱いとしていた政府及び医療保険の医療給付分等を、政府の消費支出へ移した。

列コード	行コード	部門名称
6411-02	6411-021	医療（入院外診療）

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類831「病院」及び832「一般診療所」における一般診療のうち、入院外診療、保健予防活動及び医療相談等の活動を範囲とする。

なお、病院及び一般診療所内での歯科診療は「医療（歯科診療）」に含める。また、介護保険によるサービスは「介護（施設サービス）」、「介護（施設サービスを除く。）」に含める。

(品目例示) 一般診療（入院外診療（歯科診療は除く。））

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「8311-01、-011 医療(国公立)」、「8311-02、-021 医療(公益法人等)」、「8311-03、-031 医療(医療法人等)」を再編。

(注 意 点) 93 S N Aへの対応として、平成7年表において、活動主体分類を見直すとともに、「消費概念の2元化」への対応として、従来家計が帰属的に消費支出する扱いとしていた政府及び医療保険の医療給付分等を、政府の消費支出へ移した。

列コード	行コード	部門名称
6411-03	6411-031	医療(歯科診療)

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類831「病院」及び833「歯科診療所」における歯科診療及び各種歯科検診等の活動を範囲とする。
なお、介護保険によるサービスは、「介護(施設サービス)」、「介護(施設サービスを除く。)」に含める。

(品目例示) 歯科診療の活動の範囲

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「8311-01、-011 医療(国公立)」、「8311-02、-021 医療(公益法人等)」、「8311-03、-031 医療(医療法人等)」を再編。

(注 意 点) 93 S N Aへの対応として、平成7年表において、活動主体分類を見直すとともに、「消費概念の2元化」への対応として、従来家計が帰属的に消費支出する扱いとしていた政府及び医療保険の医療給付分等を、政府の消費支出へ移した。

列コード	行コード	部門名称
6411-04	6411-041	医療(調剤)

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類6033「調剤薬局」における調剤の活動を範囲とする。
なお、介護保険によるサービスは「介護(施設サービス)」、「介護(施設サービスを除く。)」に含める。

(品目例示) 薬局、調剤薬局及びファーマシーでの調剤行為

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「8311-01、-011 医療(国公立)」、「8311-02、-021 医療(公益法人等)」、「8311-03、-031 医療(医療法人等)」を再編。

(注 意 点) 93 S N Aへの対応として、平成7年表において、活動主体分類を見直すとともに、「消費概念の2元化」への対応として、従来家計が帰属的に消費支出する扱いとしていた政府及び医療保険の医療給付分等を、政府の消費支出へ移した。

列コード	行コード	部門名称
6411-05	6411-051	医療(その他の医療サービス)

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類834「助産・看護業」、835「療術業」及び836「医療に付随するサービス業」の活動を範囲とする。また、病院及び一般診療所が行う訪問看護サービスは本部門に含む。

なお、介護保険によるサービスは「介護(施設サービス)」、「介護(施設サービスを除く。)」に含める。

(品目例示) 助産所、訪問看護ステーション、施術所、アイバンク、骨髄バンク、衛生検査所、滅菌業(医療用器材)、臨床検査業等

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「8311-01、-011 医療(国公立)」、「8311-02、-021 医療(公益法人等)」、「8311-03、-031 医療(医療法人等)」を再編。

(注 意 点) 93 S N Aへの対応として、平成7年表において、活動主体分類を見直すとともに、「消費概念の2元化」への対応として、従来家計が帰属的に消費支出する扱いとしていた政府及び医療保険の医療給付分等を、政府の消費支出へ移した。

列コード	行コード	部門名称
6421-01	6421-011	保健衛生(国公立)★★

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類841「保健所」、842「健康相談施設」及び849「その

他の保健衛生」のうち、国及び地方公共団体による活動を範囲とする。

(品目例示) 保健所、健康相談所、検疫所(動、植物を除く)、検査業(寄生虫卵、水質)、食肉衛生検査所、犬管理所、犬管理事務所

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8312-01、-011」を「6421-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6421-02	6421-021	保健衛生(産業)

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類842「健康相談施設」及び849「その他の保健衛生」のうち、国及び地方公共団体以外の者が行う活動を範囲とする。

(品目例示) 健康相談施設、検査業(寄生虫卵、水質)、食肉衛生検査業、消毒業(物品、電話機)、犬管理所、犬管理事務所

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8312-02、-021」を「6421-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6431-01	6431-011	社会保険事業★★

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類851「社会保険事業団体」による活動を範囲とする。

(品目例示) 国民年金、厚生年金、共済年金、健康保険、介護保険、労働保険、国民年金基金・連合会、厚生年金基金、企業年金基金・連合会等の社会保険事務

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「8313-01、-011 社会保険事業(国公立)★★」と「8313-02、-021 社会保険事業(非営利)★」を統合し、「6431-01、-011 社会保険事業★★」とする。

(注 意 点) ① 以下の社会保障基金に該当しないものを含む。

国民年金基金、国民年金基金連合会、厚生年金基金、企業年金基金、企業年金連合会、農業者年金基金(旧年金を除く。)、独立行政法人中小企業

基盤整備機構(小規模企業共済勘定)、独立行政法人勤労者退職金共済機構

② 社会保険事業団体が被保険者及びその家族のために行う保養所、宿泊施設等の活動は、「6711-01、-011 宿泊業」に含める。

列コード	行コード	部門名称
6431-02	6431-021	社会福祉(国公立)★★

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類8229「その他の職業・教育支援施設」のうち児童自立支援施設、小分類852「福祉事務所」、853「児童福祉事業」、854「老人福祉・介護事業」、855「障害者福祉事業」、859「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」のうち、国・地方公共団体等による社会福祉施設サービス活動及び社会福祉地域サービス活動を範囲とする。

なお、介護保険によるサービスは「介護(施設サービス)」、「介護(施設サービスを除く。)」に含める。

(品目例示) 社会福祉事務所、保育所、児童相談所、児童厚生施設(児童館)、児童養護施設、児童自立支援施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、障害者支援施設、自立訓練事業所

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8313-03、-031」を「6431-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6431-03	6431-031	社会福祉(非営利)★

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類8229「その他の職業・教育支援施設」のうち児童自立支援施設、小分類853「児童福祉事業」、854「老人福祉・介護事業」、855「障害者福祉事業」、859「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」のうち、社会福祉法人等の社会福祉施設サービス活動及び社会福祉地域サービス活動を範囲とする。

なお、介護保険によるサービスは「介護(施設サービス)」、「介護(施設サービスを除く。)」に含める。

(品目例示) 保育所、児童厚生施設(児童館)、児童養護施設、児童自立支援施設、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、障害者支援施設、自立訓練事業所、更生保護施設

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8313-04、-041」を「6431-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6431-04	6431-041	社会福祉(産業)

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類853「児童福祉事業」、854「老人福祉・介護事業」、855「障害者福祉事業」、859「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」のうち、会社、個人等による社会福祉施設サービス活動及び社会福祉地域サービス活動を範囲とする。

なお、介護保険によるサービスは「介護(施設サービス)」、「介護(施設サービスを除く。)」に含める。

(品目例示) 保育所、有料老人ホーム、ケアハウス、障害者支援施設

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8313-05、-051」を「6431-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6441-01	6441-011	介護(施設サービス)

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類831「病院」、832「一般診療所」、833「歯科診療所」、細分類8342「看護業」、小分類835「療術業」及び854「老人福祉・介護事業」のうち、介護保険による施設サービスの活動を範囲とする。

(品目例示) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「8314-02、-021 介護(施設)」を「6441-01、-011 介護(施設サービス)」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
6441-02	6441-021	介護(施設サービスを除く。)

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類831「病院」、832「一般診療所」、833「歯科診療所」、細分類8342「看護業」、小分類835「療術業」及び854「老人福祉・介護事業」のうち、介護保険による施設サービス以外の活動を範囲とする。

(品目例示) 居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「8314-01、-011 介護(居宅)」を「6441-02、-021 介護(施設サービスを除く。)」にコード及び名称変更。

(注 意 点) 「居宅サービス」は、訪問介護、訪問看護、通所介護、短期入所サービス等、「地域密着型サービス」は、小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型共同生活介護等、「介護予防サービス」は、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリ、介護予防訪問介護等、「地域密着型介護予防サービス」は、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護等を含む。

65 その他の非営利団体サービス

列コード	行コード	部門名称
6599-01	6599-011	対企業民間非営利団体

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類871「農林水産業協同組合（他に分類されないもの）」、872「事業協同組合（他に分類されないもの）」、931「経済団体」の活動の範囲のうち、それが促進しようとしている利益に関連した企業の団体によって設立された民間非営利団体の活動を範囲とする。

なお、日本標準産業分類の小分類871「農林水産業協同組合（他に分類されないもの）」及び872「事業協同組合（他に分類されないもの）」の活動のうち、購買・販売等の営利目的の活動は卸売業・小売業等の活動部門に含め、本部門には含めない。

(品目例示) 織物協同組合、商工会議所、経済団体連合会、生命保険協会、全国銀行協会、日本税理士会連合会、全国中小企業団体中央会、全国農業会議所等

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8411-01、-011」を「6599-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6599-02	6599-021	対家計民間非営利団体（別掲を除く。）★

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類94「宗教」、小分類932「労働団体」、933「学術・文化団体」、934「政治団体」、939「他に分類されない非営利的団体」及び951「集会場」の活動を範囲とし、家計に対して無償、または経済的に意味のない価格でサービスを提供する民間非営利団体の活動を含む。

(品目例示) 宗教団体、労働団体、学術団体、文化団体、政治団体、学士会、囲碁連盟、県民会館、文化会館

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「8411-02、-021 対家計民間非営利団体（除別掲）★」を「6599-02、-021 対家計民間非営利団体（別掲を除く。）★」にコード及び名称変更。

(注 意 点) 対家計民間非営利サービス生産者（★）として個別に設定されている部門の範囲を除く。

66 対事業所サービス

列コード	行コード	部門名称
6611-01		物品賃貸業（貸自動車を除く。）
	6611-011	産業用機械器具（建設機械器具を除く。）賃貸業
	6611-012	建設機械器具賃貸業
	6611-013	電子計算機・同関連機器賃貸業
	6611-014	事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業
	6611-015	スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業

（担当府省庁） 経済産業省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類701「各種物品賃貸業」、702「産業用機械器具賃貸業」、703「事務用機械器具賃貸業」、705「スポーツ・娯楽用品賃貸業」及び709「その他の物品賃貸業」の活動を範囲とする。

（品目例示） 産業用機械器具（建設機械器具を除く。）賃貸業：農業機械器具賃貸業、通信機械器具賃貸業、電話交換機賃貸業、医療機械器具賃貸業、鉱山機械器具賃貸業、金属工作機械賃貸業、金属加工機械賃貸業、プラスチック成形加工機械賃貸業、電動機賃貸業、計測器賃貸業、自動販売機（コインオペレータ）賃貸業、陳列棚賃貸業、荷役運搬機械設備賃貸業、コンテナ賃貸業、パレット賃貸業、ボウリング機械設備賃貸業

建設機械器具賃貸業：建設機械器具賃貸業、土木機械器具賃貸業、パワーショベル賃貸業、建設用クレーン賃貸業

電子計算機・同関連機器賃貸業：電子計算機賃貸業、電子計算機関連機器賃貸業

事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業：事務用機械器具賃貸業、電子式複写機賃貸業、会計機械賃貸業、金銭登録機賃貸業、ファイリングシステム用器具賃貸業

スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業：スポーツ用品賃貸業、スキー用品賃貸業、スケート靴賃貸業、貸自転車業、運動会用具賃貸業、貸テント業、貸ヨット業、貸モータボート業、映画用諸道具

賃貸業、演劇用諸道具賃貸業、映写機賃貸業、映画フィルム賃貸業、貸衣しょう業、貸ビデオ業、貸本屋、貸楽器業、貸美術品業、貸ふとん業、貸植木業、貸花環業、医療・福祉用具賃貸業

（平成17年表からの変更点）

平成17年表の「8512-01 物品賃貸業（除貸自動車）」を「6611-01 物品賃貸業（貸自動車を除く。）」に、「8512-011 産業用機械器具（除建設機械器具）賃貸業」を「6611-011 産業用機械器具（建設機械器具を除く。）賃貸業」に、「8512-014 事務用機械器具（除電算機等）賃貸業」を「6611-014 事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業」にコード及び名称変更。また、平成17年のコード「8512-012～-013、-015」を「6611-012～-013、-015」に変更。

（注 意 点）① 日本標準産業分類の小分類701「各種物品賃貸業」の活動は、賃貸物品ごとにそれぞれの物品賃貸業の活動に分割して含める。

なお、介護保険による福祉用具貸与は、本部門から「6441-02 介護（施設サービスを除く。）」を迂回して産出される。

② 平成17年表において、平成12年表のコード「8513-01、-011～-015」を「8512-01、-011～-015」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6612-01	6612-011	貸自動車業

（担当府省庁） 国土交通省

（定義・範囲） 日本標準産業分類の小分類704「自動車賃貸業」の活動を範囲とする。

（品目例示） レンタカー業、自動車リース業

（平成17年表からの変更点）

平成17年表のコード「8513-01、-011」を「6612-01、-011」に変更。

（注 意 点） 平成17年表において、平成12年表のコード「8514-01、-011」を「8513-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6621-01		広告
	6621-011	テレビ・ラジオ広告
	6621-012	新聞・雑誌・その他の広告

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類731「広告業」の活動を範囲とする。

なお、広告媒体を提供する他の産業部門（民間放送、新聞、出版等）の広告活動も本部門の範囲とする。

(品目例示) 新聞・雑誌・その他の広告：新聞広告、雑誌広告、DM広告、屋外広告、交通広告、インターネット広告、折込み広告

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8511-01、-011～-012」を「6621-01、-011～-012」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6631-10	6631-101	自動車整備

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類891「自動車整備業」の整備・修理・再生の活動を範囲とする。

(平成17年表からの変更点)

- ① 平成17年表の「8514-10、-101 自動車修理」を「6631-10、-101 自動車整備」にコード及び名称変更。
- ② 自動車検査独立行政法人の行う自動車検査業務は本部門に含める。

(注 意 点) ① 二輪自動車及び三輪自動車の整備は本部門に含める。

② 自動車タイヤの再生業及び更正業は、「2221-01、-011 タイヤ・チューブ」に含める。

③ 平成17年表において、平成12年表のコード「8515-10、-101」を「8514-10、-101」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6632-10	6632-101	機械修理

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類901「機械修理業（電気機械器具を除く）」のうち空港

等で行われる航空機整備を除く活動及び902「電気機械器具修理業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 一般機械修理、建設・鉱山機械整備・修理、電気機械修理、産業用運搬車両修理、光学機械修理

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8515-10、-101」を「6632-10、-101」に変更。

(注 意 点) ① 平成17年表において、平成12年表のコード「8516-10、-101」を「8515-10、-101」に変更。

② 空港等で行われる航空機整備の活動は、「3592-10、-101 航空機修理」に含める。

列コード	行コード	部門名称
6699-01	6699-011	法務・財務・会計サービス

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類721「法律事務所、特許事務所」、細分類7221「公証人役場、司法書士事務所」及び小分類724「公認会計士事務所、税理士事務所」の活動を範囲とする。

(品目例示) 法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所

(17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8519-02、-021」を「6699-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6699-02	6699-021	土木建築サービス

(担当府省庁) 国土交通省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類742「土木建築サービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 設計監督業、建物設計製図業、建設コンサルタント業、測量業、地質調査業

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8519-03、-031」を「6699-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6699-03	6699-031	労働者派遣サービス

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類912「労働者派遣業」の活動を範囲とする。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8519-04、-041」を「6699-03、-031」に変更。

(注 意 点) (1) 平成17年表から、「労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律」等の改正（平成16年3月1日施行）のため、労働者派遣サービスの対象業務の範囲が拡大された。

(2) 次の業務については労働者派遣サービスの提供を行うことが出来ない。①港湾運送業務、②建設業務、③警備業務、④病院等における医療関連の業務（一部を除く。）など

なお、産業連関表では本社等の管理、補助的経済活動を各部門に含めて計上しているため、上記①～④と密接に関わる部門においても、事務等の業務で労働者派遣サービスを投入することはあり得る。

列コード	行コード	部門名称
6699-04	6699-041	建物サービス

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類922「建物サービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) ビルメンテナンス業、ビルサービス業、床磨き業、ガラスふき業、煙突掃除業、住宅消毒業、害虫駆除業、ビル清掃業、建築物飲料水管理業、建築物清掃業、建築物排水管清掃業

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8519-01、-011」を「6699-04、-041」に変更。

(注 意 点) 鉄道、船舶に関する消毒活動を本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
6699-05	6699-051	警備業

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類923「警備業」の活動を範囲とする。

(品目例示)

施設警備：施設警備業務、巡回警備業務、保安警備業務、空港保安警備業務、機械警備業務

雑踏警備：交通誘導警備業務、雑踏警備業務

運搬警備：貴重品運搬警備業務、核燃料物質等危険物運搬警備業務

身辺警備業務

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「8519-09、-099 その他の対事業所サービス」から分割し特掲。

列コード	行コード	部門名称
6699-09	6699-099	その他の対事業所サービス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類7222「土地家屋調査士事務所」、小分類723「行政書士事務所」、725「社会保険労務士事務所」、726「デザイン業」、細分類7281「経営コンサルタント業」、小分類729「その他の専門サービス業」、743「機械設計業」、744「商品・非破壊検査業」、745「計量証明業」、749「その他の技術サービス業」、911「職業紹介業」、921「速記・ワープロ入力・複写業」、929「他に分類されない事業サービス業」、特許特別会計、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の資源備蓄事業を除く活動を範囲とする。

(品目例示)

速記業、あて名書き業、複写業、マイク写真業、商品検査業、生糸検査所、質量計量証明業、環境測定分析業、金属・鉱物分析業、民営職業紹介業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、プラントエンジニアリング業、パーティ請負業、レッカー車業、LPG充てん業、温泉供給業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業、行政書士業、不動産鑑定業、土地家屋調査士、

司会業、通訳業、興信所、信用調査所

(平成17年表からの変更点)

- ① 平成17年表において「7351-04、-041 ニュース供給・興信所」に含まれていた興信所を本部門に統合。
- ② 平成17年表において本部門に含まれていた音声情報制作業、その他の映像・音声・文字情報制作に附随するサービスのうち音声・文字情報制作に係る活動及び広告制作業の活動を「5951-01、-011 映像・音声・文字情報制作業」に統合。
- ③ 平成17年表において本部門に含まれていた警備業を分割特掲し、「6699-05、-051 警備業」を新設。
- ④ 平成17年表のコード「8519-09、-099」を「6699-09、-099」に変更。

(注 意 点) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の行う資源備蓄事業は、「5111-01、-011 卸売」に含める。

67 対個人サービス

列コード	行コード	部門名称
6711-01	6711-011	宿泊業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類751「旅館、ホテル」、752「簡易宿所」、753「下宿業」及び759「その他の宿泊業」のうち会社の寄宿舍、学生寮等を除いた宿泊所の活動を範囲とする。

(品目例示) ホテル、旅館、国民宿舎、モーテル、簡易宿泊所、ベッドハウス、山小屋、下宿屋、会員宿泊所、共済組合宿泊所、保養所、ユースホステル、リゾートクラブ、合宿所

(平成17年表からの変更点)

- ① 日本標準産業分類の細分類7592「リゾートクラブ」を本部門に含める。
- ② 平成17年表のコード「8613-01、-011」を「6711-01、-011」に変更。

- (注 意 点) ① 旅館、ホテルの土産物販売は、本部門に含めず、「5112-01、-011 小売」に含める。
- ② 日本標準産業分類の細分類7599「他に分類されない宿泊業」のうち会社の寄宿舍、会社の独身寮、学生寮の活動は、「5531-01、-011 住宅賃貸料(帰属家賃)」に含める。
- ③ 宿泊サービスに含まれて提供される飲食サービスは本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
6721-01	6721-011	飲食サービス

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類76「飲食店」(小分類760「管理、補助的経済活動を行う事業所(76飲食店)」を除く。)及び77「持ち帰り・配達飲食サービス業」(小分類770「管理、補助的経済活動を行う事業所(77持ち帰り・配達飲食サービス業)」を除く。)の活動を範囲とする。

(品目例示) 食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、

喫茶店、ハンバーガー店、持ち帰り飲食サービス、配達飲食サービス

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「8612-01、-011 一般飲食店(除喫茶店)」、「8612-02、-021 喫茶店」、「8612-03、-031 遊興飲食店」を統合した上で、「6112-01、-011 小売」に含まれていた持ち帰り・配達飲食サービスについても本部門の範囲とし、「6721-01、-011 飲食サービス」とする。

列コード	行コード	部門名称
6731-01	6731-011	洗濯業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類781「洗濯業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 洗濯業、クリーニング業、ランドリー業、クリーニング工場、洗濯物取次所、クリーニング取次所、リネンサプライ業、貸おむつ業、貸おしぼり業、貸ぞうきん業、貸モップ業

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8614-01、-011」を「6731-01、-011」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表の「8619-01、-011 洗濯・洗張・染物業」のうち洗張・染物業については、「8614-09、-099 その他の洗濯・理容・美容・浴場業」に分割特掲。

列コード	行コード	部門名称
6731-02	6731-021	理容業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類782「理容業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 理容店、理髪店、パーバー、床屋

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8614-02、-021」を「6731-02、-021」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6731-03	6731-031	美容業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類783「美容業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 美容室、美容院、ビューティーサロン

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8614-03、-031」を「6731-03、-031」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表の「8619-03、-031 美容業」のうち美顔業、マニキュア業、ペディキュア業、ビューティードックについては、「8614-09、-099 その他の洗濯・理容・美容・浴場業」に分割特掲。

列コード	行コード	部門名称
6731-04	6731-041	浴場業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類784「一般公衆浴場業」及び785「その他の公衆浴場業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 銭湯業、温泉浴場業、蒸しぶろ業、砂湯業、サウナぶろ業、スパ業、鉱泉浴場業、健康ランド、スーパー銭湯

(平成17年表からの変更点)

① 日本標準産業分類の改定により、平成17年表において本部門に含まれていたソーブランド業を「6731-09、-099 その他の洗濯・理容・美容・浴場業」に統合。

② 平成17年表のコード「8614-04、-041」を「6731-04、-041」に変更。

(注 意 点) ヘルスセンターは「6741-09、-099 その他の娯楽」に含める。

列コード	行コード	部門名称
6731-09	6731-099	その他の洗濯・理容・美容・浴場業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類789「その他の洗濯・理容・美容・浴場業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 洗張業、染物業、エステティックサロ

ン、コインシャワー業、コインランドリー業、ネイルサロン、ソーブランド業

(平成17年表からの変更点)

- ① 日本標準産業分類の改定により、平成17年表において「8614-04、-041 浴場業」に含まれていたソーブランド業を本部門に統合。
- ② 平成17年表のコード「8614-09、-099」を「6731-09、-099」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、日本標準産業分類の改定に伴い本部門を新設。平成12年表の「8619-01、-011 洗濯・洗張・染物業」のうち洗張・染物業について、及び「8619-03、-031 美容業」のうち美顔術業、マニキュア業、ペディキュア業、ビューティードックについて本部門に分割特掲。

列コード	行コード	部門名称
6741-01	6741-011	映画館

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類801「映画館」の活動を範囲とする。

(品目例示) 映画館、映画劇場、野外映画劇場、映画館賃貸業、ミニ・シアター、ビデオ・シアター

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8611-01、-011」を「6741-01、-011」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6741-02	6741-021	興行場（映画館を除く。）・興行団

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類802「興行場（別掲を除く）、興行団」の活動を範囲とし、契約により出演又は自ら公演し、演劇、演芸、音楽、見世物、興行的スポーツなどの娯楽を提供する活動を含む。

(品目例示) 劇場、劇場附属オーケストラ・歌劇団・ダンシングチーム、寄席、相撲興行場、ボクシング場、野球場（プロ野球興行用）、劇団、芸能プロダクション、楽団、プロ野球団、プロレス協会

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「8611-02、-021 興行場（除別掲）・興行団」から「6741-02、-021 興行場（映画館を除く。）・興行団」にコード及び名称変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表の「8611-03、-031 劇場・興行場」と「8611-07、-071 興行団」を統合し、「8611-02、-021 興行場（除別掲）・興行団」とした。

列コード	行コード	部門名称
6741-03	6741-031	競輪・競馬等の競走場・競技団

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類803「競輪・競馬等の競走場、競技団」の活動を範囲とする。

(品目例示) 競輪場、競馬場、モータボート競走場、小型自動車競走場、競輪競技団、競馬競技団等

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8611-04、-041」を「6741-03、-031」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表のコード「8611-05、-051」を「8611-04、-041」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6741-04	6741-041	スポーツ施設提供業・公園・遊園地

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類804「スポーツ施設提供業」及び805「公園、遊園地」の活動を範囲とする。

(品目例示) スポーツ施設提供業（別掲を除く。）、体育館、ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、テニス場、バッティング・テニス練習場、フィットネスクラブ、プール、アイススケート場、公園、遊園地、テーマパーク

(平成17年表からの変更点)

- ① 平成17年表のコード「8611-05、-051」を「6741-04、-041」に変更。

② 日本標準産業分類の改定により、平成17年表において「8619-04、-041 個人教授業」に含まれていたフィットネスクラブを本部門に統合。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表のコード「8611-06、-061」を「8611-05、-051」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6741-05	6741-051	遊戯場

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類806「遊戯場」の活動を範囲とし、一般大衆に娯楽を提供する活動を含む。

(品目例示) ビリヤード場、囲碁・将棋所、マージャンクラブ、パチンコホール、ゲームセンター、スロットマシン場、ビンゴゲーム場、射的場

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8611-03、-031」を「6741-05、-051」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表のコード「8611-04、-041」を「8611-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6741-09	6741-099	その他の娯楽

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類809「その他の娯楽業」及び727「著述・芸術家業」の活動を範囲とし、プレイガイドなど他に分類されない娯楽に付随するサービスを行う活動及び個人で文芸作品の創作などを行う活動を含む。

(品目例示) ダンスホール、マリーナ業、遊漁船業、芸ぎ業、カラオケボックス業、プレイガイド、場外馬券売場、場外車券売場、釣堀業、著述家業、芸術家業

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8611-09、-099」を「6741-09、-099」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表で本部門に含まれていた宝くじ売りさばき業

を「8619-09、-099 その他の対個人サービス」に統合。

列コード	行コード	部門名称
6799-01	6799-011	写真業

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類746「写真業」の活動を範囲とする。

なお、広告、出版等他産業部門の活動に付随して行われる写真活動も本部門の活動の範囲とする。

(品目例示) 写真撮影業、写真館、商業写真業

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8619-01、-011」を「6799-01、-011」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表のコード「8619-05、-051」を「8619-01、-011」に変更。また、平成12年表で本部門に含まれていた写真現像・焼付業を「8619-09、-099 その他の対個人サービス」に統合。

列コード	行コード	部門名称
6799-02	6799-021	冠婚葬祭業

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類795「火葬・墓地管理業」及び796「冠婚葬祭業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 葬儀屋、斎場、火葬場、墓地管理業、冠婚葬祭互助会、結婚式場

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8619-02、-021」を「6799-02、-021」に変更。

(注 意 点) 霊きゅう自動車で死体を運搬する活動は、「5722-01、-011 道路貨物輸送（自家輸送を除く。）」に含める。

列コード	行コード	部門名称
6799-03	6799-031	個人教授業

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類823「学習塾」及び824「教養・技能教授業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 学習塾(各種学校でないもの)、音楽教授業、書道教授業、生花・茶道教授業、そろばん教授業、外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業、その他の教養・技能教授業

(平成17年表からの変更点)

- ① 平成17年表のコード「8619-04、-041」を「6799-03、-031」に変更。
- ② 日本標準産業分類の改定により、平成17年表において本部門に含まれていたフィットネスクラブを「6741-04、-041 スポーツ施設提供業・公園・遊園地」に統合。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表の「8619-08、-081 個人教授所」を「8619-04、-041 個人教授業」にコード及び名称変更。

列コード	行コード	部門名称
6799-04	6799-041	各種修理業(別掲を除く。)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類903「表具業」及び909「その他の修理業」の活動を範囲とする。主として最終需要向けのもので、家具修理などの修理活動及びかじ業などの活動を含む。

(品目例示) 表具業、家具修理業、時計修理業、履物修理業、かじ業、楽器修理業、自転車修理業

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「8619-03、-031 各種修理業(除別掲)」を「6799-04、-041 各種修理業(別掲を除く。)」にコード及び名称変更。

(注 意 点) (1) 別掲とは、以下の①～③である。

- ① 産業用の機械、船舶、鉄道車両、航空機の修理は、それぞれの部門に

含める。

② 自動車修理業及び自動車タイヤ修理業は、「6631-10、-101 自動車整備」に含める。

③ 衣服の修理は、「6799-09、-099 その他の対個人サービス」に含める。

(2) 平成17年表において、平成12年表のコード「8619-07、-071」を「8619-03、-031」に変更。

列コード	行コード	部門名称
6799-09	6799-099	その他の対個人サービス

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類014「園芸サービス業」、792「家事サービス業」、793「衣服裁縫修理業」、794「物品預り業」及び799「他に分類されない生活関連サービス業」の活動を範囲とする。

(品目例示) 造園業、植木業、家政婦、衣服修理業、手荷物預り業、自転車預り業、食品貸加工業、古綿打直し業、結婚相談業、写真現像・焼付業、観光案内業(ガイド)、宝くじ売りさばき業

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8619-09、-099」を「6799-09、-099」に変更。

(注 意 点) 平成17年表において、平成12年表で「8619-05、-051 写真業」に含まれていた写真現像・焼付業及び「8611-09、-099 その他の娯楽」に含まれていた宝くじ売りさばき業を本部門に統合。

68 事務用品

列コード	行コード	部門名称
6811-00P	6811-000P	事務用品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 事務用品については、該当品目数が多く生産活動毎にその構成が大きく変化するものではないことから、分析面を考慮して、本部門を仮設部門として一括計上している。事務用品部門の範囲は、各産業部門が一般的かつ平均的に事務用品として投入するものであり、日本標準商品分類の中分類93「文具、紙製品、事務用具及び写真用品」が含まれるものである(ただし、部分品を除く。)

なお、電子式卓上計算機(プログラム式は除く。)、印刷用紙、はさみ及び半導体メモリメディアは商品分類93には含まれていないが、「事務用品」としてはこれを含むこととする。

(品目例示) とじひも、コピー用紙、連続伝票用紙、板紙、カーボン紙、帳簿類、伝票類、封筒、事務用紙、とじこみ用品、写真フィルム、印画紙、事務用のり、テープ、ひも、消しごむ、白墨、はさみ、電子式卓上計算機、筆記具、スタンプ台、朱肉、ステープラ、穴あけ、クリップ、半導体メモリメディア

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「8900-00P、-000P」を「6811-00P、-000P」に変更。

69 分類不明

列コード	行コード	部門名称
6911-00	6911-000	分類不明

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 他のいずれの部門にも属さない財・サービスの生産活動を範囲とする。

なお、本部門は他の列及び行部門の推計上の誤差の集積部分としての役割もある。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「9000-00、-000」を「6911-00、-000」に変更。

(注 意 点) 行及び列部門の推計上の残差には、内生部門の残差と外生部門の残差の両方が含まれる。我が国の産業連関表では本部門を内生部門として位置付け、本部門の行計と列計の不一致、つまり最終的な全体の誤差を「9211-000 営業余剰」と「6911-00 分類不明」の交点で調整しており、二面等価調整の役割もある。

第2節 最終需要部門

列コード	行コード	部門名称
7111-00		家計外消費支出（列）

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出である。

詳細は、粗付加価値部門の「7111-001 宿泊・日当」、「7111-002 交際費」及び「7111-003 福利厚生費」を参照のこと。

（平成17年表からの変更点）

平成17年表のコード「9110-00」を「7111-00」に変更。

（注 意 点） 本部門には、「7111-001 宿泊・日当」、「7111-002 交際費」及び「7111-003 福利厚生費」の支出に関する財・サービスの内容が示されている。

列コード	行コード	部門名称
7211-00		家計消費支出

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） ① 家計の財及びサービスに対する消費支出額から、同種の販売額（中古品と屑）を控除し、海外から受取った現物贈与の純増を加算し、さらに居住者の海外消費を加算したものである。ここでいう消費支出は、土地、建物・構築物以外のものに対する全ての支出をさし、使用せずに残ったものを含めた財の購入額の全てを消費支出として計上する。

② 国民経済計算における家計消費支出には、「国内市場における居住者家計並びに非居住者家計の消費」（国内概念）と「国内市場及び海外における居住者家計の消費」（国民概念）という2つの概念がある。産業連関表においては、本部門を「国民概念」で表章した上で、居住者家計の海外市場における消費を「8412-00（控除）輸入（直接購入）」として、非居住者家計の国内市場における消費を「8012-00 輸出（直接購入）」としてそれぞれ別掲している。

この表章形式により以下の利点がある。

1) 国民経済計算における両方の家計消費概念が利用できる。

2) 産業連関表全体としての「国内概念」への転換が可能となる。

なお、「国内概念」への転換については、「8412-00（控除）輸入（直接購入）」、「8012-00 輸出（直接購入）」を参照のこと。

③ 海外現物贈与（個人が外国から受ける贈与）と海外消費支出（居住者の外国における財及びサービスの消費）については、輸入欄にいったん計上し、その需要先である家計消費支出欄に計上する。

④ 中古品取引については、それが家計部門内相互間の取引である場合と、資本形成や政府サービス生産者などの他部門との間の取引である場合とに分けられる。前者の場合には中古品の販売額は相殺され、その取引に伴う商業マージンと運賃のみが計上されるが、後者の場合には、家計からの販売額はマイナスの家計消費支出となり、逆に家計が他部門から購入した中古品は、購入額が家計消費支出となり、販売した部門では、販売額をマイナスの支出として計上することとしている。

⑤ 医療及び介護については、家計の負担分のみ計上する。

⑥ 現物給付（通勤手当等）については、家計消費支出に含める。したがって、企業（企業負担部分、社員自己負担部分とも）、自衛隊における給食についても、直接家計消費されるものとする。

なお、刑務所における給食は、飲食材料の政府消費とし、家計消費には含めない。

⑦ 飲食店、旅館、娯楽業、病院等で飲食物が提供される場合、このための飲食材料費は直接には家計消費せず、全て産業の経費に計上し、産業の産出を通じた家計消費支出にするものとする。

⑧ 家計における住宅にかかる補修や維持費は、全て住宅賃貸料を迂回して家計が購入するものとする。ただし、介

護保険の適用を受けた住宅改修については、家計の負担分のみ計上する。

(平成17年表からの変更点)

- ① 平成17年表のコード「9121-00」を「7212-00」に変更。
- ② 平成23年表において、「金融」部門でF I S I M(間接的に計測される金融仲介サービス)が導入されたことにより、家計が購入したF I S I Mを計上する。

列コード	行コード	部門名称
7212-00		対家計民間非営利団体消費支出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 対家計民間非営利サービス団体が経済的に意味のない価格で提供する財、サービスに関する支出のうち、対家計民間非営利団体自身が負担した費用である。すなわち、供給されるサービスの生産額(生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたものに等しい。したがって、対家計民間非営利サービス生産者の生産額のうち他の部門に対する産出を除いたものである。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「9122-00」を「7212-00」に変更。

列コード	行コード	部門名称
7311-01		中央政府集会的消費支出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 中央政府が経済的に意味のない価格で提供する集会的なサービス(外交・防衛など社会全体に対するサービス)に関する支出のうち、中央政府自身が負担した費用である。すなわち、中央政府に分類される政府サービス生産者により供給される集会的サービスの生産額(集会的サービスの生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたもの、つまり、中央政府の集会的サービスの自己消費額に等しい。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「9131-10」を「7311-01」に変更。

列コード	行コード	部門名称
7311-02		地方政府集会的消費支出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 地方政府が経済的に意味のない価格で提供する集会的なサービス(議会・警察などの社会全体に対するサービス)に関する支出のうち、地方政府自身が負担した費用である。すなわち、地方政府に分類される政府サービス生産者により供給される集会的サービスの生産額(集会的サービスの生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたもの、つまり地方政府の集会的サービスの自己消費額に等しい。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「9131-20」を「7311-02」に変更。

列コード	行コード	部門名称
7311-03		中央政府個別的消費支出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 中央政府が経済的に意味のない価格で提供する個別的な財・サービス(教育・保健衛生などの個人に対する財・サービス)に関する支出のうち、中央政府自身が負担した費用である。すなわち、中央政府に分類される政府サービス生産者により供給される個別的サービスの生産額(個別サービスの生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたもの(中央政府の個別的サービスの自己消費額)に家計への教科書用図書の現物給付、医療の保険給付等を加えたものに等しい。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「9131-30」を「7311-03」に変更。

(注 意 点) 介護保険給付費は、本部門に計上する。

列コード	行コード	部門名称
7311-04		地方政府個別的消費支出

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 地方政府が経済的に意味のない価格で提供する個別的な財・サービス（教育、保健衛生などの個人に対する財・サービス）に関する支出のうち、地方政府自身が負担した費用である。すなわち、地方政府に分類される政府サービス生産者により供給される個別的サービスの生産額（個別的サービスの生産活動に要するコストで評価）から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたもの、つまり地方政府の個別的サービスの自己消費額に等しい。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「9131-40」を「7311-04」に変更。

(注 意 点) 介護保険給付費のうち市町村特別給付分は、本部門に計上する。

列コード	行コード	部門名称
7321-01		中央政府集会的消費支出 (社会資本等減耗分)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 中央政府が経済的に意味のない価格で提供する集会的なサービス（「7311-01 中央政府集会的消費支出」の範囲）に係る固定資本減耗分を範囲とする。本部門の対象となる固定資本の範囲は、「道路、港湾、空港、下水道、廃棄物処理、都市公園、自然公園、治水、農業（灌漑施設）、林業（林道）、漁業」である。

(平成17年表からの変更点)

- ① 平成17年表のコード「9132-10」を「7321-01」に変更。
- ② 時価評価の導入。

列コード	行コード	部門名称
7321-02		地方政府集会的消費支出 (社会資本等減耗分)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 地方政府が経済的に意味のない価格で提供する集会的なサービス（「7311-02 地

方政府集会的消費支出」の範囲）に係る固定資本減耗分を範囲とする。本部門の対象となる固定資本の範囲は、「道路、港湾、空港、下水道、廃棄物処理、都市公園、自然公園、治水、農業（灌漑施設）、林業（林道）、漁業」である。

(平成17年表からの変更点)

- ① 平成17年表のコード「9132-20」を「7321-02」に変更。
- ② 時価評価の導入。

列コード	行コード	部門名称
7321-03		中央政府個別的消費支出 (社会資本等減耗分)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 中央政府が経済的に意味のない価格で提供する個別的な財・サービス（「7311-03 中央政府個別的消費支出」の範囲）に係る固定資本減耗分を範囲とする。

(平成17年表からの変更点)

- ① 平成17年表のコード「9132-30」を「7321-03」に変更。
- ② 時価評価の導入。

列コード	行コード	部門名称
7321-04		地方政府個別的消費支出 (社会資本等減耗分)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 地方政府が経済的に意味のない価格で提供する個別的な財・サービス（「7311-04 地方政府個別的消費支出」の範囲）に係る固定資本減耗分を範囲とする。

(平成17年表からの変更点)

- ① 平成17年表のコード「9132-40」を「7321-04」に変更。
- ② 時価評価の導入。

列コード	行コード	部門名称
7411-00		国内総固定資本形成（公的）

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) ① 政府サービス生産者及び公的企業による国内における建設物、機械、装置など固定資産の取得（購入、固定資産の振替）からなり、資産の取得に要した資本の本体費用、据付工事費、運賃

マージン、中古資産の取引マージン等直接費用を含む。

生産過程から産出された資産に限定されるため、特許権、のれん代などの非生産資産は含まない。土地は、非生産資産であるため、固定資本形成には含まないが、土地の購入価格を除いた造成・改良費は計上される。

- ② 固定資産として規定する資本財の範囲は、耐用年数が1年以上で購入者価格の単価が10万円以上のものとする。ただし、1品目では10万円に達しない場合でも、開業当初や業務拡張のために資産として一括購入した場合は、固定資本形成として計上し、その後補充的に購入した場合は経常取引とし、固定資本形成とはしない。
- ③ 通常の資産の維持・修理等は資本形成とはしない。しかし、資産の耐用年数を延長する場合、偶発的に対応する大補修、大改造は原則として資本形成に計上する。また、鉄道・軌道業の線路、送配電設備、信号設備や通信業のケーブル設備及び電力業の送配電設備等の取替工事は資本形成として計上する。
- ④ 生産が長期にわたる資産（長期生産物）は、使用者が所有権を得たとみなされる時点まで在庫に計上される。自己勘定（自家用に用いる資本の生産）については、使用者が所有権を得ているため、仕掛品であっても進捗量を資本形成として計上する。ただし、建設の仕掛品の場合は、所有権の移転がなくても工事進捗量を資本形成に計上する。

家畜のうち役畜用、種付用、乳用、競争用、羊毛用その他資本用役を提供するものについては、成畜でなくとも成長増加分を資本形成に計上する。ただし、育成を専門に行っている生産者が所有する販売前の家畜の成長増加分は在庫に計上する。果樹、桑、茶木等資本用役を提供する植物の自己勘定は成長増加分を資本形成に計上する。

- ⑤ 建設、船舶の建造（以下「建設等」という。）に付帯して設備される財を直

接に資本形成とするか、建設等を迂回して資本形成とするかについては、その財に対する支払を建設等の業者が行い、その国内生産額にコストとして含まれているものは建設等を迂回した資本形成とする。支払形態が明らかでない場合は、単独でもその機能を発揮できる財は直接資本形成とし、その財が建設等と結合しない限り機能を発揮できないものは建設等迂回の資本形成とする。

- ⑥ 主として軍事目的のために使用される固定資産の取得に要する支出は総固定資本形成に含めず、中間消費として「6111-01 公務（中央）★★」に計上する。しかし、民間の使用者でも生産目的の取得が可能で、軍の使用形態が民間と同様である固定資産（空港、ドック、道路、病院等の構築物や事務機械等）であって、軍事目的のものと区別できるものは、総固定資本形成として計上する。

（平成17年表からの変更点）

平成17年表のコード「9141-00」を「7411-00」に変更。

（注 意 点） 本部門の対象となる政府サービス生産者及び公的企業の範囲については、「〔参考8〕平成23年(2011年)産業連関表における中央政府、地方政府、独立行政法人、特殊法人、認可法人等の扱い」を参照のこと。

列コード	行コード	部門名称
7511-00		国内総固定資本形成（民間）

（担当府省庁） 内閣府

（定義・範囲） 国内における建設物、機械、装置などの固定資産の取得（購入、固定資産の振替）であり、「国内総固定資本形成（民間）」の範囲は、「7411-00 国内総固定資本形成（公的）」と同じである。資本形成を行う主体は、産業（公的企業を除く。）及び対家計民間非営利サービス生産者並びに家計である。

なお、家計が行う資本形成は、建物、構築物の取得及び土地の造成・改良費のみである。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「9142-00」を「7511-00」に変更。

列コード	行コード	部門名称
7611-01		生産者製品在庫純増

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 財を生産する産業における販売又は出荷待ちの商品(建設物は除外する。)と定義される生産者製品在庫の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「9150-10」を「7611-01」に変更。

(注 意 点) ① と畜用の家畜や材木用の育林など、生産期間が1年を超えるもので1回だけ産出物を生産する動植物の育成期間中の成長増加分は、「7611-02 半製品・仕掛品在庫純増」に含める。

② 東日本大震災によって、滅失した在庫を含む。ただし、滅失額は、一定の条件の下に推計したものである。

列コード	行コード	部門名称
7611-02		半製品・仕掛品在庫純増

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 財を産出する産業が一部加工、組み立て、育成途中のもので、通常さらに手を加えることなしには、他の事業所に対して販売、出荷、引き渡しがされないもの(ただし、自己勘定によるものと建設仕掛工事は除外する。)と定義される仕掛品の物量的増減を年間平均の想定市中価格で評価したもの。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「9150-20」を「7611-02」に変更。

(注 意 点) ① と畜用の家畜や材木用の育林など、生産期間が1年を超えるもので1回だけ産出物を生産する動植物の成長増加分、及び専門的生産者(育成を業として行い、育成された財を自己使用せずに出荷する生産者)が所有する財の成長増加分は、本部門に含める。

② 東日本大震災によって、滅失した在庫を含む。ただし、滅失額は、一定の条件の下に推計したものである。

列コード	行コード	部門名称
7611-03		流通在庫純増

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 卸売業・小売業に分類される生産者によって取得された財であって、販売のためのものの物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「9150-30」を「7611-03」に変更。

(注 意 点) ① 本部門は、卸売業・小売業に分類される事業所以外からは産出されないが、石油天然ガス・金属鉱物資源機構の行う石油の国家備蓄については、例外的に流通在庫純増として扱う。

② 東日本大震災によって、滅失した在庫を含む。ただし、滅失額は、一定の条件の下に推計したものである。

列コード	行コード	部門名称
7611-04		原材料在庫純増

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 原材料等の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したもの。原材料等とは以下のいずれかのものとする。

① 商品を採取し、加工し、製造し、組み立て、修理する等のため、又は建設工事のために取得する全ての原材料、物資、部品及び貯蔵品

② 消費するために購入した石炭、石油その他の燃料

③ 農業生産者の肥料、農薬、種子、飼料及びこれらに類する財

④ 購入した非耐久性コンテナ、こん包工場での包装物、事務用品及びその他の貯蔵品

⑤ その他

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「9150-40」を「7611-04」に変更。

- (注 意 点) ① 政府サービス生産者の国内生産額は、その活動に要した経費の積み上げによることとしているが、中間投入費用については、経常勘定における新たな財・サービスの購入から同種の中古財及び屑の純販売を引いたものを全て中間消費として計上し、国内生産額を推計している。その産出先は、他の部門に対する販売額（例えば、国公立学校の授業料等）を差し引いた金額を、中央または地方の政府消費支出に産出している。したがって、産業との対比で政府サービス生産者の原材料在庫にあたとみられる計数は、実際には中央政府消費支出及び地方政府消費支出に計上されており、原材料在庫純増には含まれていない。
- ② 対家計民間非営利サービス生産者についても、政府サービス生産者と同様の扱いをしている。
- ③ 東日本大震災によって、滅失した在庫を含む。ただし、滅失額は、一定の条件の下に推計したものである。

列コード	行コード	部門名称
7711-00		調整項

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 輸出業者を経由する、輸出品の国内流通に係る消費税を計上する。輸出品について消費税は免税であるが、輸出品の国内における流通過程（生産地から輸出港に至るまでの流通過程）では消費税が課される。そのため、輸出業者は、輸出品の国内における流通過程で課された消費税の還付を受ける仕組みとなっている。産業連関表上、財の国内生産額は、このように還付される分も含んだ額で計上しているが、輸出額は還付分を控除した形で計上している。そこで、行部門における国内生産額とその内訳とのバランスを確保するため、本部門で還付分を計上する。

(平成17年表からの変更点)

- ① 平成17年表のコード「9213-00」を「7711-00」に変更。

- ② 輸出品に関する内容であるが、あくまで、国内の流通過程で発生したものを計上する部門であることから、「輸出計」の内訳から外し、「国内需要」の1部門として位置付けを変更。

列コード	行コード	部門名称
8011-01		輸出（普通貿易）

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 「居住者と非居住者間における財の取引」と規定し、財務省が作成する貿易統計に計上される財の範囲とする。

ただし、純輸出額（当該年次に日本国内で生産された財の輸出額）を計上するという観点から、再輸出品（輸入された後、国内で需要されることなく、輸出されたもの。すなわち、国産品ではないもの。）及び再輸入を前提とする輸出品（国産品が国内で需要されることと実態として変わらない。）を控除するとともに、書画、こつとう、中古タイヤ、中古自動車等については、マージン相当額のみを計上する。

なお、①少額貨物（1件当たり20万円以下）、②見本品及び寄贈品、③駐留軍関係貨物、④博覧会、見本市等への出品貨物、⑤特殊貿易又は直接購入に計上される財は、貿易統計の対象ではないため、本部門の範囲に含まない。

本部門は、FOB 価格（船積価格）で評価する。

(品目例示) 貿易統計で扱われる品目（一部を除く。)

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「9211-10」を「8011-01」に変更。

(注 意 点) 貿易統計では、輸出品についてFOB 価格で評価されており、本部門もそれを用いている。しかし、FOB 価格は、財の金額の中に生産工場から本船までの間に要した商業マージン及び国内貨物運賃が含まれており、購入者価格に相当するものとなっている。

そのため、生産者価格評価表で記録する場合、同表の一般的な取扱いと同様、各財については、商業マージン及び国内

貨物運賃を差し引いた額を計上し、各財の商業マージン及び国内貨物運賃については、商業及び運輸部門に一括して計上する。

列コード	行コード	部門名称
8011-02		輸出（特殊貿易）

（担当府省庁） 総務省

（定義・範囲） 「居住者と非居住者間におけるサービス及び普通貿易に計上されない財の取引」を範囲とし、日本銀行が作成する国際収支表のうち、居住者と非居住者の間で提供し合うサービスの対価の受取・支払を記録するサービス収支から、①「輸出（直接購入）」の推計範囲、②建物サービス等を控除したものを、主な範囲とする。

貨物運賃及び貨物保険に関し、本邦運輸（保険）事業者が受け取った貨物運賃（ネット保険料）収入については、対象となる貨物が輸出品であるか輸入品であるかの別、支払者が居住者であるか非居住者であるかの別を問わず、「本邦の事業者が、運輸（保険）サービスを、貿易という場面で提供（輸出）したものと」考え、全て貨物運賃、貨物保険の輸出として、本部門に計上する。

なお、国際収支表と産業連関表の対応（概要）については、「8411-02（控除）輸入（特殊貿易）」に記載した表のとおり。

（品目例示） 貨物運賃、旅客運賃、港湾経費、業務旅行による財・サービスの消費、国際電信電話等料金、貨物保険、代理店手数料、広告宣伝費、フィルム・テープ賃貸料、その他の民間部門のサービス関係取引

（変更点） 平成23年表において、平成12年、17年表のコード「9211-20」を「8011-02」に変更。

（注意点） 観光などの業務以外を目的とする旅行による財・サービスの消費は、「8012-00 輸出（直接購入）」に含める。

列コード	行コード	部門名称
8012-00		輸出（直接購入）

（担当府省庁） 総務省

（定義・範囲） 「非居住者家計による国内市場の財とサービスの直接取引」を範囲とする。

「7211-00 家計消費支出」以外の最終需要部門は、国内概念によって記述されているが、家計消費支出は、国民概念に基づき定義されているため、これを産業連関表の作成概念である国内概念に転換整理のための部門が必要となる。そこで、国民概念の家計消費支出から国内概念の家計消費支出に転換できる部門を設定しておけば、最終需要計は国内総支出と等しくなり、産業連関表全体の国内概念の原則が保持できる。本部門は、この役割を果たす部門である。

（品目例示） 訪日外国人旅行者（観光などの業務以外を目的とするもの）の日本国内での消費、外国の外交団団員等の個人消費、駐留軍の隊員等の個人消費

（変更点） 平成23年表において、平成12年、17年表のコード「9212-00」を「8012-00」に変更。

（注意点） 「7211-00 家計消費支出」を国内概念に転換する式

$$\begin{aligned} & \text{家計消費支出（国内概念）} \\ & = \text{家計消費支出（国民概念）} + \text{輸出（直接購入）} \\ & \quad - \text{輸入（直接購入）} \end{aligned}$$

列コード	行コード	部門名称
8411-01		（控除）輸入（普通貿易）

（担当府省庁） 総務省

（定義・範囲） 「居住者と非居住者間における財の取引」と規定し、財務省が作成する貿易統計に計上される財の範囲とする。

ただし、純輸入額（当該年次に日本国内で需要された外国産の財の輸入額）を計上するという観点から、再輸入品（輸出された後、外国で需要されることなく、輸入された財。すなわち、日本国内で生産された財）及び再輸出を前提とする輸入品（国内需要されることなく輸出される財の輸入）を控除し、また、書画、ことう、中古タイヤ、中古自動車等につ

いても控除する。

なお、①少額貨物（1件当たり20万円以下）、②見本品及び寄贈品、③駐留軍及び国連軍関係貨物、④博覧会、見本市等への出品貨物、⑤特殊貿易又は直接購入に計上される財は、貿易統計の対象ではないため、本部門の範囲に含まない。

本部門は、C I F 価格で評価する。

（品目例示） 貿易統計で扱われる品目（一部を除く。）

（平成17年表からの変更点）

平成17年表のコード「9411-10」を「8411-01」に変更。

列コード	行コード	部門名称
8411-02		(控除) 輸入 (特殊貿易)

（担当府省庁） 総務省

（定義・範囲） 「居住者と非居住者間におけるサービス及び普通貿易に計上されない財の取引」を範囲とし、日本銀行が作成する国際収支表のうち、居住者と非居住者の間で提供し合うサービスの対価の受取・支払を記録するサービス収支から、①「輸入（直接購入）」の推計範囲、②建物サービス等を控除したものを、主な範囲とする。

貨物運賃及び貨物保険に関し、本邦運輸（保険）事業者が受け取った貨物運賃（ネット保険料）収入については、対象となる貨物が輸出品であるか輸入品であるかの別、支払者が居住者であるか非居住者であるかの別を問わず、「本邦の事業者が、運輸（保険）サービス、貿易という場面で提供（輸出）したもの」と考え、全て貨物運賃、貨物保険の輸出として、「8011-02 輸出（特殊貿易）」に計上する。例えば、本邦の運輸事業者が輸入品の輸送について、収入を得たとしても、本部門には計上しない（本部門に計上すると、収入を得たにもかかわらず、国内生産額を減額してしまうことになる。）。

なお、外国の運輸事業者に対する用船料や用機料の支払については、本部門に計上されるが、外洋輸送、国際航空輸送において自部門投入されることで、行部門としては相殺される。

国際収支表と産業連関表との対応（概要）については、次表のとおり。

	国際収支表				産業連関表	
	貨物運賃		貨物保険		運賃・保険	
	受取	支払	受取	支払	輸出	輸入
本邦運輸（保険）業者の活動						
輸出に係るもの						
居住者の支払	○		○		○	
非居住者の支払	○		○		○	
輸入に係るもの						
居住者の支払					○	
非居住者の支払					○	
三国間輸送	○		○		○	
外国運輸（保険）業者の活動						
輸出に係るもの						
居住者の支払						
非居住者の支払						
輸入に係るもの						
居住者の支払		○		○		
非居住者の支払		○		○		

（品目例示） 貨物運賃、旅客運賃、港湾経費、業務旅行による財・サービスの消費、国際電信電話等料金、貨物保険、代理店手数料、広告宣伝費、フィルム・テープ賃貸料、その他の民間部門のサービス関係取引

（変更点） 平成23年表において、平成12年、17年表のコード「9411-20」を「8411-02」に変更。

（注 意 点） ① 産業連関表における輸入（普通貿易）はC I F 価格で評価・計上するため、貨物運賃や貨物保険について輸入（特殊貿易）でも計上すると、その分が重複する。このため、産業連関表では、用船料や用機料といった一部の例外を除き、運賃及び保険は輸入（特殊貿易）には計上されない。
② 観光などの業務以外を目的とする旅行による財・サービスの消費は、「8412-00（控除）輸入（直接購入）」に含める。

列コード	行コード	部門名称
8412-00		(控除) 輸入 (直接購入)

（担当府省庁） 総務省

（定義・範囲） 「居住者家計による海外市場の財とサービスの直接取引」を範囲とする。「7211-00 家計消費支出」以外の最終需要部門は、国内概念によって記述されているが、家計消費支出は、国民概念に基づき定義されているため、これを産業連関表の作成概念である国内概念に転換整理のための部門が必要となる。そこで、国民概念の家計消費支出から国内概念の家計消費支出に転換できる部門を設定しておけば、最終需要計は国内総支出と等

しくなり、産業連関表全体の国内概念の原則が保持できる。本部門は、この役割を果たす部門である。

(品目例示) 日本人の海外旅行者(観光などの業務以外を目的とするもの)の現地消費、日本国の外交団団員等の個人消費

(変更点) 平成23年表において、平成12年、17年表のコード「9412-00」を「8412-00」に変更。

(注 意 点) 「7211-00 家計消費支出」を国内概念に転換する式

$$\text{家計消費支出(国内概念)} = \text{家計消費支出(国民概念)} + \text{輸出(直接購入)} - \text{輸入(直接購入)}$$

列コード	行コード	部門名称
8511-00		(控除) 関税

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 輸入品は、貿易政策上の配慮によって関税定率表に基づいて関税がかけられる。これは、輸入品を国産品の価格と同一水準で評価することにより、安い輸入品と高い国産品の価格の差を縮小させる働きを持っている。そこで、「輸入」部門とは別に「関税」部門を設けることにより、輸入品に関する金額を明らかにしている。

なお、納税後、一定の条件に該当する場合になされる還付分については、基礎資料の制約から関税総額に含まれている。また、再輸入の船舶については、普通貿易での輸入の取消として扱われるため、関税についても関税がかからなかったものとして扱う。映画フィルムについても、フィルム・テープ賃貸借料はサービスとして特殊貿易に計上されているので、普通貿易からは控除することになり、関税がかからなかったものとして扱う。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「9413-00」を「8511-00」に変更。

列コード	行コード	部門名称
8611-00		(控除) 輸入品商品税

(担当府省庁) 総務省

(定義・範囲) 輸入品には、税関通過の際に、関税のほか、国産品の場合と同様に内国消費税として消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税が課税されることから、輸入品の金額を明らかにする一環として、これら税金を範囲として、「8511-00 (控除) 関税」と同様、列部門として本部門を設けた。

(品目例示) 酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税及び輸入品に係る消費税

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「9414-00」を「8611-00」に変更。

第3節 粗付加価値部門

列コード	行コード	部門名称
	7111-001	宿泊・日当
	7111-002	交際費
	7111-003	福利厚生費

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 家計外消費支出は、いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出であり、福利厚生費（他の粗付加価値部門に計上されるものを除く。）、交際費及び接待費並びに出張費から実際に支払った運賃を除いた分（主として、宿泊と日当）を範囲とする。

- ① 宿泊・日当…役員又は従業員が事業の管理、販売等のための出張、赴任等のための旅行に要した費用のうちの日当、宿泊部分並びに赴任等のための支度金、赴任手当、看護手当等である。
- ② 交際費…得意先、仕入先、その他事業に関係のある者に対する接待、供応、慰安、贈答、その他これらに類する行為のために支出する費用で、従業員の慰安のための費用は含まない。

ただし、例外として、役員又は部課長等の忘年会及び新年会の費用、経理課員等の慰労のための費用、部内の会議後における宴会費用等は交際費に含める。

- ③ 福利厚生費…福利施設負担額（食堂給食施設を除く福利厚生のための施設にかかる費用）等、保健衛生医療費（従業員の診療などのために要する費用で、その施設運営に要する財・サービス費用等）、娯楽・スポーツ費（従業員及び家族のレクリエーションに関する費用並びにこれら施設に関する費用）等から成っている。

なお、福利厚生施設の運営のために企業等が直接雇用する者に係る人件費や、同施設に伴う減価償却費及び間接税は、本部門ではなく、それぞれ「9111-000～9113-000 雇用者所得」部門、「9311-000 資本減耗引当」及び「9411-000 間接税（関税・輸入品商品

税を除く。）」に含める。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「9110-010～-030」を「7111-001～-003」に変更。

- (注 意 点) ① 福利厚生費に関し、企業が社員のために設ける宿泊所、保養所等の活動は「6711-01 宿泊業」に含まれ、同じく、企業の寄宿舎、独身寮、学生寮の活動は、「5531-01 住宅賃貸料（帰属家賃）」に含める。

また、社員食堂に要する経費のうち、食材購入または外部委託に係る経費補填のために企業が支出した費用は、「現物給与」の一種として、雇用者所得（「9113-000 その他の給与及び手当」）に含める。したがって、列側では、社員の自己負担分に加え、企業負担分も、「7211-00 家計消費支出」が、個々の食材または「飲食サービス」等を投入することとして扱う。

- ② 「7111-00 家計外消費支出（列）」（列部門の国内生産額）と、「7111-001 宿泊・日当」、「7111-002 交際費」及び「7111-003 福利厚生費」の合計（行部門の国内生産額の合計）は一致する。

列コード	行コード	部門名称
	9111-000	賃金・俸給
	9112-000	社会保険料（雇用主負担）
	9113-000	その他の給与及び手当

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲)

- (1) 雇用者所得の範囲

雇用者所得とは、国内の民間及び政府等において雇用されている者に対して、労働の報酬として支払われる現金、現物の一切の所得である。ここでいう所得とは、雇用主の支払ベースであり、雇用者の受け取りベースではない。また、所得の発生をその対応期間において正しく把握するために、賃金・俸給の遅・欠配があったとしても、その分は当該期間の雇用者所得に含めるものとする（発生主義）。さらに、雇用者所得も国内概念として把握されるために、居住者、非居住者を問

わず国内で発生した雇用者の所得をもって雇用者所得としている。

雇用者所得は、従業者のうち有給役員、常用労働者、臨時・日雇労働者に対応する所得（賃金・俸給、社会保険料（雇用主負担）及びその他の給与及び手当）を範囲とし、自営業主の所得は営業余剰に含める。

(2) 雇用者所得の項目

雇用者所得には、雇用者の労働の対価として考えられるものを入れるという立場をとり、さらに、国民経済計算を考慮して、以下の項目により構成されるものとする。

① 賃金・俸給

a 常用労働者賃金、臨時・日雇労働者賃金

税金・社会保険料雇用主負担分などを控除する前の雇用主の支払額である。また、この中には、就業規則、労働協約で支払いが義務付けられている慶弔費や、さらには雇用主が一括して再配分するチップが含まれている。慶弔費は、就業規則、労働協約に支払が明記されている場合、賃金・俸給に含めている。「慶弔費」と考えられるものは以下の項目である。

- (a) 結婚祝金
- (b) 出産祝金
- (c) 入学祝金
- (d) 死亡弔慰金
- (e) 傷病見舞金
- (f) 災害見舞金

「チップ」については、イ) 客が直接雇用者に手渡すもの、ロ) 客からのチップが雇用主を通じて雇用者に再配分されるものの二つが考えられる。本来、賃金・俸給に含めるべきチップは客から規定料金の他に雇用者に手渡される現金で、かつ、それが雇用者にとって恒常的な収入源になるものであり、したがって、イ) もロ) もそれに該当すると考えられるが、統計技術上の制約から、産業連関表の枠組みの中でイ) を正確に把握することは事実上不可能なので、

これを客から雇用者への所得移転とみなして賃金・俸給に含めず、ロ) のみを賃金・俸給に含めている。

なお、国会議員及び地方議員の俸給（議員歳費）は、常用労働者賃金として扱う。

b 役員俸給、役員賞与

企業のコストとして役員に支払った額である。

② 社会保険料（雇用主負担）

以下の雇用主負担の社会保険料である。

- a 全国健康保険協会管掌健康保険（日雇特例被保険者を含む。）
- b 組保管掌健康保険
- c 厚生年金保険
- d 厚生年金基金等
- e 船員保険
- f 私立学校教職員共済
- g 雇用保険
- h 労働者災害補償保険
- i 子ども手当
- j 国家公務員共済組合
- k 地方公務員等共済組合
- l 国家公務員災害補償基金
- m 地方公務員等災害補償基金

なお、健康保険の保険料には医療分と介護分の保険料が含まれている。

さらに、「労働基準法」に基づく災害補償及び l、m の中央・地方の公務員等に対する公務災害補償はその給付額を社会保険料（雇用主負担）とする。

また、d 厚生年金基金等の社会保険料（雇用主負担）には、上乗せ給付に係る掛金は含めない。

③ その他の給与及び手当

a 退職年金等の掛金及び支給額、退職一時金の支給額

退職年金等の掛金及び支給額とは、厚生年金基金の上乗せ給付にかかる掛金、中小企業退職金共済制度等への掛金、確定給付企業年金及び確定拠出年金（企業型）への掛金、企業独自年金支給額である。

退職一時金の支給額とは、退職金

共済契約等による積立制度への雇用主の積立額と、積立制度以外で雇用主が実際に支払った退職金である。

b 現物給与

現物給与とは、現物支給の食事、通勤定期券及び自社製品を支給した場合の雇用主のコストである。

c 給与住宅差額家賃

雇用者が市場よりも安い価格で給与住宅に入居している場合、市中価格から雇用者の支払分を控除した額である。

d 社会保険に関する上積給付金

社会保険の給付について雇用主が雇用者のために法定給付に上積みして支給する雇用主の費用である。例として、労災保険における法定外の補償、組合管掌健康保険における付加給付などが挙げられる。

e 財産形成に関する費用

雇用主が雇用者のために支出する以下の費用である。

- (a) 私的保険制度への拠出金
- (b) 持家援助に関する費用
- (c) 財産形成貯蓄奨励金及び給付金

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「9311-000」を「9111-000」に、「9312-000」を「9112-000」に、「9313-000」を「9113-000」に変更。

役員賞与を「賃金・俸給」部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
	9211-000	営業余剰

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) ① 粗付加価値から、家計外消費支出、雇用者所得、資本減耗引当、純間接税(間接税-補助金)を控除したものを範囲とする。

営業余剰の内容は、企業会計上の営業利益に補助金を加算したものにはほぼ該当する。

② 個人業主や無給の家族従業者等の所得は雇用者所得ではなく、営業余剰に

含める。

③ 政府サービス生産者(★★)及び対家計民間非営利サービス生産者(★)の国内生産額は生産コスト(経費総額)に等しいと定義されているため、その営業余剰は、発生しない。営業余剰は産業のみに発生する。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表のコード「9401-000」を「9211-000」に変更。

(注 意 点) 平成23年表において、平成17年表まで「9404-000 間接税(除関税・輸入品商品税)」に含まれていた事業税を本部門に含める。

列コード	行コード	部門名称
	9311-000	資本減耗引当

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 固定資本の価値は生産過程において消費されていくが、この価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用で、減価償却費と資本偶発損を範囲とする。減価償却費は、固定資本の通常の磨耗と損傷に対するものであり、資本偶発損は、火災、風水害、事故などによる不慮の損失に対するものである。ただし、東日本大震災のような稀な大災害に対する損失は、産業連関表の対象としていない。

資本減耗引当の対象となる固定資本の範囲は、「国内総固定資本形成」の固定資本の範囲と同じである。

(平成17年表からの変更点)

① 平成17年表のコード「9402-000」を「9311-000」に変更。

② 時価評価の導入。

列コード	行コード	部門名称
	9321-000	資本減耗引当 (社会資本等減耗分)

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 一般政府の保有する道路、ダム及び防波堤のような建物、構築物等の資産(社会資本)について、その固定資本の価値の減耗分を補填するために引き当てられ

た費用であり、「9311-000 資本減耗引当」と同様に減価償却費と資本偶発損を範囲とする。本部門の対象となる固定資本の範囲は、「政府建物等」に加え、「道路、港湾、空港、下水道、廃棄物処理、都市公園、自然公園、治水、農業（灌漑施設）、林業（林道）、漁業、学校施設、社会教育施設等」を対象としている。

(平成17年表からの変更点)

- ① 平成17年表のコード「9403-000」を「9321-000」に変更。
- ② 時価評価の導入。

列コード	行コード	部門名称
	9411-000	間接税（関税・輸入品商品税を除く。）

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) ① 間接税は、財、サービスの生産、販売、購入、又は使用に関して課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、しかもその負担が最終購入者へ転嫁されることが予定されているものである。また、財政収入を目的とするもので政府の事業所得に分類されない税外収入も間接税に含める。ただし、「関税」と「輸入品商品税」は粗付加価値部門の間接税に含めず、最終需要の控除項目として計上する。

- ② 国税では、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、自動車重量税等が、地方税では地方たばこ税、固定資産税等が、税外負担では、各種手数料等が、間接税に相当する。
- ③ 固定資産税は、工場用地や償却資産に課されるだけでなく家屋や住宅用地にも課されるが、これらに課税される固定資産税については、全額を間接税として扱う。

すなわち、国民経済計算及び産業連関表では、住宅は全て産業によって供給されるものとし、自己所有の住宅に住んでいても「5531-01 住宅賃貸料（帰属家賃）」という列部門から借りて住んでいるかのようにして帰属家賃を計上することになっているので、自己所

有の住宅等に課された固定資産税も企業に課された場合と同様に間接税とする。不動産取得税や都市計画税が全額間接税とされるのも同じ理由による。

- ④ 自動車関係の税や各種手数料は家計が負担している部分があるので、それを便宜的に半分とみて、税額の残り2分の1を、産業負担分として間接税に含める。

(平成17年表からの変更点)

平成17年表の「9404-000 間接税（除関税・輸入品商品税）」を「9411-000 間接税（関税・輸入品商品税を除く。）」にコード及び名称変更。

(注 意 点) ① 平成23年表において、事業税は、間接税から除き、「9211-000 営業余剰」に含める。

- ② 特別地方消費税は平成12年3月31日付で廃止されたが、その後納等分が存在している。これらについては、平成12年及び17年表と同様に、遊興、飲食、宿泊等の費用は税額込みで最終消費支出に含め、旅館・飲食店業等では税額込みの売上高を計上し、特別地方消費税は全額を列部門の負担する間接税とする。

列コード	行コード	部門名称
	9511-000	(控除) 経常補助金

(担当府省庁) 内閣府

(定義・範囲) 経常補助金は、①産業に対して支払われるものであること、②産業の経常費用を賄うために交付されるものであること、③財・サービスの市場価格を低下させると考えられるものであることの3つの条件を満たす経常交付金を範囲とする。

一方、対家計民間非営利団体や家計への経常的交付金は、補助金ではなく政府による他の種類の経常移転（他に分類されない経常移転）として扱われるものであり、産業連関表の対象としていない。また、投資、あるいは資本資産、運転資産の損失補填のために産業に対して行われる移転についても、補助金ではなく、資本移転に分類されることから、産業連

関表の対象としてない。

(平成17年表からの変更点)

- ① 平成17年表のコード「9405-000」を「9511-000」に変更。
- ② 本部門の定義・範囲について、国民経済計算上での取扱いと同様の記載にする。

[参考8]

平成23年(2011年)産業連関表における中央政府、地方政府、独立行政法人、特殊法人、認可法人等の扱い

1 格付けの意義

中央政府、地方政府、独立行政法人、特殊法人、認可法人等（以下、この参考8において「政府及び独立行政法人等」という。）の格付けとは、これらの機関の活動を、「生産活動主体分類」別に、「政府サービス生産者（内訳として、公務、準公務及び社会保障基金の3区分）」、「対家計民間非営利サービス生産者」、又は、「産業（内訳として、公的活動及び民間活動（対企業民間非営利サービス生産者を含む。）の2区分）」のいずれかに区分した上で、さらに基本分類への当てはめを行う作業（1機関＝1アクティビティとは限らない。）であり、以下に掲げる必要性から、不可欠な作業である。

- ① 統計調査などの結果から作成されるいわゆる一次統計では、一般的に、政府及び独立行政法人等が対象とされないことが多い。そのため、政府及び独立行政法人等の格付けは、国内生産額を推計するに際して、これら機関の活動による生産額を、どの部門の生産額に含めるのかを明確にし、該当する部門の正確な国内生産額推計に資することとなる。
- ② 「政府サービス生産者」と「対家計民間非営利サービス生産者」は、後記4記載のとおり、経費の積上げをもって国内生産額とするため、営業余剰が存在しないものとして扱っている。一方、「産業」は、売上高や収入を国内生産額としているため営業余剰が存在するものとして扱っている。このように、両者の間には、国内生産額の推計方法や投入構造に大きな差異があり、政府及び独立行政法人等においても、それぞれの機関の性格により、それらを区分して扱う必要がある。
- ③ 格付けを行うことにより、その機関の資本形成が、公的資本形成なのか、民間資本形成なのかが明確になり、公共投資による資本形成などの分析がよりの確なものとなる。また、固定資本マトリックスを作成するに当たり、その資本財がどの部門によって購入されたのかを明らかにする上でも、格付けは不可欠のものである。

2 格付けの対象とする範囲

格付けの対象とする政府及び独立行政法人等の範囲は、以下のとおりとした（平成23年12月末現在）。

なお、政府サービス生産者及び産業（公的活動）に格付けられる機関は、別表において網羅している。

(1) 中央政府が行う活動

国の全ての行政機関であり、その活動に伴う一般会計及び全ての特別会計に関する活動を含む。

(2) 地方政府が行う活動

地方公共団体の全ての行政機関であり、その活動に伴う一般会計、全ての事業会計及びその他の会計（財産区、地方開発事業団、港務局に関するもの）に関する活動を含むとともに、地方公社（住宅、土地、道路に関するもの）に関する活動も含む。

(3) 独立行政法人、特殊法人及び認可法人が行う活動

次のアからウまでに掲げるものとした。

具体的には、総務省が公表している「独立行政法人一覧」及び「特殊法人一覧」並びに行政改革大綱及び特殊法人等改革基本法に基づき平成13年12月に閣議決定した「特殊法人等整理合理化計画」で対象となっているものとした。

ア 独立行政法人

国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう（国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本司法支援センター及び地方独立行政法人を含む。）。

イ 特殊法人

法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人をいう（ただし、「民間法人化された特殊法人」を除く。）。

ウ 認可法人

特別の法律に基づき、数を限定して設立される法人で、民間等の関係者が発起人となって自主的に設立されるものであるが、その設立につき又は

設立の際の定款等につき主務大臣の認可にかからしめている法人をいう（ただし、「民間法人化された認可法人」を除く。）。また、地方共同法人を含む。

(4) その他

別表に掲げる機関で、前記(1)～(3)以外のもの。

3 格付けの基準

政府及び独立行政法人等の格付けは、原則として、国民経済計算における「政府諸機関の分類（格付け）」に準じた以下の基準に基づき行った（「政府及び独立行政法人等の格付けチャート表（参考）」を参照）。

なお、格付けは、原則として、機関単位で行った。ただし、当該機関がアクティビティの異なる複数の事業を行い、当該事業が財務諸表上区分されている場合は、事業別に格付けを行った。また、特別会計等の法人組織以外の活動については、可能な範囲で法律に基づく勘定等まで分割した。

(1) 社会保障基金の区分

以下の基準を全て満たす社会保険事業を「社会保障基金」に格付けた。^(注)

- ① 政府による賦課・支配
- ② 社会の全体又は特定の部分をカバー
- ③ 強制的加入・負担

(注) ①～③の全ては満たさないものの、「社会保障基金」に格付けられる他の社会保険事業とアクティビティが類似しており、かつ、それら事業と区分して推計することが困難である年金基金等については、「社会保障基金」に格付けた（別表において「(注1)」を付している。）。

(2) 金融機関、非金融機関の区分

前記(1)において、「社会保障基金」とされなかった機関について、その売上高の50%以上が、金融仲介活動又は補助的金融活動に伴うものである場合には、「金融機関」に格付けし、それ以外は「非金融機関」に格付けた。^(注※)

(3) 市場性の有無

前記(2)において、「非金融機関」とされた機関について、その売上高が生産費用の50%以上であれば、市場性があるものとして、「産業」に格付けた。^(注※)

(注) ※ この基準を適用することにより、①当該機関の活動内容が適切に表せない場合、②産業連関表の作表上、当該機関に係る計数を適切に表章できない場合

又は生産額等の推計が困難となる場合には、この基準によることなく、別途、金融機関への該当性及び市場性を判断した（別表において「(注2)」を付している。）。

(4) 政府による所有・支配の有無

次の①又は②を満たす場合には、政府による所有又は支配があるものとした。

- ① 政府が議決権の過半数を保有している。
- ② 政府が取締役会等の統治機関を支配している（過半数の任命権を持つ。）。

ア 前記(3)において、「産業」に格付けられなかった機関のうち、政府による所有又は支配がないものは「民間非営利団体」に格付け、それ以外は「政府サービス生産者」に格付けた。

イ 前記(2)において「金融機関」に格付けられた機関及び(3)において「産業」に格付けられた機関のうち、政府による所有又は支配があるものは「産業」の内訳である「公的活動」に格付け、それ以外は「民間活動」に格付けた。

(5) 公務・準公務の区分

前記(4)アにおいて、「政府サービス生産者」に格付けられた機関のうち、「産業」部門に類似の活動が存在する場合は、原則として「準公務」に格付けし、それ以外は「公務」に格付けた。

(6) 民間非営利団体の区分

前記(4)アにおいて、「民間非営利団体」に格付けられた機関については、その活動が、「産業」部門を対象としている場合は、「産業（対企業民間非営利サービス生産者）」に格付け、それ以外は「対家計民間非営利サービス生産者」に格付けた。

4 計数の取扱い等

政府及び独立行政法人等の活動は、「生産活動主体分類」によって、①政府サービス生産者、②対家計民間非営利サービス生産者、③産業に大別されるが、コスト構造や活動資金の源泉といった面で、一般の産業と大きく異なっている。そこで、それらの計数について、以下のように取り扱っている。

(1) 「政府サービス生産者」のうちの「準公務」（政府研究機関及び地方政府研究機関を除く。）、「社会保障基金」及び「対家計民間非営利サービス生産者」

ア 国内生産額は、経費の積上げをもって計測し、営業余剰は計上していない。

イ 産出先は、当該部門のサービス活動に対して産業又は家計から支払われた料金相当額をその負担部門（つまり、料金を支払った産業又は家計）に計上し、残りの額を、当該部門の「中央政府個別的消費支出」、「地方政府個別的消費支出」又は「対家計民間非営利団体消費支出」に計上した。

(2) 「政府サービス生産者」のうちの「公務」及び「準公務」（政府研究機関及び地方政府研究機関）

ア 国内生産額は、経費の積上げをもって計測し、営業余剰は計上していない。

イ 産出先は、ほとんどが「中央政府集合的消費支出」又は「地方政府集合的消費支出」となる。

(3) 「産業」のうちの「公的活動」

「公的活動」に格付けられたものについては、生産活動主体分類上、民間活動と同じ「産業」に該当するものであることから、その計数の取扱いにおいては、民間活動と同一に扱った。

ただし、公的活動の行った固定資本形成は「国内総固定資本形成（公的）」に計上した。

(4) 建設に関する活動の取扱い

建設に関する政府サービス生産者の活動及び産業の公的活動については、計画及び管理等の活動のみを対象として当該機関の格付けを行った。

ただし、当該機関の主たる活動が、建設活動（発注者主体等の形態も含む。）である場合には、当該機関によって資本形成される建設工事の種類（産業連関表の行部門）が特定できるようにするため、該当する基本分類を「主たる建設活動」欄に示した。

〔別表〕

1 中央政府が行う活動

平成23年12月末現在

生産活動主体分 機関・会計等の名称	平成23年（2011年）表における格付け							平成17年表からの主体分類変更点等
	政府サービス生産者 （★★）			対家計民間非 営利サービス 生産者（★）	産業		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
一般会計								
下記以外	○							
学校給食		学校給食（国 公立）						
水路、灯台業務		水運施設管理						
社会教育		社会教育（国 公立）						
教育訓練機関		その他の教育 訓練機関（国 公立）						
政府研究機関		自然科学研究機関 （国公立） 人文科学研究機関 （国公立）						
保健衛生		保健衛生（国 公立）						
社会福祉		社会福祉（国 公立）						
公務員住宅賃貸					住宅賃貸料			
特別会計								
（1 事業特別会計）								
国有林野事業特別会計	○						農林関係公共 事業	平成18年4月「国有林野事業勘定」と「治山 勘定」が統合
国有林野事業					育林・素材 （注2）			
（2 保険特別会計）								
地震再保険特別会計					損害保険			
年金特別会計								・平成19年4月「厚生保険特別会計」と「国 民年金特別会計」が統合 ・新基準により「準公務」から「社会保障 基金」に主体分類変更
基礎年金勘定			社会保険事業					
国民年金勘定			社会保険事業					
厚生年金勘定			社会保険事業					
福祉年金勘定			社会保険事業					
健康勘定			社会保険事業					
児童手当勘定			社会保険事業					
業務勘定			社会保険事業					
労働保険特別会計								・平成22年1月「船員保険特別会計」が統合 ・新基準により「準公務」から「社会保障 基金」に主体分類変更
労災勘定			社会保険事業					
雇用勘定			社会保険事業					
徴収勘定			社会保険事業					
農業共済再保険特別会計								
再保険金支払基金勘定					損害保険			
農業勘定					損害保険			
家畜勘定					損害保険			
果樹勘定					損害保険			
園芸施設勘定					損害保険			
業務勘定					損害保険			

生産活動主体分 機関・会計等の名称	平成23年（2011年）表における格付け							平成17年表からの主体分類変更点等
	政府サービス生産者 （★★）			対家計民間非 営利サービス 生産者（★）	産業		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
森林保険特別会計					損害保険			
漁船再保険及び漁業共済 保険特別会計								
漁船普通保険勘定					損害保険			
漁船特殊保険勘定					損害保険			
漁船乗組員給与保険勘定					損害保険			
漁業共済保険勘定					損害保険			
業務勘定					損害保険			
貿易再保険特別会計					損害保険			
（3 公共事業特別会計）								
社会資本整備事業特別会計								平成20年度「道路整備特別会計」、「治水特別会計」、「港湾整備特別会計」、「空港整備特別会計」及び「都市開発資金金融通特別会計」を統合
道路整備勘定	○						道路関係公共 事業	
治水勘定	○						河川・下水道・その他 の公共事業	
港湾勘定	○						河川・下水道・その他 の公共事業	
空港整備勘定								
整備	○ (注2)						河川・下水道・その他 の公共事業	
管理運営			航空施設管理 (国公営)					
業務勘定	○							
都市開発資金金融通 業務					金融			
（4 行政的事務特別会計）								
食料安定供給特別会計								・平成19年度「食糧管理特別会計」、「農業経営基盤強化措置特別会計」を統合 ・「旧食糧管理特別会計」の「米管理勘定」及び「麦管理勘定」は、「公的活動」から「公務」に主体分類変更
農業経営基盤強化勘定	○							
農業経営安定勘定	○							
米管理勘定	○							
麦管理勘定	○							
国営土地改良事業勘定	○							
業務勘定	○							
調整勘定	○							
特許特別会計					その他の対事 業所サービス			新基準により「公務」から「公的企業」に 主体分類変更
自動車安全特別会計								平成20年度「自動車損害賠償補償事業特別会計」及び「自動車検査登録会計」を統合
保障勘定					損害保険			
自動車事故対策勘定					損害保険			
自動車検査登録勘定	○							

生産活動主体分 機関・会計等の名称	平成23年（2011年）表における格付け							平成17年表からの主体分類変更点等
	政府サービス生産者 （★★）			対家計民間非 営利サービス 生産者（★）	産業		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
（5 資金運用管理特別会計）								
財政投融资特別会計								平成20年度「財政融資資金特別会計」及び「産業投資特別会計」を統合
財政融資資金勘定					金融			
投資勘定					金融			
特定国有財産整備勘定	○							
外国為替資金特別会計	○							
（6 整理区分特別会計）								
交付税及び譲与税配付金特別会計								
交付税及び譲与税配 布金勘定	○							
交通安全対策特別交 付金勘定	○							
国債整理基金特別会計	○							
（7 その他）								
エネルギー対策特別会計								<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」及び「電源開発促進対策特別会計」を統合 ・平成23年9月「原子力損害賠償支援勘定」設置
電源開発促進勘定	○							
エネルギー需給勘定	○							
原子力損害賠償支援勘定	○							

2 地方政府が行う活動

平成23年12月末現在

生産活動主体分 機関・会計等の名称	平成23年（2011年）表における格付け							平成17年表からの主体分類変更点等
	政府サービス生産者 （★★）			対家計民間非 営利サービス 生産者（★）	産業		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
普通会計								
下記以外	○							
学校給食		学校給食 (国公立)						
清掃事業		廃棄物処理 (公営)						
住宅事業					住宅賃貸料			
造林事業					育林・素材 (注2)			
学校教育		学校教育 (国公立)						
社会教育		社会教育 (国公立)						
教育訓練機関		その他の教育 訓練機関 (国 公立)						
地方政府研究機関		自然科学研究機関 (国公立) 人文科学研究機関 (国公立)						
保健衛生		保健衛生 (国公立)						
社会福祉		社会福祉 (国公立)						
港湾管理		水運施設管理						
空港管理		航空施設管理 (国公営)						
失業者就労事業	○							
公務員住宅賃貸					住宅賃貸料			
一部事務組合	○							
公営事業会計								
(1 地方公営企業)								
上水道・簡易水道事業					上水道・簡易 水道			
工業用水道事業					工業用水			
交通事業					鉄道旅客輸送 バス			
電気事業					電力			
ガス事業					都市ガス			
病院事業					医療 (入院診療) 医療 (入院外診療) 医療 (歯科診療)			
下水道事業		下水道				河川・下水 道・その他の 公共事業		公共下水道事業から名称変更
港湾事業		水運施設管理 (注2)						「整備」と「管理運営」を統合し、名称変更
市場事業					卸売			
と畜場事業					食肉 (注2)			
観光施設事業					(各アクトビティ に含まれる。)			

生産活動主体分 機関・会計等の名称	平成23年（2011年）表における格付け							平成17年表からの主体分類変更点等
	政府サービス生産者 （★★）			対家計民間非 営利サービス 生産者（★）	産業		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
宅地造成事業					不動産仲介・ 管理業		その他の土木 建設	
有料道路事業					道路輸送施設 提供		道路関係公共 事業	
駐車場整備事業					道路輸送施設 提供			駐車場事業から名称変更
介護サービス					介護（施設 サービスを除 く。）			居宅から名称変更
居宅サービス・地域密 着型サービス等					介護（施設 サービス）			施設から名称変更
施設サービス								
（2 その他の事業）								
競馬、競輪、小型自動車 競走、競艇					競輪・競馬等 の競走場・競 技団			
宝くじ					その他の対個人 サービス			
交通災害共済事業					損害保険			
農業共済事業					損害保険			
公立大学付属病院事業					医療（入院診療） 医療（入院外診療） 医療（歯科診療）			
国民健康保険事業								
事業勘定			社会保険事業					保険給付から名称変更 新基準により「準公務」から「社会保障基 金」に主体分類変更
直診勘定					医療（入院診療） 医療（入院外診療） 医療（歯科診療）			直営診療所から名称変更
老人保健医療事業			社会保険事業					新基準により「準公務」から「社会保障基 金」に主体分類変更
介護保険事業								
介護保険事務			社会保険事業					新基準により「準公務」から「社会保障基 金」に主体分類変更
居宅サービス・地域密 着型サービス等					介護（施設 サービスを除 く。）			居宅から名称変更
施設サービス					介護（施設 サービス）			施設から名称変更
後期高齢者医療事業			社会保険事業					平成20年4月制度施行
一部事務組合	○							
公社								
住宅供給公社					住宅賃貸料			
土地開発公社					不動産仲介・ 管理業		その他の土木 建設	
地方道路公社					道路輸送施設 提供		道路関係公共 事業	
その他の会計								
財産区	○							
地方開発事業団	○							
港務局							河川・下水 道・その他の 公共事業	
整備	○							
管理運営		水運施設管理						

3 独立行政法人が行う活動

平成23年12月末現在

生産活動主体分類 機関・会計等の名称	平成23年（2011年）表における格付け						平成17年表からの主体分類変更点等	
	政府サービス生産者 （★★）			対家計民間非 営利サービス 生産者（★）	産業			主たる 建設活動
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
(内閣府)								
独立行政法人国立公文書館	○							
独立行政法人国民生活センター	○							
独立行政法人北方領土問題対策協会	○							
(総務省)								
独立行政法人情報通信研究機構		自然科学研究 機関（国公立）					「その他」を「研究」に統合し、法人全体で格付け	
独立行政法人統計センター	○							
独立行政法人平和祈念事業特別基金	○							
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構					金融		平成19年10月設立	
(外務省)								
独立行政法人国際協力機構								
有償資金協力業務					金融		「有償資金協力業務」と「その他」に区分	
その他	○							
独立行政法人国際交流基金	○							
(財務省)								
独立行政法人酒類総合研究所		自然科学研究 機関（国公立）						
独立行政法人造幣局								
コイン					その他の金属 製品			
勲章					身辺細貨品			
独立行政法人国立印刷局					印刷・製版・ 製本 洋紙・和紙			
独立行政法人日本万国博覧会記念機構					スポーツ施設 提供業・公園・遊園地		新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「公的活動」に主体分類変更	
(文部科学省)								
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所		人文科学研究 機関（国公立）					平成19年4月名称変更	
独立行政法人大学入試センター					その他の対事 業所サービス		新基準により「公務」から「公的活動」に主体分類変更	
独立行政法人国立青少年教育振興機構		社会教育（国 公立）					平成18年4月「国立オリンピック記念青少年総合センター」、「国立青年の家」、「国立少年自然の家」が統合	
独立行政法人国立女性教育会館		社会教育（国 公立）						
独立行政法人国立科学博物館		社会教育（国 公立）						
独立行政法人物質・材料研究機構		自然科学研究 機関（国公立）						
独立行政法人防災科学技術研究所		自然科学研究 機関（国公立）						
独立行政法人放射線医学総合研究所		自然科学研究 機関（国公立）						
独立行政法人国立美術館		社会教育（国 公立）						
独立行政法人国立文化財機構		社会教育（国 公立）					平成19年4月設立 「国立博物館」、「文化財研究所」が統合	

生産活動主体分類 機関・会計等の名称	平成23年（2011年）表における格付け							平成17年表からの主体分類変更点等
	政府サービス生産者 （★★）			対家計民間非 営利サービス 生産者（★）	産業		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
独立行政法人教員研修センター		その他の教育 訓練機関（国 公立）						
独立行政法人科学技術振興機構 一般勘定		自然科学研究 機関（国公立）						
文献情報提供勘定					情報サービス			
独立行政法人日本学術振興会	○							
独立行政法人理化学研究所		自然科学研究 機関（国公立）						
独立行政法人宇宙航空研究開発 機構 宇宙開発	○							
宇宙科学研究及び航空宇宙 技術研究		自然科学研究 機関（国公立）						
独立行政法人日本スポーツ振興 センター 災害共済給付勘定					損害保険		平成17年表では、「スポーツ振興」、「学校 給食用物資供給」、「災害共済給付事業」の 3つに区分されていたものを、「災害共済給 付事業」、「免責特約勘定」、「投票勘 定」、「一般勘定」の4つに区分に変更	
免責特約勘定					損害保険			
投票勘定					その他の対個人 サービス			
一般勘定					スポーツ施設 提供業・公園・遊園地			
独立行政法人日本芸術文化振興 会	○							「国立劇場・新国立劇場勘定」と「芸術文化 振興（基金勘定）」を統合して「公務」に格 付け
独立行政法人日本学生支援機構					金融			新基準により「公務」から「公的活動（金 融）」に主体分類変更
独立行政法人海洋研究開発機構		自然科学研究 機関（国公立）						
独立行政法人国立高等専門学校 機構		学校教育（国 公立）						
独立行政法人大学評価・学位授 与機構	○							
独立行政法人国立大学財務・経 営センター					不動産賃貸業			新基準により「公務」から「公的活動」に主 体分類変更
独立行政法人日本原子力研究開 発機構 原子力研究		自然科学研究 機関（国公立）						
核燃料リサイクル開発	○							
(厚生労働省)								
独立行政法人国立健康・栄養研 究所		自然科学研究 機関（国公立）						
独立行政法人労働安全衛生総合 研究所		自然科学研究 機関（国公立）						平成18年4月設立 「独立行政法人産業安全研究所」と「独立行 政法人産業医学総合研究所」が統合
独立行政法人勤労者退職金共済 機構			社会保険事業 (注1)					新基準により「公務」から「社会保障基金」 へ主体分類変更
独立行政法人福祉医療機構					金融			
独立行政法人国立重度知的障害 者総合施設のぞみの園		社会福祉（国 公立）						
独立行政法人労働政策研究・研 修機構 研究活動		人文科学研究 機関（国公立）						

生産活動主体分類 機関・会計等の名称	平成23年（2011年）表における格付け						平成17年表からの主体分類変更点等	
	政府サービス生産者 （★★）			対家計民間非 営利サービス 生産者（★）	産業			主たる 建設活動
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
研修業務		その他の教育 訓練機関（国 公立）						
独立行政法人高齢・障害・求職 者雇用支援機構							平成23年10月設立 独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止に伴 い、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 がその業務の一部を引き継ぐとともに名称変 更	
高齢・障害者雇用支援勘定	○							
障害者雇用納付金勘定	○							
障害者職業能力開発勘定		その他の教育 訓練機関（国 公立）						
独立行政法人労働者健康福祉機 構					医療（入院診療） 医療（入院外診療） 医療（歯科診療）		「医療業務」と「その他」を統合し、法人全 体で格付けを行う。	
独立行政法人国立病院機構					医療（入院診療） 医療（入院外診療） 医療（歯科診療）			
独立行政法人医薬品医療機器総 合機構					社会福祉（産 業）		新基準により「公務」から「公的活動」に主 体分類変更	
独立行政法人医薬基盤研究所		自然科学研究 機関（国公 立）						
独立行政法人年金・健康保険福 祉施設整理機構	○							
年金積立金管理運用独立行政法 人			社会保険事業				平成18年4月設立 年金資金運用基金から移行	
独立行政法人国立がん研究セン ター					医療（入院診療） 医療（入院外診療） 医療（歯科診療）		平成22年4月設立 国立高度専門医療センター特別会計から移行	
独立行政法人国立循環器病研究 センター					医療（入院診療） 医療（入院外診療） 医療（歯科診療）		平成22年4月設立 国立高度専門医療センター特別会計から移行	
独立行政法人国立精神・神経医 療研究センター					医療（入院診療） 医療（入院外診療） 医療（歯科診療）		平成22年4月設立 国立高度専門医療センター特別会計から移行	
独立行政法人国立国際医療研究 センター					医療（入院診療） 医療（入院外診療） 医療（歯科診療）		平成22年4月設立 国立高度専門医療センター特別会計から移行	
独立行政法人国立成育医療研究 センター					医療（入院診療） 医療（入院外診療） 医療（歯科診療）		平成22年4月設立 国立高度専門医療センター特別会計から移行	
独立行政法人国立長寿医療研究 センター					医療（入院診療） 医療（入院外診療） 医療（歯科診療）		平成22年4月設立 国立高度専門医療センター特別会計から移行	
（農林水産省）								
独立行政法人農林水産消費安全 技術センター	○						平成19年4月設立 独立行政法人農林水産消費技術センター、独 立行政法人肥料検査所、独立行政法人農薬 検査所が統合	
独立行政法人種苗管理センター	○							
独立行政法人家畜改良センター	○							
独立行政法人水産大学校		その他の教育 訓練機関（国 公立）						
独立行政法人農業・食品産業技 術総合研究機構		自然科学研究 機関（国公立）					平成18年4月 独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農 業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政 法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合 研究所が統合	
独立行政法人農業生物資源研究 所		自然科学研究 機関（国公立）						
独立行政法人農業環境技術研究 所		自然科学研究 機関（国公立）						
独立行政法人国際農林水産業研 究センター		自然科学研究 機関（国公立）						
独立行政法人森林総合研究所		自然科学研究 機関（国公立）					平成19年4月独立行政法人材木育種セン ターが統合	
独立行政法人水産総合研究セン ター		自然科学研究 機関（国公立）					平成18年4月独立行政法人さけ・ます資源管 理センターが統合	

生産活動主体分類 機関・会計等の名称	平成23年（2011年）表における格付け							平成17年表からの主体分類変更点等
	政府サービス生産者 （★★）			対家計民間非 営利サービス 生産者（★）	産業		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
独立行政法人農畜産業振興機構	○							法人全体で格付けし、新基準により「公的活動」から「公務」に主体分類変更
独立行政法人農業者年金基金			社会保険事業 (注1)					4つの勘定に分割した上で、それぞれの勘定を新基準により格付け
特例付加年金勘定			社会保険事業 (注1)					
農業者老齢年金等勘定			社会保険事業					
旧年金勘定								
農地売買貸借等勘定	○							
独立行政法人農林漁業信用基金					金融 損害保険			
(経済産業省)								
独立行政法人経済産業研究所		人文科学研究 機関(国公立)						
独立行政法人工業所有権情報・ 研修館	○							
独立行政法人日本貿易保険					損害保険			
独立行政法人産業技術総合研究 所		自然科学研究 機関(国公立)						
独立行政法人製品評価技術基盤 機構	○							新基準により「公的活動」から「公務」に主体分類変更
独立行政法人新エネルギー・産 業技術総合開発機構	○							平成17年表では「旧；基盤技術研究促進センター」、「旧；新エネ機構」新エネルギー開発産業技術総合開発、「石炭鉱業合理化」、「アルコール製造」の4つに区分されていたものを統合
独立行政法人日本貿易振興機構	○							新基準により「公的活動」から「公務」に主体分類変更
独立行政法人原子力安全基盤機 構	○							
独立行政法人情報処理推進機 構	○							新基準により「公的活動」から「公務」に主体分類変更
独立行政法人石油天然ガス・金 属鉱物資源機構								平成17年表では、「(旧石油公団)石油備蓄事業」、「融資事業」、「鉱物探査事業」、「(旧：金属鉱業事業団)鉱物探査事業」、「その他」の5つに区分されていたものを2区分に整理
資源備蓄事業					卸売			
その他					その他の対事業所サービス			
独立行政法人中小企業基盤整備 機構								平成17年表では「(旧：中小企業総合事業団)信用保険事業」、「融資事業」、「その他」の3区分であったものを、当該法人の8つの勘定単位で区分
一般勘定	○							
産業基盤整備勘定					金融			
施設整備等勘定					不動産仲介・ 管理業、不動 産賃貸業			
小規模企業共済勘定			社会保険事業 (注1)					
中小企業倒産防止共済勘定					金融			
工業再配置等業務特別勘定					不動産仲介・ 管理業、不動 産賃貸業			
産炭地域経過業務特別勘定	○							
出資承継勘定					金融			

生産活動主体分類 機関・会計等の名称	平成23年（2011年）表における格付け						平成17年表からの主体分類変更点等	
	政府サービス生産者 （★★）			対家計民間非 営利サービス 生産者（★）	産業			主たる 建設活動
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
(国土交通省)								
独立行政法人土木研究所		自然科学研究 機関（国公立）					平成18年4月独立行政法人北海道開発土木研究所が統合	
独立行政法人建築研究所		自然科学研究 機関（国公立）						
独立行政法人交通安全環境研究所		自然科学研究 機関（国公立）						
独立行政法人海上技術安全研究所		自然科学研究 機関（国公立）						
独立行政法人港湾空港技術研究所		自然科学研究 機関（国公立）						
独立行政法人電子航法研究所		自然科学研究 機関（国公立）						
独立行政法人航海訓練所		その他の教育 訓練機関（国公立）						
独立行政法人海技教育機構		その他の教育 訓練機関（国公立）					平成18年4月独立行政法人海技高等学校、独立行政法人海員学校が統合	
独立行政法人航空大学校		その他の教育 訓練機関（国公立）						
自動車検査独立行政法人					自動車整備		新基準により「公務」から「公的活動」に主体分類変更	
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構								
鉄道助成					金融			
鉄道建設					鉄道輸送	鉄道軌道建設		
船舶の共用建造					沿海内水面輸送			
高度船舶技術支援					対企業民間非営利団体			
国鉄清算事業					鉄道輸送			
独立行政法人国際観光振興機構	○							
独立行政法人水資源機構	○					河川・下水道・その他の公共事業 農林関係公共事業		
独立行政法人自動車事故対策機構	○							
独立行政法人空港周辺整備機構	○ (注2)							
独立行政法人海上災害防止センター					その他の水運 附帯サービス		新基準により「公務」から「公的活動」に主体分類変更	
独立行政法人都市再生機構					不動産仲介・管理業 不動産賃貸業住宅 賃貸料	住宅建築（非木造） 非住宅建築（非木造） その他の土木建築		
独立行政法人奄美群島振興開発基金					金融			
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	○							
独立行政法人住宅金融支援機構							平成19年4月設立 「住宅金融公庫」から移行	
資金貸付					金融			
団体信用生命保険					生命保険			
住宅融資保険					損害保険			
証券化支援					金融			

生産活動主体分類 機関・会計等の名称	平成23年（2011年）表における格付け							平成17年表からの主体分類変更点等
	政府サービス生産者 （★★）			対家計民間非 営利サービス 生産者（★）	産業		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
(環境省)								
独立行政法人国立環境研究所		自然科学研究 機関（国公立）						
独立行政法人環境再生保全機構	○							
(防衛省)								
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	○							
(その他)								
日本司法支援センター					法務・財務・ 会計サービス			平成18年4月設立
国立大学法人		学校教育（国 公立）						
附属病院					医療（入院診療） 医療（入院外診療） 医療（歯科診療）			
大学共同利用機関法人 人間文化研究機構		人文科学研究 機関（国公立）						
その他の機構		自然科学研究 機関（国公立）						
地方独立行政法人								平成16年4月に施行された地方独立行政法人法に基づき都道府県及び市町村が設置する法人。平成23年4月1日現在93法人設立
大学		学校教育（国 公立）						
病院					医療（入院診療） 医療（入院外診療） 医療（歯科診療）			
試験研究機関		自然科学研究 機関（国公立）						

4 特殊法人及び認可法人等が行う活動

平成23年12月末現在

生産活動主体分類 機関・会計等の名	平成23年（2011年）表における格付け						平成17年表からの主体分類変更点等	
	政府サービス生産者 （★★）			対家計民間非 営利サービス 生産者（★）	産業			主たる 建設活動
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
特殊法人								
(事業団)								
日本私立学校振興・共済事業団								
助成事業	○ (注2)							
宿泊事業						宿泊業		
その他共済関連事業			社会保険事業				新基準により「公的活動」から「社会保障基金」に主体分類変更	
(公庫)								
株式会社日本政策金融公庫					金融		平成20年10月設立 「国民生活金融公庫」、「農林漁業金融公庫」、「中小企業金融公庫」及び「国際協力銀行」が統合	
信用保険事業					損害保険			
沖縄振興開発金融公庫					金融			
(金庫・特殊銀行)								
株式会社日本政策投資銀行					金融		平成20年10月名称変更	
株式会社商工組合中央金庫						金融	平成20年10月名称変更	
(特殊会社)								
日本たばこ産業株式会社					たばこ		新基準により格付け対象となったため追加	
日本電信電話株式会社					固定電気通信		新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更	
東日本電信電話株式会社					固定電気通信		新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更	
西日本電信電話株式会社					固定電気通信		新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更	
北海道旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送		新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更	
四国旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送		新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更	
九州旅客鉄道株式会社					鉄道旅客輸送		新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更	
日本貨物鉄道株式会社					鉄道貨物輸送		新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更	
東京地下鉄株式会社					鉄道旅客輸送		新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更	
関西国際空港株式会社					航空施設管理 (産業)		新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更	
成田国際空港株式会社					航空施設管理 (産業)		新基準により「民間活動」から「公的活動」に主体分類変更	
東日本高速道路株式会社					道路輸送施設 提供			
中日本高速道路株式会社					道路輸送施設 提供			
西日本高速道路株式会社					道路輸送施設 提供			
首都高速道路株式会社					道路輸送施設 提供			
阪神高速道路株式会社					道路輸送施設 提供			
本州四国連絡高速道路株式会社					道路輸送施設 提供			

生産活動主体分類 機関・会計等の名	平成23年（2011年）表における格付け							平成17年表からの主体分類変更点等
	政府サービス生産者 （★★）			対家計民間非 営利サービス 生産者（★）	産業		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
日本環境安全事業株式会社					廃棄物処理			新基準により「公務」から「公的活動」に主体分類変更
日本郵政株式会社					郵便・信書便			平成19年10月設立
郵便事業株式会社					郵便・信書便			平成19年10月設立
郵便局株式会社					郵便・信書便			平成19年10月設立
株式会社ゆうちょ銀行					金融			平成19年10月設立
株式会社かんぽ生命保険					生命保険			平成19年10月設立
日本アルコール産業株式会社						その他の有機 化学工業製品		平成18年4月設立 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合 開発機構（アルコール製造）から移行
輸出入・港湾関連情報処理センター					情報サービス			平成20年4月設立 独立行政法人通関情報処理センターから移行
（その他の特殊法人）								
<協会>								
日本放送協会					公共放送			新基準により「民間活動」から「公的活動」 に主体分類変更
<その他>								
沖縄科学技術大学院大学学園	○							平成23年11月設立 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構 から移行
放送大学学園				学校教育（私 立）				新基準により公的部門格付け対象となったた め追加
日本中央競馬会					競輪・競馬等 の競走場・競 技団			
日本年金機構			社会保険事業					平成22年1月設立 社会保険庁から移行
原子力損害賠償支援機構	○							平成23年9月設立
認可法人								
（銀行）								
日本銀行					金融			
（地方共同法人）								
日本下水道事業団		下水道					河川・下水 道・その他の 公共事業	
地方公務員災害補償基金			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生 産者」から「社会保障基金」に主体分類変更
地方公共団体金融機構					金融			平成20年10月設立 公営企業金融公庫より
地方競馬全国協会					対企業民間非 営利団体			新基準により「民間活動」から「公的活動」 に主体分類変更
（機構）								
預金保険機構					金融			新基準により「公務」から「公的活動」に主 体分類変更
農水産業協同組合貯金保険機構					金融			新基準により「対家計民間非営利サービス生 産者」から「公的活動」に主体分類変更
（共済組合等）								
国家公務員共済組合・同連合会			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生 産者」から「社会保障基金」に主体分類変更
宿泊事業						宿泊業		
地方公務員共済組合（同連合 会，地方職員共済組合を除く）			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生 産者」から「社会保障基金」に主体分類変更
宿泊事業						宿泊業		

生産活動主体分類 機関・会計等の名	平成23年（2011年）表における格付け							平成17年表からの主体分類変更点等	
	政府サービス生産者 （★★）			対家計民間非 営利サービス 生産者（★）	産業		主たる 建設活動		
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動			
地方公務員共済組合連合会			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に主体分類変更	
地方職員共済組合			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に主体分類変更	
宿泊事業						宿泊業			
警察共済組合			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に主体分類変更	
宿泊事業						宿泊業			
公立学校共済組合			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に主体分類変更	
宿泊事業						宿泊業			
都道府県議会議員共済会, 市議会議員共済会, 町村議会議員共済会			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に主体分類変更	
日本たばこ産業共済組合			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に主体分類変更	
日本鉄道共済組合			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に主体分類変更	
日本製鉄八幡共済組合			社会保険事業					新基準により公的部門格付け対象となったため追加	
消防団員等公務災害補償等共済 基金			社会保険事業					新基準により公的部門格付け対象となったため追加	
石炭鉱業年金基金			社会保険事業					新基準により公的部門格付け対象となったため追加	
農林漁業団体職員共済組合			社会保険事業					新基準により公的部門格付け対象となったため追加	
エステイティ企業年金基金 旧年金経理			社会保険事業					新基準により公的部門格付け対象となったため追加	
社会保険診療報酬支払基金			社会保険事業					新基準により公的部門格付け対象となったため追加	
（その他）									
日本赤十字社				社会福祉 （非営利）				日本赤十字社の一般会計と3つの事業に係る特別会計（医療施設、血液事業、社会福祉施設）の構成に従い、区分を細分化した	
一般									
医療施設						医療（入院診療） 医療（入院外診療） 医療（歯科診療）			
血液事業						医薬品			
社会福祉施設				社会福祉 （非営利）					名称変更
介護（居宅サービス等）						介護（施設 サービスを除く。）			「介護（居宅）」から名称変更
介護（施設サービス）						介護（施設 サービス）		「介護（施設）」から名称変更	
その他									
健康保険組合・同連合会			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に主体分類変更	
宿泊事業						宿泊業			
国民健康保険組合・同連合会・ 同中央会			社会保険事業					新基準により「対家計民間非営利サービス生産者」から「社会保障基金」に主体分類変更	
宿泊事業						宿泊業			

生産活動主体分類 機関・会計等の名	平成23年（2011年）表における格付け							平成17年表からの主体分類変更点等
	政府サービス生産者 （★★）			対家計民間非 営利サービス 生産者（★）	産業		主たる 建設活動	
	公務	準公務	社会保障基金		公的活動	民間活動		
全国健康保険協会 健康保険勘定			社会保険事業					平成20年10月設立 社会保険庁（政府管掌健康保険）から移行
船員保険勘定			社会保険事業					
株式会社産業革新機構					金融			平成21年7月設立
株式会社企業再生支援機構					金融			平成21年10月設立

- (注) 1 格付け基準「(1)社会保障基金の区分」の①～③の全ては満たさないものの、「社会保障基金」に格付けられる他の社会保険事業とアクティビティが類似しており、かつ、それら事業と区分して推計することが困難であると判断し、「社会保障基金」に格付けた機関（法人）。
- 2 格付け基準「(3)市場性の有無」を適用することにより、①当該機関（法人）の活動内容が適切に表せない場合、②産業連関表の作表上、当該機関（法人）に係る計数を適切に表章できない場合又は生産額等の推計が困難となる場合に該当すると判断し、別途、金融機関への該当性及び市場性を判断して格付けを行った機関（法人）。
- 3 「機関・会計等の名称欄」に網かけを付しているものは、平成17年表から変更があるもの。
- 4 次に掲げる法人については、平成17年表作成時には本表に登載していたが、その後、民間法人化又は廃止等され、今回の本表には登載していない。

独立行政法人

独立行政法人消防研究所
独立行政法人メディア教育開発センター
独立行政法人緑資源機構
独立行政法人雇用・能力開発機構

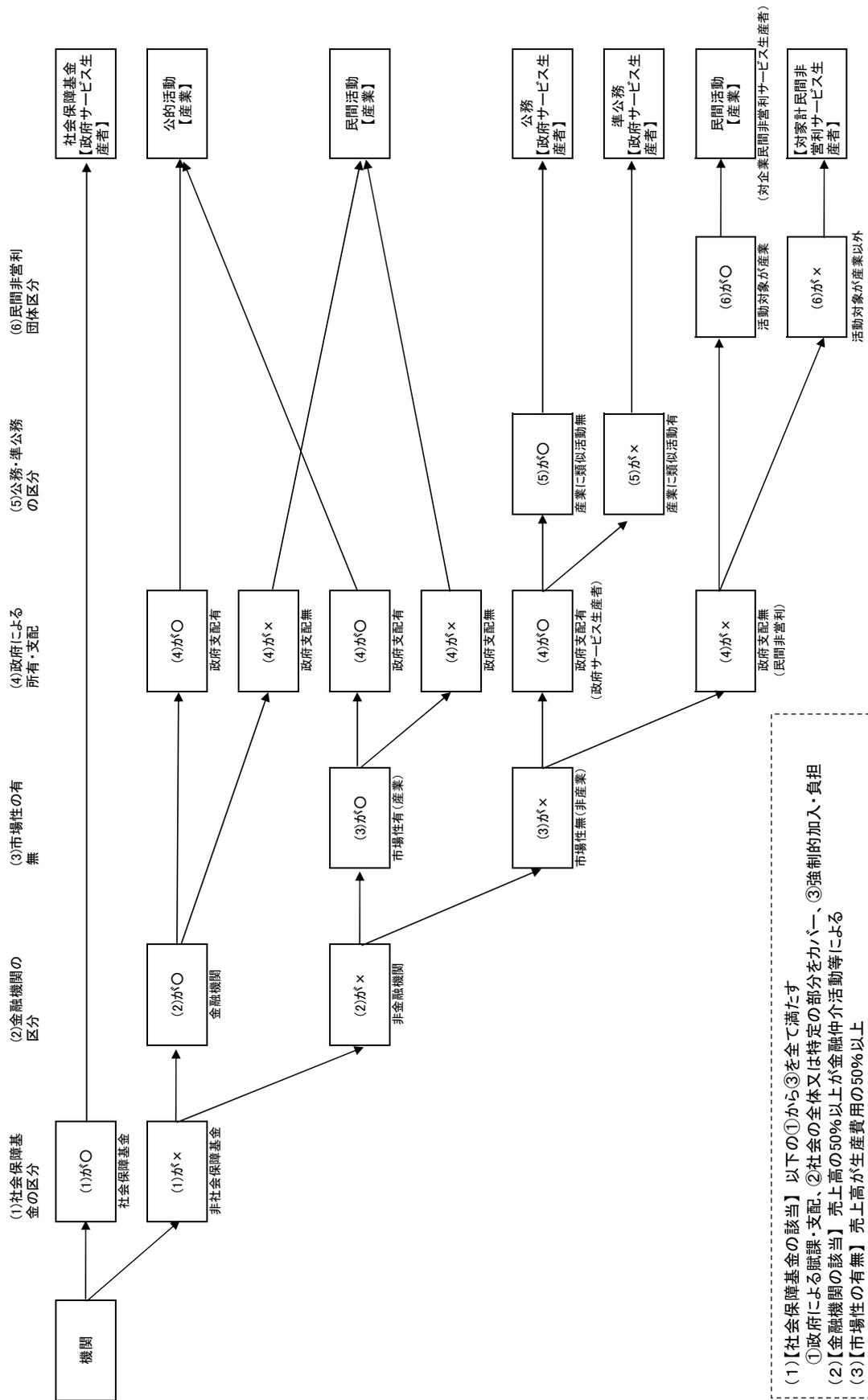
特殊法人

東海旅客鉄道株式会社
日本自転車振興会
日本小型自動車振興会
日本船舶振興会

認可法人

総合研究開発機構

政府及び独立行政法人等の格付けチャート表(参考)



(1)【社会保障基金の該当】以下の①から③を全て満たす
 ①政府による賦課・支配、②社会の全体又は特定の部分をカバー、③強制的加入・負担
 (2)【金融機関の該当】売上高の50%以上が金融仲介活動等による
 (3)【市場性の有無】売上高が生産費用の50%以上
 (4)【政府による所有・支配】以下の①又は②を満たす
 ① 政府が議決権の過半数を保有
 ② 取締役会等の統治機関を支配(過半数の任命権を持つ)
 (5)【公務・準公務の区分】「産業」部門に類似の活動が存在しない

[参考9] 平成17年(2005年)産業連関表－平成23年(2011年)産業連関表部門分類対照表

(1) 基本分類(行518部門×列397部門)

※平成23年表では、分類コードの体系を見直したため、「0151-01、-011育林」以降の大部分について分類コードを変更した。

平成17年(2005年)表			旧部門に対する 変更内容	平成23年(2011年)表			新部門に対する 変更内容
分類コード		部門名		分類コード		部門名	
列部門	行部門			列部門	行部門		
0111-01	0111-011 0111-012	米 米 稲わら		0111-01	0111-011 0111-012	米 米 稲わら	
0111-02	0111-021 0111-022 0111-023 0111-024	麦類 小麦(国産) 小麦(輸入) 大麦(国産) 大麦(輸入)		0111-02	0111-021 0111-022 0111-023 0111-024	麦類 小麦(国産) 小麦(輸入) 大麦(国産) 大麦(輸入)	
0112-01	0112-011 0112-012	いも類 かんしょ ばれいしょ		0112-01	0112-011 0112-012	いも類 かんしょ ばれいしょ	
0112-02	0112-021 0112-022 0112-029	豆類 大豆(国産) 大豆(輸入) その他の豆類		0112-02	0112-021 0112-022 0112-029	豆類 大豆(国産) 大豆(輸入) その他の豆類	
0113-01 0113-02	0113-001	野菜 野菜(露地) 野菜(施設)		0113-01 0113-02	0113-001	野菜 野菜(露地) 野菜(施設)	
0114-01	0114-011 0114-012 0114-019	果実 かんきつ りんご その他の果実		0114-01	0114-011 0114-012 0114-019	果実 かんきつ りんご その他の果実	
0115-01 0115-02	0115-011 0115-021 0115-029	砂糖原料作物 飲料用作物 コーヒー豆・カカオ豆(輸入) その他の飲料用作物		0115-01 0115-02	0115-011 0115-021 0115-029	砂糖原料作物 飲料用作物 コーヒー豆・カカオ豆(輸入) その他の飲料用作物	
0115-09	0115-091 0115-092 0115-093	その他の食用耕種作物 雑穀 油糧作物 食用工業作物(除別掲)		0115-09	0115-091 0115-092 0115-099	その他の食用耕種作物 雑穀 油糧作物 他に分類されない食用耕種作物	名称変更
0116-01 0116-02 0116-03 0116-09	0116-011 0116-021 0116-031 0116-091 0116-092 0116-093 0116-099	飼料作物 種苗 花き・花木類 その他の非食用耕種作物 葉たばこ 生ゴム(輸入) 綿花(輸入) その他の非食用耕種作物(除別掲)		0116-01 0116-02 0116-03 0116-09	0116-011 0116-021 0116-031 0116-091 0116-092 0116-093 0116-099	飼料作物 種苗 花き・花木類 その他の非食用耕種作物 葉たばこ 生ゴム(輸入) 綿花(輸入) 他に分類されない非食用耕種作物	名称変更
0121-01 0121-02 0121-03 0121-04 0121-05 0121-09	0121-011 0121-019 0121-021 0121-031 0121-041 0121-051 0121-091 0121-099	酪農 生乳 その他の酪農生産物 鶏卵 肉鶏 豚 肉用牛 肉用鶏 その他の畜産 羊毛 その他の畜産		0121-01 0121-02 0121-03 0121-04 0121-05 0121-09	0121-011 0121-019 0121-021 0121-031 0121-041 0121-051 0121-091 0121-099	酪農 生乳 その他の酪農生産物 肉用牛 豚 鶏卵 肉用牛 肉用鶏 その他の畜産 羊毛 他に分類されない畜産	名称変更
0131-01 0131-02	0131-011 0131-021	獣医薬 農業サービス(除獣医薬)		0131-01 0131-02	0131-011 0131-021	獣医薬 農業サービス(獣医薬を除く。)	名称変更
0211-01 0212-01 0213-01	0211-011 0212-011 0212-012 0213-011	育林 素材 素材(国産) 素材(輸入) 特用林産物(含狩猟業)		0151-01 0152-01 0153-01	0151-011 0152-011 0152-012 0153-011	育林 素材 素材(国産) 素材(輸入) 特用林産物(狩猟業を含む。)	名称変更
0311-01 0311-02 0311-03 0311-04	0311-001 0311-041 0311-041	海面漁業(国産) 沿岸漁業 沖合漁業 遠洋漁業 海面漁業(輸入) 海面養殖業 内水面漁業・養殖業	統合(新0171-01) 統合(新0171-01) 統合(新0171-01)	0171-01 0171-011 0171-012	海面漁業 海面漁業(国産) 海面漁業(輸入)	統合(IH0311-01～-03)、名称変更	
0312-01 0312-02	0312-001	内水面漁業 内水面養殖業		0172-01 0172-02	0172-001 0172-001	内水面漁業 内水面養殖業	
0611-01 0621-01	0611-011 0611-012 0621-011 0621-019	金属鉱物 鉄鉱石 非鉄金属鉱物 窯業原料鉱物 石灰石 その他の窯業原料鉱物	統合(新0639-09)	0611-01 0621-01 0631-01 0631-02	0611-011 0611-012 0621-011 0621-012 0621-013 0631-011 0631-021	金属鉱物 鉄鉱石 非鉄金属鉱物 石灰・原油・天然ガス 石炭 原油 天然ガス 砂利・採石 砕石	
0622-01 0622-02 0629-09	0622-011 0622-021 0629-099	砂利・採石 砕石 その他の非金属鉱物	統合(新0639-09)	0631-01 0631-02	0631-011 0631-021	砂利・採石 砕石	

平成17年(2005年)表			旧部門に対する 変更内容	平成23年(2011年)表			新部門に対する 変更内容
分類コード		部 門 名		分類コード		部 門 名	
列部門	行部門			列部門	行部門		
0711-01		石炭・原油・天然ガス		0639-09	その他の鉱物	統合(旧0621-01、旧0629-09)、 名称変更	
	0711-011 0711-012 0711-013	石炭 原油 天然ガス		0639-091 0639-092 0639-099	石灰石 窯業原料鉱物(石灰石を除く。) 他に分類されない鉱物	名称変更 名称変更	
1111-01		と畜(含肉鶏処理)	内容変更	1111-01	食肉	内容変更(一部旧1119-09から)、 名称変更	
	1111-011 1111-012 1111-013 1111-014 1111-015	牛肉(枝肉) 豚肉(枝肉) 鶏肉 その他の肉(枝肉) と畜副産物(含肉鶏処理副産物)		1111-011 1111-012 1111-013 1111-014 1111-015	牛肉 豚肉 鶏肉 その他の食肉 と畜副産物(肉鶏処理副産物を含む。)	名称変更 名称変更 名称変更 名称変更	
1112-01	1112-011	肉加工品		1112-01	肉加工品		
1112-02	1112-021	畜産びん・かん詰		1112-02	畜産びん・かん詰		
1112-03		酪農品		1112-03	酪農品		
	1112-031 1112-032	飲用牛乳 乳製品		1112-031 1112-032	飲用牛乳 乳製品		
1113-01	1113-011	冷凍魚介類		1113-01	冷凍魚介類		
1113-02	1113-021	塩・干・くん製品		1113-02	塩・干・くん製品		
1113-03	1113-031	水産びん・かん詰		1113-03	水産びん・かん詰		
1113-04	1113-041	ねり製品		1113-04	ねり製品		
1113-09	1113-099	その他の水産食品		1113-09	その他の水産食品		
1114-01		精穀		1114-01	精穀		
	1114-011 1114-019	精米 その他の精穀		1114-011 1114-019	精米 その他の精穀		
1114-02		製粉		1114-02	製粉		
	1114-021 1114-029	小麦粉 その他の製粉		1114-021 1114-029	小麦粉 その他の製粉		
1115-01	1115-011	めん類		1115-01	めん類		
1115-02	1115-021	パン類		1115-02	パン類		
1115-03	1115-031	菓子類		1115-03	菓子類		
1116-01	1116-011	農産びん・かん詰		1116-01	農産びん・かん詰		
1116-02	1116-021	農産保存食料品(除びん・かん詰)		1116-02	農産保存食料品(びん・かん詰を除く。)	名称変更	
1117-01		砂糖		1117-01	砂糖		
	1117-011 1117-019	精製糖 その他の砂糖・副産物		1117-011 1117-019	精製糖 その他の砂糖・副産物		
1117-02	1117-021	でん粉		1117-02	でん粉		
1117-03	1117-031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖		1117-03	ぶどう糖・水あめ・異性化糖		
1117-04		植物油脂	統合(新1117-04)	1117-04	動植物油脂	統合(旧1117-04、旧1117-05)、 名称変更	
	1117-041 1117-042 1117-043	植物油脂 加工油脂 植物油油かす		1117-041 1117-042 1117-043	植物油脂 動物油脂 加工油脂		
1117-05	1117-051	動物油脂	統合(新1117-04)	1117-044	植物油油かす		
1117-06	1117-061	調味料		1117-05	調味料		
1119-01	1119-011	冷凍調理食品		1119-01	冷凍調理食品		
1119-02	1119-021	レトルト食品		1119-02	レトルト食品		
1119-03	1119-031	そう菜・すし・弁当		1119-03	そう菜・すし・弁当		
1119-04	1119-041	学校給食(国公立)★★		1119-04	学校給食(国公立)★★		
1119-05	1119-051	学校給食(私立)★		1119-05	学校給食(私立)★		
1119-09	1119-099	その他の食料品	内容変更(一部新1111-01へ)	1119-09	その他の食料品	内容変更	
1121-01	1121-011	清酒		1121-01	清酒		
1121-02	1121-021	ビール		1121-02	ビール類	名称変更	
1121-03	1121-031	ウィスキー類		1121-03	ウィスキー類	名称変更	
1121-09	1121-099	その他の酒類		1121-09	その他の酒類		
1129-01	1129-011	茶・コーヒー		1129-01	茶・コーヒー		
1129-02	1129-021	清涼飲料		1129-02	清涼飲料		
1129-03	1129-031	製氷		1129-03	製氷		
1131-01	1131-011	飼料		1131-01	飼料		
1131-02	1131-021	有機質肥料(除別掲)		1131-02	有機質肥料(別掲を除く。)	名称変更	
1141-01	1141-011	たばこ		1141-01	たばこ		
1511-01	1511-011	紡績糸		1511-01	紡績糸		
1512-01	1512-011	綿・スフ織物(含短繊維織物)		1512-01	綿・スフ織物(含短繊維織物を含む。)	名称変更	
1512-02	1512-021	絹・人絹織物(含長繊維織物)		1512-02	絹・人絹織物(含長繊維織物を含む。)	名称変更	
1512-03	1512-031	毛織物・麻織物・その他の織物	内容変更	1512-09	その他の織物	内容変更(一部旧1519-09から)、 名称変更	
1513-01	1513-011	ニット生地		1513-01	ニット生地		
1514-01	1514-011	染色整理		1514-01	染色整理		
1519-01	1519-011	綿・網	統合(新1519-09)	1519-09	その他の繊維工業製品	統合(旧1519-01、旧1519-09の 一部)	
1519-02	1519-021	じゅうたん・床敷物		1519-091	綿・網	内容変更(一部旧1519-09から)、 名称変更	
1519-03	1519-031	繊維製衛生材料	統合(新1529-09)	1519-099	他に分類されない繊維工業製品		
1519-09	1519-099	その他の繊維工業製品	統合(新1519-09)、内容変更 (一部新1512-09へ)				
1521-01	1521-011	織物製衣服	内容変更	1521-01	織物製衣服	内容変更(一部旧1522-09から)	
1521-02	1521-021	ニット製衣服		1521-02	ニット製衣服		
1522-09	1522-099	その他の衣服・身の回り品	内容変更(一部新1521-01へ)	1522-09	その他の衣服・身の回り品	内容変更	
1529-01	1529-011	寝具		1529-01	寝具		
1529-09	1529-099	その他の繊維既製品	統合(新1529-09)	1529-02	じゅうたん・床敷物		
				1529-09	その他の繊維既製品	統合(旧1519-03、旧1529-09)	
				1529-091 1529-099	繊維製衛生材料 他に分類されない繊維既製品	名称変更	

平成17年(2005年)表			旧部門に対する 変更内容	平成23年(2011年)表			新部門に対する 変更内容
分類コード		部 門 名		分類コード		部 門 名	
列部門	行部門			列部門	行部門		
1611-01	1611-011	製材		1611-01	1611-011	製材	
1611-02	1611-021	合板		1611-02	1611-021	合板・集成材	名称変更
1611-03	1611-031	木材チップ		1611-03	1611-031	木材チップ	
1619-09		その他の木製品	内容変更	1619-09		その他の木製品	内容変更(一部旧1829-09から)
	1619-091	建設用木製品	内容変更		1619-091	建設用木製品	内容変更(一部旧1829-09から)
	1619-099	その他の木製品(除別掲)			1619-099	他に分類されない木製品	名称変更
1711-01	1711-011	木製家具・装備品	再編(一部新1621-09へ)	1621-01	1621-011	木製家具	再編(一部旧1711-01から)
1711-02	1711-021	木製建具		1621-02	1621-021	金属製家具	再編(一部旧1711-03から)
1711-03	1711-031	金属製家具・装備品	再編(一部新1621-09へ)	1621-03	1621-031	木製建具	
				1621-09	1621-099	その他の家具・装備品	再編(一部旧1711-01、一部旧1711-03から)
1811-01	1811-011	バルブ		1631-01	1631-011	バルブ	
	1811-021P	古紙			1631-021P	古紙	
1812-01	1812-011	洋紙・和紙		1632-01	1632-011	洋紙・和紙	
1812-02	1812-021	板紙		1632-02	1632-021	板紙	
1813-01	1813-011	段ボール		1633-01	1633-011	段ボール	
1813-02	1813-021	塗工紙・建設用加工紙		1633-02	1633-021	塗工紙・建設用加工紙	
1821-01	1821-011	段ボール箱		1641-01	1641-011	段ボール箱	
1821-09	1821-099	その他の紙製容器		1641-09	1641-099	その他の紙製容器	
1829-01	1829-011	紙製衛生材料・用品		1649-01	1649-011	紙製衛生材料・用品	
1829-09	1829-099	その他のバルブ・紙・紙加工品	内容変更(一部新1619-09へ)	1649-09	1649-099	その他のバルブ・紙・紙加工品	内容変更
1911-01	1911-011	印刷・製版・製本		1911-01	1911-011	印刷・製版・製本	
2011-01	2011-011	化学肥料		2011-01	2011-011	化学肥料	
2021-01		ソーダ工業製品		2021-01		ソーダ工業製品	
	2021-011	ソーダ灰			2021-011	ソーダ灰	
	2021-012	か性ソーダ			2021-012	か性ソーダ	
	2021-013	液体塩素			2021-013	液体塩素	
	2021-019	その他のソーダ工業製品			2021-019	その他のソーダ工業製品	
2029-01		無機顔料		2029-01		無機顔料	
	2029-011	酸化チタン			2029-011	酸化チタン	
	2029-012	カーボンブラック			2029-012	カーボンブラック	
	2029-019	その他の無機顔料			2029-019	その他の無機顔料	
2029-02	2029-021	圧縮ガス・液化ガス		2029-02	2029-021	圧縮ガス・液化ガス	
2029-03		塩		2029-03		塩	
	2029-031	原塩			2029-031	原塩	
	2029-032	塩			2029-032	塩	
2029-09	2029-099	その他の無機化学工業製品		2029-09	2029-099	その他の無機化学工業製品	
2031-01		石油化学基礎製品		2031-01		石油化学基礎製品	
	2031-011	エチレン			2031-011	エチレン	
	2031-012	プロピレン			2031-012	プロピレン	
	2031-019	その他の石油化学基礎製品			2031-019	その他の石油化学基礎製品	
2031-02		石油化学系芳香族製品		2031-02		石油化学系芳香族製品	
	2031-021	純ベンゼン			2031-021	純ベンゼン	
	2031-022	純トルエン			2031-022	純トルエン	
	2031-023	キシレン			2031-023	キシレン	
	2031-029	その他の石油化学系芳香族製品			2031-029	その他の石油化学系芳香族製品	
2032-01		脂肪族中間物		2041-01		脂肪族中間物	
	2032-011	合成アルコール類			2041-011	合成アルコール類	
	2032-012	酢酸			2041-012	酢酸	
	2032-013	二塩化エチレン			2041-013	二塩化エチレン	
	2032-014	アクリロニトリル			2041-014	アクリロニトリル	
	2032-015	エチレングリコール			2041-015	エチレングリコール	
	2032-016	酢酸ビニルモノマー			2041-016	酢酸ビニルモノマー	
	2032-019	その他の脂肪族中間物			2041-019	その他の脂肪族中間物	
2032-02		環式中間物		2041-02		環式中間物	
	2032-021	スチレンモノマー			2041-021	スチレンモノマー	
	2032-022	合成石炭酸			2041-022	合成石炭酸	
	2032-023	テレフタル酸(高純度)			2041-023	テレフタル酸(高純度)	
	2032-024	カプロラクタム			2041-024	カプロラクタム	
	2032-029	その他の環式中間物			2041-029	その他の環式中間物	
				2041-03	2041-031	合成染料・有機顔料	内容変更(一部旧2039-09から)、名称変更
2033-01	2033-011	合成ゴム		2042-01	2042-011	合成ゴム	
2039-01	2039-011	メタン誘導品		2049-01	2049-011	メタン誘導品	
2039-02	2039-021	油脂加工製品	統合(新2081-01)	2049-02	2049-021	可塑剤	
2039-03	2039-031	可塑剤		2049-09	2049-099	その他の有機化学工業製品	内容変更
2039-04	2039-041	合成染料	内容変更				
2039-09	2039-099	その他の有機化学工業製品	内容変更(一部新2041-03へ)				
2041-01	2041-011	熱硬化性樹脂		2051-01	2051-011	熱硬化性樹脂	
2041-02		熱可塑性樹脂		2051-02		熱可塑性樹脂	
	2041-021	ポリエチレン(低密度)			2051-021	ポリエチレン(低密度)	
	2041-022	ポリエチレン(高密度)			2051-022	ポリエチレン(高密度)	
	2041-023	ポリスチレン			2051-023	ポリスチレン	
	2041-024	ポリプロピレン			2051-024	ポリプロピレン	
	2041-025	塩化ビニル樹脂			2051-025	塩化ビニル樹脂	
2041-03	2041-031	高機能性樹脂		2051-03	2051-031	高機能性樹脂	
2041-09	2041-099	その他の合成樹脂		2051-09	2051-099	その他の合成樹脂	
2051-01	2051-011	レーヨン・アセテート		2061-01	2061-011	レーヨン・アセテート	
2051-02	2051-021	合成繊維		2061-02	2061-021	合成繊維	
2061-01	2061-011	医薬品		2071-01	2071-011	医薬品	

平成17年(2005年)表			旧部門に対する 変更内容	平成23年(2011年)表			新部門に対する 変更内容
分類コード	行部門	部門名		分類コード	行部門	部門名	
2071-01		石けん・合成洗剤・界面活性剤	統合(新2081-01)	2081-01		油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤	統合(旧2039-02、旧2071-01)、 名称変更
	2071-011 2071-012	石けん・合成洗剤 界面活性剤			2081-011 2081-012 2081-013	油脂加工製品 石けん・合成洗剤 界面活性剤	
2071-02	2071-021	化粧品・歯磨		2081-02	2081-021	化粧品・歯磨	
2072-01	2072-011	塗料		2082-01	2082-011	塗料	
2072-02	2072-021	印刷インキ		2082-02	2082-021	印刷インキ	
2073-01	2073-011	写真感光材料		2083-01	2083-011	写真感光材料	
2074-01	2074-011	農薬		2084-01	2084-011	農薬	
2079-01	2079-011	ゼラチン・接着剤		2089-01	2089-011	ゼラチン・接着剤	
2079-09	2079-091 2079-099	その他の化学最終製品 触媒 その他の化学最終製品(除別掲)		2089-09	2089-091 2089-099	その他の化学最終製品 触媒 他に分類されない化学最終製品	名称変更
2111-01	2111-011 2111-012 2111-013 2111-014 2111-015 2111-016 2111-017 2111-018 2111-019	石油製品 ガソリン ジェット燃料油 灯油 軽油 A重油 B重油・C重油 ナフサ 液化石油ガス その他の石油製品		2111-01	2111-011 2111-012 2111-013 2111-014 2111-015 2111-016 2111-017 2111-018 2111-019	石油製品 ガソリン ジェット燃料油 灯油 軽油 A重油 B重油・C重油 ナフサ 液化石油ガス その他の石油製品	
2121-01	2121-011 2121-019	石炭製品 コークス その他の石炭製品		2121-01	2121-011 2121-019	石炭製品 コークス その他の石炭製品	
2121-02	2121-021	舗装材料		2121-02	2121-021	舗装材料	
2211-01	2211-011 2211-012 2211-013 2211-014 2211-015 2211-016 2211-017 2211-019	プラスチック製品 プラスチックフィルム・シート プラスチック板・管・棒 プラスチック発泡製品 工業用プラスチック製品 強化プラスチック製品 プラスチック製容器 プラスチック製日用雑貨・食卓用品 その他のプラスチック製品		2211-01	2211-011 2211-012 2211-013 2211-014 2211-015 2211-016 2211-017 2211-019	プラスチック製品 プラスチックフィルム・シート プラスチック板・管・棒 プラスチック発泡製品 工業用プラスチック製品 強化プラスチック製品 プラスチック製容器 プラスチック製日用雑貨・食卓用品 その他のプラスチック製品	
2311-01	2311-011	タイヤ・チューブ		2221-01	2221-011	タイヤ・チューブ	
2319-01	2319-011	ゴム製履物	統合(新2229-01)	2229-01	2229-011	ゴム製・プラスチック製履物	統合(旧2319-01、旧2319-02)、 名称変更
2319-02	2319-021	プラスチック製履物	統合(新2229-01)				
2319-09	2319-099	その他のゴム製品		2229-09	2229-099	その他のゴム製品	
2411-01	2411-011	革製履物		2311-01	2311-011	革製履物	
2412-01	2412-011	製革・毛皮		2312-01	2312-011	製革・毛皮	
2412-02	2412-021	かばん・袋物・その他の革製品		2312-02	2312-021	かばん・袋物・その他の革製品	
2511-01	2511-011 2511-012	板ガラス・安全ガラス 安全ガラス・複層ガラス		2511-01	2511-011 2511-012	板ガラス・安全ガラス 安全ガラス・複層ガラス	
2512-01	2512-011	ガラス繊維・同製品		2511-02	2511-021	ガラス繊維・同製品	
2519-09	2519-091 2519-099	その他のガラス製品 ガラス製加工素材 その他のガラス製品(除別掲)		2511-09	2511-091 2511-099	その他のガラス製品 ガラス製加工素材 他に分類されないガラス製品	名称変更
2521-01	2521-011	セメント		2521-01	2521-011	セメント	
2522-01	2522-011	生コンクリート		2521-02	2521-021	生コンクリート	
2523-01	2523-011	セメント製品		2521-03	2521-031	セメント製品	
2531-01	2531-011 2531-012 2531-013	陶磁器 建設用陶磁器 工業用陶磁器 日用陶磁器		2531-01	2531-011 2531-012 2531-013	陶磁器 建設用陶磁器 工業用陶磁器 日用陶磁器	
2599-01	2599-011	耐火物		2591-01	2591-011	耐火物	
2599-02	2599-021	その他の建設用土石製品		2591-09	2591-099	その他の建設用土石製品	
2599-03	2599-031	炭素・黒鉛製品		2599-01	2599-011	炭素・黒鉛製品	
2599-04	2599-041	研磨材		2599-02	2599-021	研磨材	
2599-09	2599-099	その他の窯業・土石製品		2599-09	2599-099	その他の窯業・土石製品	
2611-01	2611-011	鉄鉄		2611-01	2611-011	鉄鉄	
2611-02	2611-021	フェロアロイ		2611-02	2611-021	フェロアロイ	
2611-03	2611-031	粗鋼(転炉)		2611-03	2611-031	粗鋼(転炉)	
2611-04	2611-041	粗鋼(電気炉)		2611-04	2611-041	粗鋼(電気炉)	
	2612-011P	鉄屑			2612-011P	鉄屑	
2621-01	2621-011 2621-012 2621-013 2621-014 2621-015 2621-016	熱間圧延鋼材 普通鋼形鋼 普通鋼鋼板 普通鋼鋼帯 普通鋼小棒 その他の普通鋼熱間圧延鋼材 特殊鋼熱間圧延鋼材		2621-01	2621-011 2621-012 2621-013 2621-014 2621-015 2621-016	熱間圧延鋼材 普通鋼形鋼 普通鋼鋼板 普通鋼鋼帯 普通鋼小棒 その他の普通鋼熱間圧延鋼材 特殊鋼熱間圧延鋼材	
2622-01	2622-011 2622-012	鋼管 普通鋼鋼管 特殊鋼鋼管		2622-01	2622-011 2622-012	鋼管 普通鋼鋼管 特殊鋼鋼管	
2623-01	2623-011 2623-012	冷間圧延鋼材 普通鋼冷間圧延鋼材 特殊鋼冷間圧延鋼材		2623-01	2623-011 2623-012	冷間圧延鋼材 普通鋼冷間圧延鋼材 特殊鋼冷間圧延鋼材	
2623-02	2623-021	めっき鋼材		2623-02	2623-021	めっき鋼材	

平成17年(2005年)表			旧部門に対する 変更内容	平成23年(2011年)表			新部門に対する 変更内容
分類コード		部 門 名		分類コード		部 門 名	
列部門	行部門			列部門	行部門		
2631-01		鋳鍛鋼		2631-01	鋳鍛鋼		
	2631-011	鍛鋼		2631-011	鍛鋼		
	2631-012	鋳鋼		2631-012	鋳鋼		
2631-02	2631-021	鋳鉄管		2631-02	2631-021	鋳鉄管	
2631-03		鋳鉄品及び鍛工品(鉄)		2631-03		鋳鉄品及び鍛工品(鉄)	
	2631-031	鋳鉄品		2631-031	鋳鉄品		
	2631-032	鍛工品(鉄)		2631-032	鍛工品(鉄)		
2649-01	2649-011	鉄鋼シャースリット業		2699-01	2699-011	鉄鋼シャースリット業	
2649-09	2649-099	その他の鉄鋼製品		2699-09	2699-099	その他の鉄鋼製品	
2711-01	2711-011	銅		2711-01	2711-011	銅	
2711-02	2711-021	鉛・亜鉛(含再生)		2711-02	2711-021	鉛・亜鉛(再生を含む。)	名称変更
2711-03	2711-031	アルミニウム(含再生)		2711-03	2711-031	アルミニウム(再生を含む。)	名称変更
2711-09	2711-099	その他の非鉄金属地金		2711-09	2711-099	その他の非鉄金属地金	
	2712-011P	非鉄金属屑		2712-011P	非鉄金属屑		
2721-01	2721-011	電線・ケーブル		2721-01	2721-011	電線・ケーブル	
2721-02	2721-021	光ファイバケーブル		2721-02	2721-021	光ファイバケーブル	
2722-01	2722-011	伸銅品		2729-01	2729-011	伸銅品	
2722-02	2722-021	アルミ圧延製品		2729-02	2729-021	アルミ圧延製品	
2722-03	2722-031	非鉄金属素形材		2729-03	2729-031	非鉄金属素形材	
2722-04	2722-041	核燃料		2729-04	2729-041	核燃料	
2722-09	2722-099	その他の非鉄金属製品		2729-09	2729-099	その他の非鉄金属製品	
2811-01	2811-011	建設用金属製品		2811-01	2811-011	建設用金属製品	
2812-01	2812-011	建築用金属製品		2812-01	2812-011	建築用金属製品	
2891-01	2891-011	ガス・石油機器及び暖房機器		2891-01	2891-011	ガス・石油機器・暖房機器	名称変更
2899-01	2899-011	ボルト・ナット・リベット及びスプリング		2899-01	2899-011	ボルト・ナット・リベット・スプリング	名称変更
2899-02	2899-021	金属製容器及び製缶板金製品		2899-02	2899-021	金属製容器・製缶板金製品	名称変更
2899-03		配管工事付属品・粉末や金製品・道具類		2899-03		配管工事付属品・粉末や金製品・道具類	名称変更
	2899-031	配管工事付属品		2899-031	2899-031	配管工事付属品	名称変更
	2899-032	粉末や金製品		2899-032	2899-032	粉末や金製品	名称変更
	2899-033	刃物及び道具類		2899-033	2899-033	刃物・道具類	名称変更
2899-09		その他の金属製品		2899-09		その他の金属製品	
	2899-091	金属プレス製品		2899-091	2899-091	金属プレス製品	
	2899-092	金属線製品		2899-092	2899-092	金属線製品	
	2899-099	その他の金属製品(除別掲)		2899-099	2899-099	他に分類されない金属製品	名称変更
3011-01	3011-011	ボイラ		2911-01	2911-011	ボイラ	
3011-02	3011-021	タービン		2911-02	2911-021	タービン	
3011-03	3011-031	原動機		2911-03	2911-031	原動機	
				2912-01	2912-011	ポンプ・圧縮機	名称変更
3012-01	3012-011	運搬機械		2913-01	2913-011	運搬機械	
3013-01	3013-011	冷凍機・温湿調整装置		2914-01	2914-011	冷凍機・温湿調整装置	
				2919-01	2919-011	ベアリング	
3019-01	3019-011	ポンプ及び圧縮機		2919-09		その他のはん用機械	再編(旧3019-09の一部、旧3031-09)
3019-02	3019-021	機械工具		2919-091	2919-091	動力伝導装置	行部門分割特掲
3019-09	3019-099	その他の一般産業機械及び装置	再編(新2919-09、新3014-01)	2919-099	2919-099	他に分類されないはん用機械	再編(旧3019-09の一部、旧3031-09)
3021-01	3021-011	建設・鉱山機械		3011-01	3011-011	農業用機械	
3022-01	3022-011	化学機械		3012-01	3012-011	建設・鉱山機械	
3023-01	3023-011	産業用ロボット		3013-01	3013-011	繊維機械	
3024-01	3024-011	金属工作機械		3014-01		生活関連産業用機械	再編(旧3029-03、旧3029-09、旧3019-09の一部)
3024-02	3024-021	金属加工機械		3014-011	3014-011	食品機械・同装置	名称変更
3029-01	3029-011	農業用機械		3014-012	3014-012	木材加工機械	
3029-02	3029-021	繊維機械		3014-013	3014-013	バルブ装置・製紙機械	
3029-03	3029-031	食品機械・同装置	再編(新3014-01)	3014-014	3014-014	印刷・製本・紙工機械	
3029-04	3029-041	半導体製造装置		3014-015	3014-015	包装・荷造機械	行部門分割特掲
3029-05	3029-051	真空装置・真空機器		3015-01	3015-011	化学機械	
3029-09		その他の特殊産業用機械	再編(新3014-01、新3015-02、新3019-09)	3015-02		鋳造装置・プラスチック加工機械	分割特掲(旧3029-09から)
	3029-091	製材・木材加工・合板機械		3015-021	3015-021	鋳造装置	
	3029-092	バルブ装置・製紙機械		3015-022	3015-022	プラスチック加工機械	
	3029-093	印刷・製本・紙工機械		3016-01	3016-011	金属工作機械	
	3029-094	鋳造装置		3016-02	3016-021	金属加工機械	
	3029-095	プラスチック加工機械		3016-03	3016-031	機械工具	
	3029-099	その他の特殊産業用機械(除別掲)		3017-01	3017-011	半導体製造装置	
3031-01	3031-011	金型		3019-01	3019-011	金型	
3031-02	3031-021	ベアリング		3019-02	3019-021	真空装置・真空機器	
3031-09	3031-099	その他の一般機械器具及び部品	再編(新2919-09)	3019-03	3019-031	ロボット	
				3019-09	3019-099	その他の生産用機械	再編(旧3029-09から)
3111-01	3111-011	複写機		3111-01	3111-011	複写機	
3111-09	3111-099	その他の事務用機械		3111-09	3111-099	その他の事務用機械	
3112-01		サービス用機器		3112-01		サービス用機器	
	3112-011	自動販売機		3112-011	3112-011	自動販売機	
	3112-012	娯楽用機器		3112-012	3112-012	娯楽用機器	
	3112-019	その他のサービス用機器		3112-019	3112-019	その他のサービス用機器	
3211-01		回転電気機械		3113-01	3113-011	計測機器	統合(旧3719-01、旧3719-02)、名称変更
	3211-011	発電機器		3114-01	3114-011	医療用機械器具	
	3211-012	電動機		3115-01	3115-011	光学機械・レンズ	統合(旧3711-01、旧3711-09の一部)、名称変更
3211-02	3211-021	変圧器・変成器		3116-01	3116-011	武器	
3211-03	3211-031	開閉制御装置及び配電盤		3211-01	3211-011	電子管	
3211-04	3211-041	配線器具		3211-02	3211-021	半導体素子	
3211-05	3211-051	内燃機関電装品		3211-03	3211-031	集積回路	
3211-09	3211-099	その他の産業用電気機器		3211-04	3211-041	液晶パネル	名称変更
3221-01	3221-011	電子応用装置	内容変更(一部新3411-01へ)	3299-01	3299-011	磁気テープ・磁気ディスク	

平成17年(2005年)表			旧部門に対する 変更内容	平成23年(2011年)表			新部門に対する 変更内容
分類コード		部門名		分類コード		部門名	
列部門	行部門			列部門	行部門		
3231-01	3231-011	電気計測器		3299-02	3299-021	電子回路	分割特掲(旧3421-09から)
3241-01	3241-011	電球類		3299-09	3299-099	その他の電子部品	内容変更(一部旧3241-09から)
3241-02	3241-021	電気照明器具		3311-01		回転電気機械	
3241-03	3241-031	電池		3311-011		発電機器	
3241-09	3241-099	その他の電気機械器具	内容変更(一部新3299-09へ)	3311-012		電動機	
3251-01	3251-011	民生用エアコンディショナ		3311-02	3311-021	変圧器・変成器	
3251-02	3251-021	民生用電気機器(除エアコン)		3311-03	3311-031	開閉制御装置・配電盤	名称変更
3311-01	3311-011	ビデオ機器	内容変更	3311-04	3311-041	配線器具	
3311-02	3311-021	電気音響機器		3311-05	3311-051	内燃機関電装品	
3311-03	3311-031	ラジオ・テレビ受信機		3311-09	3311-099	その他の産業用電気機器	
3321-01	3321-011	有線電気通信機器		3321-01	3321-011	民生用エアコンディショナ	
3321-02	3321-021	携帯電話機		3321-02	3321-021	民生用電気機器(エアコンを除く。)	名称変更
3321-03	3321-031	無線電気通信機器(除携帯電話機)		3331-01	3331-011	電子応用装置	内容変更
3321-09	3321-099	その他の電気通信機器		3332-01	3332-011	電気計測器	
3331-01	3331-011	パーソナルコンピュータ		3399-01	3399-011	電球類	
3331-02	3331-021	電子計算機本体(除パソコン)		3399-02	3399-021	電気照明器具	
3331-03	3331-031	電子計算機付属装置		3399-03	3399-031	電池	
3411-01	3411-011	半導体素子		3399-09	3399-099	その他の電気機械器具	内容変更
3411-02	3411-021	集積回路		3411-01	3411-011	ビデオ機器・デジタルカメラ	内容変更(一部旧3221-01から)、名称変更
3421-01	3421-011	電子管		3411-02	3411-021	電気音響機器	
3421-02	3421-021	液晶素子		3411-03	3411-031	ラジオ・テレビ受信機	
3421-03	3421-031	磁気テープ・磁気ディスク		3412-01	3412-011	有線電気通信機器	
3421-09	3421-099	その他の電子部品	内容変更(一部新3299-02へ)	3412-02	3412-021	携帯電話機	
				3412-03	3412-031	無線電気通信機器(携帯電話機を除く。)	名称変更
				3412-09	3412-099	その他の電気通信機器	
				3421-01	3421-011	パーソナルコンピュータ	
				3421-02	3421-021	電子計算機本体(パソコンを除く。)	名称変更
				3421-03	3421-031	電子計算機付属装置	名称変更
3511-01	3511-011	乗用車		3511-01	3511-011	乗用車	
3521-01	3521-011	トラック・バス・その他の自動車	統合(新3521-01)	3521-01	3521-011	トラック・バス・その他の自動車	統合(旧3521-01、旧3541-01)
3531-01	3531-011	二輪自動車		3522-01	3522-011	二輪自動車	
3541-01	3541-011	自動車車体	統合(新3521-01)				
3541-02	3541-021	自動車用内燃機関・同部分品		3531-01	3531-011	自動車用内燃機関	名称変更
3541-03	3541-031	自動車部品		3531-02	3531-021	自動車部品	
3611-01	3611-011	鋼船		3541-01	3541-011	鋼船	
3611-02	3611-021	その他の船舶		3541-02	3541-021	その他の船舶	
3611-03	3611-031	船用内燃機関		3541-03	3541-031	船用内燃機関	
3611-10	3611-101	船舶修理		3541-10	3541-101	船舶修理	
3621-01	3621-011	鉄道車両		3591-01	3591-011	鉄道車両	
3621-10	3621-101	鉄道車両修理		3591-10	3591-101	鉄道車両修理	
3622-01	3622-011	航空機		3592-01	3592-011	航空機	
3622-10	3622-101	航空機修理		3592-10	3592-101	航空機修理	
3629-01	3629-011	自転車		3599-01	3599-011	自転車	
3629-09		その他の輸送機械		3599-09		その他の輸送機械	
	3629-091	産業用運搬車両			3599-091	産業用運搬車両	
	3629-099	その他の輸送機械(除別掲)			3599-099	他に分類されない輸送機械	名称変更
3711-01	3711-011	カメラ	統合(新3115-01)				
3711-09	3711-099	その他の光学機械	統合(新3115-01)、内容変更(一部新3919-09へ)				
3712-01	3712-011	時計					
3719-01	3719-011	理化学機械器具	統合(新3113-01)				
3719-02	3719-021	分析器・試験機・計量器・測定器	統合(新3113-01)				
3719-03	3719-031	医療用機械器具					
3911-01	3911-011	がん具		3911-01	3911-011	がん具	
3911-02	3911-021	運動用品		3911-02	3911-021	運動用品	
3919-01	3919-011	楽器		3919-01	3919-011	身辺細貨品	
3919-02	3919-021	情報記録物		3919-02	3919-021	時計	
3919-03	3919-031	筆記具・文具		3919-03	3919-031	楽器	
3919-04	3919-041	身辺細貨品		3919-04	3919-041	筆記具・文具	
3919-05	3919-051	昼・わら加工品		3919-05	3919-051	昼・わら加工品	
3919-06	3919-061	武器		3919-06	3919-061	情報記録物	
3919-09	3919-099	その他の製造工業製品	内容変更	3919-09	3919-099	その他の製造工業製品	内容変更(一部旧3711-09から)
3921-01	3921-011	再生資源回収・加工処理		3921-01	3921-011	再生資源回収・加工処理	
4111-01	4111-011	住宅建築(木造)		4111-01	4111-011	住宅建築(木造)	
4111-02	4111-021	住宅建築(非木造)		4111-02	4111-021	住宅建築(非木造)	
4112-01	4112-011	非住宅建築(木造)		4112-01	4112-011	非住宅建築(木造)	
4112-02	4112-021	非住宅建築(非木造)		4112-02	4112-021	非住宅建築(非木造)	
4121-01	4121-011	建設補修		4121-01	4121-011	建設補修	
4131-01	4131-011	道路関係公共事業		4131-01	4131-011	道路関係公共事業	
4131-02	4131-021	河川・下水道・その他の公共事業		4131-02	4131-021	河川・下水道・その他の公共事業	
4131-03	4131-031	農林関係公共事業		4131-03	4131-031	農林関係公共事業	
4132-01	4132-011	鉄道軌道建設		4191-01	4191-011	鉄道軌道建設	
4132-02	4132-021	電力施設建設		4191-02	4191-021	電力施設建設	
4132-03	4132-031	電気通信施設建設		4191-03	4191-031	電気通信施設建設	
4132-09	4132-099	その他の土木建設		4191-09	4191-099	その他の土木建設	
	5111-001	事業用電力	内容変更(一部4611-04へ)		4611-001	事業用電力	内容変更
5111-01		事業用原子力発電		4611-01		事業用原子力発電	
5111-02		事業用火力発電		4611-02		事業用火力発電	
5111-03		水力・その他の事業用発電		4611-03		水力・その他の事業用発電	
5111-04	5111-041	自家発電	内容変更	4611-04	4611-041	自家発電	内容変更(一部5111-001から)
5121-01	5121-011	都市ガス		4621-01	4621-011	都市ガス	
5122-01	5122-011	熱供給業		4622-01	4622-011	熱供給業	
5211-01	5211-011	上水道・簡易水道		4711-01	4711-011	上水道・簡易水道	
5211-02	5211-021	工業用水		4711-02	4711-021	工業用水	
5211-03	5211-031	下水道★★		4711-03	4711-031	下水道★★	

平成17年(2005年)表			旧部門に対する 変更内容	平成23年(2011年)表			新部門に対する 変更内容
分類コード		部 門 名		分類コード		部 門 名	
列部門	行部門			列部門	行部門		
5212-01	5212-011	廃棄物処理(公営)★★		4811-01	4811-011	廃棄物処理(公営)★★	
5212-02	5212-021	廃棄物処理(産業)		4811-02	4811-021	廃棄物処理(産業)	
6111-01	6111-011	卸売		5111-01	5111-011	卸売	
6112-01	6112-011	小売	内容変更(一部新6721-01へ)	5112-01	5112-011	小売	内容変更
6211-01		金融		5311-01		金融	
	6211-011	公的金融(帰属利子)			5311-011	公的金融(FISIM)	内容変更、名称変更
	6211-012	民間金融(帰属利子)			5311-012	民間金融(FISIM)	内容変更、名称変更
	6211-013	公的金融(手数料)			5311-013	公的金融(手数料)	
	6211-014	民間金融(手数料)			5311-014	民間金融(手数料)	
6212-01	6212-011	生命保険		5312-01	5312-011	生命保険	
6212-02	6212-021	損害保険		5312-02	5312-021	損害保険	
6411-01	6411-011	不動産仲介・管理業		5511-01	5511-011	不動産仲介・管理業	
6411-02	6411-021	不動産賃貸業		5511-02	5511-021	不動産賃貸業	
6421-01	6421-011	住宅賃貸料		5521-01	5521-011	住宅賃貸料	
6422-01	6422-011	住宅賃貸料(帰属家賃)		5531-01	5531-011	住宅賃貸料(帰属家賃)	
7111-01	7111-011	鉄道旅客輸送		5711-01	5711-011	鉄道旅客輸送	
7112-01	7112-011	鉄道貨物輸送		5712-01	5712-011	鉄道貨物輸送	
7121-01	7121-011	バス		5721-01	5721-011	バス	
7121-02	7121-021	ハイヤー・タクシー		5721-02	5721-021	ハイヤー・タクシー	
7122-01	7122-011	道路貨物輸送(除自家輸送)	内容変更	5722-01	5722-011	道路貨物輸送(自家輸送を除く。)	内容変更(一部旧7311-01から)、名称変更
7131-01P	7131-011P	自家輸送(旅客自動車)		5731-01P	5731-011P	自家輸送(旅客自動車)	
7132-01P	7132-011P	自家輸送(貨物自動車)		5732-01P	5732-011P	自家輸送(貨物自動車)	
7141-01	7141-011	外洋輸送		5741-01	5741-011	外洋輸送	
7142-01		沿海・内水面輸送		5742-01		沿海・内水面輸送	
	7142-011	沿海・内水面旅客輸送			5742-011	沿海・内水面旅客輸送	
	7142-012	沿海・内水面貨物輸送			5742-012	沿海・内水面貨物輸送	
7143-01	7143-011	港湾運送		5743-01	5743-011	港湾運送	
7151-01		航空輸送		5751-01		航空輸送	
	7151-011	国際航空輸送			5751-011	国際航空輸送	
	7151-012	国内航空旅客輸送			5751-012	国内航空旅客輸送	
	7151-013	国内航空貨物輸送			5751-013	国内航空貨物輸送	
	7151-014	航空機使用事業			5751-014	航空機使用事業	
7161-01	7161-011	貨物利用運送		5761-01	5761-011	貨物利用運送	
7171-01	7171-011	倉庫		5771-01	5771-011	倉庫	
7181-01	7181-011	こん包		5781-01	5781-011	こん包	
7189-01	7189-011	道路輸送施設提供		5789-01	5789-011	道路輸送施設提供	
7189-02	7189-021	水運施設管理★★		5789-02	5789-021	水運施設管理★★	
7189-03	7189-031	その他の水運付帯サービス		5789-03	5789-031	水運付帯サービス	名称変更
7189-04	7189-041	航空施設管理(国公営)★★		5789-04	5789-041	航空施設管理(国公営)★★	
7189-05	7189-051	航空施設管理(産業)		5789-05	5789-051	航空施設管理(産業)	
7189-06	7189-061	その他の航空付帯サービス		5789-06	5789-061	航空付帯サービス	名称変更
7189-09	7189-099	旅行・その他の運輸付帯サービス		5789-09	5789-099	旅行・その他の運輸付帯サービス	名称変更
7311-01	7311-011	郵便・信書便	内容変更(一部新5722-01へ)	5791-01	5791-011	郵便・信書便	内容変更
7312-01	7312-011	固定電気通信		5911-01	5911-011	固定電気通信	
7312-02	7312-021	移動電気通信		5911-02	5911-021	移動電気通信	
7312-03	7312-031	その他の電気通信	内容変更	5911-09	5911-099	その他の電気通信	内容変更(一部旧7341-01から)
7319-09	7319-099	その他の通信サービス		5919-09	5919-099	その他の通信サービス	
7321-01	7321-011	公共放送		5921-01	5921-011	公共放送	
7321-02	7321-021	民間放送		5921-02	5921-021	民間放送	
7321-03	7321-031	有線放送		5921-03	5921-031	有線放送	
7331-01		情報サービス		5931-01		情報サービス	
	7331-011	ソフトウェア業			5931-011	ソフトウェア業	
	7331-012	情報処理・提供サービス			5931-012	情報処理・提供サービス	
7341-01	7341-011	インターネット附随サービス	内容変更(一部新5911-09へ)	5941-01	5941-011	インターネット附随サービス	内容変更
7351-01	7351-011	映像情報制作・配給業	再編(新5951-01)	5951-01	5951-011	映像・音声・文字情報制作業	再編(旧7351-01、一部旧7351-04から、一部旧8519-09から)
7351-02	7351-021	新聞		5951-02	5951-021	新聞	
7351-03	7351-031	出版		5951-03	5951-031	出版	
7351-04	7351-041	ニュース供給・興信所	再編(新5951-01、新6699-09)				
8111-01	8111-011	公務(中央)★★		6111-01	6111-011	公務(中央)★★	
8112-01	8112-011	公務(地方)★★		6112-01	6112-011	公務(地方)★★	
8211-01	8211-011	学校教育(国公立)★★		6311-01	6311-011	学校教育(国公立)★★	
8211-02	8211-021	学校教育(私立)★		6311-02	6311-021	学校教育(私立)★	
8213-01	8213-011	社会教育(国公立)★★		6312-01	6312-011	社会教育(国公立)★★	
8213-02	8213-021	社会教育(非営利)★		6312-02	6312-021	社会教育(非営利)★	
8213-03	8213-031	その他の教育訓練機関(国公立)★★		6312-03	6312-031	その他の教育訓練機関(国公立)★★	
8213-04	8213-041	その他の教育訓練機関(産業)		6312-04	6312-041	その他の教育訓練機関(産業)	
8221-01	8221-011	自然科学研究機関(国公立)★★		6321-01	6321-011	自然科学研究機関(国公立)★★	
8221-02	8221-021	人文科学研究機関(国公立)★★		6321-02	6321-021	人文科学研究機関(国公立)★★	
8221-03	8221-031	自然科学研究機関(非営利)★		6321-03	6321-031	自然科学研究機関(非営利)★	
8221-04	8221-041	人文科学研究機関(非営利)★		6321-04	6321-041	人文科学研究機関(非営利)★	
8221-05	8221-051	自然科学研究機関(産業)		6321-05	6321-051	自然科学研究機関(産業)	
8221-06	8221-061	人文科学研究機関(産業)		6321-06	6321-061	人文科学研究機関(産業)	
8222-01	8222-011	企業内研究開発		6322-01	6322-011	企業内研究開発	
8311-01	8311-011	医療(国公立)	再編(新6411-01～05)	6411-01	6411-011	医療(入院診療)	再編(旧8311-01～03)
8311-02	8311-021	医療(公益法人等)	再編(新6411-01～05)	6411-02	6411-021	医療(入院外診療)	再編(旧8311-01～03)
8311-03	8311-031	医療(医療法人等)	再編(新6411-01～05)	6411-03	6411-031	医療(歯科診療)	再編(旧8311-01～03)
				6411-04	6411-041	医療(調剤)	再編(旧8311-01～03)
				6411-05	6411-051	医療(その他の医療サービス)	再編(旧8311-01～03)
8312-01	8312-011	保健衛生(国公立)★★		6421-01	6421-011	保健衛生(国公立)★★	
8312-02	8312-021	保健衛生(産業)		6421-02	6421-021	保健衛生(産業)	

平成17年(2005年)表			旧部門に対する 変更内容	平成23年(2011年)表			新部門に対する 変更内容
分類コード	行部門	部門名		分類コード	行部門	部門名	
8313-01	8313-011	社会保険事業(国公立)★★	統合(新6431-01)	6431-01	6431-011	社会保険事業★★	統合(旧8313-01、旧8313-02)、 名称変更
8313-02	8313-021	社会保険事業(非営利)★	統合(新6431-01)				
8313-03	8313-031	社会福祉(国公立)★★		6431-02	6431-021	社会福祉(国公立)★★	
8313-04	8313-041	社会福祉(非営利)★		6431-03	6431-031	社会福祉(非営利)★	
8313-05	8313-051	社会福祉(産業)		6431-04	6431-041	社会福祉(産業)	
8314-01	8314-011	介護(居宅)		6441-01	6441-011	介護(施設サービス)	名称変更
8314-02	8314-021	介護(施設)		6441-02	6441-021	介護(施設サービスを除く。)	名称変更
8411-01	8411-011	対企業民間非営利団体		6599-01	6599-011	対企業民間非営利団体	
8411-02	8411-021	対家計民間非営利団体(除別掲)★		6599-02	6599-021	対家計民間非営利団体(別掲を除く。)	名称変更
8511-01		広告		6611-01		物品貸貸業(貸自動車を除く。)	名称変更
	8511-011	テレビ・ラジオ広告			6611-011	産業用機械器具(建設機械器具を除く。)	名称変更
	8511-012	新聞・雑誌・その他の広告			6611-012	建設機械器具貸貸業	
8512-01		物品貸貸業(除貸自動車)			6611-013	電子計算機・同関連機器貸貸業	
	8512-011	産業用機械器具(除建設機械器具)貸貸業			6611-014	事務用機械器具(電算機等を除く。)	名称変更
	8512-012	建設機械器具貸貸業			6611-015	スポーツ・娯楽用品・その他の物品貸貸業	
	8512-013	電子計算機・同関連機器貸貸業		6612-01	6612-011	貸自動車業	
	8512-014	事務用機械器具(除電算機等)貸貸業		6621-01		広告	
	8512-015	スポーツ・娯楽用品・その他の物品貸貸業			6621-011	テレビ・ラジオ広告	
8513-01	8513-011	貸自動車業			6621-012	新聞・雑誌・その他の広告	
8514-10	8514-101	自動車修理		6631-10	6631-101	自動車整備	名称変更
8515-10	8515-101	機械修理		6632-10	6632-101	機械修理	
8519-01	8519-011	建物サービス		6699-01	6699-011	法務・財務・会計サービス	
8519-02	8519-021	法務・財務・会計サービス		6699-02	6699-021	土木建築サービス	
8519-03	8519-031	土木建築サービス		6699-03	6699-031	労働者派遣サービス	
8519-04	8519-041	労働者派遣サービス		6699-04	6699-041	建物サービス	
				6699-05	6699-051	警備業	
8519-09	8519-099	その他の対事業所サービス	再編(一部新5951-01へ、一部 新6699-05へ)	6699-09	6699-099	その他の対事業所サービス	分割特掲(旧8519-09から) 再編(一部旧7351-04から)
8611-01	8611-011	映画館		6711-01	6711-011	宿泊業	
8611-02	8611-021	興行場(除別掲)・興行団		6721-01	6721-011	飲食サービス	統合(旧8612-01～03、旧 6112-01の一部)、名称変更
8611-03	8611-031	遊戯場					
8611-04	8611-041	競輪・競馬等の競走場・競技団					
8611-05	8611-051	スポーツ施設提供業・公園・遊園地	内容変更	6731-01	6731-011	洗濯業	
8611-09	8611-099	その他の娯楽		6731-02	6731-021	理容業	
8612-01	8612-011	一般飲食店(除喫茶店)	統合(新6721-01)	6731-03	6731-031	美容業	
8612-02	8612-021	喫茶店	統合(新6721-01)	6731-04	6731-041	浴場業	内容変更
8612-03	8612-031	遊興飲食店	統合(新6721-01)	6731-09	6731-099	その他の洗濯・理容・美容・浴場業	内容変更(一部旧8614-04から)
8613-01	8613-011	宿泊業		6741-01	6741-011	映画館	
8614-01	8614-011	洗濯業		6741-02	6741-021	興行場(映画館を除く。)	名称変更
8614-02	8614-021	理容業		6741-03	6741-031	競輪・競馬等の競走場・競技団	
8614-03	8614-031	美容業		6741-04	6741-041	スポーツ施設提供業・公園・遊園地	内容変更(一部旧8619-04から)
8614-04	8614-041	浴場業	内容変更(一部新6731-09へ)	6741-05	6741-051	遊戯場	
8614-09	8614-099	その他の洗濯・理容・美容・浴場業	内容変更	6741-09	6741-099	その他の娯楽	
8619-01	8619-011	写真業		6799-01	6799-011	写真業	
8619-02	8619-021	冠婚葬祭業		6799-02	6799-021	冠婚葬祭業	
8619-03	8619-031	各種修理業(除別掲)		6799-03	6799-031	個人教授業	内容変更
8619-04	8619-041	個人教授業	内容変更(一部新6741-04へ)	6799-04	6799-041	各種修理業(別掲を除く。)	名称変更
8619-09	8619-099	その他の対個人サービス		6799-09	6799-099	その他の対個人サービス	
8900-00P	8900-000P	事務用品		6811-00P	6811-000P	事務用品	
9000-00	9000-000	分類不明		6911-00	6911-000	分類不明	
9099-00	9099-000	内生部門計		7000-00	7000-000	内生部門計	
9110-00		家計外消費支出(列)		7111-00		家計外消費支出(列)	
9121-00		家計消費支出		7211-00		家計消費支出	
9122-00		対家計民間非営利団体消費支出		7212-00		対家計民間非営利団体消費支出	
9131-10		中央政府集合的消費支出		7311-01		中央政府集合的消費支出	
9131-20		地方政府集合的消費支出		7311-02		地方政府集合的消費支出	
9131-30		中央政府個別的消費支出		7311-03		中央政府個別的消費支出	
9131-40		地方政府個別的消費支出		7311-04		地方政府個別的消費支出	
9132-10		中央政府集合的消費支出(社会資本等減耗分)		7321-01		中央政府集合的消費支出(社会資本等減耗分)	
9132-20		地方政府集合的消費支出(社会資本等減耗分)		7321-02		地方政府集合的消費支出(社会資本等減耗分)	
9132-30		中央政府個別的消費支出(社会資本等減耗分)		7321-03		中央政府個別的消費支出(社会資本等減耗分)	
9132-40		地方政府個別的消費支出(社会資本等減耗分)		7321-04		地方政府個別的消費支出(社会資本等減耗分)	
9141-00		国内総固定資本形成(公的)		7411-00		国内総固定資本形成(公的)	
9142-00		国内総固定資本形成(民間)		7511-00		国内総固定資本形成(民間)	
9150-10		生産者製品在庫純増		7611-01		生産者製品在庫純増	
9150-20		半製品・仕掛品在庫純増		7611-02		半製品・仕掛品在庫純増	
9150-30		流通在庫純増		7611-03		流通在庫純増	
9150-40		原材料在庫純増		7611-04		原材料在庫純増	
				7711-00		調整項	輸出の内訳から移動
9200-00		国内最終需要計		7800-00		国内最終需要計	
9210-00		国内需要合計		7900-00		国内需要合計	
9211-10		輸出(普通貿易)		8011-01		輸出(普通貿易)	
9211-20		輸出(特殊貿易)		8011-02		輸出(特殊貿易)	
9212-00		輸出(直接購入)		8012-00		輸出(直接購入)	
9213-00		調整項	国内需要の内訳に移動				
9220-00		輸出計		8100-00		輸出計	
9300-00		最終需要計		8200-00		最終需要計	
9350-00		需要合計		8300-00		需要合計	
9411-10		(控除)輸入(普通貿易)		8411-01		(控除)輸入(普通貿易)	
9411-20		(控除)輸入(特殊貿易)		8411-02		(控除)輸入(特殊貿易)	
9412-00		(控除)輸入(直接購入)		8412-00		(控除)輸入(直接購入)	
9413-00		(控除)関税		8511-00		(控除)関税	
9414-00		(控除)輸入品商品税		8611-00		(控除)輸入品商品税	

平成17年(2005年)表			旧部門に対する 変更内容	平成23年(2011年)表			新部門に対する 変更内容
分類コード		部 門 名		分類コード		部 門 名	
列部門	行部門			列部門	行部門		
9420-00		(控除)輸入計		8700-00	(控除)輸入計		
9500-00		最終需要部門計		8800-00	最終需要部門計		
9510-00		商業マージン(卸売)		8911-00	商業マージン(卸売)		
9520-00		商業マージン(小売)		8912-00	商業マージン(小売)		
9610-00		貨物運賃(鉄道)		9011-00	貨物運賃(鉄道)		
9620-00		貨物運賃(道路)		9012-00	貨物運賃(道路)		
9630-10		貨物運賃(沿海内水面)		9013-01	貨物運賃(沿海内水面)		
9630-20		貨物運賃(港湾運送)		9013-02	貨物運賃(港湾運送)		
9640-00		貨物運賃(航空)		9014-00	貨物運賃(航空)		
9650-00		貨物運賃(利用運送)		9015-00	貨物運賃(利用運送)		
9660-00		貨物運賃(倉庫)		9016-00	貨物運賃(倉庫)		
9700-00		国内生産額		9700-00	国内生産額		
	9110-010	宿泊・日当		7111-001	宿泊・日当		
	9110-020	交際費		7111-002	交際費		
	9110-030	福利厚生費		7111-003	福利厚生費		
	9311-000	賃金・俸給	内容変更	9111-000	賃金・俸給	内容変更	
	9312-000	社会保険料(雇用主負担)		9112-000	社会保険料(雇用主負担)		
	9313-000	その他の給与及び手当		9113-000	その他の給与及び手当		
	9401-000	営業余剰		9211-000	営業余剰		
	9402-000	資本減耗引当		9311-000	資本減耗引当		
	9403-000	資本減耗引当(社会資本等減耗分)		9321-000	資本減耗引当(社会資本等減耗分)		
	9404-000	間接税(除関税・輸入品商品税)		9411-000	間接税(関税・輸入品商品税を除く。)	名称変更	
	9405-000	(控除)経常補助金		9511-000	(控除)経常補助金		
	9500-000	粗付加価値部門計		9600-000	粗付加価値部門計		
	9700-000	国内生産額		9700-000	国内生産額		

(注) 1 「旧部門に対する変更内容」欄は、平成23年(2011年)表の部門を設けるに当たり、平成17年(2005年)表の部門が、どのように扱われたかを示している(名称変更のみの場合は記載していない。)

2 「新部門に対する変更内容」欄は、平成23年(2011年)表の部門が、対応する平成17年(2005年)表の部門に、どのような変更を加えて設けられたのかを示している。

(2) 統合小分類(190部門)

※平成23年表では、分類コードの体系を見直したため、多くの部門について分類コードを変更した。

平成17年(2005年)表	対応関係	平成23年(2011年)表	変更内容
0111 穀類		0111 穀類	
0112 いも・豆類		0112 いも・豆類	
0113 野菜		0113 野菜	
0114 果実		0114 果実	
0115 その他の食用作物		0115 その他の食用作物	
0116 非食用作物		0116 非食用作物	
0121 畜産		0121 畜産	
0131 農業サービス		0131 農業サービス	
0211 育林		0151 育林	
0212 素材		0152 素材	
0213 特用林産物		0153 特用林産物	
0311 海面漁業		0171 海面漁業	
0312 内水面漁業		0172 内水面漁業	
0611 金属鉱物		0611 金属鉱物	
0621 窯業原料鉱物		0621 石炭・原油・天然ガス	
0622 砂利・砕石		0631 砂利・砕石	
0629 その他の非金属鉱物		0639 その他の鉱物	統合、名称変更
0711 石炭・原油・天然ガス			
1111 と畜		1111 食肉	内容変更、名称変更
1112 畜産食料品		1112 畜産食料品	
1113 水産食料品		1113 水産食料品	
1114 精穀・製粉		1114 精穀・製粉	
1115 めん・パン・菓子類		1115 めん・パン・菓子類	
1116 農産保存食料品		1116 農産保存食料品	
1117 砂糖・油脂・調味料類		1117 砂糖・油脂・調味料類	
1119 その他の食料品		1119 その他の食料品	内容変更
1121 酒類		1121 酒類	
1129 その他の飲料		1129 その他の飲料	
1131 飼料・有機質肥料(除別掲)		1131 飼料・有機質肥料(別掲を除く。)	名称変更
1141 たばこ		1141 たばこ	
1511 紡績		1511 紡績	
1512 織物		1512 織物	内容変更
1513 ニット生地		1513 ニット生地	
1514 染色整理		1514 染色整理	
1519 その他の繊維工業製品		1519 その他の繊維工業製品	内容変更
1521 衣服		1521 衣服	内容変更
1522 その他の衣服・身の回り品		1522 その他の衣服・身の回り品	内容変更
1529 その他の繊維既製品		1529 その他の繊維既製品	内容変更
1611 製材・合板・チップ		1611 木材	名称変更
1619 その他の木製品		1619 その他の木製品	内容変更
1711 家具・装備品		1621 家具・装備品	
1811 パルプ		1631 パルプ	
1812 紙・板紙		1632 紙・板紙	
1813 加工紙		1633 加工紙	
1821 紙製容器		1641 紙製容器	
1829 その他の紙加工品		1649 その他の紙加工品	内容変更
1911 印刷・製版・製本		1911 印刷・製版・製本	
2011 化学肥料		2011 化学肥料	
2021 ソーダ工業製品		2021 ソーダ工業製品	
2029 その他の無機化学工業製品		2029 その他の無機化学工業製品	
2031 石油化学基礎製品		2031 石油化学基礎製品	
2032 脂肪族中間物・環式中間物		2041 脂肪族中間物・環式中間物	内容変更
2033 合成ゴム		2042 合成ゴム	
2039 その他の有機化学工業製品		2049 その他の有機化学工業製品	内容変更
2041 合成樹脂		2051 合成樹脂	
2051 化学繊維		2061 化学繊維	
2061 医薬品		2071 医薬品	
2071 石けん・界面活性剤・化粧品		2081 油脂加工製品・石けん・界面活性剤・化粧品	内容変更、名称変更
2072 塗料・印刷インキ		2082 塗料・印刷インキ	

平成17年(2005年)表	対応関係	平成23年(2011年)表	変更内容
2073 写真感光材料		2083 写真感光材料	
2074 農薬		2084 農薬	
2079 その他の化学最終製品		2089 その他の化学最終製品	
2111 石油製品		2111 石油製品	
2121 石炭製品		2121 石炭製品	
2211 プラスチック製品		2211 プラスチック製品	
2311 タイヤ・チューブ		2221 タイヤ・チューブ	
2319 その他のゴム製品		2229 その他のゴム製品	
2411 革製履物		2311 革製履物	
2412 なめし革・毛皮・その他の革製品		2312 なめし革・毛皮・その他の革製品	
2511 板ガラス・安全ガラス		2511 ガラス・ガラス製品	統合、名称変更
2512 ガラス繊維・同製品			
2519 その他のガラス製品			
2521 セメント		2521 セメント・セメント製品	統合、名称変更
2522 生コンクリート			
2523 セメント製品			
2531 陶磁器		2531 陶磁器	
		2591 建設用土石製品	分割特掲
2599 その他の窯業・土石製品		2599 その他の窯業・土石製品	分割
2611 銑鉄・粗鋼		2611 銑鉄・粗鋼	
2612 鉄屑		2612 鉄屑	
2621 熱間圧延鋼材		2621 熱間圧延鋼材	
2622 鋼管		2622 鋼管	
2623 冷延・めっき鋼材		2623 冷延・めっき鋼材	
2631 鋳鍛造品		2631 鋳鍛造品	
2649 その他の鉄鋼製品		2699 その他の鉄鋼製品	
2711 非鉄金属製錬・精製		2711 非鉄金属製錬・精製	
2712 非鉄金属屑		2712 非鉄金属屑	
2721 電線・ケーブル		2721 電線・ケーブル	
2722 その他の非鉄金属製品		2729 その他の非鉄金属製品	
2811 建設用金属製品		2811 建設用金属製品	
2812 建築用金属製品		2812 建築用金属製品	
2891 ガス・石油機器及び暖厨房機器		2891 ガス・石油機器・暖厨房機器	名称変更
2899 その他の金属製品		2899 その他の金属製品	
		2911 ボイラ・原動機	名称変更
3011 原動機・ボイラ		2912 ポンプ・圧縮機	再編
3012 運搬機械		2913 運搬機械	
3013 冷凍機・温湿調整装置		2914 冷凍機・温湿調整装置	
3019 その他の一般産業機械		2919 その他のはん用機械	再編
3021 建設・鉱山機械		3011 農業用機械	再編
3022 化学機械		3012 建設・鉱山機械	
3023 産業用ロボット		3013 繊維機械	再編
3024 金属加工・工作機械		3014 生活関連産業用機械	再編
3029 その他の特殊産業用機械		3015 基礎素材産業用機械	再編
3031 その他の一般機械器具及び部品		3016 金属加工機械	再編
		3017 半導体製造装置	再編
		3019 その他の生産用機械	再編

平成17年(2005年)表	対応関係	平成23年(2011年)表	変更内容
3111 事務用機械		3111 事務用機械	
3112 サービス用機器		3112 サービス用機器	
		3113 計測機器	統合、名称変更
		3114 医療用機械器具	分割特掲
		3115 光学機械・レンズ	統合、名称変更
		3116 武器	分割特掲
3211 産業用電気機器		3211 電子デバイス	再編
3221 電子応用装置		3299 その他の電子部品	再編
3231 電気計測器		3311 産業用電気機器	
3241 その他の電気機器		3321 民生用電気機器	
3251 民生用電気機器		3331 電子応用装置	内容変更
3311 民生用電子機器		3332 電気計測器	
3321 通信機械		3399 その他の電気機械	内容変更、名称変更
3331 電子計算機・同付属装置		3411 民生用電子機器	内容変更
3411 半導体素子・集積回路		3412 通信機械	
3421 その他の電子製品		3421 電子計算機・同付属装置	名称変更
3511 乗用車		3511 乗用車	
3521 トラック・バス・その他の自動車		3521 トラック・バス・その他の自動車	内容変更
3531 二輪自動車		3522 二輪自動車	
3541 自動車部品・同付属品		3531 自動車部品・同付属品	内容変更、名称変更
3611 船舶・同修理		3541 船舶・同修理	
3621 鉄道車両・同修理		3591 鉄道車両・同修理	
3622 航空機・同修理		3592 航空機・同修理	
3629 その他の輸送機械		3599 その他の輸送機械	
3711 光学機械			
3712 時計			
3719 その他の精密機械			
3911 がん具・運動用品		3911 がん具・運動用品	
3919 その他の製造工業製品		3919 その他の製造工業製品	再編
3921 再生資源回収・加工処理		3921 再生資源回収・加工処理	
4111 住宅建築		4111 住宅建築	
4112 非住宅建築		4112 非住宅建築	
4121 建設補修		4121 建設補修	
4131 公共事業		4131 公共事業	
4132 その他の土木建設		4191 その他の土木建設	
5111 電力		4611 電力	
5121 都市ガス		4621 都市ガス	
5122 熱供給業		4622 熱供給業	
5211 水道		4711 水道	
5212 廃棄物処理		4811 廃棄物処理	
6111 卸売		5111 卸売	
6112 小売		5112 小売	内容変更
6211 金融	一部新6721へ	5311 金融	
6212 保険		5312 保険	
6411 不動産仲介及び賃貸		5511 不動産仲介及び賃貸	
6421 住宅賃貸料		5521 住宅賃貸料	
6422 住宅賃貸料(帰属家賃)		5531 住宅賃貸料(帰属家賃)	
7111 鉄道旅客輸送		5711 鉄道旅客輸送	
7112 鉄道貨物輸送		5712 鉄道貨物輸送	
7121 道路旅客輸送		5721 道路旅客輸送	
7122 道路貨物輸送(除自家輸送)		5722 道路貨物輸送(自家輸送を除く。)	内容変更、名称変更
7131 自家輸送(旅客自動車)		5731 自家輸送(旅客自動車)	
7132 自家輸送(貨物自動車)		5732 自家輸送(貨物自動車)	
7141 外洋輸送		5741 外洋輸送	
7142 沿海・内水面輸送		5742 沿海・内水面輸送	
7143 港湾運送		5743 港湾運送	
7151 航空輸送		5751 航空輸送	
7161 貨物利用運送		5761 貨物利用運送	
7171 倉庫		5771 倉庫	
7181 こん包		5781 こん包	
7189 その他の運輸付帯サービス		5789 その他の運輸付帯サービス	名称変更
7311 郵便・信書便		5791 郵便・信書便	内容変更

平成17年(2005年)表	対応関係	平成23年(2011年)表	変更内容
7312 電気通信	→	5911 電気通信	内容変更
7319 その他の通信サービス		5919 その他の通信サービス	
7321 放送	→	5921 放送	
7331 情報サービス		5931 情報サービス	
7341 インターネット附随サービス	→	5941 インターネット附随サービス	内容変更
7351 映像・文字情報制作	→	5951 映像・音声・文字情報制作	内容変更、名称変更
8111 公務(中央)		6111 公務(中央)	
8112 公務(地方)	→	6112 公務(地方)	
8211 学校教育		6311 学校教育	
8213 社会教育・その他の教育	→	6312 社会教育・その他の教育	
8221 学術研究機関		6321 学術研究機関	
8222 企業内研究開発	→	6322 企業内研究開発	
8311 医療		6411 医療	
8312 保健	→	6421 保健衛生	名称変更
8313 社会保障		6431 社会保険・社会福祉	
8314 介護	→	6441 介護	名称変更
8411 その他の公共サービス		6599 その他の非営利団体サービス	
8511 広告	→	6611 物品賃貸業(貸自動車業を除く。)	名称変更
8512 物品賃貸業(除貸自動車業)		6612 貸自動車業	
8513 貸自動車業	→	6621 広告	
8514 自動車修理		6631 自動車整備	
8515 機械修理	→	6632 機械修理	名称変更
8519 その他の対事業所サービス		6699 その他の対事業所サービス	
8611 娯楽サービス	一部旧6112から	6711 宿泊業	内容変更、名称変更
8612 飲食店	→	6721 飲食サービス	
8613 宿泊業	→	6731 洗濯・理容・美容・浴場業	内容変更
8614 洗濯・理容・美容・浴場業		6741 娯楽サービス	
8619 その他の対個人サービス	→	6799 その他の対個人サービス	内容変更
8900 事務用品	→	6811 事務用品	
9000 分類不明		6911 分類不明	

- (注)1 「対応関係」欄の矢印の線種は、以下の観点から区別している(後記(3)～(5)についても同じ)。
 実線 → :平成17年(2005年)表における分類の内容の大部分を引き継いでいる場合、再編された場合又は分割された場合
 点線 ---▶ :平成17年(2005年)表における分類の内容の一部が移動した場合
- 2 「平成17年(2005年)表」欄の区切り線は、平成17年(2005年)表の統合中分類の区分で設けている。
 3 「平成23年(2011年)表」欄の区切り線は、平成23年(2011年)表の統合中分類の区分で設けている。

(3) 統合中分類(108部門)

※平成23年表では、分類コードの体系を見直したため、全ての部門について分類コードを変更した。

平成17年(2005年)表	対応関係	平成23年(2011年)表	変更内容
001 耕種農業		011 耕種農業	
002 畜産		012 畜産	
003 農業サービス		013 農業サービス	
004 林業		015 林業	
005 漁業		017 漁業	
006 金属鉱物		061 金属鉱物	
007 非金属鉱物		062 石炭・原油・天然ガス	
008 石炭・原油・天然ガス		063 非金属鉱物	
009 食料品		111 食料品	
010 飲料		112 飲料	
011 飼料・有機質肥料(除別掲)		113 飼料・有機質肥料(別掲を除く。)	名称変更
012 たばこ		114 たばこ	
013 繊維工業製品	→	151 繊維工業製品	内容変更
014 衣服・その他の繊維既製品	→	152 衣服・その他の繊維既製品	内容変更
015 製材・木製品	→	161 木材・木製品	内容変更、名称変更
016 家具・装備品	→	162 家具・装備品	
017 パルプ・紙・板紙・加工紙	→	163 パルプ・紙・板紙・加工紙	
018 紙加工品	→	164 紙加工品	内容変更
019 印刷・製版・製本		191 印刷・製版・製本	
020 化学肥料		201 化学肥料	
021 無機化学工業製品		202 無機化学工業製品	
022 石油化学基礎製品		203 石油化学基礎製品	
023 有機化学工業製品(除石油化学基礎製品)	→	204 有機化学工業製品(石油化学基礎製品を除く。)	内容変更、名称変更
024 合成樹脂	→	205 合成樹脂	
025 化学繊維		206 化学繊維	
026 医薬品		207 医薬品	
027 化学最終製品(除医薬品)	→	208 化学最終製品(医薬品を除く。)	内容変更、名称変更
028 石油製品		211 石油製品	
029 石炭製品		212 石炭製品	
030 プラスチック製品		221 プラスチック製品	
031 ゴム製品		222 ゴム製品	
032 なめし革・毛皮・同製品		231 なめし革・毛皮・同製品	
033 ガラス・ガラス製品		251 ガラス・ガラス製品	
034 セメント・セメント製品		252 セメント・セメント製品	
035 陶磁器		253 陶磁器	
036 その他の窯業・土石製品		259 その他の窯業・土石製品	
037 銑鉄・粗鋼		261 銑鉄・粗鋼	
038 鋼材		262 鋼材	
039 鋳鍛造品		263 鋳鍛造品	
040 その他の鉄鋼製品		269 その他の鉄鋼製品	
041 非鉄金属製錬・精製		271 非鉄金属製錬・精製	
042 非鉄金属加工製品		272 非鉄金属加工製品	
043 建設・建築用金属製品		281 建設・建築用金属製品	
044 その他の金属製品		289 その他の金属製品	

平成17年(2005年)表	対応関係	平成23年(2011年)表	変更内容
045 一般産業機械		291 はん用機械	再編
046 特殊産業機械		301 生産用機械	再編
047 その他の一般機械器具及び部品		311 業務用機械	再編
048 事務用・サービス用機器		321 電子デバイス	再編
049 産業用電気機器		329 その他の電子部品	再編
050 電子応用装置・電気計測器		331 産業用電気機器	内容変更
051 その他の電気機器		332 民生用電気機器	
052 民生用電気機器		333 電子応用装置・電気計測器	内容変更、名称変更
053 通信機械・同関連機器		339 その他の電気機械	
054 電子計算機・同付属装置		341 通信機械・同関連機器	内容変更
055 半導体素子・集積回路		342 電子計算機・同付属装置	名称変更
056 その他の電子部品			
057 乗用車		351 乗用車	内容変更
058 その他の自動車		352 その他の自動車	
059 自動車部品・同付属品		353 自動車部品・同付属品	内容変更、名称変更
060 船舶・同修理		354 船舶・同修理	
061 その他の輸送機械・同修理		359 その他の輸送機械・同修理	
062 精密機械			
063 その他の製造工業製品		391 その他の製造工業製品	内容変更
064 再生資源回収・加工処理		392 再生資源回収・加工処理	
065 建築		411 建築	
066 建設補修		412 建設補修	
067 公共事業		413 公共事業	
068 その他の土木建設		419 その他の土木建設	
069 電力		461 電力	
070 ガス・熱供給		462 ガス・熱供給	
071 水道		471 水道	
072 廃棄物処理		481 廃棄物処理	
073 商業		511 商業	内容変更
074 金融・保険	一部新672へ	531 金融・保険	
075 不動産仲介及び賃貸		551 不動産仲介及び賃貸	
076 住宅賃貸料		552 住宅賃貸料	
077 住宅賃貸料(帰属家賃)		553 住宅賃貸料(帰属家賃)	
078 鉄道輸送		571 鉄道輸送	内容変更、名称変更
079 道路輸送(除自家輸送)		572 道路輸送(自家輸送を除く。)	
080 自家輸送		573 自家輸送	
081 水運		574 水運	
082 航空輸送		575 航空輸送	
083 貨物利用運送		576 貨物利用運送	
084 倉庫		577 倉庫	
085 運輸付帯サービス		578 運輸付帯サービス	名称変更
		579 郵便・信書便	分割特掲
086 通信		591 通信	内容変更
087 放送		592 放送	
088 情報サービス		593 情報サービス	
089 インターネット附随サービス		594 インターネット附随サービス	内容変更
090 映像・文字情報制作		595 映像・音声・文字情報制作	内容変更、名称変更
091 公務	一部旧101から	611 公務	
092 教育	一部新669へ	631 教育	
093 研究		632 研究	

平成17年(2005年)表	対応関係	平成23年(2011年)表	変更内容
094 医療・保健	→	641 医療	分割
		642 保健衛生	分割
095 社会保障		643 社会保険・社会福祉	名称変更
096 介護		644 介護	
097 その他の公共サービス		659 その他の非営利団体サービス	名称変更
098 広告		661 物品賃貸サービス	
099 物品賃貸サービス	一部旧090から	662 広告	
100 自動車・機械修理	一部新595へ	663 自動車整備・機械修理	名称変更
101 その他の対事業所サービス		669 その他の対事業所サービス	内容変更
102 娯楽サービス	一部旧073から	671 宿泊業	
103 飲食店		672 飲食サービス	内容変更、名称変更
104 宿泊業		673 洗濯・理容・美容・浴場業	
105 洗濯・理容・美容・浴場業		674 娯楽サービス	内容変更
106 その他の対個人サービス		679 その他の対個人サービス	内容変更
107 事務用品		681 事務用品	
108 分類不明		691 分類不明	

(注)1 「平成17年(2005年)表」欄の区切り線は、平成17年(2005年)表の統合大分類の区分で設けている。

2 「平成23年(2011年)表」欄の区切り線は、平成23年(2011年)表の統合大分類の区分で設けている。

(4) 統合大分類(37部門)

※平成23年表では、分類コードの体系を見直したため、「01 農林水産業」以外の部門について、分類コードを変更した。

平成17年(2005年)表	対応関係	平成23年(2011年)表	変更内容
01 農林水産業		01 農林水産業	
02 鉱業		06 鉱業	
03 飲食料品		11 飲食料品	
04 繊維製品		15 繊維製品	
05 パルプ・紙・木製品		16 パルプ・紙・木製品	
06 化学製品		20 化学製品	
07 石油・石炭製品		21 石油・石炭製品	
		22 プラスチック・ゴム	分割特掲
08 窯業・土石製品		25 窯業・土石製品	
09 鉄鋼		26 鉄鋼	
10 非鉄金属		27 非鉄金属	
11 金属製品		28 金属製品	
12 一般機械		29 はん用機械	再編
13 電気機械		30 生産用機械	再編
14 情報・通信機器		31 業務用機械	再編
15 電子部品		32 電子部品	内容変更
		33 電気機械	内容変更
16 輸送機械		34 情報・通信機器	内容変更
17 精密機械		35 輸送機械	内容変更
18 その他の製造工業製品		39 その他の製造工業製品	内容変更
19 建設		41 建設	
20 電力・ガス・熱供給		46 電力・ガス・熱供給	
21 水道・廃棄物処理		47 水道	分割
		48 廃棄物処理	分割
22 商業		51 商業	内容変更
23 金融・保険		53 金融・保険	
24 不動産		55 不動産	
25 運輸		57 運輸・郵便	内容変更、名称変更
26 情報通信		59 情報通信	内容変更
27 公務		61 公務	
28 教育・研究		63 教育・研究	
29 医療・保健・社会保障・介護		64 医療・福祉	名称変更
30 その他の公共サービス		65 その他の非営利団体サービス	名称変更
31 対事業所サービス		66 対事業所サービス	内容変更
32 対個人サービス		67 対個人サービス	内容変更
33 事務用品		68 事務用品	
34 分類不明		69 分類不明	

- (注) 1 「平成17年(2005年)表」欄の区切り線は、平成17年(2005年)表の13部門分類の区分で設けている。
 2 「平成23年(2011年)表」欄の区切り線は、平成23年(2011年)表の13部門分類の区分で設けている。

(5) 13部門分類

平成17年(2005年)表	対応関係	平成23年(2011年)表	変更内容
01 農林水産業		01 農林水産業	
02 鉱業		02 鉱業	
03 製造業		03 製造業	
04 建設		04 建設	
05 電力・ガス・水道		05 電力・ガス・水道	内容変更
06 商業		06 商業	内容変更
07 金融・保険		07 金融・保険	
08 不動産		08 不動産	
09 運輸		09 運輸・郵便	内容変更、名称変更
10 情報通信		10 情報通信	内容変更
11 公務		11 公務	
12 サービス		12 サービス	内容変更
13 分類不明		13 分類不明	

[参考10]

平成23年(2011年)産業連関表基本分類 — 日本標準産業分類(平成19年(2007年)改定)細分類対応表

平成23年(2011年)産業連関表基本分類		日本標準産業分類細分類(平成19年(2007年)改定)		
列コード	部門名	分類番号	分類項目名	対応関係
011101	米	0111	米作農業	
011102	麦類	0112	米作以外の穀作農業 (1/3)	うち麦類
011201	いも類	0117	ばれいしょ・かんしょ作農業	
011202	豆類	0112	米作以外の穀作農業 (2/3)	うち豆類
011301	野菜(露地)	0113	野菜作農業(きのこ類の栽培を含む) (1/3)	うち野菜(露地)
011302	野菜(施設)	0113	野菜作農業(きのこ類の栽培を含む) (2/3)	うち野菜(施設)
011401	果実	0114	果樹作農業	
011501	砂糖原料作物	0116	工芸農作物農業 (1/4)	うち砂糖原料作物
011502	飲料用作物	0116	工芸農作物農業 (2/4)	うち飲料用作物
011509	その他の食用耕種作物	0112	米作以外の穀作農業 (3/3)	うち他に分類されない食用耕種作物
		0116	工芸農作物農業 (3/4)	うち他に分類されない食用耕種作物
011601	飼料作物	0119	その他の耕種農業 (1/2)	うち飼料作物
011602	種苗	0115	花き作農業 (1/2)	うち球根
		0119	その他の耕種農業 (2/2)	うち種苗
011603	花き・花木類	0115	花き作農業 (2/2)	うち球根を除く
011609	その他の非食用耕種作物	0116	工芸農作物農業 (4/4)	うち他に分類されない非食用耕種作物
012101	酪農	0121	酪農業	
012102	肉用牛	0122	肉用牛生産業	
012103	豚	0123	養豚業	
012104	鶏卵	0124	養鶏業 (1/2)	うち鶏卵
012105	肉鶏	0124	養鶏業 (2/2)	うち肉鶏
012109	その他の畜産	0125	畜産類似業	
		0126	養蚕農業	
		0129	その他の畜産農業	
013101	獣医薬業	7411	獣医薬業	
013102	農業サービス(獣医薬業を除く。)	0131	穀作サービス業	
		0132	野菜作・果樹作サービス業	
		0133	穀作, 野菜作・果樹作以外の耕種サービス業	
		0134	畜産サービス業(獣医薬業を除く)	
015101	育林	0211	育林業	
		0241	育林サービス業	
015201	素材	0243	山林種苗生産サービス業	
		0221	素材生産業	
		0242	素材生産サービス業	
015301	特用林産物(狩猟業を含む。)	0113	野菜作農業(きのこ類の栽培を含む) (3/3)	うち栽培きのこ
		0231	製薪炭業	
		0239	その他の特用林産物生産業(きのこ類の栽培を除く)	
		0249	その他の林業サービス業	
		0299	その他の林業	
017101	海面漁業	0311	底びき網漁業	
		0312	まき網漁業	
		0313	刺網漁業	
		0314	釣・はえ縄漁業	
		0315	定置網漁業	
		0316	地びき網・船びき網漁業	
		0317	採貝・採藻業	
		0318	捕鯨業	
		0319	その他の海面漁業	
017102	海面養殖業	0411	魚類養殖業	
		0412	貝類養殖業	
		0413	藻類養殖業	
		0414	真珠養殖業	
		0415	種苗養殖業	
		0419	その他の海面養殖業	
017201	内水面漁業	0321	内水面漁業	
017202	内水面養殖業	0421	内水面養殖業	
061101	金属鉱物	0511	金・銀鉱業	
		0512	鉛・亜鉛鉱業	
		0513	鉄鉱業	
		0519	その他の金属鉱業	
062101	石炭・原油・天然ガス	0521	石炭鉱業(石炭選別業を含む)	
		0522	亜炭鉱業	
		0531	原油鉱業	
		0532	天然ガス鉱業	
063101	砂利・採石	0541	花こう岩・同類似岩石採石業	
		0542	石英粗面岩・同類似岩石採石業	
		0543	安山岩・同類似岩石採石業	
		0544	大理石採石業	
		0545	ぎょう灰岩採石業	
		0546	砂岩採石業	
		0547	粘板岩採石業	
		0548	砂・砂利・玉石採取業	
		0549	その他の採石業, 砂・砂利・玉石採取業	

平成23年(2011年)産業連関表基本分類		日本標準産業分類細分類(平成19年(2007年)改定)		
列コード	部門名	分類番号	分類項目名	対応関係
063102 063909	砕石 その他の鉱物	2181 0551 0552 0553 0554 0555 0556 0557 0559 0591 0592 0593 0594 0599	砕石製造業 耐火粘土鉱業 ろう石鉱業 ドロマイト鉱業 長石鉱業 けい石鉱業 天然けい砂鉱業 石灰石鉱業 その他の窯業原料用鉱物鉱業 酸性白土鉱業 ベントナイト鉱業 けいそう土鉱業 滑石鉱業 他に分類されない鉱業	
111101	食肉	0911 0919 9521	部分肉・冷凍肉製造業 その他の畜産食料品製造業 (1/3) と畜場	うち食鳥処理加工
111201 111202	肉加工品 畜産びん・かん詰	0912 0912 0919	肉加工品製造業 (1/2) 肉加工品製造業 (2/2) その他の畜産食料品製造業 (2/3)	うちハム、ベーコン、ソーセージ等 うちびん・かん詰 うちびん・かん詰
111203	酪農品	0913 0914	処理牛乳・乳飲料製造業 乳製品製造業(処理牛乳、乳飲料を除く)	
111301	冷凍魚介類	0925 0926	冷凍水産物製造業 冷凍水産食品製造業	
111302	塩・干・くん製品	0924 0929	塩干・塩蔵品製造業 その他の水産食料品製造業 (1/2)	うち干・くん製品
111303 111304 111309	水産びん・かん詰 ねり製品 その他の水産食品	0921 0923 0922	水産缶詰・瓶詰製造業 水産練製品製造業 海藻加工業	
111401 111402	精穀 製粉	0929 0961 0962	その他の水産食料品製造業 (2/2) 精米・精麦業 小麦粉製造業	うち干・くん製品を除く
111501 111502	めん類 パン類	0969 0992 0971	その他の精穀・製粉業 めん類製造業 パン製造業	
111503	菓子類	0997 5863 0972 0973 0974 0979	すし・弁当・調理パン製造業 (1/2) パン小売業(製造小売) (1/2) 生菓子製造業 ビスケット類・干菓子製造業 米菓製造業 その他のパン・菓子製造業	うち調理パン及びサンドイッチ うち製造分
111601 111602	農産びん・かん詰 農産保存食料品(びん・かん詰を除く。)	0999 5861 0931	他に分類されない食料品製造業 (1/3) 菓子小売業(製造小売) (1/2) 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業(野菜漬物を除く) (1/2)	うち即席ココア うち製造分 うちびん・かん詰及びジュース原液
111701	砂糖	0931 0932 0951 0952	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業(野菜漬物を除く) (2/2) 野菜漬物製造業(缶詰、瓶詰、つぼ詰を除く) 砂糖製造業(砂糖精製業を除く) 砂糖精製業	うちびん・かん詰及びジュース原液を除く
111702 111703 111704	でん粉 ぶどう糖・水あめ・異性化糖 動植物油脂	0991 0953 0981	でんぶん製造業 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業 動植物油脂製造業(食用油脂加工業を除く)	
111705	調味料	0982 1641 0941 0942 0943 0944 0949	食用油脂加工業 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業 (1/2) 味そ製造業 しょう油・食用アミノ酸製造業 ソース製造業 食酢製造業 その他の調味料製造業	うち硬化油(食用)
111901 111902 111903	冷凍調理食品 レトルト食品 そう菜・すし・弁当	0995 0998 0996	冷凍調理食品製造業 レトルト食品製造業 そう(惣)菜製造業	
111904	学校給食(国公立)★★	0997 5895 7721	すし・弁当・調理パン製造業 (2/2) 料理品小売業 (1/2) 配達飲食サービス業 (1/3)	うちすし・弁当 うち製造分 うち「学校給食法」(昭和29年法律第160号)に基づき、 国公立の義務教育諸学校において、その児童又は生徒 に対し実施される給食の生産活動
111905	学校給食(私立)★	7721	配達飲食サービス業 (2/3)	うち「学校給食法」(昭和29年法律第160号)に基づき、 私立の義務教育諸学校において、その児童又は生徒に 対し実施される給食の生産活動
111909	その他の食料品	0919 0993 0994 0999	その他の畜産食料品製造業 (3/3) 豆腐・油揚製造業 あん類製造業 他に分類されない食料品製造業 (2/3)	うち食鳥処理加工及びびん・かん詰を除くその他の畜 産食料品 うち豆乳、即席ココアを除く
112101	清酒	1023	清酒製造業	
112102	ビール類	1024 1022	蒸留酒・混成酒製造業 (1/3) ビール類製造業	うち味りん

平成23年(2011年)産業連関表基本分類		日本標準産業分類細分類(平成19年(2007年)改定)		
列コード	部門名	分類番号	分類項目名	対応関係
112103	ウイスキー類	1024	蒸留酒・混成酒製造業 (2/3)	うちウイスキー、ブランデー
112109	その他の酒類	1021	果実酒製造業	
		1024	蒸留酒・混成酒製造業 (3/3)	
112901	茶・コーヒー	1031	製茶業	
		1032	コーヒー製造業	
112902	清涼飲料	1011	清涼飲料製造業	
		0999	他に分類されない食料品製造業 (3/3)	うち豆乳
112903	製氷	1041	製氷業	
113101	飼料	1061	配合飼料製造業	
		1062	単体飼料製造業	
113102	有機質肥料(別掲を除く。)	1063	有機質肥料製造業	
114101	たばこ	1051	たばこ製造業(葉たばこ処理業を除く)	
		1052	葉たばこ処理業	
151101	紡績糸	1111	製糸業	
		1114	綿紡績業	
		1115	化学繊維紡績業	
		1116	毛紡績業	
		1117	ぬん糸製造業(かさ高加工糸を除く)	
		1118	かさ高加工糸製造業	
		1119	その他の紡績業	
151201	綿・スフ織物(合繊短繊維織物を含む。)	1121	綿・スフ織物業	
151202	絹・人絹織物(合繊長繊維織物を含む。)	1122	絹・人絹織物業	
151209	その他の織物	1123	毛織物業	
		1124	麻織物業	
		1125	細幅織物業	
		1129	その他の織物業	
151301	ニット生地	1131	丸編ニット生地製造業	
		1132	たて編ニット生地製造業	
		1133	横編ニット生地製造業	
151401	染色整理	1141	綿・スフ・麻織物機械染色業	
		1142	絹・人絹織物機械染色業	
		1143	毛織物機械染色整理業	
		1144	織物整理業	
		1145	織物手加工染色整理業	
		1146	綿状繊維・糸染色整理業	
		1147	ニット・レース染色整理業	
		1148	繊維雑品染色整理業	
151909	その他の繊維工業製品	1151	網製造業	
		1152	漁網製造業	
		1153	網地製造業(漁網を除く)	
		1154	レース製造業	
		1155	組ひも製造業	
		1156	整毛業	
		1157	フェルト・不織布製造業	
		1158	上塗りした織物・防水した織物製造業	
		1159	その他の繊維粗製品製造業	
152101	織物製衣服	1161	織物製成人男子・少年服製造業(不織布製及びレース製を含む)	うち織物製のもの
		1162	織物製成人女子・少女服製造業(不織布製及びレース製を含む)	
		1163	織物製乳幼児服製造業(不織布製及びレース製を含む)	
		1164	織物製シャツ製造業(不織布製及びレース製を含み、下着を除く)	
		1165	織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・校服製造業(不織布製及びレース製を含む)	
		1171	織物製下着製造業	
		1173	織物製・ニット製寝着類製造業 (1/2)	
152102	ニット製衣服	1181	和装製品製造業(足袋を含む)	
		1166	ニット製外衣製造業(アウターシャツ類, セーター類などを除く)	
		1167	ニット製アウターシャツ類製造業	
		1168	セーター類製造業	
		1169	その他の外衣・シャツ製造業	
		1172	ニット製下着製造業	
		1173	織物製・ニット製寝着類製造業 (2/2)	
		1174	補整着製造業	うちニット製のもの
152209	その他の衣服・身の回り品	1182	ネクタイ製造業	
		1183	スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業	
		1184	靴下製造業	
		1185	手袋製造業	
		1186	帽子製造業(帽体を含む)	
		1189	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業	
152901	寝具	1191	寝具製造業	
		1192	毛布製造業	
152902	じゅうたん・床敷物	1193	じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業	

平成23年(2011年)産業連関表基本分類		日本標準産業分類細分類(平成19年(2007年)改定)		
列コード	部門名	分類番号	分類項目名	対応関係
152909	その他の繊維既製品	1194	帆布製品製造業	
		1195	繊維製袋製造業	
		1196	刷しゅう業	
		1197	タオル製造業	
		1198	繊維製衛生材料製造業	
		1199	他に分類されない繊維製品製造業	
161101	製材	1211	一般製材業	
161102	合板・集成材	1212	単板(ベニヤ)製造業	
		1213	床板製造業	
		1222	合板製造業	
		1223	集成材製造業	
161103	木材チップ	1214	木材チップ製造業	
161909	その他の木製品	1219	その他の特殊製材業	
		1221	造作材製造業(建具を除く)	
		1224	建築用木製組立材料製造業	
		1225	パーティクルボード製造業	
		1226	繊維板製造業	
		1227	銘木製造業	
		1231	竹・とう・きりゅう等容器製造業	
		1232	木箱製造業	
		1233	たる・おけ製造業	
		1291	木材薬品処理業	
		1292	コルク加工基礎資材・コルク製品製造業	
		1299	他に分類されない木製品製造業(竹, とうを含む)	
162101	木製家具	1311	木製家具製造業(漆塗りを除く)	
162102	金属製家具	1312	金属製家具製造業	
162103	木製建具	1331	建具製造業	
162109	その他の家具・装備品	1313	マットレス・組スプリング製造業	
		1321	宗教用具製造業	
		1391	事務所用・店舗用装備品製造業	
		1392	窓用・扉用日よけ, 日本びょうぶ等製造業	
		1393	鏡縁・額縁製造業	
		1399	他に分類されない家具・装備品製造業	
163101	パルプ	1411	パルプ製造業	
163201	洋紙・和紙	1421	洋紙製造業	
		1423	機械すき和紙製造業	
163201	洋紙・和紙	1424	手すき和紙製造業	
163202	板紙	1422	板紙製造業	
163301	段ボール	1432	段ボール製造業	
163302	塗工紙・建設用加工紙	1431	塗工紙製造業(印刷用紙を除く)	
		1433	壁紙・ふすま紙製造業	
164101	段ボール箱	1453	段ボール箱製造業	
164109	その他の紙製容器	1451	重包装紙袋製造業	
		1452	角底紙袋製造業	
		1454	紙器製造業	
164901	紙製衛生材料・用品	1499	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業 (1/2)	うち紙製衛生材料及び紙製衛生用品
164909	その他のパルプ・紙・紙加工品	1441	事務用・学用紙製品製造業	
		1442	日用紙製品製造業	
		1449	その他の紙製品製造業	
		1499	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業 (2/2)	うち紙製衛生材料、紙製衛生用品を除く
191101	印刷・製版・製本	1511	オフセット印刷業(紙に対するもの)	
		1512	オフセット印刷以外の印刷業(紙に対するもの)	
		1513	紙以外の印刷業	
		1521	製版業	
		1531	製本業	
		1532	印刷物加工業	
		1591	印刷関連サービス業	
201101	化学肥料	1611	窒素質・りん酸質肥料製造業 (1/2)	うち硝酸、硝酸ナトリウム及び亜硝酸ナトリウムを除く
		1612	複合肥料製造業	
		1619	その他の化学肥料製造業	
		1621	ソーダ工業 (1/2)	うち塩化アンモニウム
202101	ソーダ工業製品	1621	ソーダ工業 (2/2)	うち塩化アンモニウムを除く
202901	無機顔料	1622	無機顔料製造業	
202902	圧縮ガス・液化ガス	1623	圧縮ガス・液化ガス製造業	
202903	塩	1624	塩製造業	
202909	その他の無機化学工業製品	1611	窒素質・りん酸質肥料製造業 (2/2)	うち硝酸、硝酸ナトリウム、亜硝酸ナトリウム
		1629	その他の無機化学工業製品製造業 (1/2)	うち触媒を除く
203101	石油化学基礎製品	1631	石油化学系基礎製品製造業(一貫して生産される誘導品を含む) (1/2)	うちナフサを分解して得られる石油化学の第一次製品であるエチレン、プロピレン、ブタン、ブチレン、ブタジエン、ノルマルパラフィン、分解ガソリン、オフガス
203102	石油化学系芳香族製品	1631	石油化学系基礎製品製造業(一貫して生産される誘導品を含む) (2/2)	うち改質生成油及び分解ガソリンからつくられる純ベンゼン、純トルエン、キシレン(o-キシレン(精製のもの)、m-キシレン(精製のもの)、p-キシレン(精製のもの)を含む)、芳香族剤
204101	脂肪族中間物	1632	脂肪族系中間物製造業(脂肪族系溶剤を含む)	
204102	環式中間物	1634	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業 (1/2)	うち環式中間物
204103	合成染料・有機顔料	1634	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業 (2/2)	うち合成染料及び有機顔料
204201	合成ゴム	1636	合成ゴム製造業	

平成23年(2011年)産業連関表基本分類		日本標準産業分類細分類(平成19年(2007年)改定)		
列コード	部門名	分類番号	分類項目名	対応関係
204901	メタン誘導品	1639	その他の有機化学工業製品製造業 (1/3)	うちメタン誘導品
204902	可塑剤	1639	その他の有機化学工業製品製造業 (2/3)	うち可塑剤
204909	その他の有機化学工業製品	1633	発酵工業	
		1639	その他の有機化学工業製品製造業 (3/3)	うち可塑剤とメタン誘導品を除く
205101	熱硬化性樹脂	1635	プラスチック製造業 (1/4)	うちフェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、アルキド樹脂、エポキシ樹脂、けい素樹脂
205102	熱可塑性樹脂	1635	プラスチック製造業 (2/4)	うちポリエチレン、ポリスチレン、ポリプロピレン、塩化ビニル樹脂
205103	高機能性樹脂	1635	プラスチック製造業 (3/4)	うちポリアミド系樹脂、ポリカーボネート、ポリアセタール、ポリエチレンテレフタレート(繊維用を除く)、ポリプロピレンテレフタレート、変成ポリフェニレンエーテル
205109	その他の合成樹脂	1635	プラスチック製造業 (4/4)	うち石油系樹脂、メタクリル樹脂、ポリビニルアルコール、塩化ビニリデン樹脂、ふっ素樹脂、アセチルセルロース、ポリエチレンテレフタレート(繊維用)など他に分類されない合成樹脂
206101	レーヨン・アセテート	1112	化学繊維製造業 (1/2)	うちレーヨン・アセテート
206102	合成繊維	1112	化学繊維製造業 (2/2)	うち合成繊維
207101	医薬品	1651	医薬品原薬製造業	
		1652	医薬品製剤製造業	
		1653	生物学的製剤製造業	
		1654	生薬・漢方製剤製造業	
		1655	動物用医薬品製造業	
208101	油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤	1641	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業 (2/2)	うち硬化油(食用)を除く
		1642	石けん・合成洗剤製造業	
		1643	界面活性剤製造業(石けん、合成洗剤を除く)	
208102	化粧品・歯磨	1661	仕上用・皮膚用化粧品製造業(香水、オーデコロンを含む)	
		1662	頭髪用化粧品製造業	
		1669	その他の化粧品・歯磨・化粧品調整品製造業	
208201	塗料	1644	塗料製造業	
208202	印刷インキ	1645	印刷インキ製造業	
208301	写真感光材料	1695	写真感光材料製造業	
208401	農薬	1692	農薬製造業	
208901	ゼラチン・接着剤	1694	ゼラチン・接着剤製造業	
208909	その他の化学最終製品	1629	その他の無機化学工業製品製造業 (2/2)	うち触媒
		1646	洗浄剤・磨剤製造業	
		1647	ろうそく製造業	
		1691	火薬類製造業	
		1693	香料製造業	
		1696	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	
		1697	試薬製造業	
		1699	他に分類されない化学工業製品製造業	
211101	石油製品	1711	石油精製業	
		1721	潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)	
		1799	その他の石油製品・石炭製品製造業 (1/2)	うち練炭・豆炭を除く
212101	石炭製品	1731	コークス製造業	
		1799	その他の石油製品・石炭製品製造業 (2/2)	うち練炭・豆炭
212102	舗装材料	1741	舗装材料製造業	
221101	プラスチック製品	1811	プラスチック板・棒製造業	
		1812	プラスチック管製造業	
		1813	プラスチック継手製造業	
		1814	プラスチック異形押出製品製造業	
		1815	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業	
		1821	プラスチックフィルム製造業	
		1822	プラスチックシート製造業	
		1823	プラスチック床材製造業	
		1824	合成皮革製造業	
		1825	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業	
		1831	電気機械器具用プラスチック製品製造業(加工業を除く)	
		1832	輸送機械器具用プラスチック製品製造業(加工業を除く)	
		1833	その他の工業用プラスチック製品製造業(加工業を除く)	
		1834	工業用プラスチック製品加工業	
		1841	軟質プラスチック発泡製品製造業(半硬質性を含む)	
		1842	硬質プラスチック発泡製品製造業	
		1843	強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業	
		1844	強化プラスチック製容器・浴槽等製造業	
		1845	発泡・強化プラスチック製品加工業	
		1851	プラスチック成形材料製造業	
		1852	廃プラスチック製品製造業	
		1891	プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業	
		1892	プラスチック製容器製造業	
		1897	他に分類されないプラスチック製品製造業	
		1898	他に分類されないプラスチック製品加工業	

平成23年(2011年)産業連関表基本分類		日本標準産業分類細分類(平成19年(2007年)改定)		
列コード	部門名	分類番号	分類項目名	対応関係
222101	タイヤ・チューブ	1911	自動車タイヤ・チューブ製造業	
		1919	その他のタイヤ・チューブ製造業	
		1994	更生タイヤ製造業	
222901	ゴム製・プラスチック製履物	1921	ゴム製履物・同附属品製造業	
		1922	プラスチック製履物・同附属品製造業	
222909	その他のゴム製品	1931	ゴムベルト製造業	
		1932	ゴムホース製造業	
		1933	工業用ゴム製品製造業	
		1991	ゴム引布・同製品製造業	
		1992	医療・衛生用ゴム製品製造業	
		1993	ゴム練生地製造業	
		1995	再生ゴム製造業	
		1999	他に分類されないゴム製品製造業	
231101	革製履物	2031	革製履物用材料・同附属品製造業	
		2041	革製履物製造業	
231201	製革・毛皮	2011	なめし革製造業	
		2081	毛皮製造業	
231202	かばん・袋物・その他の革製品	2021	工業用革製品製造業(手袋を除く)	
		2051	革製手袋製造業	
		2061	かばん製造業	
		2071	袋物製造業(ハンドバッグを除く)	
		2072	ハンドバッグ製造業	
		2099	その他のなめし革製品製造業	
251101	板ガラス・安全ガラス	2111	板ガラス製造業	
		2112	板ガラス加工業	
251102	ガラス繊維・同製品	2117	ガラス繊維・同製品製造業	
251109	その他のガラス製品	2113	ガラス製加工素材製造業	
		2114	ガラス容器製造業	
		2115	理化学用・医療用ガラス器具製造業	
		2116	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	
		2119	その他のガラス・同製品製造業	
252101	セメント	2121	セメント製造業	
252102	生コンクリート	2122	生コンクリート製造業	
252103	セメント製品	2123	コンクリート製品製造業	
		2129	その他のセメント製品製造業	
253101	陶磁器	2141	衛生陶器製造業	
		2142	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業	
		2143	陶磁器製置物製造業	
		2144	電気用陶磁器製造業	
		2145	理化学用・工業用陶磁器製造業	
		2146	陶磁器製タイル製造業	
		2147	陶磁器絵付業	
		2148	陶磁器用はい(坏)土製造業	
		2149	その他の陶磁器・同関連製品製造業	
259101	耐火物	2151	耐火れんが製造業	
		2152	不定形耐火物製造業	
		2159	その他の耐火物製造業	
259109	その他の建設用土石製品	2131	粘土かわら製造業	
		2132	普通れんが製造業	
		2139	その他の建設用粘土製品製造業	
259901	炭素・黒鉛製品	2192	石こう(膏)製品製造業	
		1113	炭素繊維製造業	
		2161	炭素質電極製造業	
		2169	その他の炭素・黒鉛製品製造業	
259902	研磨材	2171	研磨材製造業	
		2172	研削と石製造業	
		2173	研磨布紙製造業	
		2179	その他の研磨材・同製品製造業	
259909	その他の窯業・土石製品	2182	再生骨材製造業	
		2183	人工骨材製造業	
		2184	石工品製造業	
		2185	けいそう土・同製品製造業	
		2186	鉱物・土石粉砕等処理業	
		2191	ロックウール・同製品製造業	
		2193	石灰製造業	
		2194	鋳型製造業(中子を含む)	
		2199	他に分類されない窯業・土石製品製造業	
261101	鉄鉄	2211	高炉による製鉄業 (1/5)	うち高炉鉄及び高炉によらない鉄鉄の生産活動を範囲とし、原鉄、純鉄、ベースメタルを範囲に含める
		2212	高炉によらない製鉄業	
261102	フェロアロイ	2213	フェロアロイ製造業	
261103	粗鋼(転炉)	2211	高炉による製鉄業 (2/5)	うち転炉による鋼塊
		2221	製鋼・製鋼圧延業 (1/5)	
261104	粗鋼(電気炉)	2221	製鋼・製鋼圧延業 (2/5)	うち電気炉による鋼塊
262101	熱間圧延鋼材	2211	高炉による製鉄業 (3/5)	うち軌条、形鋼、棒鋼、線材、鋼板、管材、鋼帯、外輪、工具鋼、構造用鋼、特殊用途鋼、鋼半製品
		2221	製鋼・製鋼圧延業 (3/5)	
		2231	熱間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)	
		2235	伸鉄業 (1/2)	
		2238	伸線業 (1/2)	
		2239	その他の製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)	

平成23年(2011年)産業連関表基本分類		日本標準産業分類細分類(平成19年(2007年)改定)				
列コード	部門名	分類番号	分類項目名	対応関係		
262201	鋼管	2211	高炉による製鉄業 (4/5)	うち熱間鋼管、冷間鋼管、めっき鋼管		
		2221	製鋼・製鋼圧延業 (4/5)			
		2234	鋼管製造業			
		2237	引抜鋼管製造業			
		2249	その他の表面処理鋼材製造業 (1/2)			
		262301	冷間仕上鋼材		2211	高炉による製鉄業 (5/5)
					2221	製鋼・製鋼圧延業 (5/5)
					2232	冷間圧延業(鋼管、伸鉄を除く)
					2233	冷間ロール成型形鋼製造業
					2235	伸鉄業 (2/2)
262302	めっき鋼材	2236	磨棒鋼製造業			
		2238	伸線業 (2/2)			
		2241	亜鉛鉄板製造業			
		2249	その他の表面処理鋼材製造業 (2/2)			
263101	鋳鍛鋼	2253	鋳鋼製造業			
263102	鋳鉄管	2255	鍛鋼製造業			
		2293	鋳鉄管製造業			
263103	鋳鉄品及び鍛工品(鉄)	2251	鋳鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)			
		2252	可鍛鋳鉄製造業			
		2254	鍛工品製造業			
			鉄鋼シャースリット業			
269901	鉄鋼シャースリット業	2291	鉄鋼シャースリット業			
269909	その他の鉄鋼製品	2299	他に分類されない鉄鋼業			
271101	銅	2311	銅第1次製錬・精製業	うち鉛第1次製錬・精製業		
		2312	亜鉛第1次製錬・精製業			
		2319	その他の非鉄金属第1次製錬・精製業 (1/3)			
		2321	鉛第2次製錬・精製業(鉛合金製造業を含む)			
		2329	その他の非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む) (1/2)			
		271103	アルミニウム(再生を含む。)		2319	その他の非鉄金属第1次製錬・精製業 (2/3)
					2322	アルミニウム第2次製錬・精製業(アルミニウム合金製造業を含む)
		271109	その他の非鉄金属地金		2319	その他の非鉄金属第1次製錬・精製業 (3/3)
					2329	その他の非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む) (2/2)
		272101	電線・ケーブル		2341	電線・ケーブル製造業(光ファイバケーブルを除く)
272102	光ファイバケーブル	2342	光ファイバケーブル製造業(通信複合ケーブルを含む)			
272901	伸銅品	2331	伸銅品製造業			
272902	アルミ圧延製品	2332	アルミニウム・同合金圧延業(抽伸、押し出しを含む)			
272903	非鉄金属素形材	2351	銅・同合金鋳物製造業(ダイカストを除く)			
		2352	非鉄金属鋳物製造業(銅・同合金鋳物及びダイカストを除く)			
		2353	アルミニウム・同合金ダイカスト製造業			
		2354	非鉄金属ダイカスト製造業(アルミニウム・同合金ダイカストを除く)			
272904	核燃料	2355	非鉄金属鍛造品製造業			
		2391	核燃料製造業			
272909	その他の非鉄金属製品	2339	その他の非鉄金属・同合金圧延業(抽伸、押し出しを含む)			
		2399	他に分類されない非鉄金属製造業			
281101	建設用金属製品	2441	鉄骨製造業			
281201	建築用金属製品	2442	建設用金属製品製造業(鉄骨を除く)			
		2443	金属製サッシ・ドア製造業			
		2444	鉄骨系プレハブ住宅製造業			
		2445	建築用金属製品製造業(サッシ、ドア、建築用金物を除く)			
289101	ガス・石油機器・暖房機器	2432	ガス機器・石油機器製造業			
		2433	温風・温水暖房装置製造業			
		2439	その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く)			
		289901	ボルト・ナット・リベット・スプリング	2481	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	
				2492	金属製スプリング製造業	
		289902	金属製容器・製缶板金製品	2411	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業	
				2446	製缶板金業	
		289903	配管工事附属品・粉末や金製品・道具類	2422	機械刃物製造業	
				2423	利器工器具・手道具製造業(やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く)	
				2424	作業工具製造業	
2425	手引のこぎり・のこ刃製造業					
2426	農業用器具製造業(農業用機械を除く)					
2431	配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)					
2453	粉末や金製品製造業					
289909	その他の金属製品			2421	洋食器製造業	
				2429	その他の金物類製造業	
				2451	アルミニウム・同合金プレス製品製造業	
		2452	金属プレス製品製造業(アルミニウム・同合金を除く)			
		2461	金属製品塗装業			
		2462	溶融めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)			
		2463	金属彫刻業			
		2464	電気めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)			
2465	金属熱処理業					

平成23年(2011年)産業連関表基本分類		日本標準産業分類細分類(平成19年(2007年)改定)		
列コード	部門名	分類番号	分類項目名	対応関係
		2469	その他の金属表面処理業	
		2471	くぎ製造業	
		2479	その他の金属線製品製造業	
		2491	金庫製造業	
		2499	他に分類されない金属製品製造業	
291101	ボイラ	2511	ボイラ製造業	
291102	タービン	2512	蒸気機関・タービン・水力タービン製造業(船用を除く)	
291103	原動機	2513	はん用内燃機関製造業	
		2519	その他の原動機製造業	
291201	ポンプ・圧縮機	2521	ポンプ・同装置製造業	
		2522	空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業	
		2523	油圧・空圧機器製造業	
291301	運搬機械	2532	エレベータ・エスカレータ製造業	
		2533	物流運搬設備製造業	
291401	冷凍機・温湿調整装置	2535	冷凍機・温湿調整装置製造業	
291901	ベアリング	2594	玉軸受・ころ軸受製造業	
291909	その他のはん用機械	2531	動力伝導装置製造業(玉軸受, ころ軸受を除く)	
		2534	工業窯炉製造業	
		2591	消火器具・消火装置製造業	
		2592	弁・同附属品製造業	
		2593	パイプ加工・パイプ附属品加工業	
		2595	ピストンリング製造業	
		2596	他に分類されないはん用機械・装置製造業	
		2599	各種機械・同部分品製造修理業(注文製造・修理)	
301101	農業用機械	2611	農業用機械製造業(農業用器具を除く)	
301201	建設・鉱山機械	2621	建設機械・鉱山機械製造業	
301301	繊維機械	2631	化学繊維機械・紡績機械製造業	
		2632	製織機械・編組機械製造業	
		2633	染色整理仕上機械製造業	
		2634	繊維機械部分品・取付具・附属品製造業	
		2635	縫製機械製造業	
301401	生活関連産業用機械	2641	食品機械・同装置製造業	
		2642	木材加工機械製造業	
		2643	パルプ装置・製紙機械製造業	
		2644	印刷・製本・紙工機械製造業	
		2645	包装・荷造機械製造業	
301501	化学機械	2652	化学機械・同装置製造業	
301502	鋳造装置・プラスチック加工機械	2651	鋳造装置製造業	
		2653	プラスチック加工機械・同附属装置製造業	
301601	金属工作機械	2661	金属工作機械製造業	
		2663	金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業(機械工具, 金型を除く)	うち金属工作機械用部分品・附属品
301602	金属加工機械	2662	金属加工機械製造業(金属工作機械を除く)	
		2663	金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業(機械工具, 金型を除く)	うち金属加工機械用部分品・附属品
301603	機械工具	2664	機械工具製造業(粉末や金業を除く)	
301701	半導体製造装置	2671	半導体製造装置製造業	
		2672	フラットパネルディスプレイ製造装置製造業	
301901	金型	2691	金属用金型・同部分品・附属品製造業	
		2692	非金属用金型・同部分品・附属品製造業	
301902	真空装置・真空機器	2693	真空装置・真空機器製造業	
301903	ロボット	2694	ロボット製造業	
301909	その他の生産用機械	2699	他に分類されない生産用機械・同部分品製造業	
311101	複写機	2711	複写機製造業	
311109	その他の事務用機械	2719	その他の事務用機械器具製造業	
311201	サービス用機器	2721	サービス用機械器具製造業	
		2722	娯楽用機械製造業	
		2723	自動販売機製造業	
		2729	その他のサービス用・娯楽用機械器具製造業	
311301	計測機器	2731	体積計製造業	
		2732	はかり製造業	
		2733	圧力計・流量計・液面計等製造業	
		2734	精密測定器製造業	
		2735	分析機器製造業	
		2736	試験機製造業	
		2737	測量機械器具製造業	
		2738	理化学機械器具製造業	
		2739	その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業	
311401	医療用機械器具	2741	医療用機械器具製造業	
		2742	歯科用機械器具製造業	
		2743	医療用品製造業(動物用医療機械器具を含む)	
		2744	歯科材料製造業	
311501	光学機械・レンズ	2751	顕微鏡・望遠鏡等製造業	
		2752	写真機・映画用機械・同附属品製造業	
		2753	光学機械用レンズ・プリズム製造業	
311601	武器	2761	武器製造業	
321101	電子管	2811	電子管製造業	
		2815	液晶パネル・フラットパネル製造業 (1/2)	うちプラズマパネル
321102	半導体素子	2812	光電変換素子製造業	
		2813	半導体素子製造業(光電変換素子を除く)	

平成23年(2011年)産業連関表基本分類		日本標準産業分類細分類(平成19年(2007年)改定)		
列コード	部門名	分類番号	分類項目名	対応関係
321103	集積回路	2814	集積回路製造業	
321104	液晶パネル	2815	液晶パネル・フラットパネル製造業 (2/2)	うち液晶パネル及び液晶素子
329901	磁気テープ・磁気ディスク	2832	光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業	
329902	電子回路	2841	電子回路基板製造業	
		2842	電子回路実装基板製造業	
329909	その他の電子部品	2821	抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業	
		2822	音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業	
		2823	コネクタ・スイッチ・リレー製造業	
		2831	半導体メモリメディア製造業	
		2851	電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業	
		2859	その他のユニット部品製造業	
		2899	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	
331101	回転電気機械	2911	発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業	
331102	変圧器・変成器	2912	変圧器類製造業(電子機器用を除く)	
331103	開閉制御装置・配電盤	2913	電力開閉装置製造業	
		2914	配電盤・電力制御装置製造業	
331104	配線器具	2915	配線器具・配線附属品製造業	
331105	内燃機関電装品	2922	内燃機関電装品製造業	
331109	その他の産業用電気機器	2921	電気溶接機製造業	
		2929	その他の産業用電気機械器具製造業(車両用, 船舶用を含む)	
332101	民生用エアコンディショナ	2932	空調・住宅関連機器製造業 (1/2)	うち民生用エアコンディショナ
332102	民生用電気機器(エアコンを除く。)	2931	ちゅう房機器製造業	
		2932	空調・住宅関連機器製造業 (2/2)	
		2933	衣料衛生関連機器製造業	うち民生用エアコンディショナを除く
		2939	その他の民生用電気機械器具製造業	
333101	電子応用装置	2961	X線装置製造業	
		2962	医療用電子応用装置製造業	
		2969	その他の電子応用装置製造業	
333201	電気計測器	2971	電気計測器製造業(別掲を除く)	
		2972	工業計器製造業	
		2973	医療用計測器製造業	
339901	電球類	2941	電球製造業	
339902	電気照明器具	2942	電気照明器具製造業	
339903	電池	2951	蓄電池製造業	
		2952	一次電池(乾電池, 湿電池)製造業	
339909	その他の電気機械器具	2999	その他の電気機械器具製造業	
341101	ビデオ機器・デジタルカメラ	3021	ビデオ機器製造業	
		3022	デジタルカメラ製造業	
341102	電気音響機器	3023	電気音響機械器具製造業	
341103	ラジオ・テレビ受信機	3014	ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業	
341201	有線電気通信機器	3011	有線通信機械器具製造業	
341202	携帯電話機	3012	携帯電話機・PHS電話機製造業	
341203	無線電気通信機器(携帯電話機を除く。)	3013	無線通信機械器具製造業	
341209	その他の電気通信機器	3015	交通信号保安装置製造業	
		3019	その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業	
342101	パーソナルコンピュータ	3032	パーソナルコンピュータ製造業	
342102	電子計算機本体(パソコンを除く。)	3031	電子計算機製造業(パーソナルコンピュータを除く)	
342103	電子計算機附属装置	3033	外部記憶装置製造業	
		3034	印刷装置製造業	
		3035	表示装置製造業	
		3039	その他の附属装置製造業	
351101	乗用車	3111	自動車製造業(二輪自動車を含む) (1/3)	うち乗用車
352101	トラック・バス・その他の自動車	3111	自動車製造業(二輪自動車を含む) (2/3)	うち乗用車、二輪自動車を除く
		3112	自動車車体・附属車製造業	
352201	二輪自動車	3111	自動車製造業(二輪自動車を含む) (3/3)	うち二輪自動車
353101	自動車用内燃機関	3113	自動車部分品・附属品製造業 (1/2)	うち自動車用内燃機関及び同部分品
353102	自動車部品	3113	自動車部分品・附属品製造業 (2/2)	うち自動車用内燃機関及び同部分品を除く
354101	鋼船	3131	船舶製造・修理業 (1/3)	うち鋼船の製造に係る活動
		3132	船体ブロック製造業	
354102	その他の船舶	3131	船舶製造・修理業 (2/3)	うち木船の製造に係る活動
		3133	舟艇製造・修理業 (1/2)	うち舟艇製造に係る活動
354103	船用内燃機関	3134	船用機関製造業	
354110	船舶修理	3131	船舶製造・修理業 (3/3)	うち修理に係る活動
		3133	舟艇製造・修理業 (2/2)	
359101	鉄道車両	3121	鉄道車両製造業 (1/2)	うち製造及び改造に係る活動
		3122	鉄道車両用部分品製造業	
359110	鉄道車両修理	3121	鉄道車両製造業 (2/2)	うち鉄道車両の修理に係る活動
359201	航空機	3141	航空機製造業 (1/2)	うち修理業を除く
		3142	航空機用原動機製造業 (1/2)	
		3149	その他の航空機部分品・補助装置製造業 (1/2)	
359210	航空機修理	3141	航空機製造業 (2/2)	うち修理の活動
		3142	航空機用原動機製造業 (2/2)	
		3149	その他の航空機部分品・補助装置製造業 (2/2)	
		9011	一般機械修理業(建設・鉱山機械を除く) (1/2)	うち空港等で行われる航空機整備
		9012	建設・鉱山機械整備業 (1/2)	
359901	自転車	3191	自転車・同部分品製造業	
359909	その他の輸送機械	3151	フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業	
		3159	その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業	
		3199	他に分類されない輸送用機械器具製造業	
391101	がん具	3251	娯楽用具・がん具製造業(人形を除く)	
		3252	人形製造業	

平成23年(2011年)産業連関表基本分類		日本標準産業分類細分類(平成19年(2007年)改定)		
列コード	部門名	分類番号	分類項目名	対応関係
391102	運動用品	3253	運動用具製造業	
391901	身辺細貨品	3211	貴金属・宝石製装身具(ジュエリー)製品製造業	
		3212	貴金属・宝石製装身具(ジュエリー)附属品・同材料加工業	
		3219	その他の貴金属製品製造業	
		3221	装身具・装飾品製造業(貴金属・宝石製を除く)	
		3222	造花・装飾用羽毛製造業	
		3223	ボタン製造業	
		3224	針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業	
		3229	その他の装身具・装飾品製造業	
391902	時計	3231	時計・同部分品製造業	
391903	楽器	3241	ピアノ製造業	
		3249	その他の楽器・楽器部品・同材料製造業	
391904	筆記具・文具	3261	万年筆・ペン類・鉛筆製造業	
		3262	毛筆・絵画用品製造業(鉛筆を除く)	
		3269	その他の事務用品製造業	
391905	畳・わら加工品	3281	麦わら・バナマ類帽子・わら工品製造業	
		3282	畳製造業	
391906	情報記録物	3296	情報記録物製造業(新聞、書籍等の印刷物を除く)	
391909	その他の製造工業製品	3271	漆器製造業	
		3283	うちわ・扇子・ちょうちん製造業	
		3284	ほうき・ブラシ製造業	
		3285	喫煙用具製造業(貴金属・宝石製を除く)	
		3289	その他の生活雑貨製品製造業	
		3291	煙火製造業	
		3292	看板・標識機製造業	
		3293	パレット製造業	
		3294	モデル・模型製造業	
		3295	工業用模型製造業	
		3297	眼鏡製造業(枠を含む)	
		3299	他に分類されないその他の製造業	
392101	再生資源回収・加工処理	2292	鉄スクラップ加工処理業	
		5361	空瓶・空缶等空容器卸売業	
		5362	鉄スクラップ卸売業	
		5363	非鉄金属スクラップ卸売業	
		5364	古紙卸売業	
		5369	その他の再生資源卸売業	
411101	住宅建築(木造)	0611	一般土木建築工事業	
411102	住宅建築(非木造)	0621	土木工事業(別掲を除く)	
411201	非住宅建築(木造)	0622	造園工事業	
411202	非住宅建築(非木造)	0623	しゅんせつ工事業	
412101	建設補修	0631	舗装工事業	
413101	道路関係公共事業	0641	建築工事業(木造建築工事業を除く)	
413102	河川・下水道・その他の公共事業	0651	木造建築工事業	
413103	農林関係公共事業	0661	建築リフォーム工事業	
419101	鉄道軌道建設	0711	大工工事業(型枠大工工事業を除く)	
419102	電力施設建設	0712	型枠大工工事業	
419103	電気通信施設建設	0721	とび工事業	
419109	その他の土木建設	0722	土工・コンクリート工事業	
		0723	特殊コンクリート工事業	
		0731	鉄骨工事業	
		0732	鉄筋工事業	
		0741	石工工事業	
		0742	れんが工事業	
		0743	タイル工事業	
		0744	コンクリートブロック工事業	
		0751	左官工事業	
		0761	金属製屋根工事業	
		0762	板金工事業	
		0763	建築金物工事業	
		0771	塗装工事業(道路標示・区画線工事業を除く)	
		0772	道路標示・区画線工事業	
		0781	床工事業	
		0782	内装工事業	
		0791	ガラス工事業	
		0792	金属製建具工事業	
		0793	木製建具工事業	
		0794	屋根工事業(金属製屋根工事業を除く)	
		0795	防水工事業	
		0796	はつり・解体工事業	
		0799	他に分類されない職別工事業	
		0811	一般電気工事業	
		0812	電気配線工事業	
		0821	電気通信工事業(有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く)	
		0822	有線テレビジョン放送設備設置工事業	
		0823	信号装置工事業	
		0831	一般管工事業	
		0832	冷暖房設備工事業	
		0833	給排水・衛生設備工事業	
		0839	その他の管工事業	
		0841	機械器具設置工事業(昇降設備工事業を除く)	
		0842	昇降設備工事業	
		0891	築炉工事業	
		0892	熱絶縁工事業	
		0893	道路標識設置工事業	
		0894	さく井工事業	

平成23年(2011年)産業連関表基本分類		日本標準産業分類細分類(平成19年(2007年)改定)			
列コード	部門名	分類番号	分類項目名	対応関係	
461101	事業用原子力発電	3311	発電所 (1/4)	うち自家用発電を除く活動	
		3312	変電所 (1/4)		
461102	事業用火力発電	3311	発電所 (2/4)		
		3312	変電所 (2/4)		
461103	水力・その他の事業用発電	3311	発電所 (3/4)		
		3312	変電所 (3/4)		
461104	自家発電	3311	発電所 (4/4)		
		3312	変電所 (4/4)		
462101	都市ガス	3411	ガス製造工場		
		3412	ガス供給所		
462201	熱供給業	3511	熱供給業		
471101	上水道・簡易水道	3611	上水道業 (1/2)	うち船舶給水業を除く活動	
471102	工業用水	3621	工業用水道業		
471103	下水道★★	3631	下水道処理施設維持管理業		
		3632	下水道管路施設維持管理業		
481101	廃棄物処理(公営)★★	8811	し尿収集運搬業 (1/2)	うち地方公共団体による活動	
		8812	し尿処分業 (1/2)		
		8813	浄化槽清掃業 (1/2)		
		8814	浄化槽保守点検業 (1/2)		
		8815	ごみ収集運搬業 (1/2)		
		8816	ごみ処分業 (1/2)		
		8817	清掃事務所 (1/2)		
		8821	産業廃棄物収集運搬業 (1/2)		
		8822	産業廃棄物処分業 (1/2)		
		8823	特別管理産業廃棄物収集運搬業 (1/2)		
		8824	特別管理産業廃棄物処分業 (1/2)		
		8891	死亡獣畜取扱業 (1/2)		
		8899	他に分類されない廃棄物処理業 (1/2)		
481102	廃棄物処理(産業)	8811	し尿収集運搬業 (2/2)		うち民営事業所による活動
		8812	し尿処分業 (2/2)		
		8813	浄化槽清掃業 (2/2)		
		8814	浄化槽保守点検業 (2/2)		
		8815	ごみ収集運搬業 (2/2)		
		8816	ごみ処分業 (2/2)		
		8817	清掃事務所 (2/2)		
		8821	産業廃棄物収集運搬業 (2/2)		
		8822	産業廃棄物処分業 (2/2)		
		8823	特別管理産業廃棄物収集運搬業 (2/2)		
		8824	特別管理産業廃棄物処分業 (2/2)		
		8891	死亡獣畜取扱業 (2/2)		
		8899	他に分類されない廃棄物処理業 (2/2)		
511101	卸売	5011	各種商品卸売業(従業者が常時100人以上のもの)		
		5019	その他の各種商品卸売業		
		5111	繊維原料卸売業		
		5112	糸卸売業		
		5113	織物卸売業(室内装飾繊維品を除く)		
		5121	男子服卸売業		
		5122	婦人・子供服卸売業		
		5123	下着類卸売業		
		5129	その他の衣服卸売業		
		5131	寝具類卸売業		
		5132	靴・履物卸売業		
		5133	かばん・袋物卸売業		
		5139	その他の身の回り品卸売業		
		5211	米麦卸売業		
		5212	雑穀・豆類卸売業		
		5213	野菜卸売業		
		5214	果実卸売業		
		5215	食肉卸売業		
		5216	生鮮魚介卸売業		
		5219	その他の農畜産物・水産物卸売業		
		5221	砂糖・味そ・しょう油卸売業		
		5222	酒類卸売業		
		5223	乾物卸売業		
		5224	菓子・パン類卸売業		
		5225	飲料卸売業(別掲を除く)		
		5226	茶類卸売業		
		5227	牛乳・乳製品卸売業		
		5229	その他の食料・飲料卸売業		
		5311	木材・竹材卸売業		
		5312	セメント卸売業		
		5313	板ガラス卸売業		
		5314	建築用金属製品卸売業(建築用金物を除く)		
		5319	その他の建築材料卸売業		
		5321	塗料卸売業		
		5322	プラスチック卸売業		

平成23年(2011年)産業連関表基本分類		日本標準産業分類細分類(平成19年(2007年)改定)			
列コード	部門名	分類番号	分類項目名	対応関係	
511201	小売	5329	その他の化学製品卸売業		
		5331	石油卸売業		
		5332	鉱物卸売業(石油を除く)		
		5341	鉄鋼粗製品卸売業		
		5342	鉄鋼一次製品卸売業		
		5349	その他の鉄鋼製品卸売業		
		5351	非鉄金属地金卸売業		
		5352	非鉄金属製品卸売業		
		5411	農業用機械器具卸売業		
		5412	建設機械・鉱山機械卸売業		
		5413	金属加工機械卸売業		
		5414	事務用機械器具卸売業		
		5419	その他の産業機械器具卸売業		
		5421	自動車卸売業(二輪自動車を含む)		
		5422	自動車部分品・附属品卸売業(中古品を除く)		
		5423	自動車中古部品卸売業		
		5431	家庭用電気機械器具卸売業		
		5432	電気機械器具卸売業(家庭用電気機械器具を除く)		
		5491	輸送用機械器具卸売業(自動車を除く)		
		5492	計量器・理化学機械器具・光学機械器具等卸売業		
		5493	医療用機械器具卸売業(歯科用機械器具を含む)		
		5511	家具・建具卸売業		
		5512	荒物卸売業		
		5513	畳卸売業		
		5514	室内装飾繊維品卸売業		
		5515	陶磁器・ガラス器卸売業		
		5519	その他のじゅう器卸売業		
		5521	医薬品卸売業		
		5522	医療用品卸売業		
		5523	化粧品卸売業		
		5524	合成洗剤卸売業		
		5531	紙卸売業		
		5532	紙製品卸売業		
		5591	金物卸売業		
		5592	肥料・飼料卸売業		
		5593	スポーツ用品卸売業		
		5594	娯楽用品・かん具卸売業		
		5595	たばこ卸売業		
		5596	ジュエリー製品卸売業		
		5597	書籍・雑誌卸売業		
		5598	代理商, 仲立業		
		5599	他に分類されないその他の卸売業		
		9599	他に分類されないサービス業		うち中央卸売市場、地方卸売市場
		5611	百貨店, 総合スーパー		
		5699	その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)		
		5711	呉服・服地小売業		
		5712	寝具小売業		
		5721	男子服小売業		
		5731	婦人服小売業		
		5732	子供服小売業		
		5741	靴小売業		
		5742	履物小売業(靴を除く)		
		5791	かばん・袋物小売業		
		5792	下着類小売業		
		5793	洋品雑貨・小間物小売業		
		5799	他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業		
		5811	各種食料品小売業		
		5821	野菜小売業		
5822	果実小売業				
5831	食肉小売業(卵, 鳥肉を除く)				
5832	卵・鳥肉小売業				
5841	鮮魚小売業				
5851	酒小売業				
5861	菓子小売業(製造小売)	(2/2)	うち製造分を除く		
5862	菓子小売業(製造小売でないもの)				
5863	パン小売業(製造小売)	(2/2)	うち製造分を除く		
5864	パン小売業(製造小売でないもの)				
5891	コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)				
5892	牛乳小売業				
5893	飲料小売業(別掲を除く)				
5894	茶類小売業				
5895	料理品小売業	(2/2)	うち製造分を除く		
5896	米穀類小売業				
5897	豆腐・かまぼこ等加工食品小売業				

平成23年(2011年)産業連関表基本分類		日本標準産業分類細分類(平成19年(2007年)改定)		
列コード	部門名	分類番号	分類項目名	対応関係
		5898	乾物小売業	
		5899	他に分類されない飲食料品小売業	
		5911	自動車(新車)小売業	
		5912	中古自動車小売業	
		5913	自動車部分品・附属品小売業	
		5914	二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)	
		5921	自転車小売業	
		5931	電気機械器具小売業(中古品を除く)	
		5932	電気事務機械器具小売業(中古品を除く)	
		5933	中古電気製品小売業	
		5939	その他の機械器具小売業	
		6011	家具小売業	
		6012	建具小売業	
		6013	畳小売業	
		6014	宗教用具小売業	
		6021	金物小売業	
		6022	荒物小売業	
		6023	陶磁器・ガラス器小売業	
		6029	他に分類されないいじゅう器小売業	
		6031	ドラッグストア	
		6032	医薬品小売業(調剤薬局を除く)	
		6033	調剤薬局	(1/2) うち調剤の活動を除く
		6034	化粧品小売業	
		6041	農業用機械器具小売業	
		6042	苗・種子小売業	
		6043	肥料・飼料小売業	
		6051	ガソリンスタンド	
		6052	燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)	
		6061	書籍・雑誌小売業(古本を除く)	
		6062	古本小売業	
		6063	新聞小売業	
		6064	紙・文房具小売業	
		6071	スポーツ用品小売業	
		6072	がん具・娯楽用品小売業	
		6073	楽器小売業	
		6081	写真機・写真材料小売業	
		6082	時計・眼鏡・光学機械小売業	
		6091	ホームセンター	
		6092	たばこ・喫煙具専門小売業	
		6093	花・植木小売業	
		6094	建築材料小売業	
		6095	ジュエリー製品小売業	
		6096	ペット・ペット用品小売業	
		6097	骨とう品小売業	
		6098	中古品小売業(骨とう品を除く)	
		6099	他に分類されないその他の小売業	
		6111	無店舗小売業(各種商品小売)	
		6112	無店舗小売業(織物・衣服・身の回り品小売)	
		6113	無店舗小売業(飲食料品小売)	
		6114	無店舗小売業(機械器具小売)	
		6119	無店舗小売業(その他の小売)	
		6121	自動販売機による小売業	
		6199	その他の無店舗小売業	
		6421	質屋	
531101	金融	6211	中央銀行	
		6221	普通銀行	
		6222	郵便貯金銀行	
		6223	信託銀行	
		6229	その他の銀行	
		6311	信用金庫・同連合会	
		6312	信用協同組合・同連合会	
		6313	商工組合中央金庫	
		6314	労働金庫・同連合会	
		6321	農林中央金庫	
		6322	信用農業協同組合連合会	
		6323	信用漁業協同組合連合会, 信用水産加工業協同組合連合会	
		6324	農業協同組合	
		6325	漁業協同組合, 水産加工業協同組合	
		6411	消費者向け貸金業	
		6412	事業者向け貸金業	
		6431	クレジットカード業	
		6432	割賦金融業	
		6491	政府関係金融機関	
		6492	住宅専門金融業	
		6493	証券金融業	
		6499	他に分類されない非預金信用機関	

平成23年(2011年)産業連関表基本分類		日本標準産業分類細分類(平成19年(2007年)改定)					
列コード	部門名	分類番号	分類項目名	対応関係			
531201	生命保険	6511	金融商品取引業(投資助言・代理・運用業, 補助的金融商品取引業を除く)				
		6512	投資助言・代理業				
		6513	投資運用業				
		6514	補助的金融商品取引業				
		6521	国内市場商品先物取引業				
		6522	商品投資業				
		6529	その他の商品先物取引業, 商品投資業				
		6611	短資業				
		6612	手形交換所				
		6613	両替業				
		6614	信用保証機関				
		6615	信用保証再保険機関				
		6616	預・貯金等保険機関				
		6617	金融商品取引所				
		6618	商品取引所				
		6619	その他の補助的金融業, 金融附帯業				
		6621	運用型信託業				
		6622	管理型信託業				
		6631	金融商品仲介業				
		6632	信託契約代理業				
		6639	その他の金融代理業				
		6711	生命保険業(郵便保険業, 生命保険再保険業を除く)				
		6712	郵便保険業				
		6713	生命保険再保険業				
		6719	その他の生命保険業				
		6741	生命保険媒介業				
		6731	共済事業(各種災害補償法によるもの)		(1/2)	うち生命保険事業の活動	
		6732	共済事業(各種協同組合法等によるもの)		(1/2)		
		6733	少額短期保険業		(1/2)		
		6759	その他の保険サービス業		(1/2)		
		531202	損害保険		6721	損害保険業(損害保険再保険業を除く)	
					6722	損害保険再保険業	
					6729	その他の損害保険業	
6742	損害保険代理業						
6743	共済事業媒介代理業・少額短期保険代理業						
6751	保険料率算出団体						
6752	損害査定業						
6731	共済事業(各種災害補償法によるもの)			(2/2)	うち損害保険事業の活動		
6732	共済事業(各種協同組合法等によるもの)			(2/2)			
6733	少額短期保険業			(2/2)			
6759	その他の保険サービス業	(2/2)					
551101	不動産仲介・管理業	6811	建物売買業	(1/3)	うち所有者の委託を受けて行う自動車の保管を目的とする駐車場の管理運営		
		6812	土地売買業				
		6821	不動産代理業・仲介業				
		6931	駐車場業				
551102	不動産賃貸業	6941	不動産管理業	(2/3)	うち自動車の保管を目的とする駐車場の活動(所有者の委託を受けて行う駐車場の管理運営の活動を除く)		
		6911	貸事務所業				
		6919	その他の不動産賃貸業				
552101	住宅賃貸料	6921	貸家業				
		6922	貸間業				
553101	住宅賃貸料(帰属家賃)	対象外					
571101	鉄道旅客輸送	4211	普通鉄道業	(1/2)	うち鉄道旅客輸送の活動		
		4212	軌道業	(1/2)			
		4213	地下鉄道業	(1/2)			
		4214	モノレール鉄道業(地下鉄道業を除く)	(1/2)			
		4215	案内軌条式鉄道業(地下鉄道業を除く)	(1/2)			
		4216	鋼索鉄道業	(1/2)			
		4217	索道業	(1/2)			
		4219	その他の鉄道業	(1/2)			
		4851	鉄道施設提供業				
		571201	鉄道貨物輸送	4211		普通鉄道業	(2/2)
4212	軌道業			(2/2)			
4213	地下鉄道業			(2/2)			
4214	モノレール鉄道業(地下鉄道業を除く)			(2/2)			
4215	案内軌条式鉄道業(地下鉄道業を除く)			(2/2)			
4216	鋼索鉄道業			(2/2)			
4217	索道業			(2/2)			
4219	その他の鉄道業			(2/2)			
572101	バス	4311	一般乗合旅客自動車運送業				
		4331	一般貸切旅客自動車運送業				
572102	ハイヤー・タクシー	4391	特定旅客自動車運送業				
		4321	一般乗用旅客自動車運送業				
		4399	他に分類されない道路旅客運送業				

平成23年(2011年)産業連関表基本分類		日本標準産業分類細分類(平成19年(2007年)改定)			
列コード	部門名	分類番号	分類項目名	対応関係	
572201	道路貨物輸送(自家輸送を除く。)	4411 4412 4421 4431 4499	一般貨物自動車運送業(特別積合せ貨物運送業を除く) 特別積合せ貨物運送業 特定貨物自動車運送業 貨物軽自動車運送業 その他の道路貨物運送業		
573101 573201	自家輸送(旅客自動車) 自家用車(貨物自動車)	対象外 対象外			
574101 574201 574301	外洋輸送 沿海・内水面輸送 港湾運送	4511 4512 4541 4521 4522 4531 4532 4533 4542 4811	外航旅客海運業 外航貨物海運業 船舶貸渡業(内航船舶貸渡業を除く) 沿海旅客海運業 沿海貨物海運業 港湾旅客海運業 河川水運業 湖沼水運業 内航船舶貸渡業 港湾運送業		
575101	航空輸送	4611 4621	航空運送業 航空機使用業(航空運送業を除く)		
576101	貨物利用運送	4441 4821 4822	集配利用運送業 利用運送業(集配利用運送業を除く) 運送取次業		
577101	倉庫	4711 4721	倉庫業(冷蔵倉庫業を除く) 冷蔵倉庫業		
578101 578901 578902 578903 578904 578905 578906 578909	こん包 道路輸送施設提供 水運施設管理★★ 水運附帯サービス 航空施設管理(国公営)★★ 航空施設管理(産業) 航空附帯サービス 旅行・その他の運輸附帯サービス	4841 4842 4852 4853 4854 6931 4854 4855 3611 4899 4899 4856 4899 4856 4899 7911 7912 4831 4891 4899	こん包業(組立こん包業を除く) 組立こん包業 道路運送固定施設業 自動車ターミナル業 貨物荷扱固定施設業 駐車場業 貨物荷扱固定施設業 栈橋泊きよ業 上水道業 他に分類されない運輸に附帯するサービス業 他に分類されない運輸に附帯するサービス業 飛行場業 他に分類されない運輸に附帯するサービス業 飛行場業 他に分類されない運輸に附帯するサービス業 旅行業(旅行業者代理業を除く) 旅行業者代理業 運送代理店 海運仲立業 他に分類されない運輸に附帯するサービス業	(1/2) (3/3) (2/2) (1/5) (2/5) (1/2) (3/5) (2/2) (4/5) (5/5)	うち道路輸送に係るもの うち自動車の保管を目的とする駐車場及び路面上に設置される駐車場を除く うち荷役栈橋設備等の港湾関係 うち船舶給水業 うち海上保安部、航路標識事務所、海上交通センター等による水路情報提供活動 うち検査業、検査業、運輸鑑定業、水先案内業、サルベージ業、海難救助業、網取業、曳引船業の活動 うち国及び地方公共団体が設置し、及び管理する空港、公共用ヘリポートの管理活動 うち航空無線標識所等の航空交通管制活動 うち国及び地方公共団体以外の行う活動 うち航空交通管制活動以外の航空輸送に附帯する活動 うち観光協会等の行う活動
579101	郵便・信書便	4911 8611	郵便業(信書便事業を含む) 郵便局	うち郵便に係る活動	
591101 591102 591109 591909	固定電気通信 移動電気通信 その他の電気通信 その他の通信サービス	3711 3712 3719 3721 3711 3712 3719 3713 3731 8621 8629	地域電気通信業(有線放送電話業を除く) 長距離電気通信業 その他の固定電気通信業 移動電気通信業 地域電気通信業(有線放送電話業を除く) 長距離電気通信業 その他の固定電気通信業 有線放送電話業 電気通信に附帯するサービス業 簡易郵便局 その他の郵便局受託業	(1/2) (1/2) (1/2) (2/2) (2/2) (2/2) (2/2)	うち自ら電気通信回線設備を設置して、電気通信サービスを提供する活動 うち自らは電気通信回線設備を設置しないで回線を借りる形で、電気通信サービスを提供する活動
592101 592102 592103	公共放送 民間放送 有線放送	3811 3823 3821 3822 3823 3829 3831 3832	公共放送業(有線放送業を除く) 衛星放送業 テレビジョン放送業(衛星放送業を除く) ラジオ放送業(衛星放送業を除く) 衛星放送業 その他の民間放送業 有線テレビジョン放送業 有線ラジオ放送業	(1/2) (2/2)	うち公共放送の活動 うち公共放送の活動を除く
593101	情報サービス	3911 3912 3913 3914 3921 3922 3929	受託開発ソフトウェア業 組込みソフトウェア業 パッケージソフトウェア業 ゲームソフトウェア業 情報処理サービス業 情報提供サービス業 その他の情報処理・提供サービス業		
594101	インターネット附随サービス	4011 4012 4013	ポータルサイト・サーバ運営業 アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ インターネット利用サポート業		

平成23年(2011年)産業連関表基本分類		日本標準産業分類細分類(平成19年(2007年)改定)		
列コード	部門名	分類番号	分類項目名	対応関係
595101	映像・音声・文字情報制作業	4111	映画・ビデオ制作業(テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く)	
		4112	テレビジョン番組制作業(アニメーション制作業を除く)	
		4113	アニメーション制作業	
		4114	映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業	
		4121	レコード制作業	
		4122	ラジオ番組制作業	
		4151	広告制作業	
		4161	ニュース供給業	
		4169	その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	
595102	新聞	4131	新聞業	
595103	出版	4141	出版業	
611101	公務(中央)★★	9711	立法機関	
		9721	司法機関	
		9731	行政機関	
611201	公務(地方)★★	9811	都道府県機関	
		9821	市町村機関	
631101	学校教育(国公立)★★	8111	幼稚園 (1/2)	うち国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体及び公立大学法人が設置する学校の活動
		8121	小学校 (1/2)	
		8131	中学校 (1/2)	
		8141	高等学校 (1/2)	
		8142	中等教育学校 (1/2)	
		8151	特別支援学校 (1/2)	
		8161	大学 (1/2)	
		8162	短期大学 (1/2)	
		8163	高等専門学校 (1/2)	
		8171	専修学校 (1/2)	
		8172	各種学校 (1/2)	
631102	学校教育(私立)★	8111	幼稚園 (2/2)	
		8121	小学校 (2/2)	
		8131	中学校 (2/2)	
		8141	高等学校 (2/2)	
		8142	中等教育学校 (2/2)	
		8151	特別支援学校 (2/2)	
		8161	大学 (2/2)	
		8162	短期大学 (2/2)	
		8163	高等専門学校 (2/2)	
		8171	専修学校 (2/2)	
		8172	各種学校 (2/2)	
631201	社会教育(国公立)★★	8211	公民館 (1/2)	うち国・地方公共団体及び独立行政法人が設置する社会教育施設の活動
		8212	図書館 (1/2)	
		8213	博物館、美術館 (1/2)	
		8214	動物園、植物園、水族館 (1/2)	
		8215	青少年教育施設 (1/2)	
		8216	社会通信教育 (1/2)	
631202	社会教育(非営利)★	8219	その他の社会教育 (1/2)	うち国・地方公共団体及び独立行政法人以外の者が設置する社会教育施設の活動
		8211	公民館 (2/2)	
		8212	図書館 (2/2)	
		8213	博物館、美術館 (2/2)	
		8214	動物園、植物園、水族館 (2/2)	
		8215	青少年教育施設 (2/2)	
631203	その他の教育訓練機関(国公立)★★	8219	その他の社会教育 (2/2)	うち国・地方公共団体及び独立行政法人が設置する職員訓練施設の活動
		8221	職員教育施設・支援業 (1/2)	
631204	その他の教育訓練機関(産業)	8222	職業訓練施設	うち国・地方公共団体及び独立行政法人以外の者が設置する職員訓練施設の活動
		8221	職員教育施設・支援業 (2/2)	
		8299	他に分類されない教育、学習支援業	
632101	自然科学研究機関(国公立)★★	7111	理学研究所 (1/3)	うち国・地方公共団体の研究機関及び独立行政法人等が設置する研究機関が行う自然科学に関する実験、試験、研究等の活動
		7112	工学研究所 (1/3)	
		7113	農学研究所 (1/3)	
		7114	医学・薬学研究所 (1/3)	
632102	人文科学研究機関(国公立)★★	7121	人文・社会科学研究所 (1/3)	うち国・地方公共団体の研究機関及び独立行政法人等が設置する研究機関が行う人文科学に関する実験、試験、研究等の活動
632103	自然科学研究機関(非営利)★	7111	理学研究所 (2/3)	
		7112	工学研究所 (2/3)	うち非営利の民間法人が設置する研究機関が行う自然科学に関する実験、試験、研究等の活動
		7113	農学研究所 (2/3)	
		7114	医学・薬学研究所 (2/3)	
632104	人文科学研究機関(非営利)★	7121	人文・社会科学研究所 (2/3)	うち非営利の民間法人が設置する研究機関が行う人文科学に関する実験、試験、研究等の活動
632105	自然科学研究機関(産業)	7111	理学研究所 (3/3)	
		7112	工学研究所 (3/3)	うち国・地方公共団体の研究機関及び独立行政法人や非営利の民間法人が設置する研究機関を除く機関が行う自然科学に関する実験、試験、研究等の活動
		7113	農学研究所 (3/3)	
		7114	医学・薬学研究所 (3/3)	

平成23年(2011年)産業連関表基本分類		日本標準産業分類細分類(平成19年(2007年)改定)		
列コード	部門名	分類番号	分類項目名	対応関係
632106	人文科学研究機関(産業)	7121	人文・社会科学研究所 (3/3)	うち国・地方公共団体の研究機関及び独立行政法人が設置する研究機関や非営利の民間法人が設置する研究機関を除く機関が行う人文科学に関する調査、研究等の活動
632201	企業内研究開発	対象外		
641101	医療(入院診療)	8311	一般病院 (1/5)	うち入院診療の活動
		8312	精神科病院 (1/5)	
641102	医療(入院外診療)	8321	有床診療所 (1/4)	うち入院外診療、保健予防活動及び医療相談等の活動
		8311	一般病院 (2/5)	
		8312	精神科病院 (2/5)	
		8321	有床診療所 (2/4)	
		8322	無床診療所 (1/3)	
641103	医療(歯科診療)	8311	一般病院 (3/5)	うち歯科診療及び各種歯科検診等の活動
		8312	精神科病院 (3/5)	
		8331	歯科診療所 (1/3)	
641104	医療(調剤)	6033	調剤薬局 (2/2)	うち調剤の活動
641105	医療(その他の医療サービス)	8341	助産所	うち介護保険による活動を除く
		8342	看護業 (1/3)	
		8351	あん摩・マッサージ・指圧師・はり師・きゅう師・柔道 整復師の施術所 (1/3)	
		8359	その他の療術業 (1/3)	
		8361	歯科技工所	
		8369	その他の医療に付帯するサービス業	
642101	保健衛生(国公立)★★	8411	保健所	うち国及び地方公共団体による活動
		8421	結核健康相談施設 (1/2)	
		8422	精神保健相談施設 (1/2)	
		8423	母子健康相談施設 (1/2)	
		8429	その他の健康相談施設 (1/2)	
		8491	検疫所(動物検疫所、植物防疫所を除く) (1/2)	
		8492	検査業 (1/2)	
642102	保健衛生(産業)	8493	消毒業 (1/2)	うち国及び地方公共団体以外の者が行う活動
		8499	他に分類されない保健衛生 (1/2)	
		8421	結核健康相談施設 (2/2)	
		8422	精神保健相談施設 (2/2)	
		8423	母子健康相談施設 (2/2)	
		8429	その他の健康相談施設 (2/2)	
		8491	検疫所(動物検疫所、植物防疫所を除く) (2/2)	
		8492	検査業 (2/2)	
		8493	消毒業 (2/2)	
		8499	他に分類されない保健衛生 (2/2)	
643101	社会保険事業★★	8511	社会保険事業団体	うち児童自立支援施設
643102	社会福祉(国公立)★★	8229	その他の職業・教育支援施設 (1/2)	
		8521	福祉事務所	
		8531	保育所 (1/3)	
		8539	その他の児童福祉事業 (1/3)	
		8541	特別養護老人ホーム (1/5)	
		8542	介護老人保健施設 (1/5)	
		8543	通所・短期入所介護事業 (1/5)	
		8544	訪問介護事業 (1/5)	
		8545	認知症老人グループホーム (1/5)	
		8546	有料老人ホーム (1/5)	
		8549	その他の老人福祉・介護事業 (1/5)	
		8551	居住支援事業 (1/3)	
		8559	その他の障害者福祉事業 (1/3)	
		8591	更生保護事業 (1/3)	
		8599	他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業 (1/3)	
643103	社会福祉(非営利)★	8229	その他の職業・教育支援施設 (2/2)	うち児童自立支援施設
		8531	保育所 (2/3)	
		8539	その他の児童福祉事業 (2/3)	
		8541	特別養護老人ホーム (2/5)	
		8542	介護老人保健施設 (2/5)	
		8543	通所・短期入所介護事業 (2/5)	
		8544	訪問介護事業 (2/5)	
		8545	認知症老人グループホーム (2/5)	
		8546	有料老人ホーム (2/5)	
		8549	その他の老人福祉・介護事業 (2/5)	
		8551	居住支援事業 (2/3)	
		8559	その他の障害者福祉事業 (2/3)	
		8591	更生保護事業 (2/3)	
		8599	他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業 (2/3)	
643104	社会福祉(産業)	8531	保育所 (3/3)	
		8539	その他の児童福祉事業 (3/3)	
		8541	特別養護老人ホーム (3/5)	
		8542	介護老人保健施設 (3/5)	
		8543	通所・短期入所介護事業 (3/5)	
		8544	訪問介護事業 (3/5)	
		8545	認知症老人グループホーム (3/5)	
		8546	有料老人ホーム (3/5)	
		8549	その他の老人福祉・介護事業 (3/5)	
		8551	居住支援事業 (3/3)	
		8559	その他の障害者福祉事業 (3/3)	
		8591	更生保護事業 (3/3)	
		8599	他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業 (3/3)	

平成23年(2011年)産業連関表基本分類		日本標準産業分類細分類(平成19年(2007年)改定)					
列コード	部門名	分類番号	分類項目名	対応関係			
644101	介護(施設サービス)	8311	一般病院 (4/5)	うち介護保険による施設サービスの活動			
		8312	精神科病院 (4/5)				
		8321	有床診療所 (3/4)				
		8322	無床診療所 (2/3)				
		8331	歯科診療所 (2/3)				
		8342	看護業 (2/3)				
		8351	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道 整復師の施術所 (2/3)				
		8359	その他の療術業 (2/3)				
		8541	特別養護老人ホーム (4/5)				
		8542	介護老人保健施設 (4/5)				
		8543	通所・短期入所介護事業 (4/5)				
		8544	訪問介護事業 (4/5)				
		8545	認知症老人グループホーム (4/5)				
		8546	有料老人ホーム (4/5)				
		8549	その他の老人福祉・介護事業 (4/5)				
		644102	介護(施設サービスを除く。)		8311	一般病院 (5/5)	うち介護保険による施設サービス以外の活動
					8312	精神科病院 (5/5)	
					8321	有床診療所 (4/4)	
8322	無床診療所 (3/3)						
8331	歯科診療所 (3/3)						
8342	看護業 (3/3)						
8351	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道 整復師の施術所 (3/3)						
8359	その他の療術業 (3/3)						
8541	特別養護老人ホーム (5/5)						
8542	介護老人保健施設 (5/5)						
8543	通所・短期入所介護事業 (5/5)						
8544	訪問介護事業 (5/5)						
8545	認知症老人グループホーム (5/5)						
8546	有料老人ホーム (5/5)						
8549	その他の老人福祉・介護事業 (5/5)						
659901	対企業民間非営利団体			8711	農業協同組合(他に分類されないもの)	うち促進しようとしている利益に関連した企業の団体によって設立された民間非営利団体の活動	
				8712	漁業協同組合(他に分類されないもの)		
				8713	水産加工業協同組合(他に分類されないもの)		
		8714	森林組合(他に分類されないもの)				
		8721	事業協同組合(他に分類されないもの)				
		9311	実業団体				
		9312	同業団体				
		659902	対家計民間非営利団体(別掲を除く。)★	9411	神社, 神道教会		
				9412	教派事務所		
				9421	寺院, 仏教教会		
				9422	宗派事務所		
				9431	キリスト教教会, 修道院		
				9432	教団事務所		
				9491	その他の宗教の教会		
				9499	その他の宗教の教団事務所		
				9321	労働団体		
				9331	学術団体		
				9332	文化団体		
9341	政治団体						
9399	他に分類されない非営利的団体						
9511	集会場						
661101	物品賃貸業(貸自動車を除く。)	7011	総合リース業				
		7019	その他の各種物品賃貸業				
		7021	産業用機械器具賃貸業(建設機械器具を除く)				
		7022	建設機械器具賃貸業				
		7031	事務用機械器具賃貸業(電子計算機を除く)				
		7032	電子計算機・同関連機器賃貸業				
		7051	スポーツ・娯楽用品賃貸業				
		7091	映画・演劇用品賃貸業				
		7092	音楽・映像記録物賃貸業(別掲を除く)				
		7093	貸衣しよう業(別掲を除く)				
		7099	他に分類されない物品賃貸業				
		7041	自動車賃貸業				
661201	貸自動車業	7041	自動車賃貸業				
662101	広告	7311	広告業				
663110	自動車整備	8911	自動車一般整備業	うち空港等で行われる航空機整備を除く			
		8919	その他の自動車整備業				
663210	機械修理	9011	一般機械修理業(建設・鉱山機械を除く) (2/2)				
		9012	建設・鉱山機械整備業 (2/2)				
		9021	電気機械器具修理業				
669901	法務・財務・会計サービス	7211	法律事務所				
		7212	特許事務所				
		7221	公証人役場, 司法書士事務所				
		7241	公認会計士事務所				
		7242	税理士事務所				
		669902	土木建築サービス	7421	建築設計業		
7422	測量業						
7429	その他の土木建築サービス業						

平成23年(2011年)産業連関表基本分類		日本標準産業分類細分類(平成19年(2007年)改定)		
列コード	部門名	分類番号	分類項目名	対応関係
669903 669904 669905 669909	労働者派遣サービス 建物サービス 警備業 その他の対事業所サービス	9121 9221 9229 9231 7222 7231 7251 7261 7281 7291 7292 7293 7294 7299 7431 7441 7442 7451 7452 7459 7499 8181 9111 9211 9212 9291 9292 9293 9299	労働者派遣業 ビルメンテナンス業 その他の建物サービス業 警備業 土地家屋調査士事務所 行政書士事務所 社会保険労務士事務所 デザイン業 経営コンサルタント業 興信所 翻訳業(著述家業を除く) 通訳業, 通訳案内業 不動産鑑定業 他に分類されない専門サービス業 機械設計業 商品検査業 非破壊検査業 一般計量証明業 環境計量証明業 その他の計量証明業 その他の技術サービス業 学校教育支援機関 職業紹介業 速記・ワープロ入力業 複写業 ディスプレイ業 産業用設備洗浄業 看板書き業 他に分類されないその他の事業サービス業	
671101	宿泊業	7511 7521 7531 7591 7592 7599	旅館, ホテル 簡易宿所 下宿業 会社・団体の宿泊所 リゾートクラブ 他に分類されない宿泊業	うち会社の寄宿舎、学生寮を除く
672101	飲食サービス	7611 7621 7622 7623 7624 7625 7629 7631 7641 7651 7661 7671 7691 7692 7699 7711 7721	食堂, レストラン(専門料理店を除く) 日本料理店 料亭 中華料理店 ラーメン店 焼肉店 その他の専門料理店 そば・うどん店 すし店 酒場, ビヤホール バー, キャバレー, ナイトクラブ 喫茶店 ハンバーガー店 お好み焼・焼きそば・たこ焼店 他に分類されないその他の飲食店 持ち帰り飲食サービス業 配達飲食サービス業 (3/3)	うち学校給食を除く
673101 673102 673103 673104 673109	洗濯業 理容業 美容業 浴場業 その他の洗濯・理容・美容・浴場業	7811 7812 7813 7821 7831 7841 7851 7891 7892 7899	普通洗濯業 洗濯物取次業 リネンサプライ業 理容業 美容業 一般公衆浴場業 その他の公衆浴場業 洗張・染物業 エステティック業 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業	
674101 674102 674103	映画館 興行場(映画館を除く。)・興行団 競輪・競馬等の競走場・競技団	8011 8021 8022 8023 8024 8025 8031 8032 8033 8034 8035 8036	映画館 劇場 興行場 劇団 楽団, 舞踏団 演芸・スポーツ等興行団 競輪場 競馬場 自動車・モータボートの競走場 競輪競技団 競馬競技団 自動車・モータボートの競技団	

平成23年(2011年)産業連関表基本分類		日本標準産業分類細分類(平成19年(2007年)改定)						
列コード	部門名	分類番号	分類項目名	対応関係				
674104	スポーツ施設提供業・公園・遊園地	8041	スポーツ施設提供業(別掲を除く)					
		8042	体育館					
		8043	ゴルフ場					
		8044	ゴルフ練習場					
		8045	ボウリング場					
		8046	テニスコート					
		8047	バドミントン・テニス練習場					
		8048	フィットネスクラブ					
		8051	公園					
		8052	遊園地(テーマパークを除く)					
		8053	テーマパーク					
		674105	遊戯場		8061	ビリヤード場		
					8062	囲碁・将棋所		
					8063	マージャンクラブ		
					8064	パチンコホール		
					8065	ゲームセンター		
					8069	その他の遊戯場		
					674109	その他の娯楽	8091	ダンスホール
		8092	マリナー業					
		8093	遊漁船業					
8094	芸業							
8095	カラオケボックス業							
8096	娯楽に付帯するサービス業							
8099	他に分類されない娯楽業							
7271	著述家業							
7272	芸術家業							
679901	写真業	7461	写真業(商業写真業を除く)					
		7462	商業写真業					
		679902	冠婚葬祭業		7951	火葬業		
					7952	墓地管理業		
					7961	葬儀業		
					7962	結婚式場業		
					7963	冠婚葬祭互助会		
		679903	個人教授業		8231	学習塾		
					8241	音楽教授業		
					8242	書道教授業		
					8243	生花・茶道教授業		
					8244	そろばん教授業		
					8245	外国語会話教授業		
					8246	スポーツ・健康教授業		
					8249	その他の教養・技能教授業		
		679904	各種修理業(別掲を除く。)		9031	表具業		
					9091	家具修理業		
					9092	時計修理業		
					9093	履物修理業		
					9094	かじ業		
					9099	他に分類されない修理業		
					679909	その他の対個人サービス	0141	園芸サービス業
							7921	家事サービス業(住込みのもの)
							7922	家事サービス業(住込みでないもの)
							7931	衣服裁縫修理業
		7941	物品預り業					
		7991	食品加工業					
		7992	結婚相談業、結婚式場紹介業					
		7993	写真現像・焼付業					
7999	他に分類されないその他の生活関連サービス業							
691100	分類不明	9999	分類不能の産業					

(注) 1 日本標準産業分類の細分類「6912 土地賃貸業」、「9611 外国公館」及び「9699 その他の外国公務」については、産業連関表に対応する部門はない。

2 平成19年11月に行われた日本標準産業分類の第12回改定により、産業中分類ごとに小分類として「管理的、補助的経済活動を行う事業所」が設定された。しかし、平成23年表では、この活動を独立した部門としては設けず、概念上、各部門に含まれるものとして扱っている。これら管理的、補助的経済活動は部門として設けておらず、概念上は、各部門に含まれている。また、日本標準産業分類の細分類「7282 純粋持株会社」についても、本業を持たず、他社の経営戦略・人事戦略・意思決定等に専念していることから「管理的、補助的経済活動を行う事業所」と同様の扱いとしている。

[参考11]

平成23年（2011年）産業連関表統合小分類 — 国際標準産業分類（第4次改定版）細分類対応表

平成23年（2011年）表 統合小分類		国際標準産業分類（第4次改定版）細分類	
コード	部門名	分類番号	分類項目名
0111	穀類	0111	穀物（米を除く。）、豆類及び採油用の種の栽培 (1/3)
		0112	米の栽培
0112	いも・豆類	0111	穀物（米を除く。）、豆類及び採油用の種の栽培 (2/3)
		0113	野菜及びメロン、根菜及び塊茎の栽培 (1/4)
0113	野菜	0113	野菜及びメロン、根菜及び塊茎の栽培 (2/4)
0114	果実	0121	ぶどうの栽培
		0122	熱帯産及び亜熱帯産果実の栽培
		0123	柑橘類果実の栽培
		0124	梨果及び核果の栽培
		0125	樹木及び灌木に実るその他の果実及びナッツの栽培
0115	その他の食用作物	0111	穀物（米を除く。）、豆類及び採油用の種の栽培 (3/3)
		0113	野菜及びメロン、根菜及び塊茎の栽培 (3/4)
		0114	さとうきびの栽培
		0126	採油用の果実の栽培
		0127	飲料用作物の栽培
		0128	香辛料作物、芳香作物、薬草、薬用作物の栽培 (1/2)
0116	非食用作物	0115	たばこの栽培
		0116	繊維性作物の栽培
		0119	その他の非多年生作物の栽培
		0128	香辛料作物、芳香作物、薬草、薬用作物の栽培
		0129	その他の多年生作物の栽培
		0130	植物増殖
		0164	増殖用種子加工業
0121	畜産	0141	畜牛及び水牛の飼育
		0142	馬その他のウマ科の動物の飼育
		0143	らくだ及びラクダ科の動物の飼育
		0144	羊及び山羊の飼育
		0145	豚の飼育
		0146	家禽類の飼育
		0149	その他の動物の飼育
0131	農業サービス	0161	作物生産支援活動
		0162	動物生産支援活動
		0163	収穫後の関連活動
		7500	獣医学
0151	育林	0210	造林その他の林業活動
		0240	林業支援サービス業 (1/3)
0152	素材	0220	伐採業 (1/2)
		0240	林業支援サービス業 (2/3)
0153	特用林産物	0113	野菜及びメロン、根菜及び塊茎の栽培 (4/4)
		0170	狩猟業、わなかけ業及び関連サービス業
		0220	伐採業 (2/2)
		0230	非木材林産物採集業
		0240	林業支援サービス業 (3/3)
0171	海面漁業	0311	海洋漁業
		0321	海洋養殖業
0172	内水面漁業	0312	淡水漁業
		0322	淡水養殖業
0611	金属鉱物	0710	鉄鉱業
		0721	ウランウム・トリウム鉱業
		0729	その他の非鉄金属鉱業
0621	石炭・原油・天然ガス	0510	無煙炭鉱業
		0520	亜炭鉱業
		0610	原油採取業
		0620	天然ガス採取業
		0892	泥炭採掘業
		0910	石油及び天然ガス採取支援活動
0631	砂利・碎石	0810	石、砂及び粘土採取業 (1/2)
		0990	その他の鉱業及び採石業支援活動 (1/2)
		2396	石材切り出し・形削り・仕上げ業 (1/3)
0639	その他の鉱物	0810	石、砂及び粘土採取業 (2/2)
		0891	化学及び肥料用鉱物鉱業
		0899	他に分類されないその他の鉱業及び採石業
		0990	その他の鉱業及び採石業支援活動
1111	食肉	1010	肉の加工・保存業 (1/3)
1112	畜産食料品	1010	肉の加工・保存業 (2/3)
		1050	酪農製品製造業
1113	水産食料品	1020	魚類、甲殻類及び軟体動物の加工・保存業 (1/2)
1114	精穀・製粉	1061	精穀・製粉業
1115	めん・パン・菓子類	1071	パン製品製造業 (1/2)
		1073	ココア、チョコレート及び砂糖菓子製造業
		1074	マカロニ、麺類、クスクス及び類似の穀粉製品製造業
		1079	他に分類されないその他の食料品製造業 (1/4)
1116	農産保存食料品	1030	果実及び野菜加工・保存業 (1/3)
1117	砂糖・油脂・調味料類	1010	肉の加工・保存業 (3/3)
		1040	植物・動物油脂製造業 (1/2)
		1062	澱粉・澱粉製品製造業
		1072	砂糖製造業
		1079	他に分類されないその他の食料品製造業 (2/4)

平成23年（2011年）表 統合小分類		国際標準産業分類（第4次改定版）細分類	
コード	部門名	分類番号	分類項目名
1119	その他の食料品	1030	果実及び野菜加工・保存業 (2/3)
		1075	調理食品製造業
		1079	他に分類されないその他の食料品製造業 (3/4)
1121	酒類	1101	酒類の蒸留、精留及び混合業
		1102	ワイン製造業
		1103	麦芽酒及び麦芽製造業
1129	その他の飲料	1030	果実及び野菜加工・保存業 (3/3)
		1079	他に分類されないその他の食料品製造業 (4/4)
		1104	清涼飲料製造業；ミネラルウォーターその他の瓶詰め水生産業
		3530	蒸気及び空調供給業 (1/2)
1131	飼料・有機質肥料（別掲を除く。）	1020	魚類、甲殻類及び軟体動物の加工・保存業 (2/2)
		1040	植物・動物油脂製造業 (2/2)
		1080	加工飼料製造業
		3821	非有害廃棄物処理・処分業 (1/2)
1141	たばこ	1200	たばこ製造業
1511	紡績	1311	織物繊維準備業及び紡績業 (1/2)
1512	織物	1312	織物業
		1399	他に分類されないその他の織物製造業 (1/4)
		2219	その他のゴム製品製造業 (1/3)
1513	ニット生地	1391	ニット及びブクロセ編生地製造業
1514	染色整理	1313	織物整理仕上げ業 (1/2)
		1430	ニット及びブクロセ編衣服製造業 (1/3)
1519	その他の繊維工業製品	1311	織物繊維準備業及び紡績業 (2/2)
		1394	ひも類、ロープ、より糸及び網製造業
		1399	他に分類されないその他の織物製造業 (2/4)
1521	衣服	1410	衣服製造業（毛皮製衣服を除く。） (1/4)
		1430	ニット及びブクロセ編衣服製造業 (2/3)
1522	その他の衣服・身の回り品	1410	衣服製造業（毛皮製衣服を除く。） (2/4)
		1420	毛皮製品製造業
		1430	ニット及びブクロセ編衣服製造業 (3/3)
1529	その他の繊維既製品	1312	織物業 (2/2)
		1392	繊維仕立て製品製造業（衣服を除く。） (1/2)
		1393	じゅうたん及び敷物製造業
		1399	他に分類されないその他の織物製造業 (3/4)
		1709	その他の紙及び板紙製品製造業 (1/4)
		3250	医療及び歯科用機器・備品製造業 (1/6)
1611	木材	1610	製材業及び木材平削り業 (1/2)
		1621	単板（ベニア）シート及び木材を主たる材料とする板製造業 (1/2)
		1622	建築用木材及び建具製造業 (1/4)
		1610	製材業及び木材平削り業 (2/2)
1619	その他の木製品	1621	単板（ベニア）シート及び木材を主たる材料とする板製造業 (2/2)
		1622	建築用木材及び建具製造業 (2/4)
		1623	木製容器製造業 (1/2)
		1629	その他の木製品、コルク、わら及び編み物素材製品製造業 (1/3)
		3290	他に分類されないその他の製造業 (1/5)
		1622	建築用木材及び建具製造業 (3/4)
1621	家具・装備品	1629	その他の木製品、コルク、わら及び編み物素材製品製造業 (2/3)
		2220	プラスチック製品製造業 (1/4)
		2393	その他の磁器及びセラミック製品製造業 (1/2)
		2395	コンクリート製品、セメント製品及び石膏製品製造業 (1/3)
		2396	石材切り出し・形削り・仕上げ業 (2/3)
		2817	事務機器製造業（コンピュータ及び周辺装置を除く。） (1/3)
		3100	家具製造業 (1/2)
		3212	模造宝石及び関連製品製造業 (1/2)
		3220	楽器製造業 (1/2)
		1701	バルブ、紙及び板紙製造業 (1/3)
1631	バルブ	1701	バルブ、紙及び板紙製造業 (1/3)
1632	紙・板紙	1701	バルブ、紙及び板紙製造業 (2/3)
1633	加工紙	1701	バルブ、紙及び板紙製造業 (3/3)
		1702	段ボール及び板紙並びに紙製・板紙製容器製造業 (1/3)
		1709	その他の紙及び板紙製品製造業 (2/4)
1641	紙製容器	1702	段ボール及び板紙並びに紙製・板紙製容器製造業 (2/3)
		1709	その他の紙及び板紙製品製造業 (3/4)
1649	その他の紙加工品	1702	段ボール及び板紙並びに紙製・板紙製容器製造業 (3/3)
		1709	その他の紙及び板紙製品製造業 (4/4)
		2220	プラスチック製品製造業 (2/4)
1911	印刷・製版・製本	1313	織物整理仕上げ業 (2/2)
		1811	印刷業
		1812	印刷関連サービス業
2011	化学肥料	2012	肥料及び窒素化合物製造業 (1/2)
2021	ソーダ工業製品	2011	基礎化学製品製造業 (1/6)
2029	その他の無機化学工業製品	0893	採塩業
		2011	基礎化学製品製造業 (2/6)
		2012	肥料及び窒素化合物製造業
2031	石油化学基礎製品	2011	基礎化学製品製造業 (3/6)
		2013	プラスチック及び合成ゴム素材製造業 (1/4)
2041	脂肪族中間物・環式中間物	2011	基礎化学製品製造業 (4/6)
		2013	プラスチック及び合成ゴム素材製造業 (2/4)
2042	合成ゴム	2013	プラスチック及び合成ゴム素材製造業 (3/4)
2049	その他の有機化学工業製品	2011	基礎化学製品製造業 (5/6)
		2029	他に分類されないその他の化学製品製造業 (1/5)
2051	合成樹脂	2013	プラスチック及び合成ゴム素材製造業 (4/4)

平成23年（2011年）表 統合小分類		国際標準産業分類（第4次改定版）細分類	
コード	部門名	分類番号	分類項目名
2061	化学繊維	2030	人造繊維製造業
2071	医薬品	2021	殺虫剤その他の農業化学製品製造業 (1/2)
		2100	医薬品、薬用化学品及び植物性薬品製造業
2081	油脂加工製品・石けん・界面活性剤・化粧品	2023	石けん、洗剤、クリーニング・つや出し剤、香水及び化粧品類製造業 (1/2)
2082	塗料・印刷インキ	2022	ペイント、ワニス及びこれらに類する塗料、印刷用インク、マステイク製造業 (1/2)
2083	写真感光材料	2029	他に分類されないその他の化学製品製造業 (2/5)
2084	農業	2021	殺虫剤その他の農業化学製品製造業 (2/2)
2089	その他の化学最終製品	2011	基礎化学製品製造業 (6/6)
		2023	石けん、洗剤、クリーニング・つや出し剤、香水及び化粧品類製造業 (2/2)
		2029	他に分類されないその他の化学製品製造業 (3/5)
		3290	他に分類されないその他の製造業 (2/5)
2111	石油製品	1910	コークス炉製品製造業 (1/2)
		1920	精製石油製品製造業 (1/2)
2121	石炭製品	1910	コークス炉製品製造業 (2/2)
		1920	精製石油製品製造業 (2/2)
2211	プラスチック製品	1399	他に分類されないその他の織物製造業 (4/4)
		2219	その他のゴム製品製造業 (2/3)
		2220	プラスチック製品製造業 (3/4)
		2930	自動車部品及び付属品製造業 (1/4)
		3290	他に分類されないその他の製造業 (3/5)
2221	タイヤ・チューブ	2211	ゴムタイヤ及びチューブ製造業並びにゴムタイヤ再生業 (1/2)
2229	その他のゴム製品	1410	衣服製造業（毛皮製衣服を除く。） (3/4)
		1520	履物製造業 (1/2)
		2029	他に分類されないその他の化学製品製造業 (4/5)
		2211	ゴムタイヤ及びチューブ製造業並びにゴムタイヤ再生業 (2/2)
		2219	その他のゴム製品製造業 (3/3)
		2220	プラスチック製品製造業 (4/4)
		3830	材料再生業 (1/4)
2311	革履物	1520	履物製造業 (2/2)
2312	なめし革・毛皮・その他の革製品	1410	衣服製造業（毛皮製衣服を除く。） (4/4)
		1511	皮なめし及び仕上げ業、毛皮仕上げ及び染色業
		1512	旅行かばん、ハンドバック、同種の製品及び馬具類製造業
		3092	自転車及び車椅子製造業 (1/3)
2511	ガラス・ガラス製品	2310	ガラス及びガラス製品製造業
2521	セメント・セメント製品	2394	セメント、石灰及び石膏製造業 (1/2)
		2395	コンクリート製品、セメント製品及び石膏製品製造業 (2/3)
2531	陶磁器	2392	建築用粘土材料製造業 (1/2)
		2393	その他の磁器及びセラミック製品製造業 (2/2)
		2399	他に分類されないその他の非金属鉱物製品製造業 (1/2)
2591	建設用土石製品	2391	耐火性製品製造業
		2392	建築用粘土材料製造業 (2/2)
		2395	コンクリート製品、セメント製品及び石膏製品製造業 (3/3)
2599	その他の窯業・土石製品	2394	セメント、石灰及び石膏製造業 (2/2)
		2396	石材切り出し・形削り・仕上げ業 (3/3)
		2399	他に分類されないその他の非金属鉱物製品製造業 (2/2)
		2599	他に分類されないその他の金属製品製造業 (1/5)
		2790	その他の電気機器製造業 (1/6)
		3830	材料再生業 (2/4)
2611	鉄鉄・粗鋼	2410	第一次鉄鋼製造業 (1/5)
2621	熱間圧延鋼材	2410	第一次鉄鋼製造業 (2/5)
		2599	他に分類されないその他の金属製品製造業 (2/5)
2622	鋼管	2410	第一次鉄鋼製造業 (3/5)
		2592	金属の処理・塗装・機械加工業 (1/5)
2623	冷延・めっき鋼材	2410	第一次鉄鋼製造業 (4/5)
		2592	金属の処理・塗装・機械加工業 (2/5)
		2599	他に分類されないその他の金属製品製造業 (3/5)
2631	鋳鍛造品	2431	鉄鋼鋳造業 (1/2)
		2591	金属の鍛造、プレス、打ち抜き及び圧延成形業並びに粉末冶金業 (1/3)
		2599	他に分類されないその他の金属製品製造業 (4/5)
2699	その他の鉄鋼製品	2410	第一次鉄鋼製造業 (5/5)
		2592	金属の処理・塗装・機械加工業 (3/5)
2711	非鉄金属製錬・精製	2420	第一次貴金属・その他非鉄金属製造業 (1/2)
2721	電線・ケーブル	2731	光ファイバーケーブル製造業
		2732	その他の電子・電気線の線・ケーブル製造業
2729	その他の非鉄金属製品	2420	第一次貴金属・その他非鉄金属製造業 (2/2)
		2432	非鉄金属鋳造業
		2591	金属の鍛造、プレス、打ち抜き及び圧延成形業並びに粉末冶金業 (2/3)
2811	建設用金属製品	2511	構造用金属製品製造業
2891	ガス・石油機器・暖房機器	2512	金属製タンク、貯槽及び容器製造業 (1/2)
		2750	民生用機械器具製造業 (1/3)
		2815	かま、炉及び炉バーナ製造業 (1/3)
2899	その他の金属製品	2431	鉄鋼鋳造業 (2/2)
		2512	金属製タンク、貯槽及び容器製造業 (2/2)
		2591	金属の鍛造、プレス、打ち抜き及び圧延成形業並びに粉末冶金業 (3/3)
		2592	金属の処理・塗装・機械加工業 (4/5)

平成23年（2011年）表 統合小分類		国際標準産業分類（第4次改定版）細分類	
コード	部門名	分類番号	分類項目名
2899	その他の金属製品	2593	刃物、手道具及び一般金物類製造業 (1/2)
		2599	他に分類されないその他の金属製品製造業 (5/5)
		2750	民生用機械器具製造業 (2/3)
		2818	動力式手道具製造業 (1/2)
		2819	その他の一般機械製造業 (1/7)
		2822	金属成形機械及び工作機械製造業 (1/3)
		2829	その他の特殊産業用機械製造業 (1/6)
		2930	自動車部品及び付属品製造業 (2/4)
		3091	オートバイ製造業
		3092	自転車及び車椅子製造業 (2/3)
		3099	他に分類されないその他の輸送用機械器具製造業 (1/2)
		3250	医療及び歯科用機器・備品製造業 (2/6)
		3290	他に分類されないその他の製造業 (4/5)
		2911	ボイラ・原動機
2811	エンジン及びタービン製造業（航空機用、自動車用及びオートバイ用エンジンを除く。） (1/3)		
2912	ポンプ・圧縮機	2812	流体動力装置製造業
		2813	その他のポンプ、圧縮機、タップ及び弁製造業 (1/2)
2913	運搬機械	2816	つり上げ及びハンドリング装置製造業 (1/2)
2914	冷凍機・温湿調整装置	2819	その他の一般機械製造業 (2/7)
2919	その他のはん用機械	2592	金属の処理・塗装・機械加工業 (5/5)
		2811	エンジン及びタービン製造業（航空機用、自動車用及びオートバイ用エンジンを除く。） (2/3)
		2813	その他のポンプ、圧縮機、タップ及び弁製造業 (2/2)
		2814	軸受け、ギア及び伝導・駆動装置製造業
		2815	かま、炉及び炉バーナ製造業 (2/3)
		2819	その他の一般機械製造業 (3/7)
		3311	金属製品修理業 (1/2)
		3312	機械修理業 (1/3)
3011	農業用機械	2821	農業及び林業用機械製造業
3012	建設・鉱山機械	2824	鉱業、採石業及び建設業用機械製造業
3013	繊維機械	2826	繊維、衣服及び皮革製造機械製造業 (1/3)
3014	生活関連産業用機械	2819	その他の一般機械製造業 (4/7)
		2822	金属成形機械及び工作機械製造業 (2/3)
		2825	食料品、飲料及びたばこ加工機械製造業
		2829	その他の特殊産業用機械製造業 (2/6)
3015	基礎素材産業用機械	2819	その他の一般機械製造業 (5/7)
		2823	冶金用機械製造業 (1/2)
		2829	その他の特殊産業用機械製造業 (3/6)
3016	金属加工機械	2818	動力式手道具製造業 (2/2)
		2822	金属成形機械及び工作機械製造業 (3/3)
		2823	冶金用機械製造業 (2/2)
3017	半導体製造装置	2829	その他の特殊産業用機械製造業 (4/6)
3019	その他の生産用機械	2593	刃物、手道具及び一般金物類製造業 (2/2)
		2826	繊維、衣服及び皮革製造機械製造業 (2/3)
		2829	その他の特殊産業用機械製造業 (5/6)
3111	事務用機械	2817	事務機器製造業（コンピュータ及び周辺装置を除く。） (2/3)
3112	サービス用機器	2790	その他の電気機器製造業 (2/6)
		2819	その他の一般機械製造業 (6/7)
		2826	繊維、衣服及び皮革製造機械製造業 (3/3)
		2829	その他の特殊産業用機械製造業 (6/6)
3113	計測機器	2651	測定、試験、操縦及び制御装置製造業 (1/2)
		2819	その他の一般機械製造業 (7/7)
		3250	医療及び歯科用機器・備品製造業 (3/6)
3114	医療用機械器具	2660	照射、電気医療及び電気療法装置製造業 (1/4)
		3250	医療及び歯科用機器・備品製造業 (4/6)
3115	光学機械・レンズ	2670	光学機器及び写真用装置製造業 (1/2)
3116	武器	2520	武器及び弾薬製造業
		3040	軍用戦闘車両製造業
3211	電子デバイス	2610	電子部品製造業 (1/2)
		2660	照射、電気医療及び電気療法装置製造業 (2/4)
3299	その他の電子部品	2610	電子部品製造業 (2/2)
		2680	磁気及び光媒体製造業
3311	産業用電気機器	2710	電動機、発電機、変圧器、配電及び制御装置製造業
		2733	配線装置製造業
		2790	その他の電気機器製造業 (3/6)
		2815	かま、炉及び炉バーナ製造業 (3/3)
		2930	自動車部品及び付属品製造業 (3/4)
3321	民生用電気機器	2750	民生用機械器具製造業 (3/3)
3331	電子応用装置	2660	照射、電気医療及び電気療法装置製造業 (3/4)
3332	電気計測器	2651	測定、試験、操縦及び制御装置製造業 (2/2)
		2660	照射、電気医療及び電気療法装置製造業 (4/4)
3399	その他の電気機械	2720	電池及び蓄電池製造業
		2740	電気照明器具製造業
		2790	その他の電気機器製造業 (4/6)
3411	民生用電子機器	2630	通信装置製造業 (1/2)
		2640	家庭用電子機器製造業 (1/2)
		2670	光学機器及び写真用装置製造業 (2/2)
3412	通信機械	2630	通信装置製造業 (2/2)
		2790	その他の電気機器製造業 (5/6)

平成23年（2011年）表 統合小分類		国際標準産業分類（第4次改定版）細分類	
コード	部門名	分類番号	分類項目名
3421	電子計算機・同附属装置	2620	コンピュータ及び周辺装置製造業
3511	乗用車	2910	自動車製造業
3521	トラック・バス・その他の自動車	2910 2920	自動車製造業 自動車車体製造（設計）業、トレーラ及びセミトレーラ製造業
3522	二輪自動車	3091	オートバイ製造業 (3/3)
3531	自動車部品・同附属品	2930 3091	自動車部品及び付属品製造業 (4/4) オートバイ製造業
3541	船舶・同修理	2811 3011 3012 3131	エンジン及びタービン製造業（航空機用、自動車用及びオートバイ用（エンジンを除く。）） (3/3) 船舶及び浮遊建造物製造業 レジャー及びスポーツ用ボート製造業 輸送用機械器具修理業（自動車を除く。）
3591	鉄道車両・同修理	3020	鉄道機関車及び車両製造業
3592	航空機・同修理	1392 3030 3312	繊維仕立て製品製造業（衣服を除く。） (2/2) 航空機及び宇宙船並びに関連機械製造業 (1/2) 機械修理業 (2/3)
3599	その他の輸送機械	2816 3030 3092 3099	つり上げ及びハンドリング装置製造業 (2/2) 航空機及び宇宙船並びに関連機械製造業 (2/2) 自転車及び車椅子製造業 (3/3) 他に分類されないその他の輸送用機械器具製造業 (2/2)
3911	がん具・運動用品	2640 3230 3240	家庭用電子機器製造業 (2/2) スポーツ用品製造業 ゲーム及び玩具製造業
3919	その他の製造工業製品	1622 1623 1629 1820 2022 2029 2652 2790 2817 3100 3211 3212 3220 3250 3290	建築用木材及び建具製造業 (4/4) 木製容器製造業 (2/2) その他の木製品、コルク、わら及び編み物素材製品製造業 (3/3) 記録媒体複製業 ペイント、ワニス及びこれらに類する塗料、印刷用インク、マステイク製造業 (2/2) 他に分類されないその他の化学製品製造業 (5/5) 時計製造業 その他の電気機器製造業 (6/6) 事務機器製造業（コンピュータ及び周辺装置を除く。） (3/3) 家具製造業 (2/2) 宝石及び関連製品製造業 模造宝石及び関連製品製造業 (2/2) 楽器製造業 (2/2) 医療及び歯科用機器・備品製造業 (5/6) 他に分類されないその他の製造業 (5/5)
3921	再生資源回収・加工処理	3830 4669	材料再生業 (3/4) 廃棄物・スクラップ及び他に分類されないその他の製品の卸売業 (1/2)
4111	住宅建築	3320	産業用機械器具設置工事業
4112	非住宅建築	4100	建築工事業
4121	建設補修	4210	道路・鉄道建設業
4131	公共事業	4220	公益工事業
4191	その他の土木建設	4290 4311 4312 4321 4322 4329 4330 4390 8130	その他の土木工事業 解体業 用地整備業 電気設備工事業 配管・暖房・空調設備工事業 その他の建造物設備設置工事業 建築物仕上げ・完成業 その他の専門工事業 景観手入れ・維持サービス業 (1/2)
4611	電力	3510	発電・送電・配電業
4621	都市ガス	3520	ガス製造業、導管によるガス燃料配給業
4622	熱供給業	3530	蒸気及び空調供給業 (2/2)
4711	水道	3600 3700	水収集・処理・供給業 (1/2) 下水処理 (1/2)
4811	廃棄物処理	3700 3811 3812 3821 3822 8412	下水処理 (2/2) 非有害廃棄物収集業 有害廃棄物収集業 非有害廃棄物処理・処分業 (2/2) 有害廃棄物処理・処分業 保健・教育・文化サービス及び社会保障を除くその他の社会サービス提供活動の規制 (1/5)
5111	卸売	4510 4520 4530 4540 4610 4620 4630 4641 4649 4651 4652 4653 4659 4661	自動車販売業 (1/2) 自動車整備・修理業 (1/3) 自動車部品・付属品販売業 (1/2) オートバイ及び関連部品・付属品販売・整備・修理業 (1/3) 手数料制または契約制による卸売業 農産品原料及び生き物卸売業 食料品、飲料及びたばこ卸売業 織物、衣料及び履物卸売業 その他の家庭用品卸売業 コンピュータ、コンピュータ周辺装置及びソフトウェア卸売業 電子・電気通信機器及び部品卸売業 農業機械器具・備品卸売業 (1/2) その他機械器具卸売業 固形・液体・ガス燃料及び関連製品卸売業

平成23年（2011年）表 統合小分類		国際標準産業分類（第4次改定版）細分類	
コード	部門名	分類番号	分類項目名
		4662	金属及び金属鉱石卸売業
		4663	建築材料、金物類及び配管・暖房設備器具卸売業
		4669	廃棄物・スクラップ及び他に分類されないその他の製品の卸売業 (2/2)
		4690	非専門卸売業
5112	小売	1071	パン製品製造業 (2/2)
		4510	自動車販売業 (2/2)
		4520	自動車整備・修理業 (2/3)
		4530	自動車部品・付属品販売業 (2/2)
		4540	オートバイ及び関連部品・付属品販売・整備・修理業 (2/3)
		4653	農業機械器具・備品卸売業 (2/2)
		4711	食料品、飲料またはたばこが主な非専門店小売業
		4719	その他の非専門店小売業
		4721	専門店による食料品小売業
		4722	専門店による飲料小売業
		4723	専門店によるたばこ小売業
		4730	専門店による自動車燃料小売業
		4741	専門店によるコンピュータ、周辺装置、ソフトウェア及び電気通信機器小売業
		4742	専門店によるAV機器小売業
		4751	専門店による織物小売業
		4752	専門店による金物類、塗料及びガラス小売業
		4753	専門店によるじゅうたん、敷物、壁及び床被覆材小売業
		4759	専門店による家庭用電気製品、家具、照明器具及びその他の家庭用品小売業
		4761	専門店による書籍、新聞及び文房具小売業
		4762	専門店による音楽録音・映像録画物小売業
		4763	専門店によるスポーツ用品小売業
		4764	専門店によるゲーム及び玩具小売業
		4771	専門店による衣料、履物及び皮革製品小売業
		4772	専門店による医薬品、医療品及び化粧品・洗面用品小売業
		4773	専門店によるその他新品小売業 (1/2)
		4774	中古品小売業
		4781	露店及び市場による食料品、飲料及びたばこ小売業
		4782	露店及び市場による織物、衣料及び履物小売業
		4789	露店及び市場によるその他商品小売業
		4791	通信販売またはインターネットによる小売業
		4799	店舗、露店または市場によらないその他小売業
		6492	その他の信用供与機関 (1/2)
5311	金融	6411	中央銀行
		6419	その他の預金取扱機関 (1/2)
		6430	信託、基金及び類似の金融機関
		6492	その他の信用供与機関 (2/2)
		6499	他に分類されないその他の金融サービス業（保険・年金基金業を除く。）
		6512	損害保険業 (1/2)
		6520	再保険業 (1/2)
		6611	金融市場管理業
		6612	証券・商品契約仲買業
		6619	その他の補助的金融サービス業
		6630	基金管理運営業
		8291	債権回収及び信用調査業 (1/2)
5312	保険	6511	生命保険業
		6512	損害保険業 (2/2)
		6520	再保険業 (2/2)
		6621	危険・損害評価業
		6622	保険代理・仲買業 (1/2)
		6629	その他の補助的保険・年金基金業
5511	不動産仲介及び賃貸	6810	自己所有物件または賃借物件による不動産業 (1/3)
		6820	料金制または契約制による不動産業 (1/3)
5521	住宅賃貸料	6810	自己所有物件または賃借物件による不動産業 (2/3)
5711	鉄道旅客輸送	4911	旅客鉄道運送業
		4921	都市または郊外の旅客陸運業 (1/2)
		4922	その他の旅客陸運業 (1/2)
		5221	陸運に付帯するサービス活動 (1/2)
5712	鉄道貨物輸送	4912	貨物鉄道運送業
5721	道路旅客輸送	4921	都市または郊外の旅客陸運業 (2/2)
		4922	その他の旅客陸運業 (2/2)
5722	道路貨物輸送（自家輸送を除く。）	4923	道路貨物運送業
5741	外洋輸送	5011	海洋・沿海旅客海運業 (1/3)
		7730	その他の機械器具・有形財賃貸・リース業 (1/4)
5742	沿海・内水面輸送	5011	海洋・沿海旅客海運業 (2/3)
		5021	内陸旅客水運業 (1/2)
		7730	その他の機械器具・有形財賃貸・リース業 (2/4)
5743	港湾運送	5224	貨物運送取扱業 (1/2)
5751	航空輸送	5110	航空旅客運送業
		5120	航空貨物運送業
		7310	広告業 (1/3)
		7420	写真業 (1/2)
5761	貨物利用運送	5229	その他の運輸支援活動 (1/4)
		5320	急送宅配業 (1/2)
5771	倉庫	5210	倉庫・保管業

平成23年（2011年）表 統合小分類		国際標準産業分類（第4次改定版）細分類	
コード	部門名	分類番号	分類項目名
5781	こん包	5229	その他の運輸支援活動 (2/4)
5789	その他の運輸附帯サービス	3600	水収集・処理・供給業 (2/2)
		5221	陸運に附帯するサービス活動 (2/2)
		5222	水運に附帯するサービス活動
		5223	航空運送に附帯するサービス活動
		5224	貨物運送取扱業 (2/2)
		5229	その他の運輸支援活動 (3/4)
		6810	自己所有物件または賃借物件による不動産業 (3/3)
		6820	料金制または契約制による不動産業 (2/3)
		7911	旅行代理店業
		7912	旅行業
5791	郵便・信書便	5310	郵便業 (1/2)
		5320	急送宅配業 (2/2)
5911	電気通信	6110	有線通信業 (1/3)
		6120	無線通信業
		6130	衛星通信業 (1/2)
		6190	その他の通信業 (1/2)
		6311	データ処理、ホスティング及び関連業 (1/3)
5919	その他の通信サービス	4773	専門店によるその他新品小売業 (2/2)
		5310	郵便業 (2/2)
		6110	有線通信業 (2/3)
		6190	その他の通信業 (2/2)
		6419	その他の預金取扱機関 (2/2)
		6622	保険代理・仲買業 (2/2)
5921	放送	6010	ラジオ放送業
		6020	テレビ番組編成・放送業
		6110	有線通信業 (3/3)
		6130	衛星通信業 (2/2)
5931	情報サービス	5820	ソフトウェア製作業
		6201	コンピュータ・プログラミング業
		6202	コンピュータ・コンサルタント及びコンピュータ設備管理業
		6209	その他の情報技術及びコンピュータ・サービス業
		6311	データ処理、ホスティング及び関連業 (2/3)
		6399	他に分類されないその他の情報サービス業 (1/3)
		7320	市場調査・世論調査業
5941	インターネット附随サービス	6311	データ処理、ホスティング及び関連業 (3/3)
		6312	ウェブ・ポータル
		6399	他に分類されないその他の情報サービス業 (2/3)
5951	映像・音声・文字情報制作	5811	書籍出版業
		5812	住所・人名録及びメーリングリスト出版業
		5813	新聞、雑誌及び定期刊行物出版業
		5819	その他の出版活動
		5911	映画、ビデオ及びテレビ番組制作業
		5912	映画、ビデオ及びテレビ番組ポストプロダクション業
		5913	映画、ビデオ及びテレビ番組配給業
		5920	音声録音・音楽出版業
		6391	通信社
		7810	職業斡旋所 (1/3)
6111	公務（中央）	8411	一般公務 (1/2)
		8412	保健・教育・文化サービス及び社会保障を除くその他の社会サービス提供活動の規制 (2/5)
		8413	企業の効率的運営に関する規制及び助成 (1/2)
		8421	外務
		8422	国防
		8423	公共の秩序及び安全に関する事業 (1/2)
		8430	強制社会保障事業 (1/2)
6112	公務（地方）	8411	一般公務 (2/2)
		8412	保健・教育・文化サービス及び社会保障を除くその他の社会サービス提供活動の規制 (3/5)
		8413	企業の効率的運営に関する規制及び助成 (2/2)
8423	公共の秩序及び安全に関する事業 (2/2)		
6311	学校教育	8510	初等前教育及び初等教育
		8521	一般中等教育 (1/3)
		8522	技術・職業中等教育
		8530	高等教育 (1/2)
6312	社会教育・その他の教育	8521	一般中等教育 (2/3)
		8530	高等教育 (2/2)
		8541	スポーツ・レクリエーション教育 (1/2)
		8549	他に分類されないその他の教育 (1/2)
		8550	教育支援サービス業 (1/2)
		8890	宿泊施設のないその他の社会事業 (1/2)
		9101	図書館及び公文書館
		9102	博物館及び史跡・歴史的建築物の運営
		9103	植物園・動物園及び自然保護活動
6321	学術研究機関	7210	自然科学・エンジニアリング研究・実験開発業
		7220	社会・人文科学研究・実験開発業
6411	医療	3250	医療及び歯科用機器・備品製造業 (6/6)
		8610	病院事業 (1/2)
		8620	医療業及び歯科医療業 (1/2)
		8690	その他の保健衛生事業 (1/3)

平成23年（2011年）表 統合小分類		国際標準産業分類（第4次改定版）細分類	
コード	部門名	分類番号	分類項目名
6421	保健衛生	8412	保健・教育・文化サービス及び社会保障を除くその他の社会サービス（4/5） 提供活動の規制
6431	社会保険・社会福祉	6530	年金基金業
		8430	強制社会保障事業（2/2）
		8521	一般中等教育（3/3）
		8690	その他の保健衛生事業（2/3）
		8710	居住介護施設（1/2）
		8720	知的障害、精神衛生及び物質乱用者用居住ケアサービス業
		8730	高齢者・障害者用居住ケアサービス業（1/2）
		8790	その他の居住ケアサービス業
		8810	宿泊施設のない高齢者・障害者向け社会事業（1/2）
		8890	宿泊施設のないその他の社会事業（2/2）
6441	介護	8610	病院事業（2/2）
		8620	医療業及び歯科医療業（2/2）
		8690	その他の保健衛生事業（3/3）
		8710	居住介護施設（2/2）
		8730	高齢者・障害者用居住ケアサービス業（2/2）
		8810	宿泊施設のない高齢者・障害者向け社会事業（2/2）
6599	その他の非営利団体サービス	8412	保健・教育・文化サービス及び社会保障を除くその他の社会サービス（5/5） 提供活動の規制
		9411	会員制企業・雇用主団体
		9412	会員制職業団体
		9420	労働団体
		9491	宗教団体（1/2）
		9492	政治団体
		9499	他に分類されないその他の会員制団体
6611	物品賃貸業（貸自動車業を除く。）	6491	金融リース業（1/2）
		7721	娯楽・スポーツ用品賃貸・リース業
		7722	ビデオテープ・ディスク賃貸業
		7729	その他の個人・家庭用品賃貸・リース業
		7730	その他の機械器具・有形財賃貸・リース業（3/4）
6612	貸自動車業	6491	金融リース業（2/2）
		7710	自動車賃貸・リース業
		7730	その他の機械器具・有形財賃貸・リース業（4/4）
6621	広告	7310	広告業（2/3）
6631	自動車整備	4520	自動車整備・修理業（3/3）
		4540	オートバイ及び関連部品・付属品販売・整備・修理業（3/3）
6632	機械修理	3311	金属製品修理業（2/2）
		3312	機械修理業（3/3）
		3314	電気機器修理業
		9511	コンピュータ及び周辺装置修理業
		9512	通信装置修理業
		9521	家庭用電子機器修理業
		9522	家庭用電気製品、住宅・園芸用機械器具修理業
6699	その他の対事業所サービス	3830	材料再生業（4/4）
		5229	その他の運輸支援活動（4/4）
		6399	他に分類されないその他の情報サービス業（3/3）
		6820	料金制または契約制による不動産業（3/3）
		6910	法律サービス業
		6920	会計、簿記及び監査サービス業並びに税務相談業
		7020	経営コンサルタント業
		7110	建築・エンジニアリング業及び関連技術コンサルタント業
		7120	技術試験・分析業
		7310	広告業（3/3）
		7410	専門デザイン業
		7490	他に分類されないその他の専門、科学及び技術サービス業
		7740	著作権のある作品を除く知的財産及び類似商品のリース業
		7810	職業斡旋所（2/3）
		7820	臨時労働者派遣業
		7830	その他の人的資源提供業
		8010	個人警備業
		8020	警備システム・サービス業
		8030	調査業
		8110	総合施設支援サービス業
		8121	建物一般清掃業
		8129	その他の建物及び産業清掃業
		8211	総合事務管理サービス
		8219	コピー、文書作成、その他の専門事務支援業
		8220	コールセンター
		8230	会議・見本市運営業
		8291	債権回収及び信用調査業（2/2）
		8292	包装業
		8299	他に分類されないその他の事業支援サービス業
		8550	教育支援サービス業（2/2）
6711	宿泊業	5510	短期宿泊業
		5520	キャンプ場、RVパーク及びハウストレーラ用キャンプ場
		5590	その他の宿泊業
6721	飲食サービス	5610	レストラン及び移動式飲食業
		5621	催し場内における仕出し業
		5629	その他の飲食業
		5630	飲料提供サービス業

平成23年（2011年）表 統合小分類		国際標準産業分類（第4次改定版）細分類	
コード	部門名	分類番号	分類項目名
6731	洗濯・理容・美容・浴場業	9601	織物及び毛皮製品洗濯・（ドライ）クリーニング業
		9602	理容及びその他の美容サービス業
		9609	他に分類されないその他の個人向けサービス業 (1/2)
6741	娯楽サービス	5011	海洋・沿海旅客海運業 (3/3)
		5021	内陸旅客水運業 (2/2)
		5914	映写業
		7810	職業騎旋所 (3/3)
		7990	その他の予約サービス業 (1/2)
		9000	創造的活動、芸術・娯楽活動
		9200	ギャンブル及び賭け事事業 (1/2)
		9311	スポーツ施設運営業
		9312	スポーツクラブ
		9319	その他のスポーツサービス業
		9321	遊園地・テーマパーク
		9329	他に分類されないその他の娯楽・レクリエーション活動
		6799	その他の対個人サービス
7990	その他の予約サービス業 (2/2)		
8130	景観手入れ・維持サービス業 (2/2)		
8541	スポーツ・レクリエーション教育 (2/2)		
8542	教養教育		
8549	他に分類されないその他の教育 (2/2)		
9200	ギャンブル及び賭け事事業 (2/2)		
9491	宗教団体 (2/2)		
9523	履物及び皮革製品修理業		
9524	家具及び家庭用調度品修理業		
9529	その他の個人・家庭用品修理業		
9603	葬儀業及び関連サービス業		
9609	他に分類されないその他の個人向けサービス業 (2/2)		
9700	家事要員の雇い主としての世帯活動		

第4部

部門別の推計方法

第10章 部門別の推計方法

第1節 内生部門

1 農林水産省担当部門

ページ

I 耕種農業		
0111 -01	米	369
0111 -02	麦類	369
0112 -01	いも類	369
0112 -02	豆類	369
0113 -01	野菜（露地）	369
0113 -02	野菜（施設）	369
0114 -01	果実	369
0115 -01	砂糖原料作物	369
0115 -02	飲料用作物	369
0115 -09	その他の食用耕種作物	369
0116 -01	飼料作物	369
0116 -02	種苗	369
0116 -03	花き・花木類	369
0116 -09	その他の非食用耕種作物	369
II 畜産		
0121 -01	酪農	370
0121 -02	肉用牛	370
0121 -03	豚	370
0121 -04	鶏卵	370
0121 -05	肉鶏	370
0121 -09	その他の畜産	370
III 農業サービス		
0131 -01	獣医業	372
0131 -02	農業サービス（獣医業を除く。）	372
IV 林業		
0151 -01	育林	373
0152 -01	素材	373
0153 -01	特用林産物（狩猟業を含む。）	373
V 漁業		
0171 -01	海面漁業	374
0171 -02	海面養殖業	374
0172 -01	内水面漁業	374
0172 -02	内水面養殖業	374
VI 飲食品		
1111 -01	食肉	374
1112 -01	肉加工品	375
1112 -02	畜産びん・かん詰	375
1112 -03	酪農品	375
1113 -01	冷凍魚介類	376
1113 -02	塩・干・くん製品	376
1113 -03	水産びん・かん詰	376
1113 -04	ねり製品	376
1113 -09	その他の水産食品	376
1114 -01	精穀	376
1114 -02	製粉	376
1115 -01	めん類	377
1115 -02	パン類	377
1115 -03	菓子類	377

1116 -01	農産びん・かん詰	377
1116 -02	農産保存食料品（びん・かん詰を除く。）	377
1117 -01	砂糖	378
1117 -02	でん粉	378
1117 -03	ぶどう糖・水あめ・異性化糖	378
1117 -04	動植物油脂	378
1117 -05	調味料	378
1119 -01	冷凍調理食品	379
1119 -02	レトルト食品	379
1119 -03	そう菜・すし・弁当	379
1119 -09	その他の食料品	379
1129 -01	茶・コーヒー	379
1129 -02	清涼飲料	379
1129 -03	製氷	379
1131 -01	飼料	380
1131 -02	有機質肥料（別掲を除く。）	380
VII その他の部門		
1611 -01	製材	380
1611 -02	合板・集成材	380
1611 -03	木材チップ	380
2084 -01	農薬	381
3919 -05	畳・わら加工品	381
4131 -03	農林関係公共事業	381

2 経済産業省担当部門

ページ

I 鉱業及び製造業		
0611 -01	金属鉱物	382
0621 -01	石炭・原油・天然ガス	382
0631 -01	砂利・採石	382
0631 -02	砕石	382
0639 -09	その他の鉱物	382
1511 -01	紡績糸	382
1512 -01	綿・スフ織物（合織短繊維織物を含む。）	382
1512 -02	絹・人絹織物（合織長繊維織物を含む。）	382
1512 -09	その他の織物	382
1513 -01	ニット生地	382
1514 -01	染色整理	382
1519 -09	その他の繊維工業製品	382
1521 -01	織物製衣服	382
1521 -02	ニット製衣服	382
1522 -09	その他の衣服・身の回り品	382
1529 -01	寝具	382
1529 -02	じゅうたん・床敷物	382
1529 -09	その他の繊維既製品	382
1619 -09	その他の木製品	382
1621 -01	木製家具	382
1621 -02	金属製家具	382
1621 -03	木製建具	382
1621 -09	その他の家具・装備品	382
1631 -01	パルプ	382
1632 -01	洋紙・和紙	382
1632 -02	板紙	382
1633 -01	段ボール	382

1633	-02	塗工紙・建設用加工紙	382
1641	-01	段ボール箱	382
1641	-09	その他の紙製容器	382
1649	-01	紙製衛生材料・用品	382
1649	-09	その他のパルプ・紙・紙加工品	382
1911	-01	印刷・製版・製本	382
2011	-01	化学肥料	382
2021	-01	ソーダ工業製品	382
2029	-01	無機顔料	382
2029	-02	圧縮ガス・液化ガス	382
2029	-09	その他の無機化学工業製品	382
2031	-01	石油化学基礎製品	382
2031	-02	石油化学系芳香族製品	382
2041	-01	脂肪族中間物	382
2041	-02	環式中間物	382
2041	-03	合成染料・有機顔料	382
2042	-01	合成ゴム	382
2049	-01	メタン誘導品	382
2049	-02	可塑剤	382
2049	-09	その他の有機化学工業製品	382
2051	-01	熱硬化性樹脂	382
2051	-02	熱可塑性樹脂	382
2051	-03	高機能性樹脂	382
2051	-09	その他の合成樹脂	382
2061	-01	レーヨン・アセテート	382
2061	-02	合成繊維	382
2081	-01	油脂加工製品・石けん・合成洗剤・ 界面活性剤	382
2081	-02	化粧品・歯磨	382
2082	-01	塗料	382
2082	-02	印刷インキ	382
2083	-01	写真感光材料	382
2089	-01	ゼラチン・接着剤	382
2089	-09	その他の化学最終製品	382
2111	-01	石油製品	382
2121	-01	石炭製品	382
2121	-02	舗装材料	382
2211	-01	プラスチック製品	382
2221	-01	タイヤ・チューブ	382
2229	-01	ゴム製・プラスチック製履物	382
2229	-09	その他のゴム製品	382
2311	-01	革製履物	382
2312	-01	製革・毛皮	382
2312	-02	かばん・袋物・その他の革製品	382
2511	-01	板ガラス・安全ガラス	382
2511	-02	ガラス繊維・同製品	382
2511	-09	その他のガラス製品	382
2521	-01	セメント	382
2521	-02	生コンクリート	382
2521	-03	セメント製品	382
2531	-01	陶磁器	382
2591	-01	耐火物	382
2591	-09	その他の建設用土石製品	382
2599	-01	炭素・黒鉛製品	382
2599	-02	研磨材	382
2599	-09	その他の窯業・土石製品	382
2611	-01	銑鉄	382
2611	-02	フェロアロイ	382

2611	-03	粗鋼（転炉）	382
2611	-04	粗鋼（電気炉）	382
2621	-01	熱間圧延鋼材	382
2622	-01	鋼管	382
2623	-01	冷間仕上鋼材	382
2623	-02	めっき鋼材	382
2631	-01	鍛鋼	382
2631	-02	鋳鉄管	382
2631	-03	鋳鉄品及び鍛製品（鉄）	382
2699	-01	鉄鋼シャースリット業	382
2699	-09	その他の鉄鋼製品	382
2711	-01	銅	382
2711	-02	鉛・亜鉛（再生を含む。）	382
2711	-03	アルミニウム（再生を含む。）	382
2711	-09	その他の非鉄金属地金	382
2721	-01	電線・ケーブル	382
2721	-02	光ファイバケーブル	382
2729	-01	伸銅品	382
2729	-02	アルミ圧延製品	382
2729	-03	非鉄金属素形材	382
2729	-04	核燃料	382
2729	-09	その他の非鉄金属製品	382
2811	-01	建設用金属製品	382
2812	-01	建築用金属製品	382
2891	-01	ガス・石油機器・暖房機器	382
2899	-01	ボルト・ナット・リベット・スプリング	382
2899	-02	金属製容器・製缶板金製品	382
2899	-03	配管工事附属品・粉末や金製品・道具類	382
2899	-09	その他の金属製品	382
2911	-01	ボイラ	382
2911	-02	タービン	382
2911	-03	原動機	382
2912	-01	ポンプ・圧縮機	382
2913	-01	運搬機械	382
2914	-01	冷凍機・温湿調整装置	382
2919	-01	ベアリング	382
2919	-09	その他のはん用機械	382
3011	-01	農業用機械	382
3012	-01	建設・鉱山機械	382
3013	-01	繊維機械	382
3014	-01	生活関連産業用機械	382
3015	-01	化学機械	382
3015	-02	鋳造装置・プラスチック加工機械	382
3016	-01	金属工作機械	382
3016	-02	金属加工機械	382
3016	-03	機械工具	382
3017	-01	半導体製造装置	382
3019	-01	金型	382
3019	-02	真空装置・真空機器	382
3019	-03	ロボット	382
3019	-09	その他の生産用機械	382
3111	-01	複写機	382
3111	-09	その他の事務用機械	382
3112	-01	サービス用機器	382
3113	-01	計測機器	382
3114	-01	医療用機械器具	382
3115	-01	光学機械・レンズ	382
3116	-01	武器	382

3211 -01	電子管	382
3211 -02	半導体素子	382
3211 -03	集積回路	382
3211 -04	液晶パネル	382
3299 -01	磁気テープ・磁気ディスク	382
3299 -02	電子回路	382
3299 -09	その他の電子部品	382
3311 -01	回転電気機械	382
3311 -02	変圧器・変成器	382
3311 -03	開閉制御装置・配電盤	382
3311 -04	配線器具	382
3311 -05	内燃機関電装品	382
3311 -09	その他の産業用電気機器	382
3321 -01	民生用エアコンディショナ	382
3321 -02	民生用電気機器（エアコンを除く。）	382
3331 -01	電子応用装置	382
3332 -01	電気計測器	382
3399 -01	電球類	382
3399 -02	電気照明器具	382
3399 -03	電池	382
3399 -09	その他の電気機械器具	382
3411 -01	ビデオ機器・デジタルカメラ	382
3411 -02	電気音響機器	382
3411 -03	ラジオ・テレビ受信機	382
3412 -01	有線電気通信機器	382
3412 -02	携帯電話機	382
3412 -03	無線電気通信機器（携帯電話機を除く。）	382
3412 -09	その他の電気通信機器	382
3421 -01	パーソナルコンピュータ	382
3421 -02	電子計算機本体（パソコンを除く。）	382
3421 -03	電子計算機附属装置	382
3511 -01	乗用車	382
3521 -01	トラック・バス・その他の自動車	382
3522 -01	二輪自動車	382
3531 -01	自動車用内燃機関	382
3531 -02	自動車部品	382
3541 -03	船用内燃機関	382
3592 -01	航空機	382
3592 -10	航空機修理	382
3599 -01	自転車	382
3599 -09	その他の輸送機械	382
3911 -01	がん具	382
3911 -02	運動用品	382
3919 -01	身辺細貨品	382
3919 -02	時計	382
3919 -03	楽器	382
3919 -04	筆記具・文具	382
3919 -06	情報記録物	382
3919 -09	その他の製造工業製品	382
II 再生資源回収・加工処理		
3921 -01	再生資源回収・加工処理	391
III 電力・ガス・熱供給業		
4611 -01	事業用原子力発電	391
4611 -02	事業用火力発電	391
4611 -03	水力・その他の事業用発電	391
4611 -04	自家発電	392
4621 -01	都市ガス	392
4622 -01	熱供給業	392

IV 工業用水		
4711 -02	工業用水	392
V サービス		
5931 -01	情報サービス	393
5951 -02	新聞	393
5951 -03	出版	393
6611 -01	物品賃貸業（貸自動車を除く。）	393
6621 -01	広告	394
6632 -10	機械修理	394
6699 -05	警備業	394
6699 -09	その他の対事業所サービス	394
VI 事務用品		
6811 -00	事務用品	395
VII 商業		
5111 -01	卸売	395
5112 -01	小売	395

3 文部科学省担当部門

ページ

1119 -04	学校給食（国公立）★★	396
1119 -05	学校給食（私立）★	396
6311 -01	学校教育（国公立）★★	397
6311 -02	学校教育（私立）★	397
6312 -01	社会教育（国公立）★★	397
6312 -02	社会教育（非営利）★	398
6312 -03	その他の教育訓練機関（国公立）★★	398
6312 -04	その他の教育訓練機関（産業）	398
6321 -01	自然科学研究機関（国公立）★★	398
6321 -02	人文科学研究機関（国公立）★★	398
6321 -03	自然科学研究機関（非営利）★	398
6321 -04	人文科学研究機関（非営利）★	398
6321 -05	自然科学研究機関（産業）	399
6321 -06	人文科学研究機関（産業）	399
6322 -01	企業内研究開発	399

4 財務省担当部門

ページ

1121 -01	清酒	399
1121 -02	ビール類	399
1121 -03	ウイスキー類	399
1121 -09	その他の酒類	399
1141 -01	たばこ	399
2029 -03	塩	400
6699 -01	法務・財務・会計サービス	400

5 厚生労働省担当部門

ページ

2071 -01	医薬品	400
4711 -01	上水道・簡易水道	401
6411 -01	医療（入院診療）	401
6411 -02	医療（入院外診療）	402
6411 -03	医療（歯科診療）	402
6411 -04	医療（調剤）	403
6411 -05	医療（その他の医療サービス）	404
6421 -01	保健衛生（国公立）★★	404
6421 -02	保健衛生（産業）	405
6431 -01	社会保険事業★★	405

6431 -02	社会福祉（国公立）★★	406
6431 -03	社会福祉（非営利）★	407
6431 -04	社会福祉（産業）	407
6441 -01	介護（施設サービス）	407
6441 -02	介護（施設サービスを除く。）	408
6699 -03	労働者派遣サービス	408
6699 -04	建物サービス	411
6711 -01	宿泊業	411
6721 -01	飲食サービス	411
6731 -01	洗濯業	412
6731 -02	理容業	412
6731 -03	美容業	412
6731 -04	浴場業	412
6731 -09	その他の洗濯・理容・美容・浴場業	413
6741 -01	映画館	413
6799 -02	冠婚葬祭業	413

6 国土交通省（運輸）担当部門 ページ

I 運輸関係製造業及び修理業部門		
3541 -01	鋼船	414
3541 -02	その他の船舶	414
3541 -10	船舶修理	415
3591 -01	鉄道車両	415
3591 -10	鉄道車両修理	416
II 運輸部門		
5711 -01	鉄道旅客輸送	416
5712 -01	鉄道貨物輸送	417
5721 -01	バス	418
5721 -02	ハイヤー・タクシー	418
5722 -01	道路貨物輸送（自家輸送を除く。）	418
5731 -01	自家輸送（旅客自動車）	419
5732 -01	自家輸送（貨物自動車）	419
5741 -01	外洋輸送	420
5742 -01	沿海・内水面輸送	420
5743 -01	港湾運送	421
5751 -01	航空輸送	421
5761 -01	貨物利用運送	423
5771 -01	倉庫	423
5781 -01	こん包	423
5789 -01	道路輸送施設提供	424
5789 -02	水運施設管理★★	425
5789 -03	水運附帯サービス	425
5789 -04	航空施設管理（国営）★★	426
5789 -05	航空施設管理（産業）	427
5789 -06	航空附帯サービス	427
5789 -09	旅行・その他の運輸附帯サービス	427
III サービス業部門		
6612 -01	貸自動車業	432
6631 -10	自動車整備	432

7 国土交通省（建設）担当部門 ページ

4111 -01	住宅建築（木造）	433
4111 -02	住宅建築（非木造）	433
4112 -01	非住宅建築（木造）	433

4112 -02	非住宅建築（非木造）	433
4121 -01	建設補修	434
4131 -01	道路関係公共事業	434
4131 -02	河川・下水道・その他の公共事業	434
4191 -01	鉄道軌道建設	435
4191 -02	電力施設建設	435
4191 -03	電気通信施設建設	436
4191 -09	その他の土木建設	436
5511 -01	不動産仲介・管理業	437
5511 -02	不動産賃貸業	438
5521 -01	住宅賃貸料	438
5531 -01	住宅賃貸料（帰属家賃）	439
6699 -02	土木建築サービス	439

8 内閣府担当部門 ページ

4711 -03	下水道★★	440
6111 -01	公務（中央）★★	440
6112 -01	公務（地方）★★	441
6599 -01	対企業民間非営利団体	441
6599 -02	対家計民間非営利団体（別掲を除く。）★	442
6741 -02	興行場（映画館を除く。）・興行団	442
6741 -03	競輪・競馬等の競走場・競技団	442
6741 -04	スポーツ施設提供業・公園・遊園地	442
6741 -05	遊戯場	443
6741 -09	その他の娯楽	443
6799 -01	写真業	443
6799 -03	個人教授業	444
6799 -04	各種修理業（別掲を除く。）	444
6799 -09	その他の対個人サービス	444

9 環境省担当部門 ページ

4811 -01	廃棄物処理（公営）★★	446
4811 -02	廃棄物処理（産業）	446

10 金融庁担当部門 ページ

5311 -01	金融	447
5312 -01	生命保険	448
5312 -02	損害保険	448

11 総務省担当部門 ページ

5791 -01	郵便・信書便	448
5911 -01	固定電気通信	448
5911 -02	移動電気通信	448
5911 -09	その他の電気通信	448
5919 -09	その他の通信サービス	448
5921 -01	公共放送	450
5921 -02	民間放送	450
5921 -03	有線放送	450
5941 -01	インターネット附随サービス	450
5951 -01	映像・音声・文字情報制作業	451

第2節 最終需要部門

1 内閣府担当部門

ページ

7111	-00	家計外消費支出（列）	451
7211	-00	家計消費支出	451
7212	-00	対家計民間非営利団体消費支出	452
7311	-01	中央政府集合の消費支出	453
7311	-02	地方政府集合の消費支出	453
7311	-03	中央政府個別の消費支出	453
7311	-04	地方政府個別の消費支出	454
7321	-01	中央政府集合の消費支出（社会資本等減耗分）	454
7321	-02	地方政府集合の消費支出（社会資本等減耗分）	455
7321	-03	中央政府個別の消費支出（社会資本等減耗分）	455
7321	-04	地方政府個別の消費支出（社会資本等減耗分）	455
7411	-00	国内総固定資本形成（公的）	455
7511	-00	国内総固定資本形成（民間）	455
7611	-01	生産者製品在庫純増	456
7611	-02	半製品・仕掛品在庫純増	456
7611	-03	流通在庫純増	456
7611	-04	原材料在庫純増	456

2 総務省担当部門

ページ

7711	-00	調整項	457
8011	-01	輸出（普通貿易）	457
8011	-02	輸出（特殊貿易）	458
8012	-00	輸出（直接購入）	458
8411	-01	（控除）輸入（普通貿易）	458
8411	-02	（控除）輸入（特殊貿易）	459
8412	-00	（控除）輸入（直接購入）	459
8511	-00	（控除）関税	460
8611	-00	（控除）輸入品商品税	460

第3節 粗付加価値部門

1 内閣府担当部門

ページ

7111	-001	宿泊・日当	460
7111	-002	交際費	460
7111	-003	福利厚生費	460
9211	-000	営業余剰	461
9311	-000	資本減耗引当	461
9321	-000	資本減耗引当（社会資本等減耗分）	461
9411	-000	間接税（関税・輸入品商品税を除く。）	462
9511	-000	（控除）経常補助金	462

2 厚生労働省担当部門

ページ

9111	-000	賃金・俸給	463
9112	-000	社会保険料（雇用主負担）	463
9113	-000	その他の給与及び手当	463

はじめに

本章は、基本分類の各部門別に、推計資料及び推計方法等を取りまとめたものであり、内生部門、最終需要部門及び粗付加価値部門のそれぞれについて、担当府省庁別に記載している。記載に当たっては、類似の推計方法をとっている複数の部門をまとめて記載している場合がある。推計資料の年次は、特に断りのない限り「平成 23 年」又は「平成 23 年度」のものであるが、他の年次（又は年度）を複数使用したものは、資料名の末尾の（ ）に当該年次（又は年度）を記載するなどした。

なお、平成 23 年表においては、経済センサス - 活動調査の開始に伴い、同調査のデータを産業連関表の部門分類に対応させた組替集計結果を推計資料の 1 つとして利用している部門が多い。

同調査では、従前の統計調査では把握が難しかった副業（本業として行う活動と異なる産業分野の活動）の売上高データの把握についても試みられており、部門別の国内生産額の推計においては、サービス関連部門を中心に、このデータについても考慮しているものがある。また、同調査のデータの中には、一部に従業者数が得られつつも売上高が得られていないものもみられる。そのため、部門別の国内生産額の推計においては、従業者数のデータを用いて、売上高のデータを補完しているものがある。

【本章の見方】

本章では、各部門とも基本的に「1 推計資料」「2 生産額」「3 投入額」「4 産出額」によって構成している（記載の便宜上、異なる構成にしている部門が一部ある。）。

1 推計資料

国内生産額、投入額又は産出額の推計に用いた資料の名称及び出所等を記載している。

2 生産額

部門別国内生産額の推計に当たって用いた資料及び方法の概要を記載している。

3 投入額

各部門の投入額の推計に当たって用いた資料及び方法の概要を記載している。

なお、「投入額」とは、厳密には、内生部門の各列部門が生産活動を行う際に必要となる原材料、燃料、労働力などへの支払の内訳（費用構成）を指す用語であるが、産業連関表の作成実務上は、内生部門、外生部門を問わず、列部門のタテの金額内訳を、一般的に「投入額」と呼んでいる。本章における「投入額」も、この用法によっており、列部門の内訳推計の方法を記述している。

4 産出額

当該部門の産出額の推計に当たって用いた資料及び方法の概要を記載している。

なお、「産出額」とは、厳密には、内生部門の各行部門で生産された財・サービスの販売先の内訳（販路構成）を指す用語であるが、産業連関表の作成実務上は、内生部門、外生部門を問わず、行部門のヨコの金額内訳を、一般的に「産出額」と呼んでいる。本章における「産出額」も、この用法によっており、行部門の内訳推計の方法を記述している。

第1節 内生部門

1 農林水産省担当部門

I 耕種農業

- 0111-01 米
- 0111-02 麦類
- 0112-01 いも類
- 0112-02 豆類
- 0113-01 野菜(露地)
- 0113-02 野菜(施設)
- 0114-01 果実
- 0115-01 砂糖原料作物
- 0115-02 飲料用作物
- 0115-09 その他の食用耕種作物
- 0116-01 飼料作物
- 0116-02 種苗
- 0116-03 花き・花木類
- 0116-09 その他の非食用耕種作物

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	生産農業所得統計及び積算資料	農林水産省統計部	積算資料は部内資料
2	作物統計調査	〃	
3	新規需要米生産量	農林水産省生産局	
4	稲作関係資料	〃	部内資料
5	園芸用施設及び農業用廃プラスチックに関する調査	〃	
6	地域特産野菜の生産状況調査	〃	
7	青果物卸売市場調査	農林水産省統計部	
8	農業経営統計調査	〃	
9	産業連関構造調査(種苗業(農業)投入調査)	〃	
10	花木等生産状況調査	農林水産省生産局	
11	産業連関構造調査(花き・花木生産業投入調査)	農林水産省統計部	
12	農林業センサス	〃	
13	食料需給表及び積算資料	農林水産省大臣官房	積算資料は部内資料
14	米をめぐる関係資料	農林水産省生産局	

15	飼料月報	〃	
16	生産者の米穀在庫等調査	農林水産省統計部	
17	製粉・精麦工場需給実績報告	農林水産省生産局	
18	いも・でん粉に関する資料	〃	
19	大豆をめぐる事情	〃	
20	食品用大豆の用途別使用量の推移	農林水産省食料産業局	
21	貿易統計組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	部内資料
22	野菜をめぐる情勢	農林水産省生産局	
23	果樹をめぐる情勢	〃	
24	果実の用途別仕向量	〃	部内資料
25	特産果樹生産動態等調査	〃	
26	有価証券報告書	日本たばこ産業株式会社	
27	経済産業省生産動態統計調査	経済産業省調査統計グループ	
28	ゴムメーカー有価証券報告書		
29	天然ゴム営業倉庫在庫推移	日本ゴム輸入協会	
30	日本綿花協会資料	(一社)日本綿花協会	

2 生産額

原則として資料1の品目別の産出額を用いた。ただし、耕種農業の生産額には、農業で生産され農業で消費される中間生産物(種苗、飼料作物等)を含むため、米のうち種子用を含む食用、麦類、いも類、豆類、雑穀のうちそばについては、生産量は資料2を、単価は資料1から求めた販売単価(生産者価格(消費税を含む。))を用い、生産量×単価で推計した。

以上の方法に基づかない例外は次のとおりである。

(1) 米

米のうち種子用を除く非食用について、生産量は資料3の飼料用及びバイオエタノール用、単価はヒアリングに基づく価格を用いた。

(2) 稲わら

生産量は資料4から「発生総量－すき込み量－焼却量」で求め、単価は資料1を用いた。

(3) 野菜

資料5～7を用いて、資料1の品目別の産出額を

露地と施設に案分した。

(4) 飼料作物

資料2の作付面積に資料8の牛乳生産費から推計した牧草(飼料作物)の10a当たり費用価を乗じて推計した。

(5) 種苗

種子・苗は資料9から推計し、球根類は資料1の産出額を、苗木類(花木)は資料10の出荷額を用いた。

(6) 花き・花木類

切り花類、鉢もの類、花き苗類及びその他の花き・花木類は資料1の産出額を、花木(成木)は資料10の出荷額を用いた。

3 投入額

資料8、9、11及び12から推計した。

4 産出額

(1) 米

食用向けについては、精米されずに購入・消費される場合もあるが、精米での購入・消費割合の推計が困難なこともあり、種子用・飼料用・在庫以外は精穀へ産出した。具体的には、農業向けは投入額推計、飼料へは資料13の飼料用から畜産向けを控除した分を、在庫へは資料13~16から推計し、残差を精穀へ産出した。

(2) 稲わら

資料4を参考に、投入側の推計に基づき調整した。

(3) 麦類

農業向けは投入額推計、飼料へは資料13の飼料用から畜産向けを控除した分を、精穀、製粉以外の飲食料品へは資料13により推計し、在庫へは資料13、15及び17から推計し、残差を精穀、製粉へ産出した。

(4) いも類

農業向けは投入額推計、それ以外は資料18から推計し、投入側の推計に基づき調整した。

(5) 豆類

自部門及び畜産向けは投入額推計、野菜(施設)へは資料21の緑豆の輸入額、それ以外は資料13、15、19及び20から推計し、投入側の推計に基づき調整した。

(6) 野菜

資料22を参考に、投入側の推計に基づき調整した。

(7) 果実

飲食料品へは資料23~25を参考にし、それ以外の部門は投入側の推計に基づき調整した。なお、果実の植物成長は国内総固定資本形成(民間)へ産出した。

(8) 砂糖原料作物

自部門の種子用は投入側推計とし、それ以外は砂糖へ産出した。

(9) 飲料用作物

品目用途に応じて以下のとおり産出した。

ア コーヒー豆及び茶は茶・コーヒーへ

イ カカオ豆は菓子類へ

ウ ホップはビール類、その他の酒類へ

エ 茶の植物成長は国内総固定資本形成(民間)へ

(10) 雑穀

自部門のそばの種子用へは資料2、8及び13から、飼料作物、その他の畜産及び動植物油脂へは投入額推計、飼料及び生産者製品在庫純増へは資料15から、でん粉へはとうもろこし(コーンスターチ用)の輸入額を産出し、それ以外は投入側の推計に基づき調整した。

(11) 油糧作物

投入側の推計に基づき調整した。

(12) 他に分類されない食用耕種作物

自部門のこんにゃくいもの種芋は投入額推計、種芋以外のこんにゃくいものは製粉及び家計消費支出へ、カッサバ芋は飼料及び製粉へ、香辛料は調味料へ産出した。

(13) 飼料作物、種苗及び花き・花木類

投入側の推計に基づき調整した。

(14) 葉たばこ

資料26から原材料在庫純増を推計し、それ以外はたばこへ産出した。

(15) 生ゴム(輸入)

在庫以外は資料27から推計し、投入側の推計に基づき調整した。原材料在庫純増は資料28、流通在庫純増は資料29から推計した。

(16) 綿花(輸入)

在庫は資料30から推計し、それ以外は投入側の推計に基づき調整した。

(17) 他に分類されない非食用耕種作物

「い」は畳・わら加工品へ産出し、それ以外について輸入はHSコード別に産出先を設定し、国産は投入側の推計に基づき調整した。

II 畜産

0121-01 酪農

0121-02 肉用牛

0121-03 豚

0121-04 鶏卵

0121-05 肉鶏

0121-09 その他の畜産

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考	
1	牛乳乳製品統計調査	農林水産省統計部	積算資料は部内資料	
2	畜産物流通調査	〃		
3	畜産統計調査	〃		
4	生産農業所得統計及び積算資料	〃		
5	農業物価統計調査	〃		
6	農業経営統計調査	〃		
7	鶏ひなふ化羽数	(一社)日本種鶏孵卵協会		
8	家畜改良関係資料	(公社)中央畜産会		
9	馬関係資料	農林水産省生産局		
10	家畜の飼養に係る衛生管理の状況等	農林水産省消費・安全局		
11	経済センサス - 活動調査組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)		部内資料
12	軽種馬生産に関する調査報告書	日本中央競馬会		
13	農林業センサス	農林水産省統計部		

2 生産額

原則として、品目別に

$$[\text{生産額}] = [\text{生産量}] \times [\text{単価}]$$

によって推計した。

単価は概ね資料4～6から推計したが、生産量の出典は以下のように部門別品目別に様々である。

(1) 酪農

ア 生乳は資料1の生乳生産量を用いた。

イ 乳子牛(と畜向け)及び乳廃牛は資料2の乳子牛及び乳牛めすのと畜頭数を用いた。

ウ 乳子牛(肉用肥育向け)は資料3の出生頭数(乳用種おす、交雑種)を用いた。

エ 乳子牛(搾乳向け)の成長増加は資料3の飼養頭数を使用し、以下のとおり成牛換算し推計した。

$$\begin{aligned} \text{生産頭数} = & \\ & 1 \text{ 歳未満飼養頭数 (24年2月1日現在)} \times 0.4 \\ & + 1 \text{ 歳末経産牛飼養頭数 (24年2月1日現在)} \times 0.3 \\ & + 1 \text{ 歳末経産牛飼養頭数 (23年2月1日現在)} \times 0.3 \end{aligned}$$

オ きゅう肥は資料3から求めた乳用牛の年平均飼養頭数を以下のとおり成牛換算し、資料6の牛乳生産費の副産物(きゅう肥)価額(搾乳牛1頭あたり)を乗じて推計した。

$$\text{飼養頭数} = 1 \text{ 歳未満飼養頭数} \times 0.4 + 1 \text{ 歳飼養頭数} \times 0.8 + 2 \text{ 歳以上飼養頭数} \times 1.0$$

(2) 肉用牛

ア と畜向け肉用牛は畜種別に資料2のと畜頭数(和牛、その他の牛、交雑牛、乳用おす)と資料3の肉用牛を以下のとおり成牛換算した飼養頭数の増減(在庫純増)の合計とした。

$$\text{飼養頭数の増減} = 1 \text{ 歳未満飼養頭数の増減} \times 0.4 + 1 \text{ 歳飼養頭数の増減} \times 0.8 + 2 \text{ 歳以上飼養頭数の増減} \times 1.0$$

イ 肥育向け子畜は資料3の肉用種の1歳未満飼養頭数とした。

ウ きゅう肥は資料3から求めた肉用牛の年平均飼養頭数を以下のとおり成牛換算し、資料6の肥育牛生産費の副産物(きゅう肥)価額(肥育牛1頭あたり)を乗じて推計した。

$$\text{飼養頭数} = 1 \text{ 歳未満飼養頭数} \times 0.4 + 1 \text{ 歳飼養頭数} \times 0.8 + 2 \text{ 歳以上飼養頭数} \times 1.0$$

(3) 豚

ア 豚は資料2のと畜頭数、資料3の豚を以下のとおり成豚換算した飼養頭数の増減(在庫純増)、資料4の他県へ販売された子豚の合計とした。

$$\text{飼養頭数の増減} = (24年2月1日現在頭数 - 23年2月1日現在頭数) \times 2/3$$

イ きゅう肥は資料3から求めた豚の年平均飼養頭数に2/3を乗じた頭数に、資料6の肥育豚生産費の副産物(きゅう肥)価額(肥育豚1頭あたり)を乗じて推計した。

(4) 鶏卵

ア 鶏卵は資料2の鶏卵生産量を用いた。

イ 産卵鶏は資料2の産卵鶏出荷羽数と資料3の採卵鶏を以下のとおり成鶏換算した飼養羽数の増減(在庫純増)の合計とした。

$$\begin{aligned} \text{飼養羽数の増減} = & \text{ひなの飼養羽数の増減} \times 0.5 \\ & + \text{成鶏めす飼養羽数の増減} \times 1.0 \end{aligned}$$

ウ 不正常卵は資料2及び4から推計した。

エ 鶏ふんは資料3の飼養羽数を成鶏換算し、平成17年産業連関表の単価と資料5による指数を乗じて推計した。

(5) 肉鶏

ア 肉鶏は資料2の肉用若鶏とその他の肉用鶏の出荷羽数を用いた。

イ 鶏ふんは資料7から推計した飼養羽数に、平成17年産業連関表の単価と資料5による指数を乗じて推計した。

(6) その他の畜産

資料4、6、8～12を用いて推計した。

また、軽種馬については、一般的な販売サイクルを4月に生産され翌年9月に販売されるものとし、資料9の生産頭数と資料4の単価を使用して以下のとおり推計した。

$$\text{軽種馬} = (22\text{年出生頭数} \times 8/17 + 23\text{年出生頭数} \times 9/17) \times \text{生存率}(0.95) \times \text{単価}$$

3 投入額

資料6、12及び13から推計した。

4 産出額

(1) 生乳

生乳は資料1の牛乳等向け、乳製品向け及びその他向けのうち欠減を酪農品へ、残差を酪農、家計消費支出へ産出した。

(2) その他の酪農生産物

ア 乳子牛(と畜向け)及び乳廃牛は食肉へ産出した。

イ 乳子牛(肉用肥育向け)は肉用牛へ産出した。

ウ 乳子牛(搾乳向け)の成長増加は国内総固定資本形成(民間)へ産出した。

エ きゅう肥は耕種農業、育林及び有機質肥料へ産出した。

(3) 肉用牛

ア と畜分は食肉へ、肥育向け子畜及び繁殖用輸入牛は肉用牛へ、繁殖用以外の輸入牛は研究部門へ、飼養頭数の増減は半製品・仕掛品在庫純増へ産出した。

イ きゅう肥は耕種農業、育林及び有機質肥料へ産出した。

(4) 豚

ア と畜分は食肉へ、肥育向け子畜及び繁殖用輸入豚は豚へ、繁殖用以外の輸入豚は研究部門へ、飼養頭数の増減は生産者製品在庫純増へ産出した。

イ きゅう肥は耕種農業、育林及び有機質肥料へ産出した。

(5) 鶏卵

ア 鶏卵のうち種卵は農業サービスへ産出した。

イ 鶏卵のうち種卵以外及び不正常卵は内生部門(農林水産業、食肉及び有機質肥料を除く。)及び家計消費支出に産出した。

ウ 廃鶏の出荷分は食肉へ、飼養羽数の増減は生産者製品在庫純増へ産出した。

エ 鶏ふんは耕種農業、育林及び有機質肥料へ産出した。

(6) 肉鶏

ア 肉鶏は食肉へ、輸入鶏は農業サービスへ産出した。

イ 鶏ふんは耕種農業、育林及び有機質肥料へ産出した。

(7) その他の畜産

ア 羊毛は繊維製品へ産出した。

イ 国産馬、やぎ、めん羊及び食鳥類は食肉へ、輸入馬(肥育用)はその他の畜産へ産出した。

ウ 軽種馬の出荷分及び輸入馬(娯楽用)は国内総固定資本形成(民間)へ、軽種馬の飼養頭数の増減は半製品・仕掛品在庫純増へ産出した。

エ 繭は紡績糸へ産出した。

オ はちみつはその他の食料品へ産出した。

カ うずらの卵は食料品、医療・福祉、宿泊業、飲食サービス、家計消費支出へ産出した。

キ きゅう肥は耕種農業、育林及び有機質肥料へ産出した。

ク その他は品目別に食用、非食用、生体動物等に分け、対応する部門へ産出した。

Ⅲ 農業サービス

0131-01 獣医業

0131-02 農業サービス(獣医業を除く。)

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス - 活動調査組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	部内資料
2	経済センサス - 活動調査	総務省、経済産業省	
3	作物統計調査	農林水産省統計部	
4	農業経営統計調査	"	
5	土地改良区の現状	農林水産省農村振興局	部内資料
6	農林水産航空事業実施状況	農林水産省消費・安全局	
7	業務資料	"	部内資料
8	農業物価統計調査	農林水産省統計部	
9	稲作関係資料	農林水産省生産局	部内資料
10	馬関係資料	"	
11	畜産統計調査	農林水産省統計部	
12	軽種馬生産に関する調査報告書	日本中央競馬会	
13	鶏ひなふ化羽数	(一社)日本種鶏孵卵協会	

14	農業協同組合及び同連合会一斉調査	農林水産省経営局
15	産業連関構造調査(サービス産業・非営利団体等投入調査)	総務省政策統括官(統計基準担当)
16	産業連関構造調査(農業サービス業投入調査)	農林水産省統計部

2 生産額

(1) 獣医業

資料1及び2から求めた売上(収入)金額とした。

(2) 農業サービス(獣医業を除く。)

ア 共同乾燥施設は資料3の米、麦類、豆類の作付面積又は生産量に資料4の生産費のライスセンター・カントリーエレベーター費を乗じて推計した。

イ 土地改良区は資料5の土地改良区面積に10a当たりの経常賦課金を乗じて推計した。

ウ 航空防除は資料6の有人ヘリコプター(ミバエ類再侵入防止等及び林業を除く。)及び無人ヘリコプターによる散布等面積に資料7の面積当たり経費を乗じて推計した。

エ 青果物共同選果場は直接推計する資料がないため、過去の生産額を、資料3の野菜及び果実の出荷量及び資料8の共同施設利用料の伸びから推計した。

オ 稲作共同育苗事業は資料3及び9から求めた共同育苗普及面積に資料4の米生産費の苗の購入費を乗じて推計した。

カ 種付業は資料4、8、10～12から推計した。

キ ふ卵業は資料13から求めたふ化羽数に資料8の初生びな単価を乗じて推計した。

ク その他の農業サービスのうち稚蚕共同飼育事業は主産県からのヒアリングにより推計し、農協営農指導サービスは資料14の総合農協及び専門農協の指導収入を用いた。

3 投入額

(1) 獣医業

資料15から推計した。

(2) 農業サービス(獣医業を除く。)

資料14及び16から推計した。

4 産出額

(1) 獣医業

投入側の推計に基づき調整した。

(2) 農業サービス(獣医業を除く。)

ア 共同乾燥施設は米、麦類及び豆類へ産出した。

イ 土地改良区は資料5の田畑別受益面積により大

枠を配分し、資料3の品目別の田畑別作付(栽培)面積により、対応する耕種農業へ産出した。

ウ 航空防除は資料6の散布等面積により対応する耕種農業へ産出した。

エ 青果物共同選果場は野菜(露地)、野菜(施設)及び果実へ産出した。

オ 稲作共同育苗事業は米へ産出した。

カ 種付業は酪農、肉用牛、豚及びその他の畜産へ産出した。

キ ふ卵業は鶏卵及び肉鶏へ産出した。

ク その他の農業サービスのうち稚蚕共同飼育事業はその他の畜産へ、農協営農指導サービスは資料14の総合農協の種類別営農指導員数、専門農協分の種類別指導収入により、対応する耕種農業及び畜産へ産出した。

IV 林業

0151-01 育林

0152-01 素材

0153-01 特用林産物(狩猟業を含む。)

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	生産農業所得統計及び積算資料	農林水産省統計部	積算資料は部内資料
2	木材統計調査	〃	
3	木材需給表	林野庁	
4	山林素地及び山元立木価格調	(一財)日本不動産研究所	
5	森林資源の現況	林野庁	
6	生産林業所得統計及び積算資料	農林水産省統計部	積算資料は部内資料
7	特用林産物生産統計調査	林野庁	
8	業務資料	〃	部内資料
9	産業連関構造調査(民有林事業投入調査)	農林水産省統計部	
10	林業経営統計調査	〃	
11	経済産業省生産動態統計調査	経済産業省調査統計グループ	

2 生産額

(1) 育林

ア 山行き苗木は資料1の産出額を用いた。

イ 素材仕向分は資料2及び3の素材生産量に資料4の山元立木価格を乗じて推計した。

ウ 育林の成長増加は資料5から求めた材積の在庫純増（禁抜分を控除）に資料4の山元立木価格（素材ベースを立木ベースに換算）を乗じて推計した。

(2) 素材

ア 素材は樹種別に資料2及び3の生産量に資料6の単価を乗じて推計した。

イ しいたけ用ほだ木の原木は資料7の生産量に単価を乗じて推計した。

ウ 薪炭材等の原木は資料3の生産量に資料6のパルプ用（広葉樹）の単価を乗じて推計した。

(3) 特用林産物（狩猟業を含む。）

きこの類は資料6の産出額を、それ以外は資料6及び7の生産量に単価を乗じて推計した。

3 投入額

資料8～10から推計した。

4 産出額

(1) 育林

山行き苗木は育林及び農林関係公共事業へ、素材仕向分は素材へ、育林の成長増加は半製品・仕掛品在庫純増へ産出した。

(2) 素材（国産）

製材用、合板用、木材チップ用は資料2から対応する木材へ、パルプ用はパルプへ、しいたけ用ほだ木の原木及び薪炭材等の原木は特用林産物へ、その他用はそれ以外の内生部門へ産出し、原材料在庫純増は資料2及び11から推計した。

(3) 素材（輸入）

資料2から木材、原材料在庫純増の産出を推計し、残差をそれ以外の内生部門へ産出した。

(4) 特用林産物（狩猟業を含む。）

国産及び輸入ともに、品目の用途に応じ食用・非食用等グループ分けを行い、対応する部門へ産出した。

V 漁業

0171-01 海面漁業

0171-02 海面養殖業

0172-01 内水面漁業

0172-02 内水面養殖業

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	漁業生産額	農林水産省統計部	
2	漁業経営調査	〃	

3	漁業センサス	〃	
4	産業連関構造調査（海面・内水面養殖業投入調査）	〃	

2 生産額

資料1の生産額を用いた。なお、海面養殖業には資料2及び3から推計した養殖魚種の成長増加の生産額を、内水面養殖業には資料3から推計した観賞魚の生産額を加えた。

3 投入額

資料2～4から推計した。

4 産出額

真珠は身辺細貨品へ、種苗は自部門へ、養殖魚種の成長増加は半製品・仕掛品在庫純増へ、観賞魚は家計消費支出へ産出し、それ以外は投入側の推計に基づき調整した。

VI 飲食料品

1111-01 食肉

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	畜産物流通調査	農林水産省統計部	
2	東京都中央卸売市場年報	東京都	
3	部分肉取引実績	(公財)日本食肉流通センター	
4	日経商品情報	(株)日本経済新聞社	
5	食鳥市況情報	農林水産省統計部	
6	経済センサス - 活動調査組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	部内資料
7	産業連関構造調査(企業の管理活動等に関する実態調査)	総務省政策統括官(統計基準担当)	
8	食肉の消費構成割合	農林水産省生産局	
9	業務資料	〃	部内資料

2 生産額

原則として、品目別に

$$[\text{生産額}] = [\text{生産量}] \times [\text{単価}]$$

によって推計した。

各品目の生産量及び単価の出典は次のとおりである。

(1) 牛肉、豚肉、その他の食肉

生産量は資料1のと畜場統計調査の枝肉生産量を用いた。単価は部分肉に加工されて流通するケースが多いため、資料1の食肉卸売市場調査から求めた枝肉単価から資料3を参考に部分肉に相当する単価に換算した。

(2) 鶏肉

生産量は資料1の食鳥流通統計調査の処理量から推計したと体生産量を用い、単価は資料4から推計した。

(3) と畜副産物（肉鶏処理副産物を含む。）

生産量は資料1の牛、豚、馬、鶏のと畜頭数及び処理量から推計し、単価は資料2及び5から推計した。

3 投入額

畜産部門からの投入額は、産出側の推計を用いた。畜産部門以外の部門からの投入額は、資料6及び7から推計した。

4 産出額

(1) 牛肉、豚肉、鶏肉、その他の食肉

資料8及び9から推計した。

(2) と畜副産物（肉鶏処理副産物を含む。）

原皮は製革・毛皮に産出し、それ以外について輸入はHSコード別に産出先を設定し、国産は投入側の推計に基づき調整した。

[畜産食料品]

1112-01 肉加工品

1112-02 畜産びん・かん詰

1112-03 酪農品

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	酒類食品統計年報	(株)日刊経済通信社	
2	缶詰時報	(公社)日本缶詰協会	
3	牛乳乳製品統計調査	農林水産省統計部	
4	食品産業動態調査	農林水産省大臣官房	
5	アイスクリーム類及び氷菓販売金額	(一社)日本アイスクリーム協会	
6	6次産業化総合調査	農林水産省統計部	
7	各メーカー有価証券報告書		

8	産業連関構造調査（企業の管理活動等に関する実態調査）	総務省政策統括官（統計基準担当）
9	産業連関構造調査（食品工業投入調査）	農林水産省統計部
10	乳製品の流通実態調査	独立行政法人農畜産業振興機構

2 生産額

(1) 肉加工品

ア 肉加工品

資料1の生産金額を用いた。

イ 農業経営体生産分

農業経営体が生産する飲食料品は、経済センサス、業界データ等では把握されていない（以下同様）。このため、農業経営体生産分の生産額を資料6の品目別販売金額から推計した。

(2) 畜産びん・かん詰

資料2の生産金額を用いた。

(3) 酪農品

以下を除き、生産量は資料3、単価は資料1の生産額/生産量を用い、生産額=生産量×単価で推計した。

ア 乳酸菌飲料及び発酵乳の生産量は、乳業メーカー分は資料3を、非乳業メーカー分は資料4を用いた。

イ アイスクリーム類の生産額は、資料5の売上高を用いた。

ウ 農業経営体生産分の生産額は、資料6から推計した。

3 投入額

(1) 肉加工品、酪農品

資料7及び8から推計した。

(2) 畜産びん・かん詰

資料9から推計した。

4 産出額

(1) 肉加工品、畜産びん・かん詰

飲食料品への産出額は、投入側の推計を用いた。

それ以外の部門については、投入側の推計に基づき調整した。

(2) 酪農品

ア 飲用牛乳

資料3から業務用、学校給食用、それ以外に分けて推計し、その内訳は投入側の推計に基づき調整した。

イ 乳製品

資料10の用途別消費量などを用いて推計し、投

入側の推計に基づき調整した。

[水産食料品]

- 1113-01 冷凍魚介類
- 1113-02 塩・干・くん製品
- 1113-03 水産びん・かん詰
- 1113-04 ねり製品
- 1113-09 その他の水産食品

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	水産物流通調査	農林水産省統計部	
2	東京都中央卸売市場年報	東京都	
3	冷凍食品に関連する統計データ	(一社)日本冷凍食品協会	
4	缶詰時報	(公社)日本缶詰協会	
5	経済センサス - 活動調査組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	部内資料
6	産業連関構造調査(企業の管理活動等に関する実態調査)	〃	
7	産業連関構造調査(食品工業投入調査)	農林水産省統計部	

2 生産額

(1) 冷凍魚介類

生産量は資料1、単価は資料2の平均価格又は資料3の金額/数量を用い、生産額=生産量×単価で推計した。

(2) 塩・干・くん製品

生産量は資料1、単価は資料2の平均価格を用い、生産額=生産量×単価で推計した。

(3) 水産びん・かん詰

資料4を用いた。

(4) ねり製品

資料5から推計した。

(5) その他の水産食品

水産食料品全体の生産額を資料5から推計した額とし、この額から(1)～(4)で推計した生産額を控除した額とした。

なお、副産物は資料5から推計した生産額を各部門に案分した。

3 投入額

冷凍魚介類は資料5及び6から、それ以外の部門は資料7から推計した。

4 産出額

飲食物品への産出額は、投入側の推計によった。それ以外の部門については、投入側の推計に基づき調整した。

なお、副産物の産出先は飼料、有機質肥料とした。

[精穀・製粉]

1114-01 精穀

1114-02 製粉

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	食料需給表及び積算資料	農林水産省大臣官房	積算資料は部内資料
2	生産農業所得統計及び積算資料	農林水産省統計部	〃
3	経済センサス - 活動調査組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	部内資料
4	製粉・精麦工場需給実績報告	農林水産省生産局	
5	酒類食品統計年報	(株)日刊経済通信社	
6	貿易統計組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	部内資料
7	産業連関構造調査(企業の管理活動等に関する実態調査)	〃	
8	各メーカー有価証券報告書		
9	麦の需給に関する見通し	農林水産省生産局	

2 生産額

(1) 精穀

ア 精米

生産量は資料1の国産米の加工用、粗食料用及び資料2から推計したくず米の生産量を合算した量に精米歩留まり(0.906)を乗じたものを用い、単価は資料3の出荷額/出荷量を用い、生産額=生産量×単価で推計した。

イ その他の精穀

精麦は資料4の生産量に資料3の単価(出荷額/出荷量)を乗じて推計し、精米・精麦かすは資料3から推計した。

(2) 製粉

ア 小麦粉

生産量は資料4(国内流通分)と資料6の輸出

量を用い、単価は資料5から生産額/生産量を用い、生産額=生産量×単価で推計した。

イ その他の製粉

資料3から推計した。

3 投入額

(1) 精 穀

米、大麦の投入は産出側の推計とし、それ以外は資料3及び7から推計した。

(2) 製 粉

資料7及び8から推計した。ただし、輸入麦の単価は貿易統計の通関時の単価（政府買入価格）であるが、実際の製粉会社等への政府売渡価格とは差があるため、産業連関表の輸入麦の投入額は実際の取引価格よりも低くなっている。この差額を間接税に計上することにより、投入のバランスをとっている。

4 産出額

(1) 精 穀

資料1から推計した。

(2) 製 粉

資料1及び9から推計した。

[めん・パン・菓子類]

1115-01 めん類

1115-02 パン類

1115-03 菓子類

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	食品産業動態調査	農林水産省大臣官房	
2	酒類食品統計年報	(株)日刊経済通信社	
3	6次産業化総合調査	農林水産省統計部	
4	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	部内資料
5	菓子統計	全日本菓子協会	
6	冷凍食品に関連する統計データ	(一社)日本冷凍食品協会	
7	チョコレート・ココア製品国内生産統計	日本チョコレート・ココア協会	
8	アイスクリーム類及び氷菓販売金額	(一社)日本アイスクリーム協会	
9	産業連関構造調査(食品工業投入調査)	農林水産省統計部	

2 生産額

(1) めん類

ア めん類

生産量は資料1を用い、単価は資料2の生産額/生産量を用い、生産額=生産量×単価で推計した。ただし、資料1には冷凍調理食品に含まれる冷凍めんを含んでいるため、その分の生産額を控除した。

イ 農業経営体生産分

資料3から推計した。

(2) パン類

ア 食パン、菓子パン、その他のパン

資料4から推計した。

イ 製造小売分

パン製造小売の製造活動分について、資料4から推計した。

ウ 農業経営体生産分

資料3から推計した。

(3) 菓子類

ア 菓子

資料5の生産金額を用いた。

イ 冷凍菓子

資料6の金額を用いた。

ウ ココア製品、原料用チョコレート類

資料7の金額を用いた。

エ 氷菓

資料8の売上高を用いた。

オ 製造小売分

菓子製造小売の製造活動分について、資料4から推計した。

カ 農業経営体生産分

資料3から推計した。

3 投入額

資料9により推計した。

4 産出額

飲食料品への産出額は、投入側の推計によった。それ以外の部門については、投入側の推計に基づき調整した。

なお、原料用チョコレート類、ココア粉、ココアケーキの国内需要額(国内生産額+輸入額-輸出額)を自部門へ産出した。

[農産保存食料品]

1116-01 農産びん・かん詰

1116-02 農産保存食料品(びん・かん詰を除く。)

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	缶詰時報	(公社)日本缶詰協会	
2	清涼飲料水関係統計資料	(一社)全国清涼飲料工業会	
3	業務資料	農林水産省生産局	部内資料
4	6次産業化総合調査	農林水産省統計部	
5	酒類食品統計年報	(株)日刊経済通信社	
6	冷凍食品に関連する統計データ	(一社)日本冷凍食品協会	
7	経済センサス - 活動調査組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	部内資料
8	産業連関構造調査(食品工業投入調査)	農林水産省統計部	

2 生産額

(1) 農産びん・かん詰

ア 果実、野菜及びジャムびん・かん詰

資料1の生産額を用いた。ただし、資料1には調味料に分類されるトマトピューレ、トマトケチャップを含んでいるため、その分の生産額を控除した。

イ 野菜飲料

資料2の販売金額より推計したが、この販売金額は相手先受渡価格ベースであるため、生産者価格ベースに変換した。

ウ 原料濃縮果汁

資料3から推計した。

エ 農業経営体生産分

資料4から推計した。

(2) 農産保存食料品(びん・かん詰を除く。)

ア 野菜・果実漬物

資料5の生産額を用いた。

イ 冷凍野菜・果実

資料6の金額を用いた。

ウ その他の農産保存食料品

資料7から推計した。

エ 農業経営体生産分

資料4から推計した。

3 投入額

資料8から推計した。

4 産出額

飲食料品への産出額は、投入側の推計によった。そ

れ以外の部門については、投入側の推計に基づき調整した。

なお、野菜ジュースの輸入分は農産びん・かん詰及び調味料に、原料濃縮果汁は清涼飲料に、主に産出した。

[砂糖・油脂・調味料類]

1117-01 砂糖

1117-02 でん粉

1117-03 ぶどう糖・水あめ・異性化糖

1117-04 動植物油脂

1117-05 調味料

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	業務資料	農林水産省生産局	部内資料
2	貿易統計組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	部内資料
3	我が国の油脂事情	農林水産省食料産業局	
4	月刊油脂	(株)幸書房	
5	日経商品情報	日本経済新聞社	
6	水産油脂統計年鑑	(一財)日本水産油脂協会	
7	産業連関構造調査(食品工業投入調査)	農林水産省統計部	
8	食用加工油脂生産統計	日本マーガリン工業会	
9	経済センサス - 活動調査組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	部内資料
10	6次産業化総合調査	農林水産省統計部	
11	産業連関構造調査(企業の管理活動等に関する実態調査)	総務省政策統括官(統計基準担当)	
12	各メーカー有価証券報告書		
13	砂糖及び異性化糖の需給見通し	農林水産省生産局	
14	でん粉の需給見通し	〃	

2 生産額

(1) 砂糖、でん粉、ぶどう糖・水あめ・異性化糖

生産量、単価ともに資料1を用い、生産額=生産量×単価で推計した。ただし、精製糖(輸入原料)の生産量は、資料2の輸入数量から推計した。

(2) 動植物油脂

生産量は資料3及び8を用い、単価は資料4～8を用い、生産額=生産量×単価で推計した。

(3) 調味料

資料9から推計した。なお、農業経営体生産分は資料10から推計した。

3 投入額

(1) 砂糖、でん粉、ぶどう糖・水あめ・異性化糖

資料9、11及び12から推計した。

なお、本部門には国内産原料を使用する際に農畜産業振興機構から支払われる交付金が経常補助金に、輸入原料を使用する際に農畜産業振興機構へ支払う調整金が間接税に、それぞれ含まれている。

(2) 動植物油脂、調味料

資料7から推計した。

4 産出額

(1) 砂糖、でん粉、ぶどう糖・水あめ・異性化糖

資料13、14の用途別消費量及び販売数量を用いて推計した。

(2) 動植物油脂

資料3から大枠を推計し、飲食料品への産出額は、投入側の推計によった。それ以外の部門については、投入側の推計に基づき調整した。

(3) 調味料

飲食料品への産出額は、投入側の推計によった。それ以外の部門については、投入側の推計に基づき調整した。

[その他の食料品]

1119-01 冷凍調理食品

1119-02 レトルト食品

1119-03 そう菜・すし・弁当

1119-09 その他の食料品

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	冷凍食品に関連する統計データ	(一社)日本冷凍食品協会	
2	缶詰時報	(公社)日本缶詰協会	
3	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	部内資料
4	6次産業化総合調査	農林水産省統計部	
5	業務資料	農林水産省食料産業局	部内資料

6	産業連関構造調査(食品工業投入調査)	農林水産省統計部	
7	酒類食品統計年報	(株)日刊経済通信社	

2 生産額

(1) 冷凍調理食品

資料1の金額を用いた。

(2) レトルト食品

資料2の生産金額を用いた。

(3) そう菜・すし・弁当

ア そう菜・すし・弁当

資料3から推計した。

イ 製造小売分

料理品小売の製造活動分について、資料3から推計した。

ウ 農業経営体生産分

資料4から推計した。

(4) その他の食料品

ア 豆腐の加工食品

資料5を用いた。

イ 畜産食品

資料3から推計した。

ウ その他の食料品

資料3から推計した。ただし、他の部門に計上されている分の生産額を控除した。

エ 農業経営体生産分

資料4から推計した。

3 投入額

資料6から推計した。

4 産出額

資料1及び7から家庭用及び業務用に分け、投入側の推計に基づき調整した。

[その他の飲料]

1129-01 茶・コーヒー

1129-02 清涼飲料

1129-03 製氷

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	酒類食品統計年報	(株)日刊経済通信社	
2	貿易統計組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	部内資料
3	6次産業化総合調査	農林水産省統計部	

4	清涼飲料水関係統計資料	(一社)全国清涼飲料工業会	
5	日本冷蔵倉庫協会資料	(一社)日本冷蔵倉庫協会	部内資料
6	産業連関構造調査(食品工業投入調査)	農林水産省統計部	
7	経済センサス - 活動調査組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	部内資料
8	産業連関構造調査(企業の管理活動等に関する実態調査)	〃	
9	産業連関構造調査(商品・サービス等の販売先に関する実態調査)	〃	部内資料

2 生産額

(1) 茶・コーヒー

ア 茶、コーヒー

資料1の生産額(国内供給ベース)に資料2から推計した輸出入額を調整して推計した。

イ 農業経営体生産分

資料3から推計した。

(2) 清涼飲料

資料4の販売金額を生産者価格ベースに変換した値を用いた。

(3) 製氷

資料5の生産数量を基に推計した。

3 投入額

資料6～8から推計した。

4 産出額

(1) 茶・コーヒー

飲食料品への産出額は、投入側の推計によった。それ以外は資料1及び9から大枠を推計し、投入側の推計に基づき調整した。

(2) 清涼飲料

投入側の推計に基づき調整した。

(3) 製氷

水産氷(非食用)の産出先は漁業、水産食料品及び商業を基本とし、陸上氷及び袋詰め砕氷は飲食サービス及び家計消費支出を中心として設定し、推計した。

[飼料・有機質肥料(別掲を除く。)]

1131-01 飼料

1131-02 有機質肥料(別掲を除く。)

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス - 活動調査組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	部内資料
2	産業連関構造調査(飼料・有機質肥料製造業投入調査)	農林水産省統計部	
3	飼料月報	農林水産省生産局	
4	ペットフード産業実態調査	〃	

2 生産額

資料1から推計した。

3 投入額

資料2から推計した。

4 産出額

(1) 飼料

以下のとおり国産と輸入に分けて推計した。

国産については、配合飼料、単体飼料は資料3から畜種別、養魚用を推計し、対応する部門へ産出した。ペットフードは飼料3及び4から推計し、家計消費支出を中心に小売、医療・福祉を産出先とした。

輸入については、ペットフードとそれ以外の大枠で分け、大枠内で国産と同じ比率で配分した。

(2) 有機質肥料(別掲を除く。)

投入側の推計に基づき調整した。

VII その他の部門

[木材]

1611-01 製材

1611-02 合板・集成材

1611-03 木材チップ

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス - 活動調査組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	部内資料
2	産業連関構造調査(木材加工業投入調査)	農林水産省統計部	
3	木材統計調査	〃	
4	木材流通構造調査	〃	
5	木材需給表	林野庁	
6	経済産業省生産動態統計調査	経済産業省調査統計グループ	

- 2 生産額
資料1から推計した。
- 3 投入額
資料2から推計した。主たる投入品目である素材については、産出額推計を優先した。
- 4 産出額
(1) 製材
資料3の用途別出荷量を基に推計し、投入側の推計に基づき調整した。なお、屑・副産物である木くずは当部門の競合部門であり、素材からの発生は資料5、製材からの発生は資料1、それ以外からの発生及び投入は資料4を基に推計した。
- (2) 合板・集成材
資料4を基に推計し、投入側の推計に基づき調整した。
- (3) 木材チップ
パルプへの産出は資料6により、それ以外の部門は資料4により推計した。

2084-01 農 業

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	農業要覧	(一社)日本植物防疫協会	
2	農業メーカー有価証券報告書		
3	産業連関構造調査(企業の管理活動等に関する実態調査)	総務省政策統括官(統計基準担当)	

- 2 生産額
資料1の生産金額を用いた。
- 3 投入額
資料2及び3から推計した。
- 4 産出額
投入側の推計に基づき調整した。

3919-05 量・わら加工品

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	部内資料
2	特定作物統計調査	農林水産省統計部	
3	業務資料	農林水産省生産局	部内資料

4	産業連関構造調査(企業の管理活動等に関する実態調査)	総務省政策統括官(統計基準担当)	
---	----------------------------	------------------	--

- 2 生産額
資料1から推計した。なお、畳表については、資料2の生産量に資料3の単価を乗じた生産額を農家製造分として加えた。
- 3 投入額
資料1及び4から推計した。
- 4 産出額
畳表は自部門へ産出し、それ以外は投入側の推計に基づき調整した。

4131-03 農林関係公共事業

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	業務資料	農林水産省農村振興局	部内資料
2	業務資料	林野庁	部内資料
3	産業連関構造調査(農業土木事業投入調査)	農林水産省統計部	
4	産業連関構造調査(林野公共事業投入調査)	〃	

- 2 生産額
(1) 農業土木
資料1の土地改良の新設改良費、維持補修費及び民間への資本移転の実績額とした。
- (2) 林道及び治山
資料2の林道及び治山の新設改良費及び維持補修費の実績額とした。
- (3) 災害復旧
資料1及び2の土地改良、林道及び治山の災害復旧費の実績額とした。
- 3 投入額
資料3及び4から推計した。
- 4 産出額
農業土木のうち民間への資本移転分は国内総固定資本形成(民間)へ、それ以外は国内総固定資本形成(公的)へ産出した。

2 経済産業省担当部門

I 鉱業及び製造業

0611-01～0639-09

1511-01～3919-09（ただし、1611-01～03、2029-03、2071-01、2084-01、3541-01～02、3541-10～3591-10及び3919-05を除く）

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサスー活動調査組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	部内資料
2	鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計年報	経済産業省調査統計グループ	
3	化学工業統計年報	〃	
4	窯業・建材統計年報	〃	
5	機械統計年報	〃	
6	繊維・生活用品統計年報	〃	
7	紙・印刷・プラスチック・ゴム製品統計年報	〃	
8	資源・エネルギー統計年報	〃	
9	需給実績表	日本鉱業協会	
10	砕石等統計年報	経済産業省製造産業局	
11	採石業者の業務の状況に関する報告書の集計結果	経済産業省資源エネルギー庁	
12	「シルクレポート」の統計情報	(財)大日本蚕糸会 蚕糸・絹業提携支援センター	
13	最近の原糸・織物相場推移	(一社)日本絹人織織物工業会	
14	生糸の織度別生産数量の推移	(財)大日本蚕糸会 蚕糸・絹業提携支援センター	
15	石油等消費動態統計年報	経済産業省調査統計グループ	
16	平成23年（17年基準）延長表	〃	
17	貿易統計組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	部内資料

18	産業連関構造調査（資本財販売先調査）	経済産業省調査統計グループ	
19	産業連関構造調査（鉱工業投入調査）	〃	
20	国立印刷局財務諸表事業報告書	(独)国立印刷局	
21	クォーターリー日経商品情報	日経産業消費研究所	
22	航空機修理(整備費用)	ヒアリング	部内資料
23	産業連関構造調査（企業の管理活動等に関する実態調査）	総務省政策統括官（統計基準担当）	
24	平成17年産業連関表	総務省等	
25	産業連関表部門別品目別国内生産額表	総務省政策統括官（統計基準担当）	
26	エネルギー消費統計調査	資源エネルギー庁	
27	15911の化学商品	(株)化学工業日報社	
28	企業物価指数	日本銀行	

2 生産額

鉱業及び製造業部門における生産額推計については以下の四つ（A～D）のパターンにより推計を行い、さらに平成23年延長表とのチェック等を経て生産額を確定した。

なお、生産額のうち「半製品及び仕掛品」については、原則、経済センサスー活動調査組替集計を利用した。

A 生産動態統計調査を用いて生産額を推計

B 生産動態統計調査を用いて生産数量を、経済センサスー活動調査組替集計、その他業界統計を用いて生産単価を求め、生産額は数量×単価で推計

C 経済センサスー活動調査組替集計を用いて生産額を推計

D その他の統計を用いて生産額を推計

3 投入額

鉱業及び製造業部門における投入額推計については以下の三つ（A～C）のパターンにより第一次推計を行った。さらに、産出額推計値と調整を行い、SNA、平成17年産業連関表及び平成23年延長表とのチェック等を経て投入額を確定した。

A 経済センサスー活動調査組替集計で、まず大枠（原材料、燃料及び電力使用額、リース支払額、減価償却額、人件費）を固定し、さらに、鉱工業

投入調査、エネルギー消費統計調査、平成17年産業連関表から得られる構成比等を参考に推計

ただし、連産品（紙・パルプ、石油化学、鉄鋼等）の多くは自工場消費が大きく、投入額推計に経済センサス-活動調査組替集計の情報をを用いるのは不的確であるため、原則、パターンBを利用

B 鉱工業投入調査の構成比で大枠を固定し、さらに、平成17年産業連関表から得られる構成比等を参考に推計

C 業務資料（財務諸表）及び工業会等に対するヒアリングにより大枠を固定し、さらに、平成17年産業連関表から得られる構成比等を参考に推計

4 産出額

鉱業及び製造業部門における産出額推計については以下の六つ（A～F）のパターンにより第一次推計を行った。さらに、投入額推計値との調整を行い、SNA、付帯表（固定資本マトリックス等）、平成17年産業連関表及び平成23年延長表とのチェック等を経て産出額を確定した。

なお、推計項目のうち「輸出入（普通貿易）」及び「関税」は貿易統計組替集計、「半製品・仕掛品在庫純増」は経済センサス-活動調査組替集計、「生産者製品在庫純増」は生産額推計に使用した統計表（経済センサス-活動調査組替集計、生産動態統計調査等）をベースに推計した。資本財については、「資本財販売先調査」の構成比を参考にした。

A 生産額10桁情報、需給・出荷内訳統計、貿易統計組替集計、資本財販売先調査、平成17年産業連関表から得られる構成比等を参考に推計

B 生産額10桁情報、貿易統計組替集計、資本財販売先調査、平成17年産業連関表から得られる構成比等を参考に推計

C 生産額10桁情報、需給・出荷内訳統計、貿易統計組替集計、平成17年産業連関表から得られる構成比等を参考に推計

D 生産額10桁情報、貿易統計組替集計、平成17年産業連関表から得られる構成比等を参考に推計

E 需給・出荷内訳統計、貿易統計組替集計、平成17年産業連関表から得られる構成比等を参考に推計

F 貿易統計組替集計、平成17年産業連関表から得られる構成比等を参考に推計

表10-1 鉱業及び製造業の部門別推計方法及び推計資料

列コード	行コード	部門名	推計方法		推計			資料		備考
			生産額	投入額	生産額	単価	金額	投入額	産出額	
0611-01		金属鉱物								
	0611-011	鉄鉱石	C	D		1	1	24	17,24	
	0611-012	非鉄金属鉱物	B,C,D	F	1,8,注	1,21	1		17,24	注：日本鉱業協会資料
0621-01		石油・天然ガス								
	0621-011	石炭	C	F		1	1		17,24	
	0621-012	原油	A	E	8	8			8,17,24	
	0621-013	天然ガス	A,C	F	8	8			17,24	
0631-01	0631-011	砂利・砕石	A,C	D		1	1	24	17,24	
0631-02	0631-021	砕石	D	A	10,注	10,注		1,19,24,26	1,24	注：ヒアリング
0639-09		その他の鉱物								
	0639-091	石灰石	B	E	8	1		24	8,17,24	
	0639-092	窯業原料鉱物(石灰石を除く。)	B,C	E	8	1			8,17,24	
	0639-099	他に分類されない鉱物	C,D	D	17	1,17			1,17,24	
1511-01	1511-011	紡績糸	C,D	A	注	1,注		1,19,24,26	1,17,24,25	注：ヒアリング
1512-01	1512-011	綿・スフ織物(合繊短繊維織物を含む。)	A,C,D	C	6	1	1,16	19,24	1,17,24,25	
1512-02	1512-021	絹・人絹織物(合繊長繊維織物を含む。)	A,C,D	C	6	1	1,16	19,24	1,17,24,25	
1512-09	1512-099	その他の織物	A,C,D	C	6	1	1,16	19,24	1,17,24,25	
1513-01	1513-011	ニット生地	C,D	A	1	1	1,16	1,19,24,26	1,17,24,25	
1514-01	1514-011	染色整理	A,C,D	C			1,6,16	19,24	24	
1519-09		その他の繊維工業製品								
	1519-091	網・網	C	D		1	1	19,24	1,17,24,25	
	1519-099	他に分類されない繊維工業製品	A,C,D	D	6	1	1,16		1,17,24,25	
1521-01	1521-011	織物製衣服	C,D	A		1	1,16	1,19,24,26	1,17,24,25	
1521-02	1521-021	ニット製衣服	C,D	A		1	1,16	1,19,24,26	1,17,24,25	
1522-09	1522-099	その他の衣服・身の回り品	C,D	A		1	1,16	1,19,24,26	1,17,24,25	
1529-01	1529-011	寝具	C	C		1		19,24	1,17,24,25	
1529-02	1529-021	じゅうたん・床敷物	C,D	A		1	1,16	1,19,24,26	1,17,24,25	
1529-09		その他の繊維既製品								
	1529-091	繊維製衛生材料	C	D		1		1,19,24,26	1,17,24,25	
	1529-099	他に分類されない繊維既製品	C,D	D		1	1,16		1,17,24,25	
1619-09		その他の木製品								
	1619-091	建設用木製品	C,D	D		1	1,16	1,19,24,26	1,17,24,25	
	1619-099	他に分類されない木製品	C,D	D		1	1,16		1,17,24,25	
1621-01	1621-011	木製家具	C	C				19,24	1,17,18,24,25	
1621-02	1621-021	金属製家具	A,C	C	6	6		19,24	1,17,18,24,25	
1621-03	1621-031	木製建具	C	C				19,24	1,17,24,25	
1621-09	1621-099	その他の家具・装備品	C,D	C			1,16	19,24	1,17,24,25	
1631-01	1631-011	パルプ	A,C,D	A	3	1,3,注	1	1,19,24,26	7,17,24,25	注：ヒアリング
	1631-021P	古紙							17,24	
1632-01	1632-011	洋紙・和紙	A,C,D	A	6,7	6,7	16,20	1,19,24,26	1,17,24,25	
1632-02	1632-021	板紙	A	A	7	7		1,19,24,26	1,17,24,25	
1633-01	1633-011	段ボール	A	C	7	7		19,24	7,17,24,25	
1633-02	1633-021	塗工紙・建設用加工紙	C	A			1	1,19,24,26	1,17,24,25	
1641-01	1641-011	段ボール箱	C	C			1	19,24	1,17,24,25	
1641-09	1641-099	その他の紙製容器	C	A			1	1,19,24,26	1,17,24,25	
1649-01	1649-011	紙製衛生材料・用品	C	A			1	1,19,24,26	1,17,24,25	
1649-09	1649-099	その他のパルプ・紙・紙加工品	C	A			1	1,19,24,26	1,17,24,25	

列コード	行コード	部門名	部	門名	推計方法		推計		推計		資		料	備	考
					生産額	投入額	生産額	金額	投入額	産出額					
					投入額	産出額	数量	単価	数量	金額	投入額	産出額			
1911-01	:1911-011	印刷・製版・製本			C,D	A	D			1,16,20	1,19,24,26	1,17,24,25			
2011-01	:2011-011	化学肥料			A,C	A	C	3	1,3	1	1,19,24,26	3,17,24,25			
2021-01	:2021-011	ソーダ工業製品				A					1,19,24,26				
	:2021-011	ソーダ灰			C		D	1	1	1		1,17,24,25			
	:2021-012	中性ソーダ			A		C	3	3			3,17,24,25			
	:2021-013	液体塩素			A		C	3	3			3,17,24,25			
	:2021-019	その他のソーダ工業製品			A,C		C	3	1,3	1		3,17,24,25			
2029-01	:2029-011	無機顔料				A					1,19,24,26				
	:2029-011	酸化チタン			A		C	3	3			3,17,24,25			
	:2029-012	カーボンブラック			A		C	3	3			3,17,24,25			
	:2029-019	その他の無機顔料			A,C		D	3	1,3	1		1,17,24,25			
2029-02	:2029-021	圧縮ガス・液化ガス			A,C		C	3	3	1	19,24	3,17,24,25			
2029-09	:2029-099	その他の無機化学工業製品			A,C		A	3	1,3	1	1,19,24,26	1,17,24,25			
2031-01	:2031-011	石油化学基礎製品				C					19,24				
	:2031-011	エチレン			B		D	3	1			1,17,24,25			
	:2031-012	プロピレン			B		D	3	1			1,17,24,25			
	:2031-019	その他の石油化学基礎製品			B,D		D	3	1,27,28	15		1,17,24,25			
2031-02	:2031-021	石油化学系芳香族製品				C					19,24				
	:2031-021	純ベンゼン			A		C	3	3			3,17,24,25			
	:2031-022	純トルエン			A		C	3	3			3,17,24,25			
	:2031-023	キシレン			A		C	3	3			3,17,24,25			
	:2031-029	その他の石油化学系芳香族製品			A,C,D		D	3	1,3,注	1		1,17,24,25			注：ヒアリング
2041-01	:2041-011	脂肪族中間物				C					19,24				
	:2041-011	合成アルコール類			A		D	3	3			1,17,24,25			
	:2041-012	酢酸			A		C	3	3			3,17,24,25			
	:2041-013	二塩化エチレン			A		C	3	3			3,17,24,25			
	:2041-014	アクリロニトリル			A		C	3	3			3,17,24,25			
	:2041-015	エチレンジグリコール			A		C	3	3			3,17,24,25			
	:2041-016	酢酸ビニルモノマー			A		C	3	3			3,17,24,25			
	:2041-019	その他の脂肪族中間物			A,C		D	3	3	1		1,17,24,25			
2041-02	:2041-021	環式中間物				C					19,24				
	:2041-021	スチレンモノマー			A		C	3	3			3,17,24,25			
	:2041-022	合成石炭酸			A		C	3	3			3,17,24,25			
	:2041-023	テラフタル酸 (高純度)			A		C	3	3			3,17,24,25			
	:2041-024	カプロラクタム			A		C	3	3			3,17,24,25			
	:2041-029	その他の環式中間物			A,B,C		D	3	1,3	1		1,17,24,25			
2041-03	:2041-031	合成染料・有機顔料			A,C		A	3	1,3	1	1,19,24,26	1,17,24,25			
2042-01	:2042-011	合成ゴム			A		C	3	3		19,24	1,17,24,25			
2049-01	:2049-011	メタン誘導品			A,D		C	3	3	16		3,17,24,25			
2049-02	:2049-021	可塑剤			A,C		A	3	3	1	1,19,24,26	1,17,24,25			
2049-09	:2049-099	その他の有機化学工業製品			A,C		A	3	1,3	1	1,19,24,26	1,17,24,25			
2051-01	:2051-011	熱硬化性樹脂			A,D		C	3,注	3,27		19,24	1,17,24,25			注：ヒアリング
2051-02	:2051-021	熱可塑性樹脂				A					1,19,24,26				
	:2051-021	ポリエチレン (低密度)			A		C	3	3			3,17,24,25			
	:2051-022	ポリエチレン (高密度)			A		C	3	3			3,17,24,25			
	:2051-023	ポリスチレン			A		D	3	3			1,17,24,25			
	:2051-024	ポリプロピレン			A		C	3	3			3,17,24,25			
	:2051-025	塩化ビニル樹脂			A		D	3	3			1,17,24,25			
2051-03	:2051-031	高機能性樹脂			A		C	3	3		19,24	1,17,24,25			

列コード	行コード	部門名	推計方法		推計		資		料	備考
			生産額	投入額	生産額	金額	投入額	産出額		
			数量	単価	数量	単価	数量	金額		
2051-09	:2051-099	その他の合成樹脂								
2061-01	:2061-011	レーヨン・アセテート								
2061-02	:2061-021	合成繊維								
2081-01		油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤								
	:2081-011	油脂加工製品								
	:2081-012	石けん・合成洗剤								
	:2081-013	界面活性剤								
2081-02	:2081-021	化粧品・歯磨								
2082-01	:2082-011	染料								
2082-02	:2082-021	印刷インキ								
2083-01	:2083-011	写真感光材料								
2089-01	:2089-011	ゼラチン・接着剤								
2089-09		その他の化学最終製品								
	:2089-091	触媒								
	:2089-099	他に分類されない化学最終製品								
2111-01		石油製品								
	:2111-011	ガソリン								
	:2111-012	ジェット燃料油								
	:2111-013	灯油								
	:2111-014	軽油								
	:2111-015	A重油								
	:2111-016	B重油・C重油								
	:2111-017	ナフサ								
	:2111-018	液化石油ガス								
	:2111-019	その他の石油製品								
2121-01		石炭製品								
	:2121-011	コークス								
	:2121-019	その他の石炭製品								
2121-02	:2121-021	舗装材料								
2211-01		プラスチック製品								
	:2211-011	プラスチックフィルム・シート								
	:2211-012	プラスチック板・管・棒								
	:2211-013	プラスチック発泡製品								
	:2211-014	工業用プラスチック製品								
	:2211-015	強化プラスチック製品								
	:2211-016	プラスチック製容器								
	:2211-017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品								
	:2211-019	その他のプラスチック製品								
2221-01	:2221-011	タイヤ・チューブ								
2229-01	:2229-011	ゴム製・プラスチック製履物								
2229-09		その他のゴム製品								
2311-01	:2311-011	革製履物								
2312-01	:2312-011	製革・毛皮								
2312-02	:2312-021	かばん・袋物・その他の革製品								
2511-01		板ガラス・安全ガラス								
	:2511-011	板ガラス								
	:2511-012	安全ガラス・複層ガラス								
2511-02	:2511-021	ガラス繊維・同製品								

列コード	行コード	部門名	推計方法		推計			資		料	備考
			生産額	投入額	生産額	数量	単価	金額	投入額		
2511-09		その他のガラス製品		A							
	:2511-091	ガラス製加工素材	C, D		1		1.16	1,19,24,26		1,17,24,25	
	:2511-099	他に分類されないガラス製品	A, C, D		4		1.16			1,17,24,25	
2521-01	:2521-011	セメント	A, D		4,17		4.17	1,19,24,26		1,17,24,25	
2521-02	:2521-021	生コンクリート	C		1		1	1,19,24,26		24	
2521-03	:2521-031	セメント製品	A, C		4		1.4	1,19,24,26		1,17,24,25	
2531-01		陶磁器	A					1,19,24,26			
	:2531-011	建設用陶磁器	C, D				1.16			1,17,24,25	
	:2531-012	工業用陶磁器	A		4		4			1,17,24,25	
	:2531-013	日用陶磁器	C				1			1,17,24,25	
2591-01	:2591-011	耐火物	A, C		4		1.4	1,19,24,26		4,17,24,25	
2591-09	:2591-099	その他の建設用土石製品	C		1		1	1,19,24,26		1,17,24,25	
2599-01	:2599-011	炭素・黒鉛製品	C		1		1	1,19,24,26		1,17,24,25	
2599-02	:2599-021	研磨材	A, C		4		1.4	1,19,24,26		1,17,24,25	
2599-09	:2599-099	その他の窯業・土石製品	A, C		3,4		1,3,4	1,19,24,26		1,17,24,25	
2611-01	:2611-011	鉄鉄	B, C		2		1	1,19,24,26		1,17,24,25	
2611-02	:2611-021	フェロロイ	B, C		2		1,17,注	1,19,24,26		1,17,24,25	注：ヒアリング
2611-03	:2611-031	粗鋼(転炉)	D		2		28,注	1,19,24,26		1,24,25	注：単価推計
2611-04	:2611-041	粗鋼(電気炉)	D		2		注	1,19,24,26		1,17,24,25	注：単価推計
	:2612-011P	鉄屑	F							17,24	
2621-01		熱間圧延鋼材	C					19,24			
	:2621-011	普通鋼形鋼	B		2		1			1,17,24,25	
	:2621-012	普通鋼鋼板	B		2		1			1,17,24,25	
	:2621-013	普通鋼鋼帯	B		2		1			1,17,24,25	
	:2621-014	普通鋼小棒	B		2		1			1,17,24,25	
	:2621-015	その他の普通鋼熱間圧延鋼材	B, D		2,17		1,17			1,17,24,25	
	:2621-016	特殊鋼熱間圧延鋼材	B, C, D		2,17		1,17			1,17,24,25	
2622-01		鋼管	C					19,24			
	:2622-011	普通鋼鋼管	B		2		1			1,17,24,25	
	:2622-012	特殊鋼鋼管	B		2		1			1,17,24,25	
2623-01		冷間仕上鋼材	C					19,24			
	:2623-011	普通鋼冷間仕上鋼材	B		2		1			1,17,24,25	
	:2623-012	特殊鋼冷間仕上鋼材	B		2		1			1,17,24,25	
2623-02	:2623-021	めっき鋼材	B		2		1	19,24		1,17,24,25	
2631-01		鍛鋼	A					1,19,24,26			
	:2631-011	鍛鋼	B		2		1			1,17,24,25	
	:2631-012	鍛鋼	B		2		1			1,24,25	
2631-02	:2631-021	鍛鋼	B		2		1	19,24		1,17,24,25	
2631-03		鍛鋼	A					1,19,24,26			
	:2631-031	鍛鋼	A, C, D		2		1,2,注			1,17,24,25	注：単価推計
	:2631-032	鍛鋼	A		2		2			1,17,24,25	
2699-01	:2699-011	鉄鋼シャースリット業	C					1,19,24,26		1,24,25	
2699-09	:2699-099	その他の鉄鋼製品	C					19,24		1,17,24,25	
2711-01	:2711-011	銅	D		2,17		17,21	1,19,24,26		1,17,24,25	
2711-02	:2711-021	鉛・亜鉛(再生を含む。)	A, C, D		2,17		1,2,17	1,19,24,26		1,17,24,25	
2711-03	:2711-031	アルミニウム(再生を含む。)	A, C, D		2,注		1,2,注	1,19,24,26		1,17,24,25	注：日本アルミニウム協会資料
2711-09	:2711-099	その他の非鉄金属	C		1		1	1,19,24,26		1,17,24,25	
	:2712-011P	非鉄金属屑	F							17,24	

列コード	行コード	部門名	推計方法		推計		推産価		資		料	備考
			生産額	投入額	生産額	数量	単価	金額	投入額	産出額		
2721-01	:2721-011	電線・ケーブル	A,C	A	C	2	1,2	1	1,19,24,26	2,17,24,25		
2721-02	:2721-021	光ファイバケーブル	D	A	D	2	注		1,19,24,26	1,17,24,25		注:ヒアリング
2729-01	:2729-011	伸銅品	A,C	A	D	2	1,2	1	1,19,24,26	1,17,24,25		
2729-02	:2729-021	アルミ圧延製品	A	A	D	2	2	2	1,19,24,26	1,17,24,25		
2729-03	:2729-031	非鉄金属素形材	A,C,D	A	D	2	2	1,2,16	1,19,24,26	1,17,24,25		
2729-04	:2729-041	移燃料	D	A	D			1,17	1,19,24,26	17,24,25		
2729-09	:2729-099	その他の非鉄金属製品	C	A	D	1	1		1,19,24,26	1,17,24,25		
2811-01	:2811-011	建設用金属製品	C,D	A	D	1	1,16	1,16	1,19,24,26	1,17,24,25		
2812-01	:2812-011	建築用金属製品	C,D	A	D			1,16	1,19,24,26	1,17,24,25		
2891-01	:2891-011	ガス・石油機器・暖房機器	A,C	A	B	2	1	1,2	1,19,24,26	1,17,18,24,25		
2899-01	:2899-011	ボルト・ナット・リベット・スプリング	C,D	A	D			1,16	1,19,24,26	1,17,24,25		
2899-02	:2899-021	金属製容器・製缶板金製品	B,C	A	D	2	1	1	1,19,24,26	1,17,24,25		
2899-03	:2899-031	配管工事附属品・粉末や金製品・道具類	C,D	A	D			1,16	1,19,24,26	1,17,24,25		
2899-032	:2899-032	配管工事附属品	D	A	D			16		1,24,25		
2899-033	:2899-033	粉末や金製品	C,D	A	D			1,16		1,17,24,25		
2899-09	:2899-091	金属プレス製品	A,C	A	D	2	2	1	1,19,24,26	1,17,24,25		
2899-092	:2899-092	金属線製品	B,C	A	D	2	1	1		1,17,24,25		
2899-099	:2899-099	他に分類されない金属製品	C,D	A	C			1,16		2,17,24,25		
2911-01	:2911-011	ボイラ	C	A	B	1	1	1	1,19,24,26	1,17,18,24,25		
2911-02	:2911-021	タービン	C	A	B	1	1	1	1,19,24,26	1,17,18,24,25		
2911-03	:2911-031	原動機	A,C	A	B	5	1,5	1,5	1,19,24,26	1,17,18,24,25		
2912-01	:2912-011	ポンプ・圧縮機	C	A	B	1	1	1	1,19,24,26	1,17,18,24,25		
2913-01	:2913-011	運搬機械	A,C	A	A	5	1	1,5	1,19,24,26	5,17,18,24,25		
2914-01	:2914-011	冷凍機・温湿調整装置	A,C,D	A	B	5	1	1,5,16	1,19,24,26	1,17,18,24,25		
2919-01	:2919-011	ベアリング	C	A	D			1	1,19,24,26	1,17,24,25		
2919-09	:2919-091	その他のはん用機械	A,C	A	D	5	1,5	1,5	1,19,24,26	1,17,24,25		
3011-01	:3011-011	動力伝導装置	A,C,D	A	B	5	1	1,5,16	1,19,24,26	1,17,24,25		
3012-01	:3012-011	農業用機械	A,C,D	A	D	5	1	1,5,16	1,19,24,26	1,17,24,25		
3013-01	:3013-011	建設・鉱山機械	C,D	A	D	5	1	1,16	1,19,24,26	1,17,24,25		
3014-01	:3014-011	生活関連産業用機械	A,C	A	A	5	1,5	1,5	1,19,24,26	5,17,18,24,25		
3014-012	:3014-012	食品機械・同装置	C	A	A	1	1	1		5,17,18,24,25		
3014-013	:3014-013	バルブ装置・製紙機械	C	A	D	1	1	1		1,17,24,25		
3014-014	:3014-014	印刷・製本・紙工機械	C	A	D	1	1	1		1,17,24,25		
3014-015	:3014-015	包装・荷造機械	C	A	B	1	1	1		1,17,18,24,25		
3015-01	:3015-011	化学機械	C,D	A	B			1,16	1,19,24,26	1,17,18,24,25		
3015-02	:3015-021	鑄造装置・プラスチック加工機械	C	A	B	1	1	1	1,19,24,26	1,17,18,24,25		
3015-022	:3015-022	プラスチック加工機械	C	A	B	1	1	1		1,17,18,24,25		
3016-01	:3016-011	金属工作機械	C,D	A	A	1	1,16	1,16	1,19,24,26	5,17,18,24,25		
3016-02	:3016-021	金属加工機械	C,D	A	A	1	1,16	1,16	1,19,24,26	5,17,18,24,25		
3016-03	:3016-031	機械工具	C	A	A	1	1	1	1,19,24,26	5,17,18,24,25		
3017-01	:3017-011	半導体製造装置	C,D	A	B			1,16	1,19,24,26	1,17,18,24,25		
3019-01	:3019-011	金型	C	A	B	1	1	1	1,19,24,26	1,17,18,24,25		
3019-02	:3019-021	真空装置・真空機器	C	A	A	1	1	1	1,19,24,26	5,17,18,24,25		

列コード	行コード	部門名	推計方法		推産額			推計金額		資額		備考
			生産額	投入額	産出額	数量	単価	金額	投入額	産出額		
											生産額	
3019-03	:3019-031	ロボット	C	A	B			1	1,19,24,26	1,17,18,24,25		
3019-09	:3019-099	その他の生産用機械	C,D	A	B			1,16	1,19,24,26	1,17,18,24,25		
3111-01	:3111-011	複写機	A,C,D	A	A			5	1,19,24,26	5,17,18,24,25		
3111-09	:3111-099	その他の事務用機械	C	A	B			1	1,19,24,26	1,17,18,24,25		
3112-01		カービスマシン	A,C	A	B			5	1,19,24,26	1,17,18,24,25		
	:3112-011	自動販売機	C,D	B	D			1,16	1,19,24,26	1,17,24,25		
	:3112-012	娯楽用機器	C	B	D			1	1,19,24,26	1,17,18,24,25		
	:3112-019	その他のカービスマシン	C,D	A	A			1,16	1,19,24,26	5,17,18,24,25		
3113-01	:3113-011	計測機器	C,D	A	D			1,16	1,19,24,26	1,17,24,25		
3114-01	:3114-011	医療用機械器具	C,D	A	D			1,5	1,19,24,26	5,17,18,24,25		
3115-01	:3115-011	光学機械・レンズ	A,C	A	A			1,5	24,26	1,17,24,25		
3116-01	:3116-011	武器	A,C	B	D			1,5	1,19,24,26	1,17,24,25		
3211-01	:3211-011	電子管	A,C	A	D			5	1,19,24,26	1,17,24,25		
3211-02	:3211-021	半導体素子	A	A	C			5	1,19,24,26	5,17,24,25		
3211-03	:3211-031	集積回路	A,D	A	D			5,17	17	1,17,24,25		
3211-04	:3211-041	液晶パネル	A	A	D			5	1,19,24,26	1,17,24,25		
3299-01	:3299-011	磁気テープ・磁気ディスク	C	A	D			1	1,19,24,26	1,17,24,25		
3299-02	:3299-021	電子回路	C	A	D			1	1,19,24,26	1,17,24,25		
3299-09	:3299-099	その他の電子部品	C,D	A	D			1,16	1,19,24,26	1,17,24,25		
3311-01		回転電気機械	A	A	D			1	1,19,24,26	1,17,24,25		
	:3311-011	発電機器	C	B	B			1	1,19,24,26	1,17,18,24,25		
	:3311-012	電動機	A,C	A	A			1,5	1,19,24,26	5,17,18,24,25		
3311-02	:3311-021	変圧器・変成器	C,D	A	A			1	1,19,24,26	5,17,18,24,25		
3311-03	:3311-031	閉閉制御装置・配電盤	C	A	B			1	1,19,24,26	1,17,18,24,25		
3311-04	:3311-041	配線器具	C	A	C			1	1,19,24,26	5,17,24,25		
3311-05	:3311-051	内燃機関電装品	C	A	D			1	1,19,24,26	1,17,24,25		
3311-09	:3311-099	その他の産業用電気機器	C,D	A	B			1,16	1,19,24,26	1,17,18,24,25		
3321-01	:3321-011	民生用エアコンデション	A,C	A	C			1,5	1,19,24,26	5,17,24,25		
3321-02	:3321-021	民生用電気機器 (エアコンを除く。)	A,C	A	C			1,5	1,19,24,26	5,17,24,25		
3331-01	:3331-011	電子応用装置	A,C	A	B			1,5	1,19,24,26	1,17,18,24,25		
3332-01	:3332-011	電気計測器	C,D	A	B			1,16	1,19,24,26	1,17,18,24,25		
3399-01	:3399-011	電球類	A,C	A	D			1,5	1,19,24,26	1,17,24,25		
3399-02	:3399-021	電気照明器具	A,C,D	A	B			1,5,16	1,19,24,26	1,17,18,24,25		
3399-03	:3399-031	電池	A,C,D	A	D			1,5,16	1,19,24,26	1,17,24,25		
3399-09	:3399-099	その他の電気機械器具	C,D	A	D			1,16	1,19,24,26	1,17,24,25		
3411-01	:3411-011	ビデオ機器・デジタルカメラ	A,C	A	C			1,5	1,19,24,26	5,17,24,25		
3411-02	:3411-021	電気音響機器	C	A	D			1	1,19,24,26	1,17,24,25		
3411-03	:3411-031	ラジオ・テレビ受信機	C	A	C			1	1,19,24,26	5,17,24,25		
3412-01	:3412-011	有線電気通信機器	A	A	A			5	1,19,24,26	5,17,18,24,25		
3412-02	:3412-021	携帯電話機	C	A	C			1	1,19,24,26	5,17,24,25		
3412-03	:3412-031	無線電気通信機器 (携帯電話機を除く。)	C,D	A	B			1,16	1,19,24,26	1,17,18,24,25		
3412-09	:3412-099	その他の電気通信機器	A,C	A	A			1,5	1,19,24,26	5,17,18,24,25		
3421-01	:3421-011	パーソナルコンピュータ	C	A	A			1	1,19,24,26	5,17,18,24,25		
3421-02	:3421-021	電子計算機本体 (パソコンを除く。)	A,C	A	B			1,5	1,19,24,26	1,17,18,24,25		
3421-03	:3421-031	電子計算機附属装置	A,C	A	B			1,5	1,19,24,26	1,17,18,24,25		
3511-01	:3511-011	乗用車	A	A	A			5	1,19,24,26	5,17,18,24,25		
3521-01	:3521-011	トラック・バス・その他の自動車	A	A	B			5	1,19,24,26	1,17,18,24,25		
3522-01	:3522-011	二輪自動車	A	A	A			5	1,19,24,26	5,17,18,24,25		

列コード	行コード	部 門 名	推 計 方 法		推 産 額 計			資 料		備 考	
			生 産 額	投入額	産出額	生 量	単 価	額 金 額	投 入 額		産 出 額
3531-01	:3531-011	自動車用内燃機関	A, C	A	D	5		1, 5	1, 19, 24, 26	1, 17, 24, 25	
3531-02	:3531-021	自動車部品	C	A	C			1	1, 19, 24, 26	5, 17, 24, 25	
3541-03	:3541-031	船用内燃機関	A, C, D	A	D	5		1, 5, 16	1, 19, 24, 26	1, 17, 24, 25	
3592-01	:3592-011	航空機	A, C, D	A	D	5	1	1, 5, 16	1, 19, 24, 26	1, 17, 24, 25	
3592-10	:3592-101	航空機修理	A, D	A	F			5, 注		24	注: ヒアリング
3599-01	:3599-011	自駆車	A, C, D	A	D	5	1	1, 5, 16	1, 19, 24, 26	1, 17, 24, 25	
3599-09		その他の輸送機械	A, C, D	A	B	5	1	1, 5, 16	1, 19, 24, 26	1, 17, 18, 24, 25	
	:3599-091	産業用運搬車両	C, D	C	D			1, 16		1, 17, 24, 25	
	:3599-099	他に分類されない輸送機械	C, D	C	D			1, 16	19, 24	1, 17, 24, 25	
3911-01	:3911-011	かん具	C, D	C	D			1, 16	1, 19, 24, 26	1, 17, 24, 25	
3911-02	:3911-021	運動用品	C, D	A	D			1, 16	1, 19, 24, 26	1, 17, 24, 25	
3919-01	:3919-011	身辺細貨品	C, D	A	D			1, 16	1, 19, 24, 26	1, 17, 24, 25	
3919-02	:3919-021	時計	C	A	D			1	1, 19, 24, 26	1, 17, 24, 25	
3919-03	:3919-031	楽器	C	A	D			1	1, 19, 24, 26	1, 17, 24, 25	
3919-04	:3919-041	筆記具・文具	A, C, D	C	D	6	1, 6	1, 16	19, 24	1, 17, 24, 25	
3919-06	:3919-061	情報記録物	C, D	A	D			1, 注	1, 19, 24, 26	1, 24, 25	注: メディアの生産活動のみ計上
3919-09	:3919-099	その他の製造工業製品	C, D	A	B		1	1, 16	1, 19, 24, 26	1, 17, 18, 24, 25	

II 再生資源回収・加工処理

一般的に屑・副産物は、残存価値を有している有価財と、ゴミとして廃棄・焼却される無価財（あるいは処理経費がかかることにより負価財）に分けられる。

産業連関表は従来から、これらのうち有価財かつ統計上把握可能なものを対象としていることから、再生資源回収・加工処理部門も同様の取り扱いとしている。しかし、リサイクルに関する統計は未整備なものが多いため、計上を行う範囲（「屑・副産物発生及び投入表」を参照。）については、統計上把握可能な活動のみに限定している。

3921-01 再生資源回収・加工処理

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	家電リサイクル年次報告書（平成22、23年度版）	(財)家電製品協会	
2	パソコンリサイクルに関するデータ	(一社)パソコン3R推進協会	
3	容器包装リサイクルに関するデータ	(公社)日本包装リサイクル協会	
4	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	部内資料
5	産業連関構造調査（鉱工業投入調査）	経済産業省調査統計グループ	

2 生産額

生産額は、経費の側面から各種リサイクル料金を参考に、再生資源にかかる回収・加工経費を計上した。具体的には次のとおりである。なお、屑・副産物の投入額のうち輸出分については貿易統計から作成しているため回収・加工経費を含んでいることから、再生資源回収・加工処理部門の生産額については輸出分を推計し、控除している。

(1) 再生資源卸売業分

再生資源卸売マージン額は、資料4の再生資源卸売業の年間商品販売金額と商品売上原価からマージン額を求め、本支店間移動分を差し引き、回収費を推計した。

(2) 家電リサイクル分

資料1の家電リサイクルの再資源化台数に1台あたりのリサイクル料金を乗じて加工処理費を推計した。

(3) パソコンリサイクル分

資料2のパソコンリサイクルの再資源化台数に1台あたりのリサイクル料金を乗じて加工処理費を推計した。

(4) 容器包装リサイクル分

容器包装リサイクルの対象となっている、ガラスびん、PETボトル等の容器包装は、資料3の再商品化委託額より加工処理費を推計した。

(5) 鉄スクラップ加工処理分

資料4の鉄スクラップ加工処理業の出荷額から原材料使用額を差し引き、加工処理の経費分を推計した。

3 投入額

投入額は、資料4、5及び関係協会資料及びヒアリングを元に推計した。

4 産出額

回収・加工処理経費について、「屑・副産物」の投入額を参考に経費を推計し、産出額とした。

III 電力・ガス・熱供給業

4611-01 事業用原子力発電

4611-02 事業用火力発電

4611-03 水力・その他の事業用発電

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	電気事業便覧	電気事業連合会	
2	電力調査統計	資源エネルギー庁	
3	業務資料	資源エネルギー庁	部内資料
4	有価証券報告書（平成22、23年度）	各社	
5	エネルギー消費統計	資源エネルギー庁	
6	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

行部門生産額は、資料1より一般電気事業者（10電力）の電灯・電力料、資料3より特定電気事業者の電力料、特定規模電気事業者の電力料を求め、それぞれ暦年換算し、消費税分を上乗せして合算した。

列部門生産額は、一般電気事業者及び卸電気事業者の資料4にある営業費用明細表の各発電費用から発電原価を求め、発電費用以外は共通経費として各発電原価に加えて発電単価を求めた。資料2から発電量に発電単価を乗じて「原子力」、「火力」、「水力・その他」の仮の生産額を求めて、行部門の生産額を配分して列

3 部門の生産額とした。

3 投入額

資料1及び2の営業費用明細表を使用してそれぞれの発電費用を配分し、その他の費用（送電、変電、配電費用、販売費管理費）を発電比率に応じて配分した。火力発電については、資料1及び2の発電用燃料消費量に単価を乗じて求めた。さらに資料6を参考に補完推計した。

4 産出額

産出については、電灯収入は概ね家計消費支出に産出し、電力収入の配分を資料5及び6から求めた。

4611-04 自家発電

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	電力調査統計	資源エネルギー庁	
2	エネルギー消費統計	〃	
3	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

資料1の「発電及びその他電力量実績」から「所内及び損失電力量」差し引いた電力量を生産数量とし、単価（9電力会社の特別高圧産業用の購入単価を加重平均したもの）を乗じて求めた。

従来、電気事業法において「みなし卸電気事業者」としていたが自家発電事業者とする制度変更があったため、自家消費電力量に電気事業者等への販売電力量を補足するため、推計の範囲を拡大した。

3 投入額

資料1の自家発電の発電構成を事業用電力の投入構成を参考にして推計した。

4 産出額

資料1の電気事業者等への販売量を事業用電力に産出し、他の部門は、業種別使用電力量を大枠にして産業別消費実績で大枠を推計し、資料3を参考に補完推計した。

4621-01 都市ガス

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	ガス事業生産動態統計	資源エネルギー庁	
2	簡易ガス事業生産動態統計	資源エネルギー庁	
3	ガス事業便覧平成24年版	(一社)日本ガス協会	
4	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

ガス事業生産額（販売用）は、資料1の製品ガスの販売に消費税分を加算して求めた。なお、数量は千³mに換算を行った。

ガス事業生産額（加熱用、自家消費用）は、資料3の売上原価とガス生産量から加熱用単価を求め、これに加熱用及び自家消費用数量を乗じて、それぞれの生産額を求めた。

簡易ガス事業生産額は、資料2の生産数量、単価から推計した。なお、数量及び単価は100.4652MJ/立法メートルの熱量換算を利用した。

3 投入額

主要燃料は資料1の原料消費量、消費電力量から推計し、資料3の財務諸表と資料4を参考に補完推計した。

4 産出額

ガス事業は、資料1の販売先別数量で大枠を推計し、資料4を参考に分割した。簡易ガス事業は資料2の販売先別数量で推計した。

4622-01 熱供給業

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	月別販売熱量及び熱売上高調査表	(一社)日本熱供給事業協会	
2	熱事業便覧	〃	
3	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

資料1により販売量及び売上高を把握し、売上高を生産額とした。単価は、住宅用、業務用・その他別に、売上高を販売量で除して求めた。

3 投入額

資料2を大枠にして、資料3を参考に補完推計した。

4 産出額

住宅用、業務用・その他別に、資料3を使用して推計した。

IV 工業用水

4711-02 工業用水

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	地方公営企業年鑑	総務省自治財政局	
2	業務資料	経済産業省経済産業政策局産業施設課	部内資料

3	経済センサス-活動調査（工業統計・用地用水編）	総務省・経済産業省	
4	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

地方公営企業における工業用水事業の営業収益の料金収入と地方公営企業以外の料金収入を生産額とした。

なお、資料1及び2の収入額は年度値のため、平成22年度値×1/4+平成23年度値×3/4により暦年換算して生産額とした。

3 投入額

資料1の費用構成表で大枠を推計し、資料4を参考に補完推計した。

4 産出額

資料3の産業別工業用水消費量の比率で配分し、資料4を参考に補完推計した。

V サービス

5931-01 情報サービス

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	部内資料
2	経済センサス-活動調査	総務省、経済産業省	
3	産業連関構造調査（サービス産業・非営利団体等投入調査）	総務省政策統括官（統計基準担当）	
4	産業連関構造調査（企業の管理活動等に関する実態調査）	〃	
5	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

(1) ソフトウェア業

資料1から同業者間取引額及び同一企業間取引額を除外して生産額を求めた。

(2) 情報処理・提供サービス

資料1から同業者間取引額及び同一企業間取引額を除外して生産額を求めた。

3 投入額

資料1、2、3及び4を使用して推計し、資料1の雇用者所得、資料5を参考に補完推計した。

4 産出額

資本形成への産出については、ソフトウェア業のうち受注ソフトウェア開発の生産額の全額と業務用パッケージ

及びその他のソフトウェアの推計値を産出額とした。
これ以外については、資料1の契約先別売上を大枠にして、資料5を参考に補完推計した。

5951-02 新聞

5951-03 出版

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	部内資料
2	経済センサス-活動調査	総務省、経済産業省	
3	産業連関構造調査（サービス産業・非営利団体等投入調査）	総務省政策統括官（統計基準担当）	
4	産業連関構造調査（企業の管理活動等に関する実態調査）	〃	
5	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

資料1の売上高を用いた。

3 投入額

資料2、3及び4を使用して推計し、資料5を参考に補完推計した。

4 産出額

資料1から求めた広告料収入は、広告業に産出し、その他は、資料5を参考に推計した。

6611-01 物品賃貸業（貸自動車を除く。）

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	部内資料
2	経済センサス-活動調査	総務省、経済産業省	
3	特定サービス産業実態調査	経済産業省調査統計グループ	
4	産業連関構造調査（サービス産業・非営利団体等投入調査）	総務省政策統括官（統計基準担当）	
5	産業連関構造調査（企業の管理活動等に関する実態調査）	〃	
6	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

資料1及び2から得た推計生産額①を、資料3の売上高構成比でリースとレンタルに分割した。さらに、受注した業務の外部委託と考えられる同業者間取引額を、資料3により求めた比率を使用して、①から差し引いた後、リースとレンタルを合算した額を生産額とした。

3 投入額

資料2、4及び5を使用して推計し、資料6を参考に補完推計した。

4 産出額

資料1の業種別売上高を大枠にして、資料6を参考に補完推計した。

6621-01 広告

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	部内資料
2	経済センサス-活動調査	総務省、経済産業省	
3	産業連関構造調査(サービス産業・非営利団体等投入調査)	総務省政策統括官(統計基準担当)	
4	産業連関構造調査(企業の管理活動等に関する実態調査)	〃	
5	平成17年産業連関表	総務省等	
6	日本の広告費	(株)電通	

2 生産額

資料1から同業者間取引額及び同一企業間取引額を除外して生産額を求めた。

3 投入額

資料2、3及び4を使用して推計し、資料5を参考に補完推計した。

4 産出額

資料1の業種別売上高を大枠にして、資料5及び6を参考に補完推計した。

6632-10 機械修理

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	部内資料

2	経済センサス-活動調査	総務省、経済産業省	
3	産業連関構造調査(サービス産業・非営利団体等投入調査)	総務省政策統括官(統計基準担当)	
4	産業連関構造調査(企業の管理活動等に関する実態調査)	〃	
5	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

資料1から推計した。

商業が行う機械修理は、機械器具卸売業分のうち自動車卸売業分は自動車整備となるため、除いた。製造業が行う修理については、経済センサス組替表のうち建設用金属製品から電子計算機附属装置(武器は除く)及びがん具、楽器の部門分の修理料収入額の積み上げ額を計上した。

サービス業の行う修理の生産額は、資料1の推計資料(補正)より求めた。

3 投入額

資料2、3及び4を使用して推計し、資料5を参考に補完推計した。

4 産出額

平成17年固定資本マトリックスと資料5を参考に推計した。

6699-05 警備業

6699-09 その他の対事業所サービス

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	部内資料
2	経済センサス-活動調査	総務省、経済産業省	
3	特定サービス産業実態調査	経済産業省調査統計グループ	
4	産業連関構造調査(サービス産業・非営利団体等投入調査)	総務省政策統括官(統計基準担当)	
5	産業連関構造調査(企業の管理活動等に関する実態調査)	〃	
6	平成17年産業連関表	総務省等	
7	業務資料	資源エネルギー庁	部内資料

8	(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構財務諸表	(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構	〃
---	------------------------	--------------------	---

2 生産額

プラントエンジニアリング業及び鉱物探査以外は、資料1から生産額を求めた。その際、警備業以外は、同業者間取引額及び同一企業間取引額を除外して生産額を求めた。

プラントエンジニアリング業の生産額は、資料3のエンジニアリング業務の国内売上高から、工事原価分を除外し、国内受注高の伸び率（23年/15年）を乗じて求めた。

鉱物探査の生産額は、17年表当時のような項目がなくなったことから、資源の直接的な調査経費と考えられる経費を使用することとした（資料7及び8）。石油天然ガス勘定では、国内石油天然ガス基礎調査受託事業費、金属鉱業一般勘定では、共同資源開発基礎調査受託事業、海洋鉱物資源調査受託事業、深海底資源基礎調査受託事業について鉱物探査として推計した。また、17年表は、用地費及び補償費を控除していたが、23、22年度は当該項目がなくなったことと、少額のため控除していない。

3 投入額

資料2、4及び5を使用して推計し、資料1の雇用者所得、その他の営業費用、資料6を参考に補完推計した。

4 産出額

プラントエンジニアリング業及び鉱物探査の生産額全額を、資本形成に産出した。これ以外については、資料6を参考に推計した。

VI 事務用品

事務用品については、各部門で普遍的に使用されること、企業会計上は一般的に消耗品として一括処理されることから、産業連関表作成上、仮設部門としている。

6811-00 事務用品

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	平成23年（17年基準）延長表	経済産業省調査統計グループ	
2	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

「事務用品」部門の生産金額は、既存の資料から推

計できないため、平成23年延長表における各列部門の投入係数と生産金額から推計した金額を積み上げて暫定の生産金額とした。

3 投入額

事務用品に該当する品目を特定し、資料2を参考に推計した。

4 産出額

資料2の各列部門の投入係数に、各列部門の生産額を乗じた額を暫定の産出額とした。

VII 商業

産業連関表における商業部門の生産額の概念は、他の部門と異なり、商品の取引に伴って付加されたマージン額である。

一般的に商品を仕入れ、これを販売することを業とする活動を商業とすれば、「売上額（商業販売額）－仕入額＝商業マージン」であり、この算式における商業マージンが産業連関表における商業の生産額になる。

5111-01 卸売

5112-01 小売

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	部内資料
2	経済センサス-活動調査	総務省、経済産業省	
3	中小企業基本実態調査	中小企業庁	
4	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

商業の生産額（＝マージン額）は、「商品販売額－商品仕入額」である。平成17年表までは、事業所ベースの販売額に企業ベースのマージン率を乗じて生産額を求めてきたが、平成23年表では「経済センサス-活動調査」の組替集計結果（資料1）を補正することにより推計した。

なお推計に使用する資料1は取扱品目別集計のみであり、事業所の産業細分類や中分類とのクロス表は存在しないため、従前のような産業別生産額は推計が不可能となった。

資料2「経済センサス-活動調査 第3-1表 産業（中分類）別民営事業所数、売上（収入）金額及び事業活動（22区分）別該当事業所数、売上（収入）金額（外国の会社及び法人でない団体を除く）－全国、都道府県、

大都市圏」(事業所に関する集計)から、事業活動別販売額を推計した。

再生資源卸売は産業連関表の再生資源回収・加工処理の範囲に含まれるため、「卸売」の生産額から控除した。

経済センサス-活動調査では、調剤薬局を小売業として調査しているが、産業連関表では調剤薬局は医療部門の範囲に含まれる。したがって、「小売業」の生産額から、調剤薬局分(厚生労働省推計)を控除した。

経済センサス-活動調査を用いた商品別推計値には、「パン」及び「菓子」についてのみ製造と非製造の別に数値がある。この両者の比較によると、原価率が大きく異なり、うち製造分については製造に必要な原材料等の計上のみであるため、原価率が低くなっている。このため、製造分についても非製造分と同率の原価率を適用し、原価率の適正化をはかった。「料理品」についても製造小売分が原価率を下げていると思われるため、農林水産省の推計額を利用し適正化をはかった。なお、これらの製造小売の製造活動分は、各々の製造部門の生産額に含まれる。

3 投入額

商業部門の投入推計額は雇用者所得、資本減耗引当、交際費、光熱費(電気、ガス)、水道、建設補修、損害保険、通信(郵便電話等)等の項目については、資料1及び3を使用して推計を行い、残りの項目は資料4の投入比率を使用して推計を行い、産出推計との調整を経て投入額を確定した。

4 産出額

商業の産出額(各列部門の商業投入額)は、コスト商業分を除けば、各列部門が投入した各財貨の購入額のうち商業マージン分(卸売、小売)を積み上げた額である。従って、商業部門の側からは第1段階では推計せず、各列部門側の商業投入推計額を暫定的に採用した。その後これを、「商業マージン表」(の作成過程で推計された各部門のマージン額の積み上げ額と置き換えた。

3 文部科学省担当部門

1119-04 学校給食(国公立)★★

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	学校給食実施状況調査	文部科学省スポーツ・青少年局	
2	子どもの学習費調査(22年度)	文部科学省生涯学習政策局	
3	地方財政統計年報	総務省自治財政局	
4	地方交付税制度解説	(財)地方財務協会	

2 生産額

(1) 保護者負担分

資料1及び2から、保護者負担分を求めた。
学校給食実施生徒数×平均給食費

(2) 公費負担分

資料3及び4から公費負担分を求めた。

(3) 社会資本減耗

内閣府推計額を使用

(4) 生産額

(1)+(2)+(3)

3 投入額

保護者負担分はすべて食材費に割り当て、産出側と調整を行い、投入額を推計した。

4 産出額

保護者負担分はすべて家計消費支出、公費負担分のうち国立分は中央政府個別的消費支出、公立分は地方政府個別的消費支出に産出した。

1119-05 学校給食(私立)★

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	学校給食実施状況調査	文部科学省スポーツ・青少年局	
2	子どもの学習費調査(22年度)	文部科学省生涯学習政策局	

2 生産額

(1) 保護者負担分

資料1及び2から、保護者負担分を求めた。
学校給食実施生徒数×平均給食費

(2) 学校法人負担分

公立学校の公費負担分の構成割合を利用し、推計した。

- (3) 生産額
(1) + (2)

3 投入額

保護者負担分はすべて食材費に割り当て、産出側と調整を行い、投入額を推計した。

4 産出額

保護者負担分はすべて家計消費支出、学校法人負担分は対家計民間非営利団体消費支出に産出した。

6311-01 学校教育（国公立）★★

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	学校基本調査（23、24年度）	文部科学省生涯学習政策局	
2	地方教育費調査（22、23会計年度）	〃	
3	業務資料	文部科学省生涯学習政策局	部内資料
4	業務資料	(独)日本スポーツ振興センター	部内資料

2 生産額

- (1) 国立学校（附属病院・附置研究所を除く）の経常経費

資料1及び4から、国立学校の経常経費を求めた。

消費的支出+図書購入費
-日本スポーツ振興センター共済掛金

- (2) 公立学校（附属病院・附置研究所を除く）の経常経費

資料2及び4から、公立学校の経常経費を求めた。

消費的支出+図書購入費-恩給費
-日本スポーツ振興センター共済掛金

- (3) 資本減耗引当

内閣府推計額を使用

資料3を用いて、各学校種別に案分した。

- (4) 生産額

(1) + (2) + (3)

3 投入額

資料1、2を用いて、各部門への投入額を推計した。

4 産出額

- (1) 資料1及び2から、家計消費支出（授業料・検定料・入学金等）を求めた。

- (2) 中央政府集合的消費支出・中央政府個別的消費支出を国立学校の生産額から家計消費支出と資本減耗引当を差し引いて求めた。

- (3) 地方政府個別的消費支出を公立学校の生産額から家計消費支出と資本減耗引当を差し引いて求めた。

6311-02 学校教育（私立）★

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	業務資料	日本私立学校振興・共済事業団	部内資料
2	今日の私学財政（22、23年度）	〃	
3	業務資料	(独)日本スポーツ振興センター	部内資料

2 生産額

- (1) 私立学校（附属病院・附置研究所を除く）の経常経費

資料1、2、3から経常経費を求めた。

消費的支出+図書購入費-奨学費
-日本スポーツ振興センター共済掛金

- (2) 資本減耗引当

資料2から資本減耗引当を求めた。

- (3) 生産額

(1) + (2)

3 投入額

資料1、2を用いて、各部門への投入額を推計した。

4 産出額

- (1) 資料1から、対民間非営利団体消費支出を求めた。
(2) 家計消費支出を生産額から(1)を差し引いて求めた。

6312-01 社会教育（国公立）★★

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	地方教育費調査（22、23会計年度）	文部科学省生涯学習政策局	
2	社会教育調査	〃	
3	国立国会図書館年報（22、23年度）	国立国会図書館	
4	独立行政法人決算報告書（22、23年度）	独立行政法人	

2 生産額

- (1) 国立施設の経常経費

資料3、4から経常経費を求めた。

各施設の歳出決算額-施設整備費-展示物購入費

- (2) 公立施設の経常経費
資料1から経常経費を求めた。
- (3) 資本減耗引当
内閣府推計額を使用
- (4) 生産額
(1) + (2) + (3)

3 投入額

資料1、3及び4を用いて、各部門への投入額を推計した。

4 産出額

平成23年表の産出額（構成比）を参考に暫定値を求め、投入側と調整を行った。

6312-02 社会教育（非営利）★

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス - 活動調査組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	部内資料
2	経済センサス - 活動調査	総務省、経済産業省	

2 生産額

資料1及び2により求めた売上（収入）金額を国内生産額とした。

3 投入額

平成23年表の投入額（構成比）を参考に暫定値を求め、産出側と調整を行った。

4 産出額

平成23年表の産出額（構成比）を参考に暫定値を求め、投入側と調整を行った。

6312-03 その他の教育訓練機関（国公立）★★

6312-04 その他の教育訓練機関（産業）

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス - 活動調査組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	部内資料
2	経済センサス - 活動調査	総務省、経済産業省	

2 生産額

資料1及び2により求めた売上（収入）金額を国内生産額とした。

3 投入額

平成23年表の投入額（構成比）を参考に暫定値を求

め、産出側と調整を行った。

4 産出額

平成23年表の産出額（構成比）を参考に暫定値を求め、投入側と調整を行った。

6321-01 自然科学研究機関（国公立）★★

6321-02 人文科学研究機関（国公立）★★

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	科学技術研究調査（23、24年度）	総務省統計局	
2	独立行政法人決算報告書（22、23年度）	独立行政法人	

2 生産額

- (1) 研究機関、国公立大学附置研究所の経常経費

資料1から、人件費、原材料費、リース料、その他の経費を求めた。

人件費+原材料費+リース料+その他の経費

- (2) 資料2から、独立行政法人の経常経費を求めた。

- (3) 資本減耗引当

内閣府推計額を使用

- (4) 生産額

(1) + (2) + (3)

3 投入額

資料1、2を用いて、各部門への投入額を推計した。

4 産出額

平成23年表の産出額（構成比）を参考に暫定値を求め、投入側と調整を行った。

6321-03 自然科学研究機関（非営利）★

6321-04 人文科学研究機関（非営利）★

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	科学技術研究調査（22、23年度）	総務省統計局	

2 生産額

- (1) 研究機関、私立大学附置研究所の経常経費

資料1から、人件費、原材料費、リース料、その他の経費を求めた。

人件費+原材料費+リース料+その他の経費

- (2) 資本減耗引当

資料1から、有形固定資産購入費を求め、減価償却率を乗じた。

- (3) 生産額

(1) + (2)

3 投入額

資料1を用いて、各部門への投入額を推計した。

4 産出額

平成23年表の産出額（構成比）を参考に暫定値を求め、投入側と調整を行った。

6321-05 自然科学研究機関（産業）

6321-06 人文科学研究機関（産業）

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	科学技術研究調査 (22、23年度)	総務省統計局	

2 生産額

(1) 研究機関の経常経費

資料1から、人件費、原材料費、リース料、その他の経費を求めた。

$$\text{人件費} + \text{原材料費} + \text{リース料} + \text{その他の経費}$$

(2) 資本減耗引当

資料1から、有形固定資産購入費を求め、減価償却率を乗じた。

(3) 生産額

$$(1) + (2)$$

3 投入額

資料1を用いて、各部門への投入額を推計した。

4 産出額

平成23年表の産出額（構成比）を参考に暫定値を求め、投入側と調整を行った。

6322-01 企業内研究開発

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	科学技術研究調査 (22、23年度)	総務省統計局	

2 生産額

資料1から、特殊法人・独立行政法人、学術研究機関を除く全産業の人件費、原材料費、リース料、その他の経費を求めた。

$$\text{人件費} + \text{原材料費} + \text{リース料} + \text{その他の経費}$$

3 投入額

資料1を用いて、各部門への投入額を推計した。

4 産出額

平成23年表の産出額（構成比）を参考に暫定値を求め、投入側と調整を行った。

4 財務省担当部門

1121-01 清酒

1121-02 ビール類

1121-03 ウィスキー類

1121-09 その他の酒類

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	産業連関構造調査 (酒類製造業投入調査)	財務総合研究所調査統計部	
2	国税庁統計年報書	国税庁長官官房企画課	

2 生産額

原則として、次の算式により算出した。

$$(\text{数量}) \times (\text{平均単価}) = (\text{生産額})$$

資料2から得られた平成22年度及び平成23年度の各酒類の生産数量を月割計算により暦年ベースに換算し、生産数量を推計した。

資料1、2及び国税庁のヒアリング等から平均単価を推計した。

3 投入額

資料1の調査結果に基づき産業連関表の各部門に分類のうえ、生産額規模へ拡大して推計した。その際、資料1において区分されていない部門については、企業へのヒアリング、他省庁の調査結果等を参考に既存の部門を再区分し、推計した。

4 産出額

他省庁の投入額推計に基づき各列部門に分類し、推計した。

なお、商業マージンについては、資料1と国税庁の部内資料及びヒアリングに基づき算出した。

1141-01 たばこ

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス - 活動調査組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	部内資料

2 生産額

資料1に基づき推計した。

3 投入額

資料1及び日本たばこ産業(株)へのヒアリングに基づき推計した。

4 産出額

他部門投入額及び日本たばこ産業㈱へのヒアリングに基づき推計した。

2029-03 塩

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	部内資料
2	塩需給実績	財務省理財局	

2 生産額

資料1に基づき推計した。

3 投入額

資料1及び塩事業者数社へのヒアリングに基づき推計した。

4 産出額

資料2、他部門推計額及び塩事業者数社へのヒアリングに基づき推計した。

6699-01 法務・財務・会計サービス

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	部内資料
2	産業連関構造調査(サービス産業・非営利団体等投入調査)	〃	

2 生産額

資料1の推計資料(補正)による。

3 投入額

資料2に基づき推計した。

4 産出額

資料2及び他部門推計額に基づき推計した。

5 厚生労働省担当部門

2071-01 医薬品

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	薬事工業生産動態統計年報	厚生労働省医政局	
2	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	部内資料
3	産業連関構造調査(医療業・社会福祉事業等投入調査)	厚生労働省統計情報部	
4	貿易統計組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	部内資料
5	DATA BOOK 2013	日本製薬工業協会	
6	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

- ① 資料1による医薬品及び医薬部外品の生産額
- ② 資料2による動物用医薬品及び医薬部外品の生産額
- ③ 資料2による半製品・仕掛品在庫増減額
- ④ ①～③の合計額を国内生産額とした。

3 投入額

上記2により推計した生産額に、資料3及び資料5により求めた構成比を乗じて大枠を推計し、資料6を参考に基本分類へ配分した。

4 産出額

資料1により医薬品の国内供給額を医療用医薬品とその他の医薬品(一般医薬品・配置用家庭薬)に分割し、投入側の需要により医療用医薬品を医療部門及び介護部門へ、資料6を参考にその他の医薬品及び医薬部外品を家計消費支出等へ配分した。動物用医薬品・医薬部外品については、獣医業、畜産等部門へ配分した。

また、資料2により上記以外を生産者製品在庫純増及び半製品・仕掛品在庫純増へ、資料4により輸出(普通貿易)、(控除)輸入(普通貿易)及び関税へ配分した。

4711-01 上水道・簡易水道

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	地方財政統計年報(22、23年度)	総務省自治財政局	
2	水道統計(22、23年度)	厚生労働省健康局	
3	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

資料1による地方公共団体の上水道・簡易水道事業における営業収益額(ただし、受託工事収入は除く。)を暦年換算し、国内生産額とした。

なお、暦年換算は次式によった。

$$\begin{aligned} \text{平成23年生産額} &= \text{平成22年度生産額} \times 0.25 \\ &+ \text{平成23年度生産額} \times 0.75 \end{aligned}$$

3 投入額

上記2により推計した生産額に、資料1及び2により求めた構成比を乗じて大枠を推計し、資料3を参考に基本分類へ配分した。

4 産出額

水道用水供給における給水収益を自己産出分とし、残額を資料2及び3を参考に投入側の需要により基本分類へ配分した。

6411-01 医療(入院診療)

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民医療費(22、23年度)	厚生労働省統計情報部	
2	医療費の動向調査(概算医療費データベース)(22年4月~24年3月)	厚生労働省保険局	
3	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	部内資料
4	医療経済実態調査(医療機関等調査)(第18、19回)	中央社会保険医療協議会	
5	病院経営実態調査	全国公私病院連盟、日本病院会	
6	産業連関構造調査(医療業・社会福祉事業等投入調査)	厚生労働省統計情報部	
7	健康保険・船員保険事業年報(22、23年度)	厚生労働省保険局	

8	国民健康保険事業年報(22、23年度)	〃	
9	後期高齢者医療事業年報(22、23年度)	〃	
10	国家公務員共済組合事業統計年報(22、23年度)	財務省主計局	
11	地方公務員共済組合等事業年報(22、23年度)	総務省自治行政局	
12	私学共済制度統計要覧(22、23年度)	日本私立学校振興・共済事業団	
13	医療保険に関する基礎資料(22、23年度)	厚生労働省保険局	
14	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

- ① 資料1による診療種別・制度別・70歳未満及び70歳以上別の医療費について、資料2を用いて上記区分毎に暦年換算した額を算出
- ② ①で算出した額のうち、保険診療相当分(公害医療、労災保険及び自賠責を除く。)について、資料2を用いて病院・診療所別に案分し医療機関毎に集計した額を算出
- ③ ②で算出した額に、資料3により求めた保険診療収入と保険外診療収入の比率を用いて算出した保険外診療分を加算した額を、病院・診療所別に算出
- ④ ③で算出した額を、資料4により求めた比率でそれぞれ入院、入院外及び歯科に案分
- ⑤ ④で算出した病院及び診療所の入院分を合計し、国内生産額とした。

3 投入額

上記2により推計した生産額に、資料4~6により求めた構成比を乗じて大枠を推計し、資料14を参考に基本分類へ配分した。

4 産出額

- ① 上記2の①で算出したもののうち、入院診療の医療給付分を全て中央政府個別的消費支出へ配分した。
- ② 上記2の①で算出したもののうち、療養費等の医療給付分にも一般診療分が含まれることから、資料7~13による療養費・移送費の内訳を使用して一般診療分を抽出し、資料2により求めた比率を用いて案分した入院診療分を中央政府個別的消費支出に配分した。
- ③ 国内生産額から①及び②を除いた残額は、資料14を参考に主に家計消費支出へ配分した。

6411-02 医療（入院外診療）

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民医療費（22、23年度）	厚生労働省統計情報部	部内資料
2	医療費の動向調査（概算医療費データベース）（22年4月～24年3月）	厚生労働省保険局	
3	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	
4	医療経済実態調査（医療機関等調査）（第18、19回）	中央社会保険医療協議会	
5	病院経営実態調査	全国公私病院連盟、日本病院会	
6	産業連関構造調査（医療業・社会福祉事業等投入調査）	厚生労働省統計情報部	
7	健康保険・船員保険事業年報（22、23年度）	厚生労働省保険局	
8	国民健康保険事業年報（22、23年度）	〃	
9	後期高齢者医療事業年報（22、23年度）	〃	
10	国家公務員共済組合事業統計年報（22、23年度）	財務省主計局	
11	地方公務員共済組合等事業年報（22、23年度）	総務省自治行政局	
12	私学共済制度統計要覧（22、23年度）	日本私立学校振興・共済事業団	
13	医療保険に関する基礎資料（22、23年度）	厚生労働省保険局	
14	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

- ① 資料1による診療種別・制度別・70歳未満及び70歳以上別の医療費について、資料2を用いて上記区分ごとに暦年換算した額を算出
- ② ①で算出した額のうち、保険診療相当分（公害医療、労災保険及び自賠責を除く。）について、資料2を用いて病院・診療所別に案分し医療機関ごとに集計した額を算出
- ③ ②で算出した額に、資料3により求めた保険診療

収入と保険外診療収入の比率を用いて算出した保険外診療分を加算した額を、病院・診療所別に算出

- ④ ③で算出した額を、資料4により求めた比率でそれぞれ入院、入院外及び歯科に案分
 - ⑤ ④で算出した病院及び診療所の入院外分を合計し、国内生産額とした。
- 3 投入額
- 上記2により推計した生産額に、資料4～6により求めた構成比を乗じて大枠を推計し、資料14を参考に基本分類へ配分した。
- 4 産出額
- ① 上記2の①で算出したもののうち、入院外診療の医療給付分を全て中央政府個別的消費支出へ配分した。
 - ② 上記2の①で算出したもののうち、療養費等の医療給付分にも一般診療分が含まれることから、資料7～13による療養費・移送費の内訳を使用して一般診療分を抽出し、資料2により求めた比率を用いて案分した入院外診療分を中央政府個別的消費支出に配分した。
 - ③ 国内生産額から①及び②を除いた残額は、資料14を参考に主に家計消費支出へ配分した。

6411-03 医療（歯科診療）

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民医療費（22、23年度）	厚生労働省統計情報部	部内資料
2	医療費の動向調査（概算医療費データベース）（22年4月～24年3月）	厚生労働省保険局	
3	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	
4	医療経済実態調査（医療機関等調査）（第18、19回）	中央社会保険医療協議会	
5	病院経営実態調査	全国公私病院連盟、日本病院会	
6	産業連関構造調査（医療業・社会福祉事業等投入調査）	厚生労働省統計情報部	
7	健康保険・船員保険事業年報（22、23年度）	厚生労働省保険局	
8	国民健康保険事業年報（22、23年度）	〃	

9	後期高齢者医療事業年報（22、23年度）	”
10	国家公務員共済組合事業統計年報（22、23年度）	財務省主計局
11	地方公務員共済組合等事業年報（22、23年度）	総務省自治行政局
12	私学共済制度統計要覧（22、23年度）	日本私立学校振興・共済事業団
13	医療保険に関する基礎資料（22、23年度）	厚生労働省保険局
14	平成17年産業連関表	総務省等

2 生産額

- ① 資料1による診療種別・制度別・70歳未満及び70歳以上別の医療費について、資料2を用いて上記区分ごとに暦年換算した額を算出
- ② ①で算出した額のうち、保険診療相当分（公害医療、労災保険及び自賠責を除く。）について、資料2を用いて病院・診療所別に案分し医療機関毎に集計した額を算出
- ③ ②で算出した額に、資料3により求めた保険診療収入と保険外診療収入の比率を用いて算出した保険外診療分を加算した額を、病院・診療所別に算出
- ④ ③で算出した額を、資料4により求めた比率でそれぞれ入院、入院外及び歯科に案分
- ⑤ ④で算出した病院及び診療所の歯科分を合計し、国内生産額とした。

3 投入額

上記2により推計した生産額に、資料4～6により求めた構成比を乗じて大枠を推計し、資料14を参考に基本分類へ配分した。

4 産出額

- ① 上記2の①で算出したもののうち、歯科診療の医療給付分を全て中央政府個別的消費支出へ配分した。
- ② 上記2の①で算出したもののうち、療養費等の医療給付分にも一般診療分が含まれることから、資料7～13による療養費・移送費の内訳を使用して一般診療分を抽出し、資料2により求めた比率を用いて案分した歯科診療分を中央政府個別的消費支出に配分した。
- ③ 国内生産額から①及び②を除いた残額は、資料14を参考に主に家計消費支出へ配分した。

6411-04 医療（調剤）

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民医療費（22、23年度）	厚生労働省統計情報部	部内資料
2	医療費の動向調査（概算医療費データベース）（22年4月～24年3月）	厚生労働省保険局	
3	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	
4	医療経済実態調査（医療機関等調査）（第18、19回）	中央社会保険医療協議会	
5	産業連関構造調査（医療業・社会福祉事業等投入調査）	厚生労働省統計情報部	
6	健康保険・船員保険事業年報（22、23年度）	厚生労働省保険局	
7	国民健康保険事業年報（22、23年度）	”	
8	後期高齢者医療事業年報（22、23年度）	”	
9	国家公務員共済組合事業統計年報（22、23年度）	財務省主計局	
10	地方公務員共済組合等事業年報（22、23年度）	総務省自治行政局	
11	私学共済制度統計要覧（22、23年度）	日本私立学校振興・共済事業団	
12	医療保険に関する基礎資料（22、23年度）	厚生労働省保険局	
13	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

- ① 資料1による診療種別・制度別・70歳未満及び70歳以上別の医療費について、資料2を用いて上記区分ごとに暦年換算した額を算出
- ② ①で算出した額に、資料4により求めた比率を用いて算出した保険外診療分を加算。ただし、資料4では保険外診療分について一般用医薬品の販売収益等の医療以外の分が含まれているため、資料3により求めた薬局の事業別収入の比率を用いて、保険診療分に保険外診療分を加算するための比率を補正
- ③ ②で算出した数値を国内生産額とした。

3 投入額

上記2により推計した生産額に、資料4及び5により求めた構成比を乗じて大枠を推計し、資料13を参考に基本分類へ配分した。

4 産出額

- ① 上記2の①で算出したもののうち、調剤の医療給付分を全て中央政府個別的消費支出へ配分した。
- ② 上記2の①で算出したもののうち、療養費等の医療給付分にも一般診療分が含まれることから、資料6～12による療養費・移送費の内訳を使用して一般診療分を抽出し、資料2により求めた比率を用いて案分した調剤分を中央政府個別的消費支出に配分した。
- ③ 国内生産額から①及び②を除いた残額は、資料13を参考に主に家計消費支出へ配分した。

6411-05 医療（その他の医療サービス）

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民医療費（22、23年度）	厚生労働省統計情報部	
2	医療費の動向調査（概算医療費データベース）（22年4月～24年3月）	厚生労働省保険局	
3	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	部内資料
4	経済センサス-活動調査	総務省、経済産業省	
5	産業連関構造調査（医療業・社会福祉事業等投入調査）	厚生労働省統計情報部	
6	健康保険・船員保険事業年報（22、23年度）	厚生労働省保険局	
7	国民健康保険事業年報（22、23年度）	〃	
8	後期高齢者医療事業年報（22、23年度）	〃	
9	国家公務員共済組合事業統計年報（22、23年度）	財務省主計局	
10	地方公務員共済組合等事業年報（22、23年度）	総務省自治行政局	
11	私学共済制度統計要覧（22、23年度）	日本私立学校振興・共済事業団	

12	医療保険に関する基礎資料（22、23年度）	厚生労働省保険局	
13	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

- ① 資料1による診療種別・制度別・70歳未満及び70歳以上別の医療費について、資料2を用いて上記区分毎に暦年換算した額を算出
- ② ①で算出した額のうち、訪問看護療養費の保険診療相当分（公害医療、労災保険及び自賠責を除く。）に、資料3により求めた保険診療収入と保険外診療収入の比率を用いて算出した保険外診療分を加算した額を、看護業の国内生産額とした。
- ③ 看護業以外については、資料3及び4により求めた売上（収入）金額を国内生産額とした。
- ④ ②及び③を合計し、本部門の国内生産額とした。

3 投入額

上記2により推計した生産額に、資料4及び5により求めた構成比を乗じて大枠を推計し、資料13を参考に基本分類へ配分した。

4 産出額

- ① 上記2の①で算出したもののうち、訪問看護療養費の医療給付分を全て中央政府個別的消費支出へ配分した。
- ② 上記2の①で算出したもののうち、療養費等の医療給付分には一般診療分が含まれることから、資料6～12による療養費・移送費の内訳を使用して一般診療分を控除し、残りを本部門相当分として中央政府個別的消費支出に配分した。
- ③ 内生部門は投入側の需要により各部門へ配分した。
- ④ 国内生産額から①～③を除いた残額は、資料13を参考に主に家計消費支出へ配分した。

6421-01 保健衛生（国公立）★★

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	歳出決算報告書（22、23年度）	財務省主計局	
2	地方財政統計年報（22、23年度）	総務省自治財政局	
3	経済センサス-活動調査	総務省、経済産業省	
4	産業連関構造調査（医療業・社会福祉事業等投入調査）	厚生労働省統計情報部	
5	経済センサス-基礎調査	総務省統計局	

6	労働力調査（21年6月、23年）	総務省統計局
7	財政金融統計月報国有財産特集（24年2月号）	財務総合政策研究所
8	平成17年産業連関表	総務省等

2 生産額

- ① 資料1による検疫所の消費的支出を暦年換算した額
- ② 資料2による保健所の消費的支出を暦年換算した額
- ③ 資料3により求めた健康相談施設及びその他の保健衛生の従業者1人当たり売上総額（会社以外の法人及び法人でない団体）に、資料4による費用対売上比率、並びに資料5及び6により求めた保健衛生の国・地方公共団体における平成23年平均従業者数を乗じた額
- ④ 資料7による減価償却費
- ⑤ ①～④の合計額に、平成17年表作成時に推計したソフトウェアの減価償却費と国内生産額（ただし、ソフトウェアの減価償却費を除く。）の比率を乗じて推計したソフトウェアの減価償却費
- ⑥ ①～⑤の合計額を国内生産額とした。なお、①及び②の暦年換算は次式によった。

$$\begin{aligned} \text{平成23年生産額} &= \text{平成22年度生産額} \times 0.25 \\ &+ \text{平成23年度生産額} \times 0.75 \end{aligned}$$

3 投入額

上記2により推計した生産額に、資料1、2、4及び7により求めた構成比を乗じて大枠を決め、資料8を参考に基本分類へ配分した。

4 産出額

資料1、2、7及び8を参考に中央政府個別的消費支出と地方政府個別的消費支出へ、内生部門は投入側の需要により各部門へ配分した。

※ 検疫所は国の機関のみ、保健所、健康相談施設及びその他の保健衛生は地方機関のみである。

6421-02 保健衛生（産業）

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	部内資料
2	経済センサス-活動調査	総務省、経済産業省	
3	産業連関構造調査（医療業・社会福祉事業等投入調査）	厚生労働省統計情報部	
4	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

資料1による保健衛生事業の収入額を国内生産額とした。

3 投入額

上記2により推計した生産額に、資料1及び3により求めた構成比を乗じて大枠を推計し、資料4を参考に基本分類へ配分した。

4 産出額

上記2により推計した生産額に、資料1及び2により求めた相手先別収入額の構成比を乗じて中間需要部門及び最終需要部門への配分割合の大枠を推計し、資料4を参考に投入側の需要により基本分類へ配分した。

6431-01 社会保険事業★★

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	特別会計決算参照書（22、23年度）	財務省主計局	
2	国民健康保険事業年報（22、23年度）	厚生労働省保険局	
3	介護保険事業状況報告（22、23年度）	厚生労働省老健局	
4	地方財政統計年報（22、23年度）	総務省自治財政局	
5	健康保険・船員保険事業年報（22、23年度）	厚生労働省保険局	
6	健康保険組合連合会一般会計収入支出決算書（22、23年度）	健康保険組合連合会	
7	国家公務員共済組合事業統計年報（22、23年度）	財務省主計局	
8	地方公務員共済組合等事業年報（22、23年度）	総務省自治行政局	
9	日本私立学校振興・共済事業団財務諸表（22、23年度）	日本私立学校振興・共済事業団	
10	基金年報（22、23年度）	社会保険診療報酬支払基金	
11	都道府県国民健康保険団体連合会事業の概況（23、24年）	国民健康保険中央会	
12	国民健康保険中央会収支決算書（22、23年度）	国民健康保険中央会	
13	日本年金機構財務諸表（22、23年度）	日本年金機構	

14	年金積立金管理運用独立行政法人財務諸表 (22、23年度)	年金積立金管理運用独立行政法人
15	国民年金基金連合会決算 (22、23年度)	国民年金基金連合会
16	厚生労働白書 (24年)	厚生労働省
17	企業年金実態調査	企業年金連合会
18	財政・事業運営実態調査結果	〃
19	企業年金連合会決算書 (22、23年度)	〃
20	石炭鉱業年金基金決算書 (22、23年度)	石炭鉱業年金基金
21	農業者年金基金法人単位財務諸表 (22、23年度)	農業者年金基金
22	地方公務員災害補償基金普通補償経理決算 (22、23年度)	地方公務員災害補償基金
23	消防団員等公務災害補償等共済基金損益計算書 (22、23年度)	消防団員等公務員災害補償基金
24	官報	国立印刷局
25	日本鉄道共済組合の決算 (22、23年度)	日本鉄道共済組合
26	農林漁業団体職員共済組合財務諸表等 (22、23年度)	農林漁業団体職員共済組合
27	日本製鉄八幡共済組合業務・財務等に関する資料 (22、23年度)	日本製鉄八幡共済組合
28	独立行政法人勤労者退職金共済機構財務諸表 (22、23年度)	独立行政法人勤労者退職金共済機構
29	独立行政法人中小企業基盤整備機構勘定別財務諸表 (22、23年度)	独立行政法人中小企業基盤整備機構
30	産業連関構造調査 (サービス産業・非営利団体等投入調査)	総務省政策統括官 (統計基準担当)
31	平成17年産業連関表	総務省等

2 生産額

- ① 資料1～4による国及び地方公共団体が行う社会保険事業の消費的支出を暦年換算した額
- ② 内閣府による減価償却費推計額
- ③ 資料2、5～15及び18～29による非営利団体が行

う社会保険事業の消費的支出を暦年換算した額

- ④ 資料17及び18による厚生年金基金及び確定給付企業年金の年金経理費用を基金数で除して得られる1基金当たり年金経理費用に、資料16による基金数を乗じて得られた厚生年金基金及び確定給付企業年金の年金経理費用を暦年換算した額

- ⑤ ①～④の合計額を国内生産額とした。

3 投入額

資料1、5～15、19～23及び26～29の内訳で得られた額を基本分類に配分した。また、内訳が得られなかった部分については、資料30により求めた構成比を乗じて大枠を推計し、資料31を参考に基本分類へ配分した。

4 産出額

資料1～29を参考に、地方が行う社会保険事業分を地方政府個別的消費支出へ、それ以外が行う社会保険事業分を中央政府個別的消費支出へ配分した。

6431-02 社会福祉 (国公立) ★★

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	一般会計決算報告書 (22、23年度)	財務省主計局	
2	厚生労働省所管歳出予算要求額明細書 (22～24年度)	厚生労働省会計課	
3	社会福祉施設等調査	厚生労働省統計情報部	
4	地方財政統計年報 (22、23年度)	総務省自治財政局	
5	地方公務員給与の実態 (23、24年)	総務省自治行政局	
6	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園損益計算書 (22、23年度)	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	
7	産業連関構造調査 (医療業・社会福祉事業等投入調査)	厚生労働省統計情報部	
8	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

- ① 資料1による国立更生援護機関諸施設の運営費を暦年換算した額
- ② 資料2による社会福祉諸施設の運営費 (措置費国庫負担額+措置費地方負担額+費用徴収額) を暦年換算し、これを資料3による社会福祉諸施設の総定員に占める公営施設定員の比率を乗じて推計した額

- ③ 資料4による老人福祉諸施設、保育所及び児童厚生諸施設の運営費を暦年換算した額
- ④ 資料4及び5による福祉事務所の経費を暦年換算した額
- ⑤ 資料6による国立重度知的障害者総合施設の消費的支出を暦年換算した額
- ⑥ 内閣府推計値による減価償却費
- ⑦ ①～⑥の合計額を国内生産額とした。

なお、①～⑤の暦年換算は次式によった。

$$\begin{aligned} \text{平成23年生産額} &= \text{平成22年度生産額} \times 0.25 \\ &+ \text{平成23年度生産額} \times 0.75 \end{aligned}$$

3 投入額

上記2により推計した生産額に、資料1、3、4及び7により求めた構成比を乗じて大枠を推計し、資料8を参考に基本分類へ配分した。

4 産出額

資料1～6及び8を参考に、社会福祉諸施設の費用徴収額は家計消費支出へ、残額を経営主体に応じて中央政府個別的消費支出及び地方政府個別的消費支出へ配分した。

6431-03 社会福祉（非営利）★

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	部内資料
2	経済センサス-活動調査	総務省、経済産業省	
3	産業連関構造調査（医療業・社会福祉事業等投入調査）	厚生労働省統計情報部	
4	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

資料1による社会福祉事業の費用総額（運営費）に、資料2により求めた非営利団体による事業収入額の（全経営組織に占める）構成比を乗じ、これを国内生産額とした。

3 投入額

上記2により推計した生産額に、資料1及び3により求めた構成比を乗じて大枠を推計し、資料4を参考に基本分類へ配分した。

4 産出額

資料1、3及び4を参考に費用徴収額を家計消費支出へ、残額を対家計民間非営利団体消費支出へ配分した。

6431-04 社会福祉（産業）

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	部内資料
2	経済センサス-活動調査	総務省、経済産業省	
3	産業連関構造調査（医療業・社会福祉事業等投入調査）	厚生労働省統計情報部	
4	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

資料1による社会福祉事業の収入額に、資料2により求めた会社や個人等による事業収入額の（全経営組織に占める）構成比を乗じ、これを国内生産額とした。

3 投入額

上記2により推計した生産額に、資料1及び3により求めた構成比を乗じて大枠を推計し、資料4を参考に基本分類へ配分した。

4 産出額

資料1及び4を参考に費用徴収額を家計消費支出へ、残額を家計外消費支出へ配分した。

6441-01 介護（施設サービス）

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	介護給付費支払状況	国民健康保険中央会	
2	介護事業経営実態調査	厚生労働省老健局	
3	介護保険事業状況報告（22、23年度）	〃	
4	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

資料1による月別介護費（保険給付額＋公費負担額＋利用者負担額）の合計額を国内生産額とした。

3 投入額

上記2により推計した生産額に、資料2により求めた構成比を乗じて大枠を推計し、資料4を参考に基本分類へ配分した。

4 産出額

資料3により介護給付額を中央政府個別的消費支出へ、残額を家計消費支出へ配分した。

6441-02 介護(施設サービスを除く。)

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	介護給付費支払状況	国民健康保険中央会	
2	介護事業経営実態調査	厚生労働省老健局	
3	介護保険事業状況報告(22、23年度)	"	
4	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

資料1による月別介護費(保険給付額+公費負担額+利用者負担額)の合計額等を国内生産額とした。

3 投入額

上記2により推計した生産額に、資料2により求めた構成比を乗じて大枠を推計し、資料4を参考に基本分類へ配分した。

4 産出額

資料3により介護給付額を中央政府個別的消費支出へ、市町村特別給付を地方政府個別的消費支出へ、残額を家計消費支出へ配分した。

3 投入額

上記2により推計した生産額に資料2及び3により求めた構成比を乗じて大枠を推計し、資料6を参考に基本分類へ配分した

4 産出額

上記2により推計した生産額に、資料2及び4により推計した産業別派遣労働者数に資料5により推計した産業別派遣労働者一人平均受入関係費用を乗じた額の構成比を乗じて大枠を推計し、資料6を参考に基本分類へ配分した。

ただし、資料5については公表されているものが産業大分類のみであったため、産業中分類別の特別集計を、厚生労働省 大臣官房統計情報部 雇用・賃金福祉統計課 賃金福祉統計室に依頼し、提供されたデータを使用した。

6699-03 労働者派遣サービス

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	労働者派遣事業報告(22、23年度)	厚生労働省職業安定局	
2	経済センサス-活動調査	総務省、経済産業省	
3	産業連関構造調査(サービス産業・非営利団体等投入調査)	総務省政策統括官(統計基準担当)	
4	経済センサス-基礎調査	総務省統計局	
5	就労条件総合調査特別集計	厚生労働省統計情報部	部内資料
6	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

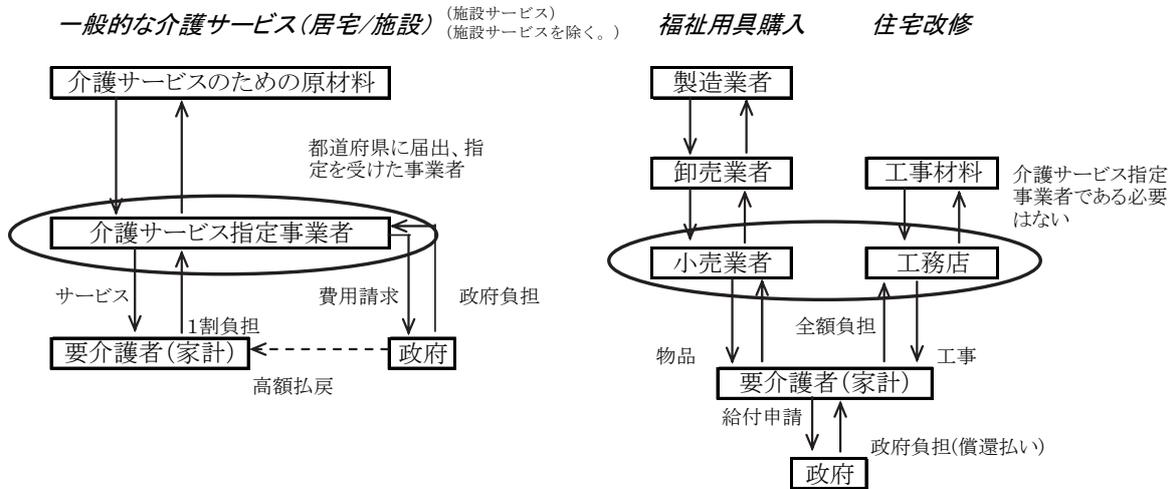
資料1による年間売上高を暦年換算した額を国内生産額とした。

なお、暦年換算は次式によった。

$$\begin{aligned} \text{平成23年生産額} &= \text{平成22年度売上高} \times 0.25 \\ &+ \text{平成23年度売上高} \times 0.75 \end{aligned}$$

介護部門の表章の仕方

①介護保険におけるサービスと費用の流れ



福祉用具購入のサービス提供者（小売店等）と住宅改修のサービス提供者（工務店等）は介護サービス指定事業者である必要がなく、介護部門から付加価値が発生するわけではない。

介護保険を利用した福祉用具購入及び住宅改修は、概念的には「介護（施設サービスを除く。）」の範囲であるが、これらの生産額は当該部門では計上せず、福祉用具は「各種財」で、住宅改修は「建設補修」を経由して「住宅賃貸料（帰属家賃）」で計上

②表章の仕方

想定：国内生産額100

	介護	・・・	内生部門計	家計消費支出	中央政府個別消費支出	国内生産額
介護			0	10	90	100
内生部門計	30					
粗付加価値額	70					
国内生産額	100					

介護保険給付額は中央政府個別消費支出へ、自己負担額は家計消費支出へ産出する。

介護保険の運営主体は地方政府（市町村）であるが、社会保障基金として国全体から給付が行われ、その財政は国一括で運営されているため、給付額（市町村特別給付以外）は中央政府個別消費支出に全額計上している。なお、市町村特別給付は、地方政府個別消費支出に計上している。

介護から「福祉用具貸与」分を抜き出すと

想定：上の国内生産額100のうち、福祉用具貸与の生産額は10
物品賃貸業の生産額は1000で、うち介護用品の貸与が10

	介護	物品賃貸業	・・・	内生部門計	家計消費支出	中央政府個別消費支出	国内生産額
介護				0	1	9	10
物品賃貸業	10						1000
内生部門計	10						
粗付加価値額	0						
国内生産額	10	1000					

貸与物品「歩行器」及び「歩行補助杖」の貸与額は「6611-011産業用機械器具（建設機械器具を除く。）賃借業」、その他は「6611-015スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業」から介護（施設サービスを除く。）へ産出となる。

物品賃貸業は家計と中央政府から直接レンタル料を受け取っているが、「物品賃貸業を一旦介護に産出し、介護を経由して家計消費支出と中央政府個別消費支出へ産出させる」形で計上する。（トランスファー方式）

この方式は、分析上の観点からみると、「物品賃貸業に対する需要は介護に対して影響を及ぼさないが、介護に対する需要は物品賃貸業の生産を誘発する」という結果を引き起こすこととなる。

③介護保険による福祉用具購入費と住宅改修費の表章の仕方

◆福祉用具購入費（介護の国内生産額には含まれていない）

「福祉用具購入費」分を抜き出すと

想定：福祉用具を製造する部門は生産額10、それを介護保険を利用して家計が購入した。

	・・・	内生部門計	家計消費支出	中央政府個別的消費支出	国内生産額
福祉用具を製造する部門		0	1	9	10
）					
内生部門計					
粗付加価値額					
国内生産額					

福祉用具を製造する部門から、介護保険給付額は中央政府個別的消費支出へ、自己負担額は家計消費支出へ産出する。

福祉用具の種類	基本分類(福祉用具を製造する部門)	
腰掛便座	2211-019	その他のプラスチック製品
特殊尿器	3114-011	医療用機械器具
入浴補助用具 (すのこ、いす、手すり、 台など)	1619-091	建設用木製品
	1621-011	木製家具
	1621-099	その他の家具・装備品
	2211-019	その他のプラスチック製品
	2812-011	建築用金属製品
簡易浴槽	3919-099	その他の製造工業製品
移動用リフトの吊り具部分	3112-019	その他のサービス用機器

※介護保険による福祉用具が含まれる基本分類は上記のようになる。

なお、この基本分類の各部門には、介護保険の対象にならないものも含まれているので、家計消費支出と中央政府個別的消費支出の割合は1:9ではなく、家計の割合が高くなっている。

◆住宅改修費（介護の国内生産額には含まれていない）

「住宅改修費」を抜き出すと

想定：家1軒、介護用住宅改修費10、想定帰属家賃100

	住宅賃貸料 (帰属家賃)	・・・	内生部門計	家計消費支出	中央政府個別的消費支出	国内生産額
建設補修	10		10			
住宅賃貸料(帰属家賃)			0	91	9	100
）						
内生部門計	10					
粗付加価値額	90					
国内生産額	100					

建設補修を経由して住宅賃貸料(帰属家賃)で計上し、介護保険給付額は中央政府個別的消費支出へ、自己負担額は家計消費支出へ産出する。

介護保険による住宅改修は賃貸住宅でも可能であるが、持ち家の改修分と賃貸住宅の改修分を分割する資料がないため、住宅賃貸料(帰属家賃)に一括計上している。

6699-04 建物サービス

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	部内資料
2	産業連関構造調査（サービス産業・非営利団体等投入調査）	〃	
3	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

資料1から得られた売上（収入）金額を国内生産額とした。

3 投入額

上記2により推計した生産額に、資料1及び2により求めた構成比を乗じて大枠を推計し、資料3を参考に基本分類へ配分した。

4 産出額

上記2により推計した生産額に、資料1により求めた相手先別収入額の構成比を乗じて大枠を推計し、資料3を参考に投入側の需要により基本分類へ配分した。

6711-01 宿泊業

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	部内資料
2	経済センサス-活動調査	総務省、経済産業省	
3	中小企業実態基本調査（24年）	中小企業庁事業環境部	
4	産業連関構造調査（サービス産業・非営利団体等投入調査）	総務省政策統括官（統計基準担当）	
5	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

資料1及び2により求めた売上（収入）金額を国内生産額とした。

3 投入額

上記2により推計した生産額に、資料1、3及び4により求めた構成比を乗じて大枠を推計し、資料5を参考に基本分類へ配分した。

4 産出額

上記2により推計した生産額に、資料1により求めた相手先別収入額の構成比を乗じて大枠を推計し、資料5を参考に投入側の需要により基本分類へ配分した。

6721-01 飲食サービス

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	部内資料
2	経済センサス-活動調査	総務省、経済産業省	
3	中小企業実態基本調査（24年）	中小企業庁事業環境部	
4	産業連関構造調査（サービス産業・非営利団体等投入調査）	総務省政策統括官（統計基準担当）	
5	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

資料1及び2により求めた売上（収入）金額を国内生産額とした。

3 投入額

上記2により推計した生産額に、資料1、3及び4により求めた構成比を乗じて大枠を推計し、資料5を参考に基本分類へ配分した。

4 産出額

飲食サービスのうち、配達飲食サービスの一つである給食サービスについては、投入側の需要により内生部門（中間需要部門）の基本分類へ配分した。

上記給食サービス以外については、資料1及び5を参考に主に家計外消費支出と家計消費支出へ配分した。

6731-01 洗濯業

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	部内資料
2	経済センサス-活動調査	総務省、経済産業省	
3	産業連関構造調査（サービス産業・非営利団体等投入調査）	総務省政策統括官（統計基準担当）	
4	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

資料1及び2により求めた売上（収入）金額を国内生産額とした。

3 投入額

上記2により推計した生産額に、資料1及び3により求めた構成比を乗じて大枠を推計し、資料4を参考に基本分類へ配分した。

4 産出額

上記2により推計した生産額に、資料1により求めた相手先別収入額の構成比を乗じて大枠を推計し、資料4を参考に投入側の需要により基本分類へ配分した。

6731-02 理容業

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	部内資料
2	経済センサス-活動調査	総務省、経済産業省	
3	産業連関構造調査（サービス産業・非営利団体等投入調査）	総務省政策統括官（統計基準担当）	
4	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

資料1及び2により求めた売上（収入）金額を国内生産額とした。

3 投入額

上記2により推計した生産額に、資料1及び3により求めた構成比を乗じて大枠を推計し、資料4を参考に基本分類へ配分した。

4 産出額

資料4を参考に主に家計消費支出へ配分した。

6731-03 美容業

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	部内資料
2	経済センサス-活動調査	総務省、経済産業省	
3	産業連関構造調査（サービス産業・非営利団体等投入調査）	総務省政策統括官（統計基準担当）	
4	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

資料1及び2により求めた売上（収入）金額を国内生産額とした。

3 投入額

上記2により推計した生産額に、資料1及び3により求めた構成比を乗じて大枠を推計し、資料4を参考に基本分類へ配分した。

4 産出額

上記2より推計した生産額に、資料1により求めた相手先別収入額の構成比を乗じて大枠を推計し、資料4を参考に投入側の需要により基本分類へ配分した。

6731-04 浴場業

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	部内資料
2	経済センサス-活動調査	総務省、経済産業省	
3	産業連関構造調査（サービス産業・非営利団体等投入調査）	総務省政策統括官（統計基準担当）	
4	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

資料1及び2により求めた売上（収入）金額を国内生産額とした。

3 投入額

上記2により推計した生産額に、資料1及び3により求めた構成比を乗じて大枠を推計し、資料4を参考に基本分類へ配分した。

4 産出額

資料4を参考に主に家計消費支出へ配分した。

6731-09 その他の洗濯・理容・美容・浴場業

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	部内資料
2	経済センサス-活動調査	総務省、経済産業省	
3	産業連関構造調査（サービス産業・非営利団体等投入調査）	総務省政策統括官（統計基準担当）	
4	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

資料1及び2により求めた売上（収入）金額を国内生産額とした。

3 投入額

上記2により推計した生産額に、資料1及び3により求めた構成比を乗じて大枠を推計し、資料4を参考に基本分類へ配分した。

4 産出額

上記2により推計した生産額に、資料1により求めた相手先別収入額の構成比を乗じて大枠を推計し、資料4を参考に投入側の需要により基本分類へ配分した。

6741-01 映画館

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	日本映画産業統計	映画製作者連盟	
2	特定サービス産業実態調査（22年）	経済産業省調査統計グループ	
3	産業連関構造調査（サービス産業・非営利団体等投入調査）	総務省政策統括官（統計基準担当）	
4	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

資料1による興行収入を国内生産額とした。

3 投入額

上記2により推計した生産額に、資料2及び3により求めた構成比を乗じて大枠を推計し、資料4を参考に基本分類へ配分した。

4 産出額

資料4を参考に主に家計外消費支出と家計消費支出へ配分した。

6799-02 冠婚葬祭業

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	部内資料
2	経済センサス-活動調査	総務省、経済産業省	
3	産業連関構造調査（サービス産業・非営利団体等投入調査）	総務省政策統括官（統計基準担当）	
4	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

資料1及び2により求めた売上（収入）金額を国内生産額とした。

3 投入額

上記2により推計した生産額に、資料1及び3により求めた構成比を乗じて大枠を推計し、資料4を参考に基本分類へ配分した。

4 産出額

上記2により推計した生産額に、資料1により求めた相手先別収入額の構成比を乗じて大枠を推計し、資料4を参考に投入側の需要により基本分類へ配分した。

6 国土交通省（運輸）担当部門

I 運輸関係製造業及び修理業部門

3541-01 鋼船

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	造船造機統計造船統計月報	国土交通省総合政策局	
2	造船造機統計造船統計四半期報	〃	
3	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	部内資料
4	産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）	国土交通省総合政策局	
5	日本船舶明細書、内航船舶明細書	（社）日本海運集会所	
6	貿易統計組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	部内資料

2 生産額

(1) 資料1「鋼船建造実績」のしゅん工船舶価（1月～12月累計）から、国内船（排水トン表示船舶を含む。）、輸出船別及び船種別に推計し、生産額とした。

なお、船種別のうち「その他の船舶」は、資料1「独航不能船舶のしゅん工隻数、トン数並びに船価」の船価（1月～12月累計）から鋼船（はしけ、しゅんせつ船、土運船及びその他の独航不能船（それぞれ排水トン表示船舶を含む。））分を推計して加えた。

(2) 改造船は、資料1の「船質別国籍別修繕船舶隻数、トン数並びに修繕高」の鋼船の修繕高に資料4で産出した改造の割合を用いて推計した。

(3) 「半製品及び仕掛品」は、資料3の「半製品及び仕掛品在庫増減」を生産額とした。

3 投入額

(1) 資料4の「鋼船製造業」の営業費用の事業別（新造、改造、修理）比率から「新造+改造」のウエイトを求め、これに生産額を乗じて大枠を推計し、17年の割合を参考に細分化した。

(2) 「鉄屑」は、新造・改造船にかかわらず、投入推計した鋼材関係の5%とした。

4 産出額

(1) 自衛艦（貿易統計品目及び国際比較等においては「軍艦」とされる。）については、資料1から鋼船のうちの排水トン表示船舶分を積み上げ、「公務（中央

★★」に産出した。

(2) 「国内総固定資本形成（公的）」は、資料5から、平成23年しゅん工の政府サービス生産者及び産業のうち公的活動に格付けされたものが所有する鋼船を抜粋し、資料1を作成するための調査票から対応する船舶の船価を積み上げた。

(3) 「生産者製品在庫純増」は、資料3の「製造品在庫増減」によった。

(4) 「半製品・仕掛品在庫純増」は、生産額推計時の数値を採用した。

(5) 「輸出（普通貿易）」及び「調整項（消費税相当分）」は、資料6を基に算出した。

(6) 「輸入（普通貿易）」は、資料6を基に計上した。

(7) 残額を「総固定資本形成（民間）」とした。

3541-02 その他の船舶

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	部内資料
2	産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）	国土交通省総合政策局	
3	造船造機統計造船統計月報	〃	
4	日本船舶明細書	（社）日本海運集会所	
5	貿易統計組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	部内資料

2 生産額

資料1、資料2及び資料3により求めた製造品出荷額を生産額とした。

新造船の船質別生産額は、資料1の品目別の金額とした。

なお、在庫純増及び半製品及び仕掛品については、資料1の「製造品在庫増減額」及び「半製品及び仕掛品在庫増減」の数値を用いた。

3 投入額

資料2の営業費用の事業別（新造、改造、修理）比率から「新造+改造」のウエイトを求め、生産額から「在庫純増」及び「半製品及び仕掛品」を差し引いた額を基に大枠を推計し、平成17年の比率を参考に細分化した。

4 産出額

(1) 「鋼船」、「その他の船舶」及び「船舶修理」につ

いては、投入側の推計値を採用した。

- (2) 「生産者製品在庫純増」及び「半製品・仕掛品在庫純増」は、生産額推計時の数値を採用した。
- (3) 「輸出（普通貿易）」及び「調整項」は、資料5を基に算出した。
- (4) 「輸入（普通貿易）」は、資料5を基に算出し、品目別に「家計消費支出」と「国内総固定資本形成（民間）」に割り振った。
- (5) 「家計消費支出」については、17年の家計と法人への出荷額比率を参考に推計した。
- (6) 残額を「国内総固定資本形成（民間）」とした。

3541-10 船舶修理

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	造船造機統計造船統計月報	国土交通省総合政策局	
2	造船造機統計造船統計四半期報	〃	
3	産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）	〃	
4	漁港港勢の概要	水産庁	

2 生産額

資料1の国内船、外国船及び資料2の船舶関連機器の修繕高から資料3で求めた改造の割合を用いて改造分を控除し、生産額とした。

3 投入額

資料3の「鋼船製造業」及び「その他の船舶製造業」の営業費用の事業別（新造、改造、修理）比率から修理のウェイトを求め、これに生産額を乗じて大枠を推計し、17年の割合を参考に細分化した。

4 産出額

- (1) 「公務（中央）★★」は、資料1の船舶修繕実績から国内船の排水トン表示船舶分を推計し、産出額とした。
- (2) 「輸出（特殊貿易）」については、資料1の外国船修繕高に船舶関連機器修繕高（外国船と国内船の修繕高の比率で分割。）を加え推計した。
- (3) 漁業（沿岸漁業から内水面養殖業）は、それぞれの17年の産出額に資料4から推計した登録漁船の増減率を乗じて推計した。
- (4) (1)～(3)以外については、17年の比率を参考に該当部門に配分した。

3591-01 鉄道車両

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	鉄道車両等生産動態統計月報	国土交通省総合政策局	
2	鉄道車両等生産動態統計四半期報	〃	
3	産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）	〃	
4	貿易統計組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	部内資料
5	鉄道統計年報	国土交通省鉄道局	

2 生産額

- (1) 鉄道車両製造業（車両新造及び改造）
資料1の新造及び改造を生産額とした。
- (2) 鉄道業自家改造
鉄道事業者の自家改造分を聞き取り調査し、生産額とした。
- (3) 部品
資料2の鉄道車両部品の生産額（コンテナを除く）を生産額とした。
- (4) 仕掛品及び在庫純増
資料1及び資料3から求めた新造・改造の仕掛品純増に、資料2及び資料3から求めた部品の在庫純増を加えて生産額とした。
- (5) 交付材料分
鉄道事業者の交付材料分を聞き取り調査し、生産額とした。

3 投入額

- (1) 鉄道車両新造及び改造
資料3「鉄道車両製造業」の営業費用の生産品目（新造、改造、部品、修理）別比率から新造+改造のウェイトを求め、これに生産額を乗じて大枠を推計し、17年の比率を参考に細分化した。
- (2) 鉄道業自家改造
改造のウェイトに基づき、(1)と同様の推計を行った。
- (3) 部品
(1)及び(2)同様の部品のウェイトによる費用明細と、資料3「鉄道車両部品製造業」の費用明細を加重平均した費用構成比によって大枠を推計し、17年の比率を参考に細分化した。
- (4) 仕掛品及び在庫純増
新造及び改造の仕掛品純増は、(1)の比率を用い

て配分し、部品の在庫純増は、(2)の比率を用いて配分した。

(5) 交付材料

全額「鉄道車両」とした。

(6) (1)～(5)の投入部門別金額を積み上げ、本部門の投入額とした。

4 産出額

(1) 鉄道車両新造及び改造

「輸出（普通貿易）」及び「調整項」は資料4を基に算出した。また、資料1の新造及び改造の国内向けは、資料5の車両現在両数を基に「国内総固定資本形成（公的）」及び「国内総固定資本形成（民間）」に配分した。

(2) 鉄道業自家改造

全額「国内総固定資本形成（民間）」とした。

(3) 部品

「輸出（普通貿易）」及び「調整項」は資料4を基に算出した。また、資料1の部品の国内向けのうち新車・部品メーカー分、交付材料分及び自家改造用部品（投入推計値）を「鉄道車両」とし、残りを「鉄道車両修理」とした。

(4) 仕掛品及び在庫純増

生産額推計時の新造及び改造の仕掛品純増を「半製品・仕掛品在庫純増」とし、部品在庫純増を「生産者製品在庫純増」とした。

(5) 交付材料

全額「国内総固定資本形成（民間）」とした。

(6) 「輸入（普通貿易）」

資料4を基に、品目別に「鉄道車両」、「鉄道車両修理」及び「国内総固定資本形成（民間）」に割り振った。

3591-10 鉄道車両修理

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	鉄道車両等生産動態統計四半期報	国土交通省総合政策局	
2	鉄道統計年報	国土交通省鉄道局	
3	産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）	国土交通省総合政策局	

2 生産額

(1) 鉄道車両製造業修理

資料1の修理分を生産額とした。

(2) 鉄道業自家修理

資料2の鉄軌道業営業費の車両保存費を暦年修正し、外注費、自家改造費及び車両清掃費を控除して生産額とした。

3 投入額

(1) 鉄道車両製造業修理

資料3「鉄道車両製造業」の営業費用の明細に費用項目ごとの生産品目別比率の修理分を乗じて大枠を推計し、17年の比率を参考に細分化した。

(2) 鉄道業自家修理

聞き取り調査した資料2の車両保存費の細目内訳比率によって分割した。

4 産出額

(1) 鉄道車両製造業修理

平成23年の修理実績がすべて旅客車であるため、全額「鉄道旅客輸送」に産出した。

(2) 鉄道業自家修理

資料2に基づき、生産額のうちJR貨物分及び民鉄機能別分類による貨物鉄道分を「鉄道貨物輸送」、残りを「鉄道旅客輸送」に産出した。

II 運輸部門

5711-01 鉄道旅客輸送

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	鉄道統計年報	国土交通省鉄道局	
2	鉄道輸送統計年報・月報	国土交通省総合政策局	
3	第5回全国幹線旅客純流動調査－幹線旅客流動の実態－	〃	
4	第5回全国幹線旅客純流動調査	〃	
5	国際収支統計	財務省国際局、日本銀行	
6	訪日外国人消費動向調査	観光庁	
7	旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究	〃	

2 生産額

(1) 鉄・軌道（索道を除く。）

資料1の鉄軌道業営業損益の定期・定期外の収入額及び聞き取り調査した旅客雑入額を資料2の旅客人キロで暦年修正し、生産額とした。旅客雑入額は以下のとおり推計した。

ア JRは原課から入手した旅客雑入を年度収入額とした。

イ JR以外は、資料1の鉄軌道業営業損益の運輸雑収に、原課から入手した大手民鉄15社の旅客雑入率を乗じ、年度収入額とした。

(2) 索道

資料2の索道収入額を生産額とした。

3 投入額

(1) 資料1の営業損益の経費を、JR及び除JRごとに暦年修正したものを大枠とし、原課に対する聞き取り調査及び17年の割合を参考に細分化した。

(2) 特殊な項目は、次のとおり推計した。

ア 線路保存費及び電路保存費は、取替補修工事を「資本減耗引当」とし、残りを「建設補修」とした。

イ 車両保存費は原課に対する聞き取りから、改造、修理、車両清掃、減価償却の各費用に区分し、改造分を「鉄道車両」、修理分を「鉄道車両修理」、清掃分を「建物サービス」、減価償却費を「資本減耗引当」とした。

4 産出額

(1) 索道以外の鉄・軌道の定期収入及び索道の収入は、全額「家計消費支出」とした。

(2) 定期外収入及び旅客雑入は、資料3の代表交通機関別旅行目的別流動量構成率と資料4の平日・休日それぞれの1日当たりの流動量を基に、業務と業務以外の比率を求め、鉄・軌道定期外収入及び旅客雑入の生産額に乗じて「業務」と「家計消費支出」を推計した。

(3) 「業務」の細目への分割は、17年の割合を参考に細分化した。

(4) 「輸出」及び「輸入」(特殊貿易及び直接購入)は、次のとおり推計した。

ア 資料5の「経常収支」、「サービス収支」のうち「旅行」の「業務」を特殊貿易、「業務外」を直接購入の総枠とし、さらに「受取」を輸出、「支払」を輸入の総枠とした。

イ 「輸出」については、アで算出した額に資料6の訪日外国人の旅行中支出の鉄道の比率を乗じ、「輸出(特殊貿易)」と「輸出(直接購入)」を算出した。

ウ 「輸入」についてはアで産出した額に資料7の日本人の海外旅行中における支出のうち鉄道への支出割合を乗じて「輸入(特殊貿易)」と「輸入(直接購入)」を算出した。

5712-01 鉄道貨物輸送

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	鉄道統計年報	国土交通省鉄道局	
2	鉄道輸送統計年報	国土交通省総合政策局	
3	コンテナ品目別発送実績表	日本貨物鉄道(株)	部内資料
4	品目別発送実績	〃	〃
5	鉄道貨物輸送概況	〃	〃

2 生産額

(1) コンテナ(郵便物を含む。)及び車扱は、資料1の鉄軌道業営業損益の貨物収入を、年度収入額とした。

(2) 貨物雑入のうち、JR貨物分は原課から入手した貨物雑入を年度収入額とし、民鉄貨物分は資料1の鉄軌道業営業損益の運輸雑収(民鉄計)に原課から入手した大手民鉄15社の貨物雑入率を乗じ年度収入額とした。

(3) 手小荷物は、資料1の鉄軌道業営業損益の手小荷物収入を年度収入額とした。

(4) (1)、(2)については、資料2の貨物トンキロに基づいて暦年修正し、生産額とした。(3)の手小荷物については、JR、民鉄別に旅客輸送人キロ(定期外)で暦年修正した。

3 投入額

(1) 資料1の営業損益の経費を暦年修正したものを大枠とし、原課に対する聞き取り調査及び17年の割合を参考に細分化した。

(2) 特殊な項目については、「5711-01 鉄道旅客輸送」の3(2)と同様に推計した。

4 産出額

(1) 国内貨物運賃表の完成を待つて産出額を決めた(国内貨物運賃表の項参照)。

(2) 国内貨物運賃表作成のための輸送統計品目別運賃額は、以下のとおり推計した。

なお、生産額推計時にコスト運賃として格付けられるもの及び統計品目上コスト運賃に該当する品目については、該当部門にコスト運賃として産出した。

ア JR貨物(車扱・コンテナ)

資料3～5の品目別運賃単価及び取扱数量から品目別発送運賃比率を求め、JR貨物分の生産額を分割した。

イ 民鉄貨物(車扱・コンテナ)

資料2の鉄道品目別輸送量及び資料4の品目別

運賃単価から品目別発送運賃比率を求め、民鉄貨物分の生産額を分割した。

ウ 貨物雑収

上記ア、イから求めた品目別運賃額比率で、生産額を分割した。

エ 手小荷物及び郵便物

全額「コスト運賃」とした。

5721-01 バス

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	自動車保有車両数	国土交通省自動車局	部内資料
2	旅客自動車輸送指標	〃	
3	産業連関構造調査 (運輸関連事業投入調査)	国土交通省総合政策局	
4	自動車運送事業経営指標	国土交通省自動車局	
5	第5回全国幹線旅客純流動調査	国土交通省総合政策局	
6	国際収支統計	財務省国際局、日本銀行	
7	訪日外国人消費動向調査	観光庁	
8	旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究	〃	

2 生産額

(1) 乗合バス及び貸切バスについては、資料2の営業収入を報告率及び資料1の車両数等で補正し、暦年修正して生産額とした。

(2) 特定旅客は、資料2の営業収入を車両数で補正して推計した。

3 投入額

資料3の費用構成を資料4で補正して大枠を推計し、17年の比率を参考に細分化した。

4 産出額

(1) 乗合バスの定期収入分、貸切バス(業務使用分を除く。)及び特定旅客は、「家計消費支出」とし、乗合バスの定期外収入分は、資料5に基づき「業務」と「家計消費支出」に分割した。さらに、業務には貸切バスの業務使用分を加えた。

(2) 輸出入(特殊貿易及び直接購入)の推計処理及び業務の配分については、資料6～8を用いて「5711-01 鉄道旅客輸送」の4(4)と同様に行った。

5721-02 ハイヤー・タクシー

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	自動車保有車両数	国土交通省自動車局	部内資料
2	旅客自動車輸送指標	〃	
3	産業連関構造調査 (運輸関連事業投入調査)	国土交通省総合政策局	
4	自動車運送事業経営指標	国土交通省自動車局	
5	国際収支統計	財務省国際局、日本銀行	
6	訪日外国人消費動向調査	観光庁	
7	旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究	〃	

2 生産額

資料2の営業収入を基に報告率及び資料1の車両数等で補正し、暦年修正して生産額とした。

3 投入額

資料3の費用構成を資料4で補正して大枠を推計し、17年の割合を参考に細分化した。

4 産出額

(1) 「業務」と「家計消費支出」への分割については、17年の割合を参考に分割した。

(2) 輸出入(特殊貿易及び直接購入)の推計処理及び業務の配分については、資料5～7を用いて「5711-01 鉄道旅客輸送」の4(4)と同様に行った。

5722-01 道路貨物輸送(自家輸送を除く。)

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	交通関連統計資料集	国土交通省総合政策局	部内資料
2	自動車輸送統計調査データ	〃	
3	産業連関構造調査 (運輸関連事業投入調査)	〃	
4	宅配便等取扱実績	国土交通省総合政策局・自動車局	部内資料
5	有価証券報告書	各社	
6	自動車運送事業経営指標	国土交通省自動車局	

2 生産額

(1) 貨物自動車運送（霊きゅうを除く。）

資料1の貨物自動車営業収入から、原課から聞き取った霊きゅうの営業収入を除いた額を23年度営業収入とし、資料1、2の輸送トンキロ（軽自動車を除く。）で暦年修正し、生産額とした。

(2) 霊きゅう

原課から聞き取った営業収入を集計率で復元して生産額とした。

(3) 貨物軽自動車等運送

貨物軽自動車等運送の17年生産額に軽自動車保有台数の伸び率及び資料2の営業用軽貨物の輸送トン数の伸び率を乗じて、生産額とした。

3 投入額

資料3から大枠を推計し、資料5、6及び17年の割合を参考に細分化した。

4 産出額

(1) 国内貨物運賃表の完成を待って産出額を決めた（国内貨物運賃表の項参照）。

(2) 国内貨物運賃表作成のための輸送統計品目別運賃額は、以下のとおり推計した。コスト運賃の扱いは、「5712-01 鉄道貨物輸送」の4(2)と同様である。

ア 宅配便以外

霊きゅうを除く道路貨物輸送の生産額を、資料2から集計した自動車貨物距離帯別・品目別輸送トンキロ（貨物営業用）に基づいて品目別に分割した。なお、コスト運賃に該当する品目からコスト運賃額分を除いた。

イ 宅配便

資料4～6から求めた宅配便・メール便の収入を、業界から聞き取りした宅配便の利用者・送り先比率によって、コスト運賃と国内貨物運賃に分割した。

ウ 霊きゅう

全額「コスト運賃」とした。

5731-01 自家輸送（旅客自動車）

5732-01 自家輸送（貨物自動車）

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	自動車輸送統計年報	国土交通省総合政策局	部内資料
2	自動車燃料消費量調査データ	〃	
3	小売物価統計調査年報	総務省統計局	
4	経済センサスー活動調査	総務省、経済産業省	

5	数字でみる自動車	(社) 日本自動車会議所	
6	物価指数年報	日本銀行	
7	自動車保有車両数	(財) 自動車検査登録情報協会	
8	損害保険料率算出機構統計集	損害保険料率算出機構	
9	自動車保険の概況	〃	
10	産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）	国土交通省総合政策局	
11	経済センサスー活動調査組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	部内資料
12	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額及び投入額推計

下記の項目別投入額を車種別に推計し、生産額とした。

なお、貨物自動車による旅客輸送分については、資料1及び2から求めた貨物自動車による旅客輸送率を用いて、貨物から旅客に振り替えた。

また、旅客自動車については、家計が使用する自家用自動車（マイカー）を含めて推計を行った上でこれを除外した。

(1) 直接経費

ア 石油製品

(ア) 燃料費（ガソリン、軽油及びLPG）

資料1の車種別燃料別消費量に、ガソリンは資料3の小売価格を、軽油及びLPGは資料4の単価及び資料5から得られる軽油取引税及び石油ガス税を加算したものを乗じて、運賃・マージン及び諸税を加算して推計した。

(イ) オイル・グリース費（その他の石油製品）

資料6の国内企業物価指数及び資料7の車種別保有車両数に基づき推計した。

イ 自動車整備

「自動車整備」部門の生産額について、資料7の車種別保有車両数を用いて自家用自動車分を車種別に推計した。

ウ 道路輸送施設提供（自動車ターミナルを除く。）

有料道路については資料1の走行キロ、駐車場については資料1から得られる実働率及び資料7の保有車両数に基づいて推計した換算車両数を用いてそれぞれの生産額を分割し、自家用自動車分を車種別に推計した。

エ 沿海・内水面貨物輸送のうち自動車航送

有料道路と同じ方法により推計した。

オ 損害保険のうち自動車関係保険
任意自動車保険及び自動車損害賠償責任保険については、資料8及び9の保険料収入と保険金支払の差額を用いて車種別に推計した。

カ 貸自動車

資料10の貸出先産業別収入を用いて「貸自動車業」部門の車種別生産額から自家用自動車分を推計した。

(2) 間接経費

上記以外の投入財・サービスの推計については、旅客分は「バス」、「ハイヤー・タクシー」の該部門の投入額に、貨物分は「道路貨物輸送」の該部門の投入額に、資料1から得られる実働率を乗じて推計した。

3 産出額推計及び自家輸送マトリックスの作成

資料11から大枠を推計し、資料12の構成比を参考に配分した。

また、基本表のほかに、旅客・貨物それぞれの自家輸送活動に要した財・サービスを、各投入部門がどれだけ投入しているかを表した「自家輸送マトリックス」を付帯表として作成した。

5741-01 外洋輸送

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	運賃収入総括表	国土交通省海事局	部内資料
2	旅客運賃収入総括表	〃	〃
3	国際収支統計	財務省国際局、日本銀行	明細データ(部内資料)を含む。
4	有価証券報告書	各社	
5	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

(1) 貨物輸送及び旅客輸送

貨物輸送については資料1の輸送実績、旅客輸送については資料2の輸送実績及び資料3の海上輸送における旅客運賃支払額を生産額とした。

(2) 用船料(外国からの受取)

資料3の該当金額を生産額とした。

3 投入額

(1) 資料4から大枠を推計し、資料5の構成比を参考に配分した。

(2) 用船料(外国への支払)

資料3の該当金額を用いた。

4 産出額

(1) 貨物輸送

貨物輸送収入のうち、郵便料収入をコスト運賃として「郵便・信書便」への産出額とし、残額を「輸出(特殊貿易)」とした。

(2) 旅客輸送

旅客輸送収入のうち、資料3から得られる外国人旅客運賃受取分は「輸出(特殊貿易)」とし、残額については資料5の構成比を参考に配分した。邦人旅客運賃支払額については「家計消費支出」、「輸入(特殊貿易)」及び自部門の交点に計上した。

(3) 用船料

資料3の該当金額のうち、受取分を「輸出(特殊貿易)」、支払分を「輸入(特殊貿易)」とし、同額を自部門の交点に計上した。

5742-01 沿海・内水面輸送

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	航路損益計算書	国土交通省海事局	部内資料
2	内航船舶輸送統計月報	国土交通省総合政策局	
3	産業関連構造調査(内航船舶品目別運賃収入調査)	〃	部内資料
4	第5回全国幹線旅客純流動調査一幹線旅客純流動の実態一	〃	
5	第5回全国幹線旅客純流動調査	〃	
6	国際収支統計	財務省国際局、日本銀行	
7	訪日外国人消費動向調査	観光庁	
8	旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究	〃	

2 生産額

(1) 旅客航路輸送分

資料1から求めた運航収益を生産額とし、さらに、旅客輸送収入と自動車航送、郵便、小荷物等の貨物輸送収入に区分した。

(2) 内航貨物船輸送分

資料2の船種別品目別輸送量に、資料3の品目別輸送トンキロ当たり運賃収入を乗じて生産額とした。

3 投入額

旅客航路輸送分については資料1、内航貨物船輸送分については資料3に基づき大枠を推計し、17年の割合を参考に細分化した。

4 産出額

(1) 沿海・内水面旅客輸送

ア 旅客定期航路事業収入の「業務」と「家計消費支出」の分割については、資料1の一般旅客定期航路事業旅客運賃収益を、資料4の代表交通機関別旅行目的流動量構成率と資料5の平日・休日それぞれの1日当たり流動量の全国計を年間に拡大したものにに基づき、「業務」と「家計消費支出」に分割した。

イ 特定旅客航路事業収入及び旅客不定期航路事業収入は、全額「家計消費支出」に産出した。

ウ 「輸出入（特殊貿易及び直接購入）」の推計処理及び業務の配分については、資料6～8を用いて「5711-01 鉄道旅客輸送」の4(4)と同様に行った。

(2) 沿海・内水面貨物輸送

ア 旅客航路貨物輸送の手小荷物は「家計消費支出」、郵便物は「郵便・信書便」、自動車航送は「各自動車輸送部門」及び「家計消費支出」に、それぞれコスト運賃として産出した。

イ 内航海運輸送及び旅客航路貨物輸送のコスト運賃として格付けられる以外の貨物については、国内貨物運賃表の完成を待って産出額を決めた（国内貨物運賃表の項参照）。

ウ 国内貨物運賃表作成のための輸送統計品目別運賃額は、以下のとおり推計した。

なお、空コンテナ、廃棄物及び再生資源は、該当する部門にコスト運賃として産出した。

(ア) 内航海運輸送は、生産額推計時の品目別運賃収入の数値を用いた。

(イ) 旅客航路の貨物分の生産額を、内航海運輸送品目別運賃収入比率で分割した。

2 生産額

(1) 品目別取扱量の推計

ア 船内荷役

資料1の船舶積卸し実績から小型船接岸荷役（沿岸荷役扱い）の取扱量を除き、暦年修正して品目別取扱量を求めた。

イ 沿岸荷役、はしけ運送、いかだ運送

資料1には輸出入・移出入別品目別のデータ細目がないため、船舶積卸し実績の品目別実績比率を用いて、品目別取扱量を求めた。

(2) 生産額の推計

資料2の営業収益、資料3の全純事業者数、集計純事業者数及び取扱比率から事業区分ごとの生産額を求めた。

3 投入額

資料2から大枠を推計し、資料4の構成比を参考に配分した。

4 産出額

(1) 国内港

輸出入に係る船内荷役料金収入に、資料5から得られる日本籍船の積取比率を乗じ、日本船分を「外洋輸送」、残額を「輸出（特殊貿易）」として計上した。移出入に係る荷役については「沿海・内水面輸送」として計上した。

(2) 外国港

輸出入に係る荷役のうち船内荷役のみを対象とし、輸入及び輸出に係る船内荷役収入の比率を用いて、「輸入（特殊貿易）」及び「外洋輸送」に計上した。

(3) 国内貨物運賃

ア 国内貨物運賃対象のうち「空コンテナ」及び「再生資源回収」については、コスト運賃とした。

イ 国内貨物運賃表作成のための輸送統計品目別運賃額は、生産額推計時の品目別生産額を用いた。

5743-01 港湾運送

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	港運統計資料	国土交通省港湾局	部内資料
2	営業概況報告書	〃	〃
3	事業者数一覧	〃	〃
4	平成17年産業連関表	総務省等	
5	海事レポート	国土交通省海事局	

5751-01 航空輸送

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	有価証券報告書	各社	
2	航空統計要覧	(財)日本航空協会	
3	飛行機稼働実績	(社)全日本航空事業連合会	部内資料
4	ヘリコプター稼働実績	〃	〃
5	事業別年間売上額実績	〃	〃

6	航空輸送統計年報	国土交通省総合政策局	
7	産業連関構造調査 (運輸関連事業投入調査)	国土交通省総合政策局	
8	第5回幹線旅客純流動調査－幹線旅客流動の実態－	〃	
9	第5回幹線旅客純流動調査報告書	〃	
10	国際収支統計	財務省国際局、日本銀行	明細データ(部内資料)を含む。
11	訪日外国人消費動向調査	観光庁	
12	航空貨物流動実態調査報告書	国土交通省航空局	
13	数字で見る航空	航空振興財団	

2 生産額

(1) 大手(大型機)航空運送事業

資料1の項目別営業収入を暦年修正した。有価証券報告書が公表されていない事業者分については、聞き取り及び資料2の営業収入を暦年修正した。

なお、貨物のうち項目別収入がない場合は、資料2の当該社の有償貨物重量の比率を使用して営業収入を分割するなどして推計した。

(2) 大手(大型機)以外航空事業

資料3、4の稼働実績及び資料5の売上実績を資料6の稼働時間を用いて推計した。なお、二地点間旅客輸送、遊覧、貸切(その他の人員輸送)は「旅客輸送」に、貸切(その他の物資輸送)は「貨物輸送」、貸切(建設協力)は「航空機使用事業」とした。

(3) 航空機使用事業

資料3、4の稼働実績と資料5の売上実績を資料6の稼働時間を用いて推計し、(2)で推計した貸切(建設協力)と合わせて航空機使用事業の生産額とした。

3 投入額

(1) 航空運送事業

航空会社ごとに、資料1の事業費明細書等及び事業者への聞き取りから大枠を推計し、17年の割合を参考に細分化した。

(2) 航空機使用事業

資料7から大枠を推計し、17年の割合を参考に細分化した。

(3) 外国への支払(用機料)

資料5の用機支払額を「国際航空輸送」の「輸入

(特殊貿易)」とし、同額を「国際航空輸送」の交点に計上した。

4 産出額

(1) 国際航空輸送

ア 国際航空旅客輸送

(ア) 資料10の航空輸送の旅客の受取を「輸出(特殊貿易)」、航空輸送の旅客の支払を「輸入(特殊貿易)」とした。

(イ) 国際航空旅客輸送の国内生産額に、(ア)の「輸入(特殊貿易)」を加え、「輸出(特殊貿易)」を控除したものを大枠とし、資料10を基に「業務」と「家計消費支出」に分割した。

(ウ) 「業務」分は、投入側のデータを参考に産出した。

イ 国際航空貨物輸送

(ア) 一般貨物は、全額「輸出(特殊貿易)」とし、郵便物は、全額「郵便」とした。

(イ) 手荷物は、資料10を基に「業務」と「家計消費支出」に分割し、「業務」については、国際航空旅客輸送の業務の産出先に配分した。

(2) 国内航空旅客輸送

ア 資料8の代表交通機関別旅行目的別流動量構成率と資料9の平日・休日それぞれの1日当たりの流動量を基に「業務」と「家計消費支出」に分割した。

イ 「輸出入(特殊貿易及び直接購入)」の推計処理及び業務の配分については、資料8～12を用いて「5711-01 鉄道旅客輸送」の4(4)と同様に行った。

(3) 国内航空貨物輸送

ア 国内貨物運賃表の完成を待って産出額を決めた(国内貨物運賃表の項参照)。

イ 国内貨物運賃表作成のための輸送統計品目別運賃額は、国内航空貨物輸送の一般貨物の生産額を、資料13の品目別重量の割合で配分し、品目別に分類して作成した。コスト運賃の扱いは、「5712-01 鉄道貨物輸送」の4(2)と同様である。

ウ 郵便物は、コスト運賃として「郵便・信書便」に、手荷物は、コスト運賃として全額を「家計消費支出」に計上した。

(4) 航空機使用事業

資料13の稼働時間実績を参考に大枠を推計し、投入側との調整によって該当部門に産出した。

5761-01 貨物利用運送

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	産業連関構造調査 (運輸関連事業投入調査)	国土交通省総合政策局	

2 生産額

資料1により従業員1人当たりの事業収入を算出し、これに貨物利用運送業の従業員数を乗じて、事業収入を推計した。本部門の生産額は、国内貨物運賃の重複計上を避ける意味で、営業収入から実運送機関への支払運賃・料金を控除したものであるため、資料1の営業収入に占める支払運賃・料金比率によって、前記の営業収入推計値からこれを控除し、生産額とした。

3 投入額

資料1から大枠を推計し、17年の割合を参考に細分化した。

4 産出額

(1) 国内貨物運賃表の完成を待って産出額を決めた(国内貨物運賃表の項参照)。

(2) 国内貨物運賃表作成のための輸送統計品目別運賃額は、資料1から求めた各実運送機関への支払運賃・料金額合計値と運賃合計額との比率をそれぞれの機関の品目別運賃に乗じて推計した。

また、コスト運賃計上については、継続的に貨物利用運送業を通じて非商品の業務輸送があると判断される部門及び輸送用具分について、実運送各部門の計上品目・額を基に推計を行った。

5771-01 倉庫

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	倉庫事業経営指標	国土交通省総合政策局	
2	倉庫統計季報 営業普通倉庫の実績 (主要21社)	"	
3	産業連関構造調査 (運輸関連事業投入調査)	"	
4	総合農協統計表	農林水産省経営局	
5	農業協同組合統計表	"	
6	水産業協同組合財務資料	各水産業共同組合	部内資料
7	漁業協同組合の職員に関する調査	水産庁	

2 生産額

(1) 普通倉庫

ア 1～3類・野積・サイロ倉庫

資料1の単位面積(容積)当たりの営業収益を暦年修正したものに、資料2の倉庫所管面積(容積)を乗じて生産額とした。

イ 危険品倉庫(建屋・タンク)

資料2及び3から危険品倉庫全体の営業収益を推計し、生産額とした。

(2) 冷蔵倉庫・水面倉庫

資料1の単位容積(面積)当たり営業収益を暦年修正し、資料2の所管容積(面積)を乗じて生産額とした。

(3) 農業倉庫

資料4及び5による総合農協保管料、経済農協連保管料、全国農協連保管料を基に推計した。

(4) 漁業倉庫

資料6及び7の許可組合凍結・保管料を基に推計した。

3 投入額

倉庫種別ごとに資料3から大枠を推計し、17年の割合を参考に細分化した。

なお、農業倉庫は普通倉庫に、漁業倉庫は冷蔵倉庫に含めて推計した。

4 産出額

(1) 国内貨物運賃表の完成を待って産出額を決めた(国内貨物運賃表の項参照)。

(2) 国内貨物運賃表作成のための輸送統計品目別運賃額は、以下のとおり推計した。

ア 普通倉庫、冷蔵倉庫

資料2から求めた品目別倉庫料金収入構成率で普通倉庫と冷蔵倉庫の生産額(コスト運賃を除く。)を分割した。

イ 農業倉庫、漁業倉庫、水面倉庫

生産額を各々農産物品、水産品、原木に格付けた。

5781-01 こん包

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	産業連関構造調査 (こん包業に関する投入調査)	国土交通省総合政策局	
2	経済センサスー活動調査組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	部内資料
3	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

次の(1)、(2)のとおり専業・兼業別に推計を行い、自部門取引となるこん包委託費等を控除して、こん包の生産額とした。

(1) こん包専業

資料1からこん包専業事業者分の売上高を、同従業員数と資料2の「こん包業」の従業員数の比率で拡大して生産額とした。

(2) 運輸兼業

資料2から得られる数値を兼業分の生産額とした。

3 投入額

資料1から大枠を推計し、資料3の構成比を参考に配分した。

4 産出額

基本的に投入側の推計値を採用した。

イ 高速自動車国道

資料11より上記アのとおり推計し、生産額とした。

ウ 一般有料道路

資料11から推計する高速自動車国道分を除いて推計した

エ 都市内有料道路

資料1の首都、阪神、名古屋、広島、福岡及び北九州の各高速道路通行台数・料金収入から、上記アのとおり推計し、生産額とした。

(2) 地方公共団体有料道路

地方公共団体に問い合わせたキロ当たり料金収入に、資料2の有料道路延長キロを乗じ、生産額とした。

(3) 一般自動車道

資料3の料金収入を暦年修正し、生産額とした。

(4) 駐車場

資料4から求めた駐車可能台数1台当たり料金収入に、資料5の全国駐車場供用台数を暦年修正したものを乗じ、生産額とした。

(5) 自動車ターミナル

ア バスターミナル

資料6から推計したバース使用料収入を生産額とした。

イ トラックターミナル

資料7から推計した事業収入を生産額とした。

3 投入額

(1) 有料道路

資料4の地方公共団体有料道路の投入比率から大枠を推計し、17年の割合を参考に細分化した。

(2) 駐車場・自動車ターミナル

資料4の有料駐車場の投入比率から大枠を推計し、17年の割合を参考に細分化した。

4 産出額

(1) 有料道路

資料8の車種別走行キロに車種別の料金ウエイトを付け、該当する「各自動車輸送部門」及び「家計消費支出」に産出した。

(2) 駐車場

資料10の車種別車両数に車種別の料金ウエイトを付け、該当する「各自動車輸送部門」及び「家計消費支出」に産出した。

(3) 自動車ターミナル

国内生産額推計時のバスターミナル分を「バス」、トラックターミナル分を「道路貨物輸送」に産出した。

5789-01 道路輸送施設提供

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	高速道路と自動車	(財)高速道路調査会	
2	交通関連統計資料集	国土交通省総合政策局	
3	自動車道事業収支状況	国土交通省自動車局	部内資料
4	産業関連構造調査 (有料駐車場に関する調査)	国土交通省総合政策局	
5	自動車駐車場年報	国土交通省都市局	
6	一般バスターミナル現況	国土交通省自動車局	部内資料
7	数字でみる物流	国土交通省総合政策局	
8	自動車輸送統計月報	〃	
9	自動車輸送統計調査推計表	〃	部内資料
10	自動車保有車両数	国土交通省自動車局	
11	決算に合わせて開示する高速道路事業関連情報	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	

2 生産額

(1) 高速自動車国道、一般有料道路及び都市内有料道路

ア 資料1の1日平均料金収入に、月別日数を乗じて年間累計し、生産額とした。

5789-02 水運施設管理★★

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	租税及び印紙収入、収入額調	財務省主税局	
2	産業連関構造調査（地方公共団体運輸関連施設調査）	国土交通省総合政策局	
3	港湾統計（年報）	〃	
4	港湾管理者一覧表	国土交通省港湾局	
5	漁港一覧	水産庁	
6	国土交通省所管予算参考書（海上保安庁編）	国土交通省大臣官房	部内資料
7	国土交通省所管歳出決算報告書	〃	〃
8	平成17年産業連関表	総務省等	
9	外国貿易概況	日本関税協会	
10	海事レポート	国土交通省海事局	

2 生産額

本部門は、「政府サービス生産者」に格付けられているため、生産額は経費の積み上げによった。

(1) とん税及び特別とん税

資料1のとん税及び特別とん税の収入額を生産額とした。

(2) 港湾管理

資料2から求めた入港船舶総トン数当たり管理費に、資料3及び4から求めた入港船舶総トン数を乗じて生産額とした。

(3) 漁港管理

資料2から求めた1港当たり管理費に、資料5の漁港数を乗じて生産額とした。

(4) 水路・灯台業務

資料7の額を資料6に基づいて水路・灯台業務分の人件費、日当及び運営費に分割し、これらを積み上げて生産額とした。

3 投入額

(1) とん税及び特別とん税

全額「間接税」とした。

(2) 港湾・漁港管理及び水路・灯台業務

資料2から大枠を推計し、資料8の構成比を参考に配分した。

4 産出額

(1) 港湾諸税（とん税及び特別とん税）

資料9に基づいて分割し、日本船分は「外洋輸送」、外国船分は「輸出（特殊貿易）」に産出した。

(2) 港湾・漁港管理収入の推計

ア 港湾管理収入

資料2から求めた、入港船舶総トン数当たり管理収入に、資料3及び4から求めた入港船舶総トン数を乗じたものを、港湾管理収入とした。

イ 漁港管理収入

資料2から求めた、1港当たり管理収入に、資料5の漁港数を乗じたものを、漁港管理収入とした。

ウ 生産額から上記(2)の港湾・漁港管理収入を控除したものを「地方政府集合的消費支出」及び「地方政府集合的消費支出（社会資本等減耗分）」に計上した。

エ 港湾管理収入分

資料3の入港船舶総トン数比によって、港湾管理収入を外航船と内航船とに分割し、次のとおり推計した。

(ア) 内航船については、資料3の入港船舶総トン数比によって分割し、商船・自動車航送船は「沿海・内水面輸送」、漁船は「漁業」、その他は「港湾運送」に産出した。

(イ) 外航船については、資料10の積取比率によって分割し、日本船分は「外洋輸送」、外国船分は「輸出（特殊貿易）」に産出した。

オ 漁港管理収入分

全額「漁港」に格付けした。

(3) 水路・灯台業務

「中央政府集合的消費支出」及び「中央政府集合的消費支出（社会資本等減耗分）」に産出した。

5789-03 水運附帯サービス

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	水先実績	国土交通省海事局	部内資料
2	港運統計	国土交通省港湾局	〃
3	産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）	国土交通省総合政策局	
4	財務諸表	(独)海上災害防止センター	

5	平成17年産業連関表	総務省等	
6	海事レポート	国土交通省海事局	
7	国際収支統計	財務省国際局、日本銀行	明細データ(部内資料)を含む。

2 生産額

(1) 水先業

資料1の水先料収入を暦年修正し、生産額とした。

(2) 検数・検量・運輸鑑定業

資料2の各事業者実績を暦年修正し、生産額とした。

(3) サルベージ業

資料3の営業収入及び資料4の該当事業における事業収入を生産額とした。

3 投入額

資料3から大枠を推計し、資料5の構成比を参考に配分した。

4 産出額

(1) 水先業

資料1の実績額に基づいて分割し、日本船分は「外洋輸送」、外国船分は「輸出(特殊貿易)」に産出した。

(2) 検数・検量・鑑定業

輸出入・移出入別の生産額で外航船と内航船に分割し、外航船はさらに資料6の積取比率によって外国船・日本船に分割した。内航船分は「沿海・内水面輸送」、外航船分のうち日本船分は「外洋輸送」、外国船分は「輸出(特殊貿易)」にそれぞれ産出した。

(3) サルベージ業

資料3の依頼者別料金収入によって分割した。

(4) 輸入(特殊貿易)

資料7の船舶公的手数料等の支払額によって推計し、同額を「外洋輸送」へ計上した。

5	平成17年産業連関表	総務省等	
6	数字で見る航空	航空振興財団	

2 生産額

本部門は、政府サービス生産者に格付けされているため、生産額は経費の積み上げによった。

(1) 国の空港管理及び航空交通管制

資料1の空港等維持運営費の支出済歳出額を暦年修正し、資料2の構成率から空港管理、航空交通管制及び航空保安大学校に分割し、航空保安大学校分を差し引いて生産額とした。

(2) 地方公共団体の空港管理

資料4の空港管理費を資料3の着陸回数に基づき暦年修正し、生産額とした。

3 投入額

(1) 国の空港管理及び航空交通管制

資料2の細目構成比によって大枠を推計し、資料5の構成比を参考に配分した。

(2) 地方公共団体の空港管理

資料4から大枠を推計し、(1)に準じて配分した。

4 産出額

(1) 収入の推計

国の空港管理及び航空交通管制については資料1の空港使用料収入を暦年修正、地方公共団体の空港管理については資料4の空港使用料収入を資料3の着陸回数で暦年修正し、これらの合計値を収入とした。

(2) 産出額推計

ア 生産額から上記(1)の空港使用料収入を控除したものを、国の空港管理及び航空交通管制については「中央政府集合的消費支出」及び「中央政府集合的消費支出(社会資本等減耗分)」、地方公共団体の空港管理については「地方政府集合的消費支出」及び「地方政府集合的消費支出(社会資本等減耗分)」とした。

イ 空港使用料収入は、資料1から得られる収入額を資料3から求めた国内線・国際線の着陸回数比率で分割し、国内線分を「航空輸送」とした。国際線分は、資料6の積取比率で分割し、日本機分を「航空輸送」、外国機分を「輸出(特殊貿易)」とした。

5789-04 航空施設管理(国営)★★

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	社会資本整備事業特別会計(空港整備勘定)歳入歳出決算額貨物別表	国土交通省大臣官房	部内資料
2	社会資本整備事業特別会計(空港整備勘定)	国土交通省航空局	〃
3	空港管理状況調査	〃	〃
4	産業連関構造調査(地方公共団体運輸関連施設調査)	国土交通省総合政策局	

5789-05 航空施設管理（産業）

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	業務収支表	成田国際空港株式会社、関西国際空港株式会社、中部国際空港株式会社	部内資料
2	財務諸表	〃	
3	空港管理状況調書	国土交通省航空局	
4	平成17年産業連関表	総務省等	
5	数字で見る航空	航空振興財団	
6	国際収支統計	財務省国際局、日本銀行	明細データ（部内資料）を含む。

2 生産額

資料1の空港使用料収入を暦年修正したものを生産額とした。

3 投入額

資料1及び2から大枠を推計し、資料4の構成比を参考に配分した。

4 産出額

国内生産額を資料3から求めた着陸回数比率で国際線と国内線に分割し、国内線分を「航空輸送」とした。国際線分は、さらに資料5から求めた積取比率で分割し、日本機分を「航空輸送」、外国機分を「輸出（特殊貿易）」とした。「輸入（特殊貿易）」は、資料6の航空公的手数料等の支払額によって推計した。

5789-06 航空附帯サービス

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	業務収支表	成田国際空港株式会社、関西国際空港株式会社、中部国際空港株式会社	部内資料
2	産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）	国土交通省総合政策局	
3	平成17年産業連関表	総務省等	
4	空港管理状況調書	国土交通省航空局	
5	数字で見る航空	航空振興財団	
6	国際収支統計	財務省国際局、日本銀行	明細データ（部内資料）を含む。

2 生産額

(1) 成田国際空港株式会社、関西国際空港株式会社及

び中部国際空港株式会社分

資料1の施設使用料収入のうち、旅客施設使用料、給油施設使用料、利用施設使用料及び供給施設使用料を暦年修正し生産額とした。

(2) (1)以外の航空附帯事業分

資料2から従業員1人当たりの事業収入を求め、全事業者分へ拡大推計し生産額とした。

3 投入額

資料1及び2から大枠を推計し、資料3の構成比を参考に配分した。

4 産出額

国内生産額を資料4から求めた1回着陸当たりの運航経費比率及び着陸回数比率によって、国内線と国際線に分割し、国内線分を「航空輸送」とした。国際線分はさらに資料5の積取比率で分割し、日本機分を「航空輸送」、外国機分を「輸出（特殊貿易）」とした。「輸入（特殊貿易）」は、資料6のその他航空輸送経費の支払額から推計し、同額を「航空輸送」に計上した。

5789-09 旅行・その他の運輸附帯サービス

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサスー活動調査組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	部内資料
2	特例民法法人に関する年次報告データ	内閣府ホームページ（公益法人information）	
3	産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）	国土交通省総合政策局	
4	平成17年産業連関表	総務省等	
5	家計調査	総務省統計局	
6	主要旅行業者の旅行取扱状況速報	観光庁	

2 生産額

(1) 旅行業

資料1から得られる旅行取扱高（旅行原価控除前の売上高）に、大手旅行会社の平均営業収益率を乗じ、生産額とした。

(2) 観光協会

資料2における事業収入の合計を生産額とした。

(3) 運送代理店、海運仲立業

資料1の売上高に諸税を加算して生産額とした。

3 投入額

資料3から大枠を推計し、資料4の構成比を参考に

配分した。

4 産出額

(1) 家計外消費支出、家計消費支出

家計外消費支出については資料4を参考に推計した。家計消費支出については資料5から得られる1世帯あたり平均支出額の平成17年からの伸び率を参考に推計した。

(2) 輸出（特殊貿易）、輸出（直接購入）、輸入（特殊貿易）、輸入（直接購入）

資料6から得られる旅行取扱額の平成17年からの伸び率を参考に推計した。

(3) 内生部門

資料3から旅行原価（仕入高）の比率を求め、内生部門計の額を該当する部門に配分した。

[国内貨物運賃表]

1 マージン・運賃表の意味

産業連関表の作成作業は、投入側と産出側から推計が行われている。投入側推計は、営業報告書や原価計算書を基に行われるため購入者価格評価となり、産出側推計は、工場出荷ベースで行われるため生産者価格評価となっている。このため、投入側を生産者価格評価に改める必要が生じる。

具体的には、原材料等に含まれている商業マージン及び国内貨物運賃を取り除き、この分を別途、商業及び運輸（貨物輸送）を投入することとして表章し直すことである。この作業を商業マージン及び国内貨物運賃の「皮はぎ」という（図10-1）。

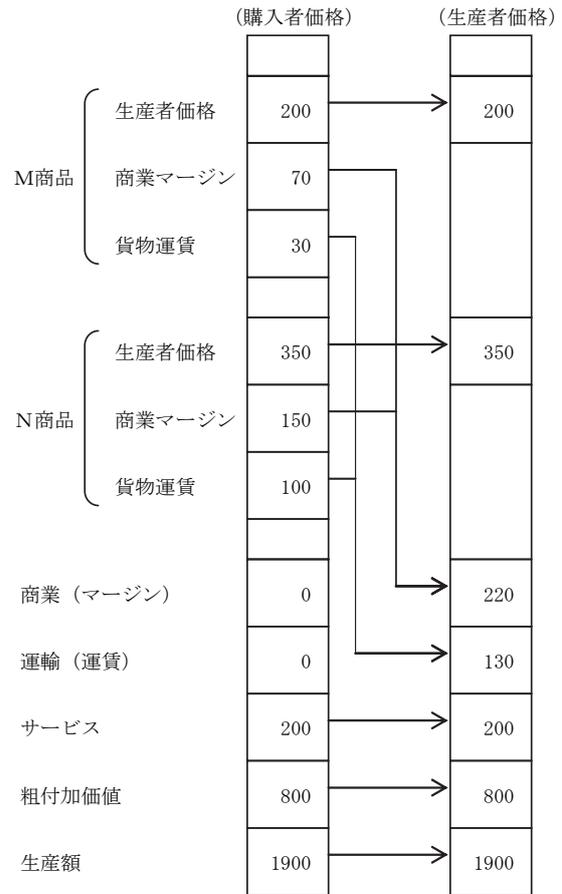
仮にすべての部門の投入推計が完全なものであり、かつ、すべてのセルについて正しく「皮はぎ」が行われたとしたとき、はぎ取った商業マージン及び国内貨物運賃をはぎ取ったセルに対応させて表章したものがマージン・運賃表である（図10-2）。

マージン・運賃表は、実際には、商業を2部門、運輸を7部門に細分しており、それぞれ個別に「商業マージン表」、「国内貨物運賃表」として扱う場合もある。

部門との対応は次のとおりである。

マージン・運賃表	商業マージン	5111-011 卸売
		5112-012 小売
国内貨物運賃表	国内貨物運賃表	5712-011 鉄道貨物輸送
		5722-011 道路貨物輸送（自家輸送を除く。）
		5742-012 沿海・内水面貨物輸送
		5743-011 港湾運送
		5751-013 国内航空貨物輸送
		5761-011 貨物利用運送
		5771-011 倉庫

図10-1 投入推計値の「皮はぎ」



2 国内貨物運賃表の対象範囲

(1) 貨物運賃の概念

- ア 営業輸送活動から生じる貨物運賃及び料金（鉄道、自動車、船舶、航空）
- イ 港湾運送及び営業倉庫の活動から生じる料金
- ウ 貨物利用運賃・料金から実運送運賃・料金相当を控除した額
(以下の説明では運賃・料金を一括して「運賃」、輸送・取扱・保管等の活動を一括して「輸送」とする。)

(2) 国内貨物運賃表に計上する貨物運賃

産業連関表の国内貨物運賃表は、ある部門から他の部門に物の取引がなされた場合に生じる国内貨物運賃のみを対象としているため、以下に掲げる運賃については除外する必要がある。

ア 国際輸送に係る貨物運賃（国際運賃）

海上輸送に係る貨物の国際運賃と国内運賃の区分は、F O B 価格及びC I F 価格の成立時点で区分できることから、航空輸送の国際線の貨物運賃、外洋輸送及び港湾運送の外航船に対する船内荷役料及びはしけ・いかだ運送の一部については、国

図10-2 マージン・運賃表

	＜投入側推計による表＞ 購入者価格評価表				＜皮 は ぎ＞ マージン・運賃表				＜産出側推計による表と対応＞ 生産者価格評価表				
商品			500	-		200		=	商品			300	
商業 運輸			0			-100			商業 運輸				100
			0			-100							100
サービス			a						サービス				a
粗付加価値			f						粗付加価値				f
生産額			x				生産額				x		

(注) マージン・運賃表のマイナスの数値は、マトリックスをそのまま式として成り立たせるためのテクニックである。

際運賃として扱われる。

イ コスト運賃

生産工程の一環として行われる輸送活動や、引越荷物、旅行手小荷物、郵便物、中古品、霊きゅう、廃棄物及び廃土砂等のような商品とは考えられないような物に係る輸送費用については、コスト運賃として扱われる。

3 国内貨物運賃表の作成

(1) 行別運賃額の推計

行別運賃額（運賃表のヨコ計）は、輸送機関（7機関）側からみて、品目別運賃収入に相当するものであり、基本的推計方法は以下のとおりである（詳細は、各輸送部門の産出推計を参照）。

- ① 輸送機関別輸送統計品目別輸送量の収集・整理
- ② 輸送機関別輸送統計品目別運賃単価（輸送量あたり運賃）の設定
- ③ 輸送機関別輸送統計品目別運賃の推計（①×②）
- ④ 部門（輸送機関）別国内生産額を③の品目構成で配分
- ⑤ 輸送統計品目分類と産業連関表部門分類との対応・細分
 - (ア) 輸送統計品目分類と産業連関表基本分類部門との対応は、部門分類対応表（コンバータ）を作成し、財担当府省と調整した。
 - (イ) 輸送統計品目分類から産業連関表基本分類部門への細分は、各基本分類部門の総供給額（国内生産額＋輸入額）に自工場消費分、自家輸送分、運賃割引等を考慮したウエイトを付け配分した。
- ⑥ コスト運賃の除外

(2) コスト運賃の除外

国際運賃を除く生産額（運賃収入）のうち、国内

貨物運賃表に計上しない部分をコスト運賃といい、表10-2に示す範囲である。

なお、コスト運賃は、実際に運賃を負担した産業（部門）へ直接産出することとなる。

コスト運賃の推計については、

- ① 生産額推計時に決まるもの（手小荷物、郵便物、自動車航送等）
- ② 輸送統計品目により決まるもの（廃棄物等）
- ③ その他（投入側推計によるもの等）

がある。

ただし、③については、随時調整段階でコスト運賃として確定されるため、この場合は行別運賃額の修正を行う必要がある。

(3) 行別運賃額の各セルへの配分

財の取引額に[1 - 「マージン・運賃非対象率」] を乗じ、運賃対象取引額を求め、行別運賃を配分する。

表10-2 国内貨物運賃表に計上しない運賃（コスト運賃等）の範囲

輸送の種類	輸送の種類	具体例	コスト運賃投入部門
国際輸送	外洋輸送・国際輸送、港湾運送（輸出入貨物の船内荷役、はしけ・いかだ運送の一部）	輸出入貨物輸送、三国間輸送	輸出(特殊貿易) 運輸(運賃の輸入分)
国内輸送	生産工程内の輸送 生産者価格が山元等において決定されるものについて、生産現場から山元等までの輸送	原木(伐採現場から山元) 鉱産物(採掘現場から山元)	素材 鉱業
	大規模事業所内における原材料、半製品等の移動	製鉄所内 造船所内	鉄鋼 造船
	中古品の輸送(屑扱いとなるものを除く)	古美術品、中古自動車、中古機械、中古家具	中古品を購入する部門
	賃貸物品の輸送	電子計算機、事務用機械、貸布団	物品賃貸業部門
	返品輸送		
	再生資源品の輸送	鉄屑、非鉄金属屑、プラスチック屑、ガラス屑、古紙	再生資源回収・加工処理部門
	非商品の輸送	建設機械、足場、飯場、道具類 興行用仮設物(テント、ステージ)、動物	建設 サービス業
	輸送設備の輸送、回送	航空自動車 甲種鉄道車両(貨物として輸送される回送車両)、 ビギーバック輸送自動車、輸送用容器(空コンテナ、空びん、空缶、空樽)、パレット	運輸、家計消費支出 運輸
	郵便物、信書便物	(郵便物の内容が商品の場合を含む。)	郵便・信書便
	陳列品、展示品等の輸送	美術品、商品見本	商業等
	現金、証券類の輸送		金融等
	印刷物等の輸送	書類、原稿、パンフレット、広告宣伝材	広告等
	引越荷物の輸送		家計消費支出等
	手小荷物の輸送		家計消費支出等
	宅配便、メール便の輸送		家計消費支出、各産業等
	廃棄物の輸送	排雪 その他の廃棄物	公務 廃棄物処理、下水道
	靈きゆう		冠婚葬祭業
	駐留軍貨物の輸送		輸出(特別貿易)
その他		トランクルーム、原油備蓄	家計消費支出、各産業、公務

(注) 上記の他、旅客輸送、自家輸送及び航空機使用事業による輸送は、国内貨物運賃表の対象外とする。

表10-3 輸送機関別コスト運賃額及び主要産出部門

(単位：百万円)

列コード	部門名	鉄道	道路	沿海	港運	航空	貨物利用	倉庫	合計	備考
0152-01	素材	0	8,704	0	0	0	0	0	8,704	原木
0172-02	内水面養殖業	0	392	0	0	0	0	0	392	水产品
1911-01	印刷・製版・製本	0	1,947	0	0	280	499	1,210	3,936	書類、印刷物
2111-01	石油製品	0	1,073	0	0	0	0	1,498	2,571	原油
3921-01	再生资源回収・加工処理	1,433	428,625	40,471	97,832	0	1,398	31,271	601,030	鉄・非鉄金属屑、ガラス瓶、プラスチック屑、古紙
4111-01	住宅建築(木造)	0	12,306	0	0	0	0	0	12,306	腐土砂、足場、飯場等
4111-02	住宅建築(非木造)	0	10,560	0	0	0	0	0	10,560	"
4112-01	非住宅建築(木造)	0	508	0	0	0	0	0	508	"
4112-02	非住宅建築(非木造)	0	11,069	0	0	0	0	4	11,073	"
4121-01	建設補修	0	18,144	0	0	0	0	0	18,144	"
4131-01	道路関係公共事業	0	7,336	599	0	0	0	2	7,937	"
4131-02	河川・下水道・その他の公共事業	0	5,337	2,866	0	0	0	1	8,204	"
4131-03	農林関係公共事業	0	752	27	0	0	0	0	779	"
4191-01	鉄道軌道建設	0	2,690	1,961	0	0	0	0	4,651	"
4191-02	電力施設建設	0	1,054	299	0	0	0	0	1,353	"
4191-03	電気通信施設建設	0	1,023	300	0	0	0	0	1,323	"
4191-09	その他の土木建設	0	3,923	3,038	0	0	0	1	6,962	"
4711-03	下水道★	0	11,649	0	0	0	0	1	11,650	その他の廃棄物
4811-01	廃棄物処理(公営)★★	0	18,028	167	0	0	0	0	18,195	"
4811-02	廃棄物処理(産業)	558	44,176	200	0	0	0	0	44,934	"
5311-01	金融	0	23,175	0	0	252	462	243	24,132	証券類
5711-01	鉄道旅客輸送	1,817	2,095	0	0	0	0	12	3,924	甲種鉄道車両(貨物として輸送される回送車両)
5712-01	鉄道貨物輸送	309	61	0	0	0	2,914	0	3,284	空コンテナ、甲種鉄道車両
5721-01	バス	0	633	3,662	0	0	0	0	4,295	航送自動車
5721-02	ハイヤー・タクシー	0	720	51	0	0	0	0	771	"
5722-01	道路貨物輸送(自家輸送を除く。)	11,704	16,695	34,406	0	1,768	8,173	0	72,746	ビギンパック輸送自動車・航送自動車、空コンテナ
5731-01P	自家輸送(旅客自動車)	0	0	34,180	0	0	0	0	34,180	航送自動車
5732-01P	自家輸送(貨物自動車)	0	0	5,784	0	0	0	0	5,784	"
5741-01	外洋輸送	0	745	0	661,210	0	0	3	661,958	船内荷役
5742-01	沿海・内水面輸送	0	258	3,640	13,080	0	0	0	16,978	空コンテナ
5761-01	貨物利用運送	3,441	313	0	0	0	1,797	0	5,551	"
5791-01	郵便・信書便	1,184	87,922	632	0	16,090	9,640	0	115,468	郵便物、信書便物
5931-01	情報サービス	0	8,769	0	0	2,982	829	5,786	18,366	磁気記録物等
5951-01	映像・音声・文字情報制作業	0	2,364	0	0	191	260	2,398	5,213	"
6699-09	その他の対事業所サービス	0	11,096	0	0	43	19	189	11,347	"
6111-01	公務(中央)★	0	16,900	0	0	0	0	194,686	211,586	原油
6621-01	広告	0	2,704	0	0	5,598	3,250	1	11,553	書類、印刷物
6799-02	冠婚葬祭業	0	90,587	0	0	0	0	0	90,581	盃きゆう
7111-00	家計外消費支出	0	189,497	0	0	0	0	2,510	191,007	宅配便、メール便、トランクルーム
7211-00	家計消費支出	304	1,269,257	4,475	0	11,230	34,181	2,004	1,321,451	手小荷物、引越荷物、宅配便、メール便、航送自動車、トランクルーム
8011-02	輸出(特殊貿易)	0	2,169	0	331,916	0	0	0	334,085	船内荷役、空コンテナ、駐留軍貨物
8411-02	(控除)輸入(特殊貿易)	0	-190	0	-537,579	0	0	0	-537,769	船内荷役
	その他の部門	0	615,550	628	0	795	11,345	18,184	646,502	宅配便、メール便、トランクルーム等
	合計	20,750	2,929,610	137,386	566,459	39,229	74,767	260,004	4,028,205	

(注) 個別産出部門の数値には、各産業に一般的に産出される宅配便、メール便、トランクルーム等の産出額を含んでいる。

Ⅲ サービス業部門

6612-01 貸自動車業

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	産業連関構造調査 (運輸関連事業投入調査)	国土交通省総合政策局	
2	交通関連統計資料集	〃	

2 生産額

(1) 資料1から求めた「リース・レンタル別車種別1台当たり営業収入」に資料2から推計した車種別貸自動車数を乗じ営業収入とした。

(2) 資料1から求めたフランチャイズ料(自部門取引)分を控除し、生産額とした。

3 投入額

資料1から大枠を推計し、17年の割合を参考に細分化した。

4 産出額

資料1を基にして求めた車種別貸出先産業別収入構成比に生産額を乗じ、該当する「各自動車輸送部門」及び「家計消費支出」に産出した。

2 生産額

(1) 専業、兼業、ディーラー、自家工場

各業態別に、資料1の整備売上高を暦年修正し、生産額とした。

(2) ガソリンスタンド等

資料1及び2から、1ガソリンスタンドあたりの車検・点検整備収入(年間)を推計し、生産額とした。

3 投入額

資料3から大枠を推計し、17年の割合を参考に細分化した。

4 産出額

(1) 生産額から「自動車修理」(自部門取引)を差し引いた額を、資料1の換算車両数の車種別構成比率に乘じ、車種別修理額を求めた。

(2) 「貸自動車業」については、資料4のレンタカー車種別車両数に、資料1の換算係数及び(1)から求めた車種別1台当たり修理額を乗じたものを産出額とした。

(3) (1)から(2)を車種別に減じた額を、以下のとおり該当する部門に産出した。

車種	産出先	推計方法
自家用普通貨物車	自家輸送(旅客自動車・貨物自動車)	資料5から求めた普通貨物車による旅客輸送率で分割
営業用普通貨物車営業用小型貨物車	道路貨物輸送 貨物利用運送	17年表の割合で分割
自家用小型貨物車	自家輸送(旅客自動車・貨物自動車)	資料5から求めた小型貨物車による旅客輸送率で分割
営業用乗用車	ハイヤー・タクシー	
自家用乗用車	家計消費支出 自家輸送(旅客自動車)	資料5で求めた家計使用率で分割
営業用乗合車	バス	
自家用乗合車	自家輸送(旅客自動車)	
小型二輪車	道路貨物輸送 公務(中央) 公務(地方) 家計消費支出	資料6の二輪車の形状別車両数から営業用を「道路貨物輸送」に、自家用を「公務」と「家計消費支出」に分割し、「公務」は、17年表の比率で「中央」と「地方」に分

6631-10 自動車整備

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	自動車整備白書	(社)日本自動車整備振興会連合会	
2	給油所経営・構造改善等実態調査	(財)日本エネルギー経済研究所	
3	産業連関構造調査 (運輸関連事業投入調査)	国土交通省総合政策局	
4	交通関連統計資料集	〃	
5	自動車輸送統計調査	〃	関係する部内資料を含む。
6	自動車保有車両数 (形状別)	(財)自動車検査協会	
7	自動車保有車両数 (諸分類別)	〃	
8	自動車輸送統計調査 対象車両数	国土交通省総合政策局	部内資料

		割した。
特殊車	営業用	(輸送用) 道路貨物輸送貨物利用運送(非輸送用) 道路貨物輸送 ①資料7から輸送用と非輸送用に分割 ②輸送用は営業用貨物車と同じ ③非輸送用は全額「道路貨物輸送」
	自家用	(輸送用) 自家輸送(旅客自動車・貨物自動車) (非輸送用) 特殊車を保有している部門 ①資料7から輸送用と非輸送用に分割 ②輸送用は資料5から分割 ③非輸送用は用途別に区分し、17年表の比率で分割
軽自動車	(営業用) 道路貨物輸送貨物利用運送(自家用) 家計消費支出自家輸送(旅客自動車・貨物自動車) ①資料7から営業用と自家用に分割 ②営業用は営業用貨物車と同じ ③自家用は④及び⑤の方法で推計した車両数で軽貨物と軽乗用に分割 ④自家用軽貨物は資料5の旅客輸送率で「自家輸送(旅客自動車)」と「自家輸送(貨物自動車)」に分割 ⑤自家用軽乗用は資料5から求めた家計使用率で「自家輸送(旅客輸送)」と「家計消費支出」に分割	

7 国土交通省(建設)担当部門

- 4111-01 住宅建築(木造)
- 4111-02 住宅建築(非木造)
- 4112-01 非住宅建築(木造)
- 4112-02 非住宅建築(非木造)

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	建築動態統計調査	国土交通省総合政策局	部内資料
2	建築物等実態調査	〃	
3	産業連関構造調査(建築工事費投入調査)	〃	
4	建設工事施工統計	〃	
5	建設総合統計年度報	〃	
6	建築統計年報	〃	
7	建設業の経営分析	(一財)建設業情報管理センター	
8	TKC経営指標	TKC全国会	
9	建築士事務所の業務報酬算定指針	(一社)東京都建築士事務所協会	
10	国民経済計算年報	内閣府経済社会総合研究所	

2 生産額

資料1の中の建築着工統計の工事費予定額を基本とし、建築着工統計と産業連関表の概念上(投資額ベース等)の調整を図るため、次の修正を加えて生産額とした。

- (1) 建築着工統計の工事費予定額を着工ベースから出来高ベースに転換する。
- (2) 資料1の一環として実施している補正調査結果を用いて、工事費予定額(届出額)を工事完了後の実際の工事費に補正する。
- (3) 建築着工統計の統計の漏れを、資料2の漏れ補正調査を用いて修正する。
- (4) (1)~(3)の修正後、別途推計した発注者経費(設計費等)を加え、生産額とした。

3 投入額

- (1) 資料3等から工事設計書の概要(主として建築・設備の科目別内訳)及び細目別内訳等を把握した。
- (2) 資料9等から工事に付帯する設計料等の諸経費の内訳を推計した。

4 産出額

資料5による政府、民間比率を用いて国内総固定資本形成の公的と民間にそれぞれ産出した。

4121-01 建設補修

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	建設工事施工統計	国土交通省総合政策局	
2	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

資料1の元請完成工事高の維持・修繕工事を生産額とした。ただし、政府の土木工事における維持補修工事は、概念・定義上投資額となるので建設補修からは除いた。また、機械設置等工事は従前同様除外した。

3 投入額

建設補修の活動形態は多種多様であり、構造調査を実施する場合、サンプルの抽出如何で結果が大きく左右され、不安定な投入形態になる恐れがあるため、これまでの経験を踏まえ、今回も構造調査は実施せず、資料2を参考に産出との調整を計りつつ投入額を推計した。

4 産出額

投入額と同様。

4131-01 道路関係公共事業

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国土交通省所管建設事業費等実績調査	国土交通省総合政策局	部内資料
2	建設総合統計	〃	
3	道路統計年報	国土交通省道路局	
4	産業連関構造調査（公共事業工事費投入調査）	国土交通省総合政策局	
5	産業連関構造調査（土木工事間接工事費投入調査）	〃	
6	産業連関構造調査（独立行政法人等土木工事費投入調査）	〃	

2 生産額

資料1の使途別事業費内訳から、事務費、本工事費、付帯工事費、測量及び試験費、船舶及び機械器具費（機械本体の費用は除く）の土木投資額に予算の伸び

率（支出ベース）を乗じて平成23年度土木投資額を推計した。資料2から推計した暦年換算率を乗じて暦年の生産額とし、資料3により工種を細分した。

3 投入額

土木工事の工事種類別の労務・資材等の投入構造を把握するため、資料4～6の構造調査を行い、それに基づいて推計した。

4 産出額

全額、最終需要部門の国内総固定資本形成（公的）に産出した。

4131-02 河川・下水道・その他の公共事業

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国土交通省所管建設事業費等実績調査	国土交通省総合政策局	部内資料
2	海岸統計	国土交通省水管理・国土保全局	
3	決算書	財務省主計局	
4	地方財政統計年報	総務省財務調査課	
5	都道府県決算状況調	〃	
6	建設総合統計	国土交通省総合政策局	
7	産業連関構造調査（公共事業工事費投入調査）	〃	
8	産業連関構造調査（土木工事費投入調査）	〃	
9	産業連関構造調査（土木工事間接工事費投入調査）	〃	

2 生産額

当部門は、国土交通省所管及び所管外公共事業から成り立っている。

(1) 国土交通省所管公共事業

所管事業である河川改修、河川総合開発、砂防、下水道、公園については、「4131-01 道路関係公共事業」の推計方法と同様である。

(2) 国土交通省所管外公共事業

ア 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設整備費実績額を環境省から聴取し、資料1から事業費内訳を推計し、土木投資分を生産額とした。

イ 港湾

所管公共事業予算及び資料4から推計した。

ウ 漁 港

漁港事業実績等から事業費を推計し、土木投資分を生産額とした。

エ 空 港

空港事業主体別に事業費の聴取及び資料3～5から事業費を把握し、土木投資分を生産額とした。

オ 海 岸

資料2から事業費を把握し、資料1から事業費内訳を推計し、土木投資分を生産額とした。

カ 災害復旧

資料3～5から事業費を把握し、資料1から事業費内訳を推計し、土木投資分を生産額とした。

キ その他

沿岸漁場整備については、水産庁より事業費を聴取し、投資額を推計した。

ク 年度値からの暦年換算には資料6を用いた。

3 投入額

資料7～9の構造調査の結果から、工事種類別投入内訳を把握し推計した。

4 産出額

生産額推計の際の空港分は最終需要部門の国内総固定資本形成の公的・民間に産出し、その他は公的にそれぞれ産出した。

4191-01 鉄道軌道建設

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	鉄軌道輸送の安全にかかわる情報	国土交通省鉄道局	
2	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構資料	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	
3	東京地下鉄(株)資料	東京地下鉄(株)	
4	地方公営企業年鑑	総務省自治財政局	
5	民間企業設備投資動向調査	(一財)建設物価調査会	
6	鉄道統計年報	国土交通省鉄道局	
7	産業連関構造調査(独立行政法人等土木工事費投入調査)	国土交通省総合政策局	
8	産業連関構造調査(土木工事費投入調査)	"	
9	産業連関構造調査(土木工事間接工事費投入調査)	"	
10	建設総合統計	"	

2 生産額

当部門は五つの主体に分け、次のとおり推計した。

(1) JR・私鉄

資料1の設備投資額をもとに、構造物を乗じ、資料5の土木比率を乗じて土木投資額を推計した。

(2) (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構

資料2の貸付線、新幹線、譲渡線事業費の内訳をもとに、土木投資額を求め推計した。

(3) 公営鉄道

資料4の建設改良費を基に、土木投資額を求め推計した。

(4) 東京地下鉄(株)

資料3の設備投資額を基に、土木投資額を求め推計した。

なお、年度値からの暦年換算には、資料10を用いた。また、別途各機関の線路、電力、信号設備の取替補修繕費を資料6から推計し取替資産額として、(1)～(4)の合計に加え生産額とした。

3 投入額

資料7～9の構造投入調査から推計した。

4 産出額

生産額推計の際のJR・私鉄分は、最終需要部門の国内総固定資本形成の公的・民間に産出し、その他は公的にそれぞれ産出した。

4191-02 電力施設建設

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	資源エネルギー庁電力・ガス事業部資料	資源エネルギー庁電力・ガス事業部	
2	地方公営企業年鑑	総務省自治財政局	
3	有価証券報告書	各電力会社HP	
4	民間企業設備投資動向調査	(一財)建設物価調査会	
5	建設総合統計	国土交通省総合政策局	
6	産業連関構造調査(土木工事費投入調査)	"	
7	産業連関構造調査(土木工事間接工事費投入調査)	"	
8	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	部内資料

2 生産額

- (1) 一般・卸・特定電気事業者は資料1及び3から工事資金実績額を求めた。
- (2) 公営電気については資料2の資本的支出のうちの建設改良費から求めた。
- (3) 特定規模電気事業者については資料8の2次利用で設備投資額を資料4の土木の建設投資率を乗じて求めた。
- (4) 資料4から土木投資率を求め、工事資金実績等に乘じ投資額を推計した。

なお、送配電設備等の取替補修修繕費から取替資産額を推計し上記投資額に加えて生産額とした。また、年度値からの暦年換算には資料5を用いた。

3 投入額

資料6及び7の構造調査から推計した。

4 産出額

生産額推計の際の「公営電気」は最終需要部門の国内総固定資本形成（公的）に産出し、それ以外は国内総固定資本形成（民間）に産出した。

4191-03 電気通信施設建設

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	情報通信業基本調査	総務省情報通信国際戦略局	
2	民間企業設備投資動向調査	(一財)建設物価調査会	
3	産業連関構造調査（土木工事費投入調査）	国土交通省総合政策局	
4	産業連関構造調査（土木工事間接工事費投入調査）	〃	
5	日本放送協会資本収支資料	日本放送協会	

2 生産額

資料1をもとに、別途資料2より推計した土木投資率を乗じて推計した。

3 投入額

資料3、4の構造調査から推計した。

4 産出額

生産額推計の際の「NTT」及び「NHK」は最終需要部門の国内総固定資本形成公的に、その他は民間へ産出した。

4191-09 その他の土木建設

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	地方公営企業年鑑	総務省自治財政局	
2	水道統計	(公社)日本水道協会	
3	国土交通省所管建設事業費等実績調査	国土交通省総合政策局	部内資料
4	(独)都市再生機構資料	(独)都市再生機構	
5	ガス事業年報	資源エネルギー庁ガス市場整備課	
6	建設工事施工統計	国土交通省総合政策局	
7	民間企業設備投資動向調査	(一財)建設物価調査会	
8	産業連関構造調査（土木工事費投入調査）	国土交通省総合政策局	
9	産業連関構造調査（土木工事間接工事費投入調査）	〃	
10	産業連関構造調査（独立行政法人等土木工事費投入調査）	〃	
11	建設総合統計	〃	

2 生産額

当部門は、次の建設工事種類から成り立っており、それぞれ次のとおり推計した。

(1) 上水道・簡易水道

資料1水道事業の資本的支出のうち建設改良費をもとに、資料2より用地費等の対象外経費を除外して土木投資率を求め、建設改良費に乗じて推計した。

(2) 工業用水

経済産業省施設課及び資源エネルギー庁から地方単独分を除く工業用水事業費を聴取し、単独分については資料1から工業用水事業費を把握し、資料3から土木投資率を求め、前述の工業用水事業費を推計した。

(3) 土地造成

ア (独)都市再生機構

資料4から、(独)都市再生機構の土地造成事業費の決算額及びそれに係る業務諸費を聴取し、建設工事費を推計した。

イ 臨海土地造成

国土交通省港湾局開発課から臨海部土地造成費用、港湾機能施設整備事業の埠頭用地事業費を把握し建設工事費を推計した。

ウ 地方公共団体土地造成
資料3から、地方単独事業の宅地造成事業費、地方住宅供給公社の造成事業費補助事業の住宅地区改良事業費を把握し、建設工事費を推計した。

エ 民間土地造成
資料11の民間土木表の土地造成投資額をベースに推計した。

(4) ガス事業

資料5から公営、私営の製造及び供給設備等を対象に、資料7のガス業の土木投資率を乗じて建設工事費を推計した。

(5) 民間構築物

資料6の元請完成工事高のうち、新設の民間（土木工事と機械器具設置工事の1/2）を対象に、既に生産額として推計済である「JR」「電力」「電気通信」「民間土地造成」「ガス事業」等の民間分を差し引いて推計した。

(6) その他

資料3から駐車場整備事業費を推計した。
なお、年度値からの暦年換算には資料11を用いた。

3 投入額

資料8～10の構造調査から、工事種類別投入内訳を把握し推計した。

4 産出額

生産額推計の内訳に基づき、最終需要部門の固定資本形成の公的と民間にそれぞれ産出した。

5511-01 不動産仲介・管理業

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	住宅・土地統計調査	総務省統計局	
2	建築統計年報	国土交通省総合政策局	
3	月刊住宅着工統計	(一財)建設物価調査会	
4	建築物等実態調査	国土交通省総合政策局	部内資料
5	今月の不動産経済	(一財)土地総合研究所	
6	世帯に係る土地基本統計確報集計	土地・建設産業局	
7	民事・訟務・人権統計年報	法務省司法政局	
8	不動産関連統計集	(株)三井不動産	
9	三鬼オフィスレポート	三鬼商事(株)	
10	固定資産の価格等の概要調査	総務省自治税務局	

11	ビルの管理運営に関する調査のまとめ	(一社)東京ビルディング協会他
12	産業連関構造調査(不動産投入調査)	国土交通省総合政策局
13	平成17年産業連関表	総務省等

2 生産額

I 住宅関連部門

ア 仲介料

(1) 賃貸住宅仲介料

次式のとおり推計

$$\begin{aligned} \text{(総手数料)} &= (\text{民営借家ストック}) \times (\text{移動率}) \times \\ &\quad (\text{手数料単価}) \times (\text{修正率}) \\ &(\text{民営借家数}) \cdots \text{資料1から推計} \\ &(\text{移動率}) \cdots \text{資料1から推計} \\ &(\text{手数料単価}) \cdots \text{資料1から推計} \\ &(\text{修正率}) \cdots \text{資料2から推計} \end{aligned}$$

(2) 中古住宅仲介料

次式のとおり推計

$$\begin{aligned} \text{(総手数料)} &= (\text{中古住宅販売戸数}) \times (\text{戸当たり価格}) \times (\text{手数料率}) \\ &(\text{中古住宅販売戸数}) \\ &\quad \cdots \text{資料1から持家として取得した中古住宅の戸数を求め、これに資料5の中古住宅成約件数の推移から産出した年間換算率と伸び率を乗じて平成23年の販売戸数とした。} \\ &(\text{戸当たり価格}) \\ &\quad \cdots \text{資料5の中古住宅の平均価格の推移から推計} \\ &(\text{手数料率}) \\ &\quad \cdots \text{上記の戸当たりの価格の場合における手数料を宅地建物取引業法で定められている手数料の算出方法により求め、その戸当たり価格で除して推計した。} \end{aligned}$$

(3) 宅地仲介手数料

次式のとおり推計

$$\begin{aligned} \text{(総手数料)} &= (\text{宅地取引件数}) \times (\text{一件あたり敷地面積}) \times (\text{㎡単価}) \times (\text{地価変動率}) \times (\text{手数料率}) \times (\text{その他宅地分補正率}) \\ &(\text{宅地取引件数}) \\ &\quad \cdots \text{資料6から不動産業者が仲介する可能性のある「会社など法人から購入」と「個人から購入」の土地の取得件数を求め、資料7の土地登記件数の伸び率から推計した。} \\ &(\text{一件あたり敷地面積}) \\ &\quad \cdots \text{資料6から現住居の総敷地面積を求め、総戸数で除して一件当たりの敷地面積を推計した。} \\ &(\text{㎡単価}) \cdots \text{資料8より推計} \\ &(\text{地価変動率}) \cdots \text{資料8より推計} \\ &(\text{手数料率}) \cdots \text{中古住宅仲介手数料と同様} \end{aligned}$$

(4) その他の手数料

次式のとおり推計

$$\begin{aligned} \text{(総手数料)} &= \text{(分譲戸数)} \times \text{(分譲価格)} \times \text{(手数料率)} \\ &\text{(戸建、マンション分譲戸数)} \cdots \text{資料1から推計} \\ &\text{(分譲価格)} \cdots \text{資料9から推計} \end{aligned}$$

イ 管理料

(1) 分譲マンション管理料

次式のとおり推計

$$\begin{aligned} \text{(総管理料)} &= \text{(分譲マンションストック戸数)} \\ &\quad \times \text{(戸当たり管理料)} \times 12\text{か月} \\ &\text{(分譲マンションストック戸数)} \cdots \text{資料1から推計} \\ &\text{(戸当たり管理料)} \\ &\quad \cdots \text{資料2より非木造民営借家の共益費・管理費} \\ &\quad \text{から家賃の一部として住宅賃貸料に計上してい} \\ &\quad \text{る分を除いたものに住宅賃貸料で推計した持家} \\ &\quad \text{の床面積と資料2の民営借家(共同住宅非木} \\ &\quad \text{造)の床面積比率を乗じて推計した。} \end{aligned}$$

(2) 民間賃貸住宅管理料

次式のとおり推計

$$\begin{aligned} \text{(総管理料)} &= \text{(民営借家ストック戸数)} \times \text{(戸当} \\ &\quad \text{り管理料)} \times 12\text{か月} \\ &\text{(民営借家ストック戸数)} \cdots \text{資料1から推計} \\ &\text{(戸当たり管理料)} \\ &\quad \cdots \text{分譲マンション管理料と同様に推計した。} \end{aligned}$$

II 住宅以外関連部門

ア 仲介料

(1) 非住宅建物賃貸仲介料

次式のとおり推計

$$\begin{aligned} \text{(総仲介料)} &= \text{(賃貸延床面積)} \times \text{(回転率)} \times \text{(業者仲介} \\ &\quad \text{料)} \times \text{(月間賃貸料)} \\ &\text{(賃貸延床面積)} \cdots \text{資料11から推計} \\ &\text{(回転率)} \cdots \text{資料10による新規需要面積を貸室総床} \\ &\quad \text{面積で除して回転率とした。} \\ &\text{(業者仲介料)} \\ &\quad \cdots \text{業者へのヒアリングから} 1/3 \text{とした。} \\ &\text{(月間賃貸料)} \\ &\quad \cdots \text{資料10による平均実質賃料から} \text{m}^2 \text{あたり平均} \\ &\quad \text{実質賃料を求め月額賃料とした。} \end{aligned}$$

(2) 非住宅賃貸建物管理料

次式のとおり推計

$$\begin{aligned} \text{(総管理料)} &= \text{(管理対象建物床面積)} \times \text{(管理受託} \\ &\quad \text{比率)} \times \text{(年間管理費単価)} \\ &\text{(管理対象建物床面積)} \cdots \text{資料11より推計。} \\ &\text{(管理受託比率)} \\ &\quad \cdots \text{資料12の管理外注費と管理総額の比率より推計} \\ &\quad \text{(年間管理費単価)} \\ &\quad \cdots \text{資料12より平均管理費単価の伸び率を求め、} \\ &\quad \text{同じく資料12より得た平均管理費に乘じて推計} \\ &\quad \text{した。} \end{aligned}$$

3 投入額

資料12の構造調査から推計した。

4 産出額

資料13を参考に推計した。

5511-02 不動産賃貸業

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	固定資産の価格等の概要調書	総務省自治税務局	
2	三鬼オフィスレポート	三鬼商事(株)	
3	産業連関構造調査(不動産業投入調査)	国土交通省総合政策局	
4	建築着工統計	〃	

2 生産額

オフィス(事務所・店舗・百貨店・銀行)と工場等(工場・倉庫・市場)に分けて次式により推計した。

$$\text{(総賃貸料)} = \text{(賃貸延べ床面積)} \times \text{(平均実質賃料)} \times (1 - \text{平均空室率}) \times 12\text{か月}$$

(1) 資料1より「事務所・店舗・百貨店・銀行」及び「工場・倉庫・市場」の床面積を把握する。

(2) 資料2から貸室総面積、新規供給面積、空室率、平均実質賃料を地区ごとに集計し、全国値を推計する。

(3) (2)で求めた貸室総面積を推計カバレッジで割り戻し、それを(1)で求めた「事務所・店舗・百貨店・銀行」の床面積で除して賃貸面積比率を推計する。

(4) 資料1より把握した床面積に(3)の賃貸面積比率を乗じて賃貸床面積を推計する。

(5) (2)で推計した資料2の平均実質賃料から m^2 あたり全国平均実質賃料を求める。同様に全国平均空室率を求める。

3 投入額

「5511-01 不動産仲介・管理業」と同じ。

4 産出額

「5511-01 不動産仲介・管理業」と同じ。

5521-01 住宅賃貸料

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	住宅・土地統計調査	総務省統計局	
2	建築統計年報	国土交通省総合政策局	

3	月刊住宅着工統計	(一財)建設物価調査会	部内資料
4	建築物等実態調査	国土交通省総合政策局	
5	CRI	長谷工総合研究所	
6	消費者物価指数年報	総務省統計局	
7	産業連関構造調査(不動産業投入調査)	国土交通省総合政策局	
8	日本の不動産業	(一社)不動産協会	
9	日管協短観	(一財)日本賃貸住宅管理協会	

2 生産額

住宅賃貸料を求めるには、ストック戸数を持家と借家に分けて、建て別別に市場価格である民営家賃月額を乗じた後に所要の補正率を乗じて推計する。給与住宅の帰属分等については部門間の調整を行った。

次式のとおり推計

$$\begin{aligned}
 (\text{生産額}) &= (\text{ストック戸数}) \times (\text{家賃月額}) \times (\text{物価上昇率}) \times \\
 &\quad 12\text{か月} - (\text{公営住宅} \cdot \text{公団公社住宅} \cdot \text{給与住宅} \\
 &\quad \text{の民営家賃との差額分}) \\
 &(\text{ストック戸数}) \cdots \text{資料1より把握} \\
 &(\text{家賃月額}) \cdots \text{資料1より推計} \\
 &(\text{物価上昇率}) \cdots \text{資料6より把握}
 \end{aligned}$$

3 投入額

資料7の構造調査から推計した。

4 産出額

投入額と同様。

5531-01 住宅賃貸料(帰属家賃)

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	住宅・土地統計調査	総務省統計局	部内資料
2	建築統計年報	国土交通省総合政策局	
3	月刊住宅着工統計	(一財)建設物価調査会	
4	建築物等実態調査	国土交通省総合政策局	
5	CRI	長谷工総合研究所	
6	消費者物価指数年報	総務省統計局	
7	産業連関構造調査(不動産業投入調査)	国土交通省総合政策局	

8	家計調査	総務省統計局
9	日本の不動産業	(一社)不動産協会
10	日管協短観	(公財)日本賃貸住宅管理協会

2 生産額

次式のとおり推計

$$\begin{aligned}
 (\text{生産額}) &= (\text{ストック戸数}) \times (\text{家賃月額} \times 12\text{月}) \times (\text{面積} \\
 &\quad \cdot \text{建築時期補正率}) \times (\text{物価上昇率}) + \\
 &\quad (\text{給与住宅の民営家賃との差額分}) \\
 &(\text{ストック戸数}) \cdots \text{資料1より把握} \\
 &(\text{家賃月額}) \cdots \text{資料1より推計} \\
 &(\text{面積} \cdot \text{建築時期補正率}) \\
 &\quad \cdots \text{持家と借家は面積や建築時期の分布が異なるため、} \\
 &\quad \text{この違いによる持家と借家の賃料の変動を資料1より} \\
 &\quad \text{求める補正率で補正した。}
 \end{aligned}$$

3 投入額

資料8より住宅に関する支出を把握し各項目への投入の値を推計した。

4 産出額

住宅賃貸料と同じ。

6699-02 土木建築サービス

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	事業所・企業統計調査	総務省統計局	部内資料
2	TKC経営指標	TKC全国会	
3	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	
4	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

資料2から土木建築サービス業従業者1人当たりの生産額を求め、資料1及び3から土木建築サービス業従業者数を求め、両者を乗じて生産額を求めた。

3 投入額

資料4を参考に推計した。

4 産出額

生産額のほとんどは建設業への産出であるから、別途推計している建設部門の土木建築サービスからの投入額を建設部門に優先的に産出し、残額を資料4を参考に推計した。

8 内閣府担当部門

4711-03 下水道★★

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	地方財政統計年報 (22、23年度)	総務省自治財政局	
2	国民経済計算年報	内閣府経済社会総合研究所	関係する部内資料を含む。
3	産業連関構造調査 (地方公共団体投入調査)	〃	
4	平成17年産業連関表	総務省等	
5	地方公営企業年鑑 (22、23年度)	総務省自治財政局	

2 生産額

資料1の損益計算書から、受託工事費以外の営業経費をSNAベースに調整し、さらに、中間投入、雇用者所得、資本減耗引当(社会資本等減耗分)のうち設備分(ソフトウェア及び機械設備等)、間接税の額をそれぞれ四半期別に求め、合計したものを国内生産額とした。

(注) 1 法適用下水道の中間投入については、消費税抜きの購入額で表示されているため、消費税額として5%上乘せた額を利用している。なお、「下水道料金収入に係る消費税額=仕入れ控除額+(下水道会計からの納税額)」であることから推計した「(下水道会計からの納税額)」が「間接税」の内容である。

2 平成23年表では、「資本減耗引当(社会資本等減耗分)」のうち、社会資本減耗分については、「公務★★」部門等にまとめて計上することになっているため、当部門の社会資本減耗は「0」となる。よって、社会資本以外の減耗である設備分のみを計上する(なお、当部門の建物分は社会資本減耗の範囲に含まれるため公務へ計上している。)

3 「法適用下水道」とは、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)を適用しているものをいい、「法非適用下水道」とは、同法を適用していないものをいう。

3 投入額

(1) 生産額推計で求めた中間投入、雇用者所得、資本減耗引当(社会資本等減耗分)の額から、大枠を推計する。

(2) 経費内訳の細目については、資料3及び5から得られる情報を基に作成した公共下水道事業の支出構成比に、(1)で求めた中間投入の額を乗じて細目の額を推計する。

(3) 過去の推計資料等を用いて、(2)で求めた経費を産業連関表の基本分類に格付ける。

(4) 平成17年表の投入額(構成比)及び23年表の生産

額(増減率)等を参考にしながら、部門ごとに格付けの再調整を行い、産業連関表の基本分類に沿った最終的な投入額を推計した。

4 産出額

(1) 資料1の経常収益から受託工事費収益、他会計からの負担金・補助金、国庫補助金等を控除し、商品・非商品の販売額(料金収入等の額)を求め、家計該当分を家計消費へ産出する。

(2) 家計外消費、中央政府消費支出、地方政府消費支出については、それぞれの部門の下水道への投入額を採用する。

(3) 産業各部門への配分については、資料4等を基礎に投入側と計数調整を行った。

6111-01 公務(中央)★★

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	歳入決算明細書 (22、23年度)	財務省主計局	
2	各省各庁歳出決算報告書 (22、23年度)	〃	
3	特別会計決算参照書 (22、23年度)	〃	
4	政府サービス生産者に格付けされた諸機関の財務諸表 (22、23年度)	各団体	
5	国民経済計算年報	内閣府経済社会総合研究所	関係する部内資料を含む。
6	産業連関表作成に関する基礎資料—平成23年度において購入した物量表対象項目の内訳—	防衛省経理装備局	部内資料
7	産業連関構造調査 (地方公共団体投入調査)	内閣府経済社会総合研究所	
8	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

推計資料1～5により中間投入、雇用者所得、間接税を推計し、これに資本減耗引当(社会資本等減耗分)を加え国内生産額とした。

(推計式)

中間投入+雇用者所得+資本減耗引当(社会資本等減耗分)+間接税

3 投入額

(1) 投入内訳の分割パターンとして、資料7による都

道府県支出パターンを準用し、集計した。

- (2) 防衛省分については資料6を使用している。
- (3) 平成17年表の投入額（構成比）及び23年表の生産額（増減率）等を参考にしながら、部門ごとに格付けの再調整を行い、産業連関表の基本分類に沿った最終的な投入額を推計した。

4 産出額

商品・非商品の販売額（手数料等の収入額）を分類不明及び家計消費支出へ産出し、国内生産額からこれらの販売額を差し引いた額を公務（中央）の自己消費分として中央政府消費支出に産出した。

6112-01 公務（地方）★★

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	地方財政統計年報(22、23年度)	総務省自治財政局	
2	地方公務員給与の実態(22、23年度)	総務省自治行政局	
3	地方公営企業年鑑(22、23年度)	総務省自治財政局	
4	国民経済計算年報	内閣府経済社会総合研究所	関係する部内資料を含む。
5	産業連関構造調査(地方公共団体投入調査)	〃	
6	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

資料1～4により中間投入、雇用者所得、間接税を推計し、これに資本減耗引当（社会資本等減耗分）を加え国内生産額とした。

$$\text{(推計式)} \\ \text{中間投入} + \text{雇用者所得} + \text{資本減耗引当(社会資本等減耗分)} + \text{間接税}$$

3 投入額

- (1) 資料1及び資料5から得られる情報を基に投入内訳の構成比を作成し、別途推計した中間投入額を乗じて、細目の額を推計する。
- (2) (1)で求めた経費を産業連関表の基本分類に格付ける。
- (3) 平成17年表の投入額（構成比）及び23年表の生産額（増減率）等を参考にしながら、部門ごとに格付けの再調整を行い、産業連関表の基本分類に沿った最終的な投入額を推計した。

4 産出額

商品・非商品の販売額（手数料等の収入額）を分類

不明及び家計消費支出へ産出し、生産額からこれらの販売額を差し引いた額を地方政府の自己消費分として地方政府消費支出に産出した。

6599-01 対企業民間非営利団体

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	民間非営利団体実態調査(22、23年度)	内閣府経済社会総合研究所	
2	国民経済計算年報	〃	関係する部内資料を含む。
3	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

資料1中の「(2)事業形態別、従業者規模別収入・支出額表1 対事業所サービス」の「全事業所」の「事業収入」から介護保険事業分を除き、事業協同組合及び経済団体の生産額を求め、本部門の国内生産額の一部とした。さらに、経済団体については「会費等移転的収入」においても、会費のように、SNA上、移転ではなくサービス産出として扱うべきものがあるため、その一部を加算した。なお、これらの数値は年度計数であることから、4等分割により暦年値に変換した。

※ 資料1の「対事業所サービス」を行う事業所は、日本標準産業分類の小分類「872事業協同組合(他に分類されないもの)」及び小分類「931経済団体」である。

3 投入額

資料1から得られる「光熱・水道料」、「印刷・製本費」、「損害保険料」、「人件費」、「賃借料」、「減価償却費」、「租税公課」及び「支払利息（帰属利子）」を23暦年値に加工した上で（国内生産額推計と同様の手法）、これを基本分類ベースに配分すべく資料3の値で案分した。

他の投入部門については、家計外消費等の概念調整を行った資料2の修正付加価値率（修正中間投入比率）との整合性を図りながら、同様に資料3に基づいて案分を行った。

4 産出額

平成17年表の産出額に、平成17年から23年の各部門の産出額の伸び率（国民経済計算のコモディティ・フロー法（詳細は7211-00家計消費支出 2「生産額」を参照）による、財・サービス別の産出額の伸び率を活用）を乗じ、この構成比に生産額を乗じることで暫定値を求め、投入側との調整の中で検討を行った。

6599-02 対家計民間非営利団体（別掲を除く。）★

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	民間非営利団体実態調査報告（22、23年度）	内閣府経済社会総合研究所	
2	政治資金収支報告書（22、23年）	総務省自治行政局	
3	国民経済計算年報	内閣府経済社会総合研究所	関係する部内資料を含む。
4	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

資料1から宗教、労働団体、学術・文化団体、他に分類されない非営利団体及び集会場の中間投入、雇用者所得、資本減耗引当及び間接税の額を求め、資料2から政治団体の同様の項目の額を求めた。この数値は年度計数であることから、4等分割により暦年値に変換し、これらを合計したものを国内生産額とした。

(推計式)

中間投入+雇用者所得+資本減耗引当（減価償却費）
+間接税

3 投入額

17年表の投入比率に各部門の23年表の生産額の増減率を乗じて23年産業連関表の投入係数（一次案）とした。これに生産額を乗じることで投入額を求め、さらに資料1及び4の支出項目の構成比も一部利用して推計を行った。

4 産出額

資料3により、家計消費支出を推計し、残差を対家計民間非営利団体消費支出に産出した。

6741-02 興行場（映画館を除く。）・興行団

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	部内資料
2	経済センサス-活動調査	総務省、経済産業省	
3	産業連関構造調査（サービス産業・非営利団体等投入調査）	総務省政策統括官（統計基準担当）	
4	国民経済計算年報	内閣府経済社会総合研究所	関係する部内資料を含む。
5	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

資料1及び2により求めた売上（収入）金額を国内

生産額とした。

3 投入額・産出額

後述の「投入・産出額の推計方法（共通）」を参照のこと。

6741-03 競輪・競馬等の競走場・競技団

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	地方財政統計年報（22、23年度）	総務省自治財政局	
2	農林水産省資料	農林水産省畜産部	
3	産業連関構造調査（サービス産業・非営利団体等投入調査）	総務省政策統括官（統計基準担当）	
4	国民経済計算年報	内閣府経済社会総合研究所	関係する部内資料を含む。
5	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

資料1の「収益事業歳入歳出決算」中、競馬事業、自転車競争（競輪）事業、小型自動車競争（オートレース）事業、モーターボート競争（競艇）事業のそれぞれの入場料、車馬券等売上金、払戻金（いずれも年度値）を利用して地方分の国内生産額を求めた。

中央（中央競馬）分については、資料2から平成23年分の入場料、馬券売上金、払戻金（いずれも暦年値）を利用して国内生産額を求めた。

(推計式)

地方分(平成22年度値×1/4+平成23年度値×3/4)
+中央分

3 投入額・産出額

後述の「投入・産出額の推計方法（共通）」を参照のこと。

6741-04 スポーツ施設提供業・公園・遊園地

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	部内資料
2	経済センサス-活動調査	総務省、経済産業省	
3	産業連関構造調査（サービス産業・非営利団体等投入調査）	総務省政策統括官（統計基準担当）	

4	国民経済計算年報	内閣府経済社会総合研究所	関係する部内資料を含む。
5	平成17年産業連関表	総務省等	

- 2 生産額
資料1及び2により求めた売上（収入）金額を国内生産額とした。
- 3 投入額・産出額
後述の「投入・産出額の推計方法（共通）」を参照のこと。

6741-05 遊戯場

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス - 活動調査組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	部内資料
2	産業連関構造調査（サービス産業・非営利団体等投入調査）	総務省政策統括官（統計基準担当）	
3	国民経済計算年報	内閣府経済社会総合研究所	関係する部内資料を含む。
4	平成17年産業連関表	総務省等	

- 2 生産額
- (1) パチンコホール
資料1から得られた売上（収入）金額から、別途推計した還元率を用いて払戻分を控除したものを国内生産額とした。
なお、還元率については後述「4 備考」を参照のこと。
- (2) その他の遊戯場
資料1から得られた売上（収入）金額を国内生産額とした。
- 3 投入額・産出額
後述の「投入・産出額の推計方法（共通）」を参照のこと。
- 4 備考

国内生産額の推計範囲・方法に関する留意点
パチンコホールの国内生産額の推計は、「6741-03 競輪・競馬等の競走場・競技団」の推計方法と同様に、いわゆるギャンブル方式（生産額＝売上高－景品等の払戻金）とし、景品は各財から直接家計消費へ産出する扱いとした。しかし、パチンコホールの払戻金にあたるデータを直接把握できる統計がないため還元率（売上額に占める払戻金の比率）を推計したが、その還元率については、23年表では各種データ等による検討の結果、80%とした。

6741-09 その他の娯楽

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス - 活動調査組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	部内資料
2	経済センサス - 活動調査	総務省、経済産業省	
3	毎月勤労統計調査年報	厚生労働省統計情報部	
4	産業連関構造調査（サービス産業・非営利団体等投入調査）	総務省政策統括官（統計基準担当）	
5	国民経済計算年報	内閣府経済社会総合研究所	関係する部内資料を含む。
6	平成17年産業連関表	総務省等	

- 2 生産額
- (1) カラオケボックス業、著述家・芸術家業（細品目）
資料1及び2により求めた売上（収入）金額を国内生産額とした。
- (2) その他の娯楽業（細品目）
資料3の常用労働者1人平均月間現金給与額（N生活関連サービス業・娯楽業、事業所規模5人以上、平成23年、現金給与総額）に、資料2の従業者数を乗じ、さらに資料6から求めた当該部門の付加価値率(*)で除したものを国内生産額とした。

$$(*) \text{ 付加価値率} = \text{付加価値額} / \text{国内生産額}$$

- 3 投入額・産出額
後述の「投入・産出額の推計方法（共通）」を参照のこと。

6799-01 写真業

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス - 活動調査組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	部内資料
2	経済センサス - 活動調査	総務省、経済産業省	
3	産業連関構造調査（サービス産業・非営利団体等投入調査）	総務省政策統括官（統計基準担当）	
4	国民経済計算年報	内閣府経済社会総合研究所	関係する部内資料を含む。
5	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

資料1及び2により求めた売上(収入)金額を国内生産額とした。

3 投入額・産出額

後述の「投入・産出額の推計方法(共通)」を参照のこと。

6799-03 個人教授業

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	部内資料
2	経済センサス-活動調査	総務省、経済産業省	
3	産業連関構造調査(サービス産業・非営利団体等投入調査)	総務省政策統括官(統計基準担当)	
4	国民経済計算年報	内閣府経済社会総合研究所	関係する部内資料を含む。
5	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

資料1及び2により求めた売上(収入)金額を国内生産額とした。

3 投入額・産出額

後述の「投入・産出額の推計方法(共通)」を参照のこと。

6799-04 各種修理業(別掲を除く。)

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	部内資料
2	経済センサス-活動調査	総務省、経済産業省	
3	産業連関構造調査(サービス産業・非営利団体等投入調査)	総務省政策統括官(統計基準担当)	
4	国民経済計算年報	内閣府経済社会総合研究所	関係する部内資料を含む。
5	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

資料1及び2により求めた売上(収入)金額を国内生産額とした。

3 投入額・産出額

後述の「投入・産出額の推計方法(共通)」を参照のこと。

6799-09 その他の対個人サービス

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	部内資料
2	経済センサス-活動調査	総務省、経済産業省	
3	毎月勤労統計調査特別調査	厚生労働省統計情報部	
4	国勢調査抽出詳細集計結果	総務省統計局	
5	地方財政統計年報(22、23年度)	総務省自治財政局	
6	産業連関構造調査(サービス産業・非営利団体等投入調査)	総務省政策統括官(統計基準担当)	
7	国民経済計算年報	内閣府経済社会総合研究所	関係する部内資料を含む。
8	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

- (1) 衣服裁縫修理業、物品預り業、写真現像・焼付業、園芸サービス業(細品目)

資料1及び2により求めた売上(収入)金額を国内生産額とした。

- (2) 他に分類されない生活関連サービス業(細品目)

資料1及び2により求めた売上(収入)金額に、「家事サービス業」及び「宝くじ」分を加えたものを国内生産額とした。

「家事サービス業」は、資料3中の「N生活関連サービス業、娯楽業 事業所規模1~4人」の1人当たり年間給与額(きまって支給する現金給与額+過去1年間特別に支払われた現金給与額)に資料4の「家事サービス業」の就業者数(*)を乗じたもの国内生産額とした。

「宝くじ」は、資料5の「収益事業歳入歳出決算」中、宝くじ事業の歳入合計を利用して国内生産額を求めた。

(*) 就業者数 = 平成17年値 × $\sqrt[5]{\frac{\text{平成22年値}}{\text{平成17年値}}}$ ⁶

3 投入額・産出額

後述の「投入・産出額の推計方法(共通)」を参照のこと。

投入・産出額の推計方法（共通）

内閣府担当の以下の部門においては、投入・産出額推計において概ね同じ方法を利用しているので、以下一括して説明する。

- 6741-02 興行場（映画館を除く）・興行団
- 6741-03 競輪・競馬等の競走場・競技団
- 6741-04 スポーツ施設提供業・公園・遊園地
- 6741-05 遊戯場
- 6741-09 その他の娯楽
- 6799-01 写真業
- 6799-03 個人教授業
- 6799-04 各種修理業（別掲を除く。）
- 6799-09 その他の対個人サービス

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	産業連関構造調査(サービス産業・非営利団体等投入調査)	総務省政策統計官(統計基準担当)	
2	国民経済計算年報	内閣府経済社会総合研究所	関係する部内資料を含む。
3	平成17年産業連関表	総務省等	

2 投入額の推計方法

(1) 資料1～3を参考に中間投入額計と粗付加価値額計を推計した。

(2) 中間投入・粗付加価値の内訳については、以下の要領でそれぞれ構成比を推計し、(1)に乗じて一次投入額とした。

・ 中間投入

資料3を部門分類の変更に対応させて23年部門へコンバート処理を行い、各投入額を資料2の中間消費デフレーターを用いて23年評価価格に変換した値や資料1を参考に構成比を推計した。

・ 粗付加価値

資料3における構成比に、資料2における付加価値額の17年から23年の伸び率を乗じ、23年の構成比を推計した。

3 産出額の推計方法

(1) 資料3を部門分類の変更に対応させて23年部門へコンバート処理を行った。

(2) 以下の要領で構成比を推計し、国内生産額に乗じて一次産出額とした。

・ 内生部門

各産出先に対応する資料2の商品・サービス別産出額の17年から23年への伸び率を乗じて構成比を推計した。

・ 最終需要部門

家計外消費支出については、資料2における付加価値額の17年から23年への伸び率を乗じて構成比を推計した。家計消費支出については、資料2の該当部門における家計最終消費支出の17年から23年への伸び率を乗じて構成比を作成した。輸出入については投入側推計の計数を使用した。

9 環境省担当部門

4811-01 廃棄物処理（公営）★★

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	地方財政統計年報	総務省自治財政局	
2	日本の廃棄物処理	環境省廃棄物・リサイクル対策部	
3	産業連関構造調査（サービス産業・非営利団体等投入調査）	総務省政策統括官（統計基準担当）	
4	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

資料1から、清掃費の消費的支出を求め、暦年換算後、資料1及び2に基づき推計した民営への委託経費を控除し、これに資料3に基づく減価償却費（帰属計算分）を加えて生産額とした。

なお、暦年換算は次式とした。

$$\begin{aligned} & (\text{平成22年度の消費的支出}) \times 1/4 \\ & + (\text{平成23年度の消費的支出}) \times 3/4 \end{aligned}$$

3 投入額

資料4に基づく経費の内訳比率を用いて、資料1及び2を参考に各部門に配分した。

4 産出額

資料4に基づく経費の内訳比率を用いて、資料1を参考に投入側の需要に応じて各部門へ算出した。

3 投入額

資料4に基づく内訳比率を用いて、資料1及び3を参考に各部門へ配分した。

4 産出額

資料4に基づく内訳比率を用いて、資料1を参考に投入側の需要に応じて各部門へ算出した。

4811-02 廃棄物処理（産業）

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサスー活動調査組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	
2	TKC経営指標	TKC全国会	
3	産業連関構造調査（サービス産業・非営利団体等投入調査）	総務省政策統括官（統計基準担当）	
4	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

資料1に基づき、民営の事業所の従業者数を推計し、これに資料2から求めた1人当たりの売上高を乗じて生産額とした。

10 金融庁担当部門

5311-01 金融

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	各金融会社決算書	金融各社	
2	全国銀行総合財務諸表	全国銀行協会	
3	貸金業白書	全国貸金業協会連合会	
4	日本の消費者信用統計	日本クレジット産業協会	
5	貸出先別貸出金	日本銀行	

2 生産額

(1) 5311-01 「金融」に関しては、

ア 銀行、ファイナンス会社、公的金融機関及びデューラー・ブローカー（証券会社を除く）が行う、金融仲介サービスによる付加価値である「F I S I M」（5311-011及び012）

イ 金融機関が行う送金業務や証券会社が行う有価証券の売買手数料や、金融付随サービスに係る手数料収入である「手数料」（5311-013及び014）

について、各々「公的金融」、「民間金融」に分けて生産額の推計を行う。

アについては、次の計算式により算定した。

$$\begin{aligned} \text{〔 国内生産額 = 借り手側 F I S I M + 貸し手側 F I S I M 〕} \\ \text{借り手側 F I S I M} &= \text{貸出残高総額} \times (\text{運用利率} - \text{参照利率}) \\ \text{貸し手側 F I S I M} &= \text{預金残高総額} \times (\text{参照利率} - \text{調達利率}) \\ \text{運用利率} &= \text{貸出金受取利息総額} / \text{貸出残高総額} \\ \text{調達利率} &= \text{預金支払利息総額} / \text{預金残高総額} \\ \text{参照利率} &= \text{参照利率算出用利息総額} / \text{参照利率算出用残高総額} \end{aligned}$$

イについては、対象となる法人は、いずれも3月決算であることから暦年換算の必要上、平成23年3月決算の値の3/12と同24年3月決算の値の9/12を合計したものを生産額とした。

(2) 公的金融と民間金融の区分については、以下に記載する法人が公的金融に該当する法人であり、これ以外の法人は全て民間金融に該当する。

① 中央銀行：日本銀行

② 特別会計：社会資本整備事業特別会計の業務勘定（都市開発資金通業務）、財政投融资特別会計の財政融資資金勘定及び投資勘定

③ 金融事業を行う独立行政法人：郵便貯金・簡易生命保険管理機構、国際協力機構（有償資金協力業務）、日本学生支援機構、福祉医療機構、農林漁業信用基金、中小企業基盤整備機構（産業基盤整備勘定、中小企業倒産防止共済勘定、出資承継勘定）、鉄道建設・運輸施設整備支援機構（鉄道助成）、奄美群島振興開発基金、住宅金融支援機構（資金貸付、証券化支援）

④ 特殊法人：日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、政策投資銀行、ゆうちょ銀行

⑤ 金融事業を行う認可法人等（①を除く）：地方公共団体金融機構、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、株式会社産業革新機構、株式会社企業再生支援機構

3 投入額

金融機関の損益計算書により雇用者所得、資本減耗引当、間接税、物件費その他の費用の各投入分割を行い、財務諸表、有価証券報告書等の分析により、これらを細分割した。これらの方法によることができない場合には17年表の案分比率を用いた。

4 産出額

(1) F I S I M

ア 借り手側 F I S I M 産出額

- ・ 借り手側 F I S I M については、日本銀行「資金循環統計」から抽出した制度部門別（家計、非金融法人・金融機関、一般政府）の民間金融機関の貸出残高を用いて、制度部門別の産出額を推計

- ・ 国内需要部門内の配分については、日本銀行「貸出先別貸出金」の業種別の貸出残高を用いて配分

イ 貸し手側 F I S I M 産出額

- ・ 貸し手側 F I S I M については、日本銀行「資金循環統計」から抽出した制度部門別（家計、非金融法人・金融機関、一般政府）の民間金融機関の預金残高を用いて、制度部門別の産出額を推計

- ・ 国内需要部門内の配分については、財務省「法人企業統計」の業種別の現金・預金残高を用いて配分

(2) 手数料

手数料については、F I S I M で用いた案分比率を流用

5312-01 生命保険

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	各生命保険会社決算書	各生命保険会社	
2	生命保険事業概況	(財)生命保険協会	

2 生産額

推計の対象となるのは、生命保険会社、住宅金融公庫（団体信用生命保険）が行う生命保険事業であり、生産額の推計は以下の計算式によって求めた各社の生産額の合計である。

$$\begin{aligned}
 \text{生産額} = & (\text{受取保険料} - \text{保険の前払いによる保険準備金の変動額}) \\
 & + \text{保険準備金の運用から得られた所得} \\
 & - (\text{支払い保険金額} + \text{未払い保険金に対する準備金の変化額}) \\
 & - \text{保険数理上の準備金及び利付き保険のための準備金の変化額}
 \end{aligned}$$

3 投入額

生命保険会社の損益計算書により雇用者所得、資本減耗引当、間接税、物件費その他の費用の各投入分割を行い、財務諸表、有価証券報告書等の分析により、これらを細分割した。これらの方法によることができない場合には17年表の案分比率を用いた。

4 産出額

全額を家計に配分

5312-02 損害保険

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	各損害保険会社決算書	各損害保険会社	
2	損害保険会社決算合算資料	(社)日本損害保険協会	

2 生産額

生命保険と同様の計算式による。

3 投入額

損害保険会社の損益計算書により雇用者所得、資本減耗引当、間接税、物件費その他の費用の各投入分割を行い、財務諸表、有価証券報告書等の分析により、これらを細分割した。これらの方法によることができない場合には17年表の案分比率を用いた。

4 産出額

投入額と同様の計算式による。

11 総務省担当部門

5791-01 郵便・信書便

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	業務資料	総務省情報流通行政局/旧郵便事業株式会社	部内資料
2	業務資料	総務省情報流通行政局	〃
3	経済センサス - 活動調査組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	〃
4	平成17年産業連関表	総務省等	
5	家計調査	総務省統計局	

2 生産額

資料1から郵便営業収入を、資料2から民間の信書送達事業者の売上高を求め、次の方法(※)で暦年換算し、その合計を生産額とした。

$$\text{※平成23年} = \text{平成22年度額} \times 1/4 + \text{平成23年度額} \times 3/4$$

$$\text{生産額} = \text{郵便営業収入(業務用郵便料及び国際郵便運送料収入を含む。)} + \text{信書送達事業者売上高}$$

3 投入額

資料3等から営業費用等を求めるほか、資料4を参考に推計した。

4 産出額

資料4、5及び投入側のデータを参考に推計した。

5911-01 固定電気通信

5911-02 移動電気通信

5911-09 その他の電気通信

5919-09 その他の通信サービス

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス - 活動調査組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	部内資料
2	経済センサス - 活動調査	総務省、経済産業省	
3	情報通信業基本調査	総務省情報通信国際戦略局、経済産業省調査統計グループ	
4	業務資料	総務省情報通信国際戦略局	部内資料

5	業務資料	総務省総合通信基盤局	〃
6	業務資料	総務省情報流通行政局	〃
7	日本郵政グループディスクロージャー誌 2012	日本郵政グループ	
8	産業連関構造調査（通信業・放送業・インターネット附随サービス投入調査）	総務省統計局	
9	平成17年産業連関表	総務省等	
10	テレコムデータブック	（一社）電気通信事業者協会	
11	平成23年度電気通信サービスに係る内外価格差に関する調査	総務省総合通信基盤局	
12	事業セグメント別データ	移動通信事業者 I R 情報	

2 生産額

- (1) 通信部門（固定電気通信、移動電気通信、その他の電気通信、その他の通信サービス（郵便系を除く。)) の生産額については、資料1及び2により求めた通信部門の事業の売上高合計額に、資料3及び4から求めた部門別構成比を乗じて推計した。

その他の通信サービスには電気通信系と郵便系が含まれるが、そのうち郵便系（郵便局受託業）については、上記とは別に推計の上、加算した（(3)で後述）。

- (2) 通信4部門別構成比については、以下のア～エによる金額を用いた。

ア 固定電気通信

資料3及び4から電気通信事業（通信設備保有）の国内固定音声伝送、国際固定音声伝送、固定データ伝送、専用、電報、その他の売上高を求め、次の方法（※）で暦年換算し、合計した。

※平成23年＝平成22年度額×1/4＋平成23年度額×3/4

生産額＝国内固定音声伝送売上高＋国際固定音声伝送売上高＋固定データ伝送売上高＋専用売上高＋電報売上高＋その他売上高

イ 移動電気通信

資料3から電気通信事業の携帯音声伝送、携帯データ伝送、PHS音声伝送、PHSデータ伝送、無線呼出、その他の売上高を求め、次の方法（※）で暦年換算し、合計した。

※平成23年＝平成22年度額×1/4＋平成23年度額×3/4

生産額＝携帯音声伝送売上高＋携帯データ伝送売上高＋PHS音声伝送売上高＋PHSデータ伝送売上高＋無線呼出売上高＋その他売上高

ウ その他の電気通信

資料3及び4から電気通信事業（通信設備借用）の国内固定音声伝送、国際固定音声伝送、固定データ伝送、専用、IDC（インターネット・データ・センター）、その他の売上高を求め、次の方法（※）で暦年換算し、合計した。

※平成23年＝平成22年度額×1/4＋平成23年度額×3/4

生産額＝国内固定音声伝送売上高＋国際固定音声伝送売上高＋固定データ伝送売上高＋専用売上高＋IDC売上高＋その他売上高

エ その他の通信サービスのうち電気通信系

資料3から受託業務等売上高（注）を、資料5から有線放送電話事業者、移動無線事業者の事業収入を求め、次の方法（※）で暦年換算し、さらに資料4から漁業無線の事業収入を以下の方法で求め、合計した。

※平成23年＝平成22年度額×1/4＋平成23年度額×3/4

生産額＝受託業務等売上高＋有線放送電話事業収入＋移動無線事業収入＋漁業無線事業収入（平成22年額×1海岸当たり漁業用船舶局数の伸び（平成23年局数/平成22年局数））

（注） その他の電気通信サービス売上高のうち「その他の通信サービス」部門に該当するものを組替集計したもの。

- (3) その他の通信サービスのうち郵便系については、資料6から簡易郵便局取扱手数料（郵便業務に限る。）を、資料7から郵便切手類販売所取扱手数料を求め、次の方法（※）で暦年換算し、生産額とした。

※平成23年＝平成22年度額×1/4＋平成23年度額×3/4

生産額＝簡易郵便局取扱手数料＋郵便切手類販売所取扱手数料

3 投入額

資料1及び8から営業費用等を求めるほか、資料9を参考に推計した。

4 産出額

資料9、10、11、12及び投入側のデータを参考に推計した。

5921-01 公共放送

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	NHK年鑑2012	日本放送協会	部内資料
2	経済センサス - 活動調査組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	
3	産業連関構造調査(通信業・放送業・インターネット附随サービス業投入調査)	総務省統計局	
4	平成17年産業連関表	総務省等	
5	経済センサス - 基礎調査	総務省統計局	
6	経済センサス - 活動調査	総務省、経済産業省	

2 生産額

資料1から受信料収入及び交付金収入を求め、次の方法(※)で暦年換算し、その合計を生産額とした。

※平成23年=平成22年度額×1/4+平成23年度額×3/4

生産額=受信料収入+交付金収入

3 投入額

資料1～3から営業費用等を求めるほか、資料4を参考に推計した。

4 産出額

資料1、4～6及び投入側のデータを参考に推計した。

5921-02 民間放送

5921-03 有線放送

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス - 活動調査組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	部内資料
2	経済センサス - 活動調査	総務省、経済産業省	
3	産業連関構造調査(通信業・放送業・インターネット附随サービス業投入調査)	総務省統計局	
4	平成17年産業連関表	総務省等	
5	家計調査	総務省統計局	
6	日本の広告費	(株)電通	

2 生産額

(1) 民間放送

資料1及び2により求めた売上高を生産額とした。

生産額=民間放送事業の売上高

(2) 有線放送

資料1及び2により求めた売上高を生産額とした。

生産額=有線放送事業の売上高

3 投入額

資料1及び3から営業費用等を求めるほか、資料4を参考に推計した。

4 産出額

資料4～6及び投入側のデータを参考に推計した。

5941-01 インターネット附随サービス

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス - 活動調査組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	部内資料
2	経済センサス - 活動調査	総務省、経済産業省	
3	産業連関構造調査(通信業・放送業・インターネット附随サービス業投入調査)	総務省統計局	
4	平成17年産業連関表	総務省等	
5	情報通信業基本調査	総務省情報通信国際戦略局、経済産業省調査統計グループ	

2 生産額

資料1及び2により求めた売上高を生産額とした。

生産額=インターネット附随サービス事業の売上高

3 投入額

資料1及び3から営業費用等を求めるほか、資料4を参考に推計した。

4 産出額

資料1、4、5及び投入側のデータを参考に推計した。

1 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	経済センサス - 活動調査組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	部内資料
2	経済センサス - 活動調査	総務省、経済産業省	
3	産業連関構造調査(サービス産業・非営利団体等投入調査)	総務省政策統括官(統計基準担当)	
4	平成22年特定サービス産業実態調査	経済産業省	
5	平成17年(2005年)産業連関表	総務省等	

2 生産額

資料1及び2により求めた売上(収入)金額を国内生産額とした。

3 投入額

(1) 中間投入額については、資料3及び4の売上に対する各種費用の比率又は資料5の投入比率を基に生産額を案分した。

(2) 粗付加価値額については、資料1、3及び4の売上に占める各種費用の比率又は資料5の投入比率を参考に生産額を案分した。

4 産出額

資料4の契約先産業別年間売上高の割合又は5の需要比率を参考に生産額を案分した。

1 内閣府担当部門

7111-00 家計外消費支出(列)

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報	内閣府経済社会総合研究所	関係する部内資料を含む。
2	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

生産額(コントロール・トータル)は、粗付加価値部門の家計外消費支出である宿泊・日当、交際費及び福利厚生費の合計値によった。

3 投入額

部門ごとの家計外消費支出額は、資料2の購入者価格に資料1から求めた17年から23年の部門ごとの国内需要の伸び率を乗じ、この構成比にコントロール・トータルの金額を乗じることで暫定値を求めた。さらに、産出側との調整の中で再検討した。

4 推計上の留意点

家計外消費支出の推計については、投入側、産出側とも十分な推計資料がなく、前回産業連関表の計数を推計の出発点とせざるを得ない。しかし、産業構造の変化や品目構成の変化等を考慮すれば、前回産業連関表の推計のみを基礎資料とすることは問題が多いため、産出側の商品知識や計数のバランス、家計外消費支出の行部門との対応、さらには家計消費支出との比較等を考慮して調整を行った。

5 備考

(1) 産出側との調整

家計外消費支出については産出側にも十分な資料がないため、投入側の推計値をもとに産出側のバランス等を考慮して調整した部門が多い。

(2) 粗付加価値部門との調整

最終需要部門の家計外消費支出は、粗付加価値部門の家計外消費支出(宿泊・日当、交際費、福利厚生費の合計値)と一致しなければならないが、この調整は粗付加価値部門の家計外消費支出の分類不明への産出で行った。

7211-00 家計消費支出

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報	内閣府経済社会総合研究所	関係する部内資料を含む。

2	平成17年産業連関表	総務省等
---	------------	------

2 生産額

家計消費支出部門をはじめ、最終需要部門の一部（国内総固定資本形成、在庫品純増）の推計には物的接近法の一つであるコモディティ・フロー法（以下、「コモ法」という。）による推計結果を利用した。

コモ法とは、細分化（約2,000品目）された商品ごとの産出額（あるいは出荷額）、輸出入、在庫品増加をもとに、あらかじめ設定した流通経路において、別途推計された流通段階ごとの配分比率、運賃率、マージン率により取引が行われた場合、最終的に各商品がどのように需要[中間需要向け（建設向け、それ以外の部門向け）、最終需要向け（家計消費、総固定資本形成）]されるかを金額ベースで推計する方法である。

コモ法は、産出額（あるいは出荷額）から最終需要等を推計することや、商業マージン、国内貨物運賃がアクティビティとしての商業、運輸業の生産額として別途求められる点で、産業連関表の推計方法と類似している。しかし、推計資料の制約等から、需要項目への配分比率が多く品目で基準年次の産業連関表の部門別産出比率に固定されている等の問題を抱えている。コモ法では商品を可能な限り細分化することにより、配分比率の固定化による歪みを極力排除している。また、電力、郵便等の一部の商品については、家計調査等により配分比率を最新時点のものに更新する等の対応を行っている。

家計消費支出の生産額推計に当たっては、資料1の平成23年確々報値をベースとして、平成23年表の部門概念に合わせた調整を行った額を一次推計値とした。ただし後述するように部門別の投入額は計数調整の過程で変化していくため、最終的な国内生産額は計数調整を終えた段階での部門別投入額の合計をもって確定した。このように、家計消費支出においては、内生部門のように最終的に投入額及び産出額の合計をそれに合わせて一致させる必要のあるコントロール・トータルズは存在しない。なお、同様の性質を持つ外生部門としては、国内総固定資本形成、在庫純増、営業余剰等がある。

3 投入額

コモ法の商品分類を産業連関表の基本分類に対応させ、商品ごとの家計消費支出推計値を産業連関表の分類で集計し、投入額の一次推計値とし、後述の計数調整を経て、部門別投入額の計数を確定した。

4 備考

○ 調整過程

産出側に「家計向け」の計数が取れる資料等があ

る場合は産出側の計数を優先した。しかし、産出側に十分な推計資料がなく、コモ法推計結果の方がより精度が高いと考えられる場合には、産出側の計数が投入側推計値に近づくよう調整を行った。

また、産出額の全てが家計消費支出に振り向けられる部門（生命保険等）については、産出側の推計値を採用した。また、サービス業の一部には産出額が家計消費支出及び家計外消費支出のみに振り向けられる部門があり、こうした部門については、産出側の推計値を合計値として採用しつつ、家計消費支出と家計外消費支出との間の計数の配分は各部門の動向等を踏まえて行った。

7212-00 対家計民間非営利団体消費支出

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報	内閣府経済社会総合研究所	関係する部内資料を含む。
2	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

対家計民間非営利サービス生産者である以下の各部門の産出額推計において、「国内生産額－本部門以外の部門への産出額の計＝本部門への産出額」で求められる。

国内生産額については、資料1の「対家計民間非営利団体最終消費支出」の値を参考にする。

— 対家計民間非営利サービス生産者一覧 —

- 1119-051 学校給食(私立)★
- 6311-021 学校教育(私立)★
- 6312-021 社会教育(非営利)★
- 6321-031 自然科学研究機関(非営利)★
- 6321-041 人文科学研究機関(非営利)★
- 6431-031 社会福祉(非営利)★
- 6599-021 対家計民間非営利団体(別掲を除く。)★

3 投入額

資料1の部内資料中にある「対家計民間非営利団体最終消費支出」の目的分類区分(教育、その他)別の値を、2の産業連関表の対家計民間非営利サービス生産者の各部門に配分した。配分に当たっては、国民経済計算部内資料の他、資料2中の該当する値をウエイトとして利用するなどした。

4 推計上の留意点

投入額推計に当たっては、平成17年表の値をウエイトに利用するなどして投入側の推計値とし、産出側担当省庁との計数調整過程を経て計数を確定した。

7311-01 中央政府集会的消費支出

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	歳入決算明細書(22、23年度)	財務省主計局	
2	各省各庁歳出決算報告書(22、23年度)	〃	
3	特別会計決算参照書(22、23年度)	〃	
4	政府サービス生産者に格付けされた関係諸機関の財務諸表(22、23年度)	各団体	
5	国民経済計算年報	内閣府経済社会総合研究所	関係する部内資料を含む。
6	産業連関表作成に関する基礎資料－平成23年度において購入した物量表対象項目の内訳－	防衛省経理装備局	

2 生産額

中央政府に分類される政府サービス生産者に該当するもののうち集会的最終消費に係る部門は以下のとおりである。これら各部門の生産額のうち中央政府分の活動に当たるものから、本部門以外の他の部門に対するサービスの販売額を引いたもの、つまり、各々の自己消費額(中央政府分)を集計して国内生産額とした。

一 政府(中央)サービス生産者一覧
(集会的消費支出分) 一

- 5789-021 水運施設管理★★
- 5789-041 航空施設管理(国公営)★★
- 6111-011 公務(中央)★★〈一般公共サービス等〉
- 6311-011 学校教育(国公立)★★〈R&D等〉
- 6312-011 社会教育(国公立)★★〈R&D等〉
- 6312-031 その他の教育訓練機関(国公立)★★
- 6321-011 自然科学研究機関(国公立)★★
- 6321-021 人文科学研究機関(国公立)★★

3 投入額

資料1～6を利用し、中央政府に分類される政府サービス生産者に属する各部門の生産額から他の部門に対する非商品販売額を差し引き、各部門の自己消費分を推計する。

7311-02 地方政府集会的消費支出

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	地方財政統計年報(22、23年度)	総務省自治財政局	

2	地方公務員給与の実態(22、23年度)	〃	
3	地方公営企業年鑑(22、23年度)	総務省自治財政局	
4	国民経済計算年報	内閣府経済社会総合研究所	関係する部内資料を含む。
5	産業連関構造調査(地方公共団体投入調査)	〃	
6	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

地方政府に分類される政府サービス生産者のうち、集会的消費支出に該当する部門は以下のとおりであり、各部門の生産額のうち地方政府分に当たるものから他の部門に対するサービスの販売額を差し引いたもの、つまりそれぞれの自己消費額(地方政府分)を集計して生産額とする。

一 政府(地方)サービス生産者一覧
(集会的消費支出分) 一

- 4711-031 下水道★★
- 4811-011 廃棄物処理(公営)★★
- 5789-021 水運施設管理★★
- 5789-041 航空施設管理(国公営)★★
- 6112-011 公務(地方)★★〈一般公共サービス等〉
- 6321-011 自然科学研究機関(国公立)★★
- 6321-021 人文科学研究機関(国公立)★★

3 投入額

資料1～6を利用し、地方政府に分類される政府サービス生産者に属する各部門の生産額から他の部門に対する非商品販売額を差し引き、各部門の自己消費分を推計する。

7311-03 中央政府個別の消費支出

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	歳入決算明細書(22、23年度)	財務省主計局	
2	各省各庁歳出決算報告書(22、23年度)	〃	部内資料
3	特別会計決算参照書(22、23年度)	〃	
4	政府サービス生産者に格付けされた関係諸機関の財務諸表	各団体	
5	国民経済計算年報	内閣府経済社会総合研究所	関係する部内資料を含む。
6	産業連関表作成に関する基礎資料－平成	防衛省経理装備局	

23年度において購入した物量表対象項目の内訳一		
-------------------------	--	--

2 生産額

中央政府に分類される政府サービス生産者に該当するもののうち個別の消費に係る部門は以下のとおりである。これら各部門の生産額のうち中央政府分の活動に当たるものから、本部門以外の他の部門に対するサービスの販売額を引いたもの、つまり、各々の自己消費額（中央政府分）を集計し、医療費のうち政府や医療保険の給付分、介護給付費、教科用図書調達費等を加えて国内生産額とした。

一 政府（中央）サービス生産者一覧

（個別の消費支出分） —

- 1119-041 学校給食（国公立）★★
- 6111-011 公務（中央）★★〈住宅開発・地域開発〉
- 6311-011 学校教育（国公立）★★〈教育補助サービス等〉
- 6312-011 社会教育（国公立）★★〈文化サービス等〉
- 6312-031 その他の教育訓練機関（国公立）★★〈教育補助サービス等〉
- 6421-011 保健衛生（国公立）★★
- 6431-011 社会保険事業★★
- 6431-031 社会福祉（国公立）★★

3 投入額

資料1～6を利用し、中央政府に分類される政府サービス生産者に属する各部門の生産額から他の部門に対する非商品販売額を差し引き、各部門の自己消費分を推計する。介護等残りの部分については、産出部門と計数調整を行った。

7311-04 地方政府個別の消費支出

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	地方財政統計年報（22、23年度）	総務省自治財政局	
2	地方公務員給与の実態（22、23年度）	総務省自治行政局	
3	地方公営企業年鑑（22、23年度）	総務省自治財政局	
4	国民経済計算年報	内閣府経済社会総合研究所	関係する部内資料を含む。
5	産業連関構造調査（地方公共団体投入調査）	〃	
6	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

地方政府に分類される政府サービス生産者のうち、個別の消費支出に該当する部門は以下のとおりであり、各部門の生産額のうち地方政府分に当たるものから他の部門に対するサービスの販売額を差し引いたもの、つまりそれぞれの自己消費額（地方政府分）を集計し、介護保険の市町村特別給付分を加えて生産額とした。

一 政府（地方）サービス生産者一覧

（個別の消費支出分） —

- 1119-041 学校給食（国公立）★★
- 6112-011 公務（地方）★★〈住宅開発・地域開発〉
- 6311-011 学校教育（国公立）★★
- 6312-011 社会教育（国公立）★★
- 6312-031 その他の教育訓練機関（国公立）★★
- 6412-011 保健衛生（国公立）★★
- 6431-011 社会保険事業★★
- 6431-021 社会福祉（国公立）★★

3 投入額

資料1～6を利用し、地方政府に分類される政府サービス生産者に属する各部門の生産額から他の部門に対する非商品販売額を差し引き、各部門の自己消費分を推計する。介護については、産出部門と計数調整を行った。

7321-01 中央政府集合的消費支出（社会資本等減耗分）

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	歳入決算明細書（22、23年度）	財務省主計局	
2	各省各庁歳出決算報告書（22、23年度）	〃	部内資料
3	特別会計決算参照書（22、23年度）	〃	
4	政府サービス生産者に格付けされた関係諸機関の財務諸表	各団体	
5	国民経済計算年報	内閣府経済社会総合研究所	関係する部内資料を含む。
6	財政金融統計月報（国有財産特集）	財務省財務総合政策研究所	

2 生産額

政府建物等及び設備に係る資本減耗引当に加え、「道路、港湾、航空、下水道、廃棄物処理、都市公園、自然公園、治水、農業（灌漑施設）、林業（林道）、漁業」各部門における社会資本に係る資本減耗引当を対象とし、資料4等を基に積み上げた。

（注） 当部門に分類される政府サービス生産者については、「7311-01 中央政府集合的消費支出」と同様である。

7321-02 地方政府集合的消費支出（社会資本等減耗分）

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	地方財政統計年報 (22、23年度)	総務省自治財政局	
2	地方公務員給与の実態 (22、23年度)	総務省自治行政局	
3	地方公営企業年鑑 (22、23年度)	総務省自治財政局	
4	国民経済計算年報	内閣府経済社会総合研究所	関係する部内資料を含む。
5	平成17年産業連関表	総務省政策統括官（統計基準担当）	

2 生産額

政府建物等及び設備に係る資本減耗引当に加え、「道路、港湾、航空、下水道、廃棄物処理、都市公園、自然公園、治水、農業（灌漑施設）、林業（林道）、漁業」各部門における社会資本に係る資本減耗引当を対象とし、資料4等を基に積み上げた。

（注） 当部門に分類される政府サービス生産者については、「7311-02 地方政府集合的消費支出」と同様である。

7321-03 中央政府個別的消費支出（社会資本等減耗分）

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	歳入決算明細書 (22、23年度)	財務省主計局	
2	各省各庁歳出決算報告書 (22、23年度)	〃	
3	特別会計決算参照書 (22、23年度)	〃	
4	政府サービス生産者に格付けされた関係諸機関の財務諸表 (22、23年度)	各団体	
5	国民経済計算年報	内閣府経済社会総合研究所	関係する部内資料を含む。
6	財政金融統計月報 (国有財産特集)	財務省財務総合政策研究所	

2 生産額

政府建物等及び設備に係る資本減耗引当に加え、「学校施設、社会教育施設等」各部門における社会資本に係る資本減耗引当を対象とし、資料5等を基に積み上げた。

（注） 当部門に分類される政府サービス生産者については、「7311-03 中央政府個別的消費支出」と同様である。

7321-04 地方政府個別的消費支出（社会資本等減耗分）

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	地方財政統計年報 (22、23年度)	総務省自治財政局	
2	地方公務員給与の実態 (22、23年度)	総務省自治行政局	
3	地方公営企業年鑑 (22、23年度)	総務省自治財政局	
4	国民経済計算年報	内閣府経済社会総合研究所	関係する部内資料を含む。
5	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

政府建物等及び設備に係る資本減耗引当及び「学校教育、社会教育施設等」各部門における社会資本に係る資本減耗引当を対象とし、資料4等を基に積み上げたものとする。

（注） 当部門に分類される政府サービス生産者については、「7311-04 地方政府個別的消費支出」と同様である。

7411-00 国内総固定資本形成（公的）

7511-00 国内総固定資本形成（民間）

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報	内閣府経済社会総合研究所	関係する部内資料を含む。
2	平成17年産業連関表	総務省等	
3	産業連関構造調査 (資本財販売先調査)	経済産業省調査統計グループ	
4	産業連関表部門別品目別国内生産額表	総務省政策統括官（統計基準担当）	

2 生産額

家計消費支出と同様に、産業連関表の最終需要部門にとって、コントロール・トータルズはないため、各最終需要部門の投入側と産出側両者のバランスが取れた段階で、各商品の取引額を合計したものが総固定資本形成の総額となる。ただし、国内総固定資本形成（公的）については、資料1の公的総固定資本形成額をもとに、産業連関表で政府及び公的企業に格付けされる団体等について概念調整を行った額を基本として調整を行った。

3 投入額

まず、資料1におけるコモディティ・フロー法の推計値を産業連関表の行部門に対応させて、投入額の公

的と民間の合計値を求めた。続いて、これを資料2及び3の結果を基に公的分と民間分に分割することにより、公的と民間それぞれの投入額を推計した。

4 調整作業

① 建設投資

住宅、公共土木などの建設投資は、建設部門の国内生産額の全額が資本形成されることになる。

建設部門の国内生産額は、資料1と国土交通省の推計値に乖離がみられたが、基本的には一次統計を基に推計した国土交通省の推計値を採用した。

また、公的と民間の区分けは、産業連関表における政府及び公的企業への格付けに基づいて計数の調整を行い決定した。

② 機械投資等

産出側との調整は、公的と民間の合計値で行った。公的と民間の分割は資料3等の結果を基に行った。

③ 成長増大分

植物の成長増大分等は、農林水産省が推計した部門別品目別国内生産額を採用した。

5 備考

ソフトウェア業の総固定資本形成については、7年表では「受注ソフトウェア」分のみを計上していたが、12年表より「ソフトウェアプロダクツ」分も計上している。

7611-01 生産者製品在庫純増

7611-02 半製品・仕掛品在庫純増

7611-03 流通在庫純増

7611-04 原材料在庫純増

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報	内閣府経済社会総合研究所	関係する部内資料を含む。
2	平成17年産業連関表	総務省等	
3	経済センサス - 活動調査組替集計	総務省政策統括官(統計基準担当)	部内資料
4	生産動態統計	経済産業省調査統計グループ	
5	商業動態統計	〃	
6	法人企業統計	財務省財務総合政策研究所	

2 生産額

資料1のコモディティ・フロー法推計値を初期値としつつ、投入側と産出側両者のバランスが取れた段階

で、各商品の取引額を合計したものを最終的な国内生産額とした。

3 投入額

① 初期値の入力

生産者製品在庫、半製品・仕掛品在庫は、基本的に資料3の数値を採用し、流通在庫、原材料在庫については資料5及び6を基に推計された資料1のコモディティ・フロー法推計値を使用した。

② 計数調整

産出側からヒアリングした業界動向等を考慮し、動向が異なるものについては調整を行った。また、生産者製品在庫の一部において、資料4から組替集計によらない在庫純増の実額が得られる場合にはそれらを用いた。

③ 成長増大分

動植物の育成期間中の成長増大分のうち、生産期間が一年を超えるもので1回だけ産出物を生産する動植物及び複数回産出物を生産する動植物の成長増大分については、農林水産省で推計した額を半製品・仕掛品在庫に計上した。

(注) 在庫品の概念定義によれば「期中における物量増減を年間平均の市中価格で評価したもの」であり、資料3等から求めた在庫額は年間平均価格で評価し直す必要があるが、産業連関表では生産額推計上の問題から在庫品評価調整が行われない部門もある。

また、資料3の集計の際に評価調整を組み込むのは容易ではないため、在庫品の評価調整はしていない。なお、在庫品評価調整については、後述の「付」を参照のこと。

[付] 在庫品評価調整とは

国民経済計算で求める在庫投資は、数量的な在庫変動の測定値であるため、生産活動によらない単なる時間の経過に伴う価値額の増減は除去しなくてはならない。在庫投資の推計に工業統計調査や商業統計調査を利用する場合、これらの計数は企業会計に基づく在庫投資額であるから、商品の数量変化と共に価格変化が含まれており、物価変動に起因するキャピタル・ゲインやロスを含むこととなる。さらに、企業における在庫の評価方法はまちまちであり、この点からも在庫品評価調整の必要がある。国民経済計算のコモディティ・フロー法では、在庫変動率算定の際に在庫品評価調整を織り込んでいる。例えば製品在庫変動率は、製品在庫増減額を出荷額で除して算出しているが、この製品在庫増減額として在庫品評価調整後の数値を用いていることにより、在庫品評価調整済みの製品在庫が推計される。

2 総務省担当部門

[貿易関係一般]

平成23年表においては、対外的な経済取引を「居住者と非居住者間における財とサービスの取引」と規定し、これを普通貿易（輸出・輸入別）、特殊貿易（輸出・輸入別）及び直接購入（輸出・輸入別）並びに関税及び輸入品商品税の各部門に表示した。

具体的には、「普通貿易」には財の取引を記録している。「特殊貿易」にはサービスの取引及び普通貿易で扱われない財（船機用品、業務渡航者の購入する財、在日外国駐留軍の調達する財等）を記録し、また、「直接購入」には、国内居住者家計が海外で消費する財・サービス（外交官個人消費、観光・訪問等旅行者消費等）及び非居住者家計が日本国内で消費する財・サービス（在日外交官個人消費、在日外国駐留軍の隊員個人消費等）を記録している。

また、普通貿易の輸入品に係わる関税及び国内消費としての消費税等については、前者を「関税」、後者を「輸入品商品税」として扱った。

なお、産業連関表では、国内概念を採用している。このため、日本国内にある外国企業、海外にある日本国政府の公館等は国内であり、これらとの取引は、居住者間の取引として扱われ、貿易とはならない。逆に日本国内にある外国公館や駐留軍等は海外、すなわち非居住者として扱い、これらとの取引は、貿易（特殊貿易、直接購入）となる。

7711-00 調整項

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	経済センサス - 活動調査組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	部内資料
2	平成17年産業連関表	総務省	

2 生産額

投入額により推計した調整項の投入額の合計を国内生産額とした。

3 投入額

輸出（普通貿易）の金額に間接輸出割合を乗じた額を商社経由の輸出額とし、その取引額の消費税分（5/100）を調整項とした。

- ① 資料1で把握が可能な部門については、製造品出荷額に占める直接輸出の割合を用いて、間接輸出割合を算出した。
- ② 製造業以外については、資料2の間接輸出割合を用いた。

8011-01 輸出（普通貿易）

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	貿易統計	財務省	

2 生産額

資料1に基づく輸出総額から、次のものを控除した。

① 再輸出額、再輸入額

産業連関表では、純輸出額を計上する必要があることから、再輸出額を控除した。また、再輸入額については、その輸入額と同額を品目別の輸出額から控除することが望ましいが、品目別の再輸入額が把握できるのは、500 トン以上の船舶のみであることから、その範囲で控除した。

② 国内で生産されていない品目

「コーヒー(いったものを除く。)(カフェインを除いてないもの)」等国内で生産されていないものについては再輸出品扱いとして輸出額から控除した。

③ 機用品

「機用品（食料品、飲料及びたばこ）」及び「機用品（鉱物性燃料、潤滑油類、食料品、飲料及びたばこを除く）」は、特殊貿易の推計範囲に含まれるため、控除した。

④ 中古品取引の生産者価格

書画（肉筆のもの）、こつとう（製作後100年を超えたもの）、ゴム製の空気タイヤ（中古のもの）等、中古品取引については、国内取引と同様にマージンに係る金額のみをコスト商業として計上することとし、これ以外の部分を輸出総額から控除した。

⑤ 無価財・負荷財

「都市廃棄物(家庭用のものに限る。）」等、無価物または負荷財と考えられるものについては控除した。

3 投入額

部門別の輸出額は、資料1に基づいた。

なお、普通貿易統計の輸出額は、F O B 価格（本船渡し価格）で評価されたものであり、購入者価格評価表では、部門別の輸出額をそのままの形で計上できるが、生産者価格評価表では、F O B 価格から国内流通経費（生産事業所から本船までに要した商業マージン及び貨物運賃）を控除して生産者価格へ転換する必要がある。

国内流通経費は、行部門別商業マージン額及び国内貨物運賃額について、「国内需要合計」と「輸出計」の比率を用いて、輸出に係るマージン及び運賃分を算出し、これを「普通貿易」、「特殊貿易」及び「直接購入」の比率を用いて案分した後、更に個別の調整を行い、

商業マージン額及び国内貨物運賃額とした。

なお、輸出（普通貿易）に係る商業マージンは、全て卸売であるものとした。

4 留意すべき点

少額貨物（1件当たり20万円以下）の輸出額は、資料の制約から把握できないため生産額に含めていない。

8011-02 輸出（特殊貿易）

1 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	国際収支統計	財務省、日本銀行	明細データ（部内資料）を含む。
2	海事レポート	国土交通省海事局	
3	訪日外国人消費動向調査	観光庁	
4	平成17年（2005年）産業連関表	総務省等	

2 生産額

原則として、資料1におけるサービス収支の受取額を生産額とした。

ただし、運輸サービスのうち、本邦の運輸事業者が受け取った海上輸送に係る貨物運賃については、資料2の「我が国商船隊による運賃収入」を用いた。

また、船用油、機用油については、経済産業省において推計した金額とし、運輸サービスのうち、本邦の運輸事業者が受け取った海上輸送に係る貨物運賃以外の品目については、国土交通省において推計した金額とした。

なお、以下のものについては、推計範囲から除外している。

- (a) 「旅行（業務外）」（観光などの業務以外を目的とする旅行消費（訪日外国人旅行者の現地消費））
- (b) 「建設サービス」
- (c) 「仲介貿易」
- (d) 「公的その他サービス」のうち、現地要員賃金
- (e) 「公的その他サービス」のうち、在日駐留軍の隊員等、在日公館職員等及び外交官団員等の個人消費

※ (a)、(e)は、「直接購入」の推計範囲に含まれる。

3 投入額

(1) 旅行（業務）消費については、資料1の業務旅行の受取額を資料3の費目別購入率及び購入者単価を参考に案分した金額とした。

(2) 民間サービス及び公的その他のサービスについて

は、資料1の項目と基本分類が1対1に対応しているものについては、資料1の項目別受取額をそのまま利用し、対応していないものについては、資料4を参考に資料1の項目別受取額を基本分類別に分割した金額とした。

8012-00 輸出（直接購入）

1 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	国際収支統計	財務省国際局、日本銀行	明細データ（部内資料）を含む。
2	訪日外国人消費動向調査	観光庁	
3	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

資料1におけるサービス収支の受取額を用いて、旅行（業務外）消費及び在日駐留軍の隊員等、在日公館職員等及び外交団員等の個人消費に分けて推計を行った。

(a) 旅行（業務外）消費

資料1の「旅行（業務外）」の受取額とした。

(b) 在日駐留軍の隊員等、在日公館職員等及び外交団員等の個人消費

資料1の「公的その他サービス」の受取額に17年国際収支表の「公的その他サービス」の受取額に占める資料3を参考に求めた17年の個人的消費支出相当額の割合を乗じたものとした。

3 投入額

- (1) 旅行（業務外）消費については、資料2の費目別購入率及び購入者単価を参考に案分した金額とした。
- (2) 在日駐留軍の隊員等、在日公館職員等及び外交団員等の個人消費は、資料3の投入比率を参考に案分した金額とした。

8411-01（控除）輸入（普通貿易）

1 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	貿易統計	財務省	

2 生産額

資料1に基づく輸入総額から次のものを控除した。

① 再輸出品、再輸入品

産業連関表では、純輸入額を計上する必要があることから、再輸入額を控除した。

また、再輸出額については、その輸出額と同額を

品目別の輸入額から控除することが望ましいが、品目別の再輸出額が把握できるのは、500 トン以上の船舶のみであることから、その範囲で控除した。

② 機用品

「機用品」は特殊貿易の推計範囲に含まれるため輸入額から控除した。

③ 中古品

書画（肉筆のもの）、こつとう、（製作後100年を超えたもの）、ゴム製の空気タイヤ（中古のもの）等、中古品取引については、輸入総額から控除した。

④ 無価物・負荷財

下水汚泥等、無価物または負荷財については、輸入額から控除した。

3 投入額

部門別の輸入額は、資料1に基づいた。

なお、産業連関表では、輸入額は生産者価格評価表及び購入者価格評価表ともC I F 価格で評価しているため、輸出におけるような商業マージン額及び貨物運賃額の控除は行わない。

4 留意すべき点

少額貨物（1件当たり20万円以下）の輸入額は、資料の制約から把握できないため生産額に含めていない。

8411-02 （控除）輸入（特殊貿易）

1 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	国際収支統計	財務省国際局、日本銀行	明細データ（部内資料）を含む。
2	旅行観光消費動向調査	観光庁	
3	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

原則として、資料1におけるサービス収支の支払額を生産額とした。

ただし、船用油、機用油については、経済産業省において推計した金額とし、運輸サービスのうち、本邦の運輸事業者が受け取った海上輸送に係る貨物運賃以外の品目については、国土交通省において推計した金額とした。

なお、以下のものについては、推計範囲から除外している。

- (a) 「旅行（業務外）」（観光などの業務以外を目的とする旅行消費（日本人の海外旅行者の現地消費））
- (b) 「建設サービス」
- (c) 「仲介貿易」

(d) 「公的その他サービス」のうち、現地要員賃金

(e) 「公的その他サービス」のうち、在外公館職員等及び外交官団員等の個人消費

※ (a)、(e)は、「直接購入」の推計範囲に含まれる。

3 投入額

(1) 旅行（業務）消費については、資料1の業務旅行の金額を資料2の品目別旅行消費額を参考に案分した金額とした。

(2) 民間サービス及び公的その他のサービスについては、資料1の項目と基本分類が1対1に対応しているものについては、資料1の項目別受取額をそのまま利用し、対応していないものについては、資料3を参考に資料1の項目別受取額を基本分類別に分割した金額とした。

8412-00 （控除）輸入（直接購入）

1 推計資料

No	資料名	出所	備考
1	国際収支統計	財務省国際局、日本銀行	明細データ（部内資料）を含む。
2	旅行観光消費動向調査	観光庁	
3	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

資料1におけるサービス収支の支払額を用いて、旅行（業務外）消費及び在外公館職員等及び外交団員等の個人消費に分けて推計を行った。

(1) 旅行（業務外）消費

資料1の「旅行（業務外）」の支払額とした。

(2) 在外公館職員等及び外交団員等の個人消費

資料1の「公的その他サービス」の支払額に17年国際収支表の「公的その他サービス」の支払額に占める資料3を参考に求めた17年の個人的消費支出相当額の割合を乗じたものとした。

3 投入額

(1) 旅行（業務外）消費については、資料2の品目別旅行消費額を参考に案分した金額とした。

(2) 在日公館職員等及び外交団員等の個人消費は、資料3の投入比率を参考に案分した金額とした。

8511-00 (控除) 関税

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	貿易統計	財務省	

2 生産額及び投入額

関税は、輸入品にかかわるものであるため、「8411-01 (控除) 輸入 (普通貿易)」と同様、資料1に基づき、投入額合計をもって、生産額とした。

3 留意すべき点

少額貨物 (1件あたり20万円以下) の関税額は、資料の制約から把握できないため生産額に含めていない。

8611-00 (控除) 輸入品商品税

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国税庁統計年報	国税庁長官官房企画課	
2	貿易統計組替集計	総務省政策統括官 (統計基準担当)	部内資料
3	租税及び印紙収入、収入額調	財務省主税局	

2 生産額

(1) 消費税以外の輸入品商品税 (酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税及び石油税)

資料1に掲載される品目別の「税関分課税状況」の税額について、次式を用いて暦年換算を行って推計し生産額とした。

(暦年換算式)

$$23\text{年値} = \text{平成22年度値} \times 1/4 + 23\text{年度値} \times 3/4$$

(2) 消費税

行部門ごとに、下記の式により消費税額 (投入額) を求め、合計額をもって生産額とした。

$$\{(\text{普通貿易の輸入額}) + (\text{関税額}) + (\text{輸入品商品税額 (消費税を除く。)}\} \times (\text{消費税率}) (\text{税率は0.05である。})$$

3 投入額

消費税については、上記2(2)のとおりである。消費税以外の輸入品消費税については、品目別課税額を生産額と同様の方法で推計し、産業連関表部門分類に対応させた。

第3節 粗付加価値部門

1 内閣府担当部門

7111-001 宿泊・日当

7111-002 交際費

7111-003 福利厚生費

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報	内閣府経済社会総合研究所	関係する部内資料を含む。
2	税務統計からみた法人企業の実態	国税庁長官官房	
3	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

「宿泊・日当」、「福利厚生費」については資料1から、「交際費」については資料2から産業分の額を求めた。政府、非営利分については資料3を利用して「宿泊・日当」、「福利厚生費」、「交際費」のそれぞれごとに、産業分と政府分、非営利分の比率を求め、産業分の額に乗じて求めた。そして、「宿泊・日当」、「福利厚生費」、「交際費」それぞれについて産業、政府、非営利分を合計して生産額を求めた。

3 産出額

「宿泊・日当」、「福利厚生費」については資料1から、「交際費」については資料2から得られる産業分類別の値をその業種内で資料3の値で案分し、一次推計値とした。

4 推計上の留意点

○「福利厚生費」の概念・定義について

福利厚生費は、企業が社員の福利厚生のために支出した費用を計上する項目であり、企業が実際の生産活動に要した財貨・サービスを計上する内生部門とは概念的には区別できる。

問題は個々の財貨・サービスを「福利厚生用」「本来の生産活動用」に実際に分けられるかであり、ある一つの財貨が同じ一つの列部門で両者のために使用されたり、ある列部門では「福利厚生用」のみが他の列部門では「本来の生産活動用」であったりすることが少なくないことである。この点が整理されないと、中間投入と粗付加価値部門に属する福利厚生費との間の区分けが具体的には明確にならない。

このような列部門ごと及び個々の財貨・サービス (行) ごと (列 (生産活動) × 行 (財貨・サービス) のマトリックスのセルごと) に福利厚生用か否かを判断する材料が得られないため、従来どおりの推計となった。

なお、概念上の整理は以下のとおり。

福利厚生費の概念整理

1 福利関係

休憩所、仮眠室、洗面所、給湯室等の備品・消耗品、その他（社員の福利のための契約旅館等への支払い等）

(注) 1 社員食堂等（企業負担分）の経費は、現物給付として「雇用者所得」に含まれるので、列側では「家計消費支出」が「飲食サービス」または個々の食材を直接投入する。

2 企業が社員のために設ける宿泊所、保養所の活動は「宿泊業」（6711-01）に含まれる。

3 企業が設置する寄宿舎、独身寮、学生寮の活動は「住宅賃貸料（帰属家賃）」（5531-01）に含まれる。

2 保健衛生医療関係

医務室、その他（予防接種、健康診断、人間ドック補助等）に係る備品・消耗品

3 娯楽・スポーツ関係

体育館、グラウンド、プール、各種コート等の備品・消耗品、その他（フィットネスクラブ・遊園地・ゴルフ場との法人契約、社員旅行・スキーツアー等への補助等）

4 上の1～3の施設関係の間接費用

維持管理費、光熱・水道料、賃貸料等

9211-000 営業余剰

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報	内閣府経済社会総合研究所	関係する部内資料を含む。
2	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

資料1により、国民経済計算と産業連関表の概念調整をした上、暫定的に生産額を求め、資料2等により各列部門の値を推計した。しかしながら、当該部門は各列部門の残差項であり、また、推計資料等情報が少ないことから列側の推計値を優先的に考慮して推計した。このため、資料1の投入係数等を使用し列側推計値をチェックした。

なお、最終需要部門と粗付加価値部門の二面等価のための調整を本部門と「6911-00分類不明」（列）との交点で行った。

9311-000 資本減耗引当

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報	内閣府経済社会総合研究所	関係する部内資料を含む。

2	平成17年産業連関表	総務省等	
---	------------	------	--

2 生産額

主に資料1の値を利用し、このうち「産業」「対家計民間非営利サービス生産者★」部門のみ（＝「政府サービス生産者★★」部門を除く。）を対象として積み上げた。

3 産出額

資料1においては、「企業内研究開発」「再生資源回収・加工処理」について部門を設定しておらず、各産業の中に入れていたので、これを個別に推計する。

推計式は、「17年産業連関表当該部門資本減耗/17年産業連関表資本減耗計×23年国民経済計算資本減耗計（「社会資本減耗」分を除く。）とする。

次に、資料1の経済活動別固定資本減耗合計から上述部門の推計額を構成比に応じて減額しさらにそれを資料1の産業別固定資本減耗の比率を用いて国民経済計算ベースの固定資本減耗を作成する。

これを、資料2に基づく構成比等により基本分類へ案分した。

9321-000 資本減耗引当（社会資本等減耗分）

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	平成17年産業連関表	総務省等	
2	国民経済計算年報	経済社会総合研究所	関係する部内資料を含む。
3	各種（一般会計、特別会計）決算書（22、23年度）	財務省主計局	
4	財政金融統計月報（国有財産特集）	財務省財務総合政策研究所	
5	公共施設状況調査	総務省自治財政局	

2 生産額

生産額の推計にあたっては、資料2のデータ等をもとに、政府サービス生産者★★を対象として推計した。

なお、この国内生産額は、最終需要部門の、「7321-01 中央政府集会的消費支出（社会資本等減耗分）」「7321-02 地方政府集会的消費支出（社会資本等減耗分）」「7321-03 中央政府個別的消費支出（社会資本等減耗分）」「7321-04 地方政府個別的消費支出（社会資本等減耗分）」の合計額と一致する。

3 産出額

産出額は国民経済計算の経済活動分類毎の固定資本減耗を基本分類レベルに分割し、各列部門と調整を行

った。なお、表章方法にあたり、「社会資本」については、公共物という性質を有することから、所有者主義の観点に照らし、原則として「公務（中央）★★」、「公務（地方）★★」の資本減耗引当として扱うこととしている。

ただし、「社会資本」のうち「学校施設」「社会教育施設等」については、社会資本に係る資本減耗引当を計上する以前の68SNAに基づく過去の産業連関表において関連する個別部門（「学校教育（国公立）★★」「社会教育（国公立）★★」）の資本減耗引当として計上されていたものであり統計の連続性の観点からも表章方法の変更は望ましくないこと、産業連関表においては、「学校教育（国公立）★★」「社会教育（国公立）★★」と同種の部門（「学校教育（私立）★」「社会教育（非営利）★」）が存在し、これらとの投入構造上の比較が有益であること、から例外的に個別部門ごとに表章されている。

9411-000 間接税（関税・輸入品商品税を除く。）

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報	内閣府経済社会総合研究所	関係する部内資料を含む。
2	平成17年産業連関表	総務省等	
3	各種（一般会計、特別会計）決算書	財務省主計局	
4	地方財政統計年報	総務省自治財政局	
5	経済センサス - 活動調査組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	部内資料

2 生産額

資料1の「間接税」（＝「生産・輸入品に課される税」）の計数を基本に、産業連関表の「間接税」との部門概念差（一般政府の手数料等が間接税には含まれ、事業税が間接税には含まれない）を調整して求めた。

ただし、消費税については、資料1との概念上の相違（関税・輸入品商品税が産業連関表の「間接税」には含まれていない。）から、総務省において別途推計を行い、その値を国民経済計算の消費税額の値と差し替えることで計上した。

3 産出額

国内生産額を以下の3種類の間接税に分割してそれぞれ産出額推計を行い、その後列部門ごとに合算し、間接税の額とした。

① 個別の製品・事業者等を対象とした間接税

個々の間接税を特定の1または複数の列部門に格付けた。複数の部門に格付ける場合は、原則として資料2に基づいて案分に対応した。

個々の間接税の税額の把握には、資料3及び4を利用した。

② 多くの産業が対象となる間接税

多くの列部門が対象となる間接税は、資料1による経済活動別部門間配分額を利用して配分する。これをさらに産業連関表基本分類まで細分化するため、資料2に基づいて案分による配分を行った。ただし、自動車関係税や許可及び手数料については、家計が負担している分もあるので、その分を1/2とみなし、「間接税」としては残りの1/2だけを計上している。

③ 消費税

総務省から提供されるデータを活用して推計した（財務省提供の「38業種別納税額データ」、資料5に基づいて得られた数値を、資料2の数値等から得られる理論上の納付額・還付額で案分を行い計上）。

9511-000 （控除）経常補助金

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国民経済計算年報	内閣府経済社会総合研究所	関係する部内資料を含む。
2	補助金総覧	総務省自治財政局	
3	平成17年産業連関表	総務省等	

2 生産額

生産額は、資料1の計数を基本とし、（補助金受入先及び個別補助金の部門格付けにおいて）資料1と平成23年表で相違する箇所を加減修正することで推計した。

3 産出額

個々の経常補助金（原則として、政府の決算書の「目」が単位）を特定の1または複数の列部門に格付けることで産出額推計とした。複数の部門に格付ける場合は資料3による案分によるほか、列部門担当省庁に配分比・配分額の情報提供を依頼するなどした。

4 備考

○ 産出額推計関係

経常補助金の国内生産額と個別補助金合計との不突合額（差額）については、計数調整会議を経て各列部門に計上している。この不突合分は主に地方政府の補助金として考えることができる。

2 厚生労働省担当部門

9111-000 賃金・俸給

9112-000 社会保険料（雇用主負担）

9113-000 その他の給与及び手当

1 推計資料

No.	資料名	出所	備考
1	国勢調査（22年）	総務省統計局	
2	就業構造基本調査（19、24年）	〃	
3	経済センサス - 基礎調査	〃	
4	経済センサス - 活動調査	総務省、経済産業省	
5	労働力調査	総務省統計局	
6	毎月勤労統計調査特別集計	厚生労働省統計情報部	部内資料
7	法人企業統計（22、23年度）	財務省財務総合政策研究所	
8	各省庁歳出決算報告書（22、23年度）	財務省主計局	
9	特別会計決算参照書（22、23年度）	〃	
10	予算及び財政投融资計画の説明	〃	
11	地方財政統計年報（22、23年度）	総務省自治財政局	
12	市町村別決算状況調（22、23年度）	〃	
13	都道府県財政指数表	〃	
14	地方公務員給与の実態（23、24年）	総務省自治行政局	
15	賃金構造基本統計特別集計（23、24年）	厚生労働省統計情報部	部内資料
16	就労条件総合調査特別集計	〃	〃
17	社会保障給付費（22、23年度）	国立社会保障・人口問題研究所	
18	国家公務員共済組合事業統計年報（22、23年度）	財務省主計局	
19	国家公務員共済組合連合会財務諸表（22、23年度）	国家公務員共済組合連合会	
20	公的年金各制度の財政収支状況	厚生労働省年金局	
21	健康保険・船員保険事業年報（22、23年度）	厚生労働省保険局	

22	財政・事業運営実態調査（22、23年度）	企業年金連合会	
23	厚生労働白書（23、24年）	厚生労働省	
24	住宅・土地統計調査（20年）	総務省統計局	
25	消費者物価指数（20、23年）	〃	
26	建築動態統計調査	国土交通省総合政策局	
27	科学技術研究調査（23、24年）	総務省統計局	
28	経済センサス-活動調査組替集計	総務省政策統括官（統計基準担当）	部内資料
29	平成17年産業連関表	〃	
30	農林業センサス(22年)	農林水産省統計部	
31	農業経営統計調査	〃	
32	漁業就業動向調査	〃	
33	漁業センサス（20年）	〃	
34	国有林野事業統計書（22、23年度）	林野庁国有林野部	
35	地方公営企業年鑑（22、23年度）	総務省自治行政局	
36	日本下水道事業団財務諸表（22、23年度）	日本下水道事業団	
37	鉄道統計年報（22、23年度）	国土交通省鉄道局	
38	数字で見る自動車（2013、2014）	日本自動車会議所	
39	学校給食実施状況調査	文部科学省スポーツ・青少年局	
40	日本郵政グループディスクロージャー誌（2011年）	日本郵政グループ	
41	学校基本調査（23、24年度）	文部科学省生涯学習政策局	
42	地方教育費調査（22、23年度）	〃	
43	放送大学業務報告書（22年度）	放送大学学園	
44	自動車分解整備業実態調査	日本自動車整備振興会連合会	
45	労働者派遣事業報告（22、23年度）	厚生労働省職業安定局	
46	日本の廃棄物処理（22、23年度）	環境省廃棄物・リサイクル対策部	

47	農業協同組合及び同連 連合会一斉調査	農林水産省経 営局
48	独立行政法人評価年 報	総務省行政評 価局

2 生産額

産業分類ベース（必ずしもアクティビティ・ベースとは一致しない）で従業者数、賃金単価を推計し、産業別の賃金単価×従業者数の値を積み上げて雇用者所得の国内生産額とした。

(1) 産業別従業者数の推計

推計を行った従業者は以下のとおりである。

- ・個人業主
- ・無給の家族従業者
- ・有給役員
- ・常用雇用者（正社員・正職員）
- ・常用雇用者（正社員・正職員以外）
- ・臨時雇用者

このうち雇用者所得推計の対象となるのは、有給役員、常用雇用者（正社員・正職員）、常用雇用者（正社員・正職員以外）及び臨時雇用者である。また、役員であっても無給の者や、無償のボランティア労働などは推計対象に含めていない。

従業者数推計として、まず、

ア 個人ベースの従業者数推計値

「国勢調査」から推計した従業者数を、「就業構造基本調査」から推計した本業従事者数に対する副業従事者数割合で膨らませた従業者数

イ 事業所ベースの従業者数推計値

「経済センサス - 基礎調査」及び「経済センサス - 活動調査」から推計した従業者数の2種類の推計値を算出した。これらはそれぞれ特定の一時点での統計調査から推計した従業者数であるから、1年間における取引を表章する産業連関表の単位とは一致しない。そこで、1年間における人数の変動を考慮に入れるため、「労働力調査」の毎月の結果を利用し、ア及びイそれぞれについて23年平均の従業者数を推計した。

次に、ア及びイ両推計値を比較して、個人ベース、事業所ベース、双方の大規模統計を考慮した従業者数推計値とした。これは、基礎資料を一つの統計に限定することで生じるおそれのある推計漏れや、複数の統計を使い分けることで生じるおそれのある重複推計といった問題を回避するための措置である。

(2) 産業別賃金単価の推計

まず、常用雇用者の1人当たり平均賃金（以下、賃金単価という。）を推計し、それ以外の賃金単価、

社会保険料（雇用主負担）、その他の給与及び手当は、常用雇用者賃金単価に対する比率を推計し、先に求めた常用雇用者賃金単価に乗じて算出した。

ア 常用雇用者賃金単価の推計

「毎月勤労統計調査」の調査対象となっている産業についてはその結果を用い、調査対象外となっている産業については次のとおりとした。

- ・農林漁業は「法人企業統計」の従業員単価を採用した。
- ・公務（中央）は、「各省庁歳出決算報告書」等の国の決算書及び「予算及び財政投融资計画の説明」の予算定員から算出した。
- ・公務（地方）は、「地方財政統計年報」、「地方公務員給与の実態」等を用いて算出した。

イ 常用雇用者（正社員・正職員）賃金単価、常用雇用者（正社員・正職員以外）賃金単価及び臨時雇用者賃金単価の推計

「賃金構造基本統計調査」を用いて、常用労働者給与単価に対する比率を算出した。

ウ 役員俸給単価の推計

「法人企業統計」を用いて、従業員給与単価に対する比率を算出した。

エ 社会保険料（雇用主負担）、その他の給与及び手当の単価の推計

「就労条件総合調査」を用いて現金給与総額に対する比率を算出した。

(3) 産業別雇用者所得の推計

(1)で推計した従業者数に(2)で推計した賃金単価を乗じて、産業別に雇用者所得を算出した。

ただし、社会保険料（雇用主負担）については、就業形態の多様化が進んでおり、常用雇用者の中には社会保険料が適用されない者が多数含まれていると考えられる等の理由から、「社会保障給付費」を用いて推計した結果に置き換えた。また、給与住宅差額家賃については、「就労条件総合調査」で把握できる『社宅に関する費用』が給与住宅差額家賃の範囲と厳密に一致しないことから、「住宅・土地統計」をベースに別途推計した結果に置き換えた。

3 産出額

2(3)の産業別雇用者所得を、産業分類と基本分類の対応関係に基づいて、主に経済センサス組替集計結果を用いて基本分類別に組み替え推計した。その際、各種業務資料等、産業連関表のアクティビティをよりの確に捉えていると思われる資料が存在する場合は、必要に応じて他のデータに基づく推計値に置き換えた。

索引

※本索引は、第1章から7章を対象に作成している。

【あ】

アクティビティ・ベース …………… 64, 87

【い】

育成成長 …………… 86

委託生産 …………… 96

一括方式 …………… 102

【え】

影響力係数 …………… 118

円価値単位 …………… 113, 132

延長産業連関表 …………… 84

【お】

オペレーティング・リース …………… 108

【か】

外生部門 …………… 80, 84, 111

確報 …………… 62

家計外消費支出 …………… 91, 110

家計消費支出 …………… 85

仮設部門 …………… 65, 106

学校給食 …………… 88

関税 …………… 99, 110, 146

間接税 …………… 97

間接的に計測される金融仲介サービス
→ F I S I M

感応度係数 …………… 118

【き】

機械組込 …………… 98

基幹統計 …………… 58, 79

帰属計算 …………… 65, 105

帰属家賃 …………… 89, 106

帰属利子 …………… 105

基本価格 …………… 93

基本分類 …………… 64, 90

基本方針 …………… 58

基本要綱 …………… 58

逆行列係数 …………… 24, 81, 114

—— 表 …………… 81

行 …………… 80

供給表 …………… 61

競合部門 …………… 137

競争・非競争混合輸入型 …………… 64, 95

競争輸入型 …………… 95, 116

共同事業 …………… 55

居住者 …………… 85

寄与度 …………… 14

均衡価格モデル …………… 132

均衡産出高モデル …………… 130

金融仲介サービス …………… 105

【く】

屑・副産物 …………… 97, 101, 110

—— 発生及び投入表 …………… 136

【け】

計数調整 …………… 57, 61

現金主義 …………… 86

建設迂回 …………… 98

【こ】

公的活動 …………… 88, 89

購入者価格 …………… 91

—— 評価表 …………… 4, 8, 93

公務 …………… 89

国内概念 …………… 85

国内貨物運賃 …………… 93, 100

—— 表 …………… 143

国内需要 …………… 23

国内生産額 …………… 12, 61, 95

国内総固定資本形成 …………… 86, 98, 139

国内総生産 …………… 15, 19, 84

国民概念 …………… 85

国民経済計算 …………… 84, 110

古紙 …………… 107, 136

コスト運賃 …………… 100

コスト商業 …………… 100

固定資本マトリックス …………… 139

雇用表（生産活動部門別従業者内訳表）
…………… 123, 137

雇用マトリックス（生産活動部門別職業別
雇用者数表） …………… 124, 138

コントロール・トータルズ …………… 61, 95

【さ】

在庫純増 …………… 99

原材料 —— …………… 99

生産者製品 ——	99	使用者主義	65, 108
半製品・仕掛品 ——	99	消費税	93, 110
流通 ——	99	使用表	61
財・サービス	17	商品技術仮定	61
最終需要	19, 91	職業誘発係数	124
—— 項目別生産誘発依存度	25, 121	所有者主義	65, 108
—— 項目別生産誘発額	25, 120	シンメトリック産業連関表	61
—— 項目別生産誘発係数	25, 120	【す】	
—— 項目別粗付加価値誘発依存度	26	ストーン方式 → マイナス投入方式	
—— 項目別粗付加価値誘発額	26	【せ】	
—— 項目別粗付加価値誘発係数	26	生産活動主体分類	64, 87
—— 項目別輸入誘発依存度	27	生産活動単位 → アクティビティ・ベース	
—— 項目別輸入誘発額	27, 122	生産者価格	91
—— 項目別輸入誘発係数	27	—— 評価表	4, 6, 93
再生資源回収・加工処理	103, 110, 136	生産波及	24
細品目分類	61	政府サービス生産者	88, 96, 109
産業技術仮定	61	接続産業連関表	62
産業別商品産出表	61, 140	【そ】	
産業別商品投入表	61	総供給	10, 61
産業連関幹事会	55	総合輸入係数	122
産業連関技術会議	55	総需要	11
産業連関構造調査	59	造船迂回	98
産業連関主管課長会議	55	速報	62
産業連関部局長会議	55	粗付加価値	15, 91
産出	80	—— 率	15, 121
—— 額	57, 61	ソローの条件	115
【し】		【た】	
自家活動	107	対家計民間非営利サービス生産者	89, 96, 109
自家生産・自家消費品	96	【ち】	
自家輸送	107	中間需要	80
—— マトリックス	141	中間投入	15, 80
実際価格	63, 91	中古品	96, 101
実質化	62	長期生産物	86
実質表	62	【つ】	
資本形成部門	139	通過取引	116
資本減耗引当	18, 106	【て】	
資本財	98	鉄屑	107, 136
事務用品	107	【と】	
社会保障基金	88	統一価格	63, 91
13 部門分類	64, 90	統合小分類	64, 90
準公務	89	統合大分類	64, 90
商業マージン	96, 100	統合中分類	64, 90
—— 表	143		

統合分類	64, 90	輸入	10, 95, 99
投入	80	—— 表	146
—— 額	57, 61	【れ】	
投入係数	81, 112	レオンチェフ	66
—— の安定性	113	列	80
—— 表	81, 112	【ろ】	
投入産出表	4, 80	労働誘発係数	122
特殊符号	91, 136	【アルファベット】	
土地の取引	97	C I F (cost insurance and freight) 価格	63, 99, 110
土木迂回	98	CT (control totals)	→ コントロール・トータルズ
トランスファー方式	103	F I S I M	105
取引基本表	57, 81, 85	FOB (free on board) 価格	63, 99, 110
【な】		I-O表 (Input-Output Tables)	→ 投入産出表
内生部門	80	U表 → 産業別商品投入表	
【に】		V表 → 産業別商品産出表	
日本標準産業分類	64, 90		
二面等価	84, 86		
【は】			
発生主義	63, 86		
【ひ】			
非競争輸入型	95, 117		
非鉄金属屑	107, 136		
【ふ】			
ファイナンス・リース	108		
付帯表	62, 68, 135		
普通貿易	99, 146		
物品賃貸業	65, 108		
物量表	135		
部門	87		
—— 分類	58, 64, 87, 90		
プラントエンジニアリング業	97		
プロダクト・ミックス	114		
分離方式	103		
分類コード	90		
【ほ】			
ホーキンス・サイモンの条件	115		
【ま】			
マイナス投入方式	103, 136		
【み】			
民間活動	88, 89		
【め】			
名目表	62		
【ゆ】			
輸出	11, 99		

